

平成19年第2回志布志市議会定例会

目 次

第1号（6月11日）	頁
1. 議事日程	14
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 会・開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	17
11. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について) ……	19
12. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて) ……	21
13. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について) ……	22
14. 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (平成18年度志布志市一般会計補正予算(第9号)) ……	24
15. 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の変更に ついて) ……	29
16. 日程第10 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	29
17. 日程第11 報告第2号 水道事業会計予算繰越計算書について	31
18. 日程第12 議案第47号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について…	32
19. 日程第13 議案第48号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ 公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正す る条例の制定について ……	32
20. 日程第14 議案第49号 志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定に ついて ……	33

21. 日程第15	議案第50号	志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について	34
22. 日程第16	議案第51号	志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について	39
23. 日程第17	議案第52号	志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	40
24. 日程第18	議案第53号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	44
25. 日程第19	議案第54号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	45
26. 日程第20	議案第55号	大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合規約の変更について	45
27. 日程第21	議案第56号	大隅曾於地区消防組合の財産処分について	46
28. 日程第22	議案第57号	志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について	49
29. 日程第23	議案第58号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について (国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台)	64
30. 日程第24	議案第59号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について (海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫)	95
31. 日程第25	議案第60号	志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について	101
32. 日程第26	議案第61号	志布志市過疎地域自立促進計画の変更について	106
33. 日程第27	議案第62号	損害賠償の額を定め、和解することについて	107
34. 日程第28	議案第63号	平成19年度志布志市一般会計補正予算(第1号)	110
35. 日程第29	議案第64号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	121
36. 日程第30	議案第65号	平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第1号)	122
37. 散 会			123

第2号(6月12日)

1. 議事日程	124
2. 出席議員氏名	125
3. 欠席議員氏名	125
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	125
5. 議会事務局職員出席者	125
6. 開 議	126
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	126
8. 日程第2 一般質問	126

迫田 正弘	126
玉垣 大二郎	143
西江園 明	148
小野 広嗣	158
宮田 慶一郎	179
9. 延 会	189

第3号（6月13日）

1. 議事日程	190
2. 出席議員氏名	191
3. 欠席議員氏名	191
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	191
5. 議会事務局職員出席者	191
6. 開 議	192
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	192
8. 日程第2 一般質問	192
岩根 賢二	192
八久保 壹	202
長岡 耕二	221
宮城 義治	232
東 宏二	242
9. 延 会	251

第4号（6月14日）

1. 議事日程	252
2. 出席議員氏名	253
3. 欠席議員氏名	253
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	253
5. 議会事務局職員出席者	253
6. 開 議	254
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	254
8. 日程第2 一般質問	254
小園 義行	254
鶴迫 京子	276
下平 晴行	293

9. 散 会	300
--------	-----

第5号（6月28日）

1. 議事日程	301
2. 出席議員氏名	303
3. 欠席議員氏名	303
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	303
5. 議会事務局職員出席者	303
6. 開 議	304
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	304
8. 日程第2 報告	304
9. 日程第3 平成18年陳情第19号撤回の件	304
10. 日程第4 議案第48号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	304
11. 日程第5 議案第50号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について	305
12. 日程第6 議案第51号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について	307
13. 日程第7 議案第52号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	308
14. 日程第8 議案第55号 大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合規約の変更について	309
15. 日程第9 議案第56号 大隅曾於地区消防組合の財産処分について	310
16. 日程第10 議案第57号 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について	311
17. 日程第11 議案第58号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について（国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台）	314
18. 日程第12 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について（海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫）	319
19. 日程第13 議案第60号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について	322
20. 日程第14 議案第61号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について	323
21. 日程第15 議案第63号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	330
22. 日程第16 議案第64号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	337
23. 日程第17 議案第65号 平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）	338

24. 日程第18	陳情第2号	新若浜地区緑地整備に係るサッカー場施設の整備に関する陳情書	339
25. 日程第19	陳情第3号	日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書	341
26. 日程第20	陳情第4号	教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書	342
27. 日程第21	陳情第6号	「取り調べの可視化」を求める陳情書	343
28. 日程第22	議案第66号	新たに生じた土地の確認について	344
29. 日程第23	議案第67号	字の区域変更について	346
30. 日程第24	発議第4号	日豪経済連携協定交渉において国内農業に影響を与えないことを求める意見書の提出について	347
31. 日程第25	発議第5号	教育予算確保に関する意見書の提出について	348
32. 日程第26	発議第6号	取り調べの可視化を求める意見書の提出について	348
33. 日程第27	議員派遣の決定		349
34. 日程第28	閉会中の継続審査申出について	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長)	350
35. 日程第29	閉会中の継続調査申出について	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)	350
36. 閉会			350

平成19年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
6月11日	月	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程 採決及び委員会付託
12日	火	本 会 議	一般質問
13日	水	本 会 議	一般質問
14日	木	本 会 議	一般質問
15日	金	委 員 会	
16日	土		
17日	日		
18日	月	委 員 会	
19日	火	休 会	
20日	水	休 会	
21日	木	休 会	
22日	金	休 会	
23日	土		
24日	日		
25日	月	休 会	
26日	火	休 会	
27日	水	休 会	
28日	木	本 会 議	委員長報告・採決 追加議案上程・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	水道事業会計予算繰越計算書について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (平成18年度志布志市一般会計補正予算(第9号))
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の変更について)
議案第47号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号	志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号	志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号	志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第51号	志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について
議案第52号	志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第55号	大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合同規約の変更について
議案第56号	大隅曾於地区消防組合の財産処分について
議案第57号	志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について
議案第58号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について (国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台)
議案第59号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について (海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫)
議案第60号	志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
議案第61号	志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第62号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第63号	平成19年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
議案第64号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第65号	平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第1号)
議案第66号	新たに生じた土地の確認について
議案第67号	字の区域変更について
平成18年陳情第19号撤回の件	
陳情第2号	新若浜地区緑地整備に係るサッカー場施設の整備に関する陳情書
陳情第3号	日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書
陳情第4号	教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書

陳情第6号 「取り調べの可視化」を求める陳情書

発議第4号 日豪経済連携協定交渉において国内農業に影響を与えないことを求める意見書の提出について

発議第5号 教育予算確保に関する意見書の提出について

発議第6号 取り調べの可視化を求める意見書の提出について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 迫田正弘	1 豪州との経済連携協定(EPA)締結交渉について	(1) 今後の交渉次第では、農畜産物の関税撤廃等、本市農業に大きな打撃を受ける可能性があるが、これに対する市長の見解と対応策について問う。	市長
	2 公立保育所の民間移管について	(1) 保護者に対する説明会の結果はどうであったか。踏まえて、今後の考え方について問う。 (2) 民間がすべてではないと思うが、保護者の選択肢の一つとして、公立保育所を残す考えはないか。 (3) 民間移管が地域商店等に及ぼす影響について	市長
	3 防災無線について	(1) 防災無線のデジタル化に向けての対応策について ① 現在松山地区は、全戸に戸別受信機が設置されているが、公平な立場から、全市に拡大する考えはないか。 ② 整備にかなりの経費が見込まれるが、基金を積み立ててはどうか。	市長
	4 遊休施設の利活用について	(1) 旧食糧事務所松山支所の活用策について ① 旧食糧事務所松山支所が廃止され、遊休施設となっており、現在競売に付されている。市が取得若しくは借り受け、保健福祉施設や社会教育施設等として活用する考えはないか。 (2) 県営特農事業尾野見地区畑かん施設について ① 曾於東部畑かんの完全通水に伴い、尾野見地区畑かん施設が遊休施設となるが、用途を変更し、水利及び施設を上水道へ転用する考えはないか。	市長
2 玉垣大二郎	1 東九州自動車道整備計画について	(1) 地権者説明会の内容、タイムスケジュールを問う。 (2) 地権者からどのような質問があったのか。 (3) 今後の対応は、どのようにするのか。	市長
	2 学校行政について	(1) 学習環境の整備について	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 西江園明	1 ごみ分別について	(1) ごみ収集の在り方について問う。 ① リサイクル率が全国で4位という報道があったが、市長の感想を聞く。 ② 分別について、水洗いをするにより、逆に河川等が汚れるのではないか。 ③ 紙の分別の種類が多すぎるのではないか。 ④ おじゃったもんせクリーン大作戦等、各種クリーン作戦において、ボランティアで集めたごみを洗う必要があるのか。洗う手間がかかるため、参加が少なくなるのではないか。	市長
	2 街灯（防犯灯）について	(1) 自治会（各集落）内にある街灯について ① 現在の電気料の支払について、平成18年度は、どうなっていたのか。旧町それぞれ違いがあるのか。 ② 違いがあるとすれば、今後どうするのか。	市長
4 小野広嗣	1 防災・防犯対策について	(1) 耐震改修促進計画を策定し、補助制度の導入も含めた住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図るべきではないか。 (2) 防犯・防災情報を市のホームページや登録希望者携帯メールを通じて、リアルタイムに提供できないか。	市長
	2 水道事業について	(1) 市民に安価で安全な水を安定的に供給するための現状の取組と今後の展望について問う。 (2) 限りある資源である水を有効利用するための節水及び断水対策について問う。	市長
	3 スポーツ振興について	(1) 志布志運動公園を中心とした総合的なスポーツゾーンを形成し、スポーツ振興を図るべきではないか。	市長 教育委員長
5 宮田慶一郎	1 各校に対するビロウ樹鉢配布について	(1) ビロウ樹を鉢に植えるのは無理ではないか。	市長 教育委員長
	2 水道事業について	(1) 大迫及び森山水源のこの投資とその効果について	市長
	3 旧志布志町にミニ歴史博物館を設置する考えはないか	(1) 旧志布志町の旧家に眠る歴史的宝物を保存し、観光に役立てるつもりはないか。	市長 教育委員長
6 岩根賢二	1 イメージソングの活用策について	(1) 今年1月、市誕生一周年記念式典で決定した市のイメージソングをもっと活用すべきと考えるが、市長の考えはどうか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 岩根賢二	2 健康増進策について	(1) 施政方針に、『心』かよい合い若さあふれる元気なまちを目指すとする。健康で明るいまちづくりのために、「3・3歯みがき」や「メタボリック解消」、「受動喫煙解消」等に、全市的に取り組む考えはないか。	市長
	3 決算書の調製について	(1) 「決算」は早期調製が望ましいとされるが、平成18年度分は、いつ提出の予定か。 (2) 「主要施策の成果説明書」は、施政方針に沿って体系的に示してはどうか。	市長
7 八久保壹	1 防災対策は万全か	(1) 志布志市の防災基本計画について (2) 災害時の体制について (3) 昨年の水害の教訓について (4) 防災組織活動の重要性について	市長 教育委員長
	2 志布志市の観光対策について	(1) 観光政策と観光戦略会議の経過について (2) 観光戦略と観光資源の見直しについて (3) 志布志市の活性化と観光行政について	市長
	3 地域間格差について	(1) 志布志の現状把握について (2) 消防・教育・農業・自然環境の保持について (3) 行政としての格差への施策について	市長 教育委員長
8 長岡耕二	1 地場産業の発展について	(1) 上海・香港・大阪等で志布志の物産展は考えられないか。 (2) 地産地消の今後の取組について	市長
	2 ポートセールスについて	(1) ポートセールスの現状と今後の計画を問う。	市長
9 宮城義治	1 農業後継者対策について	(1) 専業農家の数と後継者の有無について (2) 後継者と新規就農者の確保対策は。	市長
	2 行政相談員制度の導入を	(1) 市職員全員を地域の相談員、あるいは行政事務連絡担当員に任命することについて	市長
10 東 宏二	1 観光行政について	(1) 種子屋久航路を開設して、高速船の誘致はできないか。 (2) 安楽とどろ溪谷を整備して、市の景勝地に指定する考えはないか。	市長
	2 道路行政について	(1) 旧志布志町町原、中央クリニック付近の生活道の整備はできないか。	市長
11 小園義行	1 本庁舎移転について	(1) 市長として1年4箇月を経過して、現在の所信を問う。 (2) 各種の大きなイベント等、志布志市文化会館で行われている現状を考えると、本庁機能を志布志支所に移す考えはないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
11 小園義行	2 消費生活相談員の設置について	(1) 金融庁が4月に、「多重債務問題改善プログラム」を決定した。本市でも、相談員を置き、多重債務者の問題解決を支援する考えはないか。	市長
	3 国民健康保険について	(1) 昨年9月議会で、国保法第44条に基づく一部負担の減免制度についての質問で、周知徹底をしていくと答弁されているが、減免制度の要綱作成等、どのように取組をされているか。	市長
	4 環境行政について	(1) 本市は、合併浄化槽の普及に積極的であるが、その前提となる側溝等の未整備地区の解消を、どのように各課と検討されたのか。 (2) 二酸化炭素排出量削減に対する具体的な取組はどうか。	市長
	5 農業行政について	(1) 農業公社で研修をされ、独立していかれる就農者への支援は、十分対応されているか。 (2) 志布志市農業生産対策補助金の考え方について問う。	市長
	6 高齢者福祉について	(1) 地域ふれあい交流事業補助金は、当初予算では全く提案されていない。1年限りと説明があったが、復活した大きな理由は何か。 (2) 志布志地区の乗合タクシーは、有明・松山方式と同じ方法で運行することは検討されなかったのか。	市長
	7 教育行政について	(1) 給食費の還付についての運営審議会での議論は、どのような結論になったのか。 (2) 保護者への説明と今後の対応はどうか。	教育委員長
	12 鶴迫京子	1 一般質問のその後の経過と方向性について	(1) 平成16年3月議会（旧志布志町）の一般質問 ① 志布志市文化会館のバリアフリー化について ア 志布志市文化会館のリニューアル事業計画の内容と今後の方向性を問う。 (2) 平成18年9月議会の一般質問 ① 志布志運動公園周辺の整備について ア ふれあい広場・多目的広場下の公園とアピア下の緑地公園について、どう対応されたか。 (3) 平成18年12月議会の一般質問 ① スクールカウンセラーについて検討されたか。 ② AED（自動体外式除細動器）についての取組は。

質問者	件名	要旨	質問の相手方
12 鶴迫京子	2 少子化対策について	(1) 鹿児島県の「かごしま出会いサポート事業」にならって、本市でも少子化対策の拡充として、独自の男女の出会いの場を企画する考えはないか。	市長
13 下平晴行	1 農業政策について	(1) 災害対策及び農地有効利用として、中山間地域総合整備事業を導入するための行政指導はできないか。	市長
	2 公選法違反事件(志布志事件)について	(1) 人権を考える会の要請について (2) 人権尊重都市宣言の制定について	市長
	2 道路行政について	(1) 旧志布志町町原、中央クリニック付近の生活道の整備はできないか。	市長

平成19年第2回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成19年6月11日（月曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成18年度志布志市一般会計補正予算（第9号）)
- 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の変更について)
- 日程第10 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第2号 水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第12 議案第47号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第48号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第49号 志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第52号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第53号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第54号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第20 議案第55号 大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合同規約の変更について
- 日程第21 議案第56号 大隅曾於地区消防組合の財産処分について
- 日程第22 議案第57号 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第58号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

(国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台)

- 日程第24 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
(海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫)
- 日程第25 議案第60号 志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第61号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第27 議案第62号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第28 議案第63号 平成19年度志布志市一般会計補正予算 (第1号)
- 日程第29 議案第64号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第30 議案第65号 平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算 (第1号)

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 井 手 南海男
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 上 村 和 憲
総 務 課 長 中 崎 秀 博	行 政 改 革 推 進 課 長 溝 口 敏 久
企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎	財 務 課 長 溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長 外 山 文 弘	市 民 課 長 竹 之 内 宏 史
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 仮 屋 正 文	志 布 志 支 所 次 長 兼 地 域 振 興 課 長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成19年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により金子光博君と林勇作君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの18日間に決定いたしました。

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。
陳情第2号及び陳情第6号は総務常任委員会に、陳情第3号は産業建設常任委員会に、陳情第4号及び陳情第5号は文教厚生常任委員会に付託いたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成18年度事業報告及び決算書、平成19年度事業計画及び予算書並びに監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（谷口松生君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。
広域連合議会議員につきまして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6名の議員を選出するため、今回選挙が行われることになったものであります。
この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。
そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投

票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（谷口松生君） ただいまの出席議員数は33人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の規定によって、立会人に丸山一君及び八久保壹君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

○議長（谷口松生君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（谷口松生君） 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（谷口松生君） 投票箱の点検をいたしました。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（徳重昭一君） それでは、順にお願いします。

1番、下平晴行議員、2番、西江園明議員、3番、丸山一議員、4番、八久保壹議員、5番、玉垣大二郎議員、6番、坂元修一郎議員、7番、鶴迫京子議員、8番、藤後昇一議員、9番、迫田正弘議員、10番、毛野了議員、11番、立平利男議員、12番、本田孝志議員、13番、立山静幸議員、14番、小野広嗣議員、15番、長岡耕二議員、16番、金子光博議員、17番、林勇作議員、18番、木藤茂弘議員、19番、岩根賢二議員、20番、吉国敏郎議員、21番、上野直広議員、22番、宮城義治議員、23番、東宏二議員、24番、宮田慶一郎議員、25番、小園義行議員、26番、上村環議員、27番、鬼塚弘文議員、28番、重永重久議員、29番、丸崎幹男議員、30番、福重彰史議員、31番、野村公一議員、33番、若松良議員、32番、谷口松生議員。

○議長（谷口松生君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。丸山一君及び八久保壹君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（谷口松生君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数33票、有効投票33票、無効投票0票。有効投票のうち、宮内博君4票、京田道弘君0票、東伸行君0票、西村信一郎君0票、坂口幸夫君29票、榎本一巳君0票、小森こうぶん君0票、以上のとおりであります。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第5、承認第1号から日程第9、承認第5号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第5号まで、以上5件については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成19年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります承認第1号説明資料により説明いたします。

それでは、説明資料の新旧対照表の1ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後でござ

います。改正箇所アンダーラインが引いてありますのでよろしくお願いいたします。

今回、税制改正に伴い市税条例の関係する部分について所要の改正を行っておりますので、主な部分のみ御説明申し上げます。

第23条につきましては、市民税の納税義務者等について規定したものであり、今回新たな信託の累計である法人課税信託に関して、法人課税信託の受託者は法人課税信託の信託資産等と当該受託者の保有資産等を基にそれぞれ別なものとみなして、個人住民税に係る規定を適用することとなり、新たに追加するものであります。

また、取扱いについては所得税と同様に取り扱うこととし、法人課税信託を受託した個人は会社とみなすこと、法人課税信託の受益権は一定のものを除き、株式又は出資とみなすことなど、所得税法の関連規定を準用することとしたものでございます。

2ページをお開きください。

第95条につきましては、たばこ税の税率について規定したものであり、今回特例税率を廃止し、当該税率を地方税法の本則税率としたことにより、税率を1000本につき「3,064円」を「3,298円」とするものでございます。

次に3ページでございます。

附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものであり、今回、同条第4項、第5項につきましては、地方税法施行令附則第12条第22項が廃止されたことによる条項の繰上げによる改正でございます。

また、第6項につきましては、今回65歳以上の者、要介護認定者若しくは要支援認定を受けている者、又は障害者等が居住する既存住宅について、廊下の拡幅、浴室、トイレの改良、屋内の段差の解消等一定のバリアフリー改修工事、これは補助金等を除く自己負担が30万円以上のものでございますが、この改修工事を行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税を100㎡分までを限度に、3分の1減額する特例措置を創設したことに伴い新たに追加するもので、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年の間に、一定のバリアフリー改修工事が完了したものが対象でございます。

4ページをお開きください。

附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率の特例について規定したものであり、今回特例税率を廃止し、当該税率を地方税法の本則税率とするものであり、併せて第1項の廃止に伴う条項の繰上げによる改正を行うものでございます。

次に5ページでございます。

19条の2につきましては、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について規定したものであり、今回これまで証券取引法という名称であったものを、2006年の改正により金融先物取引法などの投資商品に関する法律分をこの法律に統合し、それに伴い名称が金融商品取引法に改題されたことによる改正でございます。

6ページをお開きください。

第19条の3につきましては、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課

税の特例について規定したものであり、今回上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の適用期限が1年延長されたことに伴う改正でございます。

第20条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例について規定されたものであり、今回ベンチャー企業による個人投資家からの資金調達をサポートするために創設された税制優遇措置等、いわゆるエンジェル税制の2年延長に伴う改正でございます。

次に7ページでございます。

第20条の5につきましては、保険料に係る個人の市民税の課税の特例について規定するものであり、今回居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づき一定の金額を限度として、その保険料をその年の個人住民税に係る総所得金額等から控除することを規定したものであります。

議案の方に戻りまして、附則でございますが、第1条では、この条例は平成19年4月1日から施行するというもので、第1号から第3号までそれぞれ各号に定める日から施行するものでございます。

第2条、第3条は、それぞれの税目に関する経過措置を規定したものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、平成19年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志

市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります承認第2号説明資料により説明いたします。

それでは、説明資料の新旧対照表の8ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後でございます。改正箇所にアンダーラインが引いてありますのでよろしく願いいたします。

第2条につきましては、納税義務者等について規定したものであり、今回地方税法第349条の3第32項の廃止に伴い、それぞれの条項の繰上げによる改正を行うものでございます。

次に、附則第10条につきましては、固定資産税等の課税標準の特例が規定されております。

法附則第15条第3項、同条第21項及び同条第27項の特例措置廃止に伴い、それぞれの条項の繰上げによる改正を行うものでございます。

なお、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。



日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成19年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります承認第3号説明資料により説明いたします。

それでは、説明資料の新旧対照表の9ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後でございます。改正箇所アンダーラインが引いてありますのでよろしく願いいたします。

第2条につきましては、課税額について規定したものであり、また第16条につきましては、国民健康保険税の減額について規定したものであります。

今回、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行53万円から56万円に引き上げることによる改正でございます。

なお、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、最高限度額を納めておられる方々がどれぐらいの世帯があるのかですね。そして、今回引き上げます世帯が分かると金額が分かるんですが、総体でどれぐらい予想されているのか。

そして、今回の53万円から56万円のこの課税をされる人たちの年収、だいたい53万円ぐらいだったときはこれこれということ、そして今度56万円に引き上がることによって年収どれぐらいの方々が該当するというふうに考えられるのか、ちょっとお願いします。

○市民部長（嶋戸貞治君） 53万円が56万円に引き上がることによる影響額でございますが、まず影響額につきましては557万円程度でございます。

それと、53万円から56万円の間のほうが9名、それから56万円のちょうど限度額に達する方が186名で、合わせて195件が対象でございます。

それと、所得の状況でございますが、例えば二人世帯で資産が無い場合、53万円の時は給与収入のみですけど、給与収入で734万円、それが56万円が限度額になるということで、56万円の時は給与収入が770万円ぐらいでございます。

○25番（小園義行君） 今回そういうふうに国の施行令が変わって提案をされたんですが、これ、それぞれの自治体にゆだねられているわけであって、志布志市でこの53万円を56万円にどうしても引き上げなければならないという、そういう前提で今回のこういう議論になったのか、当局でですよ。引上げせずにそのままで良いということには議論として無かったのかですね、お願いします。

○市民部長（嶋戸貞治君） 地方税法の方で第703条の4、これにより納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができないという規定になっております。

また、それに伴い施行令の第56条の88の2で、法第703条の4第17項に規定する政令に定める金額は、56万円とするとなっておりますので、これに伴い改正したものでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、承認第3号で国民健康保険税の限度額53万円が56万円に引き上げられると、これは住民にとっては負担増ということであります。先ほど約159件、該当するということですが、国保に入っている方々、先ほど給与収入との関係でお話がありましたが、こういう形で195件の方々、56万円といいますと年収の約1割を国民健康保険税に納めなければならないと、こういった状況が今回の改正でよく明らかになっております。

これまでも国民健康保険税は、収入に対してとても高いものになっているというのは、これまでの国保会計の決算等で収入未済、いわゆる納められないという方々がたくさんあるところにその現状が出ております。今回の改正は、国の施行令に基づいてやるということですが、真に志布志市の国保に加入されている方々の状況を考えたときに、我がまちはこれを引上げをしないと、53万円のままでよいと、そういったこともきちんと考えられて提案されてもよかったのではないかとというふうに私自身は考えます。

収入の約1割を国民健康保険税だけに納めなければならないというこの方々の生活を考えるとき、大変これは厳しいものであるというふうに私は考えます。よって、今回の承認第3号を認めるわけにはいかないという立場で討論としたいと思います。

○議長（谷口松生君） 次に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

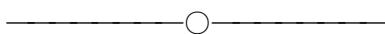
○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。承認第3号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。



**日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度志布志市一般会計補正予算（第9号））**

○議長（谷口松生君） 日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、交付金等の額及び地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成18年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成19年3月30日に平成18年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるとであります。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 承認第4号につきまして、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、交付金等の額の確定や起債同意額の確定等に伴う予算の最終調整により、2,136万円を増額し、予算の総額を183億6,677万4,000円と定めたものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございしますが、災害発生箇所が多く、年度内完成が困難となったため市単独道路維持事業を1,076万2,000円に、市単独道路改良事業を7,251万円に変更するものでございます。

また、3月補正予算編成後に市単独農地災害復旧事業に係る申請件数が多く発生し、年度内完成が困難となったため、農林水産業施設災害復旧事業を9,304万円に変更をするものでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと思っております。

第3表の地方債の補正でございしますが、起債同意額の確定等によりまして、一般公共事業など15件、17億1,340万円の地方債を930万円減額いたしまして17億410万円に変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入では、特別とん譲与税の確定に伴い286万6,000円の減額。

10ページでございしますが、利子割交付金も確定に伴いまして16万1,000円の減額、11ページのゴルフ場利用税交付金も確定に伴いまして1万9,000円の減額となりました。

12ページの自動車取得税交付金も確定に伴いまして302万7,000円の減額、13ページの地方交付税は特別交付税の確定に伴いまして565万9,000円減額いたしております。

次、14ページをお開きいただきたいと思っております。国庫支出金の国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業の補助率増嵩によりまして4,039万2,000円の増額。それから15ページの寄附金は株式会社サンコーからの寄附金、200万円増額いたしております。

16ページをお開きください。市債でございしますが、事業費の確定に伴い総額で930万円減額いたしております。

次に、歳出を説明申し上げます。

この歳出につきましては、市債の確定に伴いまして財源組替えのほか、事業費の確定に伴う最終調整をいたしております。

17ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の一般管理費は、補正の財源調整のため、財政調整基金を685万3,000円増額し、また株式会社サンコーからの寄附金を、地域づくり推進事業基金に積み立てるため200万円増額をいたしております。

18ページをお開きください。

農林水産業費の9目、土地改良費は県営畑地帯総合整備事業に係る追加負担金を371万8,000円増額いたしております。

次、23ページをお開きいただきたいと思います。

災害復旧費の現年農林水産業施設災害復旧費は、3月補正予算編成後、市単独農地災害復旧事業の申請が多く発生したため878万9,000円増額をいたしたところでございます。

以上で、承認第4号の補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 財政に少しお伺いをしますが、今回、200万円株式会社より寄附がなされていると。寄附の目的それらが無いのかどうか。もっと、その寄付行為について御説明をいただきたいというのが1点。

それから2点目ですが、おそらく最終の補正になろうというふうに判断をします。したがって、この補正の提案の仕方、予算の提案の仕方が確かなものであるのかどうかお伺いしておきたい。自治法に抵触をしていないかどうか。2点です。

○企画部長（持富秀明君） まず、第1点目の寄附の目的でございますが、今回の寄附の条件といたしましては地方の活性化、あるいは活力のある地域社会づくりのため、ということで寄附者からの寄附採納願が出ましたので、これにつきまして受け入れることといたしまして、今回基金の方へ計上いたしまして、この目的にふさわしい事業等があった場合に今後それについて支出をしていきたいというような考え方で一応計上をさせていただきました。

それから最終補正でございますが、法的な部分でのお尋ねでございますけれども、年度内のそれこそ年度終了の時点での専決処分でございます。したがって、ほぼ、ほぼと言いますか、起債の額の確定がどうしても事業終了後になりますし、大変遅れ込んでくるわけでございますが、そういった、より最終的な、御指摘のとおり最終的な事業費の確定等を見て予算計上をするわけでございますが、どうしてもこういった計上の仕方にならざるを得ないところでございます。

今回の補正が事業費の確定等に伴い、ほぼ最終的な事業費の確定ということで今回お願いするものでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 寄附をされた会社、そこらへんの説明もしておかなければいかんのかなというふうに思います。

それから、予算の在り方ですが、議会に予算を提案をされるときはもちろん、予算に伴う地方債ある

いは職員の明細、そういうものも最終予算であればあるほど御提案をいただくのが筋じゃないかというふうと思うんですが、そこらが今回は欠落しているというふうに考えますが、どうですか。

○企画部長（持富秀明君） 会社の概要でございますが、サンコーという株式会社でございます、渡辺組の系列の会社でございます。主に工事の請負等、そういう事業等につきまして幅広く事業を展開をなさっている会社でございます。現在、事務所は志布志市有明町伊崎田の方に会社がございます。

専決処分で現にお願いをいたしておりますが、当然起債等ですね、事業費等の変更等があった場合には、その都度予算として提案をしておるわけでございますけれども、どうしても事業が工期的に3月にずれ込む、ずれ込むと言いますか、3月に完成の時期が多く発生いたします。したがって、小さな金額といいますか、変更等がその度に生ずるわけでございます、今回の年度の、それこそ終了間際になってこれらが確定をするというふうになるわけでございます、これらについては御指摘のとおり変更の都度、事前にそれらが把握をできれば変更の都度補正をお願いをしなければなりませんけれども、工期等が3月にずれ込む工事等が多いために、このような変更が生じたわけでございます。

平成18年度におきましては、一方大雨等がございまして、災害等の箇所等も非常に多く発生をいたしまして、事務的なふくそうした面も一部ございまして、このような結果になったところでございます。そのあたりをひとつ御理解いただきたいと思っております。

○31番（野村公一君） 自治法施行令第144条、予算に関する条項があるんですが、この条項に沿って御提案をされているのかという質問です。再度、御答弁をいただきます。

○議長（谷口松生君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

○
午前10時52分 休憩

午前10時56分 再開
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財務課長（溝口 猛君） 議員御質問の自治法施行令第144条に予算に関する説明書ということで、おそらく御指摘の件につきましては、これの第4号、地方債の資料そういったたぐいのものが付いていないんじゃないかということだと思います。

補正予算等に関しましては、地方自治法第218条に基づきまして一応調製するところでございますが、法的な解釈としましては、施行令第144条につきましては当初予算に関する説明書という解釈をしております。

なお、補正予算におきまして、予算に関する説明書を添付することにつきましては旧町それぞれ違ったわけでございます。有明町、松山町等におきましては地方債等の資料につきましては補正予算については添付しなかったと。それから志布志町におきましては、補正予算におきまして地方債の資料を添付したということでございます。合併になりましたから、一応当初予算につきましてそういう説明書を添付するという形で資料を出しているわけでございますが、そのへんの件につきましては今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） まだ質疑がありますね。これは協議会に移しましょうか。

○
午前10時58分 休憩

午前11時00分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議に返します。

ほかに質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） 農地災害復旧事業のことでちょっとお尋ねしてみたいと思います。

私が、3月議会で一般質問をしたときには、繰越しについては2割の負担を徴収しているというようなことでの答弁があったわけですが、この補正を見ますと、どこにその予算が入っているのかちょっと分かりませんが、そのことについてお伺いしてみたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

今回の最終補正にあたりましては、市単独の補助事業でございますが、18年度は10割補助ということでやってまいりました。そういった関係で、昨年度は特に災害がたくさん発生をした関係でいろんな手続が遅れまして、最終補正後にいろんな見積り等が断続的に出てきたということで、今回こうして補正をさせていただくことになったところでございます。予算書は23ページのその他補助金で878万9,000円ほどさせていただいております。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

それでは前後しますけれども、先ほどの検討課題について、正式に答弁させます。

○財務課長（溝口 猛君） お答えします。

先ほど議員の御質問でございますが、今までは当初予算について予算に関する説明資料等を、特に地方債にかかる資料等を付けておりましたが、今後におきましては補正予算の時もそういう資料を添付するという方向で検討していきます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の変更について)

○議長(谷口松生君) 日程第9、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者となる団体の法人格が有限会社から株式会社に変更されたことに伴い、緊急に志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者となる団体を変更する必要が生じ、平成19年3月30日に志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の変更を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

日程第10 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長(谷口松生君) 日程第10、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

本案は、平成18年度一般会計予算及び平成18年度志布志市介護保険特別会計予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明を申し上げます。

平成18年度志布志市一般会計補正予算（第7号）及び（第9号）で議決をいただきました繰越明許費が確定をいたしましたので報告いたします。

まず、土木費の市単独道路維持事業につきましては、1,067万4,000円を繰り越すものでございます。財源は全額一般財源でございます。

次の地方道路整備臨時交付金事業につきましては、1,184万5,000円を繰り越すものでございます。財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が651万2,000円、市債が530万円、一般財源が3万3,000円でございます。

次の地方改善施設整備事業につきましては、505万1,000円を繰り越すものでございます。財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が252万6,000円、市債が240万円、一般財源が12万5,000円でございます。

地方特定道路整備事業につきましては、3,050万7,000円を繰り越すものでございます。財源内訳は、既収入特定財源の市債が12万1,000円、未収入特定財源の市債が2,730万円、一般財源が308万6,000円でございます。

市単独道路改良事業につきましては、7,239万5,000円を繰り越すものでございます。財源内訳は、未収入特定財源の市債が6,890万円、一般財源が349万5,000円でございます。

県単の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、3,205万2,000円を繰り越すものでございまして、財源内訳は、未収入特定財源の県支出金が1,602万6,000円、市債が1,600万円、一般財源が2万6,000円でございます。

以上が土木費関係でございます。

次に、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧事業につきましては、9,086万7,000円を繰り越すものでございまして、財源内訳は、既収入特定財源の市債が6万1,000円、未収入特定財源の県支出金が8,110万2,000円でございます。市債が70万円、一般財源が900万4,000円でございます。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、9,764万2,000円を繰り越すものでございます。財源内訳は、既収入特定財源の市債が4,000円、未収入特定財源の国庫支出金が6,234万7,000円、市債が2,080万円、一般財源が1,449万1,000円でございます。

以上が平成18年度志布志市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についての説明でございますが、繰越額総額は3億5,103万3,000円でございます。財源内訳は、既収入特定財源の市債が18万6,000円、未収入特定財源の国庫支出金が7,138万5,000円、県支出金が9,712万8,000円、市債が1億4,140万円、一般財源が4,093万4,000円でございます。

以上が一般会計でございますが、次に介護保険特別会計でございますが、総務費の後期高齢者医療制度対応介護保険システム改修事業につきましては、483万円を繰り越すものでございます。財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が95万5,000円、一般財源が387万5,000円でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 以上で繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



日程第11 報告第2号 水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（谷口松生君） 日程第11、報告第2号、水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

報告第2号、水道事業会計予算繰越計算書について説明申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市水道事業会計予算を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の局長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道局長（徳田俊美君） 報告第2号、地方公営企業法第26条第3項により、水道管理者から市長に報告を行いました予算の繰越しにつきまして、その内容について説明させていただきます。

予算の繰越しにつきましては、3件であります。

まず、法第26条第1項によるものとしまして、森山地区配水管布設替工事であります。これにつきましては、コスト縮減を図りますことから建設部発注の側溝布設工事と並行して実施しておりましたが、建設部工事が繰越しとなりましたことから併せて繰越処理したところでございます。

次に、法第26条第2項によるものとしまして、大迫水源地、野神原水源地の冠水対策工事であります。これにつきましては、先に発生しました災害と同一敷地内の工事となりますことから、国庫債による復旧工事を優先させ、かつ次年度の集中豪雨発生の時期までに完成させることが必要なことから、年度内発注と繰越しをもって完成できるよう繰越処理したところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 以上で水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第12、議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第12 議案第47号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第47号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公文書の閲覧に係る手数料を無料としている情報公開制度及び個人情報保護制度との整合を図るため、手数料の名称に関する規定を改正するものであります。

内容としましては、別表第1、手数料の名称の欄のうち、「公簿、公文書及び図面の閲覧又は証明手数料」から「公文書」を削るものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり決定いたしました。



日程第13 議案第48号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第48号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷及びダグリ公園の公園施設の利用料金の減免について、指定管理者の裁量による弾力的な運用を図るため、利用料金の減免の取扱いに関する事項を改めるものであります。

内容としましては、利用料金の減免規定の中から、「市が主催する行事に利用するとき。」を削るものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 今回の改正で指定管理者制度を導入したことで、これまでは市長が公益上必要と認めていたわけですが、それが削除されて指定管理者の裁量というと非常に幅が広がるんじゃないかという気がします。

この改正前の条例と新しく改正されるこの条例上の公益上と、そういうのを行政として指定管理者に求めている公益上、公益というのをどのように把握されて、こういう条例改正になったのかお願いします。

○総務部長（井手南海男君） 今回の一部改正ということですが、主な理由としましては、今議員から御質疑のような裁量権という範囲での、この見直しということもございますけれども、公益上という部分につきましては、一応私どもとして想定しておりますのは、地震とか火災、風水害等の災害発生に応急収容施設として利用させる場合とか、あるいは児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等々の利用によりまして当該施設の、あるいは当該施設の教育訓練、更正等のための活動の一環ということ等で利用する場合を公益上、特に必要があるというふうに想定しているところでございます。

ただし、この部分につきましても場合によっては、その費用を公から事後において支出するという必要であろうかというふうには考えております。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第14、議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第14 議案第49号 志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第49号、志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、有明開田の里公園の利用を促進し、地域の活性化を図るため、販売行為を伴うイベント等の実施のための利用についても当該公園の目的とする必要があるため提案するものであります。

内容につきましては、第5条第3項第2号に規定している「営利を目的として利用し、又はその恐れがあるとき。」を削り、併せて用語の整理をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。



日程第15 議案第50号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第50号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、地方自治法第228条第1項の規定により、志布志市地域活性化住宅の家賃の額を条例で定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 補足して説明を申し上げます。

管理規則第8条で家賃を定めておりましたが、今回、条例第12条で家賃を明記するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二議員から発言通告が提出されていますので、まず岩根賢二議員の質疑を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） ただいま部長の補足説明の中にもありましたけれども、説明資料の14ページに新旧の条例の対照表がありますが、これの旧の方の第12条で、規則で定めるということで今部長が説明になったとおりだということに理解はするわけですが、ではそもそもその管理規則の中で定めた法的な根拠は何だったのかということを示していただきたいと思います。

○建設部長（宮苑和郎君） 説明申し上げます。

志布志市で管理している住宅につきましては、4種類あるわけですが、この地域活性化住宅だけにつきましては規則で定めておりましたので、今回条例の方に変更するということで全部の四つが整合性を持つようお願いしたいということでございます。

この使用料につきましては、自治法の第228条の第1項で、条例で定めるというふうになっておりましたので、今回地域活性化もほかの住宅と一緒に、条例等で整理するというようお願いしたいと思います。

○19番（岩根賢二君） そのことは理解するわけですが、そもそもだから活性化住宅がなぜこの地方自治法の第228条第1項の規定により家賃を定めていなかったのかということを知りたいわけですね。

○建設部長（宮苑和郎君） 3カ町で四つの住宅管理、使用料かれこれあったわけですが、今に思いますとたぶん間違っていて、規則で家賃を定めておいたというふうを考えております。今回そのように修正させていただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 2点だけ確認をしておきたいと思います。まず第1点ですが、第12条の第2項中「入居者の区分に変更があったとき」というふうに明記されておりますが、この変更をどのように把握をされるのか、その方法を1点。

さらに、このことが変更については申請主義であるのかどうか。それが2点目です。

それから小学生以下の子供が同居するという場合は3万円、その他については3万5,000円と。この開きの理由をひとつ伺いしておきたいというふうに思います。

○建設部長（宮苑和郎君） 入居者の区分でございますが、今二通り3万円と3万5,000円あるわけですが、この金額はこの条例で定めておるわけですが、この方法といたしましては電算等で生年月日かれこれ、小学校卒業、一番最後の子が卒業したかどうか電算等で振り分けは分かると思いますので、そのへんで住宅係でチェックをするというふうに考えております。

それから一番下の子供が小学校を卒業したのかどうかということに、申請主義なのかというようなことですが、申請主義でなくてこちらの方でチェックをしていくというふうに考えております。

もう1件の差額でございますが、これは旧有明町でいろいろ検討をいたしております。当初、有明町、旧町の方でその敷地等や、その団地内の道路いろいろ試算をいたしまして、15年いたしますとその人に返すと、戻すと、戻すというんじゃなくて売却するということで土地の料金とかいろいろ試算をいたし

まして、3万円からと3万5,000円とあれば大丈夫であろうということで、この差を試算をいたして運用しているということでございます。

○31番（野村公一君） もうちょっと詳しく教えてください。

役所の方で、住宅係の方で電算で把握をしているということで、それは確かに把握ができるんですが、その係の方が毎月電算を、住宅の入居者の電算を見られますか。これは月ごとに、その家賃の変更もしていくという条例ですよね。毎月その入居者の状況を電算で眺められますか。その点もう一回教えてください。

○建設部長（宮苑和郎君） この家賃につきましては毎月見るんじゃなくて、その家族で最後の、3名おれば3名のうちの3番目の子供が小学校を卒業するまでは同じ3万円の家賃であるということでございます。

それを卒業されまして、中学校等になっていけば3万5,000円になっていくという2段階になっているという状況でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 少し不勉強です、ごめんなさいね。この地域活性化住宅という、これが有明地域だけにあるのかですね、まずそこが1点。どれぐらいの戸数があるのか、ちょっとお願いをします。

2点目に、今回条例で定めると、公営住宅法という法律もあって、いろんな家賃ですか、これは本来1戸借りると、そこに何人住もうが一人で住もうがそれは条例でいろいろあるでしょうけど、3万円なら3万円ということで契約をされて、そこに家族が5人おろうが6人おろうが基本的なことでは同じではないといけないと思います。もし、こういう形であなた方が支援をしているということであればですよ、それは家賃は一緒にして、こういった場合はということで別に条例なり作って補助金を出すという形にしないと行政が頑張っているよということが見えないじゃないですか、これでは。だから、そういうことの議論というのはこの法令審査会含めてなかったのかですよ。

これ、良いことなんですけれど、こうして補助してやるというのはですよ。行政がやっていることは一つもこれでは見えないでしょう、これ。先ほど野村議員の方からもありましたように毎月これ見るなんてことは到底できませんよ。僕なんか家が借りるときも、月3万円なら3万円と、そこに5人住もうが6人住もうが、そういう形で変わっていくというのは基本的な考え方だと思いますけどね。

○建設部長（宮苑和郎君） この活性化住宅という分につきましては、旧有明町だけに四つの団地でございますが、42戸ございます。その目的が、旧有明町の人口を増やすと、活性化、特に各校区、学校、小学生等が少なくなって複式等になってしまうといかんというようなことで、各校区に今四つ団地、42戸設けております。

その家賃は、先ほどから言うとおりの、小学校を卒業するまでは全部同じ家賃で、4名おろうが5名おろうが3万円と。それを卒業していけば3万5,000円ということで、旧有明町が考えたのが、活性化、人口を増やすと、そして学校等の複式にならないようにという目的で、特別というわけじゃないんですが、このようなことを考えて15年後にはなんとか試算もばあになるなということで、目的がそのようなことだったので、このような体系を取って進めておるところでございます。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

○11番（立平利男君） 今日まで旧有明町が取り組んで非常に入居者が多いわけですが、住宅を造った地域は非常に子供たちも増えていいなと思っております。

第12条の第1項第1号ですが、小学生以下が3万円、同居するということになっておりますが、これをもうちょっと幅広く検討できないかな、今少子化対策等のいろんな政策も来ておりますが、せめて高校生になるまでは3万円で子育てを応援すると、そういう意味合いからも今後検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○建設部長（宮苑和郎君） これらの家賃の使用料でございますが、もうちょっと検討できないかというようにございまして、このへんは財政かれこれ今までの積算の基、それから活性化しているかしていないかの状況等を踏まえてですね、今後検討をする余地があるかないかですね、今から考えていきたいというふうに思います。

○28番（重永重久君） 所管でありますので、詳しくは聞きませんが、この地域活性化住宅というのはですね、PFI、民間活力導入資金ということで以前に同僚議員が一般質問して、それから始まったような気がいたしておりますが、今の状況をひとつ確認をしておきたいんですが、前は有明町にいる人は入れないということで、町外からの人でないと入れさせないというのがそういう条例、規則にあったようでございます。私は、非常に前の町長、旧町長あたりにも言った経緯があるわけですが、町内の人が入れず若者は町外に出て行くというような非常に不合理な観点もあったわけですね。だから子供がいなければいけないということが、それも条件でございましてけれども、そのときにそういう要綱、条例、規則が作られたのが、現在も、例えば旧志布志町、松山町、有明町、そのへんの若者は入れないのかということを確認しておきたい。有明町だけができているから有明町の人を入れられないのか。そこらあたりをですね、ちゃんとここで明確に示していただきたいというふうに思います。

○建設部長（宮苑和郎君） 旧有明町の時期にPFIに沿ったような形で特に地域活性化と、町内よりか町外の方を優先して入れると、とにかく人口増それと学校関係ということで、採用につきましても地域外の小学校以下は件数も多くして今やっておるところでございますが、要望は地域の町内の方の若者は入れないのかというのも話は重々あったわけですが、そのへんも今でも市外、町外から申込みがまだ多いような実情でございます。

そのへんも考えながら、執行部当局でいろいろ検討の余地はあるのかなというふうに考えておりますので、家賃、ほかの住宅等の家賃等やいろいろと、今後の個人の住宅、それから公共の住宅等の建ち方、入居者の人数ですね、そういう等々を考えながら家賃や、それから要綱等の中身を市内にもおろすのか、検討していきたいというふうに考えます。

○28番（重永重久君） 所管でありますので、市長にそういう取組について、前有明町長もされておったわけですが、先ほど言った町内の人を入れられないとかというような規則があったようでございますが、そこらへんの見直しをされたのか、されるつもりか、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの御議論になっている地域活性化住宅につきましては、旧有明町で取り組んだということで、この主な目的は、その地域の少子化対策というものが主な目的であったというふうに思っております。その地域の学校が、複式学級にならないための措置というようなことで、このような地域活性化住宅に取り組んだという経緯がございます。

そして、そのときの入居の条件といたしましては、さまざまな条件を設定いたしまして、入居者に対しまして採点をしたと、点数付けをしたという経緯がございます。1番に大きいのは子供がいること、条件といたしまして子供がいること、学齢未満の子供がいるということが点数付けの大きな要件になっていたと。そして、その中で町外から来ていただける方も、その採点の基準になっていたと、大きな採点の基準になっていたというようなふうに記憶しております。

そのようなさまざまな要件を採点いたしまして、得点の高い方から入居していただいたということで、総体的に町内の方が得点が低くなったという経緯がありまして、町外の方に来ていただきまして町内の人口を増やす、そして学齢未満の人口を増やしたというような効果がある住宅政策ではなかったかなというふうに思っています。

そのような経緯がございますので、そのことを踏まえて、今後も住宅の入居者の募集については考えていきたいというふうに考えております。

○26番（上村 環君） 今回の議案第50号につきましては、活性化住宅の家賃が規則であったために整合性を持たせるために条例化したということが大きな理由だということではありますが、私は先ほどから質疑がありますように、さまざまな問題点がこれで分かってきたと言いますか、というのは、やはりその地域の少子化対策、こういったものが大きな目的として建設をされ、そしてまたそういう差額を、区分を設けるということであれば、やはりその考え方に立つとしたら全市的に取り組むべき課題であろうと思っております。

しかも小学校を卒業するまでということではありますが、やはり助成をするという考え方でいきますと中学校、高校若しくは大学と行くにしたがって生活費が増大をするというような現状を考えました時に、あまりにもこの考え方、先ほど整合性を持たせるために今回提案をしたのであるということではありますが、非常に議論が絶えないということで今後委員会、それぞれ付託された場合、審議されようかと思いますが、これにつきましては地域活性化住宅、有明のみならず全市的な角度から議論をしていただきたいと。

特に、旧松山町におきましても目的は地域活性化ということで取り組んできておりますので、そういったことも踏まえながら、市長におかれてもこの条例については内容的にもっと掘り下げて検討をしていただきたいということを考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいま御提案しております地域活性化住宅というのは、現状では旧有明町の地域でしかないということがございます。

そのようなことで、今回法令に基づいた形で整合性を持たしたいということで御提案申し上げたところでございました。今、さまざまな議論が提案されているようでございますが、そのことにつきまして、本当に改めて少子化対策という面から、それから地域活性化という面から取り組んで、それからそれで

検討しなきゃいけない項目だなというふう思ったところでございます。

しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第51号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第51号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふるさと村の収入について利用料金制を採るため、利用料金の取扱いに関する事項を定める等の必要があったため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（永田史生君） 議案第51号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

新旧対照表で説明をいたします。15ページをお開きください。

まず、第4条については、利用料金制を採るため、ふるさと村の利用にかかわる使用料の徴収に関する業務が無くなるため削除し、それぞれ各号を繰り上げる改正であります。

第5条につきましては、宿泊施設利用料金にかかわる利用時間を明確にするための改正であります。

第7条は、指定管理者が利用料金制になることで管理と経営を効率よく発揮できるように改正するものであります。

16ページをお開きください。

第11条、12条につきましては、使用料を利用料金制にするため、関連条文の改正であります。

第13条は、利用料の減免について、先ほど議案48号と同じく基本的な考え方を規定したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第52号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第52号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、志布志地区公民館分室を住民の使用に供するため、その設置及び管理に関する事項を定めるとともに、他の公の施設に係る条例との整合を図るため、規定の整理を行うものであります。

詳細につきましては、担当に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長（上村和憲君） それでは議案第52号について、補足して御説明申し上げます。

今回の志布志市公民館条例の一部改正につきましては、合併前から志布志町におきまして懸案となっておりましたハローワーク志布志の跡の施設を今回譲り受けましたので、9月1日からの志布志地区公民館の分室として住民の方々の公民館活動等の使用に供するため、現行の公民館条例を字句の整理及び規定の整理と併せて改正するものでございます。

それでは付議案件説明資料の18ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表で御説明申し上げます。右側が改正前で左側が改正後でございます。改正箇所アンダーラインを引いてございますのでよろしく願いいたします。

新第1条の設置の規定につきましては、公民館設置の根拠が社会教育法第21条第1項でありますことから、条のずれを今回補正するものでございます。

新第3条開館時間の規定につきましては、旧第3条で規定します公民館の事業は、社会教育法に規定してある、いわゆる法定事項のためにこの規定を削除し、開館時間の規定に置き換えるものでございます。

新第4条の休館の規定につきましては、旧第4条の規定では月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合の取扱いが不明確でありましたもので、これを新第4条では第2項として独立させて規定の整理を行うものであります。

また、旧第5条の使用時間の規定につきましては、字句の整理を行った上、新第3条とするものでございます。

新第5条の使用の許可規定につきましては、旧第6条第1項、第2項の字句を整理し、第3項として許可基準の規定を追加しまして、旧第6条を新第5条とするものでございます。

19ページをご覧ください。

新第6条の使用の制限規定につきましては、他の条項の規定の整理に伴いまして規定を整理するもので、また損害賠償の主体は教育委員会ではなく市であるため、字句を整理し、旧第7条を新第6条とす

るものでございます。

新第7条の使用権の譲渡等の禁止規定につきましては、旧第11条、旧第13条第2号に二重規定してありましたために、それを整理して新第7条とするものでございます。

新第8条の原状回復義務の規定につきましては、旧第13条第3項の規定を整理いたしまして、この新第8条とするものでございます。

新第9条の使用料の納入規定につきましては、図書室は使用料を徴収することはなじまない施設であるという考え方から、使用料を徴収しないこととして取扱いをいたしまして、旧第8条を新第9条とするものでございます。

開けていただきまして20ページをご覧ください。

新第10条の使用料の減免規定につきましては、使用料の徴収権者、減免、還付も含みますけれども、それにつきましては教育委員会ではなく市長であるために規定を整理いたしまして、旧第9条を新第10条とするものでございます。

新第11条の使用料の不還付規定につきましては、旧第10条の規定を整理いたしまして、新しく第11条とするものでございます。

それから新第12条の損害賠償義務の規定につきましては、旧第12条の規定を新第5条と、教育委員会いわゆる公民館管理規則に分割整理をするために、今回この規定を削りまして損害賠償義務の規定に置き換えるものでございます。

また旧第13条の使用上の注意規定につきましては、それぞれ新第7条、新第8条そして教育委員会の管理規則に分割整理をいたしますために、この規定を削るものでございます。

21ページをご覧ください。

旧第14条の損害賠償の義務規定につきましては、規定を整理いたしまして、新第12条としたところでございます。

新第13条の職員の規定につきましては、必置する職員と任意に置く職員の区分を明確にするもので、旧第15条を新第13条とするものでございます。

新第14条の志布志市公民館運営審議会の規定につきましては、委員の任期に関する規定を追加し、旧第16条の規定を整理いたしまして、この新第14条とするものでございます。

それから新第15条の委任規定につきましては、旧第17条の規定を整理いたしまして、この新第15条とするものでございます。

それから新第16条、過料規定につきましては、他の条項の繰上げに伴いまして規定を整理して、旧第18条、第19条を整理統合した上で、この第16条とするものでございます。

それから22ページをお願いいたします。

附則の関係につきましては、他の条の規定の整理に伴いまして経過措置の規定を整理するものでございます。

23ページ、中ほどになりますが、別表第1の関係につきましては、志布志地区公民館分室の供用開始に伴いまして、別表第1号本館の表と分室の表に区分するものでございます。

また別表第2の関係につきましては、分室の使用料を設定し、図書室の使用料規定の削除及び時間区分、端数整理等が不明確でございましたので、これを追加整理したものでございます。

また、この条例につきましては9月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○25番（小園義行君） 委員会付託になるということですが、この分室ですかね、ここは地区公民館の本館があり、そして分室ということで人は置かずに必要な住民からの申出があったときだけ開館をする。そして図書室もここには置かないというふうに考えていいのかですね、少し、そこだけお願いをします。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この社会教育の中には分館という言葉が使ってございますけども、今回私ども分室といたしましたのは、多少本館から離れた場所にある館ということで、機能そのものは本館と一体的なものということで分室とさせていただいたところでございます。

昨年の補正で申し上げたと思いますけれども、一応、1階、2階それぞれ改修工事をいたしまして、研修室という位置付けで今回設定をしたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（立平利男君） 少しだけちょっと理解できなかったんですが、第13条ですが。旧でいくと職員を置く、新しく置くことができる、職員の立場の明確化ということに触れられましたけれども、どういうふうに変わっていくのか。そこを御説明いただければと思っております。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

旧条例におきましては、館長のほか、主事その他の職員を置くということにしておりましたが、今回の新しい条例につきましては、その主事を置く、そしてその他必要な職員を置くことができると、条例公民館として正式に館長及び主事ということで明確化をさせていただいたところでございます。

その他の必要な職員を置くことができる、必要に応じてそういった運用もできますよということで、こういったできる規定を設けさせていただいたところでございます。

○11番（立平利男君） 今、理解しましたけれども、旧でいくと「置く」ですから必ず置かなければならないという理解をします。

今度置くことができるということになりますと、必要に応じてということですので、その説明をいただければと思います。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

今回の条例につきましては、公民館に館長及び主事を置き、ここで限定しております。そして、その他の必要な職員については置くことができるということで、その他の必要な職員をできる規定ということにしてございますのでよろしくお願いいたします。

これまで合併前につきましては、旧志布志町におきましては条例公民館ということでそういった形で

他の、例えば有明町の公民館に比べますとそういった主事、必要な事務職員を置かれてこれまで活動をしてこられたということをお聞きしたところでございます。

○17番（林 勇作君） 一言お尋ねをいたします。

この館長というのは、生涯学習課長が館長ということでよろしいということですね。

それと、この主事、いわゆる旧志布志町では委託をされて雇用をされていたと。そうなりますと、自治校区公民館長と、この館長の権限の範囲というか、そこらあたりの調整は館長がされるわけですか。それとも、もっといろいろお聞きしたいこともあるんですが、集落の行事には関係させないとか、いろいろ所によって違うわけで、そこらあたりを明確にさせていただかないと、雇用される人たちと集落とのいろんなトラブルが出てくると思うんですよ。そこらあたりを教育委員会として把握しておられるのか。

また、今後集落との円滑な運営をするためには、教育委員会としてはきっぱりとした信念を持っていただかないと、いろいろずれがあるというようなことも聞くわけですが、そこらあたりも含めてひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

今御指摘ありましたように、そういった校区内におきますいろいろなトラブルとまでは申しませんが、いろいろ不平不満が出ているということはお聞きいたしております。

今後、公民館の主事研修会含めて、公民館長さん等の会議におきましても、今御指摘いただきましたことも十分議題に上げてしっかりした公民館活動、そして事業のすみ分けもしっかりしていくような形で推進をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○17番（林 勇作君） 委託をされる場合の条件として、はっきり申し上げまして何年を基準にされておられるのか。それとも内部でどのような選考とか、そういうものをされて雇用されておられるのか、再度ひとつお尋ねいたします。簡単で結構です。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

働いております臨時職員の方につきましては、これまでいろいろそれぞれの町の経過がございまして、何年という基準というものは設けておりませんが、そういう研修を通じまして、やはり皆さんと一緒に活動がうまくいくような形で指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） 選考基準はないんですか。

○教育次長（上村和憲君） 失礼いたしました。

特段そういった選考基準というのは無いと考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後は1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後 0 時 06 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

お諮りします。日程第18、議案第53号及び日程第19、議案第54号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第18 議案第53号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第53号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正による投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単価の改正に伴い、投票所の投票管理者等の報酬額を改める必要があるため提案するものであります。

内容につきましては、別表中の選挙長から期日前投票所の投票立会人までの報酬額を100円ずつ減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

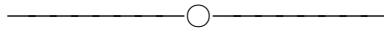
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり決定いたしました。



日程第19 議案第54号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第54号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について説明申し上げます。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、熊毛郡上屋久町及び同郡屋久町の廃置分合により、平成19年10月1日から、廃されることとなる熊毛郡上屋久町、同郡屋久町及び屋久島広域連合を脱退させ、設置されることとなる屋久島町を加入させ、鹿児島県市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条並びに地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、組合同規約の別表第1及び第2中の「上屋久町、屋久町」を「屋久島町」に改め、「屋久島広域連合」を削るものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

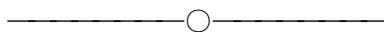
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり決定いたしました。



日程第20 議案第55号 大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合同規約の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第55号、大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び大隅曾於地区消防組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合理約の変更について説明申し上げます。

本案は、平成19年4月1日から地方自治法の一部改正により助役、収入役制度の見直し及び吏員制度が廃止されたこと並びに平成20年4月1日から大隅曾於地区消防組合を組織する鹿屋市が脱退することに伴い、大隅曾於地区消防組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、鹿屋市に関する部分を削り、「助役」を「副管理者」に、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員及びその他職員」を「職員」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第56号 大隅曾於地区消防組合の財産処分について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第56号、大隅曾於地区消防組合の財産処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、大隅曾於地区消防組合の財産処分について説明申し上げます。

本案は、平成20年4月1日から鹿屋市を大隅曾於地区消防組合から脱退させ、これに伴う大隅曾於地区消防組合の財産処分について、地方自治法第289条の規定により、関係市町の協議が必要であるため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第56号、大隅曾於地区消防組合の財産処分について、補足して御説明を申し上げます。

財産処分につきましては、お手元の議案の次のページ、財産処分に関する協議書というのがございます。そこをお開きいただきたいと思います。

大隅曾於地区消防組合につきましては、平成20年3月31日をもって大隅曾於地区消防組合から鹿屋市

が脱退することに伴う財産処分の協議の内容でございます。

まず、1の鹿屋市に帰属する財産につきましては、(1)にございますが、資産の部の固定資産の建物でございます。輝北分署庁舎面積243.26㎡。平成11年2月に6,436万5,000円で建設されております。平成20年3月時点で9年1カ月の経過となりまして、評価額が5,028万8,374円ということでございます。また、動産の車両につきましては、高規格救急自動車1台、平成12年11月に3,697万円で導入され、7年と4カ月の経過となりまして評価額が184万8,500円、それから水槽付可搬ポンプ積載車1台につきましては、平成8年3月に6,000万円で導入。12年の経過となりまして、その評価額は30万円でございます。備品につきましては、風速計等の備品217件の評価額が122万9,628円となりまして、資産の部の評価額合計額が5,366万6,502円ということになります。

次に(2)の負債の部でございますが、平成20年3月末の地方債の一般単独地方債、借入金残高1,852万1,698円、うち1,824万7,530円、利子27万4,168円となっております。鹿屋市分の借入残高が118万1,944円となります。

このことによりまして、大隅曾於地区消防組合のすべての財産から鹿屋市へ移管帰属する分を精算したことによりまして、鹿屋市が大隅曾於地区消防組合へ支払う精算金は、次のページをお開きいただきたいと思っております、大隅曾於地区消防組合のすべての財産、資産合計が7億5,920万8,445円、うち鹿屋市の財産率につきましては、積算負担金に基づく鹿屋市の財産率は6.3814%となっております。ということで、財産率に見る財産額は4,844万8,127円となります。鹿屋市へ移管帰属する財産は、資産合計5,366万6,502円と負債合計118万1,944円を合計しまして5,484万8,446円となっております。

以上のことから、鹿屋市が大隅曾於地区消防組合へ支払う精算額を640万319円とするものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、財産調書が議案に添付してございますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○26番(上村 環君) 議案第55号にも関連することでありましたが、56号ということで併せて関連しますので、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、今朝ほど全協におきまして、消防組合議会において今回提案される議案についての事前の調査、そして議会が開かれたということで詳細に説明があったところでございます。

その中で、旧輝北分署は輝北町と大隅町、それから野方地区を所管しているエリアでありましたが、輝北分署が鹿屋市へ移管されるということになりますと、大崎町野方地区についてのエリアも南部消防署の所管に入ることになるのか。そしてまた、そうなった場合の出動状況を見たときに、我が志布志市の防災対策上、農村部への出動にかかる時間と申しますか、出動が機動的に行われるか、そういったことの議論がされたかお伺いいたします。

○議長(谷口松生君) 答弁準備のため、しばらく休憩します。

午後 1 時 25 分 休憩

午後 1 時 25 分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○総務部長（井手南海男君） 消防組合議会の方で議論されたことであろうということで、私どもも詳細には把握していないわけでございますけれども、輝北分署が大崎町の野方地区と有明町の飛び地地区がございますが、その管轄であったわけでございます。

今後につきましては、この地区において直接的な影響は受けないと考えておりますが、今後北部消防署、南部消防署等で道路事情等を考慮しながら見直しが行われる予定ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） 農村部への影響という考え方はどうですか、2点質問がありましたけど。

○市長（本田修一君） 私自身は、この大隅曾於地区消防組合の議員として参加しておりますが、志布志市の市長としても管理者ともいつも連絡を取り合っているところでございます。

この輝北分署の移管につきましては、私どもの地域が、曾於地区が合併、それぞれの単位で合併する際に、この大隅曾於地区消防組合をいかにすべきかということについて議論がされたところでございました。本来なら行政がそれぞれ合併した折に、この大隅曾於地区消防組合もそれぞれの単位で、今日御提案しております輝北分署の分につきましては鹿屋市へ移管すべきだというような議論も当然あったわけでございますが、その折には、しばらくの間、輝北分署についても大隅曾於地区で総合的に運営していくというような形であったということでございます。

今回、改めて鹿屋市の方から、この分について移管の申入れがございましたので、その協議が整ったところでございます。そのようなことで、今御議論がありました野方の分につきましては、当然輝北分署が管轄しておりましたので、この地区につきましては南部消防署の方が担当をするということになります。

そして従来南部消防署が管轄しておりました志布志市の分につきましては、当然そのことについて何らかの影響はないかというようなことについても考慮がなされたわけでございますが、そのことの影響がない形で、今後大隅曾於地区の消防組合の運営についてはすべきだというふうに考えるところであります。

○26番（上村 環君） これまでの議会の一般質問等でも同僚議員が何回か質問をした経緯があります。消防署に近い地域、そして非常に遠隔にある地域、こういったものの公平感といったものをどのように解消するかということも本市の消防行政の課題であるということについては、市長も認識がおりかと思えます。

今回、鹿屋市への移管が我々が当初予想していたより早くこういった状況が出てきたということにびっくりしているわけではあります。であるとすれば、やはりただいまの市長答弁では影響はないという

ような認識の答弁であります。やはりこの際、本市の消防行政、南部の特に農村部の20分、30分以上かかる地域についての消防行政の影響はないということは私は言えないのではないかといたことも考えておりますので、やはりこういった構成をするにあたっては、本市の消防行政はどう展開するんだということの展望も一緒に示していただきたいということを考えているわけですが、今後そういったことの検討をされる考えはないか、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この消防組合が出動するときに、それぞれの地域につきまして何分時間を要するか、消防自動車あるいは救急車について何分時間を要するかということについても、合併協議会の中でも十分論議はされてきたところでした。そして、それを受けて今回御提案ということでございます。

確かに、野方地区の分につきまして、輝北分署が出動してきた分がカバーしなきゃならないということで、負担が重くなるんじゃないかなということがございますので、そのことによってサービスが低下しないという体制をどうするべきかということにつきましては、今後消防組合を通じて議論を深めたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第57号 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第57号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志市蓬の郷で、指定管理者となる団体を志布志市有明町蓬原351番地3、蓬の郷管理組合とし、指定の期間を平成19年9月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により小野広嗣議員から発言通告が提出されておりますので、まず小野広嗣議員の質疑を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） この議案第57号から指定管理者の指定という議案になっていくわけですが、第60号まで関連する質疑の内容もございまして、各議案についても発言通告をいたしておりますけれども、

この第57号で、いわゆる第60号までにですね、共通する質疑の内容に関しては、この第57号の部分で一括してやらせていただきたいというふうに思っております。

まず、今提案のありました議案第57号、この蓬の郷の指定管理に関して質疑をする前に、総論として、蓬の郷、そしてその後出てきますダグリ、そして宿泊施設のダグリ、そして公園施設、またやっちく、こういった諸々の指定管理の方向性が出されておりますが、今回指定管理者公募の実施の在り方という観点で発言通告もしておりますが、まず、この公募を行う際に情報提供事項の概要の周知ということをしていかなきゃいけません、その周知をどのようにしたのかという観点をお示しをお願いしたい。

そして、その後にこのいただいた報告書によりまして、説明期間も設けられて質疑応答等もあったようございますが、それを受けて申請書の受付期間というものを取っておりますが、この受付期間が5日間になっております。ここの経緯、この条例等を見ていきますと指針がございますが、この指針を見ていきますと少なくとも申請期間は2週間必要とするというふうになっております。そして、特別の場合を除きその限りではないというただし書きが付いておるわけではありますが、そういった今回5日間にした理由、特別な理由があったということになりますので、その理由をしっかりと示しをしていただきたい。

そして、質問の受付と回答方法の在り方についてであります。今回すべてのこの議案に関しまして、公園施設は別であります、それ以外に関しては質問を受け付け、回答を出されております。その質問の受け付け方もいわゆるメールとファックスに限る、そういうふうに区切ってあります。そして、その回答もホームページに載せると、それを回答とするというふうにしてあります。その理由、そしてホームページに載った質問を受けきった翌日のホームページにその回答が載っておりますけれども、その回答を載せている期間があまりにも短く、次に見たときにはもう切れていましたよ。こういういったことの理由、それも併せてお願いしたいと思っております。

それから蓬の郷の関係ですが、募集説明会に7団体が参加されて、そして結果3社が申込みをされた。いろんな説明がある中で質疑はメール、ファックスで行うというふうにはなっているかと思っておりますが、そういった中でもいづれか説明会の中であったんだろうなというふうに思いますが、そういったことを受けて、なぜ7社の説明のうち3社だけの応募になったと、どういったことが考えられるのか、その背景をぜひお聞きしたいと思います。そして、結果的には蓬の郷管理組合が855点ということで選定をされておりますが、1,000点満点の中でこういう結果が出ております。

あと、団体A、団体Bということ言えばかなりの点数差が出ております。ある意味で、これまで蓬の郷管理組合が行って来ていたわけで、条件的に、いろんな情報というものがここには全部あるわけですね。そういった中で、先ほど冒頭申しました公募の在り方等も兼ね合いが出てきます。本当に競争の原理が働くような公募の在り方になっていたのか、そういったことも、ぜひお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公募の在り方についてということでございますが、今回の募集の範囲は、蓬の郷の指定管理公募につ

いては、申請の資格が鹿児島県内に主たる事務所を有するという。そしてまたダグリ公園の公園施設の指定管理公募については、宿泊施設等の経営又は受託運営を行っている等の企業者を対象としている。

済みません。訂正して回答させていただきます。

指定管理者の公募の実施の在り方につきましては、まず情報提供事項の概要の周知についてということでございます。指定管理人の導入につきましては、指定管理者導入指針に基づいて指定管理者導入計画を策定しまして、計画的に実施することとしております。実際の導入にあたっては、指定管理者制度検討委員会で、公募にあたっての具体的な内容を審議決定した上で募集することにしております。

今回は5月2日に募集公告し、市のホームページに募集要項・業務仕様書等の公募に必要な情報を掲載する方法で周知を図ったところであります。また、募集内容の詳細につきましてはの現場説明会も実施するなど、情報の提供に努めたところであります。

本来、ホームページでなく広報紙でも広く周知を図るべきものというふうを考えておりましたが、また公募することの予告もできればというふうを考えておりますが、今回の募集につきましては、広報紙の発行時期の関係で広報紙への掲載ができなかったところであります。

それから、次の申請書の受付期間につきましては、今回の募集については、指定管理者検討委員会の決定を経て、5月2日の募集公告から5月25日の申請の締切りまで、24日間という期間を設定したところであります。募集にあたっては、募集要項及び業務仕様書を提示しており、また募集内容等の詳細や施設の状況等についての現場説明会も実施するなど、情報の提供に努めたところであります。

また今回の指定については、やっちくふるさと村の関係も含め、6月議会への提案がどうしても必要であったことから、検討委員会での審議を経て5月2日の募集の公告に至ったところであります。また、選定委員会についても、慎重を期すため5月28日と30日の2回にわたり実施したところであり、短期間ではありましたが情報提供と公平な選考ができるよう努めたところであります。応募予定者が検討する期間の確保には努めたところであります。

それから、質問の受付と回答の方法の在り方につきましては、質問事項につきましては、募集要項の中で5月7日から5月17日までの11日間、ファックスまたは電子メールで所管課に提出するよう定めたとところであり、寄せられたすべての質問に対する回答を5月17日及び18日、ホームページに掲載する方法で回答したところであります。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午後 1 時 43 分 休憩

午後 1 時 44 分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 蓬の郷につきまして、7社が説明に来られて3社の応募があったということでございますが、そのことにつきましては、それぞれの説明を受けられた会社がそれぞれの判断をされて

応募という形につながったものというふうに考えております。

○行政改革推進課長（溝口敏久君） お答えします。

ホームページで質問事項の掲載は17日から25日まで行っておりますが、25日までが申込みの受付期間でございましたので、25日まで掲載したところでございます。

○14番（小野広嗣君） まだ答弁漏れがありました。市長、管理組合と、あとほかの選定から漏れた2社があるわけですが、管理公社はこれまでこういった事業を行ってきたわけで、土俵に上がる段階での公平さという観点からいったときに、やはり公募の在り方へ戻っちゃうんですよ、どうしても。

ホームページだけで公募を行ったという在り方、今理由も述べられましたけど、実際この指定手続等に関する条例施行規則を見ていきますと、第2条に3点挙げていますね。いわゆる志布志市公告式条例、この掲示場に掲示する方法、そして二番手、市の広報紙に掲載する方法、そして市のホームページに掲載する方法、そしてもっと言えば事前にこういったことを行う予定であるということまで含めてやっていけば、より親切であろうなというふうに思うんです。

そして、今広報紙の発行の時期もあって広報に載せられなかったということをおっしゃるけれども、このやっちくは特別な事情があって返還しましたのでね、そして7月1日スタートということで6月議会ということは分かりますよ。しかし、ダグリにしても蓬にしても、今年の段階で非公募で指定管理者を決め、そして明年の9月1日に新たに公募をして行うという方向は、我々議会にも示されているわけです。ですから、そのスケジュールのもとに進めていくとこういう時間が足りないということにはならないんですよ。

だから、ましてや今回はダグリであるとか蓬であるとか、やっちくであるとか、特に住民の関心の高い、そういったことに対する事項であります。収益も大変に影響していく大きな指定管理者の指定ということが出てくるわけです。それをホームページだけ、そして事前のこういった公募を志布志市ではする予定であります。確かに指定管理の流れを、昨年からの流れ、今後の本市の指定管理者へ向けてのスケジュールといったものをしっかり読んでいる所は、ああ、もうそろそろ出てる頃ではないのかなということを感じていらっしゃる所もあるかもしれません。しかし、鹿児島県下の方々です、あるいはダグリに関しても宿泊施設を伴うような事業を行っている方々が、常にこの志布志市のホームページを見ているのかということ、そういうことは絶対あり得ないですよ。ましてや、志布志市のホームページというのはすごく重たい。市長、分かりますか、開くのに時間がかかるんですよ。例えば鹿屋市であればワンクリック1秒もかからずに開きます、ぽんと。写真付きでも。志布志は、クリックしてADSLの高いモアスペシャルだとか、光であっても10秒前後かかる。そして一つ一つの項目、広報を見るのにも多少の時間がかかる。そういったホームページに対してですね、みんなが見ているかということ、そういうことはない。後でやっちくのところで多少言いたいと思いますけれども、松山の方々はどういった回線で、ISDNの方が多いいのか、あそこは光が入っていませんからね、対象区域になっていません、モアスペシャルだけの区域ですよ。そういった状況の中でどれだけの方がホームページを見て、この情報を知り得るのかということ、競争の原理ということ言えば、より広くそういった情報を提供して公募を行うべきであろうと。

そしてなканずく、期間が短いとか、諸々いっぱいあります。なぜだったんだろうという声が上がってくるわけですね、なぜこういう結果になるんだと、こういう大事なことを。スケジュール的にも前々から分かっていたことじゃないかということがあるわけですよ。だから、どう思います、このホームページだけでやってしまったということ。

仮に、仮にですよ、見ている方が少なかった場合、ほとんど見ていなかった、挙げ句にこれまでやっている管理組合だけが情報を知っていたとなることだってあり得たんですよ。結果的には説明会に見えた方々もいらっしゃって良かったわけですよ。ギリギリ競争の原理が働いたのかなという感じはするんです。だから、今後のこういう指定管理の在り方についてもすごく考えるものですから、こういったことに関しては本当に慎重に取り組むべきではなかったのかということがあります。何かあったのかと、こういうふうのことを急ぐためにという憶測まで飛んでしまいます。

申請書の受付期間、例えば18日までやると。ところが18日にホームページを見た人から見れば、説明会も聞けないんですよ、説明会も。そして、それから申請期間まで7日間しかないんですよ、仮に最終日にそれを見たとしても。応募のしようもないですよ。だから、この指針にも最低2週間を申請期間として必要とすると、慎重に取り組むためなんだというふうに書いてあるわけですよ。それで特別な理由がある場合を除くというただし書きもありますけど、先ほど言われたことは理由にならない。昨年の時点でこういったスケジュールということは分かっていたわけですから。突然これをやらなきゃいけなくなったわけじゃないです。そこをもう少し詳しく説明をしていただきたい。

そして質問の受付と回答方法、地域住民の中にはこの問題でみんな興味津々ですよ。そしてどういうやり取りがあったのかということまで出ています。すべてが、なにか隠そう、隠そうとしているんじゃないかという憶測まで出てくるんですね。この質問の在り方、そして回答、ごく一部のひとしか分からないような進め方、これはホームページ見ていなければ全然分からないんですよ。どういうやり取りがあって、こういう選考結果になったということも。事前にこういう質疑があったんだと、選考を受けたいという人たちからもこういう意見が出たんだと、やっぱり、より市の、例えばダグリであっても蓬の郷であっても財産だということであるならば、そういったことに対する選定をされる側だけではなくて、志布志市民に対する情報の発信ということでも、すごく弱かったんじゃないかという気がしてならない。そこを市長、もう少し考え方を述べてください。

そして選定結果の公表ということにつながってくるわけですが、これは議会で招集告示があったときに説明資料に添付がありました。そして、それを、昨日まで載っていませんでしたので、今日ホームページでこの選定の結果が出ましたね。議会の10時開会に合わせて載せられたんだろうというふうに予測はするんですが。じゃあ、この選定を受けた業者、業者といますか、受けた対象者ですね、ここにはどの段階で伝わっているんですか、この件は、選考結果は。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

募集の公告の在り方について期間的に足りないんじゃないかなというような御指摘でございます。私どもの方としましても、内部で十分検討をしてきて、この公募についての在り方につきまして検討を重ねてきたところでした。そのようなことで、先ほどもお話ししましたように、今回の議会に間に合わせる

というような形でそのスケジュールを組みまして、ただいまお話しているようなことになったところでございます。

議員おっしゃいますように、さまざまな形で広範囲にお知らせすればよろしかったのかもしれませんが、私どもの方としましては、この方法しか取らざるを得なかったということで御理解していただければというふうに思います。

○港湾商工課長（外山文弘君） 応募された方への通知は、選定委員会の結果が6月4日にこちらの方に回ってまいりましたので、その間ちょっと決裁が遅れまして、6月8日付けで御本人には通知してございます。

○14番（小野広嗣君） 市長、市長の言われる理由、それはそれで市長はそういう理由で良しとされてここまで進めてこられたんでしょう。だけれども、私個人、そして市民との間には考え方に差がありますよ、かなり乖離していますね。すごく大事な問題だということで、市民はこの問題をとらえています。そのことに対してホームページだけで公募があったんだってねという話があります。

そして申請期間も、こういったことを本当に熟慮しなければいけない申請期間も、なんで5日間だったんだろうというような話もあります。今ちょっと気になったんですけど、総務部長の方であえて確認をされましたけれども、私の方に期間を。たぶん、当局の方はなにか勘違いもあったんですか。5月2日から募集要項等の配布、窓口でもやっていますよ、そしてホームページでも募集要項は出されています。そして最終的にこの5月25日まで申請期間があると、結構期間があるという認識でおったんですか。申請期間は5日間でした、今回ですね。これは2週間以上、2週間は最低限必要というのにそれはされなかった。だから、さっきから言うように、ホームページだけでやっているから18日に見て応募しようかなと思った人たちから見れば1週間しかないですよ。熟慮する期間なんてないですよ。より多く、そして健全な事業を行っている方々が参加されて、そしていい意味で本市にとってもいい方向に決まっていって、それが一番望ましいことであろうというふうに思うわけですが、出発の段階で少しまずかったんじゃないのかなという気がしてならないんです。

その結果のことを言っているわけじゃないですよ、結果どこが上がってきたとかそういうことを言っているんじゃないですよ。ただ、その流れとしてですね、やはり今後この結果、議会でいろいろ議論されていきます、今後。そしてその結果が出たときに、やはりそれを報告する段階で、かなり丁寧に広報していかなくちゃいけない。ある意味で、指定管理者制度、このことに対する市民の考え方、理解というのは進んでいません、はっきり言って。誤解を生んでいます。ですから、例えば今度の議案がどういうふうに方向付けられるか、これは議会の議決によるわけですが、その結果によっては、本当に指定管理者制度の在り方そのものも含めて、ホームページにも載せてありますけど、なかなかそれを読むだけでは市民の方々も理解をされない。

こういった問題が議論されたときに、南九州新聞にも確か出ておりましたが、どここの所が、例えば蓬であろうとかダグリであろうとか、やっちくとか、そこを取るんだってって、いかにもそのものになるみたいな発想が生まれてますよ、市民の中に。とんでもないことなんですね。全然理解がされていない。それはやはり情報を伝達する側のちょっと弱さだろうなという気がしてならないんです。こう

いった大事なことを議会に審議する以前の問題として、もっともっと丁寧に市民というものを対象にした議案の提出というんですか、そういったことがやはりないんだなという気がしてなりません。やはり今回、ここを指定管理者にしたいと、そしてどこどこに受けてもらいたいと、あるいはいい企業があったらぜひというのがどこかにありますね。当然、それはそれでいいんですが、ただその背後には、そのことを理解するであろう市民というのがあるわけですよ。その市民という視点が抜け落ちてくるとういうふうなやり方になっていく。より市民に納得していただき、誤解を生まないように進めていくためにはどうしたらいいんだろうかという視点から出発すればこういうやり方にならない。

あと、ほかの議案でもいろいろ聞きたいことがありますので、この点最後に、市長、お願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いろんな形で現在、この議案につきまして、市民の方々にもお考えがあられるというのは、私どもの方に届いているところでございます。

そのような意味で、いずれにしてもこういった形に、この指定管理者制度の公募については多方面から関心が寄せられ、そしていろんな形の御意見が寄せられるんだなということは十分承知していたところでございます。そのようなことでもって、私どもも十分このことにつきましては、慎重に対応しなきゃならないということで、内部で協議を進めてきて、今回このような、提案するような形になったところでございます。

特段、特定の業者、団体に導いていこうというような考え方のもとで、このような公募制度を取り組んだということは決してございませんので、そのことについて御理解していただければというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） この議案の、4本の議案の共通認識ですが、それを1点。と言いますのは、これから指定管理をしていく。この蓬については、年間800万円委託料を出すわけですね。それから、やっちくについては450万円でしたか、出していくと。それ以外の一切の市の支出はないというふうな判断でよろしいのかどうか。それがまず1点。

それから、この蓬の中で、管理組合が指定を受けていくということでございますが、この採点表を見ますときに、団体A、団体Bと3社が面接をしたということですが、団体A、Bというのは市内の業者であるのかどうか。それが2点目。

それから、あと1点は、先ほどの1点目の質問と関係するわけですが、仮にこの蓬の管理組合が何かの事情によって経営に大変な損失が出た。これ以上経営が困難であるという状態になったときに、その責任を市が負っていくということはないだろうかというふうに思うんですが、そのへんはどうですか。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午後2時05分 休憩



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

初めの蓬の郷並びにやっちくふるさと村に管理委託料が支払われるということでございますが、ただいま管理委託のための要件として設定しました金額のほかにはございません。

それから蓬の郷の団体 A、B につきましては、市外でございます。

それから次の質問の、経営がなんらかの理由で甚大な被害を被ったときの市の責任についてでございますが、市には責任はございません。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（林 勇作君） 大変失礼ですが、私はインターネットをやりませんので再度お尋ねをしたいと思います。

先ほど出ましたように四つの指定管理者が出てきているわけですが、その中で蓬の郷についてもお尋ねをしたいと思います。納付金というのは無いわけですかね。ただ委託料だけで、それでダグリとその違いですね、ちょっとそこらあたりを詳細に説明をしていただければ有り難いと思うところですが。

よろしくお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

蓬の郷につきましては、市民の福利施設ということで、今まで運営してきたところでございますが、管理組合の方で運営してきておまして、年間平均で 800 万円の管理委託料を支払って運営してきたという経緯がございます。そのようなことでこのような条件になったということでございます。

それからダグリにつきましては、今回 6,500 万円の形で管理委託の公募をしたわけでございますが、このことにつきましては、経営的に平均して 6,500 万円程度の利益があったというようなことに基づきまして、この形で公募をしたということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（宮田慶一郎君） 指定の期間というのは 3 年間の区切りがありますよね。その 3 年間に一生懸命努力をして成績を伸ばそうとする業者もいるでしょう。原則 2 年ですか。いずれにしても短期間ですよ。一生懸命頑張る人はやっぱりひとつの商売ですからね、お客さんを大事にする、利用者を大事にする、結局は信用を得ることが大事だと思うんですよ。

信用を得るためには努力が必要だと。努力には期間が必要ですね、期間が。1 年目、2 年目、3 年目というふうに努力する人は信用を得てくるでしょうけれども、逆の人もいるでしょう。逆の方が信用を失ったと、その後に引き継ぐ人、3 年後に引き継ぐ人がもし同じような価格であれば、今度のようにですね、同じような家賃と言いますか、そういったものであればなかなか信用を失ったものを回復することはできないと思うんです。

一方、努力した人はせつかく 2 年、3 年で信用を得る、その時点でまた外の業者にひょっとすると持

っていかれるかもしれない。そのことについてどう思われるかですね、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回公募をいたしまして、そして選定委員会を開催いたしまして、公募を受けていただく方を指定したところでございます。そのようなことで、今後その方に議会の議決が得られれば経営をゆだねていくということになります。当然私どもは、この指定管理者制度というのを何のために採ったかということを考えますと、市民のために、市民の財産を遺失しないためにというようなことが一つの狙いであったということでございます。

そのようなことでございますので、この選定条件の中に、そのようなことのない方が選ばれてくると、そしてその方はさらに経営努力をされて、自らの経営に資するような方になっていくんじゃないかなというふうに思っているところです。そういったことを私どもは期待して選定したということでございます。

この2年半の期間が終わりましたら、また改めて公募と、そして選定ということになります。その際には、今まで取り組んできていただいたことは十分考慮されると、反映されるというような選定になるかと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○10番（毛野 了君） 2点ほど、ちょっと確認をさせてください。

公募の範囲は説明がないわけですが、理解するところによると市内、県内というふうに理解しますが、広く全国にという公募の範囲はなかったのか。

それと、次の議案ですけれども関連がありますのでお尋ねをしておきますが、やっちく村、ダグリ、それぞれ今運営されているのがありますが、その指定管理者に入らなかったのかどうか、そこもひとつ聞かせてみてください。2点だけです。

○市長（本田修一君） 私どもは、今回指定管理者制度を採りまして、公募をした施設につきましては、市民の方々の本当に思い入れがある財産、市の財産だということが前提だろうというふうに、これも思うところでございます。

そんなことで、できれば市内の方々がこういった公募の条件にあって、そして参加していただいて営業を引き続いてしていただければ、さらに市民の財産として私どもの誇りうるものになろうと。それから同時に、市の財政運営についてもいい結果になるというふうに考えるところでございます。

そのような形から、今回やっちくふるさと村あるいは蓬、そしてダグリにつきましてもそのようなことを勘案いたしまして、応じていただける方が、どの範囲にいるかというものをあらかじめ探った結果ということもありますが、その範囲にしたというようなことでございます。どうぞ御理解していただければというふうに思います。

やっちくふるさと村につきましては、この公募の段階で一応解散するというような方向が採られておりました。そのようなことで応募しなかったということでございます。それから蓬の郷管理組合、財団法人観光開発公社につきましては応募したというようなことでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（長岡耕二君） 指定管理者制度の応募の在り方について、ここでは質疑させていただきます。

今聞いておりますと、質疑の中で漏れた分だけでも結構ですが、公募のやり方そして進め方に問題があったんじゃないかなというふうに私はとらえていますが、そこの市長の考え方、そして外の指定管理の進め方、そして住民への説明はいつやるのか、そういうところと、もう1点。いろいろな市長が言われた市民の貴重な財産だということで、管理指定するときに市長の想いは伝わってきますが、この期間、そして公募のやり方という方法ととらえたとき、住民はあまり納得といいますか、どこで決められたんだろうかという不信感を持っています。なにかそんな気がしますが、その中で、これで言いますと指定の説明会などが終わってから、そんな説明会はいつあるのかと、遅れてそういう住民からの意見というものはなかったのか。そして、公募の方法のやり方というものを、やはり住民がどれだけ知っていたらというのを思ったときに、そういうところの市長の意見というものをちょっとお聞かせいただきたいというふうに、3点ほど質疑させていただきます。

○市長（本田修一君） 先ほど小野議員にもお答えしたところですが、公募の進め方、やり方につきまして、私どもの方としましてもスケジュール的なものでありまして、ホームページ等での報告というような形でしか取れなかったことについては、少し周知のやり方が足りなかったかなというふうには思っているところでございます。

しかしながら、結果的にはそれなりの方が説明会に来ていただいたと、そして応募をしていただいたというようなことでありまして、今回御提案できる段階までこれたということでもあります。そのようなことでありますが、今お話にありましたように、住民の方が指定管理者制度なるものについて理解されていないというのは感じるところでございます。先ほど小野議員からも直接的にあったわけでございますが、この指定管理者制度に基づいて指定を受けた所が財産を取得するようだというような話も、ややあるというようなことがあります。そのことについても十分今後市民の皆さんにはそういうことでないということをお話して、あくまでもこの財産については市の財産なんですと、管理をゆだねるだけなんですよということをお話していきたいというふうに思います。

〔「期限を過ぎてから応募がなかったか」と呼ぶ者あり〕

○企画部長（持富秀明君） 期限を過ぎてからの応募につきましては、なかったところでございます。

○15番（長岡耕二君） 説明会も聞きたかったとかですね、そういうのが私なんかの所には届いているんですよ。いつあるのか、私なんかも説明の中で議員の方々も知られない方がおられると思うんですよ。全協でも説明あるのかなというふうに私なんかは期待していたんですが、そういうのもないし、資料はいただいたんですが、どういう形で進められたのかなということも、住民への説明というものを私なんかも説明責任というものがあるかと思いますが、そういう部分とか、やはり、そしてまた蓬の郷もですが、ダグリの件でもありますが、今営業をしております。この従業員と言いますか、それに関連した方々への説明というものはあったのか、もう1点だけお願いいたします。

○企画部長（持富秀明君） 当然働いている方、それからそれぞれの組織の中で説明をし、了解を一応いただかなきゃなりませんので、蓬の郷につきましては蓬の郷管理組合の中でこのことを説明をし、御理解をいただいたところでございます。

またダグリにつきましては、評議員会並びに理事会の席でこのことを、指定管理者制度については昨年からはじめておりますので、その時点でもしたんですが、今回の公募についての説明をいたしながら了解をいただいて、今回のこの募集に至ったところでございます。

したがって、説明会に来られた時点で当然そこに働いている人といいますか、代表者の方でございますが、全員集めてするわけにはいきませんので、代表者の方々がそこに出席をしておりましたので、当然そのことについても説明をしたというふうに私どもはとらえておるところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（林 勇作君） この選定委員会に私はとやかく言うつもりはないんですが、施設の管理、こういう経営、今回の場合は経営が主要ですよね。その中で、選定委員の中での学識経験者、この方々の市長の考え方を一つ。

それから、市長が特別適当と認める者というのがあるわけですが、これは今回の選定委員について、何か特別な経験なり、それとも特に企業経営に優れているとか、どういう考え方で選定をされたのか、再度ひとつお願いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理者の選定委員会の設置要綱に基づいて設置して、そして選任したところでございますが、庁内からは副市長、総務部長、施設の所管部から1名、そして民間から学識経験者2名と市長が適当と認める1名ということで、合計6名をお願いしたところございました。

より民意を反映させるために税理士さん、それから農協OBで経理に精通しておられる方、それから地域バランスを考えて施設の利用者の代表というような方を、民間の委員としてお願いしたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） 指定管理者制度には委託料と利用料というのがあるわけですが、通常こういう営業関係をしている所は、ほとんど利用料で対応しているというふうに思うんですが、まずそこへんがなぜ委託料の方で対応したのか。

それから2点目であります。この採点結果の件でございます。一番大事な、大事というか運営するために取り組む考え方として管理に係わる経費の縮減、これでは団体Aの方が点数も上がっているわけですね。総体的には蓬の郷管理組合が点数が上がっているんですが、このへんの今まで管理してきた管理組合ができるんだという洗脳はなかったのかですね。これは選定委員会の委員が選定審査の基準によって点数を採点するわけですけど、その採点をする説明ですね、ここには選定審査の基準と簡単に書いてあります、これは誰が説明して、どのような形で行われているのか、2点お願いしたいと思います。

○副市長（瀬戸口司君） お答えいたします。

私、選定委員長をいたしておりますので、選定委員長の立場でお答えさせていただきます。

選定方法につきましては、条例の方でも条例第4条で決めてあるわけでございますけれども、その採点表に書いてございますが4項目でございます。事業計画による施設の運営が住民の平等利用を確保するものであることうんぬん、あと3項目ございますけれども、これらの観点に基づきまして採点をさせ

ていただいたわけでございます。

この基準につきましては、庁内にごございます指定管理者検討委員会の方で一応案を作りまして、実際の選定委員会の方で各委員にもお示しをいたしまして了解をいただいた上で採点をいたしているところでございます。

○議長（谷口松生君） 利用料か、委託料か、その関係は。

○企画部長（持富秀明君） 利用料金と管理委託料の関係でございますが、当然この施設を指定管理をいただきますと、その利用料をいただきながら、この利用料だけで経営をする場合、管理委託を含めてですね。そしてまた利用料とそれから管理委託料を合わせて計上する場合。全然そういうのはいただかない場合というふうに分かれるわけでございますね。したがって、御指摘の蓬の郷につきましては、この利用料をいただきながら、それもいただいてそしてその外に管理料もいただかないと当然経営ができないということで、この二つをもって経営をすると、管理委託を受けるということですね。そうすると、今度はダグリの場合につきましては、当然利用料も取りますと。利用料金で経営をいたしますが、そのほかにまだ利益といいますか、それが出るわけでございます。その部分について示しているのは6,500万円でございますが、6,500万円を市の方へ納入していただくと、そういう経営のやり方をするという、この二通りのやり方で現在あるわけでありまして。

○1番（下平晴行君） と申しますと、従来800万円で委託をしていたわけですね、管理組合に。となりますと、今部長がおっしゃった利用料金とそれから市が出す委託料800万円となりますと、市には全然入ってこないこととなりますよね。もう一方的ですから。でありますと、指定管理者制度を導入した意味がないんじゃないですか。市長、どう思われますか。

○市長（本田修一君） 先ほどお話ししましたように、過去3年間あるいは5年間の平均でということで、800万円ないしは6,500万円という数字が出てきたわけでございます。

最近、原油の高騰等によりまして非常に経営的に厳しい状況と、そして蓬の郷につきましても、その金額では有り体に言えば委託がかなり厳しいと、運営が厳しいというような状況の中での金額の設定ということで、総体としては市の一般会計の持ち出しが少なくなるというような形での今回の公募になったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 議長、この第57号で審議を、質疑をしていいんですかね。まだ議長は第57号に対して質疑をしますということだったんですけど、ねっかい4本とも1本でいいんですか。

○議長（谷口松生君） 共通である部分については当初で質疑をしますからという小野議員の質疑が始まりましたが、共通の部分のところでは回答が出てもそれはそのまま許可しております。

あとあれば、個別の部分は次の議案の時に質疑をしてください。

○25番（小園義行君） では、第57号についてちょっとお願いします。国がこの指定管理者制度の導入をどんどんしなさいということで、民にできることは民でということで始まって、志布志市の指定管理者制度導入計画、それに基づいて次から次にされているわけですね。

今回、この蓬の郷の指定管理者を指定するというで議案として出ているわけですが、市民の目線

から見たときのとても大事な市の財産だと市長もおっしゃるように、指定管理者制度を導入する、そのことは了としたとしても、非公募でやるのかですね、そういったこと等を考えなかったのか。あくまでもですよ、この蓬の郷管理組合というのは、組合長は本田修一、あなたですよ。やっぱり自分をもろろん評価されたりいろいろしているんでしょ、これで仮に駄目だとなったら、あなた自身は否定されたことになるわけですよ、基本的な考え方として。

だから、指定管理者制度を導入するにあたっては、公募でやるものと非公募でやるもの、そういったもの、住民感情を考えて私は、公募でやる、非公募でやる、そういったものが論議されたのかですね、1点お願いします。なぜなら、指定管理を受けようとする理由という中で、施設の設置以来、これまで蓬の郷の存在を市内外に浸透させてきたという自負があり、これからの市民の憩いの場としてますます盛り上げ発展していきたいという、こういった管理組合の想いを公募でやるということがどうなのかというのが1点です。だから、公募でやる、非公募でやる、そこらについて、今回非公募でなくて公募でやったというそのことの理由ですね。

それと選定委員会、これはそれぞれ要綱でやるんですが、企画部長はここに指名がされていないですね、答弁をしなきゃいけないという立場もあるんでしょ、なぜ企画部の次長がここになったのか、それが2点目です。

それから、選定審査の基準、四つありますが、それぞれ上から順に一人30点、70点、40点、60点というふうに、5人でやりますので、なっていますね。この点数の重きの置き方は、なぜこういうふうになったのかお願いをします。3点目。

4点目に、5月30日に面接審査、そして5月28日に書類審査というのがそれぞれここに出ているわけですが、それぞれの団体から面接聴取をした時間は、どれぐらい面接を、3社来たということでありますが、されたのかですね。開会された時間から終わった時間、お願いします。

○市長（本田修一君） 今回、公募という形でこの施設を募集したということにつきまして、公募あるいは非公募を考えなかったのかということですが、このことにつきましては、昨年議会の皆様方に御相談を申し上げまして、今年9月以降公募でいくというようなことをお示しておったところでもございました。そのようなことで、今回改めて公募に踏み切ったというようなことでもございます。

それから、企画部長でなく企画部次長が選定委員に入ったということでもございますが、企画部長が直接的に蓬の郷あるいは今回のこの指定管理者制度に係わる直接責任者ということで、次長を充てたということでもございます。

○副市長（瀬戸口司君） 面接の件についてでございますけれども、面接につきましては、30日の日に全団体、まず20分程度、今回の申請の理由、それからプレゼンテーション等を行っていただきまして、その後私どもの方で質問をするという形で、だいたいおおむね今申し上げましたように、一人30分から40分だったということ、40分でいたしております。

○総務部長（井手南海男君） 採点の配点と、どのような形で行ったかということでもございますが、まず4項目ございまして、まず1番目が、事業計画書による施設の運営が住民の平等利用を確保するものであることということで、中身につきましては三つの項目が設けられております。

それから2点目が、事業計画書の内容が施設の効果を最大限に発揮、いわゆるサービス向上されるものであるかということで70点ございます。これは5項目ほど設けられております。

それから、3点目につきましては、事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減につながるか、図られるかということでございますが、これにつきましては二つの項目、詳細には三つでございますが、に分かれております。これが40点割り振られております。

それから4点目が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であることということで、ここには60点。細部につきましては6項目に分かれております。

だいたいの項目が、ほぼ10点あるいは20点とか30点というものもございますが、そういうことでの審査をしたということでございます。

以上です。

○25番（小園義行君） 今回公募でやるということ、自ら組合長をされている所が、組合長としてどういった行政側の評価があるのかということを試されたんだろうというふうな気がしております。そういった意味じゃ良かったですよ、これが否定されたら、市長をやっておるということもどうなのかということになるわけですが。それはよくそういう立場でされたと分かりました。

それと、2点目のそれもよく分かりました。ただ、3点目のおおむね1社面接が30分程度、20分から30分だということでありましたが、この事業計画というのは、当局じゃなくて指定管理候補者がされた計画ですよ。それを分析するのに20分ぐらいで大丈夫なんですかね。僕はもっといろんな意見を聴取する、いろんな角度からして、この人にお任せしても大丈夫だという、そういったものがないと安心してお任せできないというふうに思うものですから、その聴取された時間というのが、先ほど選定委員長の方でおおむね20分程度だったということではありますが、約、3団体ですので1時間で終わるということに理解したんですがね、ちょっと違うんですか。

○副市長（瀬戸口司君） ちょっと説明不足であったかと思えますけれども。順を追って御説明申し上げますと、まず締切りが25日でございますので、25日の時点で各委員の元にはその申請書をまず届けてございます。そして、まずもって見ていただきたいということで、事前に渡してございます。

それと、選定委員会を2回行っているわけでございますけど、28日の日に、まず所管課の方から事業計画の概要とか、申請する団体の資格の要件を満たしているとか、そういうことについての御審議をいただきまして、その後の時間を設けまして、そこでまた書類も見ていただきました。その上で面接をして、最終的に決定したということでございます。

○25番（小園義行君） 蓬の郷管理組合、そして団体A、団体B、それぞれそういう団体に対しての面接の審査ということですので、その代表者の方が当然見えていると思うんですね。それで同じ日に、あと議案がまだ出てきますが、6社、7社あるわけですよ。こういったものが本当にきちんと面接審査、書類審査は当然向こうが作ったものですので、市が安心してお任せできるという判断を下すための面接の大事な審査という意味で、時間を何時に終わったのか、そのことも教えてくださいよ。

○行政改革推進課長（溝口敏久君） 蓬の郷につきまして、午前中10時から30分ずつしまして、そして、その後審査をしていただきました。そして、午後の2時から3時までふるさと村の関係をしていただき

まして、3時からダグリの関係をしていただいたということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 2点ほどお聞きをしたいと思いますが、蓬の郷の指定管理者につきまして、ダグリ、松山の道の駅の分ですが、これらも支出する委託金、また納付金等をいただき、その関係を資料でひとつ出していただきたいと。その金額に基づいて、どのような形でこのような積算になったのかという資料をひとつ出していただきたいということが一つ。

それから、蓬の郷の指定管理者の指定について、先ほども質疑がありましたが、私もやはり非公募でやられるとするならば、代表者である市長、本田修一の考え方そのものも理解できる分もあるわけですが、再度確認しておきたいことがございます。これが案件についての経営内容というのは、そういう相当厳しいものが予測されます、現在の実績から見た場合。そうなった場合、先ほど野村議員の方からもありましたように、損失が出た場合の責任は誰が取るのかということであったんですが、市にはそれが帰せないということでございましたが、私はそうなりますと運営委員会のメンバーを見た場合ですね、それぞれ市の役職で皆さん方がなっておられるわけですね。これは、ここらあたりの関連を総括した場合に、先ほどの市長の説明でいいのかということでございますが、再度市長のお考えをお聞かせいただきたい。

○市長（本田修一君） 経営につきまして損失が生じた場合に、当然この管理組合が責任を負うということになるわけでございます。私は、この管理組合の組合長ということでございますが、このことについても十分提案する、応募に応ずるときに検討したことでございました。

管理組合の現在組合に従事している職員が、ぜひとも受けてほしいというような熱意がございまして、そして経営に一生懸命努力して800万円という金額で受けられるというような方向性を出しましたので、そのことについて私どもにつきまして経営責任が将来的には生ずるということもお話したところでした。

そのような中で、管理組合の組合の役員の構成について、順次替えていきたいというふうに今後考えているところでございます。そして、そのことをもって、さらに現在の管理組合の経営が向上していくというふうに期待しているところでございます。

資料につきましては、担当の方に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） 納付金等の資料でございますが、先ほど市長からも答弁がございましたように、蓬の郷、それからダグリにつきましては、平成12年から平成17年までのそれぞれのこれまでの経営をした実績に基づいて、この納付金額なりあるいはまた管理委託料なりの算出をいたしたところでございます。

蓬の郷につきましては、当然平成12年からの資料に基づきますが、特に平成16年から17年にかけては繰出しの額が大きくなっております。これらについては、例えばこれまで市から職員を配置していたのを取りやめたために職員を採用しなければならなかったという特別要因、それから民宿村の管理まで管理組合にこれを行わせているということ等もありまして、これらの金額等が大変大きな額になるわけございまして、それらについての管理委託料も含めて管理組合でしていただくというようなこと等

によりまして、それぞれ特別な要因があるわけでございます。したがって、そういうのを考慮してこの額については定めたということでございます。

いろいろ資料の要求でございますが、すでにこれにつきましては決算で報告をしてある資料でございますので、後でこれにつきましては整理をして提出するというにさせていただきたいと思っております。

○18番（木藤茂弘君） 先ほど市長の方から明確な答弁があったわけですが、最悪の場合の責任の所在ですね、これはやはり市長としての分じゃなくて、管理組合組合長本田修一という形で、その場合には責任の所在を明らかにし、それらの債務損失等については、最悪の場合には負担をするという考えでおられるわけですか。そこあたりを再度確認しておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、十分このことにつきましては検討したことでございますが、判例によりましてもまちまちというような状況であるようでございます。

そのようなことが当然議論されて、そして将来的に発生するということを考慮して今回、先ほどお話しましたように、管理組合の職員に対しても公募について話をしたところでした。そのようなことで、今後私どもとしましては、管理組合としましては、役員の構成を徐々に変えていきながら、いわゆる民間型の管理組合に組織再編をしていきたいなというようなふうを考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第58号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について (国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台)

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第58号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、ダグリ公園の公園施設のうち国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台で、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町志布志2丁目20番2号、有限会社大黒とし、指定の期間を平成19年9月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、小野広嗣議員から発言通告が提出されておりますので、まず小野広嗣議

員の質疑を許可いたします。

先ほど共通部分についての質疑の許可をしておりますので、できるだけぶらないように許可をいたします。

○14番（小野広嗣君） とにかく質疑項目が多くなりそうでしたので、あえて発言通告をしておきました。

先ほどの分はなるべく省いてやりたいと思いますが、この通告にも出しておりますのでダグリ公園の公園施設の指定管理を、今回国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台、ここに限る。そしてその他の公園施設、いわゆるダグリ岬遊園地に分けて提案した理由ですね、これが1点。

そして、ホームページを見て「おやっ」と思ったんですが、5月の時点でその他の公園施設、いわゆるダグリ岬遊園地と、これは後で係わってきますが、この公募は行わないことに変更したというのも載っていましたので、併せて分けた理由についてお示しをお願いしたい。

あと、先ほど多少出ましたが、国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の指定管理者が市に納める納付金、これが6,500万円というふうに、これは最低額というふうにわざわざうってあります。だから、これ以上を提示しなければいけなかったということですから、そういうふうにした根拠、つぶさに出していただきたい。手元に多少の資料は私持っておりますけど、その資料だけでは納得できない。先ほど市長も述べられましたね、収入と支出を引いた、そしてそこに出てきたここ12年から17年までの平均値を出してそういうことになったという、すごく乱暴な区切り方だなという気がしてならない。ハードルもすごい高い金額になっているなというふうに思うんです。

それ以外に、これは粗利ですからいろんな形で出費が予定される。消費税の問題、考え方、変化が出てきます。償還金に対する元金の問題、こういったトータルで考えて6,500万円ということであるのか。ただ平均値で、収入から支出を引いた平均値だけで出したとすればあまりにも乱暴。そこらに対する考え方。

そして先ほども出ていましたけど、指定期間の考え方です。これはすべてにわたりますけれども、原則2年としてあります。しかし、指定された管理者が行う業務によっては、原則2年というのは変更があり得るというふうになっていますね。今回、ここのダグリの部分が2年7カ月という形で指定管理を行っていただくというふうになっていますが、その期間が1年7カ月であっても良かったし、2年7カ月であっても良かったんでしょうが、そこらに対する基本的な考え方をどうとらえていらっしゃるのか、その部分。

そして、市と指定管理者で取決めが必要な事項ということがあります。この議案が仮に議会で可決した場合、今回選定で上がった方々と協定を結ぶようになっております。そこで結ぶ事項とは、いくら私たちの資料の中にも、資料というか指定管理者についての指針の中にも条例の中にもうたっておりますけれども、例えば先ほども出たような指定期間の考え方、今回は2年7カ月、そしてその実績に伴ってそこがやる場合もあるし、ペナルティが課せられてほかの指定管理者に移る場合もある。いろいろあると思いますが、その実績は考慮するというふうに先ほど市長も答弁をされておりました。

そういった場合に指定期間をどういう設定にするのかという、そういった幅は持たせてあるのか。そ

して、今回6,500万円というふうに区切ってありますが、これは後で出てくる園地事業ともかかわってきます。これは、これまでは園地事業総体として決算が出ておりましたが、今回切り離していく。やはり、園地事業を後で受けられる方との事業との兼ね合いというのは、必ずやダグリの経営状態にも跳ね返ってくる。そこらをどうとらえて6,500万円にされているのか。こういったこと。

そして、先ほど蓬の郷の件で言えば、市長の方に管理組合の職員の方からなんとか頑張っていたきたいという声が挙がったということですが、それは多少形態は違えども、今の観光開発公社で頑張っていた職員も同じであろうと思うんです。そして、どうなるであろうかと戦々恐々とされて今回の選定結果を見守っておられたであろうと思うんです。そういったところからの市長に対する声はどうだったのか。実際は議案として、こう上がってきておりますので、職員に対する身分保障、このことに関しては指定管理に関する資料を見ていくと、本人の希望に添うような形ということはお出ておりますが、例えば保育園であったりするとき、保育園の民間移管なんかをするときに、1年間は従前の職員を雇用することを約束するとかうたっています。今回のこの協定を結ぶときに、例えば最低1年間は保障するとか、そういうことをうたってやられるのかどうか。諸々ほかにもありますけど、一応この点お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、公園施設の指定管理を国民宿舎ダグリ及び展望台とその他公園施設に分けたことについてということでございますが、公園施設のダグリ岬遊園地につきましては、遊具の設置及び保守点検業務と、主要な部分については昇降機検査資格等を持ち、また遊具の製造メーカーでもある株式会社谷口製作所が、昭和56年1月の開園当初から遊園地事業に協力いただいているところであります。市は、遊具を乗り物使用料収入の9割で谷口製作所から賃貸借し、実質的な運営は谷口製作所をお願いしているところでございます。

観光開発公社としましては、売店、流水プール、園地等の維持管理要員として職員を配置していたところであります。このような中で、国民宿舎の管理運営と比べまして、遊園地の管理運営は業務の内容に専門性、特殊性が必要であり、本市の公の施設に係わる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号に規定する特定の団体でなければ、その管理を安定して行うことができないというふうに判断しまして、国民宿舎の管理運営と遊園地の管理運営を別個の指定管理者に分けたところであります。また海水浴場も従来から遊園地の業務として取り扱っていたところであります。

次に、5月の時点でその他公園施設の公募は行わないということの理由につきましては、公園施設の内容から、施設の管理を別個の指定管理者に管理運営を委託させること、また特に、遊園地については、特定の団体でなければその管理を安定して行うことができないというふうに判断したため、このことが、市民のサービス向上及び管理経費の節減が図られ、施設の設置目的を効果的、効率的に達成できると考えまして、5月1日開催の指定管理者検討委員会で、ボルベリアダグリ及び展望台については公募としまして、ダグリ岬遊園地等は非公募と変更したところでございます。

次に、指定管理料を6,500万円としたことについてはどういうことかということですが、平成12年度から平成17年度の国民宿舎事業のうち非公募とした遊園地事業を除く収入及び支出の差額の

平均を根拠としたところでございます。

次に、指定期間につきましてですが、指定期間につきましては、法令上定めがないというところでございますが、本市の公の施設に係る指定管理者制度に関する指針で、指定期間は原則として2年間として、当該施設の特性、指定管理者の安定的な経営等を考慮の上、各施設の所管部が判断するとありますので、施設の目的や実用を勘案しまして設定してきたところであります。

今回の蓬の郷、ダグリ公園施設につきましては、昨年の9月1日から本年8月30日まで非公募で指定したところであります。指定期間を2年7カ月として、年度末で指定期間が終了するよう整理したところでございます。

次に、市と指定管理者で取決めが必要な事項について、協定を締結する際に結ぶべき事項ということでございますが、このことにつきましては、協定を締結する際に盛り込むべき事項につきましては、本市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項で指定に定める事項は次のとおりであります。

1に事業計画書に記載された事項、2、指定管理者の指定の期間に関する事項、3、利用料金に関する事項、4、次条に規定する事業報告書に関する事項、5、市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項、6、第9条第1項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項、7、管理の業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項、8、管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項、9、その他市長が必要と定める事項、というようなことで、協定に定める事項が決められております。

そのようなことで、先ほど最後に小野議員の方でダグリの職員についての身分の保障についてお話があったところですが、私どもとしましては、なるべく雇用が図られるよう指定管理者の方にお問い合わせするというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 市長の方で分けた理由、園地事業と分けた理由は述べていただきました。その件には、後の議案の時にもう少し触れたいなというふうに思っていますけど、これまで一体となって取り組んできました。そこで指定管理者が分離することによって、それは双方ですが、なかなか難しい問題を今後抱えていくだろうなというふうに予想するんですね。そのことはもう少し後で議論をさせていただきたい。

ここにダグリの長期計画、11年度に示されました長期経営試算表があります。全然この流れのとおりには、試算のとおりに進んでいないというのが現実です。それでこちらの手元の方には12年から17年の実際の実績、これをいただいております。そういった中で先ほどありましたように、平均で6,534万円という形が出たというふうなことであろうと思いますが、現実これまで議会でも議論をしていますが、実際償還に見合うだけの金額を収益で挙げられればいいわけですが、なかなかそうはいかない。そして基金も全部使い尽くしていったって一般財源から支援をしていかなきゃならないと、こういう状況が生まれてきたわけですね。

そういった中で、これまでの観光開発公社の取組、本来償還金の額がもうちょっと低く設定されておれば結構頑張っていたという気はするんですが、なかなか追いつかないという状況。そう

いった中で、今回6,500万円という設定をされた。これは一つは園地事業との絡みもあって、やはりその影響というのも考えなきゃいけないわけですね、こういった金額を出していくときに。そして、消費税関係なんです、消費税の取扱いに関する変化というのは、今回指定管理者に移ることによって変わりませんか。こういった部分に対する考え方。そしてあくまでも粗利ですから、今後ダグリも8年、そして10年となっていくと、これまでも議会に多少ダグリに関する修繕等、維持管理に関する予算も出ておりましたけれども、そういった維持管理に要する費用というの、今後は減るわけではなくて増えていく傾向にあるわけですね。

そういった状況の中でのこういったハードルの高い6,500万円の提示、逆にこれをクリアしていただければ一般財源の今後予定された投入額よりは低く抑えられることができるという方向性も一方ではあるかと思えますけれども、ホームページに載った質問の中身を見ていくと、指定管理者が決定した場合、100万円以上の備品等に対してというのがありますが、100万円以上についての備品、こういった修繕、これに関しては市がもっていくというふうにあります、それ以下の問題点がかなり出てくると、今後は。それが予想されるわけですが、そういった状況の中でこういった6,500万円というのが計上された。

そして、特に聞きたいのが、納付金の減額申請はできないのかという質疑がなされておりますけれども、これは回答がおもしろいんですが、「天変地異等の情勢変化以外、協定書における事業計画の変更については想定していないため協定不履行となり、指定の取消要件となります」というすさまじい表現がしてあるわけですが、例えばこれは、この条件で6,500万円を最低限として今回公募をして、そして今回こうやって上がってきているわけですが、これが、例えば2年7カ月経過をして、そして精一杯頑張ってください、そしてその後、再度指定管理変更ということになるんでしょうが、そういったときに、実績も考えて頑張ってくださいとなったときに、その期間を3年にするのかとかいう問題も出てくるでしょうし、この6,500万円というのを、その段階で2年7カ月、その実績を見た上で6,500万円というのを例えば検討し直すことがあり得るのかどうか。そういったことを含めてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後の維持管理につきまして、それぞれ費用が発生するというふうに予想されるところでございます。少額のものにつきましては、管理委託を受けた方にさせていただくと、しかし大きなものにつきましては、また改めて私どもの方で審議をいたしまして議会に相談するというふうな形になろうかと思います。

そして、また当然大規模改修というものを今後考えていかなきゃならないということでございますので、この納付金の中からそれなりのものを積み立てていかなきゃならないというふうには考えているところでございます。

それから、納付金の減額についてでございますが、そのようなことにつきましては十分選定委員会の中で要望があったというふうには聞いております。しかしながら、公募の条件にそのことが提示してある、前提としてあるというようなことで、この期間中については原則として認められないというようなことでございます。

消費税に関することにつきましては担当に回答させます。

〔「市長、その後の問題。2年7カ月後の問題、実績に応じて」と呼ぶ者あり〕

○市長（本田修一君） 漏れましたので補足してお答えいたします。

期間満了後また改めて、先ほどもお話しましたように公募というような形ですというような流れになろうかと思えます。そのときに、その中で経済環境の変化も当然ございましょうから、そういった中でまた改めて選考するというようなことになります。そして、当然私どもがその中で最適の業者、団体というものを選定していくことになりますが、この期間、経営に取り組んでいただいた方にはそれなりの思い入れも生じてくるんじゃないかなという気がしているところでございます。

〔「6,500万円、納付額の再検討というのがあり得るのかということについて」と呼ぶ者あり〕

○市長（本田修一君） 先ほども言いましたように、経済環境の変化も十分今後考えられるということでございますので、当然その額については変動があり得るといふふうに思います。

○議長（谷口松生君） 消費税の関係については、できますか。

○企画部長（持富秀明君） 現時点で消費税がどういった方向に変わっていくかということとはつかんでおりませんので、ちょっと時間を貸していただいて検討させていただきたいと思えます。

○14番（小野広嗣君） 今後消費税がアップするということも含めた議論も当然するべきであります。一方で指定管理者制度を採るということによって、これまでの消費税に対する収益、これに対する税制上の問題というのが新たに発生しないのかという心配が少しあったものですから、この件について尋ねました。総務常任委員会でもまたいろいろと議論しますので、それまでにそういったところも調査していただいて、またお示しをしていただければというふうに、その件については思えます。

今、市長の方から経済的な状況もかんがみ、また市の財政も当然考えながら、2年7カ月後というのはやはり再検討もあり得るといふ含みのある表現だったろうというふうに思えます。それはそれで理解をするわけですが、先ほどありました大幅な改修ということも将来出てくると。これは当然であります。そのこともらんで、やはり市の財産として一応その納付額の中から積立てとして残していく分は残し対応もしたいということは間違いはないんですね。はい、分かりました。

あと、先ほど従業員の方々のことも言いました。前向きに指定管理者の方へお願いをしていくということですが、やはりもっと具体的に、先ほど保育所の民間移管のことも出しましたけれども、きっちりある程度の身分保障をして、しっかり頑張っていただける人には頑張っていただけていくという、そしていずれはやはりとうたされていくであろうと、これは致し方のないことですが、当面はそういった努力をしていかなきゃいけない。一方で、この財団法人観光開発公社がなくなるわけですね、これが通っていけば財団法人が。こういった部分に対する、ある意味では残念な思いに立たれて、議案が通った場合立たれる方々もいるだろうし、そういったものをどう乗り越えてやっていくのかということがあります。そこに対する市長の考え方、どのようにして、これ整理はスムーズに行くんですか、その件も含めてですね。そして選定委員会のことについてはこの後もまだ聞きたいことがあるんですが、点数が802点、796、765というふうに出ています。そしてかなりの僅差になっています。これは結果としてそういう僅差になったんでしょ。副市長は選定委員長を私はしておりましたとはっきり言われましたよね。選定委員長だったんですね。みんなもそういう理解をされていたんでしょね、当然ですね。

かなり専門性の高いことを選定していかなきゃいけない。特にダグリ、動く金額も大きい。施設も償還金を考えてもあと10年ほど残っている。そういったことに取り組むときの専門性、選考委員のですよ、ここに学識経験者で入っていらっしゃいます。税理士さんなんかも入っていらっしゃいますね、先ほど言われました学識経験者6名ですかね、6名入っていらっしゃる。だから、いろんな声を聞くともっともっと詳しい人、この人たちも詳しいんでしょうけど、当局以外の学識経験者、プロ、そういった人たちを入れてもうちょっと10名ぐらいできっちりやるべきじゃなかったのかというような声も聞いたりするものですから、そういった経営にあまり通じていない人の方が多すぎるんじゃないかと。こういったことに対する声に対しての考え方をお聞かせをしていただきたいと思います。

昨年、今回承認事項でしたが、先ほど出ていましたけども、松山の分を決めるときに点数が低いと、点数が低いけれどもそこに決まってしまうでしたね。今回は、そのときには最低基準というのを設けていなかったと伺っておりますが、今回は最低基準というのを設けたのかどうか。そこについて、最後になりますがお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の提案によりまして、財団法人は解散という方向になるということでございます。議決を得たら解散ということになるかと思っております。そのことの整理につきましては、私どもは慎重に整理をしていきたいというふうに考えております。

それから、選定委員の構成につきましては、10名ほどが適当でなかったかというような御指摘ですが、一応要綱の方に6名以内ということで決めておりました。そのようなことで、先ほどもお話ししましたような方がふさわしいというようなことでお願いしたところでございます。そのようなことでありまして、今副市長が委員長ということでかかわってきたわけですが、委員長はそれぞれ採点の場合に関係するものについては加わらなかったということを配慮しております。

そして採点の基準につきましては、前回もこのことにつきましては御議論いただきましたので、7割というようなことを採点の基準に設けております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（林 勇作君） 先ほども選考委員会の問題が出たわけですが、選考委員長でも結構ですが、お尋ねをいたします。

先ほども出ましたように、観光開発公社は解散というようなことになるわけですが、このことについてどのようなお考えなのかですね、再度ひとつお尋ねをしてみたい。

それから、6,500万円から積立てをされるというような市長の話もあったわけですが、1億300万円払うものをですね、その6,500万円取って、あとは市から繰入れをされると思うんですが、その算定基礎、そこらあたりも入っていたのかどうなのか。6,500万円では償還はできないわけですよね、起債償還が1億300万円ですから。委員長、そこらあたりの検討もされたのか、詳細な説明をこれだけはひとつお願いします。

それから、まず借金を返すということで公営企業債を借り入れていますよね。この償還は繰上げ償還、そのような公庫と連絡を取られたことがあるんですか。そこらあたりも詳細に説明をお願いしたい。

それから、一応優秀な方々が入っていらっしゃると思うんですが、この温泉施設、1,100m掘削をしているんですよ。はっきり申し上げまして風呂に引く温泉施設ですね、ここらあたりはどのような検討をされたのか。もう掘ってから10年近くになるわけですが、それが全然入っていないんですよ。選考委員長が言われるように要綱に基づいてされたと思うんですが、ここらあたりの検討はどうされたのか。詳細な説明をお願いいたします。

いろいろ聞きたいことがあるんですが、分かりやすくひとつ1回、2回で終わるように答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

財団法人が解散するということに対しましては、志布志の方にとりまして本当に寂しい思いがするんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、先日もお話ししましたように、松山の象徴でありますやっちくふるさと村も解散せざるを得なくなったというような状況がございまして、これは国のこういった公の施設に関する方針に基づくものとはまた別に、私ども地域が抱えている大きな課題じゃなかろうかなというふうに改めて思うところでございます。

そのような中で、私どもは市民に対しましてどういった形で行政サービスができるかということが、模索が問われているわけでございますので、その中の流れだというふうに御理解していただければというふうに思います。

それから、償還が毎年1億円を越すものがあるわけでございますが、それに対して6,500万円納付していただいて、そうしてその分はやはり一般会計から持ち出しということになろうかと思っております。その額がなるべく増えないような形でこういったことが採られてきたということでございます。そして、その中で改めて今お話にありましたように温泉の掘削がされたということで、その維持管理につきましても、今後また多額の金額が要するかというふうに考えるところでございますが、その分も含めて積立てをしていきたいというふうに考えているところでございます。そして、そのような時にはまた皆様方に改めて御相談していくということになろうかと思っております。

それから、繰上償還について検討したかどうかにつきましては、担当の方に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） 繰上償還のお尋ねでございますが、以前まだ志布志町の頃でありましたが、繰上げ償還、選考の過程ではですね、この繰上げ償還については検討はしていないわけでございますが、ただ考え方といたしましては、この借入金につきましては当然市の方で借入れをしているわけでありまして、これは当然返していかなければならないと、当然のことでございますが、その分をすべて、例えばダグリの利用料金、使用料とかそういうものですべて返すというような考え方には立っていないわけございまして、現在市長が言いましたように、いろんな施設を建設する場合は、御存知だと思いますが、当然起債等も借り入れているわけです。

その償還をする財源をですね、すべてそういう使用料とかそういうもので賄えるかということ、決してそういうことにはなっていないというふうに考えておりまして、そのあたりにつきまして、今できるだけ全体の経費の中から、考え方としては償還の額ができるだけ利用料金、あるいは使用料等で賄えるといいですか、小さくなるような形で私どもは検討についてはやったということでございます。

○17番（林 勇作君） あのですね、公営企業債ですよ、これはとにかく使用料で納めるのが公営企業債ですよ。一般の起債とはちょっと違うと思うんですよ。私は、それだから選考委員の中でどのような議論があったのかということをお聞きしたんですよ。公営企業債というのは、いわゆる公的なものを営みながら、それで年次的に償還をしていくと、はっきり言って繰上償還は無理なんですよ、この場合は。分かっているんですよ。一般の企業債と一緒に考えてもらっては困るんです。

そこらあたりがどのような選考委員会の中で議論があったのかと、1億円超えるものを6,500万円の算定基礎をされたわけですから、そこらあたりの中でどうせ足らんわけですがね、そこらあたりはどういう議論をされたのか。先ほど言いましたように学識経験者、市長が適当と認める人というようなことで、先ほどお聞きしたのは、あまり私どもは選考委員会でどうのこうのと言うのじゃないんですけど、責任を果たすためにはそこらあたりも議論をしてもらわないかということなんです。いい加減な答弁で終わるようだったら最初から議会に諮らんでもいいわけですがね。選考委員会、選考委員会と言われるのであればですよ、もう少し真剣にですね、我々議員にも説明をしていただきたい。それが第一条件です、ここに提案する以上。もう少し真しになってそこらあたりは説明をお願いしたいと思います。

○副市長（瀬戸口司君） 選考委員会での選考につきましては、こちらが示しました募集要項がございますけど、そういう要項に合致するとか、先ほど申しあげました事業計画による施設の運営が住民の平等利用を確保するものであること、こちらが示しましたこの件について御審議いただいたわけございまして、今申しあげましたそういうことについてはこちらが事前にお話をしておりませんので、選考委員会の中では議論をされなかったところでございます。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午後 3 時 33 分 休憩

午後 3 時 47 分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

先ほどの17番議員の答弁を執行部に求めます。

○市長（本田修一君） お時間を取らせまして誠に申し訳なく思っています。

林議員の質疑にお答えいたします。

先程来、選定委員会で一括償還について検討したのかどうかというお問い合わせでしたが、そのことについては、選定委員会では検討しておりません。そのことにつきましては、旧志布志町時代に償還が始まりました平成15年頃に検討がされたということございまして、そのことでもって一括償還は無理だなというようなことが前提にあったようなふうに聞いたところでございます。

○17番（林 勇作君） ちょっといろいろお聞きしたわけですが、やっぱりこれはですね、指定管理者を受ける業者のためにも、やっぱりスムーズに正直にそこらあたりは話をしてみてください。そうでないと話を聞きよつとですね、やっぱりその中で議論がちょっとばかりあれになりますので、やっぱり質疑には本質を聞いていただいて答弁をお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（長岡耕二君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

指定管理者を決定するのに、ここで見ますと評点の中で、800点の中でたった6点ほどしか違いませんが、こういうときでも最優先という形で今後も進めていくものか。今後の指定管理者を指定するときですね、それが1点。

そして、市長もさっき言われたように、このボルベリアダグリは志布志市の顔でもあります。そして、この地域の経済の活性化を考えたとき、やはりこのまちは競争の原理が働いて活発な経済活動がなされているというふうに私は理解しておりますが、市長はどういうふうな見解を持たれているか。

そしてもう1点。このボルベリアダグリは、国民宿舎であるということ、国民宿舎の役割、そしてお客さんが利用されているとき、今後どういうことが想定されるのか。そのへんを市長に3点ほど、まず伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回御提案いたしましたボルベリアダグリの指定管理者につきましては、長岡議員御指摘のとおり、僅差で選定委員会で選ばれたということでございます。私といたしましては、選定委員会の選定の結果に従いましてこうして御提案しているということでございますので、そのことについては御理解していただければというふうに思います。

それから、当然さまざまな事業につきましては、その中で競争が働いていけば大いに振興するということはあるということでございます。しかし、この指定管理者の大黒さんにつきましては、近隣に自分の営業所を抱えていらっしゃるというような状況もあって公募をされて、そして結果的に選ばれたということでございます。そのようなことは当然応募されたときに十分考えられていたんじゃないかなというふうに思っています。もっと言えば、御自身が応募されるのがいいのかどうかというのは、十分考えられた上で応募されたというふうに思うところでございます。その結果、ただいま申しましたように選定委員会で最高点になったというようにございます。

それから、国民宿舎というような役割についてでございますが、本当国民宿舎というのは全国に施設が展開され、設置されておったところでございますが、その役割について、近年役目を終えたというような形で随所で閉鎖がされて、あるいはここで行いますように指定管理者の指定を受けて民間業者の経営にゆだねようとしているのが、大方の流れではなかろうかなというふうに思っております。

この国民宿舎につきましては、低料金で国民の方々が観光地等でゆったりした保養気分が味わえるような施設というものを国が率先して造っていったというような経緯がございますので、そのような意味で、今申しましたように時代の流れとともに役割が若干終えてきたのかなと。そして、その裏にまた、こうして経営を維持してきている地方公共団体の方で経営の維持が難しくなってきた時代があるんだなというようなふうには思っているところでございます。

しかしながら、先ほどからお答えしますように、この施設につきましては、私ども志布志市の、そして特に志布志町民の方々が自分たちの財産だというようなことで誇りを持って、そして非常に愛着を持

って接してこられたというのは十分理解しているところでございます。

○15番（長岡耕二君） 私が質問した分は、市長がどういうふうにお考えですかと、この地域の活性化というものを考えてというふうにとらえておられるか、市長の意見を聞いたんですよ。私は指定されたその人を聞いているわけじゃないんです。

その中で私、住民の声を何件か拝察してこういうことを聞いてくれとかいろいろありました。そして従業員の方からも意見を聞いてみますと、やはり市長とちょっと考えが違うかもしれませんが、その方々の意見というのが、やはり今、利用者の意見としてもかなり入浴、婚礼も増えてきたと。そして、みんなが従業員の人も頑張っているということ、私はそういうふう理解しております。

その中で指定管理者制度を採られて、やはり住民の方々も私なんか、国民宿舎として、自分たちの財産として今まで一生懸命、従業員の方々もですが、利用されているお客さんもやはり自分たちの財産だということで、私なんかほかの所は利用せんでもここを今まで支えてきたんだという住民の声も多分にあります。私もそういうふう受け止めます。その中でこういう僅差で、たった6点の差しかないのに、こういうことで今後も財産をそういうふう民間に移管していくのかということ、やっぱり住民の感情として考えていけない重要な問題じゃないかなというふうには私にとらえています。市長、その点をもう1点。

そして、市長とちょっと違いますが、私の考えは。国民宿舎ボルベリアダグリ、ここは経営はどういうふうには市長は取られておられるのか分かりませんが、私は利益が出ている企業だというふうにとらえています。そして今もありましたように、返済がちょっと短かったのかなというふうには考えております。それを修正というのはいくらでも方法はあると思うんですよ、知恵を出せばですね。そういうところをもうちょっと考えて指定管理者の指定とか、やっぱり住民の意向というものはもうちょっと大事にせんな住民は納得できないんじゃないかなというふうにとらえますが、その2点についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域の方、市民の感情というようなことは先ほどもお話したところでございますが、経営的には現在財団法人の方で経営しておりますが、非常に厳しい状況ということでございます。前年に比較して下回ってきつつあるというような経営状況だということでございます。そのことにつきましては、昨年来さまざまに入れてきてきているところでございますが、なかなか及ばない状況だったというようなことでありまして、そのことで改めて宿舎の経営を民間の方をお願いをして、引き続いて市の財産として運営していきたいというようなことで今回の流れになったということでございます。

婚礼あるいは温泉入浴についてはなんとか、婚礼については増えておりますが、温泉入浴については横ばいと、そして問題の宿泊について減りつつあるというような状況でございますので、そのようなことも勘案しながら今回こういった流れになったということでございます。

競争が働いた形で本当にさまざまな業者の方々が入っていただければそれだけでも活性化するのかなというふうには思うところでございますが、形としてはこういった形になってしまったということでございます。

○15番（長岡耕二君） これは委員会付託になっておりますが、やはり市長と私の考え方、そして住民

の考え方とちょっと差があるなというふうに考えていますが、やっぱり住民の意向をもうちょっと反映して市長は運営してほしいというふうに考えていますので、答弁は要りませんが、今後の市政運営にはいろいろと住民の声をもうちょっと反映していただきたいと思います。あとは委員会にお願いしたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（東 宏二君） 先ほどから質疑が出ております。6,500万円の中から、100万円以上の備品の修理とか今後のリフォームに対して市が出費をするということで説明があったわけでございます。とすれば、1億300万円ぐらいの起債返済の中で一般財源からの持ち出し、どのぐらいの持ち出しを考えておられるのか。これが1点。

2点目。もしこの議案が通った場合、観光開発公社がなくなりますよね。彼たちの職員の身分保障、退職金制度、どのような形で身分を保障するのか。

それともう1点。今あそこに、ボルベリアダグリに納品業者が約50社ほど入っておられます。70%が地元の納品業者でございます。もしこれが、指定管理の議案が通った場合、やはりこれは今まで経営される方の取引先ではないわけでございますので、だぶっている所もあるかもしれませんが、この業者の方々の保証、そのへんの考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お答えしているように、100万円を超える修理、補修等につきまして、また皆さん方に御相談してこのことについて取り組むかどうか決定していただくということになるかと思っております。そのような形で、現在償還額が1億300万円あるということで、それに納付金が6,500万円と、その差引きについて市が補てんしていかなければならないということになるかと思っております。

それから、職員の身分の保障についてでございますが、先ほどもお答えしましたように、指定をお受けしていただいた方になるべく職員の採用をお願いしていくことにしたいと思っております。そして、もしお辞めになる方につきましては、先ほど財団法人の方でその職員の身分に関する規則を定めましたので、それに従って身分保障をしていきたいと思っております。

それから、納品業者についてでございますが、このことにつきましてもお願いしたいというふうには思うところでございますが、それこそお受けになった方がどのような形で今後経営をされるかという、大きな経営改善の項目になってくるんじゃないかなというふうに思うところでございます。そのような前提がありますが、私どもとしましては、従来の業者をなるべく使用していただきたいという希望は申したいと思っております。

○23番（東 宏二君） 後で議会にこのリフォーム、いろいろな中出すということで今回答をいただいたんですが、やはり今はっきりしておかないと後で問題になると思います。こういう出費があれば我々はこの指定管理には賛成しなかったんだと、このへんはやはりぴしゃっと示していただかないと、後で御提案をしますのではということでは、これはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

それと職員の身分について、例えばその指定管理を受けられた会社に再雇用されまして、1カ月、2カ月されて、経営方針に合わないということで辞められた場合、これは身分の保障は一つもないわけで

すがね。やはり一回区切りをつけて、再雇用をしていただく要請をしていただくということが私は必要だと思います。次の指定を受けた業者に身売りをしたから、後は開発公社は知らないよということではちょっとおかしいと思います。やはり区切りというのは大事じゃないかと思っています。職員も不安ですよ、たぶん。やはり経営方針が違ってくるわけだから。それと今、納品業者、3点目のことの回答もいただいたんですが、極力お願いをするということでございます。この指定管理をお任せした以上、経営にはタッチできないんじゃないですか。そのへんはどうなんですか。経営は市から要請して、それを聞いてもらえるんですか、指定管理をされた業者に対して。そのへんのことは明確にしてほしいと思いますが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど少し答弁の不足があったようでございます。選定委員会の中で指定につきまして、面接の際に地域との連携ということで地元農産物、魚介類の最優先使用と、それから地元最優先の仕入れに努めますというようなことが出てきているようでございます。そして諸団体との幅広い連携体制、人間関係を形成しますというのが提示されているということでございまして、このような方向に、私どもはこのことに基づいてさらに指名を受けた方に指導していきたいというふうに思っています。

当然このことは、指名を受けた後も私どもはそのことについては指導、監督はしなきゃならないということであろうかと思しますので、そのことについては、まじめに取り組んでいきたいと。そして、さまざまなお声があったものを要約して、そのことはきちり業者の方にお伝えしていきたいというふうに思っております。

それから、職員の身分保障についてですが、この方にお聞きしましたところ全員採用したいというような意向をお持ちだというふうに聞いております。

この指定管理者制度を採るにつきまして、100万円以下のことについては、指定を受けた方がその裁量の範囲内ですぐ取り組めるというようなことも一つの利点になっているようでございます。それを超える分につきましては、先程来皆さん方に言うように、また御相談してということになりますが、その金額については現在のところ把握できておりません。

○23番（東 宏二君） 今日は出ないかもしれませんが、その試算はですね。だけど最終本会議の中では、委員会等ではある程度お示しをしていただきたい。これは大事なことなんですね。

それと、私が職員の身分保障ということで、一応観光開発公社が無くなると、廃止になるということであれば、非常にそこは区切りをしていかないと、それからの再雇用、指定管理を受けられた業者さんをお願いをするということで話がついているということであるわけですので、やはりそのへんはちゃんとしておかないと、身分保障というのは15～6年から20年おられる方もおられる、そこ5年おられる方もおられるかもしれませんが、このへんをやはりしていかないと、20代の若者であれば仕事はいっぱいあります、いっぱいはないかもしれませんが、40代を越えている方々が見渡すと多いと思います。そのへんの再雇用とすれば、新しい指定管理を受けられた業者の方はいろいろな中で、保証もある程度今までいただいておった給料よりも若干下がってくるのではないかと、これは予想されますよね。40代といえば中学、高校、早い方では大学まで出して、今大変な時期で子育てをされている、そういう職員の

方がおられると思うんですよ。このへんの身分は、やはり開発公社がもし無くなるのであれば、その方々も精算はやはりしておかないとおかしいですよ。先ほども言うように、雇用された方で1カ月、2カ月合わなかった、もう辞めたというふうになれば、なにもならない、保障というものは無いわけですがね。このへんの退職制度は開発公社はあるんでしょう。このへんのことはどうなんですか。しっかりと提示した方が、もし指定管理が議会を通った場合、このへんの方はびしゃっとしておかないとかわいそうですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま提案しております議題につきまして議決をいただきましたら、財団法人は解散ということになるかと思えます。解散に基づきまして、諸規定に基づきまして、身分につきまして退職金等のことにつきましては保障していきたいというふうに思えます。

○25番（小園義行君） 5点ほどちょっとお聞きします。

今回公募でされたわけですが、財団法人志布志市観光開発公社、ここが今経営をされているわけですね、委託して。志布志市の中の志布志町地域、そして有明町、松山町、ここの全体の市の現状を考えたときに、やっぱり非公募でして住民の選択肢をちゃんと守っていくという、そういったことを考えなかったのか。それが1点。

そして、なぜこんなにも指定管理者の導入ということに急いでされているのか、非常に私は先ほどからの質疑に対する答弁、そういったものを聞いていて急ぎすぎているというふうな気がしてならないんですね。だから、この指定管理者制度は国のそれに基づいてされているわけですが、真に住民やあなたが理事長をされている財団のそちらの職員との関係、いろんな話をする、そういったものをしっかりと、そして協議にかけて指定管理者制度導入、これに基づいてやっていこうと、本当に現場の声を聞いておられたのかどうか、それを2点目をお願いします。

そして、財団を解散するということになるわけですね、これが仮に通ってしまったときですよ。簡単に解散だって言うけれども、正規の職員が何名おられて、現在臨時の職員、パートさんたちがどれだけおられるのか、まずそれを3点目をお願いします。

そして、この選定委員会の委員の方々は、行政の側がこの施設を指定管理者に応じていただいて運営をしていただきたいということでお願いする、その中で先ほどから出ています償還の問題、いろんな問題をきちんとそれぞれの、最終的には説明会は来られたんですが、3社にきちんとした説明をして向こうからの事業計画というふうになったのかですね、それが4点目です。

そして、この事業計画というのは、あくまでも応募された方々が書かれたものですよ。自ら市の、いわゆる行政の側の意向に添ってこうだという形のものでなくて、私はこのボルベリアダグリを指定管理者にきちんと認めていただいたならばこうやりますという、そういった形のをあなた方選定委員の方が採点をされたんですね。こっちが作ったもので向こうが応じたんじゃないでしょう。その説明をきちんとされたのかということと、その説明に基づいて事業計画がなされたのか。

そして最後に、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であることということであるんですが、これは、安定して行うということは、先ほどから責任の問題も出ていま

すが、過去5年間の決算書等がその中で、運営委員会の中できちんとそれぞれ団体A、団体B、そしてここにある指定管理者に今回提案がなっている企業、そういったものがきちんと論議されて、4番目ですか、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であることと、ここはそういう財政上の問題も含んでいるというふうはこの言葉上から理解するんですが、そういった決算書等でちゃんとそれぞれの団体のものが応募の段階でお示しがあつたのか、そのことをどう審査がされたのかですね、お願いします。

そして最後に、今、介護保険の関係でコムスンが大変な問題になっています。国が示してきました民でできるものは民でやるんだと、その結果がああいうことであります。私は、民間の企業の方がコムスンと同じようなそういうことだというふうには思っておりません。でも、やはり市で長年財団、それまでは見なし法人でしたけれども、やってきた、そういったものについては思い入れがありますよ。そういったものを含めて一番最初に質疑をしましたが、そういったものを考えられなかったのかですね、5点ほどお聞きをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

非公募ですべきでなかったかというようなお話ですが、このことにつきましては、今年の9月1日から公募でやりますということで昨年来お話をしていたところで、そのことに基づきまして今回御提案したということでございます。

そして私どもの方としましては、特段そういったことで急ぎすぎているというような感覚がないところでございまして、現場の方々もこの施設については公募になるんだと、そして別な、ひょっとすれば別な方が経営をされるんだというようなことは考えられておるようでございます。また、私ども自身としましては、できれば現在の公社が経営ができればいいなということで、さまざまなてこ入れをしてきたということでございますが、結果的には経営の改善に結び付かなかつたということでもあります。

それから職員の数でございますが、正規の職員が15名と、契約とパートが36名ということで、計51名の職員がいるということでございます。

それから、選定委員会の中でのお話ですが、先程来あるように償還についての説明もきちんとしたのかということにつきましては、説明はされております。そして事業計画につきましては、当然事業計画書は出していただくということでございますが、こちらの様式に基づいて利用計画書を出していただいたということで審査はできているというふうに思っております。

そして、その経営状況についてはもちろん、経営につきましては今後の経営計画書でございますので、私どもは今までの実績等を勘案しましてその経営の今後の見込み計画については審査したということでございます。

そして最後に、この施設に対する思い入れというようなことでございますが、そのことにつきましては本当に皆さん方と同じ気持ちだということでございますので、今後は、もし指定管理者制度になったということになったとしましても、そういった市民の気持ちというものはきちり伝えていき、そして指導、監督をしていきたいというふうに思います。

○副市長（瀬戸口司君） 若干補足させていただきます。

申請の書類の中に、前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他これに類する書類を出していただくということでございますので、この書類の提出がございましたので、先ほど議員の御指摘のございました物的能力といったような観点につきましては、これらの書類から判断をされたというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 今回、仮にこの議案が通ったときに、これまで財団法人志布志市観光開発公社が担ってきた本市観光の拠点施設として設置すると言われる、そしてふれあい交流促進と、こういう目的があったんですね。今回、指定管理者に行わせる業務の範囲というのは、いわゆるボルベリアダグリのそこに関してのみなわけですね。

これまで財団が担ってきた観光に関するそういったものに対しての、仮にこの議案が通ったときに財団が解散になる、その考え方がどういうふうに議論されたのか。

そして償還の問題ですね、先ほどのやり取りの中で2年半後、同じ方が指定管理者を受けられるか、また新しくなるか分かりませんが、そのときに6,500万円、これが見直しをするというような方向での市長の答弁があったわけですが、仮にこの見直しが下がっていくようなことになると、ちょっと市の持ち出しとたくさん出て行くというようなことがあるわけですね。ここは、1億約270万円、これから10年間以上ずっとやらないといけないわけですが、このうち6,500万円だと3,500万円ですよ、約ですね。その6,500万円が下がるということになると当然市の持ち出しがさらに増えていくということですよ。

これはあくまでもこの経営をお願いをする所には、ここからは下げないよと、そういった姿勢でやはり臨んでいかなきゃいけない。それが嫌なら指定管理者に任じてもらわなくていいですよという、こういった姿勢がないと僕はいけないと思います。そういった点に対する考え方をお願いします。

3点目にもう一つ。償還の問題では今そうですね、そこらについての見直しの考え方を再度お聞きをしておきます。それと、我がまちの状況、先ほど一番最初に言いましたが、このボルベリアダグリを建て替えをするときにいろんなことがありました。私は人吉の調査に行ったんですよ、個人的に。あそこは国民宿舎がですね、市長ももう廃止するよと、議会もその方向で進んでいたんですね。提案をされたら、観光協会から我がまちを、国民宿舎のあるまちをなくすのかということです。猛烈な反対が起きて市長も公約撤回、議会もそのことに対してきちんと対応して、直営でやっていたものをこういう形のものにして、私が行ったとき職員を順次吸い上げて黒字に転換しているということでありました。

やはり国民宿舎という、これがあるまちとしての、先ほど長岡議員の方からもありましたけれども、志布志市に長いこと根付いてきたそのことの国民宿舎ボルベリアダグリですよ、市長がおっしゃるように、これ要らないんだったらね、国民宿舎を消してしまっちゃればいいわけですよ。そうじゃなくて、国民宿舎というこれが冠についていますよね。そういった長いものがある中で、本当に私は志布志市の現状、まちのおかれているその状況を考えたときに、真剣にそのことが考えられて、今回この公募という形を採られたのか、再度お願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

解散になったときの処理方法につきましてはですが、先ほども申しましたように諸規定にしたがって解

散をしていくという流れになろうかと思えます。そのことにつきまして、特に従業員の方々につきましては、不安が与えられない形で処理していきたいというふうに思っております。

それから、今回指定管理となって2年7カ月後、改めてまた公募をするというような形になるわけですが、その際には公募の条件が違ってくるといふふうには思っているところでございます。今回の公募につきまして、2年7カ月後も6,500万円を納付できますよというような所を募集したわけではないということをごさいます、そのようなふうにご理解いただければというふうに思っています。

それから、人吉の例をお話になりましたが、私自身も本当に現在の公社が経営が維持できればいいというふうには本当に認識しております、そのような形でさまざまな業務改善のためのこ入れをしてきたところでございますが、残念ながらそのような方向にならなかったということで、改めて去年からお話しているような方向の流れになったということをごさいます。

小園議員が御発言なされたように、そういうことなら国民宿舎の看板を下ろせばいいんじゃないかというようなことをおっしゃったんですが、今回こういったふうにご指定管理で管理をお任せするという場合でも、国民宿舎というのは冠に付くわけでごさいます、そのような機能性というものは今後も果たしていただきたいというふうにご考えているところでございます。

○25番(小園義行君) 聞いたんじゃないですよ。今回の指定管理者に行わせる業務の範囲というのは、ここに書いてあるとおりですよ。ボルベリアダグリの維持管理、そして運営でしょう。財団がやってきたのは、それのほかに観光に対する諸々、あそこ一帯ですね、旧志布志町時代にゴルフ場計画の跡地も買ってあります。そういった問題等も含めてここの中に出ておりませんが、次のこちらの方になるのかなと思ったりもしているんですけど、そういうことを財団として先々計画をしながら、虫食い状態になっているわけですけど、そういったものについての考え方等も財団法人の方でやっていくんだというようなことで、これまでの過去、志布志町議会の中でもずっとあったんですね。

今回、それが、指定管理者のやる範囲というのは、ここにもうこれだけ決まっております。それ以上のことはしないわけで、そういうものに対して、今回指定管理者を導入することで、どういうふうにご議論がされて提案になったのかということをお聞きしたんですよ。

それと再度これです。2年7カ月後に見直しをすると、先ほどやり取りありましたね。これが、経済というのは動くからそれは当然だと思うんです。だけど、これが仮に3,500万円じゃあ今度結びましようかって、こんなことになったら大変だといふふうにご思うから、あくまでも基本的には2年7カ月後にはきちんと、今回は違ふんですよ、2年7カ月後にそういったことでないような行政の姿勢として持ち出しをたくさんしないように、2年7カ月後は1億円でないご駄目ですよというぐらいのそういった姿勢を持って取り組んでいくということが大事じゃないですか、行政として。そのことをご聞きしたんですよ。

今回2年7カ月後に6,500万円でないご駄目ですよと、そういう公募はしませんでしたと、そういうことを言っているわけじゃないんです。2年7カ月後にこの見直しとして同じ方がまた受けるかもしれないわけじゃないですか。そのとき、やっぱり大変だから3,500万円がいいわって、こういうことになったら大変という、市の持ち出しが増えるんですよ、その分。そういうことにならないように考え方と

しては、そのときはあなたはちょうど選挙の最中ですよ、した後ですよ。だから、ぜひそういうものを、きちんとしたものを持っていただきたい。そこについての考え方を、見直しをするというのは結構でしょう。だけど、その姿勢として、これより下がっていくというようなことを考えているようであれば、これはいけないなという気がします。そこについて再度お願いします。

それと財団の正規の方が15名、そしてパートの方々含めて51名おられるわけですが、これについては先ほどから出ているように、仮に議案が通ったとして、しっかりとしたそういうものをちゃんとやっていただきたい。これはおそらく今、ハローワークにも僕も行きますけど、なかなか無いですよ、仕事。そういった中できちんとした対応、できることならそういうふうにならないように、私は願っていますけどね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このボルベリアダグリ周辺の夏井につきましては、本市が抱える本当に素晴らしい観光地であるというふうに考えております。そのような意味で、中核施設をこうして指定管理に基づきまして民間の方にお願いするというところでございますが、その目的はやはりそこが振興していくんじゃないかなということが大前提でございまして、そのことを大いに今回期待するというところでございます。

そして、それはとりもなおさずその周辺地域とも一体化した形の観光振興というものがあるべきだというふうに思いますので、そのことについては今後、もし受けられたらその業者の方とも密に協議を重ねていきたいというふうに思っております。

それから、2年7カ月後は6,500万円を上回るような、できれば1億円というような形で受けてもらうような今回のプレゼンテーションがあってしかるべきだというようなお話ですが、気持ち的には私もそういったこととございます。しかしながら、今回初めてこうして指定管理で公募で受けられるということとありますので、将来的にはそういった形の、市の財政を考えたときにそうあるべきだというふうに思いますが、状況を見てみたいというような気持ちは十分あるところでございまして、先ほど申しましたように、周辺地域の振興とも含めた形で経営環境が良くなるような対応策というのは私ども採らさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、職員の対応につきましては、不安感がないような形で対応していきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（本田孝志君） 今の小園議員と重複することがあると思いますが、一つ、二つお伺いいたします。

この議案が仮に通った場合、財団法人観光開発公社が解散になるわけですが、もし議案が通った場合、今年の9月から平成22年3月31日まで約2年7カ月間指定管理者になるわけですが、この方若しくはまた全国で公募してするかどうかは分かりませんが、誰も指定管理者になる希望者がいない場合ですね、せっかく今財団法人観光開発公社があるのに解散するわけですが、また再度希望者がいない場合は、いろんな税制上の対応とか特典がなくなるわけですが、ここらあたりのことを、瀬戸口副市長、どのような検討をされたものかですね。

あなたは、夕張市の今いろいろと問題が、ちょっと夕張も下火になってきたわけですが、報道等がですね、あなたは今は副市長だけれども、あと1年かしたら帰っていくと。後の2年7カ月後は知りませんよと、よくそれを検討されたものかですね。私なんかは、この志布志の住民はここからどこにも行けません。ですけれども、いろいろとあなたは、いい加減な気持ちで検討されたんじゃないと思いますが、そこらあたりはどのような検討をされたものかですね、お伺いいたします。

○副市長（瀬戸口司君） 先ほどから出ておりますダグリの施設の関係につきましては、市長が申し上げておるような経緯によりまして今回公募という形になったわけでございまして、私が指針を決める際の委員長等もいたしておりますけれども、そのような私から申し上げたということでもございまして、皆さんの中で協議をいたしまして、先ほどから市長が説明いたしておりますけれども、そのような経緯で総合的に判断してダグリにつきましては公募が適当だということで、市役所内部で意思決定をいたしましてこういう経緯になっているところでございます。

○12番（本田孝志君） 一番大事なところでですね。検討されたものかですね、市庁舎内で検討されたと言いましたが、もし財団法人観光開発公社を解散して、あと2年後どうなのかということですよ。今解散したものをまた引受手がない場合はどのような方法でという先の先まで、2年後ですよ、約3年近く、検討されてしたものかですね、お伺いいたします。

○副市長（瀬戸口司君） お答えいたします。

仮のお話しにお答えするのはどうかというふうに思いますけれども、例えばそのような場合には、条例の方にございまして、直営という方法もございまして、一つの方法としてでございます。そして、改めてまた指定管理者を公募するといったような方法、そういう方法があるのではないかとというふうに考えております。

○12番（本田孝志君） 特に3回ということで今の回答が、明快な回答がないわけですが、私は検討されたものかですよ、2年7カ月後もし引受手がないときにはどげんすいかなという話はなかったものか、あったものかが聞きたいんです。なければなかったでもいいんですよ、なかったとすれば無責任な話ですよ。

○副市長（瀬戸口司君） 確かにそういうギリギリの議論というのはいたしておらないところでございますけど、先ほど私が申し上げましたようなパターンというのは考えられるということは頭にあったところでございます。

○11番（立平利男君） だいたい質疑が出てまいりましたけれども、市長答弁の中からいくつかお伺いしたいと思います。

先ほど指定管理者の選定の採点でございますが、ふるさと村については副市長も採点が入っている。先ほど関係あるものについては副市長は採点に入らなかったということで、市民の目から見た場合にどういうふうに関係があったのか、なかったのか、お伺いいたします。

それから、ダグリ、国民宿舎ですが、国定公園内の施設だろうと思います。国との調整なりそういうものが必要なのか、行われたのかお伺いいたします。

それから、先ほど市長答弁の中に、選定委員会の選定に沿って管理者を選定したということで、当然

選定委員長が副市長でございます。ずっと答弁を聞いておりますと、少し副市長は特別職であり事務方のトップであるということ、もう少し意気を感じてすべての答弁を聞きたいなと、そういう思いがしております。

その中で、副市長の経験からも見受けられると思いますが、この指定を受ける管理者は、志布志市内でも大手の宿泊施設なり飲食店、遊戯場等をお持ちでございます。市民の目から考えて、しかもダグリと、この会社のお持ちの施設と距離が1kmですか、直線です。それぐらいの範囲にあるということ。市内を見たときに、一番東側に位置し、市場原理がこの管理者に指定を受けた場合、どう動くかなという大きな疑問が出てまいります。合併して1年以上経ちまして、私も旧志布志町の皆さんとも非常に交流を持ってまいりました。同じノウハウをお持ちの方が、市内で大きな宿舎、飲食業、そういうものを同じノウハウでやると、市民としてはたして選択の余裕があるのかなと、そういう疑問を持ちます。

先ほどから市長の答弁も、応募者の方からの考えなり答弁が多かったようでございます。市長がいつも市民の目線というお話をされます。市民の本当に目線から見た場合、市内に大きな施設が二つしかないものが一人の管理者によって管理されるということについては、市民はどういう選択制を採ればいいのかという、市民の考えをお考えになっているとは思いますが、見えて来ない面があります。そこをどうお答えになるかお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

副市長が選定委員長として参加したわけですが、このことにつきましては、副市長が関係しています分につきましては直接選定委員としてしなかったと、選定には参加しなかったというようなことでございます。

それから、国定公園の件につきましては、国定公園法に触れる内容ではないというようなことでございます。

それから、もし可決になった場合、市民の選択の余地がなくなるのではないかなというようなお話でございますが、そのようなことを考慮して今回選定をしたわけではなく、選定委員の方々がそのような視点で選定されたのか、私自身は把握はしていないわけですが、項目の中にそういったものは盛られていなかったというようなことでございます。私自身は、それこそさまざまな経営形態があった上で、そしてお互いの競争があった上で振興が図られればいいのかという気がするところでございますが、今回の場合、公募というような形ですて、そして応募されて、そして決まったというようなことでございますので、そのことは御理解いただければというふうに思います。

○11番（立平利男君） 市長、蓬の郷、ダグリ、ふるさと民宿村ですか、先程とまた同じ答弁ですよね。副市長が関係するもの、それを分かりやすく説明してくださいという質疑です。

市場原理ですよ、公募して応募したからしたと。本当に市場原理を考えるならば、競争があつてこそサービスも向上すると私は思っております。現にスーパーも1軒建てば、すぐ隣に別な系列のスーパーが建ちます。そういう市場原理を本当に考えた場合、この市内でその市場原理が、今後サービス向上につながるのかなという思いがあります。そこを市長なり、選定委員長の副市長なり、やはり一番指定管理者については大事な基本的なもの、そういうとらえ方ができるんじゃないかと思いますが、どうい

う配慮をされたのかお伺いたします。

○副市長（瀬戸口司君） まず、私の採点の参加の件についてでございますけれども、私、蓬の郷管理組合の副組合長として現在就任いたしております。それから財団法人観光開発公社の副理事長としての職でございます。やっちくふるさと村につきましては、すでに株式会社も解散しておりまして、私役員等何も兼ねておりませんので、そういう立場で参加をさせていただきました。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お答えしているように、競争があった方がいろんな形でサービスも高まっていくし、そしてその中でさまざまな集客が図られてくるというふうには思うところではございますが、ある程度市場の大きさとというものも考えられるということでございます。

そのような中で、私どもは今回こうして改めて指定管理を公募するという事になったときの採点の審査の項目の中に、そういった特段審査項目の中に加えなかったということは少し配慮が足りなかったかなという気はしておるところでございます。それで、別な方の御意見にもあったところでございますが、このことによって市民の選択の余地がなくなるというようなこともあります。結果としてこのような形になったと、私どもはほかの、今回御提案している方を対象にして公募したわけじゃないということをお理解していただければというふうに思います。

○11番（立平利男君） 市長、最後の特段、この管理者に指定しようとする会社自体が特段、特別にこれが来るからという、そういう理解はしませんけれども、先ほど答弁にありましたように、少し配慮が足りなかった。市民の選択肢が少なくなったと。本当はこれが一番大事だろうと思いますよね。

市民の施設であり今日まで盛り上げてきた、その選択を取るというのが、選択できないというまではいかんと思いますが、市場原理が二つあってサービスが良い方、そしてサービスうんぬんによって市民が望みたい、そういう施設が本当なくなってしまう。このダグリを造った志布志町民の思いは、根本的にはそこにあつたんじゃないかなと思っております。

本当財政を考えながら運営されると思いますけれども、もう一回原点に戻って、この指定管理者なりを検討していただければと思いますが、充分な検討をお願いできますでしょうか。

○市長（本田修一君） 先程来、この公募についてさまざまな御議論をいただいているところでございます。そのような意味で、私どもとしましては選定委員会を経て、こうして昨年来の流れの中で御提案申し上げたということでございますので、御審議をお願いしたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間延長することに決定しました。

○3番（丸山 一君） 今までのさまざまな質疑応答の中で、志布志町時代、財団法人志布志市観光開発公社が施設管理をしている中で、過去5年間の平均が6,500万円という付近の算定基準を出したとい

うことなんですけれども、今回の場合は、第58号と第59号で施設が分離されているわけですよね。今までは、志布志市観光開発公社の場合は、全部ひっくるめたダグリ公園施設という施設の中で、全部ひっくるめての6,500万円だったと思うんですけれども、これがボルベリアダグリと展望台を含めたこれだけで6,500万円というこの数字に対してですね、市民からさまざまな御意見が寄せられますので、これはなぜ分けたのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この公園施設と、それから遊園地施設について分けたことにつきましては、先ほど別の議員の御質疑にもお答えしたところでございます。

公園施設のダグリ岬遊園地につきましては、遊具の設置及び保守点検業務等、主要な分については、昇降機検査資格等を持ち、また遊具の製造メーカーでもある株式会社谷口製作所が、昭和56年1月の開園当初から遊園地事業に協力していただいているところであります。市は、遊具を乗り物使用料収入の9割で谷口製作所から賃貸借し、実質的な運営は谷口製作所をお願いしているところであります。

観光開発公社としまして、売店、流水プール、園地等の維持管理要員として職員を配置しているところであります。このように国民宿舎の管理運営と比べ遊園地の管理運営は業務の内容に専門性、特殊性が必要であり、本市の公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4項に規定する特定の団体でなければその管理を安定して行うことができないというふうに判断しまして、国民宿舎の管理運営と遊園地の管理運営を別個の指定管理者に分けたところであります。また、海水浴場も従来から遊園地の業務として取り扱っていたところであります。

○3番（丸山 一君） 先ほども言いましたけれども、全体をひっくるめての中の6,500万円という数字に対しては妥当な線かなと思うんですけれども、それが、例えばダグリ公園施設を切り離して考えるのであれば、今までが6,500万円であったのであれば、それが7,000万円であれ8,000万円であってしかるべきだと思うんですよね。

御存じのとおり議案第59号になります、この谷口製作所に指定管理をという感じの議案がありますけれども、これは御存じのとおりパラパラのお客さんであり、かなり収益上大変じゃないかと思うんですよね。であれば、先ほども言いましたけども、6,500万円プラスアルファがあってしかるべきだと。なぜここを切り離したか、そこに何か意図するものがあるんじゃないかという市民の人たちからの具申があるわけですね。それはどうだったですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

6,500万円につきましては、ダグリの宿舎の分についてのみでございまして、そのほか公園施設につきましては、別途管理委託料をお支払いするというようなことになろうかと思っております。

そのようなことで、先ほど申しましたように、分離したのは特殊な技術が必要だというようなことで分離して、そして金額についてはただいま申しましたようなことでございます。

○3番（丸山 一君） 分離するのであれば、指定管理者の管理委託料というのは、どのくらいを想定しているものかお伺いいたします。

○港湾商工課長（外山文弘君） 先ほどの市長の答弁に若干補足いたしますが、先程来から出ますこの

6,500万円の金額につきましては、完全に遊園地部分の収入を除いた宿舎だけの金額が平均して6,534万円ということで6,500万円という数字を出しております。

ちなみに遊園地事業だけで言いますと、実質的にいえば赤字でありまして、平均して約200万円ほどの赤字が出ております。なお指定管理、後の議案になりますが、この遊園地部分の指定管理者につきましては、当然今申し上げましたとおり従来は赤字経営でございますので、園地事業につきましては指定管理料を支払うという予定でありますが、最終的には指定管理の指定議決を受けた後、業者の方と具体的な指定管理料の交渉に入るわけでありまして、ただ、こちらで収支計画上、上がってきているもの、こちらの考えているものの調整といたしましては700万円前後を想定しているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○28番（重永重久君） この問題は1時間以上ずっと続いているわけですが、私は基本的にこの選定委員会なるものが非常にお粗末だなというふうに思っております。これは市長の息のかかる人間だけですね。だから私は、これは旧志布志町の財産であったと、志布志の人はものすごく愛着を感じているわけですね。いろいろ私も聞いておりますけれども、やはりここらあたりはですね、選定委員の中に、市長部局あるいはそういう市長が委嘱するそういう人たちの中に、例えば志布志の学識経験者もいると思うんですが、商工業関係の方やらそういう方も交えた10人ぐらいのそういう市民の目線に立った人をやはり選んで、その人たちも選んで、当然採点関係もいろいろな議論が出てくると。先ほどから聞いていて、答弁も、選定委員の答弁もですね、委員長も答弁もですけど、なかなか要を得ない、聞いていて腹が立つわけでございますね。当然慎重審議をしながらいろんなことをやらなきゃいけない、こういうことが出ましたと、こういう議論が出ましたというぐらいのひな型ぐらいは、我々もこういう長い時間もめるのであれば、そういう資料も出してほしいんですよ。

だから、この選定委員というのを先ほども出ておりましたけれども、やはりここらあたりを市民の目線に立った方も入れて、ああ、こういう人も入っているのかという、逆な立場の考え方の人もいると思うんですよ。その選定の在り方について、済んだことでありますけれども、今後市長はそういう市民の目線に立った方の選定委員というのも視野に入れてやる気はないか。

先ほど言ったように、市長の息のかかった方だけなんですよ、と思いますよ、当然。だから、そこらあたりをやはりいろんな形の視野を持った人も入れて、もう少し人数も増やしてやるのがいろんな問題も少なくなってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこらあたりは今後どう対応されるつもりかですね。これが正しいと言えればそれでおしまいでございますけれども、どうですか。

○市長（本田修一君） 選考委員の構成委員につきましては、設置要綱に基づいて構成したわけございまして、民間の方々の御意見も十分反映できるような構成としたところでございました。

その中で特段、私とどうこうというようなことではなく、事務方の方から、この方がふさわしいというものを挙げてもらいまして、そしてその方を私の方としてはお願いしたということで、公平・中立な方ではなかろうかなというふうに思っております。そのようなことで、委員の方は選定していただいたというふうに思います。

それから今後でございますが、今後につきましては、今日の御議論をいただきまして検討させていた

だきたいなというふうに改めて思ったところでございます。幅広く、もっと市民の声が反映できるような形の選定委員会というものを考えさせていただければというふうに思います。

○28番（重永重久君） 要綱がそういうことになっていたということでありませけれども、6人の中で副市長は採点には加わらないと、5人で採点をするわけですね。だから、その中でいろんな意見が出たと思うんですね。だから、採点だから点数を勝手につけるわけでしょうけれども、やはりここらあたりは議論を積み重ねて、先程来から言うように、質疑がこれだけ出て、それが明快な選定委員会の中の議論というのがこうこうであったというような答弁がなかなか出てこないんですね。

ただ形式的にやったような気がすることも考えられるわけですね。だから、私が言うのは、市民の目線に立った人も入れて5人じゃなくて、6人じゃなくて、せめて要綱を変えて10人ぐらいでやらないと、言葉の表現は悪いけれども、市長の息のかかった人ばかりじゃないかと疑われてもですね、これはやむを得ないんですね。

だから、そこらあたりを今後、やはりそういう先ほど言った旧志布志町の財産ということを非常に懸念をされております。だから、そういうことも踏まえて、今後はそういう目線に立った人を選ぶと、そういう方も入れて審議をしていただきたいというふうに思いますが、どうですかね。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、重永議員は私の息のかかったというふうな表現をされましたが、私としてはそういったことは全然意識していないわけで、そしてそういうことをむしろ排除していただける方が委員に選ばれて、そして選定いただけたというふうには思うところでございます。

そのような意味で今回、要綱に基づいて設置して審議していただいたということでございますが、今後につきましては、まだ幅広い形で委員の方々をお願いしてもいいのかなというふうには考えたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（西江園明君） 先ほどから出ております、今まで言いましたように、選考委員の方は本当大変なことだと思います。先ほど課長の説明では、3時ごろからこのダグリの件の審議に入ったというような説明で、果たして十分な選考委員の人たちにも説明ができたのかなと思うところです。

それから、ちょっと市長の答弁の確認なんですけれども、先ほど積立金をしたいと、将来のためにとということをおっしゃっていましたが、納付が6,500万円あるわけなんですけれども、償還が年間約1億300万円、でも100万円以上の維持修繕は市がやりますから6,500万円だけど実質5,000万円台に止まるんじゃないですかね。

それと、単純に6,500万円で1億300万円というふうな数字が走っていますけれども、これを引きますと3,700万円だけ一般会計から償還に対する充てる分は出せばいいというふうに理解して良いのか。それとも、維持費の100万円以上は出しているわけですから、6,500万円からですよ。それから繰り入れていったん出すわけですから、6,500万円は残らないというふうに理解していいんですか。それと、そういう一般会計から繰り出すぐらいなのに、どの数字を根拠に積立てをするというふうに、どこからのお金でというか、積立金に充当するのかお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補修等が生じまして、そしてそのことにつきましては、100万円を越える分につきましては、また御相談を申し上げますと、その金額についてはまた委員会のあたりに御報告できるんじゃないかなというふうに思いますが、そういった流れでやっていきたいというふうに思います。

積立てにつきましては、いずれにしましても納付が6,500万円、そして償還が1億300万円ということでございますので、その収支の中で積み立てていくという形になるかというふうに思います。

○2番（西江園明君） 100万円以上の維持費のことで、じゃあ今まで分かっているだけでもいいんですけども、先ほど課長が6,534万円ですか、約6,500万円ぐらい平均出たと。じゃあ、毎年、今まで維持とかそういうふうに対して、どのくらい受けて出しているのか。実質残りは単純に6,500万円じゃないはずですよ。その額はどの程度なのかというのを教えてください。

それから市長、もう一回、積立金のお金をどこから持ってくるのか私はちょっと理解できない、剰余金が出ているんだったら分かるんですけど、もうちょっと分かりやすく説明を。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午後5時10分 休憩

午後5時18分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

○港湾商工課長（外山文弘君） ただいまの6,500万円程度の納付金で積立てができるかということによってよろしいでしょうか。

基本的には利用料金制を採りますので、市の方にはボルベリアダグリからの収入というのはなくなるわけでありまして。納付金しか入ってこないわけですので、基本的には支出の方では当然、特会としましては宿舍の償還として1億300万円があるということですので、当然積立てに回す財源というのはその段階でないと、特会独自ではないということになります。

ただ、市としての考えとしては、将来的にも市の施設として維持管理を、施設の管理をしていく以上、将来の大規模なリニューアルに向けての積立金を持っていきたいというのが市長の考えでありまして、当然その際には議会の方にお願ひし、一般会計からの繰入れをしないとその財源はできないということでございます。

○2番（西江園明君） はい、そのような説明であればですね、結局一般会計から入れん以上は、ですから積立金という言葉ははたして適当なのかというのもちょっと思ったんですけども。先ほどちょっと答弁漏れというか、6,500万円ありますけれども維持費、100万円以上の維持費、言いましたように毎年特会から出しているはずですよ。その平均、毎年出している、結局、繰り入れてから出している平均額というのは分からないんですか。

○港湾商工課長（外山文弘君） 手元の資料で言いますと、平成17年度が特別会計の方でやっている工

事請負額がここにあります。それが約920万円、これにつきましては当時は基金がございましたので、基金の繰入れと一般会計からの繰入金が入り、1,078万円入って、総体的にそういう中で929万円の工事を行っております。

それから18年度につきましては、一般会計から478万円繰り入れまして、工事請負も特別会計独自で477万円の工事があると。その他に観光開発公社の方で独自で修繕している部分、これが平均しまして335万円ほどあるようでございます。

○16番（金子光博君） 一つだけお願いします。今までの議論を聞いておりまして、時間が非常に少なかったんじゃないかなということを感じておりますが、市長は今回、この議案を出されるに当たって、いつの時点で狙いを定めて担当課に指示を出されたのか。そのことを受けて担当課はいつの時点から具体的にことを前に進め始めたのか。そして、こういう要綱を全部作り終わって募集をする方々に対して不備がないように完全に資料なり、話し合いが終わったのはいつの時点なのか教えていただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今日御提案している公募についての指定管理者制度のことにつきましては、昨年皆様方に御相談して以来検討が進んでいるところでございます。

実際に第1回目の指定管理者制度の検討委員会を開始しましたのが、4月13日に開催しております。その後、先ほどから話がありますように、5月2日の公募とか、それから5月25日の公募の受付の締切りとかいう流れになってきておりまして、先程来御質疑がありますように、少し短かったかなというようなことは今、反省しているところでございます。

しかしながら、このことは9月1日から取り組むんだということは常々担当の者には指示を出しておったところでございます。

○議長（谷口松生君） 所管課の実施要綱等について完全に引きあがったのは、いつですかということです。

○企画部長（持富秀明君） 今回の要綱等につきまして、外部にそれらについてホームページ等で流したのは5月2日でございます。

○16番（金子光博君） 約1カ月ぐらいの期間でこういうことになってきたわけですが、非常に市民の関心が高い議案でありますだけに、もっと幅広く市民の声を聞いてからでも良かったのではというふうに思います。

市長の政治姿勢として、こういうことがなんで急ぎすぎるのかなというふうに感じておりますが、今回のことにしてもですが、保育所の民間移管、敬老祝金にしてもですけども、もっと出すにしても幅広く市民の声を聞いてからでも、じっくり、そしてまた事務方もじっくりその対策が練れるようになってからでも良かったんじゃないかというふうに思っております。後は委員会の方でしっかり議論されるでしょうから、そのことをもって判断していきたいというふうに思います。

終わります。

○7番（鶴迫京子君） ダグリ公園の指定管理者の指定についてということで、住民感情、市民感情ということで皆さん、この議案のことを聞きまして本当に降って湧いたような、そしてまた大変重要な議

案が出てまいりました。志布志町住民にとっては、これは大変関心も高く、また毎日どうなるんだろうかという思いでこの議案の行方を見守ると思いますが、まず私、1点質疑したいと思います。

この指定管理者の指定についてという、この指定についてのこういう議案として出てくる前の選定委員会の委員を選定する、そのところにひとつお聞きしたいと思います。これは要綱で決まっているということですが、まず要綱をちょっと勉強不足なものですからよく勉強していないんですけれども、まずそこいらへんを教えていただきたいと思うことと、そしてその中に人数も10人ぐらいでという意見が多々出ていますが、ここに挙げていらっしゃる方はすべて男性であります。ここに女性は一人も入っていないんですね。その要綱の中にそういう性別的なあれがあるのか、ないのか、まずお伺いしたいと思います。男女共同参画社会の21世紀はそうですので、そういうことがどうなっているのか、まず1点お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） この選定委員会の委員につきましては、女性が入っていなかったということですが、特段男性がどうの女性がどうのということを考えて選定したわけではございませんでした。経験のある民間の方々をお願いしたということでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今の市長の答弁は経験のある民間の方をということで、このようになったということは言葉尻をとらえるようですが、女性は経験が足りないのかなというようにも取られますので、そういうところを、やっぱり国民宿舎、私はこの国民宿舎ダグリについてはすごく思い入れがあります。それは小学校4年の頃に、この国民宿舎の歌ができたんですね。春日先生という音楽の先生がいらっしゃいまして「ダグリ岬の歌」というのがありまして、それを小学校4年の頃アコーディオンで弾いてらして、それを聞いて今でも歌えます。ほかの歌は何も歌えません、音痴で。ですが、それぐらいなぜだか耳に残って1番から3番ずっと覚えていまして、去年でしたかね、教育委員会に行きまして私の記憶に残っている「ダグリ岬の歌」が本当にあるのか、ないのかということで調べましたらちゃんと譜面もありまして、詩もありまして、教育委員会の作詞のそこに書いてあるコピーが一字、私の覚えているのと違って、あれ、どっちが正しいのかなと思って春日先生に聞きましたら、私が小学校4年の時、耳で覚えてたとおりだったんですね。それぐらいの思い入れのあるダグリ岬です。

それは、私だけにとどまらず志布志町民の方にとってはそれぐらいのダグリ岬ですので、やはりこういう大事な議案を出される前に、2時間も3時間もかかるように質疑があるということは、それだけすごく重要なことであるということですので、執行部もせっかくいろいろ考えられて、こういう議案を出されるわけですが、いろんな財政状況、その前にこういう議案を出されるわけですが、いろんな財政状況、その前にそういう議論が2時間も3時間もかかるということは想定されてなかったんでしょうかね。それに対する、こういう質疑が来たらこういう答えるというようなちゃんとそういうことはなかったんでしょうかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、指定管理者制度の導入は、去年のさまざまな機会に皆様方にも御相談し、そして取組を開始したところでした。そして、今回提案するにあたりましては十分準備をして、そして認定審査会等も開催しまして御提案したというところでございますが、私どもの想定を上回る形の御質

疑があるということについては、改めて関心が深いと、そしてこのことについては慎重にしなければならぬことであったというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） いろいろ質疑があるということは、執行部の方でこれを準備をしっかりと整えて、議案としてこれはもう大丈夫だという確信を持って出されたならば何時間もかからずに済むと思うんですね、準備されてですね。そのことは、やはり本当に選定以前の業者がどうのこうの、団体A、Bとありますよね、そういうことの指定管理者の相手がどうのこうのという以前の問題だと思うんですね。

そして、そういうことをきっちりやられた上での今の議案審議になりましたならば、本当にすっきりといくような気がするんですね。そしてまた、ある意味ではっきり分らないうちに情報はすぐ流れてきますね、短い期間の議案提出ですので、流れてきますので、とても業者にもある意味で大変失礼なことではないでしょうか。

それともう1点、今後こういう選定委員会、今からいろいろ指定管理者がこういう議案で提案されると思いますが、その時点でやはり女性を入れるとか、そういうところの検討はされていかれるのでしょうか。

○市長（本田修一君） 私の方としましては、十分準備して今回御提案を申し上げたということでございますが、その中でまた準備できなかった面があったんだなというふうには思ったところでございます。

今後、選定委員につきましては女性の方という、またそれこそ慎重審議をしていただくということでございますので、そのようなふさわしい方がいらっしゃればその方も委員として加わっていただければというふうに思います。

○31番（野村公一君） 総務委員会で議論をしていただけますので、その際にも問題提起をお願いをしたいというふうに思いますが、確認だけさせていただきたいというふうに思います。

今回、某有限会社と6,500万円ということで契約をしていかれるというようなことのようにございまして、従来の売上等を勘案しましておおよそ平均的な数値だろうという説明がございました。したがって、本市が負担をしていく財政支出は、おおよそ4,000万円プラス修繕費ということになるだろうというふうに思います。

そこでもう1点確認をしますが、仮に従来の開発公社が経営をするというようなことになると、なにかの事故等あるいは不景気等の状況によって、仮に歳入が4,000万円だということになると、市は6,300万円プラスアルファを支出しなければならぬ、従来からいきますとね。そういうことになるだろうと思うんです。

しかし、今回この業者が指定を受けるということになりますと、4,000万円という売上であっても本市には6,500万円入ると、そして本市の持ち出しは4,000万円プラスアルファであるというふうに理解をしてよろしいのかどうか。そのことを1点だけ確認を取りたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） ただいま野村議員のお話になられたとおりであります。

○4番（八久保壹君） 今までですね、長い審議の中でいろいろと話を伺ってきました。今回のダグリのことにつきましては志布志のシンボルであると、貴重な財産であるということと、それから今現在公社が管理しているということを把握してほしいと、情報の把握をしてほしいと思っております。

そういう中で今までの話を聞いてきておりますが、そういう中で今回委託先を替えるというような提案であります。しかし、私はこれは、委託先を替えなくてはならないような状態になったのは、どこがしたのかということについて、行政の責任であろうということで質疑をしていきたいと思っております。これは、簡単に言いますとダグリが経営状態が悪くなったということは、すなわちあそこへ宿泊客が少なくなってきたわけです。

これは、ダグリ1箇所の問題ではありません。このことで、今までの志布志町から、そして今までも、なんで行政が宿泊客を呼ぶような施策をせずに、今の方針と言いますか委託管理指針と言いますか、これに沿って委託をしたらいいんだ、何とかそれで出してやるんだというような考えの中でこういうのが出てきたんじゃないかと思うんですよ。ということは、これは今まで公社がやっている、それを替える必要がなくてもっとお客さんがダグリに泊まるような施策をして、観光戦略を上げるべきだったと思うんですが、市長、このことについて答弁を求めたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもが先程来このことにつきましてさまざまな御議論を申し上げているところでございますが、その中でも、本当にこういった形で指定管理者制度に移行しなければならないということにつきましても、何回も御説明したというふうに思っているところでございます。

できれば市民の財産として、共有財産として誇りうる施設だということで、私どもが保持して運営していけばいいということでございますが、この施設につきましても、改築した折にかなりグレードの高い形で改築したというような経緯がございまして、集客力を越えるような形の再出発をしたというような経緯があったようでございます。

しかしながら、国民宿舎というのもあり、名前も冠してあるように、そして市民の財産ということもありますので、そのことについては、市民の理解を得ながら保持してきたというような流れがあったと。そして、そのことにつきましては、今お話のあったように旧志布志町からさまざまな取組がなされまして、この振興について、利用度が高まるような方向について取組がされておったというようなことでございます。

しかしながら、やはり私どもとしましては、そのような形の取組が難しくなると、時代の流れもありまして、公の施設につきましては経営効率のいい民間に任せた方がいいというような流れの中で、私どもがこういった措置を採っていくんだというようなことは十分御理解していただけるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

○4番（八久保壹君） 公社も委託をされている。民間ですよ、はっきり言えば民間みたいなものですよ。ということは、わざわざまた替える必要はないと思っております。先ほども言いましたように、行政が当然応援をしなければならないこと、これはお金では、もちろんお金もあります、資金もあります、先ほどから出ております。しかしですね、もっと大切なことは、このダグリ岬の、先ほど言いました貴重な財産であり、そして国民宿舎であると、そしてシンボルでもあると言いましたが、このことを忘れてしまって、そしてにっちもさっちもいなくなったということは、こういう行政が本当に真剣に取り組んで来なければならなかったことを棚上げしてきたような、私は気がしております。

それは何かと言いますと、やはり宿泊客を誘致するような施策をして真剣に取り組んでいなかったと思うんですよ。ということは、志布志市の中でもいろんな宿泊をする所がありますが、やはり一番宿泊施設なんかで大切なことは、宿泊施設ですので宿泊客なんですよ。それは地元ではなくよそからの観光客で私はあると思うんですよ。だから、このことについてやれば、やって宿泊客が増えてくれば、この管理委託はさせなくてもよくなるんじゃないかと思うんですよ。苦しくなったから委託をするのではなくて、その原因は何かということを追求したとき、私はこれだと思うんですが、ということになりますと委託先はこのままでいいと私は思っているんですよ。今までの状態でやってくださいと、別に替える必要はないと。

そして今、先ほど言いましたように、観光戦略、そしてそのためによそから宿泊客を呼ぶような政策に取り組むことが一番重要なことであると思っておるんですよ。委託先、管理委託をどうのこうのじゃなくてですね。ダグリについては、私はこのことが言えるのではないかと思います。もういっぺん、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（谷口松生君） 市長、質疑と意見表明と少し重なっておりますので、その施策の取組等について答弁を。

○市長（本田修一君） 取組につきましては、従来の志布志町時代からさまざまな形でされてきたというふうに思っております。

今回御提案しておりますことは、昨年来指定管理について、制度の導入について、いろいろな場面で皆さん方に御審議していただいて、そして御相談申し上げて公募という形になったということをお理解していただきたいというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） 私の所属する委員会に付託の予定ですので、細かいことにつきましてはその中で議論をしていきたいというふうに思っておりますので、2点だけ質疑をいたします。

まず第1点ですけれども、この募集要項の成案がいつの時点で出来上がったのか。先ほども若干出ましたけど、そのことをまず第1点。

第2点は、いろいろ議論がなされておりますけれども、もっともな議論ではないかなというふうに思っております。そういう中で、市長が、今回の指定管理者については、選定委員会で選定された業者を御提案申し上げたんだというような御答弁があったかというふうに思いますけれども、ということは、まさに選定委員会に市長は丸投げをされたということの裏返しではないかなというふうに思うわけでございます。

しかし、今回提案をされているのは、志布志市長本田修一で提案をされているということは、これは間違いのない事実であるわけでございます。そこで、選定委員会にすべてをゆだねたということであるのであればですね、その以前の問題が一番大きな問題であるんじゃないかと。それが先程来それぞれの方が議論されているということじゃないかなと思うわけなんですよね。この選定審査基準ですね、ここが一番大きな問題になっているわけなんですよね。これを幅広く大所高所から慎重に審議して協議されて、そしてそういうような基準を最終的に作り上げれば、もうちょっと真剣な選定もなされたのでは

ないかなというふうに思うわけなんです。

丸投げするであれば当然すべてをゆだねるわけですから、そういう時間をかけて十分な、どこから見ても十分なこういう審査、選定基準を作るのは当然のことじゃないですか。そこが足りなかったからこういうことになっているわけじゃないですか。

私は選定委員会から選定されたもの、御提案しただけですよと、それじゃないでしょう。結果的にはそうかもしれないけれども、選定委員会にゆだねたのであれば、ゆだねるのであれば、そういうようなしっかりした基準を作るのが当然なんですよ。逃げであってはいけませんよ。まずそのことについて、今二つ質疑しましたけども、そのことについて十分な審査基準ができたというふうに思っていますか。それと、この成案がいつの時点でできたのか、その二つについてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

選定委員会で決まったことを御提案申し上げたということは、流れとしてそういったことでありまして、今議員がおっしゃったように、私どもは選定委員会を設置するに際しまして、さまざまな選定基準というものを設けたということでございます。そして、設けるためには前段としまして、昨年もさまざまな形で御議論をいただきました指定管理者制度なるものについての議論を十分踏まえた上で選定基準というものを設けて、今回委員会を開催、運営をさせていただいたということでございます。

私は、そういった意味で選定委員の方につきましても十分公平・公正で、そして厳格な目をもって審査していただける方を選定したということでございますので、その委員会の結果を受けて御提案申し上げたということでございます。

要綱の成案ができたというのは、5月2日だということでございます。

○30番（福重彰史君） まず、この成案が出来上がったのは5月2日と。確かにそうじゃなかったかなというふうに思います。私も4月の段階で事務局を通して、この要項は出来上がっているのかという問い合わせをいたしております。事務局から、そして執行部の方に問い合わせがあって、そして現在最終的な詰めを行っているということございましたので、確かに今おっしゃるようなそういう時点じゃなかったかなというふうに思っております。

ただですね、今年の、19年9月1日から指定管理者、というよりも現在指定管理をしているわけですが、新たに公募して、そしてまた決めていくんだと、選定していくんだということは、先程来出ているように、昨年8月の臨時会の時点で、もう分かっているわけですから、そういうものが今年の5月2日に出来上がるということ自体が、これがどういうことかということなんですよね。それまでの事務的な作業は何をしていたのかということだと思います。最終的な詰めをして、そして成案が出来上がったときが初めてであるわけですから、それまでの間ずっとやっていたということじゃ通らないわけなんですよね。5月2日時点で出来上がるということが、実際こういうふうにして拙速なやり方になってきたんじゃないかなということにつながっているわけじゃないですか。

それと選定審査基準ですけれども、今の答弁からいけば十分であったようなふうに私受け取るわけですが、それが十分であれば、ここでこういうふうな議論は出ていないと思うんですよ。こういういろんな施設にかかわる施設というのはいろんなものがあると思うんですけれども、施設の中には大き

く分けて二つあるんじゃないかと思うんですよね。いわゆる指定管理制度に移す施設においてはですよ、やはり収益を目的とした施設と収益が上がらない施設とあるわけじゃないですか、対立すればですよ。今まで指定管理者を指定してきた施設というのは、だいたいあまり収益が上がらない、収益を目的としない施設が大半ですよ、ほとんどだと思っんですよ。

今回の施設というのは、ダグリとか、あるいは蓬の郷というのは非常に収益を十分考えなきゃいけない施設であるというふうに思うわけなんですよ。そういうことを考えたときには、当然この選定基準、審査基準、そういうものの中には、そういうものというのはほかの施設とは変わった選定基準というのは、やはり作るべきだと思っんですよ。全然違うわけですから。だから、そういうこと等を考えたときに、総合的にしっかりしたそういう選定審査基準ができたのかというと、私はそうじゃないと思っんですよ。

総合的に判断していくんであれば、総合的に見られるような、そういうような選定審査基準を作るといのが建前じゃないですかね。それができていなかったから、今出ているわけなんですよ、皆さんが言われるのはそういうことを言っているわけじゃないんですか、私はそういうふうに聞こえていますけど。それでも、今回というか、この選定審査基準は十分であったというふうに言われるんですか。

○市長（本田修一君） 私どもとしましては、十分な選定基準を設けて今回、選定委員会を開催しまして、そして御提案したというふうに考えております。

○30番（福重彰史君） そういうふうに認識されているのであればですね、委員会がございますので、また委員会の中でしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ないですね。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第24 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について (海水浴施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫)

○議長（谷口松生君） 日程第24、議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるために、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、ダグリ公園の公園施設のうち海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫で、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町志布志327番地3、株式会社谷口製作所とし、指定の期間を平成19年9月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により小野広嗣議員から発言通告が提出されていますので、まず小野広嗣議員の質疑を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 長時間にわたって議論されておりますけれども、大事な案件ですのもう少し時間をいただきながら質疑を続けたいと思いますが、議会で議論していくといろんな方向へ議論が向いていくんだなということを常々実感をしておりましたが、基本的に私は、自分が冒頭、公募の在り方から質疑をいたしましたので。不思議だなと思いますのは、この指定管理者制度の導入の基本的な考え方、これは議会にもすでに示されております。私もこの手元に条例あるいは指針であるとか、そういったものを全部持っております。そして先ほど、今も出ましたように、今年の8月の臨時会におきましても議論をされました。そして、今後の指定管理者制度へ移行していくタイムスケジュールも我々議員の方には提示をされています。

そういった意味では、そういったことを理解しながら議員も発言をすべきであろうというふうには一方では思っております。これは議会の側の責務として、そういった経過をたどっていますので、そういったことを前提として、やはり当局とも議論をするのが紳士的な議論の在り方であろうというふうには思っております。これは決して行政側に味方するような意見ではなくて当たり前な在り方であろうというふうには思っています。

そういったタイムスケジュールの中からいくと、今回9月に移行すると、前回非公募でやり、ダグリに関しては非公募でやり、そして9月に移行すると、公募で今度はやっていくんだと、19年9月にはやっていくんだという方向性が示されておりました。蓬の郷もそうであります。ただ、私の考え方としては、そういったタイムスケジュールに乗かって進んでいるから市長が決して急いでいるとは思いませんけれども、そのスケジュールの通りに進めているわけですから。ただ、今もありましたように、そういったタイムスケジュールが分かっているのであれば、なんでこの5月だけにこんなに集約した形で進めなければいけないのかと、そういうやり方自体が誤解を招いてしまう。ホームページだけの公募で慌ててやらなきゃいけない、そういうことですよ。

そして、募集要項等も、今もありましたように、もっともっと早めに策定を終わってなけりゃいけない。そうすると、冒頭、今日の本当冒頭ありましたように、こういった形で指定管理者を募集をする予定であるということの事前の広報で知らせることもできた。そういった流れのことを私は言っているわけですよ。そこに少し問題があったのかなという気がします。これは、もうこれ以上いいですけども、そういったものをやはり整理しながら、ある意味で市長を補助する補佐職員が仕事をしていない。そう断言してもいいんじゃないかなと。しかし、この場において諮問、いわゆる委員会に投げられたのは市長ですので、責任はすべて市長が持って、ここで発言をしなければいけない。このことははっきりしなきゃいけないんですよ。

それを前提に質疑をさせていただきますが、先ほどもなぜ分離をしたのかと、分けたのかという話を

いたしました。実は、去年の段階で、ダグリ公園に関しては今年の9月に公募で行うということをお示しになっております。その段階では、こうやって分けて公募をするというお話は当然なかったわけですね。そして、内部でいろいろ議論をされて出てきた。その結果が5月なんですよね。5月にその答えが出たと。なぜ5月だったのかというのはすごく不思議なんです。これはかなり特定の特殊な業種です、仕事です。ここしかおっしゃるとおりなかなかできないでしょう。

でも、いろいろな考え方の中で、例えば今までのように新たな指定管理者が一括して受けて、そしてその中からその部分の管理委託を、また委託をしていくというような在り方だってあったんだろうというふうに思うんですよ。そこをなぜ、こうやって分離したのかという問題。ここを再度お聞かせください。

そして、そのことに付随して、なぜこういう質疑をするのかというと、ダグリ本体、宿舎関係の収益も、先ほど収益が上がっておりますね、宿舎本体の収益だということであったわけですが、実はそこにも、この園地事業の影響があるわけですね。園地にみえてお風呂に入られたりする、宿泊はそんなになんかとは思いますが。そして園地にみえてレストランで食事をされると、そういったことがあるわけですね。今度は逆に、ダグリに宿泊に来られて、遊園地で遊んで帰られるということもあるわけですね。

これは切っても切れない間柄、関係性の中でこれまでも事業が運営されてきたと、そういった中で園地事業に関しては赤字が続いていたと、そういったことがあります。これを分離した場合に、どちら側の指定管理者もいろんな思いでお互いの仕事を見ていくと思いますよ、今後は。もっと頑張っ、園地事業も一生懸命頑張ってくればいいのかと、こちらにも収益に影響があるのかと。逆もありますよ、もっと宿泊客を集めてくれればいいのかという園地事業を受けた側の考え方が出てきます。そういったことに対して、調整役としての仕事も今後は市に出てくるなという気がしてならないんです。このことに対しての考え方もお示しをしていただきたい。

そして、ジェットコースター等の事故等があったりしまして、かなりこういったことに対して利用者が二の足を踏むという状況が生まれつつあって、厳しい園地事業の中がますます厳しくなっていくんじゃないかと。そういったときに、5月の時点までいろんなことが、ここにはお示しになっていないことがあったんだろうと僕は思うんです。この谷口製作所の方をお願いに行かれるという状況だったんだろうと思いますが、そういった中で、なかなか将来のことを考えて一つ返事でですね、頑張らしようということだったんだろうかと気がしてならない。

これを公募をせずに決められた、そのことは条例にもうたってありますように、何の問題もありません。ただ、かなりの好条件を持っていかないとなかなか引き受けられない、私と同じ立場だったらそうだと思うんです。ですから、先ほども出ていましたように、指定管理料の交渉等も含めて、今後この議案が通ったらという話を先ほど課長の方からありましたけれども、議案が通ってからじゃないんです。その以前にこのことが明確になっていないのに受ける業者がいるはずがないじゃないですか。

だから、そここのところが実際どうだったのかと、そこをしっかりクリアしたから受けてもいいですよと、頑張ってみようというふうになったんでしょう。そこらをもっと明確にこちらに出してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来から、この指定管理者の公募につきましては、非常に5月に入ってから集中して作業が進んでいるというような御指摘を受けているところでございます。そのことにつきましては、昨年来このことについては当然そのスケジュールによって進めなければならないということであったわけでございますが、内部の協議を重ねており、そして時期的なことを考えましてこういったことになったということでございます。

そして、遊園地と宿泊施設に分けたということにつきましては、先程来御説明申し上げているところでございますが、私どもは、この施設につきましては、一体化した形でこの地域の観光振興というものは図られるということは十分認識しておりますので、今後指定管理となりましても、そのことについては調整役、全体の観光振興というものを考えながら調整役を務めていきたいというふうには思っております。

それから、谷口製作所につきましては、早い時点から、このような流れになったときには、どういった形でいけば谷口製作所さんについてもいいのかということをお話をさせていただいているところでございます。そのようなことで、今回運営を谷口製作所をお願いするということにつきましては、協議が十分されて内諾を得ているというようなことでございます。

○14番（小野広嗣君） 今後このことは議論されますので、あのダグリ公園、あの一帯というのは、やはり市民の財産という認識が強いです。そして、これまでの歴史もあります。議論の方向というのは、それをどう今後発展的に生かしていくのかという建設的な議論をするべきだろうというふうに僕は思っております。

どれがいいのか、そして一方では、市の持ち出しがどれだけなのかと、市民の感情としてあそこを大事にしたいという方向性は当然大事です。一方で、市民が一般財源からの持ち出しがどれだけなのかということを知っていくことによる理解の仕方、この制度を導入することの必要性、こういったことが深まっていくんであるというふうに思います。そういった意味でも、この指定管理者制度の理解というものが本当に住民に分かりやすく伝わっていかないといけない。ある意味では、昨年実施して以降のやはり取組も、少し当局、弱かったなという気がしてならないです。

当局が一生懸命やろうとしている、いいか悪いかは今後議会で判断いたしますけれども、議論もしますけれども、そういったことをやはり真剣に、市民にこういった理由でこういう流れになりました、そして財源の裏付け等も含めて明確にお知らせしていかないと、議論が別な方向へ行っちゃう、とんでもない方向で議論をされてしまう。これはやはり、行政としてあらゆる方面でいろんな政策を打ち出しながら、住民の福利厚生等も含めてしっかり手を打っていく、その観点から見たときに、財源の確保というのはすごく大事です。そういった観点から、やはり真剣に考えたという、そういった議論もやはりすべきだろうと思っておりますが、そういった部分があまり答弁の中でないからいろいろともめるんだろうなという気がしてなりません。

財団法人の解散の件が先ほども出ていましたけれども、実際ここを、基本財産として、3,000万円という基本財産がありますね。こういったことも含めて、解散したときの今後の流れというものを先ほど

お聞きしました。そこに対してしっかり手を打っていくと、問題はないという方向で進めていきますというようなことだったろうと思いますが、その整理の分と、後の問題。これは引継ぎということがありますよね。みんながみんな、本人が希望すれば勤めていけるという条件が付されていますけれども、指定管理者が変わって、経営者が変われば、その時点で辞める、辞める人を止めることはできませんから、いろんな形が生まれてくると思います。

そういったことも含めて、移行期間、いわゆる引継期間も含めて、この指定管理者というのは慎重を期さなければならないというふうに指針の中でもうたっています。そういった部分、財団のこの3,000万円の財産のことも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公社の残余財産がありましたときには、寄附行為第36条第2項の規定によりまして、解散の時に存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経て、かつ知事の許可を得てこの法人と類似の目的を持つ他の団体に寄附するというふうになっております。残余財産については、そんなふう処理していきたいというふうに思います。

そして、今お話にありましたように、移行期間につきましては、また改めて従業員に対しましては説明を申し上げ、そして受けていただく方の経営方針に合うような形の努力を、その期間に研修等でさせていければというふうに思うところでございます。

○14番（小野広嗣君） あと細々いっぱいあるんですけども、細かいのは委員会の方でやりたいと思いますが。先ほど申し上げましたように、谷口製作所さんと意見交換をするといったときに、先ほど課長の方からも議会の議決後の協定という話が出ました。当然、議会議決後の協定事項というのはいっぱいあるわけですが、先ほど想定しているのは700万円ぐらいかなという話も課長の方から出たところですが、こういった700万円ということを提示して谷口さんは、いわゆる勇気ある一歩だろうと僕は思うんです。かなりこのスタートを切るというのは難しい、今の状況を見たときですね。あの事故等の影響というのも相当あると思うんですよ、出てくると思うんですね。

そういった部分でこれを提示して、だいたいこの700万円の条件のもとに頑張っていきたいという方向付けになったのか。最後にそこを確認させてください。

○港湾商工課長（外山文弘君） 谷口製作所の方には私どもが出向きまして話をしておりますので、こちらから答弁いたします。

過去5年間の遊園地の関係の収入・支出、そのあたりにつきましても資料を持っていきまして説明をしております。また利用料金制を採ることについても、制度の内容について説明いたしました。その中で、最終的に市の持ち出しとして、これまで特別会計内でもこういう支出をしていると、一般会計から出しているという形でも説明をしております。その中で、具体的に試算をされまして、先ほど言いました数字、金額程度の内容で今詰めているところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 2点ほどお願いします。

今回仮にこれが通りますと、あそこに、海水浴場に出店をされている出店組合、観光開発公社、市と

の間でそういう契約をされている、その関係はどうなっていくのか。

それと併せて、有限会社大黒さんのあの施設を財団の方で年間100万円出して借受けをしている。このことが9月からということになって、どちらも指定管理者になっていくわけですね、通ったらですよ。その借上料、この100万円、こういったものがどういうふうに財団との間できちんと論議がされているのかですね、そこについてお願いをします。

それと併せて、国道から右下のあそこは、ここの公園施設というふうにはなっていないと思うわけですが、関連として、あそこの管理、そして運用、どういうふうに、今回指定管理者制度を導入し、公園施設、ここは指定管理者でいく、その残りの部分のそういったものについての市としての考え方はどういうふうに議論されたのか、3点ほどお願いします。

○港湾商工課長（外山文弘君） まず、第1点目の海水浴場、海水浴時期の出店者の方の調整でございますが、谷口製作所の方には海水浴場も今回指定管理者の業務範囲になるという説明もいたしております。ただ、具体的にまだ最終的に、例えばこういう手続きを踏まないと指定管理者となれないという話もしておりますので、具体的には現在財団法人の観光開発公社がやっておりますので、その業務について谷口製作所の方でしていただくという話はしております。

それから2番目の、今、有限会社大黒さんの方から借りている、100万円の使用料を払っておりますこの駐車場につきましても、今後の方向性としてどうしていくか、これについても、正式に決まりましたら調整をして、海水浴場の中での施設でしたので、借りていかれるのかどうか、そのあたりについては今後の課題だということで考えております。

それから、国道周辺につきましても、全体を含めまして中の進入路から周辺の公園整備を含んでおりますので、そのあたりの守備範囲といいますか、いわゆる業務の範囲につきましても、明確に両者集まっていたかましても説明はしたいと思っております。

○25番（小園義行君） 一つ一つがですね、大変申し訳ありませんね、急激な人事異動があつて、今課長が答弁をされているわけですけど、こういった流れというのが、きちんと引継ぎは当然されたでしょうけど、提案をするに当たって、これからです、これから調整ですという、大変課長には申し訳ないんですけど、行政の在り方として、そういった問題を提案をされるときにはきっちりしたものがないと、判断が正直言つてできないわけですよ。

とにかく議案を通してください、後でやりますからと、これでは問題だというふうに思います。あと、委員会できちんと付託になりますのでやられるんでしょうけど、こういったことが起こるのも、このですね、人事異動の、本当にすべての課がごろごろ変わってしまうとか、こういったことも含めて、何か問題を含んでいるような気がしてなりません。委員会の方で、先ほど質疑したことについてもきちんとした答弁が出ることをお願いしておきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

日程第25 議案第60号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第60号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふるさと村の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志市やっちくふるさと村で、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町安楽1640番地1、ダチョウ牧場とし、指定の期間を平成19年7月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により小野広嗣議員から発言通告が提出されていますので、まず小野広嗣議員の質疑を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 少し数を減らしてやらせていただきたいと思います。これは総務委員会ではありませんので、2、3点、あとなんとかお願いします。

志布志市やっちくふるさと村の管理運営ということで、昨年指定管理者に非公募でやるときに、今後の基本方針、運営の基本方針とかいろんなものが出されて、そしてスタートを切っています。そのときの資料も今ここに持っております。しかし、それからわざわざかばかりの期間に株式会社の解散といった方向になったわけですね。今後あの地域は、道の駅ということでこれも大事な財産であろうと思うわけですが、都城との高規格道路が進んでいき、この秋には、早くて秋には、当初来年の春といわれていたがだんだん早くなっているようでありますが、字尾との関係、ここまでのつながりが早くなっていく。そうすると、あの地域が通り抜けになってしまうということが出てきますね。

これまでの状況より交通量の問題を含めてもかなり厳しくなっていくと。そういった中で、新たに指定管理者を募集して、何とか頑張ってもらいたいという方向になってくると、やはり通ってもらいたいよりもわざわざあそこに来てもらうという、客を呼び込むためだけのものを持ち合わせてないとなかなか継続は難しいなという気が僕はしてならないんです。

そういった観点で、当局もそういう観点を持たれているとは思いますが、募集をかけられて結果的にはこの1社になってしまった。ここでは競争が働いていない。そしてこれは、実際受けられる方も相当冒険だろうなという気がしてならないんですが、ある意味で頑張ってもらいたいことは市にとっても有り難い部分があるのかなという気がしてならないんですが、ただやはり、元に戻りますけれど、公募の段階でやはり期間が短かった。情報量が少なかった。これは普通の飲食業をやっているような

方々でも、市長、頑張ろうと思えば手を挙げられるんですよ。

そういった基礎体力を持ち合わせて頑張ってみようとかという人たちも、たぶんいらっしやっただろうと思います。ただ、そういった情報が届かずにこの公募の期間も終わってしまった。そういう気がしてなりません。そして、インターネットで見ていっても、何回も言いますように、うちのホームページは重すぎて、それを逐一見ている人というのは余程の人じゃないと、関係者じゃないと見ていかないんですよ。松山の地域の方々がホームページを、どんだけの方々がこの公募の期間見られたのかと、その数字が本当に出てくるのであれば寒気がするような数字だろうなという気が僕はしてならない。

そういった中で、競争原理が働かない中でもこうやって上がってきている。そして副市長、僕はよく分かるんですよ、ダグリの時と、そして蓬の時、これは関係者であったわけですね。だから、選定委員長に徹したと。でもここでも、わざわざ選定委員で点数をつける側に立たなくてよかったんじゃないですか、わざわざ1,200点満点というのを作り上げてですよ。不思議でならんですよ。この件もちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

やっちくふるさと村は、平成17年2月18日に志布志・都城の高規格道路の末吉・松山間が開通したことで、この間の県道松山・都城の通行量が減少し、さらに19年度末に松山・有明間が開通する予定で、車両の通行量が大幅に減少されることが予想されております。このようなことから、株式会社やっちくふるさと村が経営を断念したということでございます。

そして、そのような背景であります、通行客を対象としたサービス業の経営は非常に、いろんな意味で厳しいということが想定されたところでございますが、その中でも、このやっちくふるさと村で経営が営めるというような、特別に客を誘引するようなものを持つ経営者、業者が極めて少ない中での結果ではなかろうかというふうに思っております。このことにつきましては、説明会に4団体の方が来ておられまして、結果として応募されたのは1社であったわけでございますが、非常に厳しい状況の中で考えておられたなというふうには判断したところでございます。

このやっちくふるさと村が解散するにあたりまして、どうしてもこの施設については経営を維持していきたいと、そして地域の方々が慣れ親しんだ、そして誇りとする財産であるという経緯を考えたときに、いつでも開けておきたいという考えがございましたので、地域の団体の方々にも相談を申し上げたところでした。しかしながら、結果的に地域の方々につきましては相談に応じていただくことができなくて、今回公募しましたところ、こういった形になったということでございます。

○副市長（瀬戸口司君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、蓬の郷、ダグリ公園施設、観光開発公社につきましては私、役員をしております。そういう観点から、利害関係がございますので、公平といったような観点から採点から外れたところでございます。

やっちくふるさと村につきましては、特段役員等もしておりませんということから採点に加わったところでございます。

○14番（小野広嗣君） そのことは分かっているんですよ。だけど、誤解を受けやすいから、中立で、

これ、だって役員じゃないといったって行政側ですがね。前は町長でしたよね、上村町長、その後なっているわけですけど。やはり、どうしても行政側という立場に見ちゃいますよ、我々は。そういう立場から見たら一緒のことなんですよ、役員していようがしていまいが。あそこでやっていたのに、ここでわざわざ加わって1200点満点の採点になったのかと。ある意味で、選定委員長ということのを先に今日も言われましたから、であれば選定委員長に徹しておればよかったんですよ。それはもう僕はそう思っています。そういう声もいっぱい聞いています、また。

だから、なんとなくやるべきことがすっきり来ないというか、しっくり来ないようなやり方になってしまう。だから、自分たちの都合で物事を進めていくからこうなるんです。市民から見たらどういうふうを受け取られるのかなということをいつも考えながら仕事をしていくべきなんですよ、市民の目線ということを考えて。それはいいでしょう。

道の駅、あそこに対する交通量がどんどん減っていくと。そういった中で、人を呼び込める、ダチョウ牧場さんが頑張っていこうということで、それをやはり名物にしていこうという方向。ただ、でも交通量が減っていくというマイナス面が危ぐされているわけですね。そういった中で、やはりあそこを任せていくというか、管理委託料みたいな形が出てくるわけですが、この額を定めたこれまでの経緯が当然あるわけですが、いったん株式会社を解散するという事態にまでなって、そういった状況をかんがみて今回決められた額、この背景をもう少し詳しくお示ししていただきたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

やっちくふるさと村につきましては、今までも委託料という格好で委託費用を支出をいたしております。考え方につきましては、あくまでも周囲の公園、それから道の駅という機能を持っておりますので、当然24時間トイレ棟を開放しなくちゃならないということで、電気料の一部の助成、そういった格好の中で、あくまでも公的部分だけに対しての委託料の支出ということでやってきた経緯がございます。

今回も19年度当初予算で、583万4,000円を3月議会で御提案を申し上げておったところでございますが、先程来より話がありますように、ああいう事情で会社そのものが解散するということになったわけでございますので、当然4月からその後については市の直営でやるということで、3月議会で条例改正をお願いしたという格好の中で、私どもは公園の管理、トイレの管理、それから周囲の管理については、現在直営でやっておりますので、当然今回はそれらの委託料を引いた、583万4,000円からそれらを引いた残りの委託料をお願いをしようというふうにご検討しております。

○14番（小野広嗣君） これは考え方ですよ、考え方です。やりくりをいろいろされるんでしょう。例えば1万円の収入があつて、そして1万円の支出があつたとしても赤字にはならないんですよ、それだけの管理委託料をいただきながら上手にやればですね、今度は民間ですから。そういう考え方も一方では成り立つ。蓬の郷もそうですけれども、やはり今後の継続をしていくということで、管理組合が受けて、そしてそれなりの委託料という形で出していく。少し蓬の郷に対しても、これまでの経営状況から見て、やはり市の側が配慮した額になっているなという気がするわけです。

一方、先ほどありましたダグリに関して、6,500万円というのを算出した。でも、この金額はあまりにも乱暴な金額、粗利であつて、さまざま今後出て来るであろうということが想定されます。少しハー

ドルがこちらに対しては高いなという気がすごくしていました。しかし、市長の答弁によると、基金の問題はたぶん課長の訂正に近い答弁でしたけれども、一般財源から何らかの工夫をして、そのときに対応できるように基金を作り上げる、そのときに議会にお諮りをしたいという方向性ですので、そういった大きな支出に関してはそういった形で見るという方向を持ち合わせていると。そして、100万円を超える分に関してもしっかりと手を打っていきたいということですので、その分を含めて配慮をしているというふうに理解をするしかないのかなという気がしますが、こういった事業の形態が違いますからね、蓬も。道の駅はまた道の駅の、国からの補助金とかありますので、形態は違いますけれども、これを民間も含めて指定管理者にしようということで公募をされたわけですから、そのときのこれだけの金額を提示すればというのがあるわけです。

その基本のルールというものが個別に議論されたわけですが、こうやって一緒に四つ出てくると、基本的な市の、これを指定管理者に委託していくときの考え方というのは一体どうなっているんだろうかと思うわけです。そこを少し、最後に市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） 今までさまざまな形で議論をしていただいているところでございます。その中で、それぞれの施設につきまして事業形態が違っていると、趣旨が違ったり、設立された趣旨が違ったり、そして運営されている目的が違ったりということでもあります。

そのようなことで、それぞれに違う形で私どもは今後、指定管理が導入されたことについても管理監督をしていかなければならないなというふうに思うところでございます。しかしながら、これは原理原則で指定管理者制度を導入したということでございます。民間で管理できるものは、民間に任せるといようなことがございまして、そして私どもは、そのことを行いながら市の財政に寄与しなきゃならないということが前提になって、こうして皆様方に御提案していくことがまず基本だというふうに思っているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 議案第60号の関連であります。道の駅ができましたからそれに付随する施設としてやっちくふるさと村を、特に松山の農産物等を生かした産地形成促進施設といったことで、平成7年から事業を進めてまいりましたが、時代の背景、さまざまな経営の問題から赤字経営へと転落して現在の形になったと思っております。

その中で、1日も早く再開をしていただきたいという気持ちが旧松山町民の一人としてあります。しかしながら、先程来ありますように、来年の高規格道路の開通、これが非常に大きな通行車両の減少を引き起こすといったことで、なかなか希望者が出ないだろうということは予測いたしておりました。ただ、今回ダチョウ牧場、これについて、私も含めて旧松山の方々、あの地域の方々がどれほどの理解をしているかということが大きな問題であります。近くには学校もありますし、また住宅もあります。養鶏農家もあります。どの程度の規模で、そしてどのような経営をされるのか、糞尿の処理、こういったものも、実際あそこで飼われるのか、どういったことか、そういったものが示されておりませんので、これらにつきましては所管の委員会で詳しくその概要を解明していただきたいと思っております。ありますが、ただあと1カ月もない中に、指定管理が可決されると始まるということでもあります。

しかしながら、7月1日からの契約であっても、実質どういった形で営業が始まっていくのか。ダチョウの飼育、そういったものがあるのか。分かっている範囲で結構ですので、概要をお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） 私も選考委員という格好の中でこの件につきましては入っておりますので、その中で分かった範囲内でお答えをさせていただきたいと思います。

考え方については、ダチョウを中心に当然食肉の処理、肉を売る、あるいはダチョウの皮関係を製品化する、そういった販売。それから一般の食堂、レストランをやる。それと同時に、そういった地域の産物の販売もやるというふうに聞いているところでございます。先ほど話がございましたダチョウの飼育についても、一つの目玉となって、あそこを拠点としてやるんだという考えでございますので、あそこで何十羽かはっきり分かりませんが、飼育をしたいという申出があったところでございます。

考え方につきましては、先程来より市長の方からも話がありましたように、やはり車の量が年々少なくなっていく、通行量がないという中で商売になってくるかと思っておりますので、当然あそこからいろんな格好で、インターネット、そういったものを発信をしながら客を集客するんだという考えのようでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○26番（上村 環君） 実質いつ頃から、どの程度の規模であそこで飼育がされるのかということについての明確な答弁はなかったわけですが、ただ1社しか応募がなかったということで、まったく競争の原理、比較はできていないわけでありまして。

その中で、これ幸いとダチョウ牧場さんを指定管理指定のお願いをするというようなことになってはいけないと。やはり生き物であります。そういったものの及ぼす地域への影響、こういったものをどの程度真剣に議論をされたのか。先ほども申し上げましたように、鳥インフルの問題もあります。非常に住民が敏感になっている中で、ただ再開をすればいい。しかし、相手が生き物であるといったことから、私どものようなノウハウを持たない者が住民にこの問題を問われたときに、何と答えが出せるのかということが非常に心配であります。

その点を委員会等でも特に質疑をしていただきたいと思います。あと1点だけ。この道の駅の募集につきましては、どの範囲まで行ったのか。全国的な募集をかけられたのか、確認のためにお聞きいたします。

○産業振興部長（永田史生君） 先ほど答弁の中で、飼育の羽数と申しますか若干触れませんでしたけれども、20～30羽程度は、あそこの散策路がございまして、あそこあたりを上手く利用できれば飼っていけるんじゃないかという話でございました。

なお、ダチョウの方につきましては、ほとんど臭い的なものも出ないというふう聞いておりますし、そういった中で、私どもとしてはどういったことができるのか、やはり一緒になりながら検討していきたいというふう考えております。

募集につきましては、県内でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これでは質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第26 議案第61号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第61号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について説明申し上げます。

本案は、志布志市過疎地域自立促進計画に志布志漁協加工施設改修補修事業、地方公共交通特別対策事業、共生協働ごみゼロまちづくり事業等を追加するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第61号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の志布志市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、昨年6月に議決いただきました志布志市過疎地域自立促進計画に事業の新規追加が生じたので、県との事前協議を行い提案するものでございます。

1 ページをお開きいただきたいと思っております。追加をいたしました事業の内容につきましては、変更前と変更後という様式でお示しをいたしております。変更後の欄で説明を申し上げます。

まず、1 番目の産業の振興でございますが、事業の内訳は、農業の基盤整備では、地域ぐるみで農道、排水路の維持管理を取り組むための農地・水・環境保全向上対策事業が10地区追加となります。経営近代化施設では、家畜指導センター雨天審査場建設工事、志布志漁協の加工施設改修補助事業ほかの追加でございます。企業誘致では、市の企業立地補助金、商業では地元購買促進対策事業ほか、その他事業では鹿児島県茶業振興大会ほかの追加でございます。

次のページをお開きください。

2 の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備に関する事業であります。事業の内訳は、林道では、県単林道改良事業、電気通信施設等情報化のための施設では、移動通信用鉄塔施設整備事業、その他では、地方公共交通特別対策事業、「さんふらわあ」志布志航路利用促進協議会補助金ほかの追加でございます。

次のページをお願いいたします。

3 の生活環境の整備に関する事業であります。事業内訳といたしまして、下水処理施設では、公共用水域保全事業、廃棄物処理施設では有害ごみ処分委託料ほか、その他では、県単砂防事業負担金、共生協働ごみゼロまちづくり事業等ほかの追加であります。

次のページをお願いいたします。

6の教育の振興に関する事業であります。事業の内訳は、学校教育関連施設として中学校校舎改築事業、小・中学校屋外運動場改修事業ほかの追加でございます。

次のページでございます。

7の地域文化の振興等に関する事業であります。事業の内訳は、その他として、歴史のまちづくり観光基盤整備事業の追加であります。

以上、五つの施策についての変更でございます。なお、各ページの備考欄にお示ししております表記は、昨年6月に議決いただきました志布志市過疎地域自立促進計画の該当するページを記載いたしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第27、議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第27 議案第62号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第62号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額は10万5,000円とし、和解の相手方は鹿児島県です。

事故の状況につきましては、平成19年4月18日午前9時10分頃、かごしま県民交流センター地下駐車場で、公用車の上部に取り付けてある看板枠が、地下駐車場の天井の合流注意灯の下部に接触し、破損したものであります。

事故の原因は、公用車が地下駐車場の天井の高さの確認を十分に行わず進入したためであり、過失割

合を市が100%とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） また教育委員会ですよね。これ、教育長、こんなことはほとんど考えられないわけですよ、十分に認識があれば。そういった意味で、これは、鹿児島県のこの駐車場のここにも、当然きちんとそういう高さの制限とかあったんでしょから、職員にこういうことの教育というのは、もう残念でしょうがないですね。こういうことを提案しなきゃいけない所管の教育長としていかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

公務員の服務規律の厳正確保ということが叫ばれる中にありまして、公用車を運転中の教育委員会の職員が公共の建物の一部を傷付ける事故を起こしたことは誠に遺憾でございまして、市民及び議会に対しまして深くお詫びを申し上げたいと思います。

この事故が、人命にかかわるような大事故でなかったとはいえ、また事故を起こした職員が車の天井に看板を取り付けてある公用車の運転が初めてであったとはいえ、事務職員の指導、監督する私といたしましては、非常な重さがあったということは否めない事実でございますので、今後とも十分注意をしていきたいと思っております。

なお、この職員は4月1日付けで教育委員会にやってまいりまして、ちょうど1回目、初めて鹿児島に出張するときに、言い訳になりますが看板の付いたワゴン車に乗って行ったわけございまして、ちょうど入るときに当たった。これはもう何と言ったって高さがちゃんとあるわけですから、あの看板の高さを確認して、そして入れないというならほかの方法を考えるべきだったんですが、こういう事故を起こしまして、誠に、今議員の御指摘のとおりでございます。本人にはこうやって議案が出されているということもはっきりと私は申ししてきました。そして、今後また出張等がある時には十分気を付けろということは申しましたし、また本日この会議が、この議案が終わりましたら、明日の朝、再度職員には注意をして議場にまいりたいと思っております。

誠に申しわけございませんでした。

○28番（重永重久君） 専門分野という議員もおりますけれども。あのですね、教育長、再三私もこういうことを指摘してきたわけですが、その度に教育をしてやっていくということで、これは職員のモラルの問題で、教育長もどうしようもないということであろうと思っておりますが、何名乗っていたのかですね、運転手一人だったのか、そこをちょっと。

○教育長（坪田勝秀君） 確か3人、職員が出張の途中だったと思います。

○28番（重永重久君） あきれますよね。一人であれば、初めての方ということで分かるわけですが、3人も乗っておって、この写真を見ると、私も何回か入ったわけですが、ちゃんとこんなに大きな注意と、駐車場からの出口という大きな看板が出ているわけですね。3人おったら、その他の職員も、飲酒運転じゃないけど同罪なんですよ、これは。

だから、その運転手ばかりに注意するんでなくて、その同乗者も職員でしょう。そういう人たちに、

だいたいこれはもう話にならない物事であって、何回も今後は注意しますということになっているわけですから、しからばどうしたらいいかなという善後策をひとつ何か作っていただいて、教育委員会だけにこういう事故が起きるということ自体がおかしいんですね。だから、市長も人ごとじゃないから、市長。人ごとじゃないからですね。トップに立つ人も、やはり全職員に対してもおそらく注意はされていると思うんですが、そういう観点からもこういうのを戒めていただきたいというふうに思いますが、市長はどういう考えを持っていらっしゃるでしょうか。

○市長（本田修一君） 議員おっしゃるとおり、まさしく人ごとじゃないことでありまして、この交通事故につきましては常々戒めているところでございます。特に、また最近、相変わらず公務員の飲酒運転等で事件があるようでございますので、その度にこういったことがないようにということを、十分注意を喚起しているところでございます。

しかしながら、今日御提案しているようなことで、うっかりといえば表現が悪いかもしれませんが、そういった事故が後を絶たないということにつきましては、本当に今後何らかの形で、またそういった事故が発生しないような対応というものを考えていかなきゃならないというふうに思うところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 合流注意灯の下部に接触したということですが、教育委員会の車両の上に乗っておる附属品の高さ、そのものは車両の規制の範囲内の高さであったのか。県の入口の高さが規制以外の高さであったのか、そこらあたりはどうだったんですか。

○教育長（坪田勝秀君） 私どもの車両につきましては、少なくとも、この前も取り外し、あるいは点検をいたしました。それが積載というんでしょうか、それが違反になる設備であるとは考えておりません。

ですから、やはりあそこの地下駐車場がじゃあ悪かったのかということになりますが、我々はやはり高さの制限をしている駐車場であるとすれば、それは私ども進入した方がやっぱり悪かろうというふうには思っております。あの駐車場、潜っていく駐車場でございますので、あそこに制限があったのにもかかわらず入り込んだということだろうと、こういうふうに理解しております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

た。

○

日程第28 議案第63号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第28、議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、各種事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第63号につきまして、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億8,167万8,000円を追加し、予算の総額を181億1,367万8,000円としております。

それでは、7ページをお開きください。第2表の地方債補正ですが、現年補助災害復旧事業に係る災害復旧事業を3,170万円追加するものです。また変更で、一般公共事業の水産基盤整備事業を3,870万円減額、一般単独事業の合併特例事業を1,310万円増額、過疎対策事業の市道整備事業を6,740万円減額、水産基盤整備事業を3,700万円増額し、市債総額では2,430万円を減額しております。これは臨時交付金事業の補助金内示額の増額に伴う財源振替が主な理由であります。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

11ページをお開きください。まず歳入でございますが、国庫支出金の国庫負担金は、自立支援医療給付費を1,250万円増額と、それから生活保護費負担金を1,485万円減額いたしております。

次、12ページでございますが、12ページの国庫補助金は、臨時交付金事業の補助金内示額の増額に伴いまして9,075万円を増額いたしております。

13ページをお開きください。県支出金の県負担金は、自立支援医療給付費を625万円増額、14ページの県補助金は、地域ケア体制整備モデル事業補助金を60万円増額、農林水産業施設災害復旧費補助金を7,234万9,000円増額計上いたしております。

15ページの県委託金は、遺跡発掘調査委託金を2,000万円増額計上いたしております。

次、17ページでございます。繰入金の基金繰入金は、補正の財源調整のため、財政調整基金を1億2,525万8,000円減額したものでございます。

18ページの特別会計繰入金は、老人保健特別会計の精算による繰入金を1億4,700万2,000円増額をいたしております。

19ページでございます。諸収入でございますが、雑入は、コミュニティ助成事業助成金を240万円、公用車の事故に伴う共済金を10万5,000円計上いたしております。

20ページの市債でございますが、志布志支所庁舎改修事業に伴い、総務債を730万円計上いたしております。臨時交付金事業に係る補助対象事業費の上乗せ等に伴い、土木債を5,900万円減額、それから、5月の豪雨災害に伴いまして、災害復旧債を3,170万円増額し、市債総額を20億1,430万円といたしております。

次に、歳出でございます。

まず人件費でございますが、人件費につきましては、それぞれの計上費目に計上いたしておりますが、職員分として、退職、それから本年4月1日付けの人事異動分として、全体で2,015万3,000円を減額いたしております。

次、22ページでございます。総務費の3目、財産管理費は、志布志支所庁舎改修事業に伴う工事請負費を818万5,000円計上いたしております。

次に、28ページをお願いいたします。民生費の3目、自立支援費は、生活保護世帯の人工透析に係る医療費を自立支援事業で対応することとなったことなどのため、2,500万円を増額いたしまして、4目の老人福祉費は、高齢者と地域住民との交流、親睦を図り、共生・協働のまちづくりを推進するため、地域ふれあい交流事業補助金を447万4,000円計上いたしております。

30ページをお願いいたします。2目の生活保護扶助費は、先ほど説明を申し上げました生活保護世帯の人工透析に係る医療扶助費を1,980万円減額いたしております。

31ページでございます。衛生費の1目、保健衛生総務費は、地域ケア体制整備モデル事業に係る経費を、報償費、需用費、委託料に、総額129万1,000円計上いたしております。

32ページの農林水産業費の4目、園芸振興費は、農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金を483万円計上いたしております。8目の農地整備費は、田園環境整備マスタープラン等作成業務に係る委託料を100万円計上いたしております。

次に、36ページでございます。商工費でございますが、商工費の3目、観光費は、松山城址展望台付近への落雷によるブレーカー等の修繕料を41万9,000円計上いたしております。

次、38ページをお願いいたします。土木費の3目、道路新設改良費は、臨時交付金事業の補助金内示額の増額に伴いまして、委託料と工事請負費を合わせて2,000万円増額いたしております。

39ページでございます。1目の都市計画総務費は、都市下水路改修整備事業の起債申請に伴い財源振替を行っております。

次、41ページでございます。消防費の2目、非常備消防費は、市町村消防補償等組合負担金を43万円増額、消防団員の弔慰救済基金負担金を498万円計上いたしております。

46ページをお願いいたします。社会教育費の1目、社会教育総務費は、公用車の事故に伴う賠償金を10万5,000円計上いたしております。2目の公民館費は、志布志市校区公民館連絡協議会有明支部が実施するコミュニティ助成事業補助金を240万円計上いたしております。3目の青少年教育費は、家庭教育支援総合推進事業に係る経費を、報償費ほか31万8,000円計上いたしております。

次、47ページでございますが、6目の文化財保護費は、浜場遺跡の埋蔵文化財発掘調査に係る経費を、委託料、使用料及び賃借料ほか1,981万5,000円計上いたしております。

次、49ページでございます。災害復旧費は、農地・農業用施設の災害復旧事業として、1億1,740万円増額いたしております。

50ページの予備費でございますが、5月の豪雨災害によりまして、下水流地区の災害復旧に充用いたしましたので、700万円増額いたしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二議員から発言通告が提出されていますので、まず岩根賢二議員の質疑を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 28ページの地域ふれあい交流事業補助金について、所管ではありますが市長の考えを確認をしておきたいと思っておりますので質疑いたします。

まず、この事業を当初予算ではなくて今回補正予算として提案するのはなぜかと。2点目に、この事業が、昨年度実施された校区自治会敬老行事補助金と同様の内容と理解をして良いかということ。3点目に、交流会と称した長寿祝賀会で共生・協働のまちづくりの推進ができるのかと、このことについて、理解ができるような説明をお願いします。4点目、これが、またばらまきではないかという市民の声に対して、どう答えるかということでございます。

それと、発言通告書に記載はしておりませんでしたけれども、説明資料の10ページにあります、教育指導費として26万円計上してあります。志布志市の木ビロウ推進事業ということで教育委員会の方で計上してあるわけですが、この事業は本来、私の考えとしては、企画政策課の事業ではないのかと思っているわけですね。その事業を実施する場所が、ただ単に学校ではないかということで私は理解をしたわけですが、そのような予算の計上は考えられなかったのか。そのことについてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域ふれあい交流事業補助金につきましてのお尋ねでございますが、この事業を当初予算でなく今回補正予算として提案したのはなぜかということでございますが、旧松山町で実施しておりました地区公民館敬老行事を、昨年度は全市的に取り組んでいただき、経費の一部について助成したところでございます。新市に引き継いだ事業、特に市単独事業については、全般的に見直しを進めているところでございまして、この敬老行事につきましても見直し対象としまして、執行状況を踏まえて検討したところでございます。

公民館補助への上乗せなど、実施方法等について関係課との協議や事業内容等の検討に時間を費やしたため、本来なら当初予算で計上すべきところでしたが今回の提案になったところでございます。

次に、この事業は、昨年度実施されました校区自治会敬老行事補助金と同様の内容と理解して良いかということでございますが、新市に引き継いだ市単独事業全般について、部内で見直しをした結果、今回提案しました地域ふれあい交流事業は、従来の敬老行事を含めた高齢者と地域住民との交流を図る事業全般に対して助成しようとするもので、昨年実施した各地区敬老行事の実施状況を踏まえ、事業対象を拡大するなど、事業そのものを再構築したものと御理解していただきたいというふうに思います。

それから、交流会と称した長寿祝賀会で共生・協働のまちづくりの推進になるのか、できるのかとい

うことですが、高齢者が住み慣れた地域で不安なく生活していくために、行政、民間、市民が連携し、一体となって高齢者を地域で支え合う共生・協働の地域ケア体制を整備していく必要がございます。施政方針でも述べておりますように、共生・協働・自立の社会づくりとは、みんなが知恵を出し合い、助け合い、従来地域の持っていた力を再生することだと考えております。したがって、助け合い、すなわち協力、協調するための第一歩として、世代間の交流も必要であると判断したところでございます。

それから、ばらまきではないかという声に対しまして、今回も実際に事業を実施した所を助成するという形態でございますので、決してばらまきではございません。最初に御説明申し上げましたように、旧松山町から受け継いだ事業を見直しして、共生・協働の地域ケア体制整備の一環として、新たな事業として再構築しようとするものでございます。今後も引き続き事業内容等について、点検・検討を行いながら見直しを進めてまいりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

追加のことにつきましては、担当の方で回答させます。

○企画部長（持富秀明君） 資料でもお示しをいたしておりますが、今回、びろうの木が市の木として指定をされたわけですが、子供たちがまず、見る機会があまり少ないと。本当のびろうの木はどのような木だろうというような疑問もありまして、これにつきましては、市内の幼稚園、それから小・中学校に配布をして、市の木であるびろうの木を普及したいと、お知らせしたいと、見せたいということで、今回こうして教育費の方に予算計上したところでございます。

企画政策課の経費として計上すべきではないかという御指摘でございますけれども、今回の計上につきましては、子供たちにまずお知らせしようと、知らせよう、広めようということで計上ございましたので、教育費の方に計上させていただいたということでございます。

○19番（岩根賢二君） 今回、補正ということで、それまでに相当検討するのに時間を費やしたということをおっしゃいましたけれども、相当時間はあったと思うんですね、当初でも十分出せたと思えますがね。私は、この補正の裏に何かあるんじゃないかなというふうな気がしてなりません。市長が、3月定例会で敬老祝金を節目にするということで提案をされて、それが討論の中でいえば大英断ではないかというふうな御意見もあったわけですが、また私はばらまきではないかなと思っておりますが、そのようなことであれば前回のあの判断は何だったのかなという疑問を抱かざるを得ないわけです。

市長は、交流とおっしゃいましたけれども、参加者がどういう方ということとは分かっておられますか。参加者がどういうことで、交流の内容がどういうものかということは、市長ご自身が理解をされているか、それをお伺いいたします。

それと、企画部長がお答えになりましたけれども、この事業については、もう1点お尋ねをいたしますが、教育委員会の方から要望がありまして、学校でこうやりたいからということで要望があって予算計上されたのか、その点だけをお聞きしたいと思います。

○企画部長（持富秀明君） おっしゃるとおり、当然教育委員会から予算要求がございまして、予算計上したということでございます。

○市長（本田修一君） ふれあい事業につきましては、昨年私、有明地区と松山の方でも一部ですが、

参加させてもらったところでした。地域の方々と深い交流がされていたということで、単なる敬老行事とは少し趣が違うのかなというような感じがしたところでした。私が、今後進めようとする高齢者に対する敬いの心を持つための事業というような位置付けで、また今回改めて御提案しようというようなこととでございます。

○19番（岩根賢二君） この交流事業のことですけれども、世代間交流とおっしゃいましたけれども、参加者で高齢者でない方がどれくらいおられたのか、把握されてますかね。

それと、先ほどのびろうの木のことですけれども、例えば福祉施設関係でこのびろうの木を植えたいというときには、じゃあ福祉の方で予算計上するということと理解していいですか。

○福祉部長（蔵園修文君） 昨年の実績につきましては、70歳以上の方々については手持ちでございますが、その他の方については把握していないところでございます。

先ほど市長が申しあげましたように、この事業につきましては、70歳以上である者と地域住民とのふれあい、交流・親睦を図るということを事業の目的にいたしておりますので、ただ補助金の算定につきましては70才以上の高齢者の数で積算をして、その分を出席者に応じて、実施の状況に応じて交付するという形を採ろうとしているところでございます。

○企画部長（持富秀明君） 市の木、市の花、いろいろなPRといえますか、広報の仕方、そしてまた認識の仕方はあろうかと思えます。ただいま御指摘になりましたように、今回、教育委員会からの予算要求に対しまして、ぜひ学校の子供たちにそういったびろうの木を教えていきたいというようなことで、今回はこういった形で計上いたしました。

今御指摘の、そういった市内全域に対して広めるべきものであるというふうに思いますので、そのあたりの進め方、例えば福祉であれば福祉課と、じゃあ衛生がやれば衛生課と、そういうことにはならないと思いますので、そういった統一的な見解をまだ持っておりませんので、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 同じく小野広嗣議員から発言通告が提出されていますので、小野広嗣議員の質疑を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 1、2点お聞かせください。

予算書の22ページ、総務管理費、財産管理費ですね、目の3、今回、工事請負費で志布志支所の庁舎改修事業ということで予算が組まれておりますが、発言通告の中でレイアウトの提出を求めていましたので本日、朝いただきました。このレイアウトを見ながら、また質疑をしたいと思いますが、まずもって通告をしておりましたように、この庁舎改修事業、行うことによる、その効果について、概略お示しをお願いしたい。

それともう1点。今もありましたけれども、この地域ふれあい交流事業補助金、答弁もございました。これまでの市長が本会議で答弁された、敬老祝金で議論するときになる議論された、そういった姿勢と、今回のこの姿勢とに少し違いがあるのかなという気が私もしました。そして、いろんな声を、今回予算の中でいろんなところからいろんな声が聞こえてきます、議員の耳にはですね。市長の方になにか大きな声が届いたんじゃないかと。その声を押されてこういったことになったんじゃないかといった声も、

実際耳に入ってきております。

だから、やはりこういったことを出される時の基本的な考え方ですね、そういったものを明確にしていけないと、敬老祝金の件で議論した考え方と少し違っているような気がしてならない。こういった部分に対する基本的な整理、考え方、そして先ほどもありましたように、私も当初で出されるべき方向性、そういったものがなかなか上手くいかないなという気がしてなりません。そこをお願いをしたいと。

それともう一つ。この志布志支所の今回の財産管理費の計上の在り方として、この件に関しては、教育委員会が実際3階に上がっていく。こういう方向性はこれまでもありましたし、私もそれが望ましいという方向で考えてきた側の人間であります。そういったことは前提とした上でも、なぜ、そういった方向性は去年の段階から見えておったわけですので、なぜこの予算が当初で計上ができなかったのか併せてお示しをお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 志布志市支所の改修につきましてですが、現在1階に配置しております地域職業相談室に、相談者の増加に対応するため求人情報システムを配備することとなりました。しかしながら、現在の場所に求人情報システムを配置すれば、さらに相談スペース、閲覧スペースが狭あいになるため、広い場所への移設について、昨年来要望があったところがございます。このため、地域職業相談室を現教育委員会の2階へ移設し、より広いスペースを確保することによりまして、利用者の利便性の向上を図ることといたしました。

また、地域職業相談室の移転に伴い、これまで執務スペースが狭あいであった教育委員会についても、現在の教育長室以外の壁をすべて撤去し、全課を配置するとともに、教育長室と同フロアにすることにより、事務の効率化を図ります。

障害者支援センターは、利用者の利便性を考慮し、これまでどおり1階フロアに配置することとしまして、空き室のある地域職業相談室に移動いたします。なお、これまでの障害者支援センターは、会議室として利用いたします。現在3階にある包括支援センターにつきましては、福祉課との連携をより高めるため、2階へ移動するとともに、水道局分室を旧会計課分室へ移設しまして、隣接する指定金融機関窓口との連携を高めることにより、出納事務の効率化並びに市民の利便性の向上を図ることとします。なお、移設後の水道局分室につきましては、確定申告や税務相談窓口として利用し、市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、教育委員会の移設によりまして、3階会議室が使用できないため、支所の課長会及び教育委員会の会議等につきましては、5階の会議室を利用することとしたところがございます。

それから、ふれあい交流事業についてのお尋ねですが、このことにつきましては、先ほどお話ししましたように、関係課と協議に時間が掛かったということで、本来当初予算で計上すべきところでしたが、今回の提案になったところがございます。そういうことで、改めて交流事業として取り組みたいということがございますので、どうぞよろしく申し上げます。

地域相談室の移転につきましても、先の12月議会で御議論いただいたところがございます。その後、本年1月中旬に庁舎利活用検討委員会を設置し、検討してきたところであります。利便性の高い庁舎の利用方法について検討を重ねてまいりましたが、19年度当初予算編成時まで結論が至らなかったところ

でございます。地域職業相談室では狭い中業務を行っている状況でございますので、早急に利用しやすい環境を整え、市民サービスの向上を図る必要があると考えております。現在の教育委員会の所が移転先でありますので、今回、改修移転作業は、教育委員会の業務を考慮し、夏休み中に速やかに作業を完了したいと思います。

○志布志支所長（山裾信博君） 志布志支所の関係ですので、私の方から補足して説明をさせていただきます。

今、市長の方から説明があったとおりでございますが、今回の検討事項として、あくまでも住民サービスの低下をまねかないようにという形を前提に検討してまいったところでございます。今ほど話がありました、地域職業相談室を2階に配置するということについては、昨年御指摘のとおり話があったところございまして、教育委員会についても話があったところでございます。現状の場所では求人を求める人が地域職業相談室に入りにくかったりという不具合も届いておりまして、通路に求人の情報を、月曜日から金曜日の間だけでなく開庁時間以外にも、土曜、日曜にもこの情報を見に来られていらっしやいます。

これを2階にするということは、3階以上にするとセキュリティの問題もございまして、できれば2階にという形で2階の方に。教育委員会、教育長と学校管理課の方の部署に移動するとなりますと、教育委員会の方を3階の方に、教育長と同フロアになっていただくという形から、こういう形の図面を見ていただきますと、こういうレイアウトにしたところでございます。市長が申し上げましたとおりで、検討委員会の検討結果、当初予算に間に合わずにこの6月の補正をお願いして、改修移転作業は教育委員会の業務を考慮して、市民の皆様にご迷惑を掛けずに夏休み中に速やかに作業を完了することが適当であると考えております。

以上です。

○14番（小野広嗣君） 細かい部分もいっぺんお聞きしました。夏休みを利用して改修を行うということが一番望ましいということが、今、最後ちょっとお聞きしたところですが、その件は分かります。

市長、考え方ですよ、この地域ふれあい交流事業補助金の件に関しても、これは敬老祝金と少し違うのかなという見方も当然できます。しかし、70歳以上、ふれあい交流事業ということで、それをやった、実施した所に対して出しますよということがうたわれているみたいですが、70歳以上の方に助成するということで、やはりここに敬老の想いが表れているわけですね。そういった考え方、いわゆる高齢者に対して敬う気持ちを持ってそこにやはりお金を支出していく、こういう考え方がやはり敬老祝金を支出していく、額は違えども考え方、根底は一緒だろうと思うんですよ。だから、そういった部分に対する整理をして、きちっとした整理、考え方を市長が持つておかないと説明に窮するということになるんじゃないかと僕は思うんですよ。

やはりこの件に限らず、そして今私が申し上げています庁舎の、当初で出せなかった、なぜ出せなかったかと。これは考えてみれば、アピアへ職安を移転するという、そういった問題がとんざすというのか、考え直しをすると。そしてもう一回原点に立ち帰って審議をしていった経過だろうというふうに、だいたい思うんですよ。だから、一つ一つの仕事、これがやはり慎重になされて、住民の声を、市民の

声を真しに耳を傾けて検討していけばそういうことにならないわけですよ。そういったことがあまりにも多い。

本来ならば、こういった予算がこうやって出てくるというのは、計画性のなさを露呈していることですよ。そういった部分に対する反省というのをしっかりしていただきながら、今後議案の提示というのはしていただきたいというふうに思っております。

このレイアウトの関係で言えば、また委員会等でもありますけど、市長にお聞きを特にしておきたい事柄もありますので、会議室、会議室、会議室ということで、5階のスペースも使われています。基本的に旧議事堂、コンサートをやりたいとかいろいろな意見等も出ていますけど、それが実質的には一回使われていますよね。それ以外にはなかなか、それ以外にも使われているんですかね、よく分からないけど。その後、有効利用が進んだという話は聞こえてきていません。

そういった意味でいくと、空きスペースは市の方としては旧志布志庁舎、今の志布志支所はあるんですか、ないんですか。そこをちょっと考え方を述べていただきたい。そして、今回特に地域職業相談室というのがここに移った。これは理解を十分にいたしますけれども、玄関から2階へ階段から上がり込んでぐっと曲がって行かれる方、そして今の駐車場横からずっと入って2階へ上がって行かれる方々、これは分かれるだろうと思うんですが、これまでも今回障害者支援センターが移った所に相談室があったわけですが、なかなか看板も見えない。そういう声がけっこうありました。どこにあるのかが分かりづらいということもありました。今回こういうふうに移転されるのであれば、駐車場横から入って行く分、ここにそういった表示灯もなされるのかどうか。そういったこともぜひお示しを。

そして、相談者支援センターが地域職業相談室があった所に移ったんですが、これは玄関からずっと入って、障害者もみえますので、車イスの問題等もあって、ここに移るのがまた良かったんだろうと思いますけど、ここに対する場所の表示ですね、こういった部分に対して考慮が今後なされていくのか、そういった部分。

それと、あと4階のこれまで電算室というくくりであったものが電算室というところで一応切られていて、そしてOA研修室というふうになっていますね。この具体的な中身をお示してください。あとの件に関しては水道局の分室が動いたと、これは分かります。

あともう1点。地域職業相談室の横に待合室というふうな形で作られていますが、これまで1階であったときには、1階のホールから入りこんだときに、壁際にずっと案内というか、資料等が展示されていたんですが、こういった資料等というのは待合室に掲示されるのか。そして当面の間、1階だと思って見える方々もいるわけですので、1階の、これまでのように1階のホールの壁際にも、そういった情報を提示されるのか。そういった部分を教えていただきたい。

○市長（本田修一君） 初めに、空きスペースについてですが、5階につきまして、会議室、会議室、会議室というふうになっていまして、私もこのことにつきましては不思議に思いまして、担当の者に聞いたところでした。実際、会議は今まで5階でもされておったわけですが、さらにこの会議室の使用については頻度が高くなるというふうに聞いたところでございます。

そのようなことで、現在、この会議室をのけて一応空きはないということでございます。しかしなが

ら、お話がありましたように、旧議事堂については、現在のところまだ特にその用途について限定されていないというようなことで、旧議事堂として表示したところがございます。今後また庁舎利活用の検討委員会を開催しまして、このことにつきましては活用をしていきたいというふうに思います。

それから、OA研修室並びに待合室等につきましては、担当の方に回答をさせます。

○志布志支所長（山裾信博君） 私の方から、研修室と待合室についての報告を申し上げたいと思います。

4階のOA研修室、これについては職員間のOAの研修、パソコンの研修、そしてまた教育委員会がございますので、教育委員会の先生方のOA研修という形に利用したいと思っております。

それから、2階の地域職業相談室の表示でございますが、これは大隅ハローワークから相談もありません、場所がここであれば、窓際に大きく地域職業相談室と表示していいですねと、それはどうでしょうかという相談を受けております。ですから、駐車場からも大きく見える形で表示ができると思います。

それから、待合室ですが、包括支援センターにも相談業務がたくさんいらっしゃいます。そして、地域職業相談室もいろんな待合の方がいらっしゃいますので、取りあえずここを待合室として使うと。1階の表示場については、2階の方へ上げさせていただくという形になろうかと思います。

それから、お尋ねの障害者支援センターの場所の表示、これも現在の地域職業相談室の表示もありましたが、分かり易い所にそういう表示をしていけばよろしいんじゃないかと、こういうふうに思います。

会議室については、3階の会議室がなくなった関係で、非常に志布志支所、会議は大変多うございますが、3階の会議室がなくなりましたので、5階の会議室で対応させていただくという形になろうかと思います。

以上です。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。市長、旧議事堂というのは市民に開放する方向で考えるということがずっと言われてきているわけですね。開放すると言って1年半経過して、一回だけイベントを行ったと、コンサートを行ったと。ミニコンサートということですが、あまりにもその有効利用ということで考え方が進んでいない。これもやはり仕事をしていないという一つの現れだろうと僕は思うんですよ。そのまま棚上げ状態にしてずっと来ているということですよ。

だから、ミニコンサート、それ自体は良かったということであれば、やはり何らかの知恵を絞って、市民に喜んでいただけるような内容を汲み上げていってほしいなというふうに思っています。答弁は要りません。

もう1箇所聞き忘れていましたけど、地域包括支援センター、これが2階になりました。これは新しい制度として去年スタートをして以降、多くの方々が利用されているわけですが、これが3階から2階になった、教育委員会が3階部分を全部使うわけですので。これが2階になることによる支障というか、そういったものはなかったんですかね。そういう議論というのはなかったですか。かえってこの方がいいという判断ですか。それだけで結構です。

○志布志支所長（山裾信博君） 当初の計画では、福祉課の中に包括支援センターを置くこととしておりましたが、包括支援センターの職員も増員をされまして、現状でも入りきれない状況にあります。そ

れでもって、教育委員会が動いたことによって福祉課と連携するという観点から、同じ2階のフロアに持っていくことで連携ができるというふうに考えたところです。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 予算説明書の5ページ、地域ケア体制整備モデル事業についてお聞きします。目的は、本当に非常に重要な事業かと考えるわけですが、まず内容についてお尋ねいたします。講演会とか研修会、福祉マップづくりとありますが、これらは全市的に行う事業なのか。それとも地域を限定してのモデル事業で、取りあえずその地域でやってみて、いろんな問題を抽出して、それを対処した後、それを対処した後に全市に広げる事業なのか、まずその点をお聞きします。

次に、2番目の在宅医療体制の構築、これも非常に重要な医療政策だと思うんですが、この中で医師会との連携とありますが、これは具体的には、どういう施策を考えておられるのか。

それと最後に、委託料40万円というのが出てきますが、これはどこに、どのような事業を委託されるのかお聞きいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） 地域ケア体制整備モデル事業での福祉マップづくりでございますが、これは、当然地域福祉ネットワーク事業と連携したマップを考えているところでございます。そういった意味で、相手がおりますので、今の段階では全市で取り組みたいというふうに考えております。条件の整った所については当然やるわけでございますが、一応私どもとしては、全市で取り組みたいというふうに考えております。ただ、先ほど言いましたように、相手方がいらっしゃるということでございますので、そこらへんについてはお願いをしていきたいというふうに考えています。

それから、講演会でございますが、これは当然、これにつきましても全市で取り組みたいというふうに考えております。あと予算の中身につきましては、担当の課長に答えさせます。

○保健課長（今井善文君） お答え申し上げます。

まず最初に、委託料の関係でございますが、一応現在考えておりますのは、老人クラブとの連携ができないだろうかということを考えております。相手先のこともありますので少しでも、先ほど部長の方からありましたように、マップづくりとかそういう部分で活用させていただきたいと思っております。

それから、在宅医療体制のことについてですが、まだ現在その部分については、当市におきましては整理がされていないという理解をいたしておりますが、そこらへんにつきまして医師会との協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（藤後昇一君） 今聞きますと、だいぶ事業内容がまだ漠然としている気がします。例えば内容にいたしましても、地域ケアといいましたら、担い手といいますか、受け皿といいますか、それがまず問題になるわけでありまして、そして、それは即、この事業の効果がどのように及ぶのか、それらにも直接影響してきます。これらのことをかなり精査してやっていかないと、漠然と網を広げただけで何も成果がつかめられないという結果に陥る可能性があります。現に、このテーマの緊急性は非常にあるが故に、取りかかっても中身の詰めが甘い故にさしたる成果が出ないというのがあちこちで散見される事態でありますので、ここらあたりは、もう一回受け手、それから内容等をもっと真剣に詰めていただき

たいと思います。

次に、医師会との連携ですが、実は、在宅医療の体制の構築というのは、日本全体が今直面している医療の最大のテーマの一つであります。医師会との連携とただ単に言いましても、受ける医師会の方も非常に困るだろうと思います。それは、やっぱり行政の側で的を絞った重点的な目的を持って連携されないと、これもやっただけで成果は得られないという状態に陥る可能性が大きいので、この点についても、精査と言いますか、事業の詰めと言いますか、そこらをもっとやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○福祉部長（蔵園修文君） 地域ケア体制整備の必要性につきましては、今議員から御指摘のとおりでございますが、高齢化の進行や療養・病床の再編等を受けまして、緊急な課題となっているところでございます。したがって、先ほど申し上げました地域ふれあい事業、交流事業につきましても、こういった背景があるということでございます。

その中で、今回、先ほど予算の中でお示ししましたように、県の補助事業ということで県内の7カ所が指定を受けまして、今年度モデル事業に取り組むと。その中でここに、先ほど説明しましたように、福祉マップづくり、あるいは講演会と、そういった事業を今予定をしているわけでございます。そういった地域ケア体制をどうやって構築していくかということが非常に大きな課題ということで、県もそのことについては力を入れているということで、そのまず第一歩、モデル事業ということで今私どもは取り組もうといたしているところでございます。

その中で保健、医療、福祉、介護等が一体となって、高齢者を地域、あるいは在宅で暮らし続けることができるような地域づくりをしていくという中で、在宅医療の在り方について、医師会の方々、先生方に御相談をして、どういった形でそこを、体制を作っていくかということ、これから御相談申し上げるということでお願いをしているわけでございます。その点につきましては、モデル事業ということでの御理解をいただきたいというふうに思っております。

○8番（藤後昇一君） 県のモデル事業ということですので、非常に貴重なモデル事業だと思います。その点からも、事業を詰める意味で、これは私の提案ですけれども、先ほど言いましたように、全市的に展開するのではなく、なぜかと言いますと、予算金額自体が非常に少額であります。したがって拡散します。濃度の薄い事業になる可能性があります。それよりも、地域を限定して、それこそ市のモデル事業として組み替えて、地域を限定して、そこで展開する中で問題を表面化させて、それを解決していった上で、その事業を全市的に生かしていくという方策を採られた方が、予算を効率的に使う意味でも、モデル事業としての意味合いとしてもどうかと御提案申し上げます。

先ほども言いましたように、この事業の目的とするものが、緊急かつ重大なものであります。ですから、その点を考えられるかどうか、最後にお尋ねいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） ただいま議員から御指摘がありましたことを十分参考にさせていただきます。また県との協議も随時必要ということでございますので、その県との協議も踏まえながら、今後の事業に真剣に取り組んでいきたいというふうに考えます。

よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第29 議案第64号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第29、議案第64号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般管理、疾病予防等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第64号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。5ページをお開きください。

国庫支出金の国庫補助金の財政調整交付金につきましては、国保保健指導事業として、353万円を増額し、5億5,363万円とするものでございます。

6ページをお願いします。県支出金の県補助金の特別財政調整交付金でございますが、医療費適正化特別対策事業及び保健事業として、630万2,000円を増額し、2億152万6,000円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、賃金として、訪問調査員分について、144万円減額し、3,377万8,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。保健事業費の疾病予防費として、共済費34万7,000円、賃金については、訪問指導員賃金として256万円、報償費として83万9,000円、需用費の消耗品費として24万6,000円、燃料費として3万7,000円、委託料としては、健康診査未受診者生活習慣調査健診データ分析として560万円、使用料及び賃借料として1万円、備品購入費として90万円、合計1,053万9,000円を増額し、4,344万7,000円とするものでございます。

次の予備費につきましては、今回の補正予算に伴う調整のため、73万3,000円を増額いたしまして、3,073万3,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第30 議案第65号 平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第30、議案第65号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、償還金及び一般会計繰出金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第65号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。国庫負担金の医療費国庫負担金の過年度分につきましては、18年度の額の確定により、7,318万1,000円の増額をいたしまして、15億7,638万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。県支出金の医療費県負担金につきましても、18年度の額の確定により、229万9,000円を増額いたしまして、3億7,810万円とするものでございます。

7ページをお願いします。繰越金につきましては、18年度の繰越額の確定により、7,427万7,000円を増額いたしまして、7,527万7,000円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。諸支出金の償還金でございますが、18年度の医療費分の精算に伴う償還金として、266万6,000円を増額し、266万7,000円とするものでございます。

9ページをお願いします。一般会計繰出金につきましても、18年度の医療費等の精算に伴う繰出金として、1億4,700万3,000円を増額し、1億4,800万3,000円とするものでございます。

次の10ページの予備費につきましては、今回の補正予算に伴う調整のため、8万8,000円を増額いたしまして、110万2,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後 8 時00分 散会

平成19年第2回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成19年6月12日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

迫 田 正 弘
玉 垣 大二郎
西江園 明
小 野 広 嗣
宮 田 慶一郎
岩 根 賢 二
八久保 壹
長 岡 耕 二
宮 城 義 治
東 宏 二
小 園 義 行
鶴 迫 京 子
下 平 晴 行

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 井 手 南海男
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 上 村 和 憲
総 務 課 長 中 崎 秀 博	情 報 管 理 課 長 徳 満 裕 幸
企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎	財 務 課 長 溝 口 猛
環 境 政 策 課 長 立 山 広 幸	畜 産 課 長 中 崎 章 文
都 市 計 画 課 長 下 平 幸 三	水 道 局 長 徳 田 俊 美
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗
生 涯 学 習 課 長 小 辻 一 海	文 化 振 興 課 長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、金子光博君と林勇作君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言の許可をいたします。

まず、9番、迫田正弘君の一般質問を許可いたします。

○9番（迫田正弘君） おはようございます。

昨日の開会日の提案並びに質疑につきましては、非常に長時間ございまして、市長以下、当局の皆さん方、大変お疲れだろうと思っておりますけれども、またこれから一般質問を13人、3日かかるか、4日かかるか分かりませんが、ひとつよろしく願いいたします。

通告しておりましたことについて質問いたしますが、今回、若干テーマが多うございまして、最初のEPAの問題につきまして、登壇いたしまして、あと個別に質問をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問の第1番目でございますけれども、オーストラリアとの経済連携協定、いわゆるEPA締結交渉についてでございます。今後の交渉次第では、農産物の関税撤廃等、本市農業に大きな打撃を受ける可能性があるが、これに対する市長の見解と対応策について質問をいたします。

この経済連携協定、いわゆるEPAは特定の国との間で関税などを撤廃し、物やサービスの貿易自由化、さらに投資や電子取引の推進、経済政策の調和まで、幅広い経済関係強化を図る協定であります。4月の23、24日に、日本とオーストラリアの経済連携協定又は自由貿易協定の締結政府間交渉がオーストラリアのキャンベラで行われました。次の会合は、7月の参議院選挙後に東京で開催される計画であり、交渉の具体化・本格化していくことが予想されます。

この経済連携協定におけるオーストラリアのねらいは、農産品の輸出であるといわれ、関税の撤廃も取りざたされております。万が一、関税が撤廃されるとなれば、日本の農業は壊滅的な打撃を被るといわれております。このことは、農業を基幹産業とし、とりわけ畜産を中心とした志布志市にとっても、ゆゆしき問題であります。JAなど、30万人署名活動や国会議員等の陳情などを展開していますが、市としても7月の交渉に向けて何らかのアクションを起こすべきではないかと考えますが、これに対する市長の見解と今後の対応策をどのように考えておられるか、まずお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

迫田議員の一般質問にお答えいたします。

日豪との経済連携協定、EPA締結交渉について、市の取組ということでございますが、日本と豪州

間における経済連携協定、E P Aの政府間交渉が4月23日に開催され、交渉がスタートしたところであり、農林水産省は、日豪E P A締結で、豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響として、主な輸入品目である小麦、砂糖、乳製品、牛肉の輸入拡大により、国内生産が約8,000億円減少するとしており、また県においては、砂糖、牛肉、乳製品の3品目で関税が撤廃された場合、農業生産額の損失は558億円、関連産業や地域経済を含めて1,727億円の影響を受けるとの試算をまとめております。

県の試算によると、牛肉でマイナス50%、酪農でマイナス75%の影響が出るとされており、これに準じ、本市の17年度生産額で試算しますと、肉用牛が27億8,200万円、酪農が4億500万円で、合計31億8,700万円の損失となるようでございます。

このように、豪州産農産物の関税撤廃は、農業生産を担う本市にとっても、大きな打撃が生じることは必至と考えられるところでありまして、これら重要品目において、関税撤廃対象品目からの除外等、適切な措置が講じられるよう切に願うものであります。

これまで、市としましては、そお鹿児島農協長等からの要請を受けまして、18年11月22日付けで、農林水産大臣ほか2大臣に豪州E P A締結交渉に着手しないことを内容とする陳情書の提出。あるいは県からの要請を受けまして、総決起大会への参加、そして内閣総理大臣に対しまして、署名活動等を実施してきております。また、大隅総合開発期成会におきまして、日豪E P A交渉について、関係省庁に対する要望活動の実施を決定しております。それらの活動を取り組んできておりまして、日豪間のE P A締結問題につきましては、現在の重要な国政の課題でもあり、また市にとりまして、本地域農業の持続的発展が図れるために非常に重要な問題だということで、強く国に要請を行うなどしてきておりまして、今後とも対応していきたいというふうに考えております。

○9番（迫田正弘君） ただいま市長から御答弁をいただきましたけれども、これまでの取組については、J Aからの要請、それから県等の要請によって、署名なり陳情書を提出したというようなことではありますが、私が質問したいのはですね、市長として、この畜産王国である志布志市、あるいはこの南九州に位置する私どもが、いわゆる国政の課題としてではですよ、ですけども、やっぱり一番中心になるのが、この地域じゃないかと思うわけですね。特に牛肉に関してはですね。ですから、例えば、さんふらわあの問題の時には、官民一体となりまして、相当なアクションを起こして行動してまいりました。今回のこのE P Aの関係も、それ以上のものが出てくると思うわけです。例えば、牛肉がオーストラリアから入ってくるとすると、畜産が衰退するわけですね。そうしますと、飼料等の輸入も減ってくる、そういったいろんなことが出てきますから、そうしますと、志布志港に陸揚げされる飼料、その他関連物資がですね、少なくなっていく。そうなりますと、当然、港の活性化というものも失われていく。そうしますと、運輸業なり、荷役の仕事なり、商店なり、それは計算し尽くし難い大きな損失を被ると思うんですよね。ですから、やはりここは国政の課題ということじゃなくて、私たち地域の課題として、積極的な取組をするべきではないかというのが私の質問の趣旨でございます。ですから、そのところを、今後、J Aなり、農政連なり、あるいは地域の皆様と一緒に、どう展開していくのかということ、まずもう一回伺いをいたしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、お答えいたしましたように、この問題が発生してから、私どもとしましては、地域に重大な影響がある問題だということを深く認識いたしまして、関係機関と連携を取りながら、様々な取組を始めたところでございます。そのようなことで、特に地域の農協の方々、それから大隅総合開発期成会の方々、あるいは曾於2市1町というような形で、このことについては会合がある度に協議を重ねて、そして関係機関へ要請・陳情というものを繰り返すということを確認しているということでございます。

国で進められる政策というようなことでございますので、私どもとしましては、当然、先頭を切って、このことについては運動に取り組んでいかなきゃならないというふうには認識するところでございますが、これは地域の大きな力をもって国に要請していかなければならない課題だというふうに考えるところでございますので、ただいま申しましたような形で運動を続けていきたいというふうに思っております。

○9番（迫田正弘君）　そもそも、この問題が起こりましたのは、いわゆる貿易の自由化、いわゆるグローバル化という問題もありますけれども、日本経済団体連合会ですね、経団連、それから日本商工会議所、日本貿易振興機構、ジェトロですかね、こういった所から日豪経済連携協定の早期交渉開始を求める意見書というのが出されているわけですね。その中で、詳しくは申し上げませんが、やはり日豪のEPAを考える上で特に配慮すべき事項としてということで、ちょっと読み上げてみますと、いわゆる農林分野のセンシティブティー、横文字でこう言っていますけれども、要するに取扱いに慎重を要する品目というふうな意味ですね、があるということも付け加えているわけですね。それと、先般、安倍総理とハワード首相の記者団に対する会見がございまして、その中で安倍総理はこのように言っております。前段は略しますが、「交渉にあたってはお互いのセンシティブティーに十分配慮していく必要があります。特に日本にとって農業の重要性を認識していく必要がありますが、相互の利益を実現させることが大切であると思います。」ということを行っているわけです。だから、安倍総理そのものも、やはりこの農業問題については、特別枠を設けたいというふうに思っているわけですね。ですから、これを実現させるためには、やはり私たちの地元が、これは大きく声を上げて、首相をバックアップしてあげなければならないというふうに思うわけです。このような安倍総理の回答とまた別に、ハワード首相はこのように、その会談では答えておりますけれども、ちょっと読んでみますね。「当然、日本の農業がセンシティブであるということを認識する必要があります。したがって、そのセンシティブティーのすべての側面を検討する必要がありますが、それを検討しない限り、果たして実際の損害とパーセプションの間に、パーセプションというのは、何か認識とかいうような意味のようですね、の間に、何かギャップがあるのとか、それはなかなか把握できないと思います。だからこそ、私が喜んでいるのは、農業というのが一つのテーマとして挙がっているということを非常にうれしく思っております。当然、重要品目でセンシティブな品目でありまして、どの程度、センシティブティーが高いのか、それは徹底的に交渉を通して検討しなければ分からないと思います。」ということを行っております。このことはですね、オーストラリアとしては、例外を設けないということです。例外を設けずに農業問題もテーブルに載せて、徹底的に交渉を通して検討するということを意味しているというふうに言われています。ですから、私どもは、この裏付け的に考えたときに、やはり一番農業で、あるいは

畜産で生計を立てている、あるいは基幹産業としているこの地域が、やはり大きく声を発していくということを、やっぱりしなければ、さんふらわああの時のような行動を起こさなければならないというふうに思っているわけです。このオーストラリアの関税が撤廃されるということですがけれども、実際、今の程度の、まあ牛肉に関して言いますとね、どの程度の関税がかかっているというふうに理解されておりますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） おおむねで、大体12%程度だというふうに認識しております。

○9番（迫田正弘君） 関税の件について、手元に資料があるんですけども、今、部長が答えられたのが正しいとすれば、それで結構かと思えますけれども、私の資料では、基本的には50%です。それで、WTOでの協定で50%、同じくですね。暫定として38.5%の関税がかかっているんだと関税率表の中に出ております。この表が間違っているかもしれませんが、出ておるわけです。このような大きな、12.5%にしてもでしょうけど、大きな関税がかかっている。その関税を撤廃した場合の影響というのは、かなり懸念をされますよね。

関連ですけれども、何年か前に口蹄疫が発生しました。それから、いろんな畜産に関するBSEの問題、それからつい最近、鳥インフルエンザの問題が出てまいりました。これに対する対策費のお金ですね、どこから出ているとお考えですか、市長。

○産業振興部長（永田史生君） 関税の差額から出ているというふうに理解しています。

○9番（迫田正弘君） 市長は御存知なかったのでしょうかね、お答えになりませんでした。要するに、そういった畜産対策費にですね、この関税が回っているわけです。ということは、地域の経済もさることながら、関税が無くなるということは、そういった対策費も無くなるということです。口蹄疫の時に、400億円ぐらいのこの支出をしたように、ちょっと聞いておりますが、そういったことがありますし、いわゆるこの関税撤廃において、先ほど市長の答弁にありましたように、損害額が相当あるわけですが、牛肉でそのうち2,500億円といわれていますね、これは農水省の試算でございます。この中で2,500億円というものは、鹿児島県の場合はいろんな生産者がおられます。Aの5を出す人、それから並肉の3以下を出す人、そういう人がおられます。オーストラリアの肉というのは、ほとんど放牧でありますから、いわゆる並肉以下のものが出てくる。このAの5の割合というのは、大体15%程度だといわれているわけです。そうしますと、Aの4も入れてもいいと思いますけど、その以下のものがあと85%という結果になるわけですね。ですから、この地域で畜産をされている、肥育されている方々で、並肉を中心として出荷されている方々は相当な被害を受ける。ましてや、F1、いわゆる乳牛の子供については、壊滅的に打撃を受けるということです。いろいろ申し上げましたけれども、やはり農業に限らず、私どもの地域は中核国際港湾をもっている。このことにもですね、大きく影響をしてくると思うんです。港に入ってくる飼料も減る、船も減る、いろんなことですよ。だから、総合的に考えていきますとね、農業関係者だけでなく、そういった商業関係、いろんな立場の人とも相談しながら、これは立ち上がる必要があると思うんです。さんふらわあでも経験されておりますから、今後、ノウハウを持っていますのでね、すぐ対応はできると思いますけれども、そういったところを踏まえて、

もう少し農業立県である鹿児島県、そして畜産日本一というこの志布志市、あるいは曾於市ですね、を考えたときに、やはりここが一番動かなきゃならない地域だと思うんですよ。このことについて、再度、市長にお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来、お答えいたしますように、私どもの地域で、肉用牛で27億8,200万円、そして酪農で4億500万円と、合計31億8,700万円ほどの影響が出るというふうに予測をしたところでございます。それは、今、議員の御指摘にありましたように、酪農にとりましては75%程度の影響が出るんじゃないかなあというようなことの予測の基に、こういった推計が出されているということでございまして、この地域の畜産における影響は非常に大だということで、この地域全体の方々がそういった認識を持って、現在取り組んでおられるということでございます。

私どもとしましても、当然、それらの方々とともに、さんふらわあの問題に対しまして取り組んだ時と同様、一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） そういう気持ちをいただきましたのですけれども、やはり私は認識が低いんじゃないかと思っています。このことに関しては、特に北海道は敏感でございました。ですから、北海道からは意見書が相当提出されています。それから沖縄ですよ、サトウキビ関係、それから長野県とか、意見書の提出がたくさんされています。残念ながら、まあ鹿児島県の場合は県議会がこの間、超党派で20名などの議員が署名活動をしていますね、アピールをしながらしていますよね。これは新聞報道されてきました。そして、意見書も提出もあります。ところがですね、曾於市とか志布志市とか、この近辺、そういうのは見当たらないんですよ。ですから、農家の方とか、畜産農家、農政連については、非常に一生懸命されているのは分かりますけれども、他の人にはそれだけ周知されていないし、中身をよく分かっていないのが現状だと思います。ですから、私はあえてここですね、質問して、皆に分かってもらいたいというようなことで取り上げた次第でございまして、そういったことも含めて、アピール含めて、今後の取組をぜひお願いしたいということを申し上げておきたいと、思います。回答は要りません。

次に、2番目のですね、公立保育所の民間移管についてということでお伺いいたします。

通告いたしておりますことをちょっと読み上げて質問に代えますけれども、1番目に、保護者に対する説明会の結果はどうであったかということ。その結果を踏まえて、今後どのようにしていくのかという考え方をお伺いします。

それと2番目にですね、民間がすべてではないと思いますが、保護者の選択肢の一つとして、公立保育所を残す考えは無いかということ。

3番目に、民間移管が地域商店等に及ぼす影響についてということで通告していますが、もう1点ですね、通告書には書いていませんでしたが、この4月1日付けの保育所の職員の人事異動についてお伺いします。

来年の4月の民間移管ということによっておられました、そうであれば、ここで人事異動の必要は無かったのではないかと私は思っているわけですが、この人事異動の意とするものが何であったのかと

いうことをお伺いをいたします。回答をよろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、保護者に対する説明会の結果がどうだったか、それで今後の考え方につきましてお答えいたします。

保護者への説明会ですが、5月14、15日に、有明地域、松山地域、それぞれ行いまして、有明地域27名、松山地域21名の参加がありました。いずれの説明会におきましても、昨年度から説明会、意見交換会を実施してきておりました。民間移管という方向性については、松山では特に反対も無く、賛成を前提に要望される意見が出ていました。有明地域でも反対という声はごく少数で、おおむね理解をいただいているのではないかという印象を持ったところでございます。したがって、施政方針で述べましたように、20年4月に向けて、移管作業を今後も進めてまいりたいというふうに思っています。

また、保護者の方々には、意見交換を引き続きされる所につきましては、随時行っていくということで説明をしてきておりますので、また一番不安だと思われる民間保育所の保育内容についても理解していただくために、希望される所は実際見学していただき、不安の解消につながる方法を取っていきたいというふうに考えているところであります。

次に、民間がすべてではないがというようなことでございますが、公立保育所を残す考えは無いのかということでございます。その御質問に対しましてお答えいたします。

現在、公立保育所、民間10箇所の保育所が知事に認可を受けた保育所であり、児童福祉法第24条及び志布志市保育の実施に関する条例に基づき、保育に欠ける児童を保育しております。私は、公立には公立の良さがあるということは十分理解しているところでございます。その理解の上で、現在、民間移管を進めているところであります。御承知のように、これまでも申し上げておりますように、旧志布志町におきましては、すべての公立保育所が民間移管されており、旧松山町、旧有明町におきましては、合併前から民間委託あるいは民間移管の方向性が打ち出されており、保育士の不補充や事務職への任命換え等が実施されてきておりました。また、合併協議会におきましても、民間移管の方向性が示され、新市では行財政改革推進委員会におきましても、その方向性が理解され、答申をいただいているところでございます。

保育所の実状といたしましては、18年度には所長を含めて10名の保育士で対応してまいりましたが、年度末には所長2名と主任保育士1名が退職し、19年度現在は事務職から所長へ1名と、5名の所長、主任保育士1名という状況になってきております。

業務を臨時職員に頼らざるを得ない今の体制では、今後多様な保護者ニーズに対応した保育サービスを提供することは困難であり、保護者の選択肢の一つとして公立保育所を残すということは非常に厳しいというふうに考えております。

次に、公立保育所が民間移管した場合に、地域商店街に及ぼす影響についてのお尋ねでございますが、商店街に及ぼす影響ということですが、現在、松山地区の公立保育所では、給食の食材、賄材料等のすべてを松山地域内の商店を利用しており、有明地区の公立保育所では、給食センターで保育所分を調理している関係上、学校給食分と一緒に購入しているため、約6割から7割が市内からの購入となっております。

ります。恐らく民間移管された後の法人が、どのような形で地域の商店を利用してもらえるのかについてというような御質問でございますが、このことにつきましては、引き受けていただきました法人に対しましても、当然、地域の食材、商店の利用促進という観点から、引き続き地域商店の利用をお願いしていく方向で考えているところでございます。

次に、人事異動を4月1日に行ったということについてのお尋ねでございますが、平成18年1月1日に志布志市として3町が合併したわけでありましたが、この合併の時は年度途中でありましたので、保育所の職員を異動させるわけにはいかなかったわけでありまして、平成18年度につきましても、合併後、間もないことでありましたので、庁舎内の異動につきましても、退職に伴う必要最低限の異動としたところでございます。しかしながら、18年度末で保育所長2名、主任保育士1名、調理師1名の退職があり、平成19年度からは、保育所長以下、主任保育士を含む7名体制になってしまうため、今後の保育行政を運営していく中で、職員体制を整えていく必要がありました。そのようなことで、19年4月におきましては、主任保育士から所長への昇格、併せて一般事務職から所長の配置換え等、大幅な人事異動をせざるを得ない状況でございました。今までは旧町単位の保育所ごとの人事異動でございましたが、今回、人事交流したことにより、保育所内での活性化も図られ、特段様々な意見は無いというふうに考えているところでございます。

○9番（迫田正弘君） ただいま、市長答弁をいただきましたけれども、この間、昨日配られた行政報告の中にも、保育所の説明会に対する参加者の数字も出ています。出ていますけれども、私が調べた数字、ちょっと違うところもあつたりするんですけれども、それはそれでいいとしましても、松山の場合、城南保育所が入所者53人中11名、参加がですね。みどり保育所40人中5名、それからさゆり保育所45人中5名、有明保育所は2回されたようなんですけれども、58人中、1回目が15人、2回目が18人というふうに聞いていますけど、野神が46戸中、1回目が8戸、これはP戸数で言っていると思いますが、それから2回目が18戸というような、蓬原はちょっと調べていませんが、こういうような数字なんですよ。これを先ほど市長は、もうこれで理解を得られているからというふうにおっしゃいました。なぜですね、出席が少ないかということはどうですか、あきらめているからですよ。聞きますとね、どうせ行政は一方的にもう自分たちの計画を押し付けるんだから、行つたって、自分たちの意見は聞き入れてくれない。もう行かんでもいいというような人が多いんですよ。昨日の指定管理者制度の話じゃありませんけれども、そういうような人と、それから陳情も出てきてますよね。もう今回もまた有明保育所から公立保育所の存続について、そして私たちが公立保育所をニーズとしているんだということを言っていますよ。ですから、昨日の指定管理者と一緒に、そのニーズというものを市長がよくおっしゃいますけれども、そういったニーズに応えるということになればですね、その公立保育所を残すというのも一つの選択肢だというふうに思うわけですよ。そのへんがどうしても、もちろん民間がいいと言う人もいますでしょうし、ですけども、今、陳情が出ている。あるいはそういったものは言わないけれども、もうどうせ聞いてくれないんだというようなことがありますから、そういうところを、市長はもう理解をしているんだと、有明においてももう大方理解を得られたんだというような発言でありますけれども、本当にそうですか。お伺いします。

○市長（本田修一君） 私自身も、の昨年から、この民間移管につきまして、直接説明会ないしは意見交換会に出向きまして、保護者の方々の御意見を承ったところででした。そして、そのような説明会ないし意見交換会で感じたことは、先ほど申したとおりでございますが、大方がこの私どもが進めようとしている事業に対して理解をいただいているんじゃないかなというふうに感じたところでございます。先ほども申しましたように、移管については公立を残すべきではないかというようなことを希望される保護者の方もいらっしゃるということでございますが、大方の意見につきましては、民間移管後にどういった形になるか、あるいは民間移管の事業者はどういった事業者になるのかといった質問が多く出されておまして、そのようなことから、私どもは大方が民間移管について賛意を示していただいているというふうに理解するところでございます。

○9番（迫田正弘君） 先程来、言いますように、もう行政が決めたことは誰が反対しても曲げないんだという、その姿勢、これは市長の政治姿勢でございますよね。このことがですね、あきらめるといふ形である。そのあきらめを、市長は理解をされているというふうに受け取っておられるという誤解がそこにあるのではないかと私は思うんです。もちろん100%とは申しませんが、それでその人事異動の話ですけれども、来年の4月1日から民間にするよということになっているのにもかかわらず、野神保育所の所長をみどり保育所の所長に、みどり保育所の所長を野神に、有明保育所の所長を城南にというような形で人事異動をされた。このことはですね、私に言わせれば、民間移管への布石を打ったのではないかと勘ぐりもしたくなるわけですよ。この結果は、市長は活性化が図られていると平気でおっしゃいますけれども、保育現場はガタガタしていますよ。その証拠、みどり保育所の所長はたった2カ月で退職したじゃないですか。それと、園児にですね、非常に不安、精神的なストレス、心理的な悪影響を与えるんですよ、こういう人が替わるということは。そういうことを配慮されたのかなと思うんですよ、活性化とかおっしゃいますけど。これは私事で恐縮ですけれども、たまたま孫が御世話になっております、保育所に。連れて行きました。ある若い先生が、パーマをかけてきて、きれいになってきておられました。もちろんきれいな人ですけどね。そしたら、もうびっくりして、子供が行かないんですよ。かねては先生って行くんですよ。行かないんですよ。それで泣き出してですね。聞いてみますと、今日は何人もそういう子供がいるんですよというわけです。それはその人の容姿が変わったというだけで、そういう影響があるんです。もちろんある一定の時間が経つか、あるいは日にちが経てば、もう慣れるでしょうけど、そのくらい子供はデリケートな心を持っているのに、そういう人事異動をされ、そして退職者が出る。先生方もですね、バタバタ、ガタガタされて、今、大変な状況にあるということでございます。なぜ来年の4月に民間委管をされるのに、異動されたのかなという不満の声がですね、非常に大きく出ています。まあ人事異動のことについては、それほど私が申し上げるわけにもいきませんので、それでいいんですけども、結果はそういうことですよということを考えておいていただきたいと思います。

先般の一般質問でも私は申し上げましたが、松山の場合に、園児が減少するので、保育所を統合して、それから民間委管を考えようという議論もしてきました。このことも申し上げました。そのことをどのように検討してこられたのか、その点についてお伺いします。

○市長（本田修一君） 先程来、お話しておりますように、私どもといたしましては、現状の公立の保育園6園をそのまま今の形で民間移管するというような方向で現在も考えているところでございます。その中で今後また、園児の減少等というのは将来的には発生するでありましようが、そのときにまた統合というものが、あるいはあるのかなあというふうには考えております。

○9番（迫田正弘君） 合併前に私どもがかなり議論したことも、合併して結局はもう議論をしたことも何にもなってないというのは、一つには残念でございますけれども、やはりそういったこともですね、地域の事情というのを考えるということが目線であるし、市長の対話という一つの線であろうと思えますが、この政治姿勢についてはですね、やはり一考すべき問題があるのではないかと、私個人は思っております。

もう公立は残さないという考え方ですけれども、公立保育所が悪いということをしてですね、悪いということじゃないんでしょうけど、公立には臨時保育士さんが多いので、保護者の多様なニーズに対応できないという説明もされておるんですよ。臨時保育士さん、いわゆる職員をですね、採用しなかったのは誰なんですかね。そこをもってきて、今頃ですよ、臨時保育士さんが多いから対応できないというのは、もつてのほかじゃないかと思うんですよ。財政的なものとかいろいろあるとは思いますがね。そして、そうした場合に、民間になりますとですね、その臨時保育士さんたちも、職員としてですよ、臨時じゃなくて、職員として採用されるんですかね、この点についてお伺いします。

○市長（本田修一君） 私どもが民間移管をする際に、公募をまたするわけでございますが、その公募の要件といたしまして、現在、職員として勤務している保育士につきましては、希望する保育士は引き続き採用するというような、1年間は採用するというような項目を設けて、今後公募するという形になるかと思えます。

○9番（迫田正弘君） 先般、そういうことでありましたので、今度の保育所の説明会ではそのことには触れておられないようではございますけれども、1年間採用するというのは、昨日の観光開発公社と似たようなものですよ、要するに私が言うのは、職員として採用していただけるかということなんですよね。臨時かもしれないですね。そういうことですから、臨時保育士さんがいるからサービスができないというのはですね、これは言い掛かりですよ。子育て日本一のまちづくりを標榜している志布志市の本田市長さんでありますけれども、保育事業もですね、その子育て日本一のまちづくりの一環だと私は思うんですよ。民間移管をするということは、そういった保育に関する、保育機関に関するところの放棄をするようなものですよ。様々な子育て支援の事業を展開しているというふうに説明資料にも書いてありますが、お金を出す事業だけじゃないですか。お金を出すのは、どこかありましたよね、すぐ国がね。お金を出すけど、仕事はしない。ですから、やっぱりそういったところもですね、保育事業も立派な子育て支援であるということをしてですね、私は言いたいわけですよ。それから、いわゆる公立がどうこうと言いますがね。松山の例を取って言いますと、保育所の学習発表会などというのは、あの立派なふれあいセンターでそれぞれ行われているんですよ。みんなあそこに来ましてね、あの子供たちが、あの大きな舞台上で発表するんですよ。それは無料ですよ。経費的にもプロが照明も音響もやりますしね、将来に非常にいい影響を与えるだろうと思っておりますし、そういった所に行く時にも、マイクロバスを出

しますし、研修する時、遠足等にもマイクロバスを出す。そういったことがですね、今までずっと行われておりました。民間になれば、当然、ふれあいセンターを使うことも有料になるじゃないですか。こういったこと、保護者の負担になるんですよ。これをどうしなさいとは言いませんが、そういうところの検討もされたのかですよ。それと、先程言います商店に及ぼす影響についてということですよ、お伺いします。受託された業者にお願いするというをおっしゃっていますが、可能ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの方としましては、かえって地元の利用が進むのではないかなというふうに感じているところでございます。今の保育園をそのままその地域に残して運営していただくという形になりますので、先程言いました有明分につきましても、60から70%の食材というようなことで利用しているわけですが、今後はさらに地域密着が進むのではないかなというふうに考えております。そのようなことを強く要望していきたいというふうに考えます。

○9番（迫田正弘君） 有明の伊崎田保育所が民間委託から移管されましたね。民間委託の時に、有明町は給食室を造りましたね、2,000万円かけて。その給食室はいつからいつまで使われておりましたか。

分からなければ結構です。長い間、使われていなかったんですよ。最近に使われています。ただ、使われていますが、食材は通山保育園で一括、安い所から購入して、その材料を持ち込んで現場で作っていますよ。その安い材料はどこで買っているんですかね。

19年度の予算に、保育所の食材の賄材料費が2,500万円組んでありますよ。これは松山の分ですよ。有明はしてないわけですから、松山の分です。そこへそばの肉屋さんとか、野菜を売っている、そういった商店がですね、地域ごとに納めているんですよ。そういうのが、今、例を出したように、無くなっていく可能性はあるんじゃないですか。お願いすると言ったって、担保を取れますか。担保を取る方法があったら教えてください。

○福祉部長（蔵園修文君） 私の方からお答えいたします。

その地域、地元の商店からに対しての担保を取るということは、これはもう当然不可能なことですが、旧志布志町の移管後の例を申しますと、おおむね8割から9割は従来の地域の商店からの購入というふうになっているようでございます。その他でも志布志の場合は、旧志布志町は大規模店が入っておりますが、その購入も含めて、ほとんどが志布志市内の事業所、あるいは商店からの購入ということになっているようでございます。そうしたことから、今後、移管が進むとすれば、地元の商店を利用していただくということは、先程市長が申し上げましたように、お願いをしていって可能ではないかというふうに考えているところでございます。ただ、その商店によりましては、品揃えができていないという部分はあるやに聞いているところでございます。

○9番（迫田正弘君） 品揃えができなけりゃ、今まで給食はできていないじゃないですか。今までできていたからこそ、給食はできているんですよ。ちゃんと栄養士が計算してやっているんだから。無い物は買えませんよ。無い物はよそから持ってきますよ。だけど、今の取引を継続してくれるかなということを、地域の方々、お店の方々も心配しておるわけですよ。だから、それをお願いじゃなくて、担保をしてくださいって言っているわけです。だから、その担保が取れるかということを言っているんです

よ。だから、民間移管ですべてがいいとおっしゃいますけどね、いろんなところに弊害が出るんですよ。いろんなことも検討をされてですね、やっぱりやらなきゃ、昨日と一緒にじゃないですか、こういうことは。時間がないから、先へ行きますけれども、6月9日に市内の保育所の皆さんが、どこどこどこと言いませんけれども、現場を見て歩かれましたね。これは見て歩かれて、どういうふうに募集をかけようとしているんですか。園ごとですか、それとも全体ですか、お答えください。

○福祉部長（蔵園修文君） 全体で公募をかけるということにいたしております。

○9番（迫田正弘君） 全体で公募をかけて、例えばAという保育所に全体とも応募が来るんですか。

○福祉部長（蔵園修文君） それは申込の状況を最終的に締め切った段階でないと、今の段階では分かりません。私どもは応募があるということで、今、作業を進めているところでございます。

○9番（迫田正弘君） それはもっともな答えですよ。先般、1箇所オファーが無かったという話じゃないですか。だから、1箇所にAという保育所にこの業者、Bにこの業者って、一つずつ来たとしますよ。選考委員会が設置される。されますよね。そうなった場合は、保護者も2名入れるという話ですけど、選考の余地は、あるいは選択の余地は無いわけですよ。昨日のダチョウ牧場と一緒にですよ。こういった場合になったときに、保護者たちは、自分たちが選考できるような場所を作って欲しいというのはできないわけですから、少なくとも談合じゃないでしょうけど、あんなのところはここはどうかという話でですね、事を進めてもらったんじゃ、これは問題ですよ。ですから、今からとおっしゃいますので申し上げますけれども、そのことには十分留意をされてですね、もしされるとすれば、やっていたかなければならない問題かなというふうに思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 今、部長が回答いたしましたように、今から公募をするというようなことになりかと思えます。その際に、1園について、1業者しか応募が無かったというようなときにも、選考委員会を開催して、そして保護者の方も交えて、そしてそのことについて面接ないし、またその経営方針等をお話していただきまして、保護者の方々にも理解していただくということになりかと思えます。その中で、さらに保護者の方が別に御希望されるということになるとすれば、また別途そのような形を取っていかねばならないかなというふうには考えております。

補足して御説明申し上げます。

ただいま公募中ございまして、そして今、公募の受付をしている状況でございます。その応募の状況をみながら、14日に締め切ったのち、そのような措置を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

○9番（迫田正弘君） 今さっき、ちょっと市長が最後に言われた、そこが重要なところだったんですけども、要するに、そういった1社しか無い場合に、選定委員会がノーを出すということができるとすれば、それは本当の選定委員会ですよ。ですから、そういうところをできるというようなことを、今、ほめかされましたので、ちょっと私もそれならと思いましたがね、もう一つ、前回、1箇所からも、いわゆるオファーがかかってない、そういう所があった。今度はあるのかもしれませんが、もしそういう状況のときに、前回答えられたのは、範囲を広げるか、再度募集をかけますと。いわゆる志布志市外に声をかけると。曾於市であっても、経営者は多いわけで、もし私たちに声がかかったらやりたいとい

う人がおられるんですよ。どこをするか、それは別問題です。そういうオファーの問題についてお答えください。

○市長（本田修一君） 応募が無いというような所があるんじゃないかなということですが、昨年、そういった形で公募した折には、1箇所だけあったということですが、今回については、ただいま公募中ですが、その所につきましても、あるというふうな見込みで、現在考えているところですが、しかしながら、結果的に無かった場合には、隣接の市町を含めた形で再公募というような形にしたいというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） この件について、最後にお伺いしますが、今回も出されました有明保育所からの陳情書の件ですが、これは当局にも、前回もですが、今回も当局にも提出されているんですか。

○市長（本田修一君） いただいております。

○9番（迫田正弘君） やっぱこの陳情もですね、ただ、だてに出ているわけではございません。そのこともですね、今後の参考というかですね、判断材料をやはりすべきだと思うんですよ、選考の過程ですよ。こういうものが選考の過程で示されないと、結局は昨日の話ではありませんけれども、形式上の選考委員会になってしまう。そういう懸念がございますから、十分この辺については注意をしていただきたい。ただ、今日ここで私が質問したことがすべてではないわけですが、私はやはり公立保育所を残すということもですね、選択肢の一つであることを申し上げておきたいとします。

次に、3番目の防災無線についてでございますけれども、防災無線のデジタル化に向けた対応策について、通告しておりました。これについて、もう長く申し上げる時間はありませんので言いませんが、今年の施政方針の中で、市長が電波法の改正によるデジタル化に向け、年次的に整備すると言っておられます。ところが、そのことが全然見えてこないわけですが、このところについて、文書で通告しておりましたこの2件も含めて、どういってお考えかをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災無線のデジタル化に向けての対応ということでございますが、現在、松山地区では全戸に個別受信機が設置されておりますが、公平な立場から、このことも含めて全市に配置すべきではないかというようなことも含めましてお答えしたいと思います。

防災無線につきましても、合併時、旧3町のメーカーが別々であり、一斉放送ができない状況でしたが、18年度、本庁に統合卓を整備したことによりまして、緊急時には市内一斉放送ができるようになったところでございます。今後は、国から示されていますデジタル化への移行を推進しなければなりません。現行のアナログ方式での使用は、平成29年まで可能ということでございますので、今後、整備計画を作成しまして、適切な更新を図ってまいりたいと考えております。

御質問の個別受信機の市内全戸への配置につきましては、電波の受信状況や経費など、十分考慮しまして検討していきたいというふうに思います。そして、整備にはかなりの経費が見込まれるということでございますので、今後、検討の中で内容等、十分踏まえて、財政措置を十分しながら整備をしていきたいというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） 今、それぞれの町にですね、設置されている個別受信機の数をちょっと確認したいんですが、お答えできますか。

○総務部長（井手南海男君） 各旧町といいますか、そこでの個別受信機の台数ということの御質問でございます。

旧志布志町につきましては、603台でございます。それから、旧松山町につきましては、全戸数ということで1,954台。旧有明町につきましては、258台というのが、個別受信機の数でございます。以上でございます。

○9番（迫田正弘君） 今お聞きの数ですね、松山の1,954台というのは、隠居世帯にも付いているんですよ。御隠居さんにも設置がされている、そのくらい充足しているんですよ。してみますと有明258台、志布志603台ですよ。現在の戸数からいきますとですよ、志布志が8,482戸あるというんですよ。それが603台でしょう。有明が5,138戸、これが258台でしょう。非常に松山地区との取組の問題はありますけれども、差があるじゃないですか。これが市長のおっしゃる公平でないということかもしれません。要するに、去年7月の豪雨で、いろんな放送が機能しなかった、聞こえなかったというのは、やはり個別受信機が無いからなんですよ。膨大なお金がかかるということで、先般、私の一般質問の資料を業者もくれましたし、そちらにも届いていると思いますけれども、この見積りでいきますと、計画書でいきますと、大体12億円ですよ。12億円。今の私が言いました有明地区等の戸数を言った場合ですね。もちろん電波の届かない所には中継局を造ればいわけですから、それを含めて12億円。これは入札すると、大体もっとももっとも安くなるという話がありますけれども、そのくらい金がかかる問題です。松山の場合は、昭和58年に新しく設置されていまして、これが5年ごとに、これは免許制ですから、無線局は。免許が必要なんですよ。5年ごとに免許更新になります。平成19年、今年が松山局は更新の年なんですよ。だから、今度までは更新できるんですよ、アナログで。次には平成24年にまた更新がきます。そうしますと、もう今度はアナログの許可は出ません。免許が下りません。そうしますとですね、24年には、もう松山は既にやらなきゃならないというような状況が出てくるわけですよ。逆算してみてください、幾らお金を積みばいいか。そういうところを施政方針にうたっているわけですから、きちっと計算をされて、基金を積みなり、考えていかなきゃならんと思うんですよ。この18年度にですね、湧水町の吉松とか栗野のですね、あそこがこのデジタル化をしています。申請したところ、もうアナログの許可が出なかったのがデジタルをしたという話で、中継局を1基、有明に今年付けたのは、あれはデジタル対応していますから、あれをそのまま使えるわけです。それで、どこかに新しく有明に付けたとすれば、中継局にデジタル中継局を造ればいいんですよ。そこから始まるんですね。それと似たようなことで、今回、デジタル中継局を1箇所、そして個別受信機を3,000戸付けたらいいんですよ。そしたら、1億6,000万円かかったということでございます。何を使ったかと言いますと、合併特例交付金でやったということでございますから、参考にさせていただきまして、今後この合併特例債等の基金の、先般、先輩議員が特例債を使って基金を積まないかという質問もあったようですけれども、このことに関して、ぜひそういった措置を取っていただいて、そしてやはり防災無線が防災無線として機能するように、全戸に、この際、配備すべきじゃないかと思いますが、その計画で進めるという

考えでよろしゅうございますか、市長。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、デジタル化に移行するということが前提になっております。そういうことで、私どももこの地域の防災無線につきましては、そして個別受信機につきましても、そのような形で整備が必要というふうに考えております。ただ、膨大な資金がかかるということでございますので、様々な事業を導入しながら、そして有利な地方債を見出しながら、このことにつきましては、年次計画を立てて取り組んでいきたいというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） 確認しておきますけれども、事業をするというのは分かってるんですよ。しなければいけないわけですから。要するに松山は隠居まで含めて全戸付いてますよと、まさか隠居までとは言いませんけれども、志布志、有明の地区についても、全戸取り付ける計画で進められるのですかということを知っているんです。

○市長（本田修一君） 全戸対象にということで事業を進めたいと思います。

○9番（迫田正弘君） ということで確認をしておきたいと思います。12億円とか言いますが、実際は個別受信機が1台が4万円ぐらいするんですよ。それをいろいろ入札とかすることによりまして、大体6億円から7億円程度で済むんじゃないかという見方もありますから、そういうところを今後研究されて、今おっしゃられたように、公平にですね、そのことが住民に行き渡るように、ひとつよろしくをお願いします。このことについては確認できましたので、よろしゅうございます。

次に入ります。遊休施設の活用についてということですが、旧食糧事務所松山支所ですね、農林省の食糧事務所でしたが、これが廃止になりました。15年の6月に廃止になりまして、ちょっと私、原稿を書いておりますので読みますけれども、この食糧事務所松山支所が平成15年6月、鹿屋事務所に統合され廃止となりました。その後、15年の10月にですね、九州農政局から松山町に購入か又は活用について検討していただけないかという依頼が文書で来たんです。当時は、松山町はもうそういうのは要りませんと、考えませんということだったのかどうか分かりませんが、お断りをされております。したがって、現在はインターネットで、この施設が、土地も含めて公売にかけられておるんですよ、ですから、なぜかけたかと言いますとですね、もう松山が要らんつったから、もう民間に売りますよと言っているんですよ。でですね、この食糧事務所は、旧松山駅の近くにございまして、非常に過去はこういったことで賑やかだったものですから、この事務所も誘致したいきさつがございますけれども、駅もありまして、交通の要衝として、人の往来が多く、とても栄えておりました。しかし、国鉄志布志線の廃止とか、食糧事務所の廃止、それからあそこに企業が2社ほど誘致しとったんですよ。藤絹とかですね、織物工場、そういったものを誘致してまして、非常に栄えておりました。ところが、そういうものが無くなりまして、寂れてきております。寂れてきておりますし、大隅町との境になりまして、自分たちは一番端っこになったというようなこと、それから言うたら北部の方を選択して欲しかったというような意見もかなりあるわけがございます。そういった中で、ぜひあの地域を活性化することが必要だということで、私は以前に、この施設を利用しまして、診療所を誘致できないかということを提案申し上げました。しかし、かないませんでしたけれども、この食糧事務所の土地としましては、当時の剛腕の大町町長さんがですね、あの国の施設を引っ張ってきたわけですよ。その時に町の土地を提

供した。まあ提供したと言うよりか、売ったんですけれどもね、売りました。もともとは松山町の町有地だったんですよ。ですから、本当にこの考え方によっては買い戻したらいいというふうに思うんですけれども、志布志町ではあのハローワークを土地が志布志町のものだったんでしょう。建物を買って、地域の公民館として活用もされていますよね。それと似たような状況なんですね。この施設を活用することで、あの地域の活性化を少しでも人の声の聞こえる地域にしたいという願いから、私は公共施設として、保健福祉施設、地域何とか事業というのが、今、福祉の方でもありますよね。そういったものか、まあいわゆる何でもいいんですけれども、そういった福祉施設、老人が集まる施設、異業種交流ができる施設、そういったもの、それから社会教育施設、公民館が近くに無ければ、公民館もすごくいい公民館になるんですけれども、近くに駅通りに陣屋というのがございまして、そこにありますから、公民館としては分かりませんが、そういった社会教育、青少年の研修施設とか、そういったものへの転用も非常に可能な施設でございますから、公共施設として活用していただきたいと思っているわけです。そして、公共施設にすれば、国の方の2分の1の減免措置がございまして、2分の1で買えるというような格好になります。それから、譲渡がお金がかかるといふことであれば、借り受けをすることもできるわけなんですけれども、こういったことをちょっと私長々なりましたが、できるわけですが、市長はこの施設について御存知であったか、そして今後、私が通告してから、どういう検討をされたかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの御質問の施設につきましては、鹿児島食糧事務所大隅支所の松山分庁舎として、昭和46年3月に開設され、その後、国の出先機関の統廃合方針により、平成15年6月をもって廃止されたと聞いております。私もこの施設につきましては、見に行ってきたところでございます。廃止の当時、九州農政局鹿児島事務所から、松山町に対しまして、購入又は利活用についての打診があり、町としては具体的な利活用策が無いということでお断りされているようでございます。現在、この施設につきましては、保健福祉施設や社会教育施設として活用する考えは無いかということで御提案がございましたが、内部でも協議・検討いたしました。保健業務におきましては、主にやっちくふれあいセンター、社会教育におきましては、地区公民館や体育館などの施設、地区においては隣接地に集会施設が整備されているということでございまして、御質問の施設を活用する計画は現在無いというところでございます。

○9番（迫田正弘君） 通告をしてから本日までのことですから、計画があるはずがありませんよね。ですから、今後ですよ、あの地域をぜひ活性化するためにも、志布志でやられたような公民館で志布志は使いましたけれども、いろんな教育関連、あるいは福祉関連、使えるものがあると思うんですよ。私は、青少年研修センターとか、青少年の家とか、そういった異世代交流ができるような場所にはもってこいだと思うんですよ。そういったのができるということで、しかも国は半分の費用で、それを貸してあげますよというわけですから、あえて買えとは申しません。しかし、それを活用できるように検討はできないかと言っているわけですよ。現在は計画はありません、それは当然のことだと思います。ここ何日の間に計画が立っていたら、私もうれしいですけれども、そういったことでございます。面積的にも駐車場も結構ありますし、以前、お医者さんも見に来ていただいたことがあるんですが、駐車場が

狭いというようなことで、どこか大崎の方に何とかという話でしたけど、裏の方にも駐車場はいっぱいあるわけでございます。そういったことでございますし、もともと町の土地でございましたから、やはりこれは志布志のみならず、やっぱり町の財産としてあったものが、今、放置されているような状態ですから、その辺も含めて総合的に検討されてはいかかかということを提案しております。ですから、そういう観点から、ただ書いたものを計画はありませんというのじゃなくて、今後考えてみるとかということがあれば、あの地域の方々も、夢と希望が生まれると思うわけですね。その点についてはいかがですか。

○市長（本田修一君） この施設につきましては、先ほども申しましたように、私も見させていただいたところでございますが、昭和46年ということで、かなり施設としては古くなっているなあというふうに感じたところでございます。さらに、それを利用するとすると、また手を入れて、かなりの修繕費がかかるというふうなことでございますので、そういったのも考えたところでございます。ただいま議員のお話のように、別途目的をまた定めて、考えて、検討しろということでございますれば、そのような形で考えてもいいかと思いますが、現在の状況では、そのようなことだということで御認識していただければというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） 以前におきまして、私も何々にということで指定をしてまいりましたので、そのことはかなわなかったということでありましたので、そうなんです、ここに要項も持って来ています。いろんな該当する施設もありますし、修繕が必要かどうかという問題については、中もご覧になって、よく見られなきゃ分からない問題ですから、そういうことも含めて、今後、私はあの辺の地域の活性化ということは大きな課題だと思うんです。やっぱり一番大隅町に接して、一番端になったということのを常々言われておりますけれども、その施設が何に活用されるかによってもでしょうけれども、やはりあったものが無くなるということは、非常な寂しさがあるわけでございますから、その点も十分考慮いただいてですね、ひとつまた内部でも検討していただければ、大変有難いと思いますが、その点いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） ただでいただいても、なかなかその施設については、先ほど申しましたように、再度手を入れて、利用しなきゃならないかなというふうなふうで考えたところでございます。また、仮に譲り受けるとしても、かなりの予算が必要だというようなことでございますので、財政状況等も勘案しながら、もし特段何か目的として利用できるものがあるとなれば、そのことがありましたら考えさせていただきたいというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） あまり期待の持てるような回答ではございませんでしたけれども、今のところ、やむを得ないのかと思って、次に移ります。

最後に、県営特殊農地保全整備事業で造りました尾野見地区の畑かんの施設についてでございますが、これにつきましては、松山町土地改良区から管理委託について返事をされたと思いますが、これについて、いわゆる今のところ、畑かん施設でございますから、他のものには使えないわけですが、用途廃止等の転用をして、下水道ないしは工業用水として活用する考えは無いかということをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この畑かんの施設につきましては、昭和46年から54年にかけて、特殊農地保全整備事業で畑地かんがい施設として整備をしております。昭和58年6月16日付けで、鹿児島県から松山町に土地改良施設が譲渡されまして、以降、松山町土地改良区が維持管理し、現在に至っております。松山土地改良区では、曾於東部畑かんの完成に伴い、今まで使用していた畑かん施設を使用しなくなるため、市としましては、平成19年度、用地廃止又は機能交換による用途廃止の手続を準備しております。ただし、現在、尾野見畑かんの受益地内の尾野見工業団地に立地している企業が今後も引き続いて使用したいという申出が来ているところでございます。このようなことを受けまして、この施設の今後の管理につきましては、そのことをもって前提として考えていきたいというふうに思っております。

○9番（迫田正弘君） 用途変更ができないと、工業用水にも使えないわけですが、あまり言うてはならないようなことを言えませんから、私言いませんが、市長の方が言うてしまわれましたけど、その工業用水に使うというのも、今後も必要だと思いますけれども、あそこにあるポンプがかなりの大きいものでして、2基据わってます。しかも、まだ耐用年数が、まだ替えたばかりで耐用年数も残ってまして、ポンプの揚水能力が私よく計算ができないんですけれども、毎秒0.036m³あるというような、とにかく大きいんです。大きいのが2基据わってまして、私が提案したいのは、今度この直線でいきますと、300m下流に森山水源がボーリングされているわけですよ。森山水源について、そのつなぐことで、大迫水源に今度2億円をかけて、あその送水管を布設するわけでしょう。それとつなぐことで水量が相当増えるということがあります。ただですね、飲料水として50項目の検査が必要なわけですが、その検査についてできていませんので、飲適かどうかという問題もあります。私が本村先生にお願いして調査したところですね、ペーハーで平均が6.6、それから電気伝導度ですね、電気伝導度ECが平均で0.15、硝酸態窒素濃度が平均で5.3です、ありました。あと、まだ相当の項目がありますから、全部調べないと、その可能性というのは言えません。ちょっと参考までですけど、今回、森山水源の試掘をした際の、この硝酸態窒素等の値はどのくらいで測定されていますか、されてませんか、分かっていたら。

○水道局長（徳田俊美君） これは県が事業主体として掘っておりますので、値としては出ておりません。ただ、今回、新たにやるということで、すれば出てくるということでございます。

○9番（迫田正弘君） もし、その値が悪いとすれば、使えないということですかね。

○水道局長（徳田俊美君） 同じ場所で水源地がございまして。この値が3から3.3という値で推移しておりますので、その辺は平均値としてはその辺でいくんじゃないかと思っております。

○9番（迫田正弘君） 私の手元の資料とほぼ一致していますから結構でございますが、そういったもの等をですね、一緒に送水するというので、私が言いますのは大続水源でございますけれども、そういった大迫の場合は、稀釈をしてという話ですので、このままだとこのまま使える、いわゆる値になるということはございますから、ぜひその辺を検討してみられたらという、これは一つの提案でございます。

そしてまた、もうちょっとこの大続水源の下流域に高吉水源というのがあるそうでございます。これ

が相当の湧水量がありまして、あと先輩議員がこの大迫水源と森山水源のことについては一般質問をされますけれども、その大迫水源の問題は、かなり大きな問題でございますから、そこらを改善するためには、この際、送水管を布設する際に、いろんなことも考えられてすれば将来の志布志市におけるところの水道事業あるいは水の問題はある程度解決するのではないかとということを考えているわけでございます。いろんな志布志市の宣伝のあれを見ますとですね、志布志のきれいなおいしい水で、有明のきれいなおいしい水で作った何とかですという宣伝があります。本当にそうかなという値も出ている所もあるものですから、やはり飲料水については毎日飲むものでございますので、ぜひ今後そういうことも視野に入れて、またお考えをいただければ有難いかなということで、私の方からこれを提案するわけでございます。

以上、申し上げましたけれども、このことについて、最後に市長の御見解を伺っておきたいと思いません。

○市長（本田修一君） 松山のこの大続の水源の利用につきましては、先程申しましたように、今後も地域の水源として使用したいというふうに考えております。御提案がありましたように、今後、市全体の水源の確保というようなことで、現在、森山水源を利用するというような形の事業計画を進めようということでございますが、御提案がありましたようなことも改めて検討させていただければというふうに思います。

○9番（迫田正弘君） ぜひそのようにされてみてはいかがかと思えます。

以上で私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（谷口松生君） 以上で、迫田正弘君の一般質問を終わります。

次に、5番、玉垣大二郎君の一般質問を許可いたします。

○5番（玉垣大二郎君） それでは、通告いたしておりましたので、質問をさせていただきます。

まず、東九州自動車道整備計画についてであります。去る5月29日に、安楽川から志布志インターチェンジまでの地権者説明会が、対象者190名の中で、150名の参加を得て、文化会館で開催されたとお伺いいたしました。後日、この説明を受けられた方々から、いろいろな不安や不満が噴出し、地域に大きな波紋となって広がっております。また、このことを受けまして、去る9日に校区公民館運営審議会にて、どのような計画になっているのかということ、市担当課に来ていただき、説明を受けたところであります。この高速道路につきましては、中核国際港湾を持つ本市の産業、経済、観光の発展には欠かせない重要路線として、高規格道都城志布志線とともに待ち望んでいた路線でもあります。私もその一人でありましたが、今回の国の計画説明では納得できないという住民の方々の多くの声を聞くところであり、私自身もそのように思ったところであります。事業内容は把握しているつもりではございますが、再度の説明と市長の考え方をお伺いいたしたく、質問させていただきます。

まず、国がどのような内容で説明をしたのか、また今後のタイムスケジュールはどのようになっているのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 玉垣議員の質問にお答えいたします。

東九州自動車道整備計画につきまして、地権者説明会の内容、そしてタイムスケジュールということ

でございますが、東九州自動車道の整備につきましては、議会の皆様の御理解と御協力により、着実に整備されつつあり、去る3月21日、鹿屋串良、大隅間18kmの起工式が大崎町で行われたところでございます。また、先に着工しております大隅、末吉財部間11kmにつきましては、平成21年度の開通を目指しているとのことでございます。こうした中、志布志、鹿屋串良間19kmのうち、最後になりました安楽川、大原台地のインターチェンジまでの区間、約2kmにつきまして、5月29日、志布志市文化会館におきまして、地元説明会が国土交通省大隅河川国道事務所の主催により、開催され、約150名の出席があったところでございます。

説明の内容としましては、この事業は国土交通省の新直轄事業ということで、幅員が12mの暫定2車線、設計速度は時速80kmということでございました。三郎丸の農地と安良地区は盛土工法で、インターチェンジ付近については切土工法で計画してあるとのことございました。さらに、交差する既存の道路が一部利用できなくなるとの説明でございました。

今後のスケジュールとしましては、地権者の方の了解がいただければ、幅杭設置のあと、土地建物等の調査にかかり、3年目ぐらいから用地交渉に入り、必要に応じて埋蔵文化財調査を行ったあと、工事に着手するとのことございました。

○5番（玉垣大二郎君） 内容は、今説明をいただいたとおりでございます。

それではですね、次にその説明の中で、地権者の方々からどのような質問があったのかお示しいただければというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

質問としまして、安良地区が盛土工法のため分断されるが、高架橋にできないかというような御質問でした。このことにつきましては、答えとしまして、志布志、末吉財部間48kmにつきましては、統一的な考え方として、コスト縮減を図るため、工事区間内の切土を利用し、盛土として流用する計画であるというような答えでございました。

続きまして、安良集落の市道宮内線は、集落の生活道路として利用度が高い。この道路だけは通行できるようにできないかというような御質問で、答えは、おおむね300mに1箇所のみしか計画していないという答えでした。

次に、地域高規格道路の都城志布志道路との取付けはどうなっているのかという御質問に、答えとしまして、現在、鹿児島県道路建設課で計画中であるという答えでございました。

続きまして、完成まで何年くらいかかるのかという御質問に、答えとしまして、用地の進み具合によるが、標準的には約7年であるという答えでした。

質問に、初めてこんな計画を知ったが、個別に説明はあるのかということでしたが、回答としまして、用地の形及び面積等が分かり次第、個別に説明するという回答でした。

次に、用地交渉に入るのは、3、4年後とあっていいのかという御質問に、おおむねそうだが、インターチェンジの中は形状が複雑になっているので、より念を入れて測量したいという答えでした。

次に、計画地内にこれから家を建てる場合には、いつまでだったら建てられるのかという質問に、答えは、道路の区域決定をするまで、およそ1、2年ということでした。

次に、市道町原線から県道志布志福山線までは、1箇所も横断できないのかという質問に対しまして、答えは、残っている道路から通って欲しい。自分の土地に入れなくなるようだったら、教えて欲しいという回答でした。

次に、このような説明会はこれで終わりかという質問につきまして、全体的な説明会は予定していない。市に相談してもらいたいというような回答でございました。以上です。

○5番(玉垣大二郎君) 今の様々な質問があったようですが、まさにこのとおりの気持ちが住民の方々にはあるんじゃないかというふうに思うところであります。

そこで、この計画、市長も見られていると思います。それからまた、今述べていただきましたが、住民の方々の質問、これらを聞かれて、どのように市長は思われているのか、そこをひとつお願い申し上げます。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

私もこの設計図を初めて見た時には、かなりびっくりしたところではございました。現在、志布志から、そして末吉間におきます工事につきまして、統一的に進められていると、そういった内容で設計がされた上での設計図の提示ということでありましたので、ある程度厳しい内容なのかなというふうに思いましたが、予想以上に厳しい内容だというふうに思いました。このことでもって、住民の方々、地権者の方々に、かなり様々な御意見が出るというふうには認識したところでございます。

○5番(玉垣大二郎君) 今、市長がおっしゃったようにですね、本当に厳しい工事になるのかなというふうに思うところでありますが、住民の方々は、この盛土工法での施工により、この部分が一番ネックになっているんじゃないかというふうに思っております。この部分のことをですね、ベルリンの壁に例えまして、安楽の壁というふうに集落の方々もおっしゃっていますが、この安楽校区ではですね、文化・伝統・芸能を継承した安楽校区でございますので、このことによって分断されることに、非常に強く反対を唱えられております。まだ説明を受けていらっしゃる方もいらっしゃるようですが、先程ありましたように、説明会は何回でも開くということではございますが、ぜひそのようにしていただきたいというふうに考えております。またですね、有明地区におきましては、この部分の説明会は昨年開かれたというふうにお伺いしておりますが、このような事案はなかったのかお伺いいたします。

○建設部長(宮苑和郎君) 昨年、2箇所において、説明会をいたしたところでございましたが、ちょうど300m以内に欲しいという所がございまして、どうかできないかと。県道と並行しておりました。市道がですね、150mしかないんですけども、どうしてもここに架けて欲しいというような要望もございまして、再度、そのような所については、国交省にも連絡かれこれしたところでございました。もう1箇所ありましたが、これにつきましては、人家の隣でございまして、市道と交差する所がちょうど中間になってくると、まあ市道が上の方へ上っていくというようなことで、影になってしまうというような所が1箇所ございまして、それらにつきましても今、いろいろ現地で国交省等、お願いやらしながらですね、現地検討を行っていると言うような状況で、そういう所が2箇所ございました。

○5番(玉垣大二郎君) 有明におきましても、2箇所、そのようなことがあったということで、国交省との協議を重ねているということではございますが、先程ありましたように、今までの生活道路である

宮内線や宮前線が盛土によってふさがれてしまって、安楽線1本のみが残されるということでございます。このことは高齢者や農作業をされる方々に支障を来すことが予想されるところであります。また、安楽線1本となることで、交通量も非常に多くなると思われますが、このことによって朝夕の子供たちの通学路も脅かされるのではないかと考えております。これらのことから、この路線の車両及び人などの交通量調査等は実施されたのか、されていれば結果を、どのような報告があったのかお伺いいたします。

○建設部長（宮苑和郎君） 高速道路に関しましては、その市道、農道等については、交通量の調査はしていないと思います。それで、有明地域の方で、交通量も多いんだというようなことがございまして、交通量の調査、市道でございすけれども、国交省の方でその分について調査もしたという所が1箇所はございます。他には、交差する地点、主な県道とかいう所になれば、しておるかとは思いますが、普通の市道、農道については、交通量の調査はしていないというふうに思います。

○5番（玉垣大二郎君） 交通量調査はしていないということでございますので、何か住民不在で建設が進められているのかなという気がしてならないわけですが、今ですね、グリーンロードから、この宮前線ですか、そちらを通過して港湾の方へ行く車両も非常に多くなってきております。その実情をですね、ぜひ国の方に伝えていただければというふうに思うわけですが、住民の方が一番願われていることは、先程もありましたように、橋りょう工法にしてくれということでございます。しかし、この路線、既に都市計画決定がなされており、国の考え次第で事業が実施できるということでありますが、このことに対して、市長はどのように考えていらっしゃるのか、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先程部長の方も回答しましたように、地域の方から具体的に路線のことにつきまして要望が上がってきているところでございます。そのようなことが今後、今、議論になっております区間についても、当然上がってくるというようなことでございますので、地域の方々の声というものを十分私どもも受けながら、そのことを国交省と交渉していきたいというふうに思うところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 今、市長から地域の声聞いて、しっかりと国交省と交渉していくということをお伺いいただきました。ぜひ市長にはですね、精一杯この件に関しましては、安楽の校区の方々の考え方がありますので、取り組んでいただきたいというふうに考えまして、次に移らせていただきます。

次に、学習環境についてお伺い申し上げます。雨の季節を迎え、6月1日には梅雨入り宣言がなされました。晴天の日が続き、早くも異常気象を思わせるような状況であり、今日のテレビでもラニーニャ現象の影響を受けて、暑い1年になるものと報道されておりました。前回、劣悪な学習環境の改善ということで、小・中学校への扇風機の導入の件で質問させていただきました。市長からの答弁として、本市の各学校における扇風機の設置については、全学級に設置してある学校があったり、風通しの悪い教室だけに設置など、学校によって異なっている。未設置の学校につきましては、風当たりや風向き等を調査し、事業化していくと前向きな回答をいただいたところですが、本年度の計画はどのようになっているのかお伺い申し上げます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、教育長の方で回答いたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

扇風機につきましては、18年度、小学校で12台、中学校で16台購入されておるようでございます。19年度におきましても、小学校で5台の購入予定があるようでございます。現在、6月2日現在の調査でございますが、小学校で設置台数が123台、中学校で108台と、こういうふうになっております。その購入経費等につきましては、ほとんどが市費でございます。PTAで購入いただいたものもでございます。私どもといたしましては、各学校の学習環境の整備につきましては、各学校の緊急度あるいは優先度に基づきまして、提出された予算要求をもとに、さらに校長からの聞き取りを行って予算配分を行うことを基本としております。ですから、校長がどうしても扇風機が優先だと、うちは風通しが悪い、こうだというようなことがあれば、私どももそれを調査し、ヒアリングを受けまして、扇風機を優先させるとする学校があれば、あるだろうと。しかし、うちは扇風機よりもこちらが先だという学校もまたあるでしょうから、一律に扇風機というわけにはいかないかなと思っているところでございます。私どもといたしましては、今後とも各学校長に対しまして、財政事情の厳しさを理解してもらいますとともに、児童・生徒の健全育成と、それから豊かな教育活動のために、今、何の整備が必要なのかということをも十分吟味して予算要求をするとともに、そしてまた学習環境の整備に努めてくださいということと同時に、子供たちにも物を大切に使う、大事に使うということもまた教育を、あるいはまた指導していただきたいということも併せて指導していきたいと、こういうふうを考えているところでございます。以上でございます。

○5番（玉垣大二郎君） 前回、市長の答弁の中で、全教室に設置されている学校もあるということでもございました。またですね、前回、同僚議員が質問された学校図書の充足率の問題、旧有明町、それから松山町につきましては、ほぼ100%に近い数字が出ていたようでございます。旧志布志町は60%台の学校がほとんどであったんじゃないかというふうに聞いておりましたが、教育の現場でこのような地域間格差があってもいいものかというふうに思っております。先程教育長の方にお答えいただきましたが、今回、この扇風機の予算についても、私は大きな予算が載っているんじゃないかというふうに思ったんですが、そういう所が無かったということでもあります。子供は地域の宝とよく言います。この分につきましてはですね、市長の考え方一つでどうにでもなるんじゃないかというふうに考えておりますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今程、教育長の方で答弁がありましたように、この学習環境整備に対します予算につきましては、各学校長の裁量に任されておるというようなことでございまして、各学校の学習環境の差がそれぞれあるということでもございます。私どもはそのようなことで、一律に扇風機として予算を配分するというのではないということをお理解していただければというふうに思います。

○5番（玉垣大二郎君） 扇風機の問題だけではなくてですね、先程申しましたように、図書費の問題もございしますが、先般、同僚議員が申しておりました、本年度から交付税措置される図書費の予算、これにつきましては、図書費に充てるようにということでも来るようになっておりますので、ぜひこの充足率100%を目指して、図書費についてもお願いしたいというふうに考えているところであります。

また、扇風機の問題でございますが、設置までちょっと時間がかかるというふうに考えるところでございますが、応急措置の一つの方法としまして、保護者をお願いしまして、家庭で使わなくなった扇風機等をお借りして、各学校で、各クラスで使うというような利用法ができないのかというふうに考えております。教育委員会や学校で検討していただきまして、全学校が平等に子供たちが快適で充実のある教育環境になりますように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口松生君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○

午前11時56分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、2番、西江園明君の一般質問を許可いたします。

○2番（西江園明君） 私は、今回、志布志市の分別、すなわちリサイクルの在り方について質問してみたいと思います。

分別の種類が厳しすぎないかという観点から質問しますので、前回の一般質問の時にも述べましたように、市民に夢を与える、明るい明快な答弁を期待いたします。

通告しておりましたように、まずお聞きします。4月の新聞報道で、環境省の発表によると、志布志市が人口10万人未満の自治体ですけれども、リサイクル率で全国4位という報道がありました。上位の3位までは村ですから、人口も少なく、総人口が600人弱から6,000人ぐらいの村ですから、取り組みやすい環境にあったと思います。人口10万人未満の自治体の市レベルでは、ベスト10の中に2箇所だけで、あとは町か村のようです。ですから、人口の規模的に申しますと、全国1位の成績と自負してよいのではと思います。

そこでまずお聞きします。市長は、この報道、数字を見て、どのような感想をお持ちになったのか、まずお尋ねします。

○市長（本田修一君） 西江園議員の一般質問にお答えいたします。

リサイクル率が全国で4位という報道がありましたが、そのことに対します私の感想ということでございますが、リサイクル率が全国で4位という報道に対しまして、本市のごみの資源化率が73%、全国で4位と、市のレベルでは1位となりましたことにつきましては、大変名誉なことであり、市民の皆様方の御協力のたまものだと深く感謝しているところでございます。

地球温暖化が問題視される今、一人ひとりが環境に対し意識を高く持ち、安心して暮らせる環境を次の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務であると思います。環境に対しても「志」の高いまちづくりに、さらなる御理解と御協力をお願いしたいというふうに思うところでございました。

○2番（西江園明君） そうですね。当然、首長としては、そう思われる、そういう感想だと思います。

これだけの数字を残したことは、行政側は今、市長からありましたように名誉なこと、十分満足というふうに取り、でも我々住民の立場から見ると、行政の苦勞はさることながら、市民に苦勞を強いた結果の数字だと私は考えます。住民の協力という、今、市長の答弁もございましたけれども、そういう生易しいものではありません。私も毎月、リサイクルの日は当番の人と一緒に作業をしますが、まず不法投棄の分別、すなわち不法投棄された後始末から作業は始めます。そして、各自持参されたものをチェックしながら回収していきます。80歳近くの高齢者が、バイクとか一輪車で何回かに分けて持参して来ます。このような姿がやさしいまちなのかと、いつも見ながらジレンマを感じずにはおられません。そのように苦勞して運んで来たごみがうまく分別されていないときは、そこでみんなで分別の作業をやり直します。持って来られた高齢者の方は「すみませんね。すみませんね。」と、恐縮されています。今の分別の種類の高齢者の多さを全部把握し理解しようと、高齢者に言うこと自体が無理であると考えます。その結果が不法投棄の増大だと思います。高齢者が不法投棄をしているということじゃないですよ。分別についていけない人が不法投棄していると私は思います。先般も私たちの公民館で「市長と語る会」、いわゆる「ふれあい移動市長室」が開催されましたが、この中で転勤で志布志に来られた方が、市長におっしゃってましたね。志布志の道路への不法投棄が多いのにびっくりした。志布志のイメージが違ったとおっしゃってました。私の住んでいる集落、自治会からも幹線の市道の約200mが人家が途絶え、両脇、山になっております。そこは通学路になっていますけれども、朝夕は不法投棄でいっぱいです。そこを通る児童のお母さんが、家では分別をやかましく指導しているのに、一歩家を出たらごみの山で教育に困ると嘆いていらっしやいました。そこで、お願いして、不法投棄禁止の看板を立ててもらいましたが、効果はゼロです。分別が厳しくなったのも大きな一因だと思います。

現代の最も大きな課題は、環境問題であることは十分理解するところであります。先程も市長は答弁されたとおりです。環境問題を旗印にすれば、世間への受けはいいんです、今は。分別しなくてはならないことは、誰もが理解し思っていることです。ペットボトルなんかを埋立処分するとなると、99%は空気ですから、すぐ埋立地が満杯になってしまいます。空き缶もですが、そういう物は分別するにも時間を要する品物では無いですから、市民にもそれほど抵抗は無いと思います。埋立地を少しでも長く活用するには、埋立地への持込量をいかに減らすかが課題であり、今の方法が始まったわけです。そして、一気に埋立量が減り、将来への費用負担も軽減されたと聞いております。また、全国でも志布志市を見本にする自治体もあると聞いております。地球の温暖化など、地球規模の環境問題が問われている今、この時代に、逆行しているような一般質問をすべきか、私も迷ったんですけども、市民の声、そして不法投棄の増大を何とかしなきゃいけないという対策が必要と考えます。

要は、汚れた物を洗って出すという作業が大変なんです。私は、この作業を以前からずっと疑問を持っていました。台所の水道水で、汚れたラップや、お店で買って来たプラスチック製の皿などを洗うということは、結果として流末の川や海を汚しているのではないかと思います。下水道が整備されていれば別ですよ。ほとんどが垂れ流しです。指導している役所は、先程述べましたように、リサイクル率では結果に満足しても、一方では私たちが毎日食べる魚に影響がある今のやり方が正しい姿なのか疑問を持ちます。

そこでお聞きします。ちょっと意地悪な質問に受け取られるかもしれませんが、職員の方には通告していましたので、市長にお聞きします。例えばマヨネーズの入ったチューブですね、チューブの容器に大さじ1杯のマヨネーズが残ってたとか付いていたとした場合に、これを水道水で洗ってリサイクルしますが、これを洗うことにより、先程述べましたように、川や海を汚していることとなります。この汚れた水を魚がまた住めるようなきれいな水に戻すには、どのくらいの水で薄めなければならないかお示してください。例えばですね、魚の鯉だと、ドラム缶何杯の水で薄めなきゃいけないとか、鮎が住めるようになるには、ドラム缶の何杯の水が必要とか、水を加えなければとかいう数字をお示してください。

○議長（谷口松生君） 休憩します。

午後1時22分 休憩

午後1時23分 再開

○議長（谷口松生君） 再開します。

○2番（西江園明君） 通告書には無かったですから、私は志布志支所の担当の方にはですね、こういう質問をするからというふうには伝えたところです。今、パンフレットが来たようですけども、マヨネーズがですね、例えば1杯入れた場合に、そのパンフレットでは風呂桶になっていると思いますけど、ドラム缶でいくと15、6杯の水で薄めなきゃいけないわけです。さじ1杯のマヨネーズが残っているだけですね、それを水道水で流すと。それだけのきれいな水が必要なわけです。川を一般家庭の水道水で魚が住めるような、きれいに薄めることは不可能なことであり、結果、資源の枯渇化が進んでいくと考えます。ある先生がおっしゃっていましたが、人間がこれ以上、環境の悪化を防ぐには、江戸時代の生活に戻らなければならないそうです。また、これも無理なことですから、だから何らかのできることを我々は今やっているのですが、これが高齢者が多く、下水道など社会資本の整備が遅れている地域に適した施策なのか疑問を持たずにはおられません。数年前、同窓会があり、全国各地から多くの人が帰省し会話がはずみましたが、女性の人たちの輪の会話の中で、志布志のごみ分別の厳しさの話で盛り上がっていました。よそから帰って来た人たちは、びっくりでついていけない、もう志布志には帰って来れん、こんなのが、同窓会で何年振りに会ったのがごみの問題なんて寂しいと思いませんか。現にですね、私の知人が鹿児島に住んでいますけれども、近いうちに定年になるので、志布志に住みたいけど、ごみ問題がびんたが痛い、ごみ問題についていけそうにないから迷っているとおっしゃっています。不法投棄が多く汚い、そして住みにくい町で、人口の増えないまちづくりの一端にもなっていると思いませんか、市長は。団塊の世代の退職に伴い、人口の増える余地はあるのに、道を閉ざしている一つと思いませんか。先ほど述べましたように、ペットボトルとか空き缶とか段ボール等々です、大きな物はリサイクルは当然すべきで、今も十分されていると思いますが、私が今回お聞きしているのは、洗ってまで分別しなければならぬものについて、もう少し緩和、緩くですね、緩和すべきでないかという観点からです。

そこで、市長にお聞きします。今の分別のやり方を今後も推進していくのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民の方にそういった声があるというのは承知しているところでございます。分別の仕方につきまして、今お話のように、マヨネーズ等につきましては、中の水洗いをしてというようなことが指導がされているようでございますが、汚れのひどいプラスチック類というものにつきましては、一般ごみで出してくださいというような形でも指導をしているところでございます。

そのようなことで、現在、リサイクル率、資源化率がだんだんだんだん高まってきていっているというようなことで、市民の方の理解が深まっているんじゃないかなあというふうに思うところでございます。実際、様々な形で私どもはポイ捨てごみの回収のための「おじやったもんせクリーン作戦」、あるいは「ごみゼロ作戦」等を市民の方に呼びかけますと、だんだんだんだんその参加率が高まってきているというような状況もございます。そして、ポイ捨てのごみ等につきましては、確かに現在、そういったふうにまだまだ目に付くところでございますが、以前からすれば減ってきたよねという声も聞くところでございます。そのようなことで、市民の方々には徐々に理解をいただいているのではなかろうかというようなふうに、全体的には感じているところでございます。

○2番（西江園明君） 私、お聞きしたのは、今の方法をですね、変えずにこれからも推進していくのかということをお聞きしたんです。今、市長がいろいろ、るる住民意識も変わってきたというふうに答弁されてきて、プラスチック類も汚れたものは一般ごみで出していいというふうに行政は言うんですけども、実際それを出していると、持って行っていないんですよ。ですから、回収する人たちにもすごい個人差があるんですよ。その人の目というのもですね。ですから、その辺の周知というのもですね、必要かと思えます。現に、今、市長がプラスチック類はうんぬんと、よく花を植えるとか、苗が入っている、ああいう残ったものを、ちょっと土が付いたまま出していると、汚れているから洗って出してくださいというふうに貼り紙がしてある。今の市長の答弁では一般ごみでいいという答弁ですけども、実際、住民はそんなところは理解していないと思います。ですから、今、私がお聞きしたのは、今の方法を変えずに、今後も今の形でいくというふうに理解していいんですか、もう一回そこを確認の意味でお尋ねします。

○市長（本田修一君） プラスチック類につきましては、今程申しましたようなことで、ひどい汚れの場合は、一般ごみで出していただきたいというふうには私は御指導を申し上げているところでございます。ただ、紙類等につきましても、かなり分別の種類が多すぎるのではなかろうかというような声もお聞きするところでございます。

私どもは、この資源ごみにつきましては、資源ごみの回収業者の方に回収をお願いしまして、そのことでもってリサイクルあるいは資源化するというような方法を取らせていただいているところでございますが、現在、28品目に分別していただきまして、そして今申しました紙につきましては、10種類で分けているということでございますが、このような形で分別をお願いした結果、私どもとしましては、地域の衛生自治会の方々に、そういった方に対する、資源ごみに取り組んだ結果として資源化の還元金という形でお渡しできる状態ということになっております。仮にそのことが取られないとすると、私ど

もは業者の方々に処理料というような形でお支払いするというようなことになろうかというふうに思いますので、今後、先程も申しましたように、ただいまリサイクル率も資源化率も高まってきていると、そして様々なキャンペーンにも参加してくださる方が増えつつあるというような状況でございますので、今後とも、そのような形でこのことにつきましては、取り組まさせていただければというふうに思うところでございます。

○2番（西江園明君） 今のままいくというふうに理解して、市長は自治会の還元金をというふうなことを、いつもこの件が出ると還元しているからというふうに言われますけれども、それ以上ですね、例えばわさびとか、ケチャップとか、ああいうふうにして川を汚していると。じゃあ、ちょっと視点を変えてお聞きしますが、川を汚しているという点についてはどうですか。市長は感想はどうお持ちですか、まずお聞かせください。

○市長（本田修一君） 水洗いするということにつきましては、そのことでかえって川が汚れているんじゃないかなというような御指摘でございますが、先程も申しましたように、資源ごみを再資源化するために、洗浄しないものは出すと処理料が要するというようなことで、かえって負担が増すというようなことでございます。そして、その排水対策につきましても、公共水域保全事業に取り組みまして、合併浄化槽の設置や農業集落排水への接続をさらに推進していきながら、このことについては対策を取っていきたいというふうに思うところでございます。

○2番（西江園明君） 取組は理解しますけれども、どう思っているかというのは、ちょっと答弁が私は理解できなかったんですけど、この結果、もし無かったら結構ですけども、担当の方でもいいですけども、市が管理している河川等について、水質検査をした例があるのか、あるいは今後それについてどう考えているのか、もし分かったら一緒に併せてお願いいたします。

○環境政策課長（立山広幸君） お答えいたします。

河川の水質分析につきましては、年4回、安楽川、前川、田原川、茗ヶ谷川、本村川、高下谷川、菱田川を実施しております。

○2番（西江園明君） 今の河川は、ほとんど県が管理する河川、市が管理する河川というのは、高下谷川と何か1本か2本、ですから今後ですね、それは県が管理している河川ですから、水質検査上は必要かもしれませんけれども、結局、各区域奥の方は小さな河川に流しているわけですから、そういう水質検査も今後はしていく必要があるのではというふうにお願いをするところでございます。

分別の在り方については、市長は今の形でいくということで、先程市長がちょっと答弁されましたけど、通告しておりましたが、紙の種類が多さにですね、皆さん抵抗があるようです。これもじゃあ見直しは考えていないふうに理解しています。手引きを見るとですね、雑古紙で葉書とか名刺の大きさの紙を紙ひもで結んで出してくださいと書いてあるんです。名刺ぐらいの紙を紙ひもで結んで出せるんですか。ここまで分別しなければいけないか、それについてお願いします。

○市長（本田修一君） 事業系については、そのようなことでありますが、一般家庭につきましては、封筒等に入れて出していいというふうなふうになっていると思います。

○2番（西江園明君） じゃあ今のその答えは、事業系というふうな理解でよろしいんですか。これは

ちょっとページが無いけど、雑古紙の右側の方に書いてありますけど、はい、結構です。分別の件についてはですね、なかなか理解を、市長の方が今の考えでいくということですので、前に進めますけれども、1年間に数回、先程も市長からありましたように、「おじゃったもんせクリーン作戦」と称して、道路沿いのごみ拾いの呼び掛けがあります。その文書にもありますように、拾った物を分別して出すようにと書いてございます。道路沿いで拾った空き缶等をですね、水で洗って中をのぞいてみてくださいよ。さびなのか何か分かりませんが、点々と浮き出て、気持ちが悪いくらいですよ。道路に落ちているものですから、水洗いするにも時間はかかり、合併して値上がりした水道水は、たくさん使わなきゃいけないし、結果、先程も言いましたように、流末の川、海を汚しているのです。拾う作業よりも洗うという作業の方に時間がかかるんです。その辺が参加を渋らせている原因ではないかと思えますけれども、今後もこういうふうに冬場なんか洗って出すというのはもうですね、なお厳しいですよ。ですから、このクリーン作戦も今後も同様な方法を考えているのか、分別の件についてはこれが最後ですけども、お伺いします。

○市長（本田修一君） 先程もお答えしましたように、さびた空き缶とか、それから汚れのひどいものにつきましては、一般ごみとして出していただくと。そして、ほかのものにつきましては、簡単に洗って、そして分別して出していただくというような方法を今後もお願いしたいというふうに思います。

○2番（西江園明君） 一回道路で拾った空き缶の中身をのぞいてみた時、毒じゃせんかねと思うぐらいですね、私もちょっとびびったんですけども、汚れています。生ごみの件もお聞きしたいんですけども、通告していませんでしたので、今の高齢者が離れた場所まで歩いて持って行く、ごみステーションまでですね、厳しいですよ。

では、次に移ります。各自治会にあります街灯、いわゆる防犯灯のことで伺います。今、各集落、自治会にある街灯の設置費用や、電気料の負担の仕方が、合併前は当然のことですから、違っていたと思います。合併して、昨年1年しか実績がございませんけれども、状況をまず教えてください。例えば、松山町は設置費用はこういう補助をしている、そして、電気料はうんぬんとか、有明は設置費用は自治会でとか、電気料は自治会でとか、いろいろあると思いますので、分かりやすく教えてください。そして、道路にある行政が管理している街灯も併せて教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この街灯、防犯灯につきましては、現在、それぞれ次のようなふうになっております。各自治会、集落内にある防犯灯の電気料の支払いにつきましては、志布志地区と有明地区については、それぞれの集落で支払い、松山地区については校区公民館で校区内にある防犯灯の電気料を支払っている状況であります。

電気料の助成額につきましては、有明地区は集落内にある防犯灯の8基以内を限度に、電気料相当額の3分の1を集落に助成し、総額で59万2,240円となっております。松山地区は、校区内にある防犯灯の1基当たり3,400円を校区公民館に助成し、95万8,800円となっております。また、志布志地区につきましては、電気料相当額への助成は無く、集落等で設置した防犯灯等の設置経費を2分の1を集落へ補助しており、総額は51万3,000円となっております。

現在、市が管理しております防犯街灯及び道路照明等につきましては、松山地区で70基、志布志地区で133基、有明地区で990基ほどであります。

○2番(西江園明君) 何か市長の答弁を聞けばですね、すごく差が無いように感じるんですけども、ちょっと確認の意味でお聞きしますけど、まず有明町の場合は、新設、新しく建てる場合は先程の話では出てきませんでしたけれども、これは行政が設置する、結局、自治会から、集落から要望があれば、役所の方で去年までは設置していた。そして、電気料についても8本までを3分の1の電気料、ですから1集落当たり6,400ですか、を補助。そして、松山町については、新設した場合には、これはちょっと答弁が無かったんですけども、それと維持費、電気料については公民館を通じて全部、まあ言うなら行政が補助と。そして、志布志町については一切そういう分は無いと。ただ、設置費用について2分の1の補助というふうに、今、市長の答弁では理解をしたんですけども、その新規にですね、地域から上がってきたときのその補助、有明町と松山町の方についても一回ちょっと教えてください。

○総務部長(井手南海男君) 防犯灯を設置することでございますが、旧有明町につきましては、今で言う有明地域でございますが、につきましては、いわゆる行政と言いますか、担当が環境整備課になっておりまして、各集落から要望を受けて、公で設置すると。そして、1集落8基を限度に補助金を出すと。ただし、8基ですから、1基800円として6,400円を限度に補助するというところでございます。

旧松山町につきましては、設置者はやはり公になりますが、各集落と協議の上で教育委員会が設置いたしております。そして、年間3,400円、いわゆる1基当たり年3,400円を補助していると。いわゆる全額助成しているということでございます。

志布志町につきましては、その電気料の助成はございまして、設置する際の2分の1の範囲の額を補助するということが、今までがそうであるということでもあります。

○2番(西江園明君) 今、説明を受けましたけれども、すごい差ですね。志布志町の自治会の人を知ったら、びっくりして怒るような差が出ているわけですけども、私が今回このことをですね、一般質問するきっかけになったのは、志布志町のある幹線道路で市道です。市がもちろん管理する幹線道ですね。不審者が出たので、街灯を設置してもらえないかと自治会に要望があったので、役所の方に相談したところ、今、答弁がありましたように、志布志町は2分の1の、設置費用については2分の1だからですね、の補助で電気料は自治会負担と。従来の自治会内の防犯灯の基準の回答だったわけです。集落内の道路であれば、それは当然のことです。回答した担当もですね、もう少し場所とか検討してみる必要があったのではないかと考え、いくら自治会内とはいえ、住宅も無く、完全な市道の幹線道路ですよ、ここはですね。ここは当然市が管理すべき道路でありますから、市で何とかすべきだと私は思うんです。だから今回、他の町はどうだったのかなあと比較をして聞いたかったんです。集落内の道路ではないんです。これが今ありましたように、有明町とか松山町だったら、自治会には負担が出ないケースです。じゃあ、今、いろいろ各町ばらばらの現状の説明でしたけれども、このような差がかなりあるみたいですけども、今後どのようにこれをですね、一つの市ですから、平等化を図るつもりか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

設置につきましては、市内全域の集落等で設置する防犯灯等の設置経費の2分の1を補助するよう調整したところでございます。

維持管理につきましては、どのようなふうに通一を図っていくか、現在、検討・協議を重ねているところでありまして、今年度中に方針を出せるように努力したいというふうに思います。

○2番（西江園明君） 新設する分については、志布志町が今まであった2分の1の補助の方式を採用するというふうな答弁ですけれども、要はですね、有明町、松山町の自治会が簡単にそれを了解するでしょうかね。ちなみに私の住んでいる所の自治会の決算書を見てみますと、約60世帯で、会費が年6,000円ですけれども、この約1割が電気料です。それに、新規の設置費用がありましたから、自治会の会費収入の2割が街灯に、電気に関する支出になっております。自治会でも特に小さな自治会では、負担する電気料が大きく、自治会の運営は厳しいはずで、自治会によってはですね、高齢になると自治会費の免除や減免という制度を設けている自治会も多く、結局、言いますように、高齢者が増えることにより、会費収入は減っていきますけれども、電気料や維持費は変わりません。今、言いましたように、自治会費に占める電気料の割合、防犯灯の割合というのは、年々負担割合というのは大きくなっていくことになるわけです。有明町、松山町の自治会には、新たにこれだけの負担が生じることとなります。これから検討するというふうになっていきますけれども、どういう方向になるか分かりませんが、合併して3年間は暫定としてですね、合併前と大きく変わらぬ補助金を、運営費という名目で各自治会に補助していますが、再来年からは、2年後ですね、からは有明町は大きく下がるんじゃないですか、今の運営費補助もですね。自治会への補助金は下がったうえ、それぞれの自治会の負担は増えるというふうに考えるんですけれども、市長は、自治会が今のそういう方法と言うかですね、これから検討される余地もあると思いますけれども、上がるということで自治会が納得するかと考えていらっしゃいますか。それとも先程申しました自治会の運営費の補助を見直すというのを考えているのか、それについてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 自治会への運営の助成は、3年後には経過措置で無くなるということで、このことにつきましては見直すという方向になっております。現在、庁内に自治会活性化検討委員会を設置いたしまして、その中で検討しているところでございます。今の計算方法のままやっていると、平成17年度実績より約460万円、平成18年度実績より約270万円の財政負担が生じるということで、検討する課題となるというようなことでございます。

最終的には共生・協働の理念にかんがみまして、それぞれが自立できる自治会というものを目指していきたいということでございますので、今申しました自治会活性化検討委員会で、そのことも含めて検討していきたいというふうに思うところでございます。

○2番（西江園明君） 各自治会もまだ現実に数字が提案されたわけではないですから、まだそのようなところはですね、これから市がどういう電気料等についてですね、補助の在り方をするかということで、また大きなことになると思いますので、十分検討してですね、また先程は設置費用だけの2分の1ということで回答がありましたので、電気料についてはまた今後というふうに理解したいと思います。

自治会への未加入のですね、増大も行政が抱える大きな問題の一つとして、度々話題になりますが、

転勤ですね、志布志に一時的に住むのであるということは、自治会への未加入はやむを得ないかもしれません。しかし、その他のですね、未加入者の人たちは、自分たちはちりを自治会のごみステーションには出さないから、自治会には御世話にならないんだという解釈、理解と言うかですね。だから、未加入でいいんだという言い分の方が結構いらっしゃるようです。それだけではないんです。今の自治会の負担はですね。今も言いましたように、衛生自治会費や消防後援会費、社会福祉協議会関係のですね、各種共同募金等、相当、各自治会は負担金を支出しております。ごみ関係だけがクローズアップされているのが現状で、今申しましたように、防犯灯の電気料や維持費をですね、自治会で負担しているということがどうもまだ理解されていないようで、これは自治会の責任もあるかもしれませんが、住民課の窓口等で自治会加入の案内をするときに、ぜひ、今述べたような実情の説明をですね、していただければ、転入者もごみだけの問題じゃなかったのかというふうに理解を示すのではないかと考えます。私はもう以前から明るいまちづくりというのをですね、自分の小さなモットーとしてきました。基本的には行政が基金を組んで、果実を電気料に充てるというのが考えであります。昨今の低金利の時代では無理なことと思わざるを得ませんが、せめて自分の自治会だけでも明るくしようとの思いから、毎年新設しておりますけれども、新設費の2分の1の負担は正直、自治会には大きい負担です。さらに集落外ですけれども、先程ごみの件でも言いましたけれども、通学路で200mぐらい一部ちょっと家が途切れた所が山間部にあるんですけれども、通学路ということで、街灯を自治会で付けて負担しております。これだって、有明、松山だったら、自治会の負担は出てこないケースです。ですから、ここでちょっとお聞きしますけど、市道ですよ、市が管理する道路。市道であり、幹線道路であります。そこで、今後このような市道にある街灯については、どのように考えているのかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） 先程来、お話しするように、この街路灯の整備につきましては、順次整備していくということになるかと思います。そんな中で、今お話をしているように、志布志の地域につきましては、総体的に少ないということがはっきりしているようでございます。そのようなことで、予算の範囲内でその整備については進めていきたいなあというふうに思います。先程少し集落の話も出たところですが、本当に集落の構成について、厳しい状況になっているというのは、皆さん十分御承知だというふうに思います。そのような中で、集落の加入率が減っていったという現実があるわけですが、このことはいろんな意味で考えなければならぬ課題だというふうに思うところでございます。少子高齢化でもありますし、それから住む所の仕事の問題もあろうかと思います。そのような関係で、集落の高齢化が進んで、そして加入率が減ってきて、そしてさらに意識の変化もあって、こういったことになってきているというふうに思うところであります。いずれにしましても、私たちはその地域に住んでいるわけですので、その地域を本当に自分たちの地域だというふうに考えられる人になっていただきたい。そして、そのためには、その住んでいる所がきれいであればいけないんじゃないかなということが前提になるかと思います。そのようなことで、その自分たちの住んでいる所は、やはり自分たちで住んでいただくかなというようなことも前提になって、こういった様々な取組をしていって、そのことが地域の活性化につながっていくと。それは人と人を思いやる社会につながっていくんだというようなことを前提に取り組んでいるというようなことでございます。ただいまお話をさせてい

ただいております街路灯の問題につきましても、そのような観点から、整備については取り組ませていただければというふうに思います。

○2番（西江園明君） 市長の答弁、今、市が管理する道路については、順次、整備するというので、市が管理していくというふうに理解をしたところです。ですから、今、市長がおっしゃったように、明るいまちづくりの一環としてですね、幹線の市道について、今後は年次的に通学路でも中心に、犯罪抑止の大きな手段であります街灯の整備をですね、今後も進めていくと、先程は、市長が予算の範囲でというような、ちょっと役所の言葉で言われましたけれども、犯罪抑止の大きな手段であります街灯を通学路等にですね、整備していくんだということを、そういう計画は無いのかということを、最後にお聞きします。

○市長（本田修一君） ただいま申しましたように、この防犯灯、集落の中の防犯灯あるいは街路灯につきまして、今、合併後の調整をしているところでございました。なかなか合併協議会でも、このことについては取組がかなり違っておりまして、統一できないまま合併したということでございます。そして、改めて合併後1年間、調整しようということで、今、新しく設置する街路灯につきまして、2分の1助成というような方向性が出せたところでございますが、今後このことにつきましては、安心・安全なまちづくりに欠かせないものというようなことでございますので、予算の範囲内で、順次、必要な所から整備はしていきたいというふうに考えるところでございます。

○2番（西江園明君） この電気の負担のことについてはですね、整備のことについては理解はしますが、先程自治会が負担している電気料についてはですね、今後検討するという、平等化を図ると、各町ばらばらの現状をですね、というふうに理解はしますが、先程、市長が言われましたので、最後と言いましたけれども、2分の1の負担もですね、結局、合併協議会の中で調整がつかなかったから、今のままになってしまったわけですよ。そして、私が通告したから、急ぎよ、2分の1の設置費用については、志布志町の方式を採用するというふうになったんだと思います。ですから、電気料についてもですね、各町ばらばら、先程も言いました高齢者が増える各自治会の運営の状況を十分把握してですね、行政の押し付けにならないように、そういうことは無いというふうなことを期待しておりますので、最後、市長の意気込みを聞いて終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） 本当、集落の加入率の低下あるいは限界集落というような形で、本当にいろんな形で集落の運営・維持が厳しい状況になったなあというふうに切実に思うところでございます。そのようなことを受けて、今後、地域の活性化、地域のコミュニティーの在り方について、庁舎内で立ち上げをし、そしてそのことを議論を進めながら、皆さん方にも様々な形で御相談を申し上げ、新しいコミュニティーの在り方というものを御相談申し上げたいなあというふうに思うところでございます。

そのような中で、今お話にあったような安心・安全なまちづくり、あるいはきれいな環境のまち、あるいは花いっぱいのあるまち、あるいは人と人とのふれあいがあって、そこで十分安らぎがあって、そして助け合いのあるまちづくりというものを、今後、集落を基礎として、あるいは校区を基礎として作って、改めて作り直さなきゃいけないなあというふうに感じるところでございます。そのような観点から、そしてそれらの取組を通じて、私どものこの新生志布志市が新しいまちになっていく、衣替えできるという

ふうに期待しているところでございます。そういう意味で、今、議論になった問題につきましては、非常に大切なテーマかというふうに思いますので、そのことも主要な議論を進めながら、今後、皆さん方にまた相談をしながら、新しいまちづくり、新しい地域づくりを進めていきたいというふうに考えるところであります。

○議長（谷口松生君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩いたします。



午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 多少風邪気味で鼻が詰まっておりますので、聞き取りにくい部分があるかと思いますが、そのときはまた聞き返していただければ結構かと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問通告にしたがい、順次、質問してまいります。

初めに、防災・防犯対策の観点から2点質問いたします。

1点目は、住宅の耐震診断、耐震改修の促進についてであります。現在、大分においても群発地震が続いておりますが、今年の3月、これまでは地震が起きないと思われていた能登で震度6の地震が発生をいたしております。しかし、この能登では、大変な被害もございましたが、別途、耐震補強を施していたお陰で助かった事例が報告され、改めて日本全国どこでも耐震対策が必要であることを思い知らされました。しかし、この耐震改修が減災にとって重要な鍵であるにもかかわらず、耐震化が進んでいるとは言いがたいのが現状であります。昨年1月に施行された改正耐震改修促進法に基づいて、国は基本方針を作成し、自治体も耐震改修促進計画を策定して、計画的に耐震化を推進することになっております。耐震改修促進計画の策定を義務付けられている都道府県は、今年3月末までに全都道府県で計画が策定されておりますけれども、努力義務となっている市町村では、全国で約半数しか策定されておられません。中でもこの鹿児島はかなり遅れております。さらに言えば、耐震診断、耐震改修に対する補助制度の実施状況は、市町村によってかなり差があります。地震の犠牲の大半は家屋の倒壊が原因の圧死であることから、多くの市民が自宅の安全性を把握し、対策を講じられるよう、市としても耐震改修促進計画を策定し、補助制度の導入も含めて、住宅の耐震診断、耐震改修の促進を図るべきと思いますが、まず市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、防災・防犯対策で重要なのが、正確な情報を迅速に入手することです。近年、ホームページや携帯電話でのメール機能を活用して、市民に災害や火災、防犯に関する情報を知らせる安心メールを実施する自治体が急速に増えております。携帯電話を活用したメール機能は、時間や場所に関係な

く、リアルタイムに受信できることから、教育現場などでは不審者情報などを保護者に知らせるための利用が多く、本市の一部でも利用をされています。このような災害などの安心メールや防犯などの子供安心メールは、早期に確立すべきであります。そこで、防災・防犯情報について、市のホームページや登録希望者、携帯メール等を通じて、リアルタイムに情報を提供できないものか伺いたいと思います。

次に、水道事業の観点から、2点質問いたします。質問通告で、市民に安価で安全な水を安定的に供給するための現状の取組と、今後の展望について問うとしておりますが、こういった視点での質問は、旧志布志町時代も、新市においても、同僚議員からも、特に水質の問題に関しては、幾度となく質問や質疑が繰り返されており、またこれまでの決算等においても多くの資料が出されており、おおむねその水質の関係に関しては理解をしておりますので、今回は主に新たな水源確保へ向けた基本的な当局の考え方とその取組の現状、そして市民に、より安価な水を提供する上での当局の姿勢についてを伺いたいと思います。

水道事業の2点目は、広報の水道だよりも「水はすべての生命のもと、大切に」とありますが、その限りある資源である水を有効利用するための節水及び断水対策について、当局の考え方を伺いたいと思います。

次に、スポーツ振興について伺います。市長は昨年3月の所信表明で、高校、大学、社会人等のスポーツ合宿やキャンプ地の誘致、また各種イベントやスポーツ等、全国規模の大会の誘致に取り組み、将来的にはJリーグやねりんピックマラソン大会の誘致につながるよう、体制づくりに努めるとされ、また本年3月の施政方針では、9月に開催される県体の曾於大会の件や、ウィンタースポーツとしての全国大会規模のグラウンドゴルフ大会の誘致にも言及され、これまで整備した運動施設の維持管理を適切に行い、施設の整備充実を図る旨を述べられておりますが、私も市長のその方向性は望ましいものと思っております。そのためにも、本市全体のスポーツ施設の整備拡充は当然であります。中でも志布志運動公園を中心とした一帯を、総合的なスポーツゾーンとして形成し、スポーツ振興を図るべきではないかと思っております。この一帯にはスポーツ施設が集中しており、降雨量も少ないなど、天候にも左右されにくいので、高校サッカーチームや大学生の合宿等も増えております。今後、この一帯がさらにスポーツゾーンとして整備されていくと、この傾向にますます拍車がかかり、スポーツの振興、観光振興につながることはもとより、市民にとっても生涯スポーツの観点や人的交流による生きがいづくりにもなり、市民の財産としても誇れる施設、ゾーンになっていくものと思います。議会にも今回、新若浜地区緑地整備に係るサッカー場施設の整備に関する陳情書が、市サッカー協会長や商工会長、観光協会会長など、8団体の代表から提出されておりますが、目指すべき方向は一緒であると思っております。そこで、近い将来、全国から熱い視線を浴びるような、本市のスポーツゾーンの施設整備へ向けた市長の熱い決意を伺いたいと思います。

以上の件について、誠意ある答弁を求めるものであります。

○市長（本田修一君） 小野議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、防災・防犯対策ということで、耐震改修促進計画を策定し、補助制度の導入も含めた住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図るべきというようなことの御質問でございます。

耐震改修促進計画の策定につきましては、議員御指摘のとおり、計画の必要性を十分認識しているところであります。平成7年の阪神・淡路大震災において、多くの尊い命が奪われたところですが、このうち地震による直接的な死者の約9割が住宅、建築物の倒壊等によるものであると報告されております。内訳を見ますと、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅、建築物の倒壊によるものが、その大半を占めている結果となっております。また、県内においても、平成9年に薩摩地方を震源とする震度6強の地震が発生したところであり、東海、東南海、南海、日向灘沖地震について、発生の緊迫性が指摘されて、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。この教訓、経緯から、国においては建築物の耐震改修について、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置付けられ、都道府県は1年以内に策定することが義務化されました。鹿児島県においても、平成19年3月に耐震改修促進計画を策定したところです。この建築物耐震改修促進計画では、県内の住宅・特定建築物の10年後の耐震化率の目標値を90%としているところです。また、市町村においては、努力目標ではありますが、基本方針及び都道府県を勘案して、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとしています。

そこで、県内の他の市町村の動向を調査しましたところ、平成19年度に耐震促進計画書の策定を予定している市町村は、現在のところ、鹿児島市と薩摩川内市の2市のみようです。本市におきましては、耐震改修促進計画の重要性は理解するところでありまして、近隣市町村の動向も見ながら、本市の基本的な取組を検討し、具体的方針として、住宅、建築物の所有者等が自主的・主体的に耐震化に取り組み、市町村は適切な役割分担により、今後、建築物の耐震化を図っていくため、意識啓発と避難情報の提供を目的に補助事業等を導入し、この計画の策定を検討していきたいと考えております。

次に、防犯・防災情報を市のホームページや登録希望者携帯メール等を通じて、リアルタイムに情報を提供したらどうかというような御質問でございますが、現在、市民向けの情報発信としまして、防災無線、有線放送、広報紙やホームページなどがあります。市のホームページについては、合併時に協議・検討されましたが、旧3町のホームページの特徴をそれぞれ生かした形で作成し、運用しているところであります。市としましては、より市民に愛される市のホームページにするための改修を本年度行い、その内容の充実を図るところでございます。

今回、御質問の防犯・防災情報は、市にとって、とりわけ大事な情報であります。これらを含めた形での改修を進めていきたいと考えているところであります。

また、登録希望者携帯メールについてですが、県内では、鹿児島県警あんしんメールや、さつま町など、数団体で行われているところであります。2004年6月に全国で実施しました電子自治体に対する住民意識調査の結果、「地震・台風など災害情報に関する情報を収集できること」を、メール情報配信等で希望する国民の数値は高く、地方自治体においても、電話やFAXに加えて、メールの情報発信は無視できない情報伝達手段になってきております。よって、先ほど説明いたしましたホームページの改修と同時に、市民の要望調査も兼ねまして、試験的な運用も検討してまいりたいと思います。

次に、水道事業についてでございますが、市民に安価で安全な水を安定的に供給するための現状の取組と今後の展望についての御質問ということでございますが、このことにつきましては、地方公営企業

法第3条「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」という経営の基本原則そのものであります。

まず、現状ですが、認可区域別では、上水道1箇所、簡易水道6箇所を運営し、全体の水源地箇所数25箇所、配水池数34箇所、加圧施設数14箇所をもって、日々安定して供給するために維持管理と監視に努めておるところでございます。

今後の展望であります。上水道施設としての大迫水源地を補完するための、新たな水源の確保と、その施設の充実。また、簡易水道施設として、平成19年度より総務省による「簡易水道事業統合推進要領」が定められ、隣接する給水区域から10km以内にある施設は統合を前提とし、平成21年度までの意思決定を、平成29年度までに施設整備及び統合が必要となります。ただ、志布志市は合併に伴い、簡易水道事業に法の適用をし、経営の統合を行っていますし、小規模の水源地の統合は、国のスケジュールより早めの実施を図る必要があると感じております。

次に、断水対策でございますが、限りある資源である水を有効利用するための節水及び断水対策についての御質問でございますが、水道施設の大きな特徴は、湧水地より導水管にて、ポンプ場、送水管、配水池、幹線配水管、末端配水管、家庭引込管、蛇口というふうに、すべてがつながっていることと、多くが地下に埋設されていることです。このことは流れの中、どの部門に破損等があっても、断水や漏水につながり、いずれかの利用者に御迷惑をおかけすることになります。水道局といたしましては、このような漏水を日常的に調査し、水利用が少ない時間帯や休日又は営業時間を除いた時間を選んで、計画的に修繕ができるよう業務委託し、早期発見と処置により、断水の影響を少なくするとともに、大きな節水につなげていきたいと思っております。また、広報紙の利用につきましても、これまでは合併による制度的なものや水質に関するもので占めてまいりましたが、今後は限りある資源についてのPRも行っていきたいと考えております。

最後に、スポーツ振興についてでございますが、これまで志布志運動公園を中心とした総合的なスポーツゾーンの形成につきましては、旧志布志町時代に構想的なものは企画されたようではございますが、財政的な面から具体的なところまでは至らなかった経緯があるようでございます。現在、志布志運動公園の施設利用者につきましては、みなとサッカーフェスティバルをはじめ、スポーツ少年団の各種競技や、中体連、高体連の各種大会等、1年を通して利用者がおり、利用者が年々微増傾向にあるところでございます。このような中、志布志運動公園のスポーツ施設の整備につきましては、平成17年度、ふれあい広場を整備し、昨年、陸上競技場トラックの改修及び芝の張り替え工事を行い、また今年度に多目的広場の土の入れ替え工事を行い、さらには陸上競技場のトイレ改修工事を行うなど、施設の安全性や利便性を考慮しながら、老朽化等に伴う補修工事を実施して、施設の整備と併せてスポーツの振興を図っているところでございます。なお、新若浜地区緑地整備についても、現在、県との協議を行っているところであり、それらを含めて広く市民の皆様にご利用していただけるよう、施設の整備充実とスポーツ振興を図ってまいりたいと考えております。

○14番（小野広嗣君） まず、この耐震改修促進計画を策定すべきではないのかという通告を、防災・防犯の観点からいたしておりますが、今、市長の方よりも、その必要性は認識をしていると、そして阪

神・淡路大震災の例を引かれまして、約9割住宅の倒壊があったと、そしてその背景を見ていくと、昭和56年以前に建設された住宅がその主なものであるというような御答弁であります。そして、国の指針もあり、県でもこういった計画が策定されつつあるわけではありますが、先程薩摩川内市と鹿児島市という話がありました。九州では大分県がかなり進んでおりまして、今、65%ぐらいの計画の策定率という方向です。まだ、策定は出来上がっていませんけれども、年度を決めて策定し終わると、そういった所まで含めると65%ということで、九州の中では大分が一番進んでいるのかなという気がします。ましてや今、群発地震が続いていたりして、その危機感も当然あると思いますが、これは以前からの取組が続いておる状況であります。10年後を目指して90%という達成率をしていきたいということでありました。いろんな角度から議員の方々がこの防災に対して質問等をされます。そして、津波対策であったりとか、あるいは風雨対策であったりとか、台風災害のことも含めて、水災害の問題、いろんな角度でされます。そして、避難対策あるいは高齢者対策とかございます。そして、そういったものを基本にしながら、防災対策ということが、またそのための計画書、こういったものが練り上げられていくわけがありますが、やはり基本的につい忘れがちになるのは、住宅のいわゆる改修・補修に対する促進という、こういうものが根底に無いと、防災計画も絵に描いた餅になってしまうという気がしてなりません。そういった意味で、本当に市長も言われたように、どこでいつ起こるか分からない。能登半島域では地震は起こらないという、その確率でいくとゼロというようなことがこれまで言われていたようであります。ところが、その能登で起きてしまう。そういった状況にかんがみたまに、いつどこで私たちのこの地域にそういったことが起こるやもしれません。そういった意味で言えば、やはり行政として市民の命、そして財産、こういったものをしっかり守りゆくためにも、打つ手を先手先手でですね、行っていくべきであろうというふうに思うんですが、市長、昨年、法律が変わりまして、この税制改正によって、もう耐震改修促進税制というものが行われるようになりました。この具体的な中身を見ていくと、時限措置ですけれども、所得税については2008年の12月までの時限措置、耐震基準によって建築された住宅、昭和56年以降であります。これによって耐震改修工事を行った場合、その費用の10%、最大20万円が所得税額から差し引かれると、これが一方であります。もう一つは、耐震基準で旧ですよ、昭和56年以前の基準で建設された住宅が、工事費が30万円以上で耐震工事を行った場合は、その建物の120㎡、この分までについて固定資産税が一定期間半額されるというふうになっております。そして、これが2006年から2009年の間に改修工事を行うと、ここがポイントですが、3年間、10年から12年だと2年間、13年から15年だと1年間、それぞれ半減すると。どういうことかということ、耐震改修にいち早く着手するほど、このいわゆる税制改正の恩恵が受けられると、こういうシステムになっているわけですね。ですから、このことをやはり住民に早く周知を徹底していかないと、こういった恩恵に浴することが、市民ができなくなるわけですよ。このへんに関しての市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 18年税制改正によりまして、ただいま御発言にあるような耐震改修の促進のための税制が敷かれているということにつきましては、私どもの方としましても把握しておりましたが、現在のところ、まだPRをしておりません。今後、このことにつきましては、私どもの方の耐震改修促進計画等もございますので、そちらと見合わせながら、PRを図っていきたいというふうに考えており

ます。

○14番（小野広嗣君） 今申し上げましたように、この早く改修にあたっていただいた分だけ優遇措置があるということ、このことの周知が行政の手落ちで遅れれば、市民に対してですよ、申し訳ないじゃないですか。このことは、本当にいい加減に仕事をしてきたなということの表れであろうと僕思っているんですよ。今、市長が答弁されたように、早く内部で検討されて、その周知を図っていくということをぜひ行っていただきたいと思うわけです。家屋の問題ですから、個人の財産ですよ、ある意味で。個人の財産は自分でしっかりやろうという方向性も一方ではあるでしょうけれども、やはりその前のこの耐震診断ですよ、まず耐震診断を行っていくということも大事であろうと思います。なお、この耐震診断に対してのいわゆる国としての優遇措置はこうやって出ております。そして、各自治体において、そのことを押し進めて独自の補助策をやっている所もあります。大きな所では横浜市が、この阪神の大震災を受けて、もういち早く、この耐震改修に対しての補助制度を打ち出して、そして約2万近い耐震診断がこれまでに進んでおります。そして、その結果を受けて、銘々がその立場立場で、自覚を持って改修をしていくという流れができていったらというふうに思うんですが、ここは前市長というのは、国交省の役人から市長をされた方で、そういったことに対する感覚がやはり鋭かったというふうにも言われております。ある意味で、為政者、あるいは我々議会もですけども、いろんなことが起こったときに、この先々の物事をイメージするというか、想定するというか、そういったこと、その能力というのはすごく大事だろうと思うんですよ。地震、例えば今の大分の群発地震、こういったものをただ単にテレビニュースで見て、大変だなんて思う。それ以上、思考が止まってしまう。そうではなくて、そのことを我が市、我が地域のこととして受け止めて、将来に備えてどういう手を素早く打っていけばいいのかということ、そこに思慮をめぐらせていく、そういった為政者を市民は望んでいるというふうに私は思うんですよ。だから、そういった意味で、こういった情報提供が一つ一つ遅れるというのは残念なことだなあと、昨日からいろいろと仕事のこと、仕事を本当にしてほしいという気持ちがしてならない。市長がこの防災計画、あるいはこの耐震診断、こういったものも総合的にとらえながら、今後検討していきたいということでありますが、合併して本市においてですよ、昭和56年以前の改修を必要とするであろう、そういった旧基準によって建てられた家、どれだけあるのか、この件は掌握はされているんですか。

○都市計画課長（下平幸三君） 数的な問題でございますので、私の方から答えさせていただきたいと思っております。

現在、世帯数を見ますと、1万4,579戸というのが、国勢調査で17年の、調べられておるわけですが、私どもが把握しております戸数につきましては、約1万6,000戸。ただ、今、税務の方で調べております戸数は、当然いろいろな建物が入っておりますので、若干違いがあるわけですが、昭和56年、いわゆる旧耐震法、耐震基準ですね、基準で建てられた建物が約1万戸あるというふうに認識をいたしているところであります。

○14番（小野広嗣君） 今、数的には出していただきましたが、そういった数があつて、そして耐震診断を計画をしていって、どのような形で進めていくのか。5年かかるのか、10年かかるのかという問題

もあろうかと思えますね。そういったものがしっかり計画として作り上げていかれないと、なかなか事は進みません。このことに関しては、なるだけ早くですね、そういった耐震計画、そこに着手できるよう、住民がですね、診断を受けられるような体制づくり。市長、行った場合の優遇措置の件に関しては、先程述べましたけれども、この計画の策定と併せて、耐震診断を行ってほしいと望まれる、なるべくそういったことを、こちらからもその促進を図れるように、住民にその周知を図っていく、その必要性を推し測っていく、これが大事だろうと思うんですが、じゃあ、いざその耐震診断を行いたいといったときに、市独自で、国の優遇措置は別個としてですよ、市としてその耐震診断に対するいくらかの助成というのは考えられてないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この耐震改修促進計画を今後また市でも策定して、そして市民の皆さんとともに耐震化に取り組むということになるわけですが、ただいま担当の課長からありましたように、1万戸相当のものが56年以前の建物だということがありまして、膨大な数になるということがございます。そのようなことから、様々なことなど早急に取り組まなきゃならないということはあるんですが、ここにありますように、補助事業がございますので、この補助事業の中で、私どもは取り組むべきものは取り組む、そしてそれで足りないものにつきましては、さらに検討をさせていただきまして、取り組まさせていただくというふうにしていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） この優遇措置、先程言いましたように、周知が遅くなっているわけで、所得税については明年の12月までで終わってしまうんですよ、時限措置ですから。一方の方はもう少し期間がありますよ。ですから、それを過ぎて以降の措置というか、市独自ですね、その所得税の10%相当額の減額、この分に関して明年12月で切れてしまいますので、それ以降、市として、じゃあどうするのかと。国ができない分をですね、そういったこともやはりしっかり考えて取り組んでいってもらわなきゃいけない。

それと、朝日新聞でも出ていたわけですが、小さな命が、この我々一人一人の命が、そしてちょっとしたこの工夫で救われるんだと。小さい取組でも守れるんだと、そういったような趣旨であろうと思うんですが、いわゆる例えば大々的な改修ではなくて、筋交いを入れるとか、ちょっとした補強、そうすることによっても大分違うんだというデータが出ているみたいなんですね。そして、そういった例えば10万円、15万円ぐらいかける、そういった補修に対して、いわゆる補助をしてほしいという自治体も出ているんですね。そして、その10%となると、1万円とか、あるいは5,000円で済むとか、そういったことで行政の持ち出しも少なくなる。そういった観点での対策というのも練る必要があるんじゃないかと、その辺どうですか。そういったことも含めて、検討した結果、そういった角度でも市民に周知を図っていくという方向になっていけば、それもまた対策の一つになるのかなあという気がしないでもないんですが、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程も言いましたように、相当な数の56年以前の建物があるということがございますので、限られた予算の中で、この事業もしなきゃならないということがございます。その事業の推進の仕方にそのよう

な形で有効な安いことで効果が上がるというものがあるとすれば、そのことも検討させていただきまして、取組をさせていただければと思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひいろいろな知恵を出し合いながら、この市民の生命と安全、財産を守っていくんだということに心を砕いていただきたいというふうに思っております。

このことはぜひですね、しっかり先程序内でも検討していくと、そして広報等に関してもですね、こういった制度があるんだということ、まずこの情報を流すことが先ですよ。もう時限的に決まっていますからね。

メールの件ですが、ホームページとメールの件、旧3町の特性を生かして、これまでホームページを立ち上げてきているけれども、新たにいろいろと至らぬ所を改修していきたいということでしょう。そして、その内容の充実を図っていききたいということですが、今回はホームページ全般のことは、これまでもいっぱい言ってきましたので、その全般に関しては通告外になりますのでね、もうあまり触れませんが、やはり昨日の中でも情報を公募するときに、ホームページだけで行った。そのホームページがいかにか志布志市のホームページは重たいかという話をいたしました。本当にそうなんです。市長、自分の所でやってみてください。鹿屋市をクリックしてください、鹿屋市のホームページ。ワンクリックで1秒かからないんですよ。パッと開きます。志布志は数えるんです。1、2、3、4、5と。10何回数えますよ。そして、他の項目もちょっと開くのが遅い。僕は光を使っているんですよ。それでそのスピードですからね。だから、ISDNを使っていらっしゃる、前はISDNでも速かったんですが、ああいう志布志のホームページになると、すごく時間がかかるんです。時間がかかるホームページを見る人はいなくなっちゃうんですよ。それは、取りも直さず、志布志市の情報が市民にも、市外にも届く量が少ないということですね。そのことに対する改修を速くしていかなくちゃいけない。まず、総論として、その件の答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） ホームページの改修につきましては、先程もお話しましたように、本年度事業で取り組むということで、そのことでもってホームページが使いやすい、そして見やすいものの形になっていくというふうに考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長、なぜ重たいのかと、容量がそんなにあるホームページじゃないんですよ。理由があるはずなんです。より使いやすい、より見やすい、そこらの部分、使い勝手が悪い、そういった部分の解消、なぜこれまでそうだったのかと、その原因をしっかりと見極めて、新たな改修をしていかんやいかなでしょう。その原因は何だったんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） ただいま御指摘がございました市のホームページが遅いということにつきまして、説明をさせていただきます。

志布志市のホームページは、近隣の市や町と比較しまして、開くまでに時間がかかるということは認識をしているところでございます。市役所以外のADSL回線によります簡易計測の結果では、志布志市が17秒に対しまして、曾於市が5.5秒、そして大崎町が6.5秒というような結果を出しております。これは各市役所のホームページのトップページがすべて開く時間を計測したものでございます。ただ、インターネットの速度は利用者の通信回線の種類、そして回線状況、またパソコンの環境に左右されまし

て、絶えず不規則に変化をされると言われておりますので、ただいまの計測結果は他市町村と比較した場合の相対的なものとしてとらえていただきたいというふうに思います。市におきましても、現在まで速度向上の改善策が試みられたと聞いておりますが、大幅な改善には至っておりません。

次に、市のホームページ公開に至るインターネット環境につきまして、説明を申し上げます。市のホームページを公開するインターネットサーバーは、市役所情報管理課マシン室に設置がしております。このサーバーは、外部からの不正アクセスを防止するための防御壁でありますファイヤーウォールという機器を設置しております。このファイヤーウォールはセキュリティレベルを高く設定をしております。セキュリティレベルを高く設定しますと、どうしても通信速度が低下するというふうに言われております。

次に、インターネット網に接続しますバックボーンと言われます回線ではありますが、現在1.5メガの光回線で接続がしております。志布志市のNTT局舎から志布志支所につながまして、ここからは市役所本・支所間の光ファイバー回線で接続し、本庁のサーバーに接続をしております。また、インターネットサーバーは、平成15年、旧志布志町時代に地域インターネット事業で導入したものでありまして、年数も経過しているところであります。

以上のようなネットワーク体系となっております。これらのネットワーク全体のどこで遅くなる原因があるのか、また改善の余地があるのかも含めて、引き続き調査をしてまいりたいと考えております。以上です。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、原因を追及して解明をしていただきたい。セキュリティ、個人のパソコンでもそうですけれども、やはりこのウィルス対策、そういったソフトを使っていくと重くなると、そういう傾向はございます。しかし、じゃあ鹿屋市のホームページをクリックして、パッと開く。ここのセキュリティはそれなら低いのかということになると、そうでは決してないはずで、そういった意味から言うと、先程17秒、僕がいつもやる時は12秒ぐらいかなという気がすごくしていたんですけど、その使う時間帯、いろいろありますのでね、とにかく圧倒的に遅い。17秒だったとすれば、もう待ってる間に他へ行きたくなるんですよ。ここの解明はですね、今、課長の方からも答弁があったように、早急に解明をしていただいて、この改修と併せてですね、本当に市役所というのは、市民に一番なじみのあるというか、身近な所です。この身近な所の情報というものが、広報やらホームページを通じて伝達されていきます。本当に市長が言われるように、使い勝手の良いですね、ホームページとして整備されていかなきゃいけない。

そういう意味で、今回、具体的に出しておりますが、この防災対策ということで、いろんな市役所のホームページを開いて見ていきますと、防災情報コーナーみたいなのがあって、すごくそこに力を入れている所は、もう真ん中辺りにそれをクリックできるボタンというか、付いていまして、そこを見ていくと、いろんな情報が展開されております。当然先程ありましたような、警察情報などをですね、張り付けてあったりですね、そしてこの防犯対策、いろんな会がもたれた、そういった模様とかですね。そして、今度は防犯情報、そして台風情報、いろんなものが入ってくる。毎日リアルタイムというところまでホームページの情報は難しいわけですが、4、5日、一遍の割合で、その防災・防犯情報をですね、

更新しているということがあります。そういった面から見ると、本市のホームページは県の防災気象情報のボタンがあって、いわゆるそのリンクが一つ付いているだけです。そこで、この気象情報の中身だけが見れると、それ以外の情報というのはなかなか見られない。一方で、この消防防災というコーナー、その中の防犯・防災についてという中身があるんですよ、ホームページの中に。ここにはですね、台風や地震などで避難する場所だとか、あるいは避難場所付近の地図とかがあります。そして、防犯・防災についてということで、少し記事が載っていますけれども、この中で不思議なのが、志布志警察署管内の犯罪発生状況とか、あるいは交通事故発生状況というのは載っているんですが、市長、いつの時点の分がいまだに載っていると思いますか。

○市長（本田修一君） その件については把握しておりません。担当の方に回答させます。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質問にお答えいたします。

ホームページの方の、消防防災関係の登録がいつかということですが、御指摘のとおり、2006年の2月の情報を現在流しているということですが、

○14番（小野広嗣君） この警察署管内の犯罪発生状況というのは、平成16年の分が17年の2月に載せてあるということですよ。そして、この交通事故の発生状況も、17年の2月14日現在の分で止まっているという状況です。これは新しい情報が全然流れてきていない。ですから、やはり意識が無いということなんです。だから、僕は一つ一つ言わないと分からないのかなというぐらい、この仕事が進んでいない。こういう今の行政の在り方、体質というか。それで、お互いが僕はいつも思うんですけど、所管課が違うだろうが、ホームページを見たときに、そういった状態で置かれているよと、更新せんと、また議会から言われるよと、そういったお互いの支え合いも無いのかなと、そういう気がしてならない。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） このホームページの更新につきましては、昨年もこういった議論がありまして、御指摘があったところでございます。その際にも、各課それぞれこのホームページの担当者を決めまして、更新に努めるということを部長会等でも常に指示を出してきているところでございますが、現状としまして、そういったことがなされていないということにつきましては、非常に申し訳なく思っているところでございます。今後もさらにこのことにつきましては、更新をリアルに行いまして、市民の方々が本当に見やすい形で、そして現状の生の市の情報が得られるような形のホームページというものにしていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） もうくどく言いたくないですから、もう今の市長の答弁を期待しますよ。もうこれ以上、こういう質問をしないで済むようにですね、してください。

あと、この防災情報を今後、リアルタイムというのはメールの方の活用を主に僕は言っているんですが、ホームページとしても、できればこの防災・防犯情報をですね、今、県の気象情報だけが載っていますので、もうちょっと具体的にいろんな所のホームページを参考にしながらですね、防災・防犯情報を、できれば1週間ぐらいでですね、更新して情報を発信していくというような流れをですね、作り上げていっていただきたいというふうに思います。

あと、メールの関係、これは旧志布志町時代も一回やっていますが、所管事務調査で南あわじ市とい

う所に行きました。そこで防災ネットというのを開設して、いわゆる情報発信を市民の携帯にメール情報をお届けする。これは登録者に対してです。個人情報等いろいろありますから、市でこういう事業を行っていきますと、そしてこの防災・防犯というメールを受信することを希望される方は、登録をしてくださいという形でやっています。登録の仕方なんていうのは簡単なんです。携帯電話で、インターネットでURL、これを打ち込んでいく。そして、市のホームページにつなぐ。そこで申込みのボタンを押して、自分の情報を入れれば、もうそれでOKなんです。そういう簡単なやり方ですね、こういったネット情報を市からいただくというようなシステムが出来上がっています。細かいことはもう言わなくても分かると思いますので、もう言いません。だから、そういった情報発信をしていていただきたい。小学校の方では、教育委員会のサイトで、通山地区だとか、今、少しずつそういった情報がですね、流れていきます。保護者の方に流れる。職場に入ってくる。自分は即駆け付けられないけれども、自分の身内であるとか、身近な人に連絡を取って、ちょっと気を付けてくれないかといったような手の打ち方がすぐできるということで、大変喜んでいらっしゃいます。こういった展開を全市的に、なるだけ早くやっていていただきたい。教育長、ちょっと答弁を、前もお願いしていますけれども。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま御指摘のとおり、現在、子供たちには、安全の面からも、防犯ベル等を持たせておりますし、また携帯電話等の正しい使い方を理解させながら、今、御指摘がありましたように、通山小学校区に限らず、25校すべてに、部活動やあるいは学校帰りが遅くなったときの子供たちの保護者との連絡に十分活用できるように、学校を通じまして指導してまいりたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） はい、分かりました。

市長、ぜひですね、このメールによる防災・防犯、こういった情報あるいは市の情報ですね、そういったものの発信というものが、具体的にどういった内容にしてメール情報として発信できるのかという中身については議論をしていただければと思います。

そのメール情報を市の方から登録者に発信すると、このことは今後の問題ですが、現在、市としての携帯ポータルサイトがあります。それはこちらからホームページを見るんですね、市の携帯ホームページを。この内容たるや、もう出発して大分時間が経ちますけれども、僕もここに入っていますよ、携帯の中に。6月の当番医、それとお知らせとあって、ホームページでは項目がお知らせの中、五つ、六つ、必ず出てきて、これは更新されますが、お知らせの中でも二つしか入っていません。今は更新されました志布志みなとまつり、あと税の週間を考えるとというか、こういった2点だけ、それ以外の情報は全然無いですよ。こういった情報を見るために、わざわざ志布志の携帯ポータルサイトにつなぐ人はいないですよ、ほとんど。どうですか。

今言ったことは事実ですからね、今日の朝、確認をしてきました。それだけの情報しか今無いんですよ。だから、市民に情報をより多く届けたいと市長も言われる。そういった状況なのに、携帯はみんなが今使っていますよ、ホームページを見るより、携帯で市の情報がつかめるのであれば、どんどんみんなつながってきますね。そういった受け手の情報がそういう状況であるということは、本当にすぐ検討していただいて、この中身の充実を図っていただきたいというふうに思います。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その携帯から市のホームページ等へアクセスしまして、そして自ら情報を得るといふ、そういったシステムがあるというのは知っておったわけでございますが、市民の中でそういった形で利用されている方が現実にいらっしゃるということについては、全く認識しなかったという状況でございます。そのようなことで、そのことは多分、小野議員がおっしゃるように、その中身が充実していないから、その利用度が低いんだと、認識が深まっていないんだというようなことになろうかと思っております。今後、IT社会が深まっていって、そしてまた、こういった携帯の機能がさらに高まっていくとなれば、このものについての有効活用というものは、真剣に考えていくべきだというふうに思うところでございます。このことにつきましての充実に努めていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、そうお願いしたいと思っております。ホームページにかかわらず、この携帯のポータルサイトに対しても、みんな試しに見てみるんですよ、一回。見てみた結果、それだけの情報しか無いから、もうそれ以上、二度とつなげることはない、そういう状況がいっぱいあったんだろうと思っております。今後、しっかり努力をしていっていただきたいと思っております。

あと、水道の方に移りたいと思っております。市長の方から、いろいろと今の現状をお話をしていただきました。今回の質問の趣旨というのは、いろいろあるわけですが、この大迫水源地、これを補完するための水源を探すというのが、これまでの課題でありました。そして、電気探査等を行ってきても、なかなかその大迫水源を取り巻く周辺地域、こういった所でもなかなか難しい。そして、最終的に今、最終かどうか分かりませんが、挙がってきているのが、この森山水源の問題、そして県の事業を取り入れてボーリングをしたと。このボーリングの結果はどうなんですか、その水量。水量の問題ですね、どれだけ。答弁では、これまで5,000 tあたりを確保したいという方向で、当局としての思いがありました。どうなんですか。

○水道局長（徳田俊美君） 水量についての御質問ですけれども、ボーリングの結果としましては、3,000 tが、径の200に対して3,000 tという結果が出ております。

○14番（小野広嗣君） 本年度当初でも予算が計上されているわけですが、いわゆるこのポンプ場、そして井戸・送水管の改良工事、これで1億7,500万円、そしてこの実施設計委託料で2,000万円、そして送配水管の委託料で500万円ということで、ちょうど2億円ですかね、この予算が計上されてきたわけですが、これはこの2億円にとどまるわけではなくて、明年へ向けて、実際ここが確定していけば、明年3億円ぐらい投入して、5億円ぐらいの形で事業が展開されるというふうにお聞きしていますが、それは間違いないですか。

○水道局長（徳田俊美君） そのとおりでございます。

○14番（小野広嗣君） これは市長、今、局長の方からもそういったことの答弁があったわけですが、これは今3,000 tと、本当は平城あたりから引っ張ってこれれば一番いいんでしょうけど、平城が1,000 t級しかないということで、すごく悩ましくここまできているわけですが、これは3,000 t級、そしてこれだけの事業費を投入しなければいけない可能性が出てきているという状況の中で、この井戸として確定しなければ、事業の見直しということも必要になってくるだろうと思うんですが、そこらを含めてどうなんですか、見直し。

○市長（本田修一君） 現在のところ、この大迫の水源地の稀釈水として、森山の水源地の水を持って来るというようなことで、前志布志町の時から、そういった計画が組まれていて、そしてそれに基づきまして、県のボーリング調査が始まり、事業化が進んでいるというようなふう聞いておったところでございます。水源の確保につきましては、今後、この事業を進めるにあたりまして、ただいまお話があるように、多額の経費を要するというので、この経費が将来的に水道料金に跳ね返ってこなければいけないというような形の事業化をしていかなければならないということが前提になりますので、そのことにつきましては、常に確認をしながら、この事業の推進に努めているところでございます。

○14番（小野広嗣君） まさしくそのとおりであらうと思います。将来、水道料金に跳ね返ってくる。これだけの投資をしていけば跳ね返ってこないわけがない。ただ、跳ね返ってきても、住民が納得できるだけの状況があれば、またそこで住民に対する理解をとということになるんでしょう。ただ、やはり取り組んだ事業であっても、井戸として将来的にここを確定するという絶大なる自信というか、根拠というか、裏付けが無いといけないというふうに思います。そういうものがやはり薄い場合は、事業の見直しというか、撤回も含めて考えるべき、そういった余地も残さなきゃいけない。それがやはり為政者の取り組むべき姿勢だと思いますが、その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） この大迫水源地の水源の確保ということにつきましては、緊急を要するというようなことでございます。硝酸態窒素の濃度が非常に、市民の皆さん方が懸念する濃度であるというふうなことでありまして、将来的にここが志布志市の給水のための一番大きなタンクになるというふうなことでございますので、ここは確保しなくてはならないということが前提でこの事業が進んでいるというのでございます。そのような意味から、他の水源地についても、様々な調査をするところでございますが、今申しましたような形で、その水質につきまして不安があるというふうなことでございますので、この森山の水源地からの水を稀釈しながら、この大迫の水源地の水を供給するというのを、今後、事業の核に据えてやっていくというのでございます。

○14番（小野広嗣君） 当局の基本的な考え方、ここに始まった考え方ではないというのは、十分私も旧志布志町時代から分かっているわけですが、多大な事業費の投入ということで、いろんな声が私たちの耳にも入ってきておりますし、市長にも直接届いていると思います。市長にも届けたという発言をされた方もいらっしゃいました。そういった中で、要は市民に安価で安心した水を安定的に供給していくという、そういった命題に対して、今どうしようかということで、これまで取り組んできた経緯がこうということなんだろうと思いますが、ただ先程午前中の議論の中にも出ておりました、この高吉の水源地、これは大変な水量があるというふうにお聞きして、以前水源の新たな予備水源として確保しようということで、ここの存在が大きかったんだというお話もお聞きしました。ここに関する調査とかいうこともしっかり行って、それでもなおかつ、この森山の水源地という方向へなっているのかと、そういった部分の確認もぜひやっておきたいというふうに思うんですが、そこらはどうなんですかね。

○市長（本田修一君） 先程お話しましたように、他の水源地ということにつきましても、十分調査をしております。その上でこの森山の水源地からの稀釈水というようなことに結論がなったというのでございまして、高吉の水源地につきましても、水質につきまして不安感があるというふうなことでござい

す。

○水道局長（徳田俊美君） 補足して説明を申し上げます。

高吉の湧水地につきましては、非常に古い時代から取得されていたという形でありましたけれども、土地的には共有地の問題でございまして、持ち分は非常に少ない土地ということもございます。ただ、私が直接行きまして、簡易の試薬で測定しましたけれども、多分、大迫に非常に近い数値だろうなあと思っております。それと同時に、平成の8年頃、非常にいろんな問題がありました時点でも、この高吉の水の活用については、ほとんどその当時から出ておりません。ですから、非常に災害とか水質の問題とか、いろんな問題があったんだろうなあと推測はしておりますけれども、ただ直接はやっぱり水質的に非常に問題があるということでございます。

○14番（小野広嗣君） 水量が本当に多いというのは間違いないですよ。そういった中で、大迫の水源、大迫の水源一つとっても、十分今の言えば志布志市の市民に供給できる能力はあるわけですよ。ただ、あまりにも亜硝酸態窒素が厳しいとか、いろんなことが議論されましたけど、稀釈して6とか7とか、そういったところで推移している。測り方によっては10を超えるときがあるというような質問もありました。そういった中で、水量というよりも、安心・安全な水をとということの予備水源ということで見れば、やはりどこかに確保せないかと。ただ、水量の問題も一回枯渇したから、一回枯渇したわけですよ、慌てて、あの10年当時、やったわけですから。そういう意味での水量の問題だけでいくと、高吉だって可能性はあるわけですね。ただ、安心・安全な水、その水質ということでは、どうなのかなというところで、結局森山へということですけども、じゃあここをしっかりと測定されているんですか、最近。

○水道局長（徳田俊美君） 先ほどもおっしゃいましたように、水量については、十分ございます。ただ、平成8年に水資源の対策のプロジェクトというものが、当時の旧志布志町で立ち上げられております。その中で出ておりますことは、平城から持ってくる、稀釈水として持ってくると、その他にもいろんな形が出されております。ただ、その中で現状の大迫水源をそのままの形で科学的な処理を行うとすれば、その当時のお金で5億8,000万円、約6億円かかるということでございます。そのことからしますと、水質が同じような濃度であるとすれば、この方法によらなければいけないと。であるとすれば、やはりそれよりも安くて非常に安全である水を見つけるべきだろうということでございます。

○14番（小野広嗣君） だから、よく分かるんですよ。こういう水質が同じであれば、仮に水量があろうが一緒であるということですが、だから最近ですよ、このまあ、いろいろそんなに変わらないのかなという気もしないでもないんですが、養豚業に対する規制、あるいはお茶をやっている方に対する薬剤散布の在り方も見直されて、昔よりその土壌にしみ込んでいく、そのものの割合というのは改善されていきつつあるような情報も一方ではあるわけですね。そういった情報の中で、最新のその高吉の水質の確認をされて、そしてなおかつ、やはり大迫と変わらないと、そして今言われたように、5億円から6億円ぐらいそれを有効利用しようと思っても、投入していかなきゃいけないと、そういう判断であれば、当然今言われているような、もう森山水源しかないのかなと。ここで3,000じゃなくて5,000出てくれれば有難いなあというふうにも思うわけですが、そこらをやっぴりいろいろと説明をしていか

ないと、地域住民の中から、あそこもあるじゃないかと、しっかり点検して、なおかつ駄目だから向こうへ移ったのかということが出てくるわけですね。ここらはやはり少し当局の方でもですよ、考えてください。でないと、なかなか説明責任が完成できないんですね、僕らも聞かれても。これはそういう方向性であります。一応、市長もこのことは御存知だと思いますので、局長といろいろと考えて協議をしていただきたい。すべてあっちでやるのが悪いなんて言っているわけじゃないんですから。ただですね、料金の方に跳ね返ってくるのではないのかという危ぐが住民の中にある。ましてや志布志町の住民にとっては、合併によって値上げをされているわけです。このことがやはり尾を引いているわけですね。志布志町においては、上水道と、いわゆる簡易水道が10対1の比率であった。そして、合併することによって、この比率が5対5になってしまう。そのことによって、上水道が簡易水道を補完していかなくちゃいけないという、そういった料金体制を組み上げて。企業会計を作り上げると。その中で結局は志布志町の住民が、合併してしょっぱなから痛手を被ったんです。そういう印象があるわけですね。そこへ向けて、下手すると5億円を超える事業、それをやるにはそれなりの裏付けが無いと困るよということがやはりあるわけです。そういったことを十分認識をしておいていただきたい。そして、この水道料金を合併協議の中で議論されて、ただこのことは合併協議の中でいろいろと議論もあったでしょうが、私たち議会はこのことをもんだ経緯は無いわけですね。いわゆる選挙前に、結局いろんなことが決まっていて、専決事項みたいな形で出てきたんだろうと思うんですが、この調整をする時ですよ、有明が2,200円だったものを2,000円に、志布志は200円アップするという、いわゆる真ん中を取ったような決め方はして、結局2,000円クラスになった。志布志から見れば、平均的に200円ぐらいアップしたというような形になっているんですが、これは簡易水道と上水道を調整する時に、やはり上水道で補てんしていかなくちゃいけないという部分から見ると、上水道が主力であった志布志町の方から見れば、負担として返ってくるということになったんだろうと思うんですが、僕はやはり、かなり安易に決めていただいたなという気がしてなりません。将来を考えてされたという答弁になるんだろうと思うんです。将来に対する施設整備、そして老朽管等の保守、こういったことや、いろいろと水道事業にかかってくる費用というものを考慮されて、あまり安い設定というのはできないかと、志布志町の分に合わせていくと、今後負担が大きくなるなというような設定もあったんだろうというふうに思うんですね。ただ、これまでの決算状況の中で、いろんな質疑をしていく中で、水道局長の方からも、まあそれはすごく分かる答弁なんですけど、平成17年に水道事業に関する起債の償還がそのピークを超えますと。そして、平成26年に向かっては、それが3分の1になると。そういった部分を今後の設備投資としての、例えば基金みたいに、そして、それに努力をすることによって、値上げを食い止めたいという話です。有難い話なんですけど、できればそういう方向が17年というのがもう分かっていたんだらば、合併協議の調整、そして水道料金の体系を作り上げる時に、そういう起債が17年、そして26年に向かって、3分の1に減っていく。であれば、合併当初だけはせめて、有明から見たら、すごく安くなるんですが、水道料金自体も近隣市町村より安いことも分かっています。監査報告もずっとここ7、8年分見えています。だけれども、そういう近隣市町村がどうだ、こうだというのは市民には関係ありません。今までから比べてどうだったのかというのが一番大きいわけですから、そういう起債償還のピークを超すと、そして3分の1に減少

していくという状況があって、分かっていたわけですから、そうであれば、あの時に志布志町民に値上げをするような調整ではなくて、1,800円程度です、抑えることはできなかったのかなという気がしないでもないんですが、その辺どうですか。

○市長（本田修一君） 合併協議で直接、協議会の副会長として参加しておりまして、その水道料金の調整については、非常に苦慮したところではございました。確かに御指摘のとおり、旧志布志町の方々につきましては、料金の値上げという形で合併の調整がされて、そして水道事業につきまして、市全体で水道事業を行っていく方向ということで合併協議が整ったところではございます。そのようなことで、合併いたしまして、今、お話があるように、大迫水源地の水質の問題というのが、にわかに明らかになってきたということで、そのことについて最大の水源地の水を確保するためには、改めてどうするかというような議論が私どもの中で協議がされたところではございます。そのような中で、今、お話するような形の将来に向けた安定供給するための水資源の確保というものを今、御提案するところではございますが、その中で、私どもは合併の中でそういった話が特段されなかったということについては反省をするところではございます。今後は、安定的に、そして良質な水を確保して、決して水道料金の高くなるというような方向にならないというような形の水道事業を進めたいということをお話をしていきたいというふうに思っております。

○14番（小野広嗣君） はい、分かりました。

できればですね、今後、断言はできないわけですが、例えば10年、20年は値上げしませんよということ断言するか、あるいはそれはできないのであったら、とにかく出発点の段階でいろいろと配慮に足りない部分があったということであれば、ガソリンでも上がったたり下がったりすることがあります。できれば本当に合併して、一番問題を抱えたんだらうなというのは、やっぱり旧志布志町なんだなという気がすごく日ごとに、この1年以上を経過して、住民と話をする中で感じるわけですが、やっぱり思い切って値下げをするというか、そういったことも含めてですね、議論をやはりするべきだろうなというふうに思うんですよ。そういったことも大事だろうなというふうに僕は思います。市民にとって、何でもかんでもそうしなさいということではなくて、やはり出発点で少し僕はやはり配慮が足りなかったんじゃないかという気がします。そういうことであれば、改める、そういったことも為政者として大英断を下すということも大事だろうと思います。これは投げかけとして止めておきます。

あと、この節水に関して、いろいろ言われました。このことはよく理解もしておりますが、これは水道事業で通告をしておるものですから、他の課に跳ぶと、すごく戸惑われるということで、少しこちらの方で資料をもう先にいただきました。実はすべてのことにおいて資料をいただきましたんですけど、建設部が所管する公園関係、そしてそこに付いてる水道、そしてトイレの関係、そして教育委員会の関係の公園関係、そしてプール関係、こういったものを代表的に取り上げさせていただきながら、節水ということに関する当局の考え方というものを少し議論してみたいなというふうに思っているんです。市長、あのですよ、市民にもPRをしていくという話をされましたね。この水の有効利用というもの、大切に使っていこうという方向性で訴えていくわけですね。であれば、市民にだけそのことを要求するのではなくて、要求する側の節水に対する考え方、当局のですね、当局の水の使い方ですよ。こういった

部分に対する配慮というものを今後やっていかないと、市民は納得しないですよ。ましてや志布志町民は料金が上がっていますからね。何でこういう質問をするかという、公園の水道水を使って、車を洗っている連中がいるんですよ、やっぱり。子供を遊ばせとって、水を出しっぱなしにしている、平気である親がいたりするんですよ。そういったものを監督できないのかという声もあるんです。だけど、そこに付きっきりというわけにはいかんですよ。だから、できれば、新しく出来ていく公園、そしてトイレとか、そういった所はほとんど県とか国の事業で進んでいく部分というのは、もう節水型のいわゆる蛇口になっていますよ。だから、もうそういうふうに切り替えていかないと、やはり大変かなというふうに思うんですが、いわゆる建設部の公園管理の中でも、トイレ数が8箇所、そして便器数だとか、手洗い用の蛇口だとか、いろいろと分けて出していると思いますが、かなりの部分があります。そこに水飲み用の蛇口だとか、いろいろあります。そして、運動公園の方でいくと、毎月ごとに出していただいています。総合グラウンド、競技場、便所、そしてプール、これはあるんですけど、ここはもうメーターが一つのためにそれぞれの水道料というのは出ないんですね。そして節水タイプの水道施設は付いていないという状況です。こういったことも含めてですよ、市長、節水に対する考え方というのを、市内でもやはり考えてほしい。一つの例として、志布志町におきまして、志布志中学校の水道料が一時に異常に跳ね上がったことがあります。結局漏水ではなくて、出しっぱなしだったということ。これプールに関してだったんですよ。それで、これは出しっぱなしだったということで、減免措置は採らずにしっかり取ったと。この時の志布志中学校のプールの使用料金というのは117万円、平均30万円ぐらいなんですよ、117万円。そして、去年の各学校のプール使用料金というものを出示していただきました。特に6月、7月、8月ということになってくるんですが、伊崎田小学校が7月だけで40万6,000円と突出しています。蓬原小学校が32万8,330円、そして香月小学校が3番手で多いんですが、29万7,000円。ここだけで全市の3分の1を使っていますよ。これはですね、いろんなことが考えられると思うんですが、結局、ある程度、プールは溜まっていく。あとは普通の水道水みたいにじゃらじゃらして補っていくという方向なんです、一方に配水管から出しっぱなし、蓋を閉めきっていない、そういう状況で垂れ流しになったというのが過去にあるんです。水道水に関する当局の考え方がずさんだということになっちゃいますね。市長、どうですか、この件に関しては。

○市長（本田修一君） 節水につきまして、様々な取組が必要だということであろうかと思えます。特に漏水ということにつきましては、私どもの方で常々、その漏水の対策に取り組んでいるということでございまして、そして節水につきましては、今お話がありましたように、学校と、それから公園、それからもちろん施設等ありますが、様々な施設がありますが、そのものにつきましては、今後、様々な形で市民に節水について呼びかけをしていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。今朝ほどのニュースで見たところですが、今年の夏は猛暑になるという可能性が高いというようなふうに予測がされておったようでございます。そのようなことになれば、さらに節水については市民に呼びかけをしていながら、私どもこの環境全体に対する取組というような観点からも、そのようなことが必要かというふうに思います。

今、お話にありました学校のプールの件につきましては、教育長の方で把握しておりますので、教育

長の方で回答させます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今まで学校も含めまして、水と安全はただだなどいうことを言われてまいりましたけれども、今は正しく水は買われる、あるいはまた売られる時代ということがあるわけでごさいます、学校におきまして、これはもう決して聖域ではございませぬので、教育の場におきまして、そういう資源を大事に使うということの教育は、当然行わなければならないと考えております。

今、先程ありました、プールのことでございませぬが、御指摘のように、確かに1、2の中学校でプールの水の使い方が大変ずさんでありました。そのために水道料が跳ね上がっているという学校がございました。事実でございませぬ。昨年も一つ、ある小学校がございまして、それはなぜそうなったかと申し上げますと、プールの水を入れ替えるということをしなきゃならないという作業の時に、出しっぱなしにしてですね、そしてオーバーフローさせてですかね、そういう形で水を入れ替えようと、校長がしたらしいのであります。誠に幼稚なやり方なのであります、それでもって気が付いた時には、結構な値段になっていたということでございませぬので、すぐ校長と教頭を教育委員会に呼びまして、厳重に注意したのが昨年のちょうど今頃でございませぬ。その後、ある小学校ではプールの漏水がございませぬので、現在、これは蓬原小学校でございませぬが、この前、学校訪問いたしましたら、すっかりきれいになっておりましたので、もう漏水の心配はなかろうと思っておりますのでございませぬ。

いずれにいたしましても、学校の校長、教頭を通じまして、このことも十分資源を大事にするという一端においてですね、子供たちにも、あるいはまた校長自らが、そういう出しっぱなし、垂れ流しというようなことの無いように、シーズンまいりましたので指導してまいりたいと、このように考えております。以上でございませぬ。

○14番（小野広嗣君） ぜひです、教育長だけじゃなくて市長、この節水を市民に呼びかけるだけではなくて、行政側のいわゆる節水に対する、水に対するとらえ方というのを変えていかないと、こういったことが起きてしまうんですね、これ水道局は儲かるんですよ。水道局に納めるんですよ。水道局も悩ましいですよ。市民に安心・安全な水を大事に使いなさいと言いながら、一方では納めてくれないと大変な状況になると。だけれども、こういった小学校の問題、志布志中学校の問題、過去の。110万円なんてとんでもない金額、これは市民に損害を与えたわけですよ、実際は。このことに関して、こういった光熱水費の問題一つ一つ取ってですよ、今回は水だけで言っていますけど、本当に職員の中にもこういったことの意識というものを高めていただくように、ぜひともお願いをしておきたいと思っております。この件に関しては、もう終わりたいと思っております。

あと、スポーツ関係ですが、このスポーツゾーンということで、今お話をしました。市長の方からも、旧志布志町の時にいろいろと計画はあったわけですが、財政的な面で具体的などころまでいかなかった。そして、今、暫時、年次的に少しずつ改修・補修を行っていただいているわけですが、この一貫性、僕は市長のです、あの地域をスポーツゾーンとしてどう生かしていくのかと、こういう思いというのはそれなりにあられると思っております。Jリーグを呼びたい、そして全国規模のグラウンドゴルフ大会もやりたい、それはあそこに限ったことじゃないです。いろんな思いを持っていらっしやって、それが施政方

針に表れておりますが、やはりそういったものを本当に具体的に練り上げていく。このスポーツ振興のための基本計画みたいなものをしっかり作り上げていかないと、なかなかうまく進まない、そのように思います。そういった意味からいくと、いろんな方々の意見の集約を図れる、そういう体制づくり、いつものような諮問機関じゃないんですよ。そして、職員の中にも、市長の方にいろいろな案を提示された職員もいらっしゃいますね。そして、現場に精通されている職員もいらっしゃいます。そして、そういったことに対して、スポーツに関するプロの方々、いろんな多くの方々の意見を取り入れて、それをまとめ上げていくシステム、これがまず必要だろうと僕は思うんです。その辺はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 私自身は、志布志市の体育協会の会長ということでもあります。そのようなことで、現在その各種スポーツ団体の取りまとめ役というような立場で、様々な団体から様々な要望をいただいているところでございます。しかしながら、このスポーツを楽しんでおられる、あるいは自分自らの体力向上、競技力向上に取り組んでいただいている方のみでなく、市民全体の健康増進、地域振興という観点から、この地域のスポーツ振興については取り組まなければならないというふうに考えるところであります。その中で、この志布志運動公園一帯のスポーツゾーンについての利活用については、さらなる検討が必要だというふうに思うところでございますが、今、御指摘のとおり、そのような観点から、このスポーツゾーンを生かすべきシステム、あるいは市全体のスポーツ振興、健康増進に寄与するようなスポーツというものはいかにあるべきかというような観点からの協議会なるものは、設置していないということでございますので、今後、そのことについては取組をしていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。それはもう理解できる答弁でありますので、ぜひ、今答弁された方向でですね、努力をしていただきたい。なぜこういう質問になるのかというと、やはり全く考えなくてですね、整備にこれまで当たってきたと、そこまでは言いません。しかし、例えば理解がされないことがある。例えば、理解ができないというか、まずいことをやったということではなくて、市民になぜなのかなということが知らされない形でいろんな事業が展開されていく。裏があると思うんですけど、例えば今回、運動公園に行ってみますと、サッカー場の西側の方にフェンスが張ってあったんですね。こういったこともどういった状況からこういったのが生まれたのかというふうに僕なんか不思議に思うんですが、その辺の背景はどうだったんですか。

○生涯学習課長（小辻一海君） 議員申されましたことについてでございますが、現在、ふれあい広場という名前と呼んでいる所でございますが、大隅ニフスとか九州リーグというサッカー大会も一応あそこで行われているわけで、向こうの方がなかなかボール等が角の方へ走ったりして出るということで、その辺りを少し全体的フェンスをしていただくということではなくて、角だけでもいいですから、フェンスをしていただけないかというようなこともありましたので、そういうことでしていったということです。そしてまた、今回、議員御存知のとおり、県民体育大会も9月15、16日に開催されますので、それにも合わせましてフェンスを設置したということでございます。以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 例えばですよ、そういう要望があつて、そうされたんだろうというふうには理解はしているんです。ただ、いろんな案があつて、ここをスポーツゾーンとしようということで、この

志布志運動公園基本計画平面図というのが案として市長の方にも届けられた経緯があると思うんです。例えば、この多目的広場一つ取ってみても拡張をしていくと、そしてここの分がこちらに広がっていきうという計画を、あくまでも計画ですけれども、こういった計画性の中に今度はそういったのが入ってくると、もういわゆる一つ一つが要望があったとはいえ、計画性が無いがゆえに、その計画があるから将来的にはこうなりますのでというふうに言っていけば、待っていただくということもできたらと思うんです。そういう行き当たりばったりのですね、対処療法的な整備の在り方というものが出てきて、結局、将来的にスポーツゾーンとして整備していくときに、それも取り外さなきゃいけないとか、いろんなことが出てくる可能性があるようなやり方をしている部分があるんです。そこらどうですか。

○市長（本田修一君） 新市になりまして、この地で県民体育大会が行われるということが決定されておったところでした。そして、志布志の運動公園を中心に、志布志市では県民体育大会を開催する。もちろん、やっちくの方でもするわけですが、そのようなことが決定されておりまして、それに伴う整備が必要だったということで、今お話しした陸上競技場の整備、あるいは補助グラウンドの土の入れ替えとか、そういったものに取り組もうとするところでございます。そのような意味から、総合的な観点から、こうして整備が取り組まれたということではなかったというのは御指摘のとおりでございます。今後、そのような観点から進めていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、もうそういう方向で、今後の計画性を持った流れでの整備ですね、こういったもの、そして将来的な展望を持った上で、いろんな声があがった。あるいは今の大会にしてもそうです。そういった将来的な設計を配慮しながら、目の前のいろんなイベント等に関して整備をする場合も、将来ここをいじった場合どうなるのかということも配慮しながらですね、やっていっていただきたいと思います。

今回ですよ、県体の話をされましたが、市長はこの県体の実行委員長ですか、実行委員長。ということは、この県体につながるすべてのことの責任も持つんですか。持ちますね。ちょっと答弁しとってください。

○市長（本田修一君） 県民体育大会の曾於地区の実行委員長でございます。

○教育長（坪田勝秀君） 県民体育大会の市長は、大会会長という立場でございます。

○14番（小野広嗣君） 会長らしいです。何か格上げになったのか、格下げになったのか分かりません。とにかく、冠としていらっしゃるわけですね。いろんなこのことは通告外ですので、もう言いませんけれども、いろんな形で大成功に終わらせなければいけない責務があることは、やはり市長もお分かりだろうと思います。この件は一応確認だけさせとってください。また、後ほどいろいろと言いたいことも出てくるやもしれませんのでね。

例えば、この総合開会式場が当初、志布志運動公園でやるというふうに、僕らにもあったんですが、これ変更になっていませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

開会式と閉会式はですね、やっちくふれあいセンターで行うようになっております。これは県の方からの指示でございまして、できるだけ華美にならないようにしてくれないかというようなことがござい

まして、今後、屋内です、これから先の開会式はやるようにという指導といいますか、そういうこともございましたので、今大会はやっちくふれあいセンターで両方とも行くと、こういうことに決定しております。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。なぜ変更になったんだらうかということが、一部の関係者は理解されていますけれども、住民の中には、ここであるんだということで、陸上競技場、あそこを中心にして行われるんだというふうにあったのが、何でなくなったらうかということで、何で何でというだけが走ってしまう。これもやっぱり良くない在り方だらうと思いますので、気を付けていただきたいなあというふうに思います。

もう時間がまいりました。この中・長期的な事業計画の推進ということが、今後大事になってくると思います。だから、スポーツ振興基本計画、マスタープランなるものを、しっかり意見の言える、また意見の聞ける環境づくりの中で練り上げていっていただきたい。職員からも、現場がよく分かっている意見等もあります。陸上競技場の整備でも、去年いろいろありましたね。舗装の問題、教育長も、もう言いませんけれども、分かっているらっしゃると思いますので。予算の関係もあったんでしょう、だけれども、やはり長期的な5年とか10年単位で何千万円というお金を投入して補修を繰り返さなきゃいけないような在り方、それよりもきっちり雨天時でもいろんなイベントが持てるようにですね、造り上げていくという、そういう方向性も大事だったんだらうなという気がします。それはもう分かっているらっしゃると思いますので、そういったことを含めてですね、今後しっかり検討をしていただきたい。いろんな意見がある中で、港の側から、いわゆる多目的広場の方に渡っていく、この架橋ですね、こういったこともしっかりビジョンの中に入れて、あちらから入ってくる方法は無いわけですよ。そういった方法等もやはりしっかり考えてほしいというものがあります。そして今回、サッカー協会からも、サッカー協会というか、8団体、要望が出ておりますね。そして、市長ももう十分御存知だと思いますので、志布志市民にとって、さんふらわあが残ったということは、こんなに嬉しいことはありません。しかし、そのさんふらわあに乗って、さんふらわあの中をよく1泊で大阪に行くとか、そして帰ってくるとか、そういう経験を毎月される人というのは、よほどその仕事に従事している人以外はありませんね。志布志の港が貨物量、コンテナ量が右肩上がりですとどんどん増えていくと、素晴らしいことだという方向性の一方で、志布志にとって、市民にとって、あの港は一体何になるのと、全然憩いの場所にならないじゃないかということが以前からありました。極端に言うと、市民と遊離している場所であるという部分がありました。みなとまつりの時だけにぎわいますがね。そういった状況の中で、今回、あの緑地公園の整備の中で、陳情にも上がっていますように、あそこにサッカー場を整備していただきたい。僕はそうすることによって、地域住民がよりあそこに足を運ぶ、あるいは大隅半島域の人があそこに足を運ぶ、そのことによって志布志港の良さも理解していただける。そういったことをすごく考えるんですね。陳情にも大隅半島の核となるようなスポーツゾーンの施設整備が図られるようがありますように、私も冒頭で質問をさせていただきました。全国の方々から、志布志のスポーツゾーンというものがあこがれの的になる。あんなすばらしい環境の整った所は無いと言われるようなですね、計画をしっかり練り上げていただきたいし、今回のこのサッカー場施設の整備に関する陳情書も上がっていますが、これ、本当

に市長、県の方にですよ、声をどんどん上げていく。議会も一体となってですね、取り組んでいかなきゃいけない、そういった陳情であろうというふうに思っております。この件に対しての意気込みを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新若浜の整備につきましては、19年度中というふうなことで、当初進んでおったところですが、ガントリークレーンの設置の関係で、来年の夏以降に供用開始ということになるということでございます。そのことで、にわかに、あの新若浜の活用について、市民の目も向けられてくるんじゃないかというふうな思うところがございますが、19年度の事業が済んだ後には、周辺緑地の整備が済むというふうな聞いておるところでございます。その整備につきまして、私どもは合併当初から、あるいは前の慶田町長の時代から、この緑地整備についてはスポーツ振興に寄与するような形で整備はしてほしいというふうな要望を国・県につきまして、しておったところがございます。そのような流れの中で、今度、私どもとしまして、県とともに、市民による30名のワークショップを組みまして、その中から様々な提案をいたしまして、県が主催する検討委員会において提出したところがございます。このことを受けまして、県の方でも、国にそのことについて要望するという流れになっておりますので、早い時期にこのことについては、明確な回答が来るというふうに思っております。そのようなことを含めて、この地域全体が今申します運動公園周辺のみならず、新若浜も含めた形で、私どもの市民の誇りうる財産となつて、そこが私が施政方針でも、そして様々な場面でもお話しますように、いわゆる新生志布志市のメッカとなつて、この地を中心に全国に情報発信できるスポーツゾーンとして形成できるんじゃないかなというふうな期待をしているところがございます。どうぞそのようなことでございますので、議会におかれましても、様々な形で援助いただきたいというふうに思うところがございます。

○14番（小野広嗣君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで4時10分まで休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に、24番、宮田慶一郎君の一般質問を許可いたします。

○24番（宮田慶一郎君） 早速、質問に入ります。

まず、志布志の木「ビロウ」推進事業についてお伺いいたします。本事業は、志布志の木の鉢植えのびろう樹を幼稚園や小・中学校の子供たちに志布志の木であることをお知らせし、親しみを持っていただきたいとの思いから考えられたと思います。各学校の玄関付近に置くことにより、風雨にも負けず、たおやかに伸びる姿を、生きる指針とさせたいとの目的であります。しかし、私は、各玄関付近に置くことで、その目的が本当に達成されるのか疑問に思うところあります。びろうの木の本当の特徴は、

苗木の段階ではなくて、成木になることによって理解できるものと考えます。その目的の達成には、その成木を地植えすることがもっとも良い方法ではないかと考えます。市長、教育長はどのように思われるかお伺いいたします。

次に、水道事業についてお伺いいたします。現在、森山の水源付近に井戸掘りがなされ、それに伴う送水管、ポンプの設置、そして設計委託料2,500万円を含め、約2億円であります。さらには、20年度には、送水管、配水管、そして配水池建設費として約3億円が予定されているとのことでございます。森山水源には、計、約5億円の出費が予想されるところであります。一方、大迫水源地では、冠水対策工事が行われております。内容といたしましては、水源地の冠水対策及びポンプ室浸水対策であり、工事費は約2,900万円とのことであります。これらの工事につきましては、今、急いでしなければならない問題ではないと私は考えます。一部の工事は、する必要の無いものもあるかもしれません。今になって、私がこの質問をするのはおかしいと思われるかもしれませんが、新しい情報が入ったことから質問をさせていただきます。本当に市民の立場に立って、そして水道法、公営企業法の精神に基づいた計画をし、実行されたのか疑問に思うところあります。議論により、問題が無いことを私は望みます。したがって、具体的に真しに答弁していただきたいと思います。

次に、旧志布志町の旧家に眠る歴史遺産を保存し、観光に役立てる考えは無いかお伺いいたします。この歴史遺産は、観光事業として総合的な産業の一つとしてなり得るものと私は考えます。本市には文化遺産が数多くあります。志布志のほとんどの人々はそれを知りません。私はこれを観光の目玉の一つとして活用することは、市の産業振興を図る上でも必要な施策ではないかと思えます。これまでに貴重な歴史文化遺産は分散しており、市外へ持ち出されたのも少なくありません。これからも、散逸、消滅の恐れがあると考えます。したがって、早い時期に公的な施設という、安全で信用のある場所で保存し、活用することが大切だと考えます。箱物を造るとお金がかかります。したがって、なるべくお金を使わないというやり方で、私はできるのではないかと考えます。豪華な施設は必要ではないと思えます。そこで、提案でございますが、旧家の中に山中家住宅、これは油屋跡でございます。そして、中山宗五郎屋敷などの復元により、活用することも可能であります。現在、山中家住宅の方は屋内の整理をしつつあると聞き及んでおります。ここに文化遺産を保存でき得るものと考えますがいかがでしょうか。展示品、収蔵品はすべて購入するものではなくて、所有者の希望により、寄託という形で預けてもらうこともでき、経費の軽減にもなります。施設管理や案内などについては、観光協会や歴史に詳しい観光ボランティアなどの活用も可能だと考えます。このような施設が市内の身近な所があれば、貴重な文化遺産をみんなで守ろうという意識が高まり、火災や盗難予防、それにきれいに衛生的にしようとする意識を育てる土壌ができ、安全で安心のまちづくりにもつながると思えます。市全体の観光ルートと近隣観光ルートを結び付け、市の観光の発展につながると考えますが、市長はどのように思われるかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 宮田議員の一般質問にお答えいたします。

びろう樹の苗の配布についての御質問でございますが、新生志布志市が誕生しまして1年経った平成19年1月、本年1月でございますが、そのシンボルとしまして、志布志市の木が「びろう」、花が「ひ

まわり」というふうにご披露できたところでございます。御案内のように、びろうはこれまで長く市民に親しまれ、志布志の地になじんだ植物であり、市教育委員会としましては、郷土に誇りを持ち、志の高い子供を育成するために、未永く市のシンボルとして大切にしていける教育が大切だと考えていたところでございます。現在、25校のうち10校に何らかの形でびろうが植栽されていますが、校庭の隅にあつたり、名前が分からなくなつたりして、子供たちにとって身近に感じることができにくくなつております。そこで、子供たちが日常の学校生活で目にしたり、触れたりできるよう、まず手始めに鉢植えの形で各学校に配置しようと考えているところでございます。御指摘のように、びろうは10年も経つと大きく成長しまして、とても鉢のままでは何十年も置くことはできませんが、子供たちに市の木としての意識が定着する2年後ぐらいには、各学校で未永く育てるべく学校敷地内のしかるべき所に定植させたいと考えているところでございます。今後とも、我がふるさと志布志市に誇りを持ち、志を高く成長していく子供たちの育成に御理解・御協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。

2番目の質問で、大迫水源のことについての御質問でございます。水道事業についての御質問でございます。大迫及び森山水源のことについての投資とその効果についてということでございますが、これまで幾度となく議論になってきたところでございます。大迫水源地を補完する森山水源地の投資に対する効果につきましては、利用者の皆様への安心と安全な水が供給されることが重要であり、最大の効果と考えております。特にこのことに期待しますことは、旧志布志町における平成8年頃よりの取組であります水質の保全や水源の確保についてプロジェクトチームを設置し、多角的処理や稀釈の検討をしたり、また数年にわたり調査ボーリングを実施したりして、かなりの努力をなされたにもかかわらず、解決に至る結果は得られなかったということであり、これを各年度ごとに評価している監査の意見としましても、「水源は永久的に保証されているものではない。特に最も供給量の多い大迫水源地における新たな水源の確保は、水道事業の最重要課題である」として、数年にわたって報告を受けております。このような経過を踏まえ、新たな水源の確保として取り組み、予算化に至ったところでございます。

次に、旧志布志町の旧家に残る歴史的宝物を保存し、観光に役立てたらどうかというようなことでございますが、旧家に残る歴史的文化遺産や美術工芸品等を展示する資料館の建設につきましては、旧志布志町時代、総合的な博物館公園施設として計画がありまして、調査特別委員会も設置されており、「計画どおりに年次的建設を要望する。」という最終調査報告を出されていたようですが、その後、社会情勢や経済情勢の変容などの諸般の事情により計画は見直され、現在では当初の計画どおりの建設は困難になったということ聞いております。

御質問の件につきまして、これまでの経緯を踏まえまして、今、市が進めている「歴史の街づくり推進事業」において、街全体が博物館というようなフィールドミュージアムの考え方に立って、この事業を取り組んでまいりたいと思います。市としましては、今後、観光基盤整備事業としても位置付け、事業に伴う財政的投資が即効性を生むよう推進を図ってまいりたいと考えております。具体的なことにつきましては、これまで教育委員会の方で計画を進めてまいりましたので、教育長に説明させます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

このことにつきましては、歴史の街づくり推進事業の中でも、特に急を要する施策として度々御意見が出されたようでございますが、平成17年の志布志城の国指定を契機といたしまして、いよいよ具体的な事業の実施段階に入ってきたと認識をいたしております。御質問の旧家に残る歴史的文化遺産を保存・公開する施設の整備として、教育委員会では、商家資料館の修復整備事業に取り組んでいるところでございます。今年度、専門機関による調査と基本設計を行いまして、2カ年で修繕と整備工事を実施いたしまして、22年4月には主屋の展示施設を開館させる予定といたしております。その後、敷地内にある土蔵を活用いたしまして、観光案内所や琉球漆器の資料館など、各種施設を整備する計画もございます。この他、国指定名勝として答申された福山氏住宅を武家資料館とすることや、あるいは市指定建造物でございます東郷医院を医事資料館とすることなども計画をいたしているところでございます。この事業進捗に併せまして、フィールドミュージアムの街にふさわしいポケットパークでありますとか、あるいはトイレなど、利便施設の整備も不可欠でございます。文化財の保存活用と観光基盤整備事業を両輪として、やはり取り組むべきではないかと、教育委員会としても考えているところでございます。以上でございます。

○24番（宮田慶一郎君） びろう樹の配布ということで、いろいろと私も調査してきました。先程、市長が言われました、子供たちに志を高く成長してほしい、そういったことを願って、びろう樹のこの鉢物をですね、置くんだということでございました。市長の考え方はどうなんでしょうか、ここに書いてある「風雨にも負けず、たおやかに伸びる姿を生きる指針とさせたい。」というふうに書いてあるんですよ。先程言われました、志を高く、成長を願って、そういった意味でしょうか。同じ意味ですか。

○市長（本田修一君） 志を高く生きていくという中には、やはりいろんな風雪にも耐えながら、そのことをもって生きていく様が当然あるべきだというふうに思います。そのような意味で、同じ意味合いでということで御理解いただければと思います。

○24番（宮田慶一郎君） もうそれでしたらですね、鉢物というのは、今差し上げたその写真、そのような鉢物を配布するというところでございますね。そうしますとですね、御存知のように、びろうというのはすごく大きくなります。いつまでもそういった小さな鉢物に入れておくわけにはいきません。そのことを今後どうされるのかお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先程市長も答えましたけれども、当分の間、いろいろと専門家にも御相談しませんと、私ども詳しくはびろうの木のその特性とか知りませんので、大体私どもが考えておりますのは、当分の間は、小さな鉢で、ああこれがびろうなのかと、私自身、残念ながら、フェニックスとしゅろとヤシの木とあまり見分けがつかないような状況でございますので、ぜひ子供たちにもですね、まずこれだという、そしてまたあつという間に大きくなるのか、何年ぐらいで大きくなるのか分かりませんが、もうどうしても学校の、先程市長が申しましたように、しかるべき所にきちっと札を立てて、名札をですね、そして「市の木びろう」というふうにして示そうと、こういう考えで、当分の間は、1年か2年か分かりませんが、鉢植えでと、こういうふうを考えているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 市長も、教育長も、鉢物というのは、移動させるために鉢に入れる、あるいは

は大きくさせないために鉢に入れる。それから、いろいろありますね、理由は。例えば、人間で言いますと、ウェイト制のあるスポーツがありますね、レスリングとか、柔道とか。あれと同じように、食べ物を食べないで体重を落とすと同じなんです。鉢に入れておけば大きくなりません。小さく育ちます。しかし、1年か2年後に移植する。例えば地植えにした時にですね、私、知ったかぶりで言うようですけども、実は私はもう3年程ですね、3年間程、移植の仕事をしました。もちろんその中にはびろうもありました。サタツツジもありました。佐多辺塚という所ですね、仕事をしたんです。ですから、ちょっとは知っているつもりですが、移植したときには、今まで鉢の中でこなされているわけですね。ですから、砂漠の砂が水を吸うようにですね、すごく大きくなるんですよ。今、そのような小さな状況、しかも鉢が小さい。その時点ではですね、この葉っぱの茎にですね、とげがありますね、そこに。どうですか。それが茎の両方に付くわけですよ。大きくなると、もっと大きくなります。ここにですね、幼稚園、小学校、非常に危ないんですね。すみません。どう思われますか。

○教育長（坪田勝秀君） 今、議員、御指摘・御指導がありましたように、大変とげが立って危ないよという御指導でございますので、そういうことも踏まえまして、これを予算通過いたしましたならば、そういうところもよく考えて、安全を学校長に指導しましてですね、縄を張るとかですね、そういうことをして、そして直接触らないようにですね、するような工夫をしながらやっていくか、したいというふうには考えているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 今、教育長にやりました、その葉っぱ、何の葉っぱか分かりますか。

○教育長（坪田勝秀君） これはきょうちくとうじゃないかと思うんですが。

○24番（宮田慶一郎君） きょうちくとうですね。その葉っぱは香月小学校から持ってきたんです。もちろん御存知だと思うんですが、その葉っぱをですね、4枚食べると、牛がですよ、大きな牛が4枚食べると死にます。それがですね、香月小学校の歩道側にですね、置いてありますね、たくさん。そういうこと、その今、びろう、やっぱりですね、私、昔、自然塾というのを経営しておりましたけれども、やっぱり経営者になりますとですね、まず事故をしないこと。特にですね、女の子の顔に傷を付けないこと、一生の問題です。その小学校、幼稚園の子供たちがちょうどですね、葉っぱが出た時に、顔に当たったりすると危険なんですよ。どう思われますか。

○教育長（坪田勝秀君） 今、私もそんなに危険なものとは、正直申しまして知らなかったもので、不勉強で申し訳ございません。いずれ高くなるだろうという素人の知識でしか持ち合わせておりませんでしたので、当分、しばらくはこのままで、それでもって今おっしゃるように、そういう子供が触って、とげが出るというようなことでありますと、縄を張ってですね、近寄らないようにでもして、そしてできるだけ目に安全な所といいますか、近寄らないというと、また遠ざかって、あまり意味がないかもしれませんが安全に気を付けながら、育てていく方法はないものかと思っているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 先程写真を渡しましたね。それは何だと思われますか。

○教育長（坪田勝秀君） ワシントンヤシかなと。

○市長（本田修一君） びろうかと思えます。

○24番（宮田慶一郎君） ワシントンヤシなんですよ。私がこう言うのはですね、ワシントンヤシとびろうは全く見分けがつかないんです。しかしですね、決定的に違うところは、ワシントンヤシは真っ直ぐ伸びるんです、真っ直ぐ。そして、びろうはですね、曲がって、すみません、議長。そういうことで、もう一つ違いがあるんですよ。びろうはですね、普通の土であれば、10年に約1尺伸びます。ワシントンヤシは1m伸びます、1m、そこが違うんですね。ですから、びろうを先程おっしゃいましたけれども、どこかの校庭の、どこか一部に植えたいと、地植えをしたいとおっしゃいますけれども、1尺伸びるのに10年かかるわけですよ。常に子供たちの目線、首線、顔の線にあるわけですね。よほどやっぱり気を付けなければならないと思うんです。このびろうについては、この付近でいいですね。

じゃあ次、3日前にですね、新聞に「ど根性びろう」という、見られましたか、「ど根性びろう」。根占にですね、土のない所に「ど根性びろう」が生えたと。これはですね、びろうじゃないんですよ、ワシントンヤシ。専門家に確かめてみました。新聞社の間違いなんです。砂のない所に生えたというふうに書いてありますけれども、砂のない所には根は生えません。新聞社の間違いです。

大迫水源についてお伺いいたします。私の方から整理して申し上げますので、大迫水源のですね、湧水量、これは1万2,000tですね、1日。そして、浅井戸7,300t。そして、1日の使用量、志布志市民の使用量が平均7,200tなんです。そこでですね、亜硝酸態窒素がですね、先程来、市長は先の議員に対して、とにかく亜硝酸態窒素が増えてきたと、今やっと分かった、危険だというような、待たなしの言い方をされましたけれども、このですね、亜硝酸態窒素というのは、もう15年前から同じなんですよ。今始まったんじゃないんです。だからですね、全く慌てる必要はない。よく計算してみてください。1万2,000t、7,300t、使用量は7,200t、残っているのが1万2,000tなんですよ。そしてですね、この亜硝酸態窒素の値が昭和63年、高吉が3.8、大迫湧水地が6.0、そこで市長にお伺いしますが、高吉の亜硝酸態窒素はいくらですか、今現在。

○市長（本田修一君） 先程小野議員の中でも質疑があったところでございますが、大迫水源地とほぼ変わらないのではないかとというようなことでございます。大迫水源地の方が8程にきているということでございますので、その濃度ではなかろうかというふうに思います。

○24番（宮田慶一郎君） 森山水源をですね、これだけ5億円もかけてやるということであれば、もちろん高吉の方も、その水質検査をしたはずですよ。そして、なるべく大迫水源の近くから湧水が出ている所をですね、調べるのが先だと思うんですが、調べられたんですか。

○水道局長（徳田俊美君） 私の方からお答えをしたいと思います。

高吉の水源のことについてのお尋ねですけれども、その前にこれまでの経過的なものとしてお話をしたいと思います。まず、平成8年に硝酸値が高くなってきたということで、いろんなプロジェクトが設置されて議論をされております。それから、平成10年に水道事業におきまして、いろんなことがございましたけれども、それを受けまして、平成11年の6月に所管事務調査が行われております。これには宮田議員も御参加をされておりますけれども、その中で平成10年の8月10日から8月18日までの間に、大迫水源の湧水が濁水をしております。8月の18日には大迫の配水池の水位が約1mに達したということで、曲瀬一帯が断水をしたという事実関係が、その中で報告されております。ただ、その時点でも、そ

れからそのことを受けまして、大迫水源の近くにおきまして、各種のボーリング調査をされております。したがって、その時点でも高吉の湧水についての利用ということは、ほとんど出てきておりません、現実にはですね。それから、私は、直接、今、高吉の湧水地について測定した記録は持っておりませんが、ただ簡易なやつでは測定をしております、非常に高いだろうなという印象を持たせるような感じでした。それが今の事実関係でございます。以上です。

○議長（谷口松生君）　ここでお諮りします。本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

引き続き一般質問を続行します。

○24番（宮田慶一郎君）　市長、やはり5億円もですね、かけるような仕事ですから、最善を尽くして調査をし、そしてやっぱりかかるべきだと私は思うんですが、今の話によりますと、亜硝酸態窒素の検査はしていないという答えでした。私はですね、もう一つ聞きますけれども、今年の断水、ありましたね。市長、あれは何が原因だと思われませんか。私、よく分かりません。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

今年の断水につきましては、7月5日、6日にかけて大雨が降りまして、それによりまして安楽川が増水しまして、大迫水源が水没したということでございます。そのことで給水ができなかったということになりました。それで断水しました。

○24番（宮田慶一郎君）　じゃあお聞きしますが、その時にですね、モーターがあるんですね、モーターは上げましたか。どうですか。

○水道局長（徳田俊美君）　今年の7月の5日、降り始めが10時、それから11時には時間雨量102mmという水量でございます。当然、予測をしていない時点でございます。私が到着をした時には、既にもう満水でありまして、うちの前次長が電源のカットのために入った時には、入口の所まで水位がありました。ということは、それを止めるのが精一杯だったという現状でございます。以上です。

○24番（宮田慶一郎君）　市長、今年のその断水もですね、モーターを上げていないんですよ。上げるように説明はちゃんとしてあるわけです。上げるためには、約1時間あれば上がるんだそうです。それをしていなかった。それをやっておれば、断水にならなかったんです。言うならば、人災ですね。人災であるかないか、市長、お答えください。

○市長（本田修一君）　ただいま局長が答弁しましたように、7月の5日の大雨につきましては、予想だにできない集中豪雨であったということでありまして、職員は適切に対応したというふうに考えております。

○24番（宮田慶一郎君）　やはりですね、急に雨が降るということはないと思うんですね。あそこまで浸かるということは、何時間前、分かっていたんです。今まではですね、今までと言いますかね、十何年前まではそういうふうにして、モーターを上げていたんです。最近は上げないわけです。もうそれは

それでいいですが、それでは質問をいたします。あそこの大迫のですね、今度、工事をしていますね。ちょっとすみません。その前にですね、この9月議会です、もう議会だよりに、今回の大雨で水源地の施設等が冠水して、長い所で3日間の断水があったようだと、冠水しないためにどのような対策をするのか。それに対して、市長がですね、この水源と施設を切り離して、高い位置に移設することだが、多額の費用を要するために、各施設の経過年数を考慮した冠水対策の手法を検討している。その冠水対策が今、仕事をされているわけなんです。その冠水対策というのは、局長、どういうものなのか、ちょっと説明してください。

○水道局長（徳田俊美君） 冠水の対策につきましても、いろんな手法があると思っております。ただ、今回取りました手法は、本体の建物を囲む従来の施設がありまして、それを従来の施設とそれに合わせて継ぎ足しという形で、全体の機械室がある部分につきまして、全体を嵩上げて、水の流入を防ぐと。そして、ある程度、場内だけに溜まった水だけを外へ出すというようなことができる手法としたところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 今、この写真のような工事ですね。この中、モーターの中をですよ、水が通っていくわけですね、ポンプの中を。そのポンプ、災害時にはそのポンプの中を水が通るわけですね。そうすると、その水は災害の、大迫水源の水を吸い込むわけですね。そうすると、大迫水源は常に大雨が降ると、水浸しになるわけです。そうしますと、この壁があってもですね、私、意味がないと思います。どうでしょうか。

○水道局長（徳田俊美君） 御存知のように、大迫水源地の地形の中で、機械室を挟みまして反対側の方に湧水池がございます。そこから導水管でポンプの着水井の中に管径の500で引いております。基本的には災害が、台風とか、災害とか来る前には、そのバルブは閉めるということでございます。と同時に、先程おっしゃいました1万2,000 tの水でありますから、ポンプが回らなくなりますと、自噴をしてきます。したがって、一般の水とは混ざらないということになっております。

○24番（宮田慶一郎君） 洪水が出た時にはですよ、逆流をしてくるでしょう。川の水がその水源の水から遡ってくるでしょう。そのときはどうしますか。

○水道局長（徳田俊美君） 基本的に、湧水地及びその使わない水につきましては、今の建物の下を河川までパイプで抜かせております。そこにつきましては、ゲートが付いておりまして、一定量を超えますと、そこは塞がってしまいます。そのことでさっき言いましたように、湧水地の方が自然に溢れてくるということでございますので、機械室の中に自動的に河川水が越流なり、もうちょっと下の方の岩戸のカーブのあたりから満水になって逆流してくる水は当然ありますけれども、越流をしない限り、そこ自体がそのことであふれることにはなっておりません。

○24番（宮田慶一郎君） 洪水の時にはですね、いくつもの湧水が出てくるんじゃないですか、あの付近は。

○水道局長（徳田俊美君） おっしゃるとおりでございます。ただ、今回、壁を上げをしたのは、機械室をもつ施設のみでございます。ですので、湧水の方は先程言いましたように、水が混合しないということで、無理に壁を設ければ、かえってその分だけ抜ける方が遅くなるということで、機械室のみの処

置にしております。

○24番（宮田慶一郎君） 今のお話によりますと、災害時、洪水時には、そのモーターを止めるということですか。それとも、継続して、水が出てても継続してモーターが回るということですか。

○水道局長（徳田俊美君） 今、自動でそれぞれ水を揚げております。ですので、今、配水池の高さが満水で5 mでございます。その4 m70ないし80、常にそれだけ下がったら自動的にポンプがかかるようになっております。ですので、常にその水は一定の量は確保されているということでございますので、災害時の緊急時になったら、電気をストップさせて、モーターを止めるということにしております。

○24番（宮田慶一郎君） そうですね。ですから、結局ですね、災害時には、いずれにしてもモーターが止まるということですよ、水が上がったら。そうすると、中に水が入らなくても、モーターは止めるということですから、結局これはしなくてもよかった。災害時にモーターを上げればいいわけですよ。どうですか。

○水道局長（徳田俊美君） モーターそのものを実際に持ち上げた事例は小さい所はありますけれども、大きな所については私も見たことはございません。ただ、業者が交換のために、今回の災害で外して見たことはありますけれども、ただそれ以上に、一番大迫の中で冠水に対して被害を被っているのは電気の施設でございます。受電施設でございます。これがいかれまして、高圧受電のために復旧に相当な時間を要する、また高圧受電のためにこの近辺の業者では復旧ができないと。ただ、たまたま前回については平日であったがために、非常に対応が早かったということでございます。以上でございます。

○24番（宮田慶一郎君） いずれにしてもですね、これはやっぱり本会議じゃなくて委員会でですね、話をしなければなりません。市長、とにかくですね、高吉の水は平成元年にはですね、3.8でした、亜硝酸態窒素。ですから、それもやっぱり調べる必要がありますね。あまり言いますと、執行部追求になりますからね、気を付けてものは言わないと。

それではですね、次に、この中世戦国時代にですね、栄えた港町、志布志、志布志千軒の町ですね、文化財があります。これも市長は見られたと思うんですけども、志布志千軒の町といわれたのがですね、確か室町時代、戦国時代に、貿易をしていたあかしがですね、志布志小学校の裏の内城という所から、今のタイ、ベトナム、中国から、陶器が入ってきているんですよ。西日本にですね、千軒の町というのが三つあるんだそうです。島根県の安来千軒の町、そして福岡県の津屋崎千軒の町、そして志布志の千軒の町ですね。三つあるんだそうですね。そして、この志布志のこういった貿易の量というのは、坊津の3倍あったそうです。その坊津にですね、もう既に歴史民俗資料館が出来ております。ですから、やはりですね、急いで造る必要はありませんけれども、できる限りですね、小額なお金でもですね、そういった文化財を集めて、そしてみんなが集う、そういった所をですね、造ってもらいたいなあというふうに希望するわけです。私はそこにですね、やはり志布志のお茶とか、あるいはメロンとかですね、元気市がありますね、ああいったものの中に入れて、そして外からお客さんを呼ぼうというような発想はどうかと思うんですね。例えばですね、観光ルートを考えてみますと、有明では和光園ですね、この堀口製茶、これは日本一だそうですが、工場がですね。そして、志布志の大慈寺、天水氏庭園、平山氏庭園、そしてこの文化遺産を収める歴史民俗資料館ですかね、そういったのがですね、出来ればい

いなあとと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員のすばらしいアイデアもお聞きいたしましたし、先程申しましたように、私どもが担当いたします教育委員会といたしましても、歴史の街づくり推進事業を進めておりますので、そういう中で申しましたように、観光基盤整備と併せながらやるとなると、やはり現代にもマッチした、あるいはまたそういう特産品等も扱う、ただ、古物だけじゃなくて、古い歴史的なものだけではなくて、そこにまた新しいものを取り入れながらという、大変貴重な御意見をいただきましたので、また今後の参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○24番（宮田慶一郎君） ちょっと話がずれるんですけども、志布志にですね、岩崎宗章さんという方がいらっしやったんです。その方が亡くなってですね、そこには文化遺産が七つか、八つあったんですが、子供さんがなくて、そして親族がですね、そういった文化遺産を持って行かれたということなんですよ。やっぱり、志布志から出て行くと、単なる骨董品になりますよね。志布志にあればこそ、やっぱり文化財だと思うんですね。ですから、そういったことがたくさんあると思うんですね、他にも。だから、できるだけ早く、しかし高価な物ですからね、ですからやっぱり盗難にはやっぱり気を付けなければいけないということで、私は自分なりに思うんですけども、あまりにも高価であれば、例えば模型を、レプリカですね、模型を作るとか、偽物ですね。そういったものでもいいんじゃないかというふうに思うわけです。市長、何か言うことはありませんか。

○市長（本田修一君） ただいま宮田議員がお示しになりました志布志の文化財につきましては、先日も別な方から拝見させてもらったところでした。このようなすばらしい文化財があるということにつきましては、本当に改めてびっくりしたところで、千軒の町の歴史が本当にしのばれるなあというふうに感じたところでございます。その方からもお話がありまして、早いうちに手を打たないと、これが散逸してしまうと、逸失してしまうというような御要望があったところでございました。その時も、私どもとしましては、ただいま教育長がお答えしましたように、歴史の街づくり推進事業というものを取り組んでいると。その中でこのようなことについても取り組ませていただきたいということをお話させていただいたところであります。

○24番（宮田慶一郎君） もう一つお伺いしますが、水道のことについてですね。さんふらわあには、どこの業者が水を入れているんですか。

○水道局長（徳田俊美君） 船舶給水株式会社であります。

○24番（宮田慶一郎君） t 当たりいくらで入れていますか。

○水道局長（徳田俊美君） 正確な数字は分かりませんが、確かtの400円前後だったと思います。

○議長（谷口松生君） 宮田慶一郎君、通告外になっておりますので、まとめてください。

○24番（宮田慶一郎君） そうですね、すみません。

いくらで仕入れて、いくらで売ったか、それだけ。

○水道局長（徳田俊美君） それは今の条例上にございます給水の単価と同じでございます。ですので、

基本料金と量とによって、その分だけ変化はございますけれども、条例上の水道料金と同じであります。

○24番（宮田慶一郎君） はい、ありがとうございます。これで終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、宮田慶一郎君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

13日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

午後 5 時 09 分 延会

平成19年第2回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成19年6月13日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

岩 根 賢	二
八久保	壹
長 岡 耕	二
宮 城 義	治
東 宏	二
小 園 義	行
鶴 迫 京	子
下 平 晴	行

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 井 手 南海男
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 上 村 和 憲
総 務 課 長 中 崎 秀 博	企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎
財 務 課 長 溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長 外 山 文 弘
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 仮 屋 正 文	水 道 局 長 徳 田 俊 美
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

木藤議員から遅参届が出ております。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、金子光博君と林勇作君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、19番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） おはようございます。

朝一番の登壇ということで緊張をしておりますが、本日は傍聴者の皆さんもたくさんおいでですので、執行部の皆さんにおかれましても、市民の目線に立った分かりやすい答弁をひとつお願い申し上げます。

まず、通告に基づき質問いたします。市のイメージソングの活用策についてであります。本年の1月に志布志市誕生1周年記念式典が開かれ、その席で市の花に「ひまわり」が、市の木に「びろう」が、そして市のイメージソングに当時志布志小学校の5年生であった大峯瑞季さんの作詩による「フロムしぶし」が選ばれました。この歌は、人情の厚さや歴史や自然に恵まれた志布志の良さを、世界に向けてアピールしていこうという、若さと希望にあふれた素晴らしい歌であります。

式典では、有明中学校の合唱部の皆さんが早速この歌を披露して大きな拍手を受けていました。ひまわりとびろうについては、先日の質疑でも触れましたように、さまざまな活用策が示されておりますが、イメージソングについてはあまり活用されていないように感じております。

全国に志布志の良さを伝え、情報を発信する手段として、この歌を活用しない手はないと思いますが、市長はこのイメージソングの活用策をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

岩根賢二議員の一般質問にお答えいたします。市のイメージソングの活用策についてということでお尋ねでございます。お答えいたします。

市のイメージソング「フロムしぶし」につきましては、昨年公募により選定した歌詞に、プロの作曲家に曲を付けていただき、本年1月の志布志市誕生1周年記念式典で発表したところであり、この活用につきましては、市内の小・中学校をはじめ、保育所、幼稚園、観光施設等にCDを配布しPR等を行っているほか、市役所本庁舎におきましては、毎朝ラジオ体操の前に庁内放送で曲を流しております。

市内で行われた各種イベント、「生涯学習フェスティバル」、「しぶしポートマラソン大会」、「4月24

日のしぶしの日記念式典」、「お釈迦祭り」等でも曲を流しPRしているところがございます。今後、「みなとまつり」や「ひまわりまつり」、「ふるさとまつり」、「やっちく秋の陣祭り」等でもPRしたいと考えております。

また、コミュニティ放送FM志布志で、毎週月曜日と木曜日の午前5時から放送される市報の朗読サービスでも曲を流しております。なお、市ホームページでもイメージソングを聴けるよう準備を進めているところがございます。

市民の皆様幅広く親しんでいただけるよう、今後さらに活用策につきまして検討してまいります。

○19番（岩根賢二君） 庁内放送だとかいろんな行事で、またFM志布志を通じて広く活用しているという話がありましたけれども、私が考えていたのはですね、同じようなことなんですけれども、もう少し活用していただきたいなということで考えております。

実は、つい先日まで、この有明の本庁舎では、退庁時刻になりますと旧有明町のイメージソングが流れておりましたね。「有明の風にのせて」というメロディーが流れておりました。ついこの間までですよ。私が質問通告したその頃かなと思っていますが。この有明のイメージソングが流れておったということを確認します。流れていなかったですか。

○市長（本田修一君） 現在も流れているということでございます。

○19番（岩根賢二君） 有明のイメージソングが流れていたんですね。認識はなかったですか。

○市長（本田修一君） ただいま議員御指摘の曲につきましては「おにぎりソング」の歌じゃないかなというふうに思っておりますが。

○19番（岩根賢二君） 「おにぎりソング」については私も歌えません。覚えていけませんので分かりませんが、「有明の風にのせて」は、歌えるんです。

それで、私が感じたのは、いつまでも有明のイメージソングを、この志布志の市役所で流すべきではないなと思ったものですから、今言ったんですけれども。

そのことと、それと先ほど市長は、ホームページのことも言われました。ホームページも昨日からいろいろと議論になっておりますけれども、実はホームページを開くときに、パッとクリックした時に、市のイメージソングがパッと流れれば非常にイメージが良いのではないかなと思っているわけですね。ですから、そういう意味でホームページにも、この曲を流したいと言われたんだと思いますが、そのことについては大賛成でございます。

それと、鹿児島県の庁に電話をしますと、相手方がちょっと資料を調べるとかいった時に、ちょっとしばらくお待ちくださいという時に、保留音が流れるわけですね。この時に流れる歌は、なんと鹿児島小原節でございます。ああ、さすが鹿児島だなというのがパッと分かるわけです。ですから、志布志の市役所を含め、各支所でもですね、そういう電話の保留音にもこの歌が使われたらどうかなと思っています。

それと、本庁舎内では勤務時間中に軽音楽といえますか流れておりますが、そのことも大変よろしいんですが、このイメージソングを時々入れてということも考えていいんじゃないかなと、そういうことを考えております。そのことについてどうでしょうか、活用していただけるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの件について訂正させていただきたいと思います。現在も退庁時には有明のイメージソングを流しているということでした。そんなことですので、ただいま議員御指摘のとおり、新市になりまして1年過ぎておりますので、この歌につきましては、今後新しい市のイメージソングに変えていきたいというふうに思います。

それから、ただいまの電話の保留音等につきましてもそういった配慮をすべきだというようなことですが、そのような方向ができるように考えていきたいというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） イメージソングについての認識がそれだけ薄かったんだと思いますよね。ですから、今後はそのように、ここはあくまでも志布志の市役所でございますので、有明支所ではございませんので申し上げておきたいと思います。

それでは、次に健康増進策について質問いたします。

本年度の施政方針の基本的な考えとして、七つの方策が示され、そのうちの一つに心通い合い、若さあふれる元気な町ということが掲げられております。これは保健・医療・福祉を充実させ、子供から高齢者まですべての市民が健康で心豊かな生活ができるようにしたいという市長の考えを反映しているものであらうと思います。

健康増進の方策としては、いろいろなことが考えられますが、今回は歯の健康法、それとメタボリックシンドロームの解消、そして受動喫煙防止の三つに絞って市長の考えを質したいと思います。

元々、健康そのものは個人の問題ではあります。「市報しぶし」にも健康についてのいろいろな記事が載っております。それらを個人的に実行できれば問題はないのですが、なかなか思うようにいかないのが現実であります。そこで、市が音頭をとってキャンペーンとして長期的に取り組み、それこそ日本一健康なまちづくりができないものか提案をしてみたいと思います。

まず、「3・3・3歯磨き」についてであります。通告では「3・3」となっておりますが、私のミスでございます、「3・3・3」に訂正をお願いいたします。この「3・3・3歯磨き」については、ほとんどの人が小・中学校の時、学校でやっていた記憶があるのではないかなと思います。毎日の三度の食事の後、3分以内に3分間歯を磨きましょうというものであります。最近では、これにプラスして夜寝る前にも、もう一度磨きましょうということになっているそうですが、歯を磨く、口の中をきれいにするということは、健康を保つ上での一番の秘訣だそうであります。たまたま昨日、配布になりました「市報しぶし」6月号にも、口の健康について詳しく載っておりました。

ある大手企業の健康保険組合で、社員全員に歯磨き粉と歯ブラシを配って、職場でも食事の後に歯を磨くようにしたところ、歯の治療に通う人が大幅に減り、それに併せてほかの病気での医療費が相当抑制されたという報道がありました。よく言われている8020運動に向けて、市としても取り組んでみてはいかがでしょうか。

次に、メタボリックシンドロームについてであります。メタボリックシンドロームというのは、最近よく耳にする言葉であり、日本語に直すと内臓脂肪症候群ということだそうであります。私自身もその張本人でありますので申し上げにくいんですけども、どげんかせんないかなと自分では思っており

ますが。これはもちろん個人の問題ではありますが、生活習慣病の予防、ひいては医療費の抑制という点から、市でも取り組むべき課題ではないかなと思っております。

ある自治体では、メタボリック対策室を設置して取り組んでおります。市民の体脂肪、血圧などを測定し、その結果を基に医師の指導を受ける、また食事や運動についても、その人に合ったアドバイスを。個人個人に目標を設定してもらい、その目標達成者を表彰するといったような内容であります。個人レベルではなかなかできない生活習慣病に対する予防策を、市として取り組む考えはないかお尋ねいたします。

次に、受動喫煙についてであります。喫煙ががんや各種の疾病の原因になっていることは御承知のとおりであります。また、たばこを吸わない人でも、たばこを吸っている人の近くでその伏流煙によって害が及ぶということもすでによく知られております。そのため、昨今では飛行機やバス、船等の交通機関を始め、空港や駅、病院等でも全面禁煙になっております。喫煙が許されている所であっても、それはちゃんと仕切りがしてあって、その仕切られた部屋の中でのみ喫煙ができるというようなことになっております。

平成15年に施行された健康増進法では、官公庁の施設や学校、あるいは飲食店等では受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。受動喫煙による被害については、そこでたばこを吸う人ではなく、その場所を管理する者が責任を負うことになっております。

この健康増進法の趣旨を踏まえたとき、市としても受動喫煙を完全に解消するよう努めるべきと思いますが、今後いかに取り組んでいかれる考えかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康増進策につきまして、3点から御質問でございます。

まず、歯磨きについての御質問についてお答えいたします。本市におきましては、健康増進対策として、母子保健事業や老人保健事業におきます健康診査や健康相談、健康教育などにより行っているところでございます。お尋ねの「3・3・3歯磨き」の歯科保険につきましては、母子保健事業におきまして1歳6カ月、2歳、3歳、5歳健診時に歯科健診を実施しております。1歳児におきましては、歯科衛生士における相談教育事業も実施しております。老人保健事業におきましては、基本健康診査時に、希望者ではありますが、歯周病歯科健診を実施しているところであります。

歯を失うことは、口の中の健康だけではなく、全身の健康にかかわることが明らかにされております。成人につきましては、80歳で20本の自分の歯を残そうという「8020運動」を展開しているところでありますが、子供たちに対しましては、学校や保育所におきまして、虫歯予防教室などが開催されております。また、6月は歯の衛生週間、6月4日があるということで、その週間がありまして、毎年市報の保健師メモによりまして、口の健康の啓発を行っているところであります。この市報による保健師メモは、毎月掲載され、健康に関する情報を提供しているところであります。

メタボリック解消につきましては、老人保健事業による生活習慣病対策として、健診後の結果報告会などにより、健康教育や健康指導を実施しています。昨年度におきましては、健診後の生活習慣病予防改善教室として、「いきいき教室」を実施いたしました。

現在取り組んでいます保健事業は、市民を対象に、そして市内全域を対象に行っているところです。このメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群は、医療制度改革に伴い、生活習慣病有病者・予備軍を減らそうとして概念を導入いたしまして、医療保険者に健診・保健指導を義務化していこうとするものであります。平成20年度から、健診そして健診後の保健指導が強化されていくことになっており、現在、計画策定に向け検討を重ねているところであります。

次に、受動喫煙対策でございますが、健康増進法により、「多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙の防止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」となっております。受動喫煙による健康への影響は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇が指摘されております。施設管理者へ受動喫煙を防止する措置を取る努力義務が課されたところで、公共施設につきましてもそれぞれの対策をとっているところであります。

健康で長生きすることは、個人的には生活の質を高めることができ、実り豊かで満足できる生涯を送ることができます。社会的には病気や障害による社会的な負担を減らし、活力ある社会、元気なまちを築くことができます。健康づくりは大事なことであり、今後も施政方針に示したとおり「心」かよい合い若さあふれる元気なまちづくりのための施策に取り組んでまいりたいと思います。

○19番（岩根賢二君） まず、歯のことですけれども、今市長が申された中には、子供たちのそういう取組、あるいは老人保健による取組というのは示されましたけれども、働き盛りの年代については特にお示しが無かったわけですね。ですから、今、国の調査によりますと、50歳代で8割の方が歯周病にかかっているというデータもあるようですが。では、志布志市ではどのような状況か把握されておりますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） ただいまお尋ねの件につきましては、私どもは把握をいたしておりません。

○19番（岩根賢二君） 市長も答弁でおっしゃいましたように、口の健康が健康の一番の元ですから、ほかの病気も防げるということもありますので、そのへんには関心を持っていただいてやってもらいたいと思うわけですね。

じゃあ、医療費のうちの歯の治療費がいくらかかっているか、そこらへんは調べてありますか。

○議長（谷口松生君） 答弁のため、暫く休憩します。

○19番（岩根賢二君） 議長、よろしいです。

○議長（谷口松生君） 再開します。

○19番（岩根賢二君） ことほどさように、私が通告したにもかかわらず、そういうデータも把握をされていないということですので、いかに関心が無いのかなというふうに残念に思っております。

市長は、なんでそげなことを言うのかなというような顔をされていますけど、やはり歯の健康は大事ですので、そのことについて、先ほど私が例で示しましたが、ある企業では、もう職員に健康保険組合というのがありますから、会社の場合。そこから、歯磨き粉と歯ブラシを社員全員に渡して、昼も磨きなさいよと、朝晩はもちろんのこと磨きなさいということで始めたら、それこそさっき言ったように、治療費がぐっと減っているわけです。ですから、このことはぜひ試していただく必要があるんじゃない

かと。もちろん、全市的にということは最初から無理かとは思いますが、例えばそのことを、市役所単位で取り組んでみてはいかがですか。どうですか。

○市長（本田修一君） 今、岩根議員の方から、なんで私がそんなことを聞かれるんだろうという顔をしているというふうに御指摘があったんですが、私自身はこの広報対策、とにかく歯に関して、現在、市でも「8020運動」というのに取り組んでおりまして、このことに取組をしてみまして、そして老人保健というものもありまして、広報対策がいかに重点的に取られているかというのを認識したところでもあります。

そして、それは市民全体の健康増進というものに、本当にそのような計画が組まれた中で、その中の位置付けが必要だなというふうには十分感じているところでございます。市民の方々の健康な生活があるためには、食生活があるためには、歯が当然必要だということでございます、健康な歯が必要だということは認識しておりますので、そんなふうに御認識していただければというふうに思います。

ただいま御提案ありました、庁舎内でもそういった運動に取り組んでみてはというようなことでございますが、現在、私も食後、もちろん昼食後歯磨きをするわけでございますが、職員を見てみますと、ほとんどの職員がそういった形で、昼食後の歯磨きには取り組んでいるようでございます。そんなことで取り組んだ後の成果はどうだったかというようなことにつきましては、多分出ないというふうに思いますが、職員についてはそういった取組がなされているというふうに御認識ください。

○19番（岩根賢二君） 職員の皆さんは、大半がやっているということですので、多分職員の皆さんの歯の治療代は、ほかの市民の皆さんに比べたら、平均的に言えばですよ、多分低いはずであります。そのことは、ぜひまたこれから続けていってほしいと思います。

それと、メタボリック症候群のことでのお尋ねをいたしますが、これの対象者は、何名ぐらいというのは把握されてますか。

○保健課長（今井善文君） お答えいたします。

このメタボリックシンドロームと言いますか、この概念につきましては現在打ち出されていまして、その該当者につきましては、市としてはまだ把握いたしておりません。

国が言うております内容でいきますと、40歳から74歳の男性で2名に1人、予備軍まで含めてです。女性で5人に1人というような見込みは立てているようでございます。

○19番（岩根賢二君） これの対策として、いきいき教室等を開いてやっているということでございました。それは、今どれぐらい継続されて、どういう結果が、効果が出ているとかいうのは分かっているんですか。

○保健課長（今井善文君） いきいき教室につきましては、平成18年度初めて行っております。20年度から新しい健診・保健指導というのが入りますので、それに向けてとりあえず先駆けて取り組んできております。

2箇所、1箇所4回ずつでございますが、延べで91人が参加していただきまして、これは個人差がありますので、すべての方ということではありませんが、腹囲、体重、BMI、体脂肪率、いずれも平均いたしますと、それぞれ減少をしているという結果が出ております。

○19番（岩根賢二君） 私が先ほど示しました例では、そういう目標を設定して、目標を達成した方はなんらかの表彰をしているという形で、これが励みになるということもあるわけですよ。そういうことはされているんですか。

○福祉部長（蔵園修文君） そういった表彰の制度とかいう取扱いはいたしておりませんが、先ほど課長の方からもありましたように、来年度以降予定されております医療制度改革に伴いまして、それぞれの保険者が、保険者の責任においてそういった対応をしていくということでの制度改正が予定されております。

そうした中で、私ども福祉部保健課としましては、全市、市民全体に呼び掛ける意味からも、広報紙等を使った広報・啓発活動、そういったもの、それから栄養と運動のバランス、そういったものを市民に周知していくという活動を中心に今行っているところでございます。当然、従来からの老人保健事業等に伴います健診活動等については、引き続き実施をいたしているところでございます。

○19番（岩根賢二君） そういう表彰制度的なことも考えていただいて、市民のやる気を掘りおこしていただきたいと考えております。これは、やはり長期的に取り組む必要があると思いますので、ぜひお願いをいたします。

受動喫煙の件ですが、市内の公の施設については、どういう状況であるかお尋ねをいたしますが、まず、教育委員会関係では小・中学校、あるいは文化会館、やっちくふれあいセンター等ありますけれども、喫煙に関してはどのような措置がされているのかお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

25校の学校につきましては、敷地内禁煙ということで、校内では一切禁煙ということになっています。

文化会館、その他につきましては、一定の場所に喫煙所を設けまして、そしてもちろん部屋の中は禁煙でございますが、外のフロア、その他におきましては、決まった箇所に喫煙所を今のところは設けております。ただ、分煙その他に、協力あるいは努力するようにという啓発運動は行っているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 教育委員会につきましてはそういうことで、もちろん子供さんたちのこともありますので、敷地内禁煙ということでされているみたいですね。

私がこの受動喫煙について質問するというので、あちこちにお聞きしますと、やはり他の、例えば曾於市の場合でも分煙をしているということでした。各フロアに喫煙所を設けて、そこで分煙していると。今のこの本庁舎の3階のような状態ではないかなと思いますが、大崎町に行きますと、もう庁舎内全部禁煙だということでございましたね。それで、先日、議会、前回ですね、3月の議会で傍聴に来られた方が、なぜ3階だけ喫煙所があるんですかと聞かれるわけですね。1階、2階は確か無かったですよねと。3階だけ、何で喫煙所があそこにあるんですかと。私は傍聴に行ったけども、気分が悪くなって途中で帰りましたとおっしゃったんですね。

そんなにきついのかなと思って、私ももちろんあそこは通るわけですから、煙は機械が吸い込むようになっていますので、そういう害は無いんじゃないかなと思っておりました。ところが、やっぱりそう

いうことを訴えられる方もあるわけですね。ですから、この市役所本庁舎でまだ分煙が残っている、あるいは支所でもまだ残っておりますよね。このことについては、どう対処されるお考えかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市役所内におきましては、本庁舎内で庁舎を利用される市民の方々並びに職員、臨時職員の皆さん方のために、本館3階に分煙機を設置しました喫煙コーナー、そして2階部分に配置されました喫煙室、それ以外のフロアにつきましてはすべて禁煙としております。

それから同じように、志布志支所内では、1階・3階・4階にそれぞれ1箇所、2階部分に2箇所喫煙コーナーを配置しております。松山支所内では、1階に2箇所、2階部分に1箇所、喫煙コーナーが配置されています。

ただいま御指摘の本庁舎3階部分につきましてはですが、御指摘のとおり分煙になっていると、分煙機により対応しているというようなことでございます。職員だけでなく市民の方々も来庁されるというようなことで、それらの方々にも配慮するような形で、分煙機の撤去というのは、現在のところではできないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○19番（岩根賢二君） 今、市長の答弁、一番最後のところがちょっと聞き取りにくかったんですけども、最後何とおっしゃいました。

○市長（本田修一君） すべての分煙機の撤去につきましては、できないんじゃないかというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） すべての分煙機の撤去はできないのではないかとということですかね。そういうことですね。

そうですね、市長のおっしゃるのもわかりますが、市民の、来庁される市民の皆さんのためにということであれば、わざわざ3階まで上がって来てたばこを吸う人はいないと思うんですよね。それであれば、1階の方がまだましじゃないですか。それは、理由にはならないと思いますがね。教育委員会関係では、ほとんどもうやっているわけですから。それと、分煙によって伏流煙による受動喫煙の害を防ぐことはできないというデータも出ておりますからね。もう一度、真剣に考えてもらう必要があるんじゃないですかね。どうですか。

○市長（本田修一君） 今ほどお答えしましたように、来庁される方の利用状況というのを考慮しながら撤去できないというふうにお答えしたわけですが、3階部分につきましては、結構来庁されて、そこで喫煙される方がいらっしゃるというようなふうには聞いておるところでございます。

そのようなことも含めまして、今後、市の庁舎内で衛生委員会というのがございますので、そちらの方で検討させていただければというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 3階では、傍聴に来られる方が多いわけですね。来庁される方で、1階、例えば1階に来られる方、2階まで来られる方、3階まで来られる方、人数を把握されたら、とても今の理由は通らないと思いますがね。ですから、もう一遍真剣に考えてみてください。私も議員でありますので、議員の皆さんがここで吸われるというのは分かっております。そのことを分かっておりながらあ

えて質問したわけですので、ひとつ分煙というのを、お金が掛かるかも分かりませんが、それでしたらちゃんと仕切りを付けてですね、ということでお願いをしたいと思いますが、そのことは検討していただけますか。

○市長（本田修一君） 今申しましたように、市の衛生委員会で検討させていただきたいと思います。

○19番（岩根賢二君） このことについては、喫煙をする人よりも弱い立場にある非喫煙者のことを考慮して、対策をお願いしたいと思いますが、そのことは検討していただけますか。

最後に、決算書の調製について質問いたします。決算は、できるだけ早く調製をするということが望ましいとされておりますが、平成18年度分については、いつ頃提出の予定であるか、まずお伺いいたします。

また、決算は、ただ単に認定して終わりではなく、その結果を市の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるといふ、将来に向けての前向きな意義が重要であるといわれております。また、決算書に添付されるべき書類の中に、主要施策の成果説明書がありますが、これは行政効果の客観的判断のために提出されるものであります。

成果が単なる実績とかデータにとどまらず、市長が年度初めに示された施政方針に基づく施策の実現を目指して措置された予算の執行によって成し遂げられた効果であるということ踏まえるならば、市民により分かりやすい形で示されるべきではと考えております。

例えば、施政方針のこの項目についてはこのような施策を執行し、このような結果が出ました。あるいは、この項目についてはこうやりたいと思っておりましたが、このような理由で実行できませんでしたという、その方面も記されるべきではないかなと思っております。

そういうことで、それをすることによって、市民の側としても執行部の頑張り具合も見てきますし、できなかったことについては、次年度以降の課題として明確に把握をすることができるのではないのでしょうか。現在の成果説明書では、施政方針との関連が分かりにくいと考えますが、この成果説明書を施政方針に沿って体系的に示すということについてはどう考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（谷口松生君） 木藤議員、着席しました。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

決算書につきまして、決算書は早期の調製が望ましいということで、平成18年度分についていつ頃まで提出できるかということですが、議員御承知のとおり、決算につきましては、地方自治法第233条第1項により、会計管理者が決算を調製し、出納閉鎖後3カ月以内に地方公共団体の長に提出しなければならないと定められております。そして、第2項から第3項において、地方公共団体の長は監査委員の審査に付した後、監査委員の意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされております。

平成17年度の決算認定までのスケジュールもそうでしたが、平成18年度の決算認定までのタイムスケジュールにつきましても、決算の調製、主要施策成果説明書の作成、監査委員の決算審査意見書の作成、それぞれの印刷を考えれば、9月定例会への決算認定案件の提案となると思われまますので御了解いただきたいと、御理解いただきたいというふう存じます。

それから、主要施策の成果説明書につきましては、施政方針に沿って体系的に示したらどうかというような御質問でございますが、議員御承知のとおり、平成17年度の主要施策成果説明書につきましては、合併後間もないということもあり、今まで慣れ親しんだ旧町の様式を参考に作成し報告させていただきました。内容につきましては、各課ごとに、その主要な施策事業についての実施状況及び成果を記載したところでございます。

説明書の様式につきましては、簡潔で、かつ分かりやすい様式への検討を加えながら、他の自治体の様式等も参考にし、随時見直していく考えでございます。

七つの具体的なまちづくり方針を基に、主要施策成果説明書を体系的に示したらどうかということでございますので、体系的な成果説明につきましては今後の検討課題でございますが、決算審査も課ごとに実施されている現状を踏まえ、まずは課ごとにまとめさせていただきますして、施政方針や基本計画にお示ししました体系ごとに分類し、現在の様式の中に体系コードを表示する方向で検討してまいりたいと考えております。

○19番（岩根賢二君） 今、市長の答弁で非常にいい答えが返ってきましたので、これ以上質問することは無いなと思っているんですが。

その中で、他の自治体の状況も見ながらということがありましたけれども、私も薩摩川内市と、それと曾於市の分を財務課に取り寄せてもらいまして、ちょっと見せてもらったんですが、まだそういう体系的なことは示されていなかったようでありました。ですから、これを実施するとすれば、おそらく県内ではですけども、初めてのことになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ実行していただきたいなと思います。

そのことによって、市長が年度当初に示された施政方針がどのように実行されてきたかというのが明確になるわけですから、次の、例えば選挙の時に、市長はああこれだけの仕事をやっているよということで評価にもつながります。ですから、ぜひこのことは実行していただきたいなと思います。ある意味では、選挙の時に出すマニフェストよりも効果があるのではないかなと思っておりますので、ぜひ実行していただきたいと思います。

それと、他の自治体の参考ということでございましたが、県の決算書をぜひ一度見ていただきたいと思います。副市長、もう御存じだと思いますが、体系的に示されておりますよね。そのことはこの質問通告をした時に、副市長の方からなにかアドバイスがありましたか。

○市長（本田修一君） ただいま議員御指摘のとおり、県の方でそういった方向になっているというようなことは、話は聞いておりました。

そういう形で、私自身もマニフェストというような形で市民の皆さんにお示ししまして、そして選ばれたという経緯がございます。そのことにつきましては、きちんとその成果については示したいということでございまして、ただいまそのマニフェストに基づく成果についての公表は、今準備中でございますので、しばらくすれば皆さん方にお示しできると思います。

それとは別に、こういった形できちんと決算の報告という形で市民の皆さんにお示しするというところでございますので、先進的な取組だというふうに評価をいただきまして本当に嬉しく思うところでござ

いますが、この体系的なコードというものを付けた形で皆さん方に御理解できるような形の決算書というものを作成していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（谷口松生君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

次に、4番、八久保壹君の一般質問を許可いたします。

○4番（八久保壹君） おはようございます。

今日は思いがけなく後ろの方に傍聴者の方もいっぱいいらっしゃいまして、私すこし緊張しておりますが、住民の命と財産を守るためにということで、精いっぱい自分の意見をぶつけながら当局の見解を質していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、三つの項目について質問を展開していきたいと思いますが、去年は、100年に一度と言われるような県北部豪雨災害が発生したことは記憶に新しいところであります。鹿児島県もつい最近、「被害の概況と対応の記録」という冊子を発表して、今後の防災対策に活用されるよう各市町村の防災担当部署に配布しております。

さて、去年は、我が志布志市も豪雨による災害が発生、土砂災害はもとより水田の被害、崖崩れ、道路の決壊、床上浸水、橋の流出、水道施設などのライフラインにも大きな痛手を受けました。被害範囲の規模においては北薩とは比べることはできませんが、まったく同じような被害でありました。

昨年、この議場において、同僚議員が災害直後の行政の対応を質しておられましたが、私はこのような災害がいつ発生するか分からない災害のシーズンを控え、住民の命と財産を守るため行政は今何をしておかなければならないのか、志布志市の防災の在り方について、市長の認識と方針、それに基づいた当局の取組を質し、併せて防災に対する提言もしていきたいと思います。

まず、そういうことで住民の命と財産を守るため、災害・防災に対する基本的な考え方、方針を市長に伺っておきます。

○市長（本田修一君） 八久保議員の一般質問にお答えいたします。

防災対策につきまして、志布志の防災基本計画についてのお尋ねでございますが、志布志市地域防災計画書につきましては、災害対策基本法に基づきまして、現在、県との事前協議を終えまして、その協議結果を踏まえ、調整・修正を行い、最終案を作成したところであります。そして、その案を市の防災会議にお諮りし、最終案の調整・修正を行い、県との本協議を経て志布志市の地域防災計画書が確定することになります。

また、この計画の概要につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、志布志市地域に係る災害対策に関して、次の事項を定めることとしております。

まず、第1章として総則で目的、志布志市の地勢と災害の特性、志布志市の地域にかかる防災に関し、志布志市及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱等に関する事項。

第2章としまして、災害の発生を未然に防止するための防災施設の整備、防災教育及び訓練等の災害予防計画。

第3章としましては、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害発生の防御又は応急救助の

実施、その他災害の拡大を防止するための災害応急対策計画。

第4章としまして、施設災害等の復旧について。

それぞれ具体的な計画を盛り込み、防災の万全を期するというものであります。また、地域防災計画と一緒に水防計画も作成することとしております。

○4番（八久保壹君） 市長、私はですね、市長の基本的な考え方、方針を、今伺おうかと。細々したことは、法何条がどうのこうのじゃないんですよ。基本的な市長の方針を聞きたいということでありましたが、これは行く行くこの質問の中で、また展開していきますので、そのとき詳しいことをお話していただければいいなと思いました。私もできるだけ、八久保議員の質問は長いから、あるいはいろいろとそういうプレッシャーを受けておりましたので、できるだけ簡単に、そして分かりやすくということ而努力をしております。ひとつよろしくお話ししたいと思います。

災害時の対応の遅れの原因は、そのときの状況の把握ができていなかったことと、確かな情報の連絡体制の不備があったと思っております。すなわち、気象台が提供しているリアルタイムなアメダス情報、それから台風状況、気象情報、そして災害に対する事前の点検と現場状況の確認や歴史的な災害情報などと、消防団や地域の防災担当関係者との連絡の不備が重なったものと思っております。まさに、去年のあの水害の直前の、同僚議員から質問されました、このことを物語っていると私は確信しております。

間もなく1年が過ぎようとしております。今一度、そのときの体制を踏まえ、今後どのように対応されていくのかということについてお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 昨年7月5日のこの地域の豪雨というものは、本当にまだ記憶も新しく生々しいものがあるところでございます。そして、それに引き続きまして、7月下旬で北薩地域におきまして大災害が発生しました。併せて激甚災害というふうに指定されまして、国の方でもそのような災害復旧について、万全の対策を取っていただいたところでございます。その時期がまた巡ってきたということで、私どもは非常に緊張しているところでございまして、昨年の反省を踏まえながら、そのことで同じ轍を踏まないというような心構えで現在臨んでいるところでございます。

災害時の体制につきましては、志布志市地域防災計画案の中で、災害応急対策計画としまして、災害が発生又は発生する恐れのある場合において、応急対策を実施するため必要な災害警戒本部・災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌や災害対策要員の動員及び関係機関・団体との連携について定めております。

また、災害時における人命の安全を確保するためには、住民相互の精神に基づく防災意識が重要ということで、地域の自主防災組織の果たす役割が大きいと思われることから、自主防災組織との連携を図ることはもとより、この組織の育成・充実を図っているところでございまして、それこそ初めに申しましたように、昨年の経験を生かして、今年の災害のシーズンにつきましては、体制を整えていきたいというふうに考えております。

○4番（八久保壹君） 災害から住民の命と財産を守るということは、これはもう行政の永遠のテーマであり、そして行政が今あるという、その存在の第一歩だと私は思っております。そして、その中からですね、いろんな施策が生まれてくるわけですね、政策ということを考えてみたとき、私は今、先ほ

ど防災の基本計画がどうのこうのという話をされましたが、これはこの防災計画を練るときの志布志市の基本になると思っております。それができているのか、どうかということについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 先ほどお話しいたしましたように、地域防災に対しましての基本計画につきましては、県とただいま協議が整いまして、今回、地域の防災会議に基づきまして認定していただくというような形になります。そして最終案の調整・修正を行いまして、改めて県との本協議を経まして、このことを確定していくという流れになります。

私どもはこういった流れを取っておりますので、今年のこの今からのシーズンにつきましては、これに沿った形で防災計画を、防災に対しての対策を取っていくということになるろうかと思っております。

○4番（八久保壹君） この基本計画については、旧有明町、そして旧松山町、旧志布志町がそれぞれに備えておりますので、これを十分に活用していただきたいと思っております。ということは、それについては、今、市長の方から答弁がありましたように、いろいろな手はずを経て作っているということですが、しっかりとした基本計画をお願いしたいと思います。

志布志市は、合併により旧3町単独からいたしますと、行政区域が非常に広がったわけでありまして。旧来の体制では、広範囲になったため、多くの地域が守れないというような状況になってくると思っております。昨年の水害でも指摘されていましたが、災害対策本部と支所、それから消防あるいは自主防災組織も含めて連携行動はどうだったのかということについて、昨年の災害を経験されたわけですので、反省するべき点もあったと思っておりますので、その点についてどうだったのか。そこら辺りをちょっと聞かせてほしいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年の水害につきましては、突然の豪雨で事前の警戒体制も取れない状況で、多大な被害を受けたところであります。

災害の対応につきましては、人命を第一に考えた迅速且つ的確な避難情報の伝達や防災対策を行うことはもちろんですが、「自らの身の安全は、自ら守る」という自助と、「地域の安全は、地域のみんなで守る」という共助の防災基本を柱に、行政と市民の皆さんで減災に取り組んでいかなければならないと考えております。そのためにも、市民一人一人が日ごろから地域の防災に関心を持たれ、もし災害が発生した場合には冷静に対処できるよう、地域自主防災組織の確立が重要になってきているところでございます。さらには、災害時に家族等の援助が困難で、自力で避難ができず、何らかの助けを必要とする人の安否確認や避難誘導等を素早く正確に行うためには、地域の皆さんによる助け合い、共助が、必要になってくるというふうに思います。

そのためには、災害時要援護者の名簿の作成も必要になってきますが、この点につきましては、個人情報保護の関係から調査・検討していかなければならないというふうに考えております。まず、地域防災計画に基づきまして、県や气象台から出される気象予報及び警報の確実な収集を行い、迅速且つ確実な伝達・通報を行うことによりまして、災害発生の防止に努めてまいりたいというふうに思います。

○4番（八久保壹君） 模範的な、一般的などこでも通用する答え方だったですね。私は、志布志のあ

の水害を体験してというようなことをどうだったのかと、どういう不備があったのか、反省する点はなかったのかということを知りたいわけですね。そういうことですね、これは一般的ななどでもある回答なんですよ、はっきり言わせて。だからそういうことで、あの水害を体験して今後どうしていかなければならないか、その防災対策の体制ですね、そのことについて展開していきたいと思います。

災害時に、大切なこと、そして対策本部にとっても大切なことは、そのときの状況が把握できるということでもあります。非常に難しいことかもしれませんが、確かな情報の連絡体制、今現場はどういう状況か、そして今後の状況はどう変化していくのかということが求められてきていると思います。

まさに、今、被災を受けようとしている人たちにとっては、何が一番大切かといったら、この情報だと思います。今こういう状況であるからじっとしてくださいとか、あるいは間もなく救いに行きますので待機しておってくださいという力強い、そういう行政からの連絡体制というのが、一番これは望まれているのではないかと思います。

そういう中で、そのためには先ほども、後で聞こうと思ったんですが、やっぱり自主防災組織というのがありますが、こういうのに限らずに自治会組織というのがあります。こういうのを使った連絡体制の確立をしていくべきだと思うんですよ。現在ですね、各地域で、県それから国土交通省、いろんな所での防災関係の講習とかそういうのを受けますと、いつも言われるのが、自主防災組織の重要性が出てきます。そして、それを進めることが今後は重要であるということです。この点については、また後でも質問をしていきますが、情報収集と提供、それから共有というシステムを今から構築していくことが今後必要であると思っています。

昨日もインターネットを使った、利用した情報の提供のことについて、小野議員の方からも質問がありました。それについて、私はインターネットとかそういうのにはほとんど無知といいますか、そういうことがあります。しかし、同じようなそういうデジタル化を今からしていくというような話もありました。私は、あまりぴんときませんが、ただそういうのを使ったリアルタイムな情報を取り入れる方法を、この市庁舎と、それから、行政区域も広がって志布志支所、そして松山支所にも災害時は対策本部が立ち上がってくると思うんですが、そういう所にリアルタイムな情報をまず取り入れることから始めなければならないと思うんですよ。それでないと、確かな情報を住民には提供できないと思うんですよ。だから、いわゆる、何と言うんですか、言葉ではちょっと表しにくいんですが、情報を収集するための、そのシステムを構築することは考えないか。これは今から非常に必要なことであると思うんですが、そのことについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害はいつやってくるか分からないという言葉があるように、突然やってくるというようなふうに思います。特に、昨年の災害につきましては、真夜中に集中豪雨で発生したということで、そんな意味で、私たちどもの方としても本部を立ち上げるのに時間が掛かったというふうなことがあったようでございます。

しかしながら、その後の対応につきましては、迅速に対応していったというふうには認識しております。そのときに、当然地域の方々から寄せられる情報というのも必要でありますし、そしてさまざまな

機関から寄せられてくる情報というものは、私どもも常時把握しながら、そしてそのことにつきましては対応しているところでございます。

昨日も議論がありましたように、IT機器を利用する情報収集、そして広報というものも今後努めていきたいというふうに考えておりますので、そういった多角的な面から、災害対策につきましても情報の広報・収集については、今後取り組んでいきたいというふうに考えます。

○4番（八久保壹君） 私も、災害については、海岸におるということで、毎年のように台風被害を受けております。そういうことで、防災については、私も一生懸命取り組んでいると自分では思っております。そういうわけですね、气象台とか気象庁とか行ったこともあります。これ、今鹿児島県の气象台に行きますと、郡元町、あそこにあります、あそこの入口を入ったロビーの所に、リアルタイムで雲の流れ、それからアメダス情報、そして天気図をやっているんですよ。これはどうして取り入れるんですかと言いますと、やっぱりインターネットで取り入れると。私はインターネットを使っていないからできないんですよと、役所にどういう取り入れ方をしますかと言いますと、やっぱりインターネットなんですよ。

昨年の災害の時、私も対策本部の所に来てみました。確かにそういう情報はありますが、これは天気図がそのまま取り入れられて、動いていないんですよ。もうリアルにですね、ぼんぼん、ぼんぼん動く、これが災害防止をするときの基本ではないかと思うんですよ。市長、せめて災害の時だけでもいいと思うんですよ。そういう対策本部を立てたとき、ちゃんとそういうのを取り入れて、昨日もこのことについてはこういう取り入れ方、あるいは発信の仕方についてはFM局も志布志に開局したんだ、いろんな方法があるんだと言いますが、そういう情報を、確かな情報をやってほしいと思います。

气象台も、今年もそうだったですが、去年も講習がありました。そこに参加してきておりますが、県とタイアップした、よりきめ細かな情報を提供しますというような指針を打ち出して、県とタイアップしております。これを受け入れないということは勉強不足というか、私が見たところ、そういうのが無いから、これをやってほしいと思うんですよ。そして、それを見て、住民の方に、今雲の動きがこうなっていますよと、これは地域地域で違うんですよ。もう、今の水害とかゲリラ的なものが非常に多くなっているんですよ。だから、こういうのを活用して、それに防災担当者が勉強していただいて、それをやったらですね、私は人命ということについては、非常にこれは役立つのではないかと考えているんですよ。

だから、災害時だけでも対策本部の中に、このシステムを取り入れて活用していただきたいと思いますが、そのことについて、市長、自らの意見、思いを聞かせてほしいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、地域防災計画を策定して、そしてそのことをもって運用していくというようなこととお話したわけですが、その地域防災計画の中に、ただいまお話がありましたような災害の通信、災害の情報収集の報告計画、あるいは気象警報等の伝達の計画、そして災害の通信の計画、災害の広報の計画というものを立てるように、このことで示されておるわけでございます。

現在、これに基づいて、行政としては災害に対して対応するというような形になるわけでございます

ので、今御懸念されるような形で、取られているんじゃないかということでは決してないということでございます。

○4番（八久保壹君） 情報の収集システムについては、今後の検討課題として、私もいろいろとアイデアを、アイデアといいますか、情報を提供したいと思いますので、ぜひ住民の命と財産を守るために取り組んでいただきたいと思います。

昨年の被害を、特に安楽川、それから前川流域で、もう全域的に上流部分については、全域的といいますか、そういう状況で災害があちこちで発生しております。このことについて災害の状況は、状況というか、原因を把握されたのか、このことについてちょっと、したか、されたか、されていたか、いなかったかということについて答弁をお願いいたします。

○総務部長（井手南海男君） 前川流域とか、それぞれ被害があったわけでございますけれども、その原因等については各所管の方で、全部が全部ということではないでしょうけれども、その主要な点については把握しておろうかと思しますので、そちらの方でお願いいたします。

○建設部長（宮苑和郎君） 昨年の災害につきましては、先ほど言われるとおり局地的な大雨も降ったということでありまして、前川、菱田川、安楽川等々あるわけですが、県の方の維持管理をする河川の災害というふうに、県の方で維持管理いたしておりまして、その辺はよく把握はいたしておりません。

ただ、災害の後、現地を見たところによりますと、橋りょうの橋台に木が引っ掛かっておって水がオーバーしていくとか、それから中洲、河川の中に土砂がたまっておると、それから特に安楽川、菱田川については、河川と海岸、海との河口でございますが、土砂が詰まって特に水が堤防をオーバーしているというような状況であったと思います。

○4番（八久保壹君） 今、原因追及をしているのか、していないのかということでもありますので、しないでよかったんですが、今の答弁の中にもありましたように、県の管轄になっているということでもあります。そして、私はこの災害を今度、直後も調べました、そしてまた今年になっていよいよシーズンに入ったなど、災害シーズンに入ってくるんじゃないかということで、4月から5月にかけて何回か現地調査をしました。その中で、先ほどちょっとこっちの方から答弁にありましたが、思いがけないような集中豪雨であったと言われます。これは天災ですよね。そして、今度はなにか人間が造った構造物によって、それがやったとき人災といいます。私はこの中で、今見捨てられてきたような現象はですね、私はこれを形態災害と今度私が付けていいのか分かりませんが形態災害、今度の水害は形態災害と、それから天災ですね、自然災害ですね、これが重なってあんなのがあちこち見られたということです。

先ほど答弁の中に寄州ができて、そして川の中の土砂だまりができたとかというようなことが、まさにこれが形態なんですね。ということは、例えば、今、海岸のこともおっしゃいましたが、これは日常的には寄州ができたりしますが、ほとんど災害には日常的にはつながっていないんですよ。これが少しずつたまってきて、いざ災害が重なったとき、これが非常に影響して大きな災害になるんですよ。こういうことは、私は押切川の近くに住んでおりますが、実感してきておりましたが、ただしですね、これは天災だと片付けられてきているんですよ。しかし、今、部長の方から答弁がありましたように、そういうことがずっと少しずつ歴史を重ねながら、少しずつ川の流れが変わってきて、そこに少しずつた

まってきた、普通は災害とかはなりそうな感じじゃなかったんですよね。それでずっときたんです。そういうことを見捨ててきた行政、我々が守らなければ、我々が見過ごしてきたということが、こういう原因になったのではないかと思います。県の北部災害のことについても視察もしました。やはり見た感じが、もう見ただけで、ああ、ここは出そうだ、ここは出そうだというようなのがいっぱいありますよ。今、4月から5月にかけて見たときも、寄州ができて、そこに砂だまりができて、そして葦ですね、あれで河川敷が見えないようになっている所がいっぱいあります。これが放置されてきたんですよ。

私は、だからこの原因を追求せずに、こういう原因、因果関係というのは追求せずに、まあこのぐらいは、というぐらいでやってきたことが、そして先ほど部長の方からも答弁がありましたが、県が管理していると。もちろん市はできません。しかし、これを大きな声を出して、県にこういう排除する、そういう災害が発生しそうな所を排除するということは、我々の務めであり、行政のトップに立っている市長の務めであり、そして担当する人たちの務めではないかと思いますが、このことについてお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

寄州、中洲等に堆積しているその砂が目につくと、それがひいては災害につながるというような御指摘でございます。確かにそういった面もあろうかと思います。ただ、今年の集中豪雨の災害におきましては、たくさんの流木がございました。それは、山間地に集中的に雨が降った結果、根こそぎ杉の木が流されて、それが橋の橋台に詰まったり、せきをしたり、そしてあるいは、蛇行している川に詰まったり、その結果河川があふれたというような結果であるようでございます。

その証拠に、県は、災害の後には復旧工事に、そういうことに多大の予算を費やしているというふうに聞いたところでございました。

そんなことで、去年の災害については、特にそういったことが原因でなったというふうには思うところでございますが、しかしながらかねてからそういった形で、地域の方々がその河川の中の中洲、寄州についてなんとかしてくれという要望が上がってきているのは私どもも承知しているところでございます。そのことにつきましては、その都度、県の方に、こういった要望が来ているので対策をお願いしたいと、処理をお願いしたいということは常々つないで、そして要望をしているところでございます。

○4番（八久保壹君） そういう取組をぜひしていただきたいと思います。

それから、私、念を押しておきたいと思いますが、流木が流れてきた、土砂崩れがあった、これも突き詰めていったら形態ですよ。自然界で、今なんと申しますか、高齢化が進んで、過疎化が進んで、山間地はそういう状況になっております。これは、後で格差問題のところもありますので、そこでも言おうかなと思ったんですが、後の方がここで出てきたもので、こういうことが放置されてきたんです。それは災害には直接は今まではつながるであろうかという、過疎化が進んで災害につながるだろうかというような、直接は結び付いていかないと思うんです。

大事なことは、こういうことがだんだん、だんだん歴史で長く、そういうのが続いてきて、今の天災と重なってきたということ認識していただきたいと思います。流木が流れてきた、土砂が流れてきたからじゃなく、それを引き起こした形態があったればこそ、こういう大きな災害になってきているんで

す。どこもそうです、私、今、形態災害というような言葉を使いましたが、多分これを専門家も、今私も初めて、私が作ったような言葉になるんじゃないかと思います。これを痛切に感じたものですから、今ここで申し上げているわけです。

災害につきましては、いろいろとまだありますが、あと39分ですね、今度は、先ほど防災組織の活動ということがありましたが、これの一番大事なことは、地域住民にこの認識を、意識ですね、防災に対する意識を高揚させる必要があると思うんですよ。そういう必要がない所になんぼ言ったって、なかなか組織の編成はできないと思うんですよ。ということから、一番私が思うハザードマップを、身近なものです。ハザードマップ、安全マップ、言い換えますとですね、災害なんとかマップ、安全マップということですが、これについて、旧町時代から私も質問はしました。他の同僚議員の方も急がんといかんと、災害が来るが、毎年来ているんだということによってやっておりますが、いまだにこれが出来上がっておりません。その理由について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ハザードマップにつきましては、本年度予算に防災マップ予算ということで計上しております、現在作成のための作業を進めているところでございます。

○4番（八久保壹君） これ、ハザードマップの作成については、誰が作るんですか、どこに頼むんですか。そして、どのようなマップを考えていらっしゃいますか。担当部署がいいでしょう、お願いしたいと思います。

○総務課長（中崎秀博君） お答えいたしたいと思います。

ハザードマップの内容につきましてはでございますが、現在考えておりますことは、河川の危険箇所とか、あるいは海岸の危険箇所、あるいは急傾斜地の崩壊危険箇所等を盛り込んだハザードマップの作成を進めているところでございます。

その作成にあたっては、各関係機関の消防とか、あるいは警察、等々の協力をいただきながら作成を進めていきたいというふうに考えております。

○4番（八久保壹君） ハザードマップは、どこで、誰が使うんだろうかということを考えたとき、前の有明町の時も質問をして、その後に、どうなっているんだと、早くせんかというようなことを話をしましたが、担当職員は、コンサルタントにお願いしてみようかと思えます、そして国土交通省が出している地図をやって、等高線を入れて、それを基にして作っていきたくいと。とてもコンサルタントだったら、この地域、志布志市全体だったらものすごいお金がかかりますよね。できるはずがないんですよ、だから。なかなかですね。

私はいろいろと防災関係にも携わってきていますので、あえて申し上げます。これは地域住民で作るのが、一番自分の所のハザードマップが出来上がってくるんですよ。これを、そういう警察とかなんとかでは、もちろんそういう人たちが参加してくれたら大変いいんですが、市役所の担当職員が声を掛けて、そしてこのハザードマップを作りますので、住民の方々にちょっと参加してもらえますか、特にそういう参加する人たちは、防災についてもちょっと認識があると思います。それプラス、地域の歴史を知っているんですよ。災害歴史も知っております。経緯も知っております。こういう人たちと防災

担当者で共同で作らあげたハザードマップは、まさにその生きたハザードマップになってくると私は確信しておりますが、何で作れと言うたときですね、早く作れと、こういうのがあります。

もう一つ申し上げます。これは大切なことですので。志布志市に今、防災士といえますか、地域防災士が何人いますか、このことについてちょっと伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県で実施しております地域防災推進員養成講座を受講されている地域防災推進員の認定を受けられた方が、現在志布志市では8名いらっしゃいます。今年度も4名の方に受講していただくよう計画しております。

○4番（八久保壹君） 私は、この防災士という人たちは、まずその根底は、ボランティアで地域を守るということで講習を受けられた方々だと私は確信しております。そういう方々が8人もいるんですよ。そういう人たちを使って、そのハザードマップを作る手助けになぜ活用していただけないだろうかと、このことも申し上げておりました。

しかし、まだそのこともそのままになっております。ほごにされております。私はこういう地域ボランティアで地域の防災について支えていこうという人たちを活用しないということは、おおげさな話をしますと宝の持ち腐れじゃないかと思うんですよ。そうして作った、地域の人達と一緒に作った防災マップは、まさにその人たちを守るための、そして地域に長く貢献できるハザードマップではないかと思っておりますが、市長、私も海岸防災とかそういうことではいろいろな体験をしておりますので、このことについて、ぜひ、この人たちはボランティア精神で地域防災推進員という名前も付いております。ぜひですね、このことを把握されて活用していただきたいと思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） 先ほど申しましたように、防災マップにつきましては、今から作成するというようなことでございます。そのようなことでございますので、ただいま御提案がありましたように、地域のこと、本当に実情に詳しくて、そして災害につきまして関心が深く、造りが深く、そしてボランティア精神で先陣を切って地域の方々の生命・財産を守るという方々のお知恵とお力は十分尊重して、そして私どもの力になっていただければというふうに思います。

そのようなことで、今回策定いたします防災マップの策定作業につきましては、お知恵を借りる場というのを十分設けまして、作成を進めていきたいというふうに思います。

○4番（八久保壹君） そうしていただきたいと思います。

先ほど自主防災組織ということで、市長の方からも重要性のことについて答弁がありました。今ですね、地域住民と地域防災推進員、そして消防団あるいは警察といえますか、あるいはそういう人たち、まさに地域の人達が取り組むこと、そしてそれに各地域の歴史を知っている人とか、あるいは地域住民が作るという、まさにこれが自主防災組織なんですよ、防災組織なんです。意識を上げるんですよ。私は、だから、どこに行っても自主防災組織の組織率が新聞にも載っていますが、全国で何%とか、50%とか、まだ進んでいないと。しかし、出来上がっていてもそれを活用していないとか、いろんなことが、問題点が挙がってきていますよね。もう、市長、担当者も頭が痛くなってくると思うんですよ、突き上げられたときに。まさに、このハザードマップ作りから始めてということになって、それで、自分の所

にはこんな大変な所があるんだ、逃げるときはこういう方法を取った方がいい、どうしたらいいということですね、そこの住民の災害に対する認識も上がってくると思うんですよ。まさに、これが私は、先ほどからどこに行っても聞く言葉で、自分の命は自分で守りましょうとか、しかりなんですよ。生まれたときから、これは備わっている生き物の本来の天性といいますか、ですよ。人から叩かれたらこうやるし、殺されそうになったら逃げるわけですから。災害はここに住民がおります、そして範囲が広いです。逃げるわけにはいきません。だから、自分の所を、自分の命は自分で守りなさいという言葉がどんと出てきたんだろうと思います、これは当然、本来人間とか生物が持っている本来のDNAですよ。ということから発したとき、このことは持っているんですから、こういうのは自分の。だから、それを喚起するには、私はこのハザードマップをみんなで作って、できるだけ多くの参加をやってやるのが、すなわち自主防災組織への一里塚といいますか、起点になってくるのではないかと思うんですが、どう考えておられますか。ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 防災マップ、ハザードマップ作りにつきましては、今から着手するという事になっております。そんなことで、今、八久保議員から御提案ありましたような形で、地域の方々の意見を十分反映して、そして地域の方々が自ら作成するというようなやり方というものも一つのやり方だと、そして、それは地域の方々の、私がいつもお話しております、自らが地域の環境の維持に取り組んで、そしてそのことによってその地域を愛する心が育まれてくる、そして守っていく心が育まれてくるというような共生・協働・自立のまちづくりにつながってくるというふうに思うところでございます。ただいまの御意見につきましては、十分に参考にさせていただきたいと思っております。

○4番（八久保壹君） それでは、災害関係、防災対策については、これで終わりたいと思っております。次に、昨年突然、さんふらわあ撤退という問題が持ち上がりました。今年になり、そのことについては一応鎮静しております。当時を振り返りますと、あの時の騒ぎは何だったんだろうかという気持ちがしてなりません、このことは、市の観光政策の重要性というものを認識させられた事件ではなかったかと思っております。

さんふらわあ問題は別として、志布志市の活性化のためにも観光行政にもっと真剣に取り組む必要があることは、ほかのよその例を見るまでもありません。そこで、市長に観光行政に対する思いを、どのような思いを持っていらっしゃるか、お聞きしたいと思っております。

○市長（本田修一君） 昨年、さんふらわあの問題があつてということで観光政策が必要だというような意味でしたが、市といたしましても新しい市になりまして、この観光というものにつきましては、地域の方々の振興について、要望が非常に強いものがございました。

そのようなことで、私としましては、その観光政策につきましては、観光戦略会議なるものを立ち上げまして取り組んできたところでございました。そのようなことからお答えしたいというふうに思います。

本市の観光政策としまして、本市の特色である海や山等の観光資源を活用し、観る・触れる・味わうなどの体験を楽しむグリーン・ツーリズム等の体験型観光など魅力ある観光地づくりを推進していく考えでございます。

その具体的な取組としまして、昨年、関係団体、市民の皆様と行政が協働で実践するため商工観光戦略会議を設置しました。検討していただいているところでございます。商工観光戦略会議の観光部会のこれまでの活動としまして、昨年12月に志布志地区、本年1月に有明・松山地区の観光資源の調査を行い、お釈迦祭りにおいて「観光ボランティアガイドによる志布志麓地区案内」、市内18箇所を巡る「スタンプラリー」を実施したところでございます。

今後の取組としましては、市内の観光資源をどのように生かしていくか、新たな観光資源の発掘、観光コースの設定など、検討しながら提言をまとめていただき、今後の本市の観光政策に生かしていきたいというふうに思っております。

○4番（八久保壹君） 戦略会議の内容を聞くことができました。ということで、私は観光とは何かと、そして観光地とは何かということで、私の考え方について質問を展開していきたいと思っております。

志布志湾岸の海岸線が国定公園に指定されたのは、昭和30年であります。指定後、宮崎県の日南海岸は、新婚旅行のメッカとして全国的に知れ渡り、観光地として非常ににぎにぎしかったことを記憶しております。ところが、白砂青松の地といわれてきた志布志湾岸の海岸線は、残念ながら国定公園の恩恵を一つも受けておりません。現在、日南海岸国定公園は名ばかりで、荒れるに任せております。

日南海岸は、まだ観光としてある程度の体を保っておりますが、また一生懸命あっちの方は取組をされております。ところが、志布志湾はまさにゴミ捨て場なんです。だから私が考えるとき、国定公園というのは、地域住民、あるいはよそから来た人たちが憩える所であって、そして風光明媚な所であって、そういう所が観光地であると思うんです。そして、今度は観光とはどんなことかと言いますと、その土地を見に行くことだと思っております。行くことが観光だと思っております。

この前、昨年、今年もそうなんです、新市になりまして、市長は、さんふらわあを利用した、活性化のためだったと思うんです。これが目的で、ここから関西方面に行く人たちのツアーを組まれましたね。2回ほどだったんですか。そして、今度は、さんふらわあ撤退を何とか止めようと、当時はああいう状況でありましたので、止めなくてはいけないということで、そういう緊急な状況もありましたので、私もそのことには賛成して、なんとかしようということでありましたが、今考えてみますと、まったく逆のことではなかったのではないかと思っております。ということは、観光地に行く、観光をしに観光地に行くということは、ほとんどの志布志市民は自分のこの地域を離れているんです。鹿児島に行くとか宮崎に行くとか、あるいはさんふらわあを使って関西に行く。よく考えてみますと、お金を持って行きます、観光旅行をするとき。地元にはそのお金は一銭も下りないと言っても過言ではないと思っております。行って、よそで土産を買って帰ります。そして、修学旅行のことも補助するというようなことが出ておりますが、これも厳密に言いますと、まったく間違っていると思うんです。

逆に、観光地がここにあればですよ、もしあったと、そういういい所があったとするなら、関西からそういうお客さんを呼んできて、ここににぎわいをつくって、そしてここへですね、ここの特産品あるいは名物を買ってもらって、お金を落としてほしい。私はまったくこれが観光戦略の基本ではないかと思っております、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員おっしゃるとおり、まったくそうだというふうに思います。私どものこの志布志市にそういう風光明媚な、そして人が来たいと思うような観光地があれば、ひょっとすると、あのさんふらわあの問題は起きなかったのかなという気はしているところがございます。しかし、現実的には、そういうもの、通過地点になってしまっているというようなことがありました。

しかも、さんふらわあの場合は、貨物は順調に伸びてきましたが、旅客の方は減ってきているというような現状がございましたから、私どもはこの旅客の増を目指すために、観光ということにつながればそれは良かったわけでございますが、現実的には、ただ単にさんふらわあの旅客の増を目指すために、ああいったツアーを組んで関心を引き起こしたということになったわけでございます。

3月議会で御承認していただきました利用促進策につきましても、そういったものが主たる目的でありまして、旅客増が図られればいいと、旅客増を図らなきゃならないということが前提になっております。

そのようなことで、さんふらわあにつきましては、引き続いて航路の存続を一生懸命取り組んでいくということでございますが、今お話のありますように、私どもの地にも国定公園ということで位置付けがされておりますので、そして志布志のまちを見たときに、そしてその後背地に控える豊かな大地を見たときに、決してほかの観光地に負けるような地域ではないと、さまざまな埋もれた素材があるということは認識しております。そのことを一つずつでもきちんと発掘しながら、整理しながら観光地づくりをしていきたいなというふうには考えております。

○4番（八久保壹君） これ、半分ですが、まさにこれは17年12月30日に新聞紙上で出た、もう皆さんも見えらっしゃると思いますが、一面というかこれを使って、こういう感じで一緒になっております。「躍進するアジアの玄関」ということで、これは合併の2日前ですから、30日の発行の新聞です。まさに、私はこれを見たとき、わあ、志布志市の、今度の新市の発展を示唆している。一生懸命このことを取り組むこと、これをやって取り組むことが、これはそれこそこんな新聞記事が出たといって喜んでおりましたが、しかし、なかなかいろいろな政策でこういうのも見過ごされてきております。ということでもありますので、先ほどから市長も答弁されておりますが、いろんな観光資源の見直しをしていくと、こういうことを、これにつなげていくためには必要なんですよ、と私も思っております。だから、志布志市にはどんなのがあるかということは今、戦略会議でやっつけらっしゃるということで、ぜひこのことをできるだけ早く答申してほしいと、拳がってきてほしいなと思っております。ということは、ふるさとづくり委員会が、去年、18年度から新市になりまして、これは旧志布志町でやっておりました。実際的に、どこも10月頃から委員会を立ち上げられたと思うんですが、これが今年の2月までに活性化プランを立てて、そしてそれを持って来てくださいと。そして審議いたしますのでということになったと。もう自治会と言いますか、この委員会の方々は一生涯懸命になって、何ヶ月ですかね、半月ぐらい、その中でやって、そしてそれぞれにすばらしい調書が出来上がっていると私は思っております。やればできるんですよ、期限を切ってやればなんでもできますよね。できなければ尻を叩くこともできます。ところが、それをしないと、いつまでたってもだらだら、だらだらしたような審議になるんですよ。戦略会議もしかり、それから防災対策関係のことも、やっぱり危機意識あるいは管理意識と言いますか、そう

いうのを出してやっていけば、もうみんなの目が違ってくるのではないかと私は感じているんですが、そういうことで進めていただきたいと思います。

今、戦略会議の中身については聞きましたので、このことについてはちょっと質問しようかなと思ったんですが、今、志布志市には観光業者といわれる観光を専門にしている業者がいらっしゃいます。それから、全国には大手の旅行業者がいらっしゃるわけで、いわゆる観光業者が。これとのタイアップと言いますか、連絡、そういう連携、これは検討されているのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話にありました商工観光戦略会議のアドバイザーとして、県の観光連盟の其田プロデューサーという方が参加していただいております。そして、業者の方々にも意見をいただける場と、専門的な意見をいただける場、そして別な形のアドバイザーという形では参加してもらっているところでございます。

○4番（八久保壹君） 地元業者が入っているか、入っていないかということと、それから専門業者が意見を聞くということになるんですが、そういう専門業者がですね、全国の。そういうのは無いんですかね。いいです。

時間もだんだん、だんだん迫ってきて、ちわい、ちわいしているんですが、こういうことなんですよ。やっぱり専門業者というのは、いろんなところからアイデアを持ってきております。宮崎が点と点を結ぶような観光ツアーを考えて、そしてやっております。この中で、宮崎県庁は観光地として今注目を集めていますが、これとは別に、先ほど市長がおっしゃったような点をつないでいながら、結構お客さんをよそから呼んでいるんですよ。

志布志市には何があるかと言ったら、今のところは見たときに、自分たちの所に何がありますかと聞いたとき、大自然があります、歴史があります、志布志市は玉依姫が来て天智天皇がいらっしゃいましたとか、そういう歴史がありますと言いながら、ほとんど整備されていないんですよ。

だから、このことは今からのことになるんですが、現在は何があるかと言うたら、海岸があるんですよ、それから夏井の海水浴場があります、枇榔島があります。それから和光園ですか、日本一のお茶がある。ウナギがあります。あるいはシラスのあれがあります。ハモがあります。そういうことをやって、それを点で結んで、焼酎工場もあります。今ブームです。そういう所をつなぐのは、彼らが一番、観光業者と結託といいますか、連携したら、これが一番ノウハウを持っているわけですよ。そして、何かないかということで全国を、拡大のために血眼になっていると言ったらちょっとおかしいかもしれませんが、あっちこっちで調べているんですよ。

私は、これをやっぱり戦略会議という大事なところがあれば、参考に聞くのではなくして、ある程度行って意見も聞いた方がいいのではないかと思います、こういう人たちを取り入れる気はないか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 先ほど御紹介いたしました私どもの商工観光戦略会議でアドバイザーとして参加していただいている方は、元々JTB出身ということで、そのような鹿児島県でも引き抜きをされてその職に充てられたというような経緯がございます。その方を交えてというような形で、さまざまな志

布志市の資源を改めて見直して、整理して、そしてできるものから取り組んでいくというような方向で商工観光戦略は進んでいるところでございます。

今お話がありましたように、このことが整理ができれば、次のステップとしまして、今申しました其田さんのお力をお借りしながら次の段階へ進んでいきたいというふうに考えます。

○4番（八久保壹君） 観光戦略とは、新生志布志市にとって、私は重要な位置を今後は占めてくると思っております。さんふらわあ問題に対しても、今後、そして農業後継者問題とか、いろんな若者の定着ということを図る必要も出てきておりますが、こういう中で働け、働けでは、誰もそこに魅力を感じてこないと思うんですよ。自分の地域にある程度の観光地があって、そしてそれが、一生懸命働いた後に、休息、憩い、そしてやすらぎをするような所があれば、やっぱり自分の地域に愛着が出てくると。それが定着につながっていくということになってくるのではないかと考えているんですよ。

このことを考えたとき、戦略会議はやはり地域活性化のためにぜひ必要なことであると。若者、農業そして各種産業を支えていく人たちの憩いの場として、これはサッカーフェスティバル、それから誘致場のことも出ております。早急にこういうことを真剣に取り組んでいてもらいたいと思います。これはばらまきという、今そういう問題もありますが、そういう政策ではなくて、真剣な本当に今後の志布志市の将来像を描いた政策として、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。この項については最後の質問として、市長の思い切った取組を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 商工観光戦略会議は、地域の商工会の方々、観光協会、そして特産品協会、J A、漁協、旅館組合、そしてそれら商工観光あるいは農林水産に識見を有するの方々、まちづくり委員会の方々、それから公募でも15名の方が御参加していただきまして、関心があられる方、興味があられる方、何かやりたいという方に参加していただき、30名でこの会議を組織しているところでございます。

この方々の協議によりまして、まず取り組むべきこと、そして地域的に取り組むべきこと、長期的に取り組むべきことというようなことが、それぞれの分野で整理がされているようでございます。その成果としまして、今年のお釈迦祭りにつきましても、ふるさと市というような形でも、その御意見によりましてできたような状況でございます。期間的に非常に短い期間だったところでございますが、そのような貴重な意見をいただきましてすぐさま実施できたということは、この会議に参加されているメンバーは、非常に意欲の高い方々でございまして、行動力のある方々ばかりだということでございます。

もちろん、この会議だけでなく、また別な形でもさまざまな団体の方々の御意見等も賜りながら、商工・観光というものにつきましては一生懸命取り組んでいって、この振興を図っていかねばならないというふうに思います。そのことは、この地域のまちの魅力につながる、そして議員がおっしゃいますように、そのことによって、私どもが住んでいる地域に誇りを持つ地域になっていくというふうに思います。

○4番（八久保壹君） 観光関係についてはこれで終わりたいと思いますが、もう一言ですね、これは答弁は要りません。やはり観光政策を進めていく上で、もう一つ必要なことは何だろうかということ私なりに考えてみますと、志布志市だけの問題ではないんですよ、大隅地域の一つのそういうもうちょっと大きな気持ちで取り組んでいく必要があると。このことも十分加味しながら、それぞれの地域と

連携しながら、ぜひこのことを取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため休憩いたします。1時10分から再開いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

○4番（八久保壹君） 午前中に引き続き、質問を展開していきたいと思ひます。

格差問題につきましては、3月の議会で、鬼塚議員も市街地と農村部の格差についてということで質問されております。

志布志市市内を見渡すとき、又各種政策を進める上で、我々はどうしても人口の集中する所や産業が活性化している所へ目を向けてしまいます。

農水産業を始め、福祉・教育・道路・観光など諸々のことは、全国の例を見るまでもなく東京と地方、そして都会と地方という構図の中で、いろいろな格差といわれることが進んできております。我が志布志市でも、市街地と山村部の格差が出てきています。以前からも格差という形で進んでいたとはいえ、今ではこの現実をはっきりと実感することができます。

そして2月20日の新聞の、南日本新聞のトップの所に、「2,641集落消滅の恐れ」、そして、これは国土交通省が調べて、400以上が10年以内という記事が出ております。過疎には歯止めがかからなくなっているということが出ておりました。このことにつきまして、市長はトップとして、この現実をどのようにとらえていらっしゃるのか。果たして志布志市の中でもそういう集落があるのか、このことについて伺いたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの新生志布志市は、農業振興が図られてきました地域と、そして志布志港を中心に物流振興が図られた地域と、大きくそういった二つの地域が合併しまして、新生志布志として発足したということでございます。

今、お話のありました高齢化というような形で、集落の構成が非常に高齢化してきているという地域というのは、本市の農村部でもあるところでございまして、過疎化と高齢化が農村部の集落では進行しているというようなことでございます。現在、392自治会の中で10世帯以下の自治会というのは、59というふうになっています。そして、65才以上の高齢者が、半数以上を占めるという、いわゆる「限界集落」というものは、38だということございまして、こういった集落の自治機能の低下が懸念されるということでございます。

そのような状況ではありますが、このような集落につきましても、防犯対策、営農対策、教育対策など、地域住民が安心・安全で生きがいを持って生活できる地域づくりを、それぞれの部門で振興策を検

討いたしまして推進を図っているところでございます。

○4番（八久保壹君） 市長の認識、それから想いを聞きました。そして、そういう集落が無いように努力していくということであります。

私は、先ほど防災関係で、災害関係で前川、安楽川の流域を見て回ったわけですが、菱田川の松山橋の流出、あの石橋、これが県の工事になると思うんですが、まだやっていないというような状況ですね、完成していないと。近くにこれは迂回路があるとはいえ、そのままになっていると。それからまた、今度は志布志の倉園という地域のちょっと下流側になると思うんですが、場所はちょっと私も特定できない。これがもうすでに、すでにというのは間もなくですね、普通作の田植えが始まろうとしているのに、井ぜきが、田んぼに水を引く井ぜきが流出しておりまして、これが半分しか完成していないんですよ。とてもじゃないけど、あと半分しないと井ぜきの機能は果たしていないんですよ。こういうことが、そのままになっている。そしてこの倉園のあれはどこが管理するのかは分かりませんが、県だろうと思うんですよ。これが去年の8月1日から工期が本年の7月、はっきりとは確認はしていないが去年の8月からだったと思うんですが、7月までの工期になっているんですよ。それが半分しかできていないと。

もしこれが人口の多い所、例えば野井倉台地とかあるいは、それこそ農業生産もどんどんやっている所、これはとてもじゃないが住民の声がものすごく挙がってきているんですよ。そして、なんとかしてくれないかんがというようなことで、すでに本当は済んでいなければならないんですよ。この地域の田んぼをつくっている住民にとっては、まだその後遺症が残っていると。これは県の工事になると思うんですが、こういうことが私は地域間格差を生んでいる一つの原因にもなっているんじゃないかと思うんですけども、人口の多い所と言いますか、にぎやかな所は皆さんが一生懸命になってやらないと、我々も選挙運動のためには、そういう所を一生懸命になって取り組めば票ももらえると思うんですよ。だけど、こういう所はですね、見捨てられてきているような私は気がしておりますが、このことについて、その状況をどのように把握されているのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山橋並びにただいまお話になりました耕地関係につきましては、昨年の災害で流出、あるいは冠水したというようなことで災害復旧工事に取り掛かっているところであります。

今回の議案でも提案いたしましたように、補正ないしは専決で提案しまして御審議いただくということになっておりますが、そんな関係で、すべての災害復旧については、一応今年の作付けまでには間に合うというような形で事業が進ちょくしているというふうには考えております。

○4番（八久保壹君） 当時、被害状況については調べられております。そして、これに対してどのくらいの被害があったのか、いろいろなことで検証されて、そしてその被害に基づいて工事が始まっているわけですね。ということになりますと、それだけが被害金額として上がってきているはずなんですよ。私はそう思っていますが、これ、今度は、今年田んぼができなければ、それも被害に入ると思うんですよ、生産ができないわけですから。そこら辺りまで検証されたのか、この被害金額の中に入っているのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） 昨年度の災害による災害復旧工事ということでございますので、災害復旧工事

が済んだものというふうには認識しております。したがって、今年、仮になんらかの事情で作付けができないとか収穫ができないというのは、それは、昨年の災害の復旧工事は関係ないというふうには考えるところであります。

○4番（八久保壹君） 被災された方々がこのような状況で田んぼがつかれないということは、言えば高齢化が進む地域の中であって、過疎化が進む地域の中でますます収入は途絶えていくと、いわゆる収入においても格差がまた出てくるというようなことになるのではないかと思います。これは多分、県の工事になると思うんですが、どうですか。いいでしょう。

次に移ります。そういう状況の中で、いろいろな住民の方々から話を聞くことができました。これは、お年寄り集落の中からちょっとポツンと離れた所で一人住まいをされていると。子供さんはどうしていますと聞くと、志布志の街にいたちょっとと言います。たまに日曜日とか休みの時、それもたまにらしいんですが、帰って来て農作業を手伝うと。だから今、農業をなんとかやっている。しかし、私が死んだら、当然あの子供たちは帰って来ないだろうなど。ということは、すなわち今、最初申し上げたこの2,641件の1箇所の集落が消えるお膳立てと言いますか、そっちの方に向かっているということは目に見えてきているんですね。

こういうことも含めまして、災害時に消防団が一人もいないと、もうどうしようと、大変であると。私たちは、ただ災害が通り過ぎるのをじっと待つしかない。にぎやかな所は、お互いに避難所も近くにあります。それから、もし災害を受けたときは、買い出し食料もいろんなお店屋さんがありますので、その辺も利用できます。私はいわゆる地域間格差が、こういう所がどんどん、どんどん今広がってきているような気がします。今年の何月になるか分かりませんが、郵便局も消えていきますというような話です。

そうすると、ますますこういうことに対する格差は広がっていくわけです。このことを考えたとき、なんとかしてやらな、やるのは我々行政の務めで、我々行政に携わる者の務めであり、そして志布志の住民を預かるトップとしての務めであるというふうには思います。防災対策関係のところでも申し上げましたが、こういうことが根底になって、そういう住民を守ってやる、そしてそういうのを維持していくという、そういうことが根底にあって、我々行政、志布志市民にとっては志布志の市役所があるわけです。このことを忘れないでほしいと思います。

それともう一つ、これは真剣に取り組まなければならないことだと思いますが、ある学校は体育館が雨漏りになっていると。志布志町時代にも造ろうとかかそういう話も浮き上がっておりますが、体育館を造るとか造らないとかかそういうことよりも、学校の児童があと3年したら0になります。今は、現在は、志布志の方から何人かが送り迎えしてなんとか維持をしています。あと3年したらまったく児童がいなくなります。早く合併、統合していい学校、そういう状況であれば、なかなかそういうのが進まなければ、そういうのをやってくださいという話も聞きました。

このことについて、予算的なこともありますのでなかなかとは思いますが、しかしその中であつた時、子供の皆さんも、私もそう思っております。そして、この市役所のここへ、ひな壇に並んでいらっしゃるのもそう思っておるんですが。子供たちは地域の宝であると、ということには変わりはないと思いま

す。そういうことで教育長、もっと真剣に、学校を造るとか造らないとか、それから補修するとかしないとかじゃなくて、子供たちは、このままでいいのか、あるいは統合した方がいいのか、それを真剣に考えてほしいと思いますが、明確な子供たちのためになる方針を打ち出してほしいと思います。聞きたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように、教育分野におきましても、基本的に地域間格差が生じないように努力はしておるところでございます。すなわち、市街地の商店等が多い所で学ぶ子供も、あるいはまた、自然豊かな農山村部で学ぶ子供も、勉強する内容としては同じ学習をしているわけでございますが、児童・生徒数による活動の違いや、あるいは移動手段等によりまして格差が生じていることは否めない事実でございます。

現在、児童・生徒数の減少によりまして、市内の25校のうち複式学級を持つ学校が7校となっております。平成19年度から2校増加していますが、またその増加傾向は今後も続いていくのではないかと、こういうふうには分析はいたしております。

また、小規模校に他の校区から通学できる特認校制度も、さらに学校そのものが少人数化が進んでいる今、所期の目的は達成したのではないかと、そういうふうに見る考えも出てきている事実もございません。

そこで、いずれにいたしましても、平成18年度に市内の各界の方々25名をお集まりいただきましてスタートいたしました「学校の規模・配置の在り方検討委員会」の審議の経過を踏まえながら、教育委員会としても、地域間格差のない学校の適正規模等について検討してまいりたいと、こういうふうを考えているところでございます。

今後とも、議会や市民の皆様方の幅広い意見を賜りながら、志布志市教育行政の充実を図ってまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○4番（八久保壹君） 私は、数字とかいろんなことには本当に疎い方でありまして、なかなかそこら辺りまでいきませんので、表面的な質問になると思いますが、今、教育長のお話の中では伺えなかったんですが、私が思っていることは、例えば複式学級になったとか、それから人間が少なくなってきたと。そして、その中で適正規模というんですか、こういうのがありますよと。今、私が言っているのはそんなことじゃないんですよ。子供たちのために、どうあるべきかということからやってください。規模じゃないんです、中身は。子供たちのためにこのまま存続、学校を最後までするのか、あるいはそういう状況になったときに遅れないために、今のうちに手を打って統合すべきか、このことを真剣に考えてほしいと質問しているんです。このことについて、もう一回答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今御質問ございましたように、私どもも真剣に考えているわけございまして、それでもって今、例えば部活動をどう活発化させればいいのかとか、するためにはどうすればいいのかとか、あるいは登下校の安全確保はどうすればいいのかと、あるいは学力向上は、あるいは地域とのつながりはどうかとか、い

ろいろな切り口がございまして、ただ単に緊急避難的にAの学校とBの学校を一緒にしましよとして
みても、私はやはり志布志の将来を考えたときには、ある程度中・長期的な視点でもってやっていかな
いと、また数年後には、また再び整理統合というようなことになる可能性も秘めているのではないかと
思うものですから、先ほど、繰り返しのようございまして今、18年に立ち上げましたこの在り方検討
委員会を間もなくまた開きます。そして、いろいろと御意見を聞くようにしておりますので、そういう
方々の御意見も聞きながら、慎重にやるところはやっていかなければいけないのではないかと、こうい
う気持ちは、私もすぐにでもなんとかしなきゃならんという気持ちは持っておりますが、しかし、やは
り慎重にしなければならぬところはあると考えておりますので、検討委員会の、熱烈なあるいはまた
活発な審議を待ちたいと、こういうふうと考えているところでございまして。

○4番（八久保壹君） いろいろとそれは、予算措置とか地域住民のこともあります。しかし、私が言
っていること、真剣に取り組んでほしい、そのことについてほしいということをお願いしました。もう
時間もありませんので、また次の機会にあればやっていきたいと思っておりますが、いずれにしても、今そう
いういろんな政策の中に、こういう地域が見捨てられてきているんですよね。私は、はっきりとこれを
実感することができましたので、こういう質問になってきているんですが、ほんならどうしたらいいだ
ろうかということ、これは一つの提言にもなると思っております。これは、郵便局が特定というんですか、
あります。あるいは、かろうじてと言ったらちょっと失礼かもしれませんが、山間部にもお店さんが
残っていますよね。ある地域の、県内のある所ですが、嘉例川駅がありますが、あそこをちょっと見る
ことがあったんですが、あそこの駅の近くに郵便局、公民館、そして農協が一緒になった施設があるん
ですよ。この今の既設の、山間部の既設のこういう郵便局を利用したり、あるいは、なければ商店です
よね、近くにある。今までの範囲で、エリアでいいですから、そういう所にこれを残してほしいと。そ
して、これは後で検討してもらわなければならない、いろんな問題があると思う、郵便のことについて
はできませんとかできるとか、しかし、特定であれば今までしていたんですから、これはコンビニにも
委託されるであろうということがありますので、できるとして今質問しているんですが、こういう所
を1箇所やって、そして支所とは言いません。職員が一人ぐらいいおってですね、そういうのを兼ねて、
そしてそういう地域の住民のいろんなサービスにこたえていくと。私はこのことが今、私が考えられる
最低限のサービスではないかと思っておりますが、このことについてやる気があるのか、取り組んでい
く気があるのか、時間もありませんので最後の質問にしておきたいと思っております。よろしくお願
いいたします。

○市長（本田修一君） ただ今議員が御提案なされた農協とか、それから郵便局とか、あるいは商店と
かそういったものが一緒になって、地域のコミュニティの核となるような施設と、そして、そこに職員
が配置できればというようなお話だろうと思っておりますが、これは校区単位ぐらいの話じゃなかろうかなと
いうふうに考えたところでした。

先程来、話になっておりますのは、限界集落という話も出ましたように、集落単位の課題が非常に大
きくなってきているというのがあるようございまして。志布志市におきましては、ふるさとづくり委員
会を中心にしまして、そういった校区単位のコミュニティづくりというのにつきましては、活性化がだ

んだん図られてきているなというふうには今、感じているところでございます。そういったのを併せながら検討させていただければというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 以上で、八久保壹君の一般質問を終わります。

次に、15番、長岡耕二君の一般質問を許可いたします。

○15番（長岡耕二君） 3日目の昼以降になりますとみんなの顔が疲れたような顔が見えますが、私もゆうべちょっと寝不足で疲れておりますが、簡単に質問させていただきます。簡単に市長も答えていただければ有り難いというふうに考えていますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告しておりましたので、質問させていただきます。

志布志市は、農畜産物、海産物、加工食品、焼酎、水等特産品が多種多様にあります。今までは農産物等も有名な他産地名で売ることが多かったのですが、近頃は産地表示、そしてトレーサビリティなど求められるようになると、産地に有利となり、志布志市の特産品として売り込むチャンスであると思います。特に、上海、香港等では、品質の良い日本の物を買うことがステータスと考えられ人気があります。海外での出品となるとさまざまな手続が必要になり、一個人や一法人では難しいことがあります。

そこで、志布志市全体で海外への販路を考える方々をまとめて、物産展などという形で持つていくのはどうでしょうか。最初のきっかけづくりが大事だと思います。幸い、我が市は志布志港を持っており、他産地に先駆けて交流の深い上海、香港、大阪など、売り込めるのではないのでしょうか。

上海、大阪など、物流が活発になりますと、蘇州号の利用やさんふらわあの利用が促進につながると考えますが、これらの地での物産展は考えられないのでしょうか。現在、民間企業などさまざまな機関を通じて海外の物産展に出展するなど、頑張っておられますが、志布志のなお遠くまで出品される方々に何かのバックアップは考えられないかお伺いいたします。

次に、志布志町で地産地消の取組がなされておりましたが、志布志消費拡大推進会議が中心となり、アピア周辺で、春は志布志まるごとうまかもん市、秋は収穫祭を開催し消費者にも喜ばれておりましたが、昨年よりこれらが一度に無くなり、地元の消費者から再開を望む声もあります。大きくなくても良いのですが、例えばアピアの敷地内で志布志産の特産品市などを再開することは考えてられないかお伺いいたします。

現在、学校給食やダグリ等で地元の食材を利用した使い方や朝市、戌の市などさまざまな工夫がされておりますが、今後の地産地消の取組の拡大をどのような取組を考えておられるか、伺います。

次に、ポートセールスについてお伺いいたします。以前、私たち議員もポートセールスに参加し、上海、香港などに志布志の特産品を自分たちの手で持って行き、PRしたことがあります。そのときに、継続して志布志港や志布志市を売り込んでいくことが大事だと感じました。今後、志布志港の整備が整い、ますますポートセールスが重要になりますが、その今後の状況と今後の計画をどのように計画されているかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。次は、一問一答方式でお願いいたします。

○市長（本田修一君） 長岡議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、上海、香港、大阪等で志布志の物産展は考えられないかというような御質問ですが、お答え

します。

まず、海外についてでございますが、本年度は日本貿易振興機構、ジェトロ鹿児島が今回初めて企画する、台湾で開催される「フードタイペイ2007」の視察ミッションに、市の特産品協会とともに参加する計画でございます。「フードタイペイ」とは、中華民国対外貿易発展協会が主催する食品産業専門の大型国際見本市であり、昨年の実績といたしまして、世界31カ国、540企業・団体、1,570ブース、来場者数もバイヤー関係・一般来場者合計で約5万1,000人となっております。

私どもといたしましても、本地域の主産業である農産物や農産加工品、特産品等を安定した形で志布志港からの輸出につなげていければと考えておりまして、このミッションに参加し、現地の百貨店やスーパーマーケットなどの食品市場の視察や、現地食品企業や現地食品企業に詳しい専門家との意見交換を行うことにより、現地のニーズを把握できると考えております。

さらに、平成20年度の「フードタイペイ2008」において、志布志市の特産品ブースを設置し、商談に結び付けられればと考えており、今後ジェトロ鹿児島や、鹿児島県貿易協会、県特産品協会や市特産品協会、本市で設置している商工観光戦略会議等、関係団体と連携を図りながら、情報収集を含め準備を進めてまいりたいと考えております。

まずは、台湾を足掛かりにして、上海、香港へつなげていければと考えているところでございます。

続きまして、国内についてでございますが、本市の特産品の販路拡大を目的とした物産展への参加につきましては、昨年5月大阪で開催されました「かごしまファンデー」に志布志市特産品協会が出展したところでございます。本年は6月大阪府堺市の「堺旧港観光市場」、7月に「かごしまファンデー」が計画されており、現在特産品協会が参加に向けて準備を進めているところでございます。

今後は、関東・関西のデパート等の物産展につきましても、鹿児島県特産品協会及び観光連盟と連携を取り、積極的に参加していくよう努力してまいります。また、地場産業の農畜産品の出展につきましても、関係機関の御協力を得ながら検討していきたいと考えております。

それから、地場産業の発展の中で地産地消の今後の取組についてでございますが、本市における地産地消の取組の一つは、学校給食への地元産食材の活用です。新市誕生を機に、松山・志布志・有明の学校給食センターが一体となって、地域に根ざした学校給食に取り組み、関係機関・団体と連携をしながら、米、野菜、肉、魚介類、果物等の地元産食材の活用により、食育のさらなる推進に努めてまいります。

二つ目は、兼業農家や高齢者農家等の小規模生産農家を中心とした地産地消です。組織化されたものでは、JAあおぞらの甚兵衛クラブや、あおぞら一丁目、自治会による「ちんたら庵」や「本村茶屋」等があります。その外、個人やグループ運営の無人販売所も数多く見受けられ、安心・安全、顔の見える地産地消が、大量生産、大量出荷の大規模農業のすき間を埋める形で、着実に市民に認知されてきております。

さらに、むら再生促進事業の活用により意欲ある事業者を応援してまいりたいと考えております。今後は地産地消をさらに進化させて、市外からも志布志市を訪れて、志布志市でとれる農林水産物を市内のお店で飲食、購入できる仕掛けをJAや漁協、商工会等と連携して取り組んでいけたらと考えており

ます。

次に、ポートセールスの現状と今後の計画についてお答えいたします。志布志港のポートセールスにつきましては、現在、伊藤祐一郎鹿児島県知事が会長であります、志布志港ポートセールス推進協議会と連携して、国内・国外を問わずポートセールス活動を行っているところでございます。

本年度は、さんふらわあのセールスに特化した形で、まず11月14日に大阪でポートセミナーを開催し、荷主企業や利用者、運送業者等にさんふらわあの利用をお願いするとともに、志布志港の現状や開設航路について説明し、志布志港のさらなる利用、また志布志港周辺への進出をお願いしたいと考えております。

また、志布志港周辺地域では、平成20年1月頃、都城市と霧島市でのミニセミナーを実施したいと考えております。これは、既存の企業の方々に、もっと志布志港のことを知っていただき、志布志港を利用していただくために開催するものであります。海外ポートセールスといたしましては、平成20年度の新若浜地区供用開始に向け、志布志港ポートセールス推進協議会や関係団体と協力しながら、進めてまいりたいと考えております。

○15番（長岡耕二君） 今、市長から答弁がありました。物産展を、ジェトロで香港の物産展に参加するという計画があるということで、大変いいことだというふうにとらえております。

ジェトロを通じて行われますが、この出品というものを、志布志の産品の中でどれくらいを予定されているのか、お伺いいたします。

○港湾商工課長（外山文弘君） 今回のフードタイペイの内容につきまして、御説明申し上げます。

今回のこのタイペイで行われます国際見本市でございますが、これは本市からの出展をするという内容ではございませんで、現地調査というのが主な内容であります。特に特産品協会の方をお願いをいたしまして、特産品協会からも参加していただいて、今後志布志港を活用してどういうものが海外で商取引として成り立っていくのか、また、どういうものが国際市場で今求められているのか、そういうものを調査をしたいということで、ジェトロの方とのこういう企画に本市としては参加したいということで、今回参加するものでございます。

○15番（長岡耕二君） まだ現地調査ということでありますが、やはり今、この前香港に行ったときも、やはり日本の産物が売られているときに、まだ現地調査というのでは、やはり、もうちょっとスピーディにやっついていかないと、ほかの所に取り残されている現状でないかなというふうに考えています。

ぜひ現地調査を早めに終えて、できればサンプルとしてでも、この地域の品物を宣伝という形ででも持って行けたらなというふうに考えます。そして、この前新聞紙上でありましたが、日本の高級牛肉を香港で販売し、輸出を再開したという記事が載っておりましたが、その点について情報があつたら教えてください。

数量、どの程度持って行ってどんな形で売ったのかとか、そういうのが分かったら教えてください。

○港湾商工課長（外山文弘君） 具体的な数値は把握いたしておりません。

○15番（長岡耕二君） 私がなんでこんなことを質問するかと言いますと、自分たちの情報というものをどれだけとらえているかということが一番大事だと思うんですよ。まだ調査の段階だということであ

れば、もう遅いですよ。やはり1年前から志布志では、私たちも含めてあれが市場調査じゃなかったかなというふうに、やはりもう今ではサンプルか商品をテナントで並べるぐらいのスピードさがないと、今の時代は流れているんですよね。今までは10年で一区切りというけれど、1年で一区切りですよ。それぐらいのスピードでいかないと、やはりこの日本ブームもあと2、3年したら過ぎるかもしれませんよ、このチャンスというものをどれだけ生かせるかが、この地域の課題だと思います。

なぜこういうテーマを取り上げたかと言いますと、この地域は南九州、日本の食料基地として生産されておりますが、販路というものがあつた程度もう時代遅れのそういう現状じゃないかなというふうに考えております。その中で、新しい市場を開拓するという気持ちで情報を的確に吸収して、それを鹿児島県じゃなくて志布志の物を売っていけるような対応というものが、迅速な対応が必要じゃないかなというふうに考えています。ちょうど1年前の香港に行ったときの地元の方々とお話しする機会がありましたが、今は日本食、日本のフルーツを持っているのがステータス、そういう感じで高いイチゴとかリンゴでも日本の品物ですよというのを持っているのがブームだと、ステータスだというのが現実だというふうに私も聞かされて、なるほどなあと、こういう所で志布志の特産品をどれだけ売っていいのかと、売っていけるチャンスだなというふうに思っていますよ。

やはり、そういうところをしっかりととらえてチャンスを生かせることがあってほしいというふうに考えています。やはり、今身近に輸出されている方々も結構おられます。その中で、やはり民間が頑張っているそういうのを、今度はこういうことをフォローしていこうというような考え方でやっていかないとですよ、地元の皆さんもあまり期待していないかもしれませんが、行政の役目としてはそういうところも考えられるんじゃないかなというふうに思いますが、この点を市長はどのようにお考えですか。お聞かせください。

○市長（本田修一君） 今回フードタイパイに視察ミッションということで参加させていただくということになったわけですが、当然ここに特産品協会の方々も参加されると、同行されるということでございますので、ひょっとすれば具体的に商談が始まる可能性はあるというふうに思っているところであります。

先日も、特産品協会の方々の総会に参加させていただきました。そして懇親もさせていただいたところでございますが、非常に意欲が高く、積極的に事業展開に取り組んでおられて、このことにつきましても私どもの方にも積極的に働きをされる、そして一緒にやっっていこうということで取組を始めたところでございます。

この志布志の地は、まさしく志布志港が来年の夏以降供用開始と、新若浜供用開始というふうになっておりますので、この振興を図るために地域の方々はいかにすべきかということをも身を持って考えていらっしゃるというのが本当に分かったところでございます。そのことにつきましては、市としましては、全面的に応援しながら、タイアップしながら、取り組んでいきたいというふうに思います。

○15番（長岡耕二君） 敏速にそういう対応をしてほしいと思います。ややもすると、コンテナヤードができまして、この地域のコンテナの流通というものが、そういう売っていく品物が無かったら、空コンの置き場所にしかならんですよ、志布志の港というものはですね。やはり、そういうところを県もで

すが、県の補助金とかあんなのをうまく利用して、志布志の業者の方々にも宣伝していけるぐらいノウハウを持っておるのが、やっぱり行政の役目じゃないかなというふうに考えています。ぜひ、そういう面も考えていただいて、進めてほしいと思います。

いろいろな流通の関連の方々有志布志にはたくさんおられます。人の行き来が大変あります。世界のノウハウが志布志にはたくさん飛び交っておりますが、その情報をこの地域にどれだけ生かせるかというのが行政の手腕じゃないかなというふうに考えていますので、もうちょっと考え方を真剣に掘り下げて、この地域がどれだけ伸びていくかということをもうちょっと真剣にスピーディに考えてほしいというふうに考えています。

地元の皆さんも自分たちでブースを作って、上海、台湾いろんな所に自分たちの手でやっているが、行政の方々ももうちょっと勉強せんないかとやないかという民間の方々の情報があります。ぜひ、そういうところも力を入れてほしいというふうに考えています。

物産展はやるということですので、そしてまた、今度は大阪の方に移らせていただきます。大阪は、この地元の方々が相当おられる市場であります。今までも4、5年前から、大丸とかいろんなスーパー、百貨店、そういう所で志布志市の地元の方々が大変努力されて販売に力を入れておられるのが分かります。そして、この地域がやはり発展するためには、もうちょっと民間企業だけではなくて行政も情報収集、そしてフォローできるところは民間をフォローして、この地域を売り込んでいく、それがさんふらわあの利用促進、そして市長がいつも言われますが、今度のさんふらわあ問題というのはこの地域にテーマを与えてくれたような気がいたします。この地方のやはり何と言いますか、世の中とちょっとかけ離れている、この時代にちょっと時代遅れしているところを教えてくれたような気がいたします。

そういうところを、やはり行政として力を注いでいかないといけない部分が多分にあったなというふうに私はとらえているが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） 昨年、関西で行われました「かごしまファンデー」に参加させてもらいまして、地域の特産品協会の方々が出品されているブースを拝見させてもらったところでした。昨年は南港の方の会場ということで、若干例年からすると少なかったということでありまして、今年はまた京セラドームで開催されるということで多大な入場者が期待されるような話で、期待するところがございます。

そのような中で、また今年も地域の特産品協会の方々を中心にブースを設けていただきまして、志布志を宣伝していただくということになるかと思いますが、今年は今お話にありましたようにさんふらわあの問題がありまして、このことにつきまして大阪の方々、関西の方々につきましても極めて関心が高いのではなかろうかというふうに期待するところでもあります。そのことを多めに宣伝し、そして利用させていただきまして、さんふらわあ航路存続にもつながるような形にしていきたいというふうに思います。

○15番（長岡耕二君） ぜひ大阪の方でも志布志を売っていただきたいというふうに考えています。志布志の、大阪は窓口だという気持ちがあって当然だと思います。これだけ離れていますが、さんふらわあが利用できるということと、さんふらわあの問題で一番考えていかないといけないのは、市長も言われたように、トラック、車は満杯状態ですよ、人がどれだけ乗るかということも今後のテーマじゃな

いかなというふうに考えています。それをこの大阪で、この地域の特産品、そして志布志に興味を持っていただくということが、このさんふらわあ利用の一番大事なのではないかなというふうに考えています。

冗談の話の中で、さんふらわあの方々が言われますが、重いトラックを運ぶよりは軽い人間を運んだ方が金になるんですねって、冗談交じりに言われましたが、まったくそのとおりだなというふうに考えています。やはり人の動きがあることによって、さんふらわあの利用、そして利益が出るということが、やはり地元もそういう努力をするということが一番大事じゃないかなというふうに考えています。その一つにしかならんかもしれんけど、この辺の地域のことを売っていく、そして大阪周辺の方々に志布志に来ていただくということが、やはり行政の役目じゃないかなというふうに考えていますので、ぜひそういうところに力を入れていただきたいと思いますが、市長の考えをお示してください。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、利用促進というようなことは3月議会で皆さん方に御相談しまして、そのことを粛々としていくというのがある一方、さらなる利用促進を図っていかなきやならないというふうには思っているところでございます。

さまざまな機会をとらえまして、皆さん方にもさんふらわあを利用して行って向こうとの交流をしていただく。そして関西地区からも乗っていただいて志布志に来ていただくというふうな交流がさらに深まっていくような形というのを目指していかなきやならないというふうに思っております。

その中で志布志の特産品が、関西の地区に、またさらに流れていけば嬉しいと、そういった方向を目指したいというようなことでありますし、関西地区から来ていただく方が通過しないでこの地にとどまって観光というような形で来ていただけるというふうなことも、当然目指していくべき課題だというふうに思っておりますので、そのようなことに努めていきたいというふうに考えます。

○15番（長岡耕二君） どうもありがとうございました。考え方は分かりましたが、ここでちょっと確認させていただきます。今まで特産品協会などが大阪周辺で志布志を売り出すといいますか、そういう時に、どれぐらいの援助といいますか、行政で協力しているのか。そして特産品協会などがブースを設けてやっているときに、どのような形で市場調査とか、そういうのをしているのか。しているんだったら教えていただきます。

そしてまた、私が一番最初に言いました物産展なるものは今までもあったのか、そして、今後どういう計画があるのか、そこだけ最後に質問させていただきます。

○議長（谷口松生君） 検討のためしばらく休憩します。



午後2時07分 休憩

午後2時07分 再開



○議長（谷口松生君） 再開します。

○15番（長岡耕二君） その答えは分かった時点でいいですが、それに関連して、特産品などを売って行くとき、今後どういう協力を考えておられるか、あったら教えてください。

○市長（本田修一君） 今回、フードタイペイ並びに関西で行われます「かごしまファンデー」等に行いたしますので、また特産品協会の方々といろんな要望をお聞きしながら、そして、私どもがさらなる志布志市の特産品の販売促進のために何が必要かというものを考えまして、この方々とも協議しながら、次につなげていきたいというふうに思います。

○港湾商工課長（外山文弘君） 予算につきましては、後ほどまた御報告いたしますが、まず特産品協会との市としての援助関係でございますが、今、特産品協会と話をしておりますのが、先程から出てきますように貿易関係も非常に積極的に取り組んでいこうという考えをお持ちの方が非常に多いということと、特産品協会の中でのいろんな品物の組合せ、それぞれの業者の方々でいろいろ組合せを変えて、それを志布志の特産品として売り出していこうという方向性も検討されております。

またいろいろな所で、そういう物産展等にどんどん参加しようという意欲を持った方々が非常に多くなっております。そういう中で市といたしましても、例えばホームページの充実、現在特産品協会の中でもそれぞれ個別のホームページを立ち上げていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういうホームページを使って、特に関東・関西方面に向けてホームページ等での商取引を活発にされている方もたくさんおられますので、そういうものをまとめた形でのホームページが作れないかというのを、今特産品協会の幹部の方とも協議をしているところでございます。

○15番（長岡耕二君） ぜひ民間と一緒にあって、もうちょっとスピーディに力を入れてほしいというふうにお願ひして、次に移りたいと思います。

地産地消の件であります、やはり市長が言われました学校給食、そしていろいろな形で売られているのが現実だというふうに考えていますが、志布志の地場産品消費拡大推進会議なるものがあつたということは、市長は御存じですか。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては承知しておりませんでした。

○15番（長岡耕二君） ちょっと説明させていただきますと、市長が御存じなかったということですが、合併までは、志布志の生産者と消費者が一緒になっていろんなイベントをやってまいりました。その中の一つとして、私がさっき言いました「志布志まるごとうんまかもん市」というものがあつまして、これが、アピアと消費者の皆さんと一緒に何回ほどかやりまして、ある程度定着しつつあるのかなというふうに考えておりました。そして去年無くなって、今度はいつするんですかということでありましたが、いや、もうあの会はいつの間にか無くなっていきますよということで、そのとき私なんかは、合併で引継ぎがあつたのかなというふうな感覚でおりました。

これが、志布志の牛肉とか豚肉、そして加工食品、そしてハモも新しく出たのが2回ほどありました。そういう形で消費者と一緒にあって、この地域で採れるものを考えていこうということでやられておりました、その事業であります。

そのときの消費者の声として、地元でこういうおいしいのがあるのが分からなかったということと、今になってみますと、あの時だけしかおいしい肉は食べられなかったというのが消費者の話でした。そして、今、私の所に届いているのが、子供たちに、ここの志布志の出身の方々で大阪・東京にいる方々にちょっと送ってやったら、あんな肉はどこで売っているのかとか、3回ほど送ったら、また次も来る

のかなというふうに期待していたとかですね、そういういろいろな、ただ志布志で販売しておりましたが、その身内の方々にも宣伝が行き届いて、ああ、この事業はいい事業だなというふうに考えておりましたが、昨年しなくて消費者からのそういう反応というものがあつたということは、やはり続けるべきではなかったかなというふうに私は考えていますが、市長はこの話を聞かれて、どのようにお考えになったか教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地場産品消費拡大推進会議というのは、昨年、合併以降に無くなっていたというようなことがあったようでございます。その後、今年、漁協が行いましたハモ祭り、あるいはその中で「まるごとんまかもん市」というのも開催されておったようでございます。そして、それからしがっしょかに行われましたお釈迦祭りの会場でもそういった形で、地場産品の消費拡大というような形でそれぞれのグループの方々がされておったのが、この形があつたものが引き継がれてきたのかなと、今お聞きしまして改めて考えたところでございます。

地産地消の取組ということで、学校給食あるいは組織的なもの、あるいは地元の農産物の販売、即売展というような形で取り組んでいるというようなことであるわけでございますが、今お話になったようなことにつきましては、それこそ今後この志布志の地にうまいものが何か無いのかというようなことが、今求められているというようなこともございますので、少しまた検討させていただければというふうに思います。

○15番（長岡耕二君） 市長がそう言われますように、やはりいいことは続けるといいますか、そういう形で残してほしいというふうに考えておりますので、ぜひそういうところにも目を向けていただきたいというふうに考えております。

そして、今、学校給食で県の事業でやられている地元の食材を使った学校給食の推進ということで行われておりますが、この事業もいつまで県がやっているか分からないですが、県の事業が無くなってもこれは続ける意思があるのか、市長か、教育長にお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校給食における地産地消についてでございますが、昨年の4月から「地域に根ざした学校給食推進事業」という名前で展開をしておりました。これは、昨年度1年間は文部科学省の補助事業でございました。それを私ども手を上げまして、こちらに持って来ていただきまして、予算をいただいてやりました。それを受けて、今年度は市の単独事業として予算をいただきまして、現在進めようとしているところでございます。

この事業は、もう御案内のとおり、「生産者の顔が見える給食づくり」ということをテーマにいたしまして、地場産物生産者グループの方々から、牛肉、それから黒豚、ハモ、メロン等が地元の特産品として学校給食に提供されている事業でございます。

私どもといたしましても、この事業を継続していただきまして、学校とそれから家庭と連携を深めながら、食育の充実を図るためにも、これらの地場産物が学校給食の食材として年間を通して安定的に供給されることを望んでいるところでございます。

以上でございます。

○15番（長岡耕二君） 私も勉強不足で文科省の事業だということは分かりませんでした。訂正申し上げます。その中で、県の方々が食育に関する補助事業があるから、これを志布志は利用しないかなという話もありましたので、ぜひそういうところも利用されて、今後もいいことを続けてほしいというふうに考えています。

今、ここの事業としてやっていくということではありますが、今後も続けて行かれるのか、それだけお伺いしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

なにせ、やはり地場産物とは申しまして結構値の張る品物でございますので、予算を伴うことでございますから、私ども教育委員会といたしましては、またその時期になりましたら、議会の皆様方に予算としてお願いをいたしまして、お認めいただければ続けたいと、こういうふうに考えております。

○15番（長岡耕二君） 学校給食の方はそういう形で、地場産物をふんだんに使って活用していただく、継続していただくということをお願いして、次に、地産地消の分で、やはり朝市とか、市長が言われた有明のいろんな形で身近に消費されているというものがありますが、ちょっと調査があったら教えてください。

この朝市とか戌の市もありますが、そしていろいろな所で無人販売とかありますが、地産地消に関しての関連で、どの程度、量的でもいいですが、金額的にも、この地域で売られていることを調査されて、その資料があったら報告をお願いいたします。

○農政課長（仮屋正文君） まず、組織化されたものでございますが、JAあおぞらの方で甚兵衛クラブ、そしてまたあおぞら一丁目ということで取組をしておられますけれども、それにつきましては約2億円ということでございます。その2億円の内訳でございますが、この市内におきます一丁目で約1億4,000万円、それからインショップということで鹿児島、市内のスーパー、そしてまた地元のアイショップという中で約5,200万円と。その他としましては、イベントとか、そういう中で約550万円というような売上げがあるようでございます。

それから、その他の施設でございますが、本村茶屋とか、あるいは蓬の郷とかございますけれども、蓬の郷におきましては約3,000万円ほどと。それから、本村茶屋につきましては約800万円と。それから、志布志に元気市というのがございますが、それにつきましては、土曜、日曜の売上げということで、約8万円から9万円というような状況であるようでございます。

それと、それぞれ個人の農家の方々が直売等を設けていらっしゃると思いますが、それにつきましては、ちょっと把握をいたしておりません。

○15番（長岡耕二君） ありがとうございます。

あおぞら一丁目の場合は組織としてありますが、その無人販売でどのくらい売れているのかということも的確に判断しますが、想像して、今後どういう形で売れていくのかなというのを行政というものは、チェックしておった方がいいんじゃないかなというふうに考えております。

それはなぜかと言いますと、いろんな大きな販路と言いますか、そういうのもありますが、地元で売

れているものがどれだけあるかということも繊細にチェックして、今後どういう形でこれが進んでいくのかということも考えていかないといけないんじゃないかなというふうに考えています。ヨーロッパなんか、今どんどんこういう小さなお店と言いますか、農産物、そして海産物なんか、身近な所でどんどん売れてくるというのがあります。それはフードマイル事業といいまして、できるだけ近くのものを食べようというのが、ヨーロッパなんかの農村の方で進んでいるように私も聞いたことがあります。

それも、やはりこの地域もそういう形で、県外向けとかロットの大きい販売とかそういうのもありますが、やはり身近な所でどれだけ売れているのか、そして物々交換でどのくらい消費されているのかなということも、ある程度は今後の参考に、今後もまたこういう所がどんどん伸びていくというのが現実じゃないかなということで、今とらえていますので、ぜひそういうところもある程度チェックしてほしいというふうに考えています。そこはどうですかね。

○市長（本田修一君） ただいま議員お話のように、この地産地消というような観点からも、そして地域の高齢者の方々が生きがいを持つ生産というようなもの、あるいは地域での活動、地域活動という面からもこういったものが取り組まれてきたというような経緯があるわけでございます。

そのようなものが、さらにこの地域では求められているというのは確かであろうというふうに思いますので、今後このことにつきましても調査いたしまして、そして動向を把握したいというふうに思います。

○15番（長岡耕二君） その辺も十分チェックしていただきたいと思います。そして地産地消の分で、今新しい事業かもしれませんが、ダグリとかあの辺でも地元の食材を売っていきこうということと、この地域は特産品があるがどこで食べられるのかという消費者、観光客の考え方もあります。ぜひ、そういうところも地産地消として取り組んでほしいというふうに、ちなみに去年の年末、ダグリでいろいろな地元産を食材として売ったとき、売り切れて無くなったというぐらい、やってみれば好評なところが結構あると思います。そういうところにも目を向けてやっていくことも重要じゃないかなというふうに考えていますので、そういうところも含めて今後のチェック体制、そして今後の展開というものをもうちょっと真剣に考えてほしいというふうに考えていますので、これは答弁は要りませんが、そういうところは力を入れてほしいというふうに考えています。

次に、ポートセールスのことについてお伺いいたします。ちょうど1年ほど前に、私なんかも香港、上海にポートセールスとして行ったとき、地元の方々、地元で仕事をされている方々でしたが、こういうことは定期的にやっていただければ、地元の方々、香港におられる方、上海におられる方々が志布志市を知っていただくということが一番重要じゃないかなというふうに考えています。

例えば上海に行ったとき、地元でおられる方々が、ああ、こういう形で宣伝していただいて有り難いなというふうに言われました。それは、香港の方々から見ますと、日本でも鹿児島じゃないんですよと、志布志なんですよと。こっちが向いている所はコンテナ、物流で言いますと鹿児島じゃないんです、門司じゃないんですよと、志布志、神戸か川崎ですよと。日本を見たら、そういうぐらい香港などの流通の方々、バイヤーの方々はそういうふうに、志布志に大変注目をおかれております。

そして、それを利用して、志布志を売っていくということが大変重要じゃないかなと、私はそうとら

えています。市長はどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ポートセールスが、昨年は香港、上海であったということでございまして、今回さんふらわあの関係で、こういった形で関西地区の船主の方々とも、それから荷主業者の方々ともポートセミナーを開催させていただくということになったわけでございます。

議員御発言のように、セールスというのは継続的に続けていかなければ、それが実にならないということは十分承知しているところでございますが、今回このような形で、やむなく国内の関西というような形にしたということは、十分御理解していただけるのではないかなというふうに思うところでございます。

○15番（長岡耕二君） ぜひ、さんふらわあだけではなくて、さんふらわあ、蘇州号、そして今後は、コンテナの船が相当志布志に入ると思うんですよ。そうしたらコンテナの会社、そして船会社そういうところもひっくるめて、やはりポートセールスというものを考えてほしいというふうに考えています。

その中で、市長だけに行ってセールスをやれということではありません。議会の中でも港湾の特別委員会もありますので、そういうところも利用して、みんなでと言いますか、そういう形で行くことがやっぱり宣伝になると思うんですよ。この前、香港、上海に行ったときに、議員の方々もこれだけ力を入れているんだなというふうに地元の方々はとらえていただきました。そういうことも、やはり市長だけが、皆さんが、行政の方々だけではなくて、そうして議員もですが、やはりその商品を持っておられる一会社の方々でも一緒に行ってポートセールスという形で進めていくことが、宣伝に重要じゃないかなというふうに私は考えていますが、市長の考えをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然たくさんの方が行かれて、そして何回も頻繁に行けば、そういったものは実が多くなるというのは予想されるところであります。しかしながら、私どもは限られた財政の中で、予算の中でこういったものを効率的に行うということでございますので、その点につきましても十分御理解いただきたいと思っています。

○15番（長岡耕二君） ぜひ、予算の範囲内ということはあるんですが、私なんか半分ぐらいは自分で手出しするとか、それぐらいの気持ちで志布志を売っていく気持ちは十分ありますので、全額出してもいいですよ、そういう形で自分たちのまちを売っていくんだという誠意を見せることが、ポートセールスとして世界で売っていくことが重要だと思います。

そして、コンテナヤードができる前にいろんな角度ですていくことが、後手後手にならんということで、そういう形で進めていくのがセールスですので、そういうところをもうちょっとスピーディに考えて行動していただくということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で長岡耕二君の一般質問を終わります。

ここで2時45分まで休憩いたします。

午後2時33分 休憩



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に22番、宮城義治君の一般質問を許可いたします。

○22番（宮城義治君） なにか圧力が掛かっておるようで、明日の全協までのことを考えて質問をなさいということですので、調整を取っていきたいと思います。

先に通告いたしておりました2点について質問させていただきます。1点目が農業後継者対策でございます。2点が行政相談員制度の導入についてであります。

1点目の専業農家の数と後継者の有無についてでございますが、昨今、農業関係は非常に厳しい状況下にあると思います。これはもう皆さん御承知のとおりであると思いますが、少子高齢化の影響で地域社会が深刻な過疎にあえいでいるようでございます。現在、農業従事者が高齢者になっているのではないかとかように思うのでありますが、本市の基幹産業でありますところの農業振興なくして本市の発展はあり得ないのではないかとというふうに考えるわけでございます。

しかし、農業の将来がどうであるかと申しますと、決して明るいものでないことは事実であります。命を維持するには不可欠の食料であり、その食料を生産し、確保する農業に従事する後継者に悩んでいることは憂慮すべきことでございますが、そこでお伺いしたいのは、農業後継者の問題であります。人口の高齢化に伴って農業従事者も高齢化し、後継者がいないので農業は自分の代で終わりたいというような話をよく耳にします。

後継者のいる、いないは、基本的には個人の問題でありますけれども、基幹産業である農業だけに看過できない問題であると考えます。本市の実態として、現在専業農家は何戸あり、そのうちに農業後継者のいる数といない数はどのようになっているかについて市長にお伺いいたします。

一問一答式でさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○市長（本田修一君） 宮城議員の一般質問にお答えいたします。

専業農家の数と後継者の数ということでございますが、初めに専業農家の数の件でございますが、農家の高齢化による離農及び長期的な農産物価格の低迷によりまして、新規就農者等の減少から、農家数と農業にかかわる就業者数も減少しているところであります。

本市の状況としましては、平成12年には1,299戸、平成17年では1,282戸で、17戸の減少でありまして1.3%の減となっております。地域別におきましては、松山地区で11戸増で4%増、志布志地区で8戸増の2.4%の増です。有明地区におきましては36の減で5.2%の減少であります。松山と志布志地区の増加につきましては、研修制度が一定の効果を上げていると考えております。

次に、後継者の有無についてでございますが、畜産農家で約19%、茶業農家で61%、園芸農家で約17%の農家が後継者の確保をしている状況であります。このようなことから、本市の基幹産業であります農業の維持・発展のためには、担い手農家及び認定農家の確保はもちろんのこと、次代を担う後継者の確保は避けて通れない問題であると思っておりますので、関係機関と一体となり農業後継者の確保に努力してま

いりたいと思います。

○22番（宮城義治君） 市長の答弁でありますように、増なくして減だけであるようでございます。しかし、これは農業という問題が大きくここにのしかかっているんじゃないかと。いろいろ後継者の問題はあろうと思います。これについては今、志布志市ではお茶、そしてまた畜産、それぞれ農家種別があるわけですが、茶の場合なんかは後継者が非常に育つというか、いらっしゃるといふか、そういうような形であるようでございますが、やはり複数の一般農家の後継者、果たして機械購入いろいろあるわけですが、その戸数が、なかなか後継者がいないというのが実情であるようであります。

いろいろ集落内にあっても、機械を購入して、その返済に大変困っているというような家庭もあるようでございますが、しかし市としては、これをこのままにしておくわけにはいけないわけで、この対策としてどのような取組をしていけばこの後継者が育つか。その辺の対策は大きな問題であらうと思います。市長の答弁で、旧松山地区、志布志地区ですね、この関係は、いろんな関係でそう減はないわけですが、有明地区が非常に減が大きいというのは、やはりそれだけ耕作地も広い、そういうこともあると思うんですが、やはり減ということについては、今後の市にとっての大きな問題であらうと私は思うわけです。

市長、この対策としていろいろな取組もあると思うんですが、市としての、もちろん個人は努力しないとできないわけですが、市としてのその心構え、そしていろんな問題もついてくると思います。助成の問題、補助の問題、しかし後で申しますけれども、やはり補助だけに頼っても、助成に頼ってもこれはいいことじゃないと思うし、そういったようなことを考えて、まず今後の市としての大きな取組として、どのように考えていらっしゃるかお願いいたします。

○市長（本田修一君） 専業農家の減少というのが、現在1,299戸のうちの有明地区で減ってきているというようなことでございます。もちろん、有明地域が農家戸数が多いわけですが、この戸数の減が総体的な減になっているんだなというふうに思ったところでございます。

その中で、私どもは農業振興というものを図っていかなきゃならないということになるわけでございますが、そのため様々な取組をしなければならぬと。しかしながら、このことにつきましては、国の事業ともかかわってくるというようなことでございますので、国の進めようとする農業の担い手育成というようなことで、認定農家の育成というようなものを中心に、私どもは担い手農家として位置付けしていこうというふうに考えているところでございます。

○22番（宮城義治君） 担い手農家については、また後で質問させていただきますけれども、おっしゃるように、やはりこの農業に携わる者としての、やはりこちら辺の問題が大きく負担にのしかかっているんじゃないかというふうに思うわけです。農業を、当初転作関係から19年度の今度の転作関係に移行しまして、12年度に第1回目の転作関係の取決めがなされたんじゃないかと思うんですよね。それで、それから15年度にまた変更になり、いろいろまた農業関係の補助関係が違って来たというようになっております。

当初転作関係で、これは畑地帯はそうでもないんですけども、やはり水田地区、こういった所が非常に国、県の補助事業によっていろいろな取組をしてきたわけです。この間、最初の12年度に取り組ん

だときが、とにかく水田対策、1ほ場に水排水をなさないとかいろいろな条件が付いて、みんなこれに取り組んだわけですね。それがなくてこういう水田割当もあるし、そして作付けの割当ですね、そして今度は転作の割当、こういうようなことで、非常に国の政策に農家が振り回されているというのが現状なんです。

そしてまた19年度から始まった。これも今資料を提出するのに皆さん大変迷っていらっしゃるようがあります。有線放送で今流しておるんですけど、何日までに資料提出をしてくださいというようなことをやっております。そういうようなことを、一仕事終わってまた次ができて、そして12年度にやって15年度にやって、そして今度は排水対策は要らない。もうまた、せっかく、失礼ですけども、地区の人たちはユンボを使って排水対策をしたと。これは今何も言わない。そういうような農業をしているのが現在の農業だと。これは今言いますように、二期作をする、早期と二期作をする地区と、普通作をする地区と、それぞれ違いはあると思います。後継者と今言ったように、後継者の違いはいろいろと異なってくると思うわけです。

やはりそういうことを勘案して、今後の後継者というものはいろんな方向の農業政策をしないと、農業をしていけないのが事実であろうと思うわけです。そこで、やはり国のそういう補助事業等をするのもいいことなんですけれども、私は、市がもう少し市としてその地区において政策面をやっぱりしてやらないと、農家は今何をやっていいんだろうかと、どのような農業政策に自分が経営していけばいいんだろうかと。メロンとかハウス関係の皆さんはそこまではないと思うんです。露地栽培をする、この農家の皆さんのそういう対応策、こういったものをやはり市として真剣に考えた場合に、市長はどのような対策を取ればいいのかということをまずお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

市としての独自の農業政策というようなことでございますが、今お話がありましたように、農業につきましても、水稲関係あるいは畑作関係、畜産、園芸というふうに多岐にわたっているところでございます。

それぞれの農作物につきまして、それぞれの取組をさせていただいているというようなことでございまして、その中で先ほど申しましたような形の、中核農家としての認定農家を育てるためのそれぞれの作物ごとの取決めをさせていただいているということでございます。決して国任せでやっているということではございません。

○22番（宮城義治君） 市長、6月7日の南日本新聞の社説で読まれたと思うんですが、定着を促し農業県の担い手に育てたいということを出してありました。その中で、「農政改革に伴いばらまきと批判の強かった一律助成をやめ、国は足腰の強い認定農業者に支援を集中するようになった。こうした厳しい現実を見据えた上で飛び込むには覚悟と努力も求められる。」となっております。言われております。

そして、「県の3月末のまとめで、認定農業者数は前年に比べ9%増の8,229で、09年度末の目標を早くもクリアした。だが、今後は確保・育成が難しくなるのは必至で、新たに加わった戦力を取り込むことも重要になってくる。その意味からも新規就農者の定着率を向上させ、認定農業者にまで育て上げるべきだ。周辺農家の温かい目や行政、関係者のきめ細かな支援と助言がほしい。」と、支援、助言です

ね、欲しいということなんです。

だから、私が最初から言っておりますように、農業者が、また今度こうして変わるのかと、そしてまたこういうようなことをせんないかんのかというようなことで、ついていけないという。市長も御存じのとおり今農業をされている方々が、じゃあ40台が果たして市の、先ほども言いましたように、ハウスとかそれは別として、専業農家の方でどのくらいいらっしゃるかと。おそらく今、畜産も全国2位ですか、非常に、4位ぐらいですかね、そういう実績を持っておりますけれども、この人たちも農業をする人は、牛を飼う人はもう60歳以上ですよ。市長、もう畜産の品評会とか登録検査に行けばすぐ分かるわけです。若い人がいないじゃないですか。農業はそう簡単に後継者をつくるといってもなかなか難しいわけですね。今日、明日にできるものではない。そして天気に左右される。そしていろんなものが作物に対しても左右するわけです。

そういったことで、やはり後継者を育てるんであれば思い切った政策を採らないと、ただ後継者だと、今年寄りがいるじゃないかと、その後についてやればいいじゃないかと、これはできないと思うんです。だから、後で言いますけれども、ここで、私が第2点目に考えておりますところの問題ですが、後継者と新規就農者確保対策なんですけれども、この問題については、やっぱり後継者の問題は私生活の問題ももちろんあります。また農家のお子さんに、あんたは跡を継がんかとか、こうこうせんかと言うのも、なかなかこれもできることじゃないと思うんですね、この人たちが。

私は、これはやはり今よく取られております塾なんですよ、塾と言うとおかしいんですが、農業塾ですね、どこでもこういう後継者をつくるために開校して、そしていろんなそういう作物の、これが今、旧志布志町、旧松山町でもなんかいろいろ我々も回ってみますとそういう体験されていらした方もいます。有明町もいらっしゃると思うんですけれども、しかし、時間が掛かるわけですね。しかし今、こういう人たちはある一部分の農業をされているわけです。やはり専業であるとすれば水田にしても4町や5町じゃできないわけですね。あるいは畜産にしても500万~600万、700万上げるとすれば、やはり40頭からいないと生活はできないというのが実態なんです。

そういうときに、やはりもちろん県の方もでしょうけれども、私は市の方のいろんなアドバイスも必要じゃないかと思うわけです。これについて、農業塾と言うても、やはりそういういろんな農地を借りて、そしてその人たちに、前も課長がおっしゃったように、いろんなそういう月々の生活費を与えてやるとか、そういったことも考えた上での対応策を今後考えられないかというのが2点目の私の質問であったわけですが、やはり市長が今おっしゃるように、いろんな後継者と担い手をつくるためには、相当の私は市の努力というか取組が必要じゃないかと思うわけです。その点について、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど後継者の確保率ということで、畜産農家で19%、茶業農家で61%、園芸農家で17%という数字を申し上げたところでございますが、茶業農家でこのように著しく高いということにつきまして、私どもとしましても、このことについては着目すべきものだなというふうに思うところでございます。

お茶という作物自体が、この地域に合った、適合した作物だったということもありますが、長年か

かってこの茶業農家の育成に取り組んできた結果、こういった形で今数字が出ているというふうを考えているところがございます。特に、茶につきましては、それこそ農業全般が、今日植えて明日硬貨になるという業種じゃない中で、特にこの茶については、長年期間をかけて取り組んで育成しなければならないという作物でございますが、それがかえって幸いした形というか、そういったものについて真剣に取り組んだ結果がこういった数字になって表れてきているというふうに思うところであります。

それから、先程、松山地区でも志布志地区でも増えていきますよというような数字をお示したところでございますが、それについては研修事業の成果かなというようなことを申し上げたところでございます。そのようなことも含めて、成功事例を十分参考にしながら、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

○22番（宮城義治君） 一応、今の分かります。お茶とか畜産とか、畜産の方でも肥育の方々も大変後継者とかの問題で悩んでいらっしゃいます。そういうようなことで、農業をこれからずっと続けていく人たちの、この作物の選定ですよ、今、19年度の取組の中で、では市長、どういう取組をすればこの政策に盛り込むかということはお分かりなんですか。

と申しますのは、19年度の取組はもう専門がいらっしゃいますけれども、やはりこれをするために国はこれとこれをするとういう助成をしますよと、作物名を指定してきますよね。もちろん志布志の場合は水稻ですね、入っています。そしてそのほかに麦とか、それからほかのものが入っているわけです。しかし、志布志市ではそれは作っていないじゃないですか。誰も、志布志市で、松山とか失礼ですけども、あっちの方は作っていらっしゃるかと思うんですけども、それに対処する作物が、今言ったようにほかの作物なんです。私も何回も農政課の方で、こういうのは、いや今まで作ったけどそれは駄目でしたと。しかし、駄目でしたと言ってもそれが無いと収入を上げられないわけなんですよ。

だから私は、それがなんでも作ってもいいというのであれば、これは農家の方々は何んでも作るでしょうけど、しかし、もう長年作っていない、耕作していない、種は取ろうとすればあるでしょうけれども、そこまで深刻になっているわけです。だから、今度の19年度のこの取組にしても、地区では、失礼ですけども川西の方はそれが今のところできていないと。来年はこうしますというようなことなんですよね。それで、川東の方はある程度固まったと。しかし、できない所は来年からまたそれは載せますと、一生懸命職員の皆さんは日夜努力されていらっしゃいます。

だから私が言いたいのは、米だけじゃまた駄目なんです。米専業でやる人もおりますよ。4町歩とか5町歩とか、そしてやっています。しかし、この人たちは機械から全部、今度揃えております、今度というよりは大幅購入しております。しかし、これも大変だろうと思います。今後のこの機械の後の支払がですね。だから、この辺も、もう我々はついていけないという年寄りたちが出てきた、方策が違ったから。今までと全然違ってきます。

そういうことをやはり農政課長なんかの場合は一番知っていらっしゃるわけですから、そういったことをやはり職員の皆さん任せじゃないんだけれども、先ほどから言いますように、農業者がもうだれこんでおります、もうよかと、もうどげんかってんよかと。それでこの書類を出せ、この書類を出せとしてくるものだから、それはなんとかして今一生懸命みんな取り組んでいますけれども、そういうことを。

私は一番心配するのは、作物品目を、これがなんでんやれば、志布志はこれをやればいいじゃないかと、今どこの自治体もそうじゃないですか。ただ、国がこれでないといけないのであれば、北海道でできるものが、じゃあここでできますか。沖縄でできるものが北海道はできないわけです。

だから、麦とかそういったものは作ろうと思えばできるはずなんです。これはやっぱり努力させないといけないと思います。やってきておったわけだから、我々の小さいときは米、麦、粟とかそばとかと。もう今はそばと、麦も作らない、それこそゼロですからね。こういう大きな対策というのは、私はここを言っておるわけです。このことについて、市長がちょっと難しいなら課長でも答弁させてください。

○市長（本田修一君） 作物の指定があるということにつきましては、課長の方で回答させます。

○農政課長（仮屋正文君） 産地づくり対策の事業のことかと思いますが、いわゆる転作関係の事業でございますが、昭和44年から米余りについて、その対応ということで田んぼに米を作るなど、ほかの作物を作ってくれという形での転作事業があったわけでございます。

最近では16年度から、この産地づくりということで、転作という概念から新たな産地をつくっていくという事業に変わりました。そして、その中で進めてきているわけでございますが、この有明地区の野井倉開田の昨年の状況を思い出していただきたいというふうに思いますが、水田地帯なのにそこには飼料があったり、あるいは野菜があったりと、いろんな作物が混在しておったと。そういう中で、これまで有人ヘリをやっておりました航空防除が、ポジティブリスト制度の施行によりましてできなくなったという話でございます。

航空防除につきましては、全体面積が約600ha散布をいたしております、有明の野井倉・蓬原開田で。ところが実際には、水稻の作付けは300haしていないと。ですから、ほかの作物の上に農薬を散布しているということでもありますから、当然その残留農薬の問題で規制がかかります。そのことがありまして、どうしてもその解決をしなきゃならんということで取り組んだときにネックになりましたのが、その転作、いわゆる転作の中身でございます。

今までは、この転作につきましては、耕作者が米に代わるべき新たな作物を作ると、それに対しての奨励金でございました。ところが、耕作者という定義があいまいでございました。したがって、地主さんが耕作者という形で申請していただきますと、その確認はできません。したがって、80歳の方がそこに飼料を作るというふうに申請をされます。実際には畜産農家の方々が飼料を作っているということでもありますけれども、申請書からそれは確認できません。

したがって、本来であれば耕作者である、その畜産農家に支払わなければならない奨励金が、地主さんに行っていたというのが実情でございます。そうなりますと、私どもの地域につきましては、畜産を振興させておりますので、畜産の方々が飼料を作られますと約3万9,000円という奨励金が出ます。そうなりますと、当然、地主さんとしましては野菜を作れば2万円と。ですから、おいげん畑には飼料を作ってくれという、そういう形で飼料を作ってきたと。そのことが先ほど申しました作物の混在ということでもあります。

19年度からは、そのことも、国の方も耕作者の定義というものを、その作った品の所有権はどこにあるかと、販売権がどこにあるかということをもって申請の要件としたわけでございます。

それともうひとつは、何を作るかというのは当然、耕作される方々が決める、経営の内容として決めるべきものであろうということでありますから、作物につきましては何を作ろうが、野菜を作ろうが、飼料を作ろうが、一律同じ奨励金ということになりました。そして、当然団地化するわけでありますから、地域で話し合いをしていただきまして、そしてそれに協力していただくと。そうなりますと、その方々につきましては、実際自分が作っている田んぼを人に貸して、自分はおるわけですから、それに対して農地流動化の奨励金という加算がされると、そういう形になって、そして、これまでは昭和44年度に早期・二期を作っておれば、今までずっとそれには加算がありました。今回からは、先ほど言われました、作物が違うじゃないかという話になりますが、作物につきましてはそお鹿児島、あおぞら農協がそれぞれ重点作物として進めている、振興しているというその作物につきまして、一応重点作物という形で、どの田んぼにも、早期を転作して、さらに二期で作物を作れば、44年の早期・二期じゃなく、すべての田んぼに対しましてそれを加算措置をさせてもらったと。

それによって、本来の力の付いた、足腰の強い担い手、後継者を育てようということが趣旨でございます。したがって、今度の30名につきましては、本当に農業をやりたいと、そして産地間競争で戦っていくんだと、あるいは国際化の波の中でそれを乗り切っていくという点からは、非常に後継者にとつてのそのことを意識した制度であります。

○22番(宮城義治君) 課長、そういう内容はみんな分かって今取り組んでいらっしゃる。しかし、農協が指定作物と、じゃなくて国の指定作物でないと報奨金はもらえないわけですよ。だから、今、私が言うのは、志布志市が今の畜産、お茶、いろんなものを作付けしているわけです。しかし、今度のこの転作問題にしても、これはやはりお米と何とどのような品目が付いているじゃないですか。何でも作ればいいですよと、しかし、農協はそれを売る先も無いからできませんよと言っているわけですよ。そこまで市の方で、こういうのを作るから、売ってくれますかと言っても売る先が無いというんじゃないですか。

だから、そこを市長、課長、やはりそこら辺をどこまで深刻に考えないかのか。先ほどから言いますように、お茶は軌道に今乗ってきております。しかし、失礼ですけれども、どこも一生懸命、お茶も一生懸命やっているわけですよ、うちだけじゃない、志布志だけじゃない。やはり畜産も今軌道に乗っています。しかし、もうというような、もうそろそろということは、北海道にどんどん、雌牛が飼われていくと。ああいう広大な農地で北海道が本気になって畜産をやろうとすれば、到底対抗できないわけですよ。ちゃんと北海道の場合は、農地から機械から全部揃っているわけですから。だから、今、牛の値が高いのもそこにあるんじゃないかということも言われておるわけです。

そして、同僚議員が昨日ありましたように、やっぱり外国との問題、もうアメリカも日本は、もう20カ月じゃないと、そのほかの牛も輸入しなさいというぐらい圧力をかけてきておるんじゃないですか。あるいはヨーロッパにしてもそうです。そういったものが入ってくれば、今のこういう高値はそう長く続くことはないんじゃないかというような声さえ出てきておるわけです。だから、やはり一般農家の人たちが、今言ったようなこういう政策があるんだから、いや志布志市は米と畜産とお茶ともう一つ今度ほかの作物を、麦でもいいし何でもいいし、これをやろうじゃないかと、これを志布志でやればいいじ

やないかと。そして、販売は農協が責任持ちなさいと、単農ですからできるはずなんですよ。そうじゃないんですか。

そうだから、あおぞら農協は合併してないわけですから、そのくらい行政が強く出て行かないと、農家が今自己破産しているじゃないですか。この件数は求めませんでしたけれども、農家の自己破産をしている所というのは一番多いんじゃないですか、志布志が、有明地区が。その点は後であれしますけど、そういったようなことをひとつ市長、課長は今の流れを説明しておりますけれども、品目というものはそれぞれの与えられた、国から与えられた品目があるわけですので、それを作ろうとすれば農協と一体となって、どういう作付けをすればいいのか、いろいろそういう策を取らないと、農家の生き残りは難しいということを私は言うておるわけです。市長の答弁をお願いします。

○農政課長（仮屋正文君） 済みません。先ほど漏れがございましたので補足させていただきます。

振興作物助成の対象作物でございますが、飼料、野菜、花卉、たばこ、麦、大豆、茶、かぶ、緑肥等の作付けをやった水田に助成します、ということであります。

それから、先ほどのそれにプラス重点作物助成でございますが、にんじん、カボチャ、製菓加工用甘藷、ゴーヤ、イチゴ、ナス、そば、7品目でございますけれども、これにつきましては、販売用で出荷されたものにつきまして、今のものにこの分を上乗せするというところでございます。したがって、有明、志布志、松山で作付けされている作物は、ほとんど対象になるということでございます。

○22番（宮城義治君） 課長ですね、分かるんです。しかし、その作物が専業と言うか、畜産とか、そういった米を作っている人たちが、じゃあどれだけそれだけのものを作っていますか。作っていないでしょうが。もう米と畜産とということで限定しておるじゃないですか。にんじんをどれだけ作りましたか、この地区でも。作ったけど採算に合わないと言うんですよ。ただ、読み方は、読むのは誰でもできるの、はっきり言って。しかし、にんじん、誰が分かるの。有明地区でにんじんの出荷、途中で全部停止したじゃないですか。田尾下なんかあの広い農地に、にんじんは全部すき込んでましたよ。開墾にしてもそうですよ。

そういうのを、実態を見ていないで数字だけ言ったんじゃ駄目だと言うんですよ。だから、現地を見ないから、作ったときだけを見るからそんな数字を言えるわけです。現在、野井倉開田地区でも一緒ですね、にんじんがどれだけすき込まれたか。赤字ですよ。さっきから言うように、普現堂地区のあの転作したあそこの広い水田に、どれだけのにんじんがすき込まれましたか。見ていないで、そんな数字を言っちゃ困るわけです。行政はそこまで、私が言うのは、経営まで携わりなさいというわけです、農家の。作る時は作れ、作れち言いよって、今度は、出す場合は農協がストップをするでしょう、値段が下がったから、それでは取れません、なら出さんと。今まで農協の出荷場があれだけ山になっておるのが、じゃあ、課長はにんじんが出るときに現地を見に行きましたか。課長、やっぱりそういうことを。市長、いろいろ行政は現場を見てやって、作った後、そしてどれだけの出荷をして、品物がどうなったのか、そういうことをやはり観察することも大事じゃないですか。

我々は言われるんですよ、おまえは何しよつとよと、議員は何しよつとよと。私は行きます、現場も見に行きます。そういう状態が今年も続いていた、去年もにんじんは農協はストップした。だからに

んじんも農協に出す農家はそうおりません。はっきり言って。そういうようなことをひとつ、これは後がありますので、真剣に、そして職員の人たちも今一生懸命取り組んでおるわけですから、やっぱり現場も見て、やっぱりそこをお互いが検討をして、そして農家の所得向上を考えるということもお願いしておきます。

次に2番目の、市の職員を地域相談員あるいは事務連絡員に任命することについてを質問いたします。私は、これは何の意味でこういうことを言うかといいますと、非常に地区でも地域でも高齢化して子供たちは勤めている、あるいは外に出て行くというようなことで、高齢者の皆さんが大変、高齢者だけじゃなくして地域が非常に過疎化されております。

そういうことで、やはり市の職員の皆さんがこういうことになってもらえば非常に、我々議員に言うよりは職員の皆さんがちょこちょこ来てくれたりとか、非常にいいんじゃないかというようなことで私はこういうことを質問するわけですが、顔の見える行政と言いますか、住民と職員が顔見知りと、気軽に話し合える関係にすることは行政を推進する上での潤滑油であろうかと思えます。住民の声を迅速・的確に行政に反映させるため、市職員全員を行政相談員あるいは行政事務連絡員に任命し、行政に対して要望、苦情等があっても、住民が市役所に出向いて申し入れることはちゅうちょしがちであろうかと思えます。そして、それが募ると行政に対して不安につながり、こうしたことを無くすには、住民と行政の間の風通しをよくすることであろうと思うわけです。

そのために、市職員全員を地域の相談員あるいは事務連絡員に任命することを質問するわけでございます。よろしく申し上げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

旧有明町におきまして、行政と自治会のパイプ役とするために、職員を行政世話係として各自治会に割り当てて、地域との連携を図ってきたところでした。

現在は、災害時には災害調査班を、各自治会に職員を配置しまして、また地域の活性化については、ふるさとづくり委員会のサポート職員として、それぞれの地区に職員を配置しております。

もし、職員を行政事務連絡担当員として貼り付けた場合に、どのような業務をさせるのか、そしてその業務をさせるときの勤務命令やけが等が発生したときの公務災害の対応はどうなるかということを検討していく必要があると思えます。また、各自治会に職員を貼り付けることになると、地域によって職員数にばらつきがありまして、必ずしも近くの職員を配置できるとは限らず、名ばかりの配置となる可能性もあるということでございます。

それよりはむしろ、行政に対する相談や意見につきましては、最も近くに住んでいる職員に御相談いただく方が、実情に沿った対応ができるものと考えております。私としましては、職員に対しまして、日ごろから地域活動への積極的な参加を指導してきておりますので、今後もより一層、そのことに努めていきたいというふうに思っています。

○22番（宮城義治君） やはり今、地域でもなんとかして地域おこしをしようとか、いろんなことを模索しております。そして、水と環境とか整備とかいうことで、野井倉開田地区もそういう委員を作って、これに取り組むということをやっております。これは、旧松山町では前もって、大野原地区ですかね、

あの地区がやっていますね。そういうようなことも今度みんな取り組もうとしております。しかし、こういう時に、やはり今、地区に若い人たちが残っていないんですよ。職員の人達もちろん業務で、あるいは日曜はゆっくりしたいとかいろんなそういうこともあろうと思うんですが、朝晩にちょこっとげた履きで行って、あそこのじいちゃん、ばあちゃんを見てみようとか、あるいは何かねかったなとか、その水路は何も草も詰まってないやとか、そういうことから、いろんなことが行政にも私はプラスになると思うんです。

これは改めて、私は、こういう人物ですよと言ってする必要はないと思うんです。私は、なにも委嘱するとかそういうことも必要もないと。ただ、皆さんはそういう気持ちで取り組んでくれよと、地域に対してのことをしてくれというようなことでいいと思います。それはまた、市長の取組でありますので、今後それに取り組むか取り組まないかは別として、そういうような思いでですね、こういう職員の行動をしてもらいたいというのが私の質問であります。

最後になりますけれども、こういった地域の活性化は、やはり若い人たちが年寄り、そういった皆さんと一緒に取組をすることが地区によっては非常にプラスになると。私はそういうのを今までいろいろ見てきて、やはり年寄りからものを作り上げるということは、なかなか昔と違ってできないんですよ。やはり若い人たちが中に入って、そしてなにかを作り上げていくという、そういうことを私は職員の皆さんも一役買ってもらえればなということで質問するわけです。最後の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、本当にそれぞれの集落、地域には若者が少ないというような現状がございます。その中で、市役所の職員としている集落につきましては、貴重な人材だということで、非常に頼りにされている存在ではなかろうかというふうに思っております。それらの若者が、それぞれの地域に一人ずつおれば、本当に市全体としては活力ある市になっていくと、そして安心・安全なまちづくりになっていくというふうには十分思うところでございます。

私自身はそういった思いで、職員には常に地域の一人として自覚を持って頼りにされる存在として行動してくださいと、取り組んでくださいということを常々話をしているところでございます。今お話にありますような行政相談員制度というのにつきましては、先ほど申しましたようなことで、少し現実に取り組むとすれば難しいのかなという気がしますが、校区全体としましてふるさとづくり委員会の方にサポート職員として、ほとんどの職員が配置してございますので、その職員を活用していただければというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 以上で宮城義治君の一般質問を終わります。

ここで50分まで休憩いたします。

○
午後 3 時 38 分 休憩

午後 3 時 51 分 再開

○
○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に23番、東宏二君の一般質問を許可いたします。

○23番（東 宏二君） お疲れさまです。本日最後でございますので、市長が、はい分かりました、やりますと言えはすぐ終わりますので、それを心掛けて回答をお願いしたいと思います。

一般質問を通告しておりましたので、通告順にしたがって質問をしてみたいと思います。

さんふらわあの撤退問題も白紙になり一安心しているわけではありますが、さんふらわあ利用促進ミッションが開催され、鹿児島県知事を始め関係部長、課長も出席されておりました。部長の話の中で、今後も撤退問題が出てくるかもしれませんよという話でございました。

さんふらわあ利用促進のためにも、種子屋久航路の開設ができるように早急に誘致活動をしていく必要があると思います。本市を始め、大隅半島の観光、商業、農産物に多大な相乗効果が出ると思われまます。また、志布志市商工会の19年度事業計画の中で、重点施策で観光ルート開発、志布志～種子屋久航路の就航促進を掲げておられます。行政、企業、団体と一体となって種子屋久航路の誘致に取り組むべきだと思いますが、市長の考え方をお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 東議員の一般質問にお答えいたします。

種子屋久航路の開設をというようなことの御質問でございますが、種子屋久航路につきましては、平成元年から岩崎グループが運行してきたところでございますが、市丸グループが平成16年に種子島航路、平成17年に屋久島航路をそれぞれ運行を開始したところでございます。

議員も御承知のとおり、現在2社が運行しているところでございまして、島民にとっては便数が増える、料金が安くなる等のメリットがあるようでございますが、運行会社間では運行にかかわるし烈な競争が現在行われているところでございます。このような状況を踏まえ、高速船トッピーの志布志港寄港について、先日、県に協議に行ったところでございます。高速船トッピーは、定員260名であり、1回の運行につき約40%、100名以上の乗船がなければ採算が取れないのではないかとのことでした。

このような中、こちらから寄港をお願いするとなれば、最低限確保しなければならない乗船利用に満たない状況が発生した場合、その分を補てんしなければならない状況も想定しなければならないとの話でした。また、高速船トッピーにつきましては、昨年3月に始まった南種子町・島間港への寄港についても、利用者の伸び悩みや港の環境不備、気象条件などを理由に、寄港を一時中止するなど報道されたところでございます。

以上のことから、高速船の誘致につきましては、まずはクリアしなければならない課題を整理しながら検討していきたいと考えております。

○23番（東 宏二君） 今言われましたトッピーの就航状況の中で、トッピーだけではないです、市丸観光も出しておられます。今2社でございますので、今まではそういう経緯があったと思いますが、今回のさんふらわあ撤退の中で、市長も始め、県も始めですね、やはりトッピーの誘致活動に大変力を入れておられる。この中で、関西地区からいろいろな観光業者とタイアップして、今、屋久島、目を向けられている世界遺産、この中でやはりそういう活動をしていくと採算が取れる、まだやってみらんと分からん、やる前から採算が取れないということであれば大変なことではございますが、この誘致活動に取り組む意思があるのか、無いのか、まず市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 当然、新しい観光のための企画というような位置付けで、このことには取り組んでおるところでございます。

○23番（東 宏二君） 旧志布志町では、西之表市、種子島との交流があり、相互間で協議会も設立されて交流した経緯があります。種子屋久航路を開設することにより、本市の農産物、いろいろな特産物が販路拡大につながるのではないかと思います。

先ほど言いました世界遺産の屋久島に観光客、関西の方から来られると思うんですが、さんふらわあを利用して来られると思います。志布志が中継点となって外客、それについてくるお客さんも増えてくると思うんです。行政が中心になり、各種団体、企業いろんな中でこの誘致運動のための協議会を設置する考えは無いですかね。

○市長（本田修一君） 現在の状況につきましては、市丸グループ、そして岩崎グループがし烈な戦いをして生き残りをかけているというような、競争をしているというような状況でございます。

このような状況を見たときに、その路線を一本でもこちらの方に回していただけるのかということ考えたとき、非常に厳しい状況があるのかなというふうには思うところでございます。私どもは、このことにつきましては、非常に魅力ある観光ルートになるということは十分認識しているところでございますが、その可能性を、実現の可能性を考えたときに、時期を見ながらこのことは取り組むべき課題かなというふうに思っております。

○23番（東 宏二君） 大変厳しいということで、市長も慎重になっておられると思われるんですが、やはりそういう業界、団体、企業、いろいろな中でそういう声が挙がっているわけですね。先ほど言いましたように、市の商工会の重点施策の中でもこれを掲げておられる。行政が一生懸命やって中心になってやると、やはり採算が取れないときには、さんふらわあみたいなことで補てんをしていかないといけないということは私も理解します。

でも、行政がやはり立って、先頭に立って、そういう協議会を一応立ち上げて、やはりそういういろいろな問題をもみながら、時期を見てと言われましたが、いつが時期か分かりませんが、そういう中でやはり離島、種子島とか屋久島の方々は大変歓迎されていると聞いております。ということは、やはり指宿とかあちらの方からも入って、トッピーが就航しているわけですが、やはりこの大隅地区からトッピーを就航させれば関西地区の観光客がすごく増えると思われるんですよ。

だから、私は先ほど言いました、旧志布志町では西之表市との交流があつて、協議会もあったということで、今友好とかいろいろなのが無くなっているわけですが、種子島、屋久島と交流を深め、意見交換会なる協議会を立ち上げて、やはり向こうの方々の話も聞いてみる必要もあるが、この辺の考え方はどうですか。

○市長（本田修一君） 協議のための検討会を立ち上げるというのは簡単なことでございます。しかしながら、それをまたさらに調査したり、そしてあるいはこのことで、例えば乗客を確保するための予算化をするというようなことになるとなると、かなり慎重に事を運ばなきゃならないということだというふうに思います。

そのような意味で少し時期を見てというふうなふうに、先ほど発言したというふうに御理解していた

だければと思います。

○23番（東 宏二君） この協議会を立ち上げるのは簡単だということで今答弁があったわけですが、やはりこれをしていって、交流を深めながらすると、お客さんは自然とついてきますよ。だから、志布志にも、先ほどから言われるように、いい所もいっぱいあるわけですから、その辺をやはり市長の考え方、市長だけではちょっと判断ができないかもしれませんが、やはりそういう企業、また団体いろんな関係各位と議論をしていただいて、やはりその辺を取り組んでいかないといけないと思うんです。まだ、この種子島～屋久島航路が開設されて、本市、大隅半島にどのぐらいの相乗効果があるのか。やはりこれは調べていく必要があると思います。

なぜかと言うと、やはり誘致をするための材料になると思うんです。というのは、志布志から高速船が種子屋久に就航すれば、この志布志市と大隅半島の経済効果がどのぐらい上がるのか、これ専門業者がいるんじゃないですか。その辺もやはり、市場調査をしながらやられれば誘致活動の一つの基本となると思いますが、その辺どう思われますか。

○市長（本田修一君） この市場調査、新しい観光ルートの開発の調査というのは、当然事前にすべきだというふうに思っております。そのことが地域に及ぼす効果、影響というものを考えながら、この路線の開発については取り組んでいくということでございます。

そのようなことでありますが、現況は非常に目を離せない状況が続いているというようなことでございます。そのようなことを御理解していただきたいということでありまして、私どもはいつでも、庁内ではそのことが解決が果たらすぐさま取り組もうというような庁内の体制ではあるところでございます。そして、関係団体ともそういったことにつきましては、常にお話をさせていただいているところでございます。

○23番（東 宏二君） さんふらわあの問題も、私がこのミッションの中で、食事中だったと思いますが、部長がさんふらわあはまたいつ撤退するか分かりませんよと、気を付けておきなさいという言葉いただきました。ということは、この言葉をやはり、うんにゃそがんことはねえということは言えませんが、やはり向こうも企業ですので、採算が取れなければまたこういう問題が出てくるということは市長も分かれると思いますが、そのためにはやはりすぐできる問題じゃないと思う、この種子島～屋久島航路はですね。だけど、これを本腰を入れて、やはり先程言われたように、詰めていって、これが実現できるように取り組まれて、市長が立ち上がらないことには部下の方々は立ち上がりませんよ。市長がやる気があるんだと、よし、ほんなら調査して、どげんかこの種子屋久航路を就航させたいという意気込みがあれば、やはり職員の方は、部下の方々も、担当課の方々もその辺は動かれると思いますが、そういう指示をするような勇気がありますか。

○市長（本田修一君） 初めにお答えしましたように、このことにつきましては、早速県とも協議をさせていただいたところでした。そして、県の方でもある程度調査ができておりまして、このような状況であると。それで、先ほど申しましたように、260名の定員について40%は確保できないと運行はできませんと。ということは、1回について100名ということでございます。一便ということでも100名ということでございますし、さんふらわあの関係で結ぶとなれば2便は必要かなということでございます。

そういう意味で、1日最低200名という数字が具体的に出てきているということを考えたときに、かなりこのことについては、もっと具体的に掘り下げて取り組まなきゃならないというような問題だというふうに認識したところでございます。

そのようなことも関係の方々にもお話をしまして、今後の取組についてともにやっていくということはお互いに認識しているところでございます。

○23番（東 宏二君） 我が志布志市だけでは荷が重いかもしれません。私は、この大隅半島、鹿屋市、曾於市、県を超えれば串間市もありますが、まず大隅半島ということで話をさせていただいているわけですので、やはりその辺の首長とか担当者とか、そういう方々とも協力体制をいただいて、今言われたように100人以上を確保しないと赤字だということであれば、その辺の方々とも協議をして、そういう中にこういう誘致協議会なるものを民間団体、いろいろな形で作っていただければ、おのずから良い答えが出ると思います。その辺の呼び掛けをする気持ちが、市長あられますか。

○市長（本田修一君） 先程来、お話しておりますように、このことにつきましては、ちょっとまだ状況を見守っていかなければ、結論が出ない話だなというような認識でございます。

しかしながら、急展開しまして、このことについて、鹿児島市と種子屋久航路について決着が付けば、私どもの方としましては、すぐさま対応できる体制は取っておきたいなというふうに思っております。

○23番（東 宏二君） 我々議会も一生懸命取り組まないといけないという問題でございます。行政ばかり尻を叩いてもいけませんので、そういう形でやはり取り組んでいくということでございますので、我々議会としても後押しをしていかなければならないと思っているところでございます。早急にこういう協議会たるものを立ち上げて、検討委員会でも立ち上げてやっていただければ、時間は掛かるかもしれませんが、その辺のことで了解してよろしいですか。

では、次にいきます。志布志町安楽中島地区のとどろ溪谷に石畳おうけつ群のあることは、昨年12月議会で質問しましたので市長も行かれたことと思えます。私も今月初めに行きましたが、道路はそのまま何も整備はされてなく大変残念でございました。

志布志には関之尾のおうけつ群に劣らない立派なおうけつ群があるわけですので、観光資源につながるのではないのでしょうか。そこで、整備をして市の景勝地に指定していく考えはないかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 御質問にお答えいたします。

議員が昨年の12月議会的一般質問の中で触れられた安楽のとどろ溪谷でございますが、私もその後実際に行ってみたところでございます。確かに、安楽川の上流に500～600mにわたりまして石畳が続いており、すばらしい場所があるというふうに感じたところでございます。

安楽川漁業協同組合や中島集落の方々が、道案内の看板を立てたり、駐車場の管理、整備をされておられ、またホームページでも紹介されるなど地域を挙げて自ら活性化に努力され、まさしく共生・協働の観点からも有り難いことだと感じております。

現在、子供たちが自然と触れ合う機会が少なくなっており、川遊びの場所としての活用や親子でキャンプを楽しむなど、レクリエーションの場としての可能性もありますが、隣接する土地の所有者との協

力関係や川の増水なども予想されることから、安全面の対策も必要だと感じたところでございます。

とどろ溪谷の整備及び市の景勝地の指定につきましては、どのような活用の仕方があるのか、そのためにはどのような対策を講じていかなければならないのか、今後研究してまいりたいと考えております。

○23番（東 宏二君） 市長も行かれたということで、現状は把握されていると思います。どうでしたか、あの道を通って、どう思われましたか。

○市長（本田修一君） 軽トラックが1台通るぐらいの道路で、議員が軽トラックでしか行けないよということでしたので、軽トラックということで行ったわけでございますが、確かにそのとおりの道でございました。

ただ、例えば向こうに人家があるとか、それから耕作地があるとかいうような土地ではなかったということで、そのような形で言えば致し方ない。あの辺の、それとは別に中島集落自体が道の狭あいというのはちょっと感じたところでした、その辺は少しは先にすべき課題かなというふうには感じたところでありました。

○23番（東 宏二君） 昨年の12月議会で私も質問をして、教育委員会とも協議をしますということで私も議事録を持っています。協議をされましたか。

○市長（本田修一君） 景勝地の指定というような観点からもですね、いかにあるべきかということで協議したところでございますが、それと子供たちが自然と触れ合う場としても、いかにすべきかというようなことで協議したというようなことでございますが、市といたしましては、今地域の方々が一生懸命取り組んでいただいて、そして地域の方々が誇りうる景勝の地に整備が進められておることにつきましては本当にすばらしい、有り難いことだなというふうに思っているところでございます。

そのような意味で、地域の方々のふれあいの場として活用していただければ有り難いのかなというようにございまして、市全体の中でこのとどろ溪谷の位置付けにつきましては、先ほど言いましたように、研究をしばらくさせていただければというふうに思うところでございます。

○23番（東 宏二君） 先ほど私も言いましたね、あの道路を通ってどう思われましたかと、軽トラックがやっとかっど行くぐらいでしたということでございます。まさに、そのとおりでございます。

だから、私が言っているのは、あそこを整備して、やはり安全な誰でも行けるような道路をちょっと拡張して、あの歩道をきれいにちょっと整備されれば本当にいい所でございます。議員の方も何人も行っておられる方が、志布志に、安楽にあんな良い所があったのかなという声も出ています。だから、あそこをまず道路を、市長、整備するお考えがあれば、あるとさえ言えばすぐ終わりますが、整備される考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 目的地に行く道路を整備するとなると、その目的地の活用というのが、当然まず第一になるかと思えます。その活用が市全体として適当かどうかということ、もう少し時間をかけさせていただければというふうに思うところでございますので、道路につきましてもそのようなことで、もしあのとどろ溪谷につきまして、市の景観を、誇りうる景観として、市民の憩いの場として位置付けるということになったら、まず一番にそれはしなきゃならないことだというふうに思います。そんなふうに御理解していただければと思います。

○23番（東 宏二君） 私が言っているのは、位置付けるように整備をしてくださいということです。でしょう。位置付けるをするということは整備をしていくということだから。なら、志布志市に景勝地、何箇所かあるんですか、今。ちょっとあればお教え願いたいと思います。

○市長（本田修一君） 景勝地というふうに指定がしてあるかどうか分からないところでございますが、とどろ溪谷並かどうか、その地域地域の方々が誇りに思っている地域が、例えば田之浦とか、それから四浦とかあいった地域にあるというふうには聞いております。それから有明の伊崎田の黒傳の所にもこのような石畳の地域があるというふうには私は知っているところでございます。

そういうようなことで、まだほかにも景勝の地があるということでございますので、例えば昔、曾於百景というのがございまして、宇尾の峠が曾於百景というふうに指定されたというふうのを記憶がございまして。そんなふうには様々な地域がまだあるんじゃないかなというふうには認識しているところでございます。

○23番（東 宏二君） 景勝地とか百景とか、いろいろな呼び方があると思います。これを観光に生かしてということで私も通告しております。観光マップにそういう景勝地とか百景地とか、マップに、やはり観光マップを作成されて、そういう所にお客様が、地元の方でもいいです、お客さんが来られても恥ずかしくないような整備の仕方、私はそうお金は要らないと思うんですけども、市長は肝っ玉が小さいですね。あれは林道ですよ、あそこは。言えば山の地ですがね。あそこをちょっと広くするだけで何千万円も要るとは私は思っていないんですが。それだけ慎重にやらないといけないんですかね。

市長、市長はやっぱり第一代の市長ですよ。何かを残していかないといけないと思うんですが、この辺、よし分かった、やりますがという気持ちになりませんか。

○市長（本田修一君） 東議員の励ましの言葉には有り難いと思うわけでございますが、まさしく私は市長という立場で、全市的な視点から行政を執り行うということでございます。その意味から、先程来言いますように、もう少し時間をいただきまして、位置付けが必要かなというふうに考えますので、どうぞ御理解していただければと思います。

○23番（東 宏二君） 市長、あなたがカラーが、もう2年目ですよ、まだカラーが見えていないという同僚議員の質問もありました。私も、そう思っているわけではないんですけども、そう思いたくなりますよ、本当に。だから、やはり本田市長のカラーを出して、やるときはやる、駄目なときは駄目という判断で、そういう気持ちでやはり志布志を引っ張っていただきたいと思いますね。この辺がやはりあなたの仕事だと私は思っています。

だから、その辺早めに、もう何回言っても同じ言葉しか出ないと、答弁しか出てこないと思いますので、あまりくどくど言うなと同僚議員が言われましたので、それはそれとして、やはり民間の方がボランティアで、一生懸命ボランティアでやっておられる気持ちをくんであげれば、少しでも手助けしてあげたいという気持ち、人間ですよ、それは。その辺をやはり考えていただきたいと思います。

あの辺で生コンがとりあえず、生コンが要るとかそういうのであればすぐ出してあげますか、そのへんどうですか。材料支給ですよ。

○市長（本田修一君） そういう話だったら早いかなというふうには気はするんですが、いずれにしまし

でも、総体の予算の枠内ということでございます。早めに手を上げていただきまして、そして計画書を出していただければむら再生促進事業なり、集落道等整備事業なりで取り組むことが可能かというふうに思います。

○23番（東 宏二君） 要綱の中で、市長の認めたものはできると書いてある、これは。それを適用すればいいことです。難しいことは要らない、私はそう思っています、でしょう。市長が認めればなにも要りませんがね。それはやっぱり緩和していただかないと、ボランティアの方々も仕事をしておられません。そういう緩和をすることも大事なことなんです。それがボランティアにつながるのだと私は思っております。

そういうことで、この問題は原材料までは私が取り付けましたが、後の整備は時間をくださいということで、教育長、良い場所ですので、笑っている場合じゃないですよ。本当ですよ。教育長、行かれましたか。

○教育長（坪田勝秀君） 私は現場にはまだ行っておりません。写真は見まして、この前も行こうかと言ったら、軽トラしか入らんぞということだったものですから行ってないんですが。

今、子供たちも一緒に、前の時も議員はそういう、なにか遠足でも使えるんじゃないかという話がありました。この前、市長と話をいたしましたときも、先ほどありましたように、道路をばっと造ってもですね、現実には私ども学校を、子供を預かる側から言わせていただきますと当然、トイレも無いといけません。そしてまた、場合によっては水道も引いていただかないと、また安全面ということから言いますと、ちょっとまた付帯施設もお願いしなきゃならんということも出てくるのかなと、そういうことは市長とこの前、話すことでございました。

以上でございます。

○23番（東 宏二君） あのですね、あそこは湧き水がわんわん出ているんですよ、水の心配は要りません、川ですから。なにも水の心配は要りません、すごいです、あそこは。だから、水も今、水筒がありますから心配しなくていいです。昔みたいに竹の筒に入れて持って行くのじゃございませんので。市長、一回行って、教育長も行ってみてください。本当にいい所ですよ。

そういうことで、教育委員会の教育長も、市長に招集をかけてですよ、急がせるようにしていただきたいと思います。

次に入ります。最後でございます。短くということでございましたので、4時半に終われということでございました。

最後に、道路行政について質問します。旧志布志町、町原自治会は、志布志町でも最大の自治会であり、255戸以上があるわけです。中央クリニック付近は道幅が狭く、排水路も無く、その上に民間開発で住宅が増えつつあります。住宅が増えると道路整備が困難になると思うわけですが、今計画をしないと遅いのではないのでしょうか。予算も大変厳しいと思いますが、住民のために整備をしていく考えはないかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の箇所につきましては、志布志町町原の中央クリニック東側から入る生活関連道路であります

が、周辺の宅地の張り付きからしても、拡幅を伴う改良整備は非常に困難な状況でありまして、旧志布志町時代に現道のままで排水の整備と舗装を行ったところであります。

○23番（東 宏二君） 私は整備ができませんかと。旧志布志町が拡幅ができないから舗装をしましたということで、排水も造りましたという答弁だったですね。私はそれは知っておるんですよ。それを聞いているんじゃない。財政はきついですけれども、住民のために整備はできませんかということを知っているわけですが、答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 失礼いたしました。この路線につきましては、需要と供給のバランスなど住宅状況を見ながら、また必要性、緊急性ということを含めて総合的に検討させていただきたいと思っております。

これ、今、東九州自動車道路の問題があるわけですが、あの地域につきましては、そちらとの関連というのもまた出てくるんじゃないかということも考えられますので、そういうことも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○23番（東 宏二君） 市長、東九州自動車道とはひとつも関係ありません。あれは、昭和・弓場ヶ尾線の県道63号線から来ると右側の方にだいたいの予定だと聞いております。私が言っているのは左側の方です。町原という所でございますので。

私も見に行って、民間がやはり開発をして、道路が狭い中に住宅がどんどん増えつつあるということで、あの道も改良するのに大変だと私は思っています。だから、その改良が無理であれば、昭和・弓場ヶ尾線から、ちょうど今お菓子屋さんとかいろいろなケーキ屋さんとかできていますよね。ああいう所に1本、生活関連の道路を横に通せばいいことなんです。それを含めて通告をすると、その辺のことがうちの建設部長から出てくるかなと思っていたんですが、建設部長、その辺の考え方、今現状を見ると、部長どう思われますかね。改良ができるような状態ですか。

○建設部長（宮苑和郎君） 先ほど市長が言われたとおり、この集落道は旧志布志町時代に排水路と舗装と整備を済ませておるわけですが、この集落道については、ブロックとか住宅等がありまして、拡幅はできないだろうということで考えておるところでございますが、先ほど議員から言われるとおり、流末等も中の方へ入って行けばよく整備されていないと。また地形的にもちょっと谷間というんですかね、そういうことで、そこになにか大きい道路でも一本入れたらまだ発展してくるんじゃないかというようなことが言われているところだろうと思います。

そういうことでございますけれども、先ほど市長が言われたとおり、東九州のインターは場所は違いますが、その辺の移転の人家もあるだろうというようなこともいろいろ考えないかなということもありまして、できたら民活でなんとか道路はできないかなと。市でもいいわけですが、一本でも入れれば、その後は一つの団地づくりが民間でできてくるんじゃないかなということも考えたりしておりますけれども、今、先ほど市長が言うとおり、財政的にも今のところは余裕がないようでございますので、その辺のバランスを考えながら、まだまだ検討していかないかな場所じゃないかというふうに考えておるところでございます。

○23番（東 宏二君） 地区は、本当に支所に行くにも商店街に行くにも一番良い所なんです。昔は田んぼでございました。今は労金が出ておりますが、あそこも排水が無いということを知っているん

ですね。やはり家が建ち並ぶと、大変後からの道路整備とかできなくなって、行政から言わせれば、皆さんが道の狭いのを承知で家を造られたんですよというような言いたい気持ちがあると思いますよ。でも、経済状況を見られて、やはり道路の狭くて奥の方であれば、土地の単価も安くて造りやすいというような感じがあるわけですね、住民の方は。

そういう中で、住宅地が道路沿いよりも道路奥にどんどんできるのは、経済状況の中で住宅を造られる本人の考え方であるんですけども、いざ家を造ってしまうと道路が不便と、こう言われるんですね。だから、やはりその辺を、町原又は旧紀州造林の裏の方、あの辺も一緒に開発をしていくことが必要だと思うんですが。

だから、合併をしてあまり合併特例債も使っておられないと思うんですが、この辺の基金を活用してなにかそういう道路でも、本田道路でも造るような気持ちは無いですか。

○市長（本田修一君） 合併をいたしまして、さまざまな計画が旧町単位であったということで、過疎計画なるもので調整させていただいているということでございます。

その中に、この地区については特段無かったというような状況でございますが、今、部長が話をしましたように、東九州自動車道との関連で、この地域については開発がさらに進むではなかろうかというふうに予測はされるということで、ちょっと私も先ほど説明不足だったと思ったんですが、そのようなことで、今お話をしているような、別の新しい道路というものは、先々は必要なというふうに関係部局も考えているというところでございます。このことにつきましては、そのことを含めて将来的な需要そして要望というものを勘案させていただきながら計画をさせていただければというふうに思っております。

○23番（東 宏二君） 前向きかちょっと分からない答弁でございました。東九州自動車道が3年後ですか、あのインター計画、買収されるのが。そうですね。だから買収されて、それからまた道路工事を始めれば10年かかりますね。あそこに10年待てと言われていたような気がしてならないわけですが、10年待たないとできないんですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、それぞれの地域で、それぞれの総合的な開発計画なるものが作られてきておったということでございます。それを基にしまして、私どもは合併いたしまして、さまざまな財政シュミレーションしまして、今、過疎計画なるものでお示しをしているというふうなことでございます。そのことは十分御理解していただけるかと思えます。

そして、新しくまた事業に取り組むとなると、それなりの手続が必要だというようなことでございますので、それらの期間はかかるんだということは御理解していただければというふうに思います。

○23番（東 宏二君） 10年後を言うと、もうどうしようもないですね。私も死んでいるかも分かりません。いろんな事情の、補助金等などもやはりそういうのを使って、そういう過疎債、いろいろな起債がありますので、その辺の何かを活用しながら、住民があそこに住んでおられる、先ほど言ったように、自分で造って、後から文句を言われる、それは行政にこれを訴えるしかないわけですね。だから、その辺は私も理解できますが、生活をする中で、やはり道路、排水いろいろなものが整っていけば、やはり環境も良くなるし、トイレでもみんな水洗を付けないと許可が出ないということですので、その辺が、

住民のためにその辺の計画を早めにして、いろんな補助、いろいろあると思いますので、その辺の利活用を今後して、その辺を活用して造ればできると思いますが10年と言わじ、5年ばかりでということで答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 私どもも道路というのを造ろうとするときに、造ってもらおうとするときに、本当期間がかかるんだなというふうに実感したところでございます。特に、都城・志布志道路につきましては、この路線についてはまだ20年かかるんだよというふうに初め聞いたところでした。それがさんふらわあの問題で、にわかにかこの路線については整備を早くしなきゃならないということで、10年ぐらいでできるんじゃないかなというふうに、今は言われているところでございます。

そのようなことで、計画をまず始めるとなると、まずはそれなりの期間がかかると。そして、それを実施するとなると、それなりの期間がかかるということでございますので、なるべく地域の方々が本当に早く実感できるような形を、事業を推進していきたいというふうに思うところでございますが、そのような現状があるというのを御理解していただければというふうに思います。

○23番（東 宏二君） 今、高規格道路と一緒にしていただいたんですが、市道はすぐできます。計画、土地買収もそういうことはできます。高規格道路と同じような考え方はちょっと違うと思います。やはり住民本位の立場で住民の要望を聞くという、これは、行政もひとつ住民の立場に立って考えていかないといけないと思います。そうすれば、早くできる。私が今言っている町原地区、あの辺に限らず、やはり旧松山町でも、有明町でも、そういう困っておられる箇所が多分あると思います。やはり、そこ辺に目を向けて、住民の生活が、交通機関が、車もすいすい行けるような形の道を5mあれば十分ですので、その辺の形、今後そういう住民の立場になって取り組んでいただきたいと思います。分かりましたか。いいですか。分かったようで、私はこれで質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で東宏二君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。明日14日は午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

午後4時39分 延会

平成19年第2回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成19年6月14日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 井 手 南海男
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 上 村 和 憲
総 務 課 長 中 崎 秀 博	行 政 改 革 推 進 課 長 溝 口 敏 久
企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎	財 務 課 長 溝 口 猛
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	環 境 政 策 課 長 立 山 広 幸
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	農 政 課 長 仮 屋 正 文
耕 地 課 長 上 原 登	水 道 局 長 徳 田 俊 美
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗
生 涯 学 習 課 長 小 辻 一 海	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、金子光博君と林勇作君を指名します。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

開会の冒頭であります。昨日の4番、八久保議員の一般質問答弁について、執行部の方から訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

昨日の八久保議員の一般質問の中で、答弁の中に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

昨日の八久保議員の一般質問の答弁で、災害復旧工事について全部完成していると答弁いたしましたが、5月5日の豪雨で2件増破したため、6月20日まで工期変更をしております。なお、用水につきましては、揚水機を24時間稼働させ、水田の準備、作付けに支障のないように対処しております。お詫びして、発言を訂正させていただきます。今後、このようなことがないように十分注意いたします。よろしくをお願いします。

○議長（谷口松生君） それでは、順番に発言を許可いたします。

まず、25番、小園義行君の一般質問を許可します。

○25番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

今、国の政治が自民党・公明党連立内閣、小泉政権から安倍内閣に引き継がれて、皆さん御承知のとおり、本当に小泉内閣の5年間、国民いじめの政治が行われました。そして今、安倍内閣に至っては憲法の改正、こういったものをうたって委員会での強行採決をはじめとして、年金問題に見られますように、真剣に国民のことを考えて政治をやっているのかと、まさしく、真剣に国民のことを考えて政治を態であります。そうした国が、国民いじめの政治、そして国民をないがしろにしている政治、これに対して7月に行われる参議院選挙、日本共産党全力を挙げて国民が主人公の政治を目指して、全力で頑張りたいと思います。国が、そうした国民に対して冷たい政治をやるときには、地方自治体がしっかりとその防波堤になって、国にも声を発信し、この志布志に住んでいる住民を守っていく、そういった立場が私は必要だろうというふうに考えます。そうした意味で、私は役所というところは市民にとって役に立つものでなければならぬと、一貫してこれまでもその立場で頑張ってきました。私たち議員は、一年間にたった4回しか皆さん方に質問する機会がありません。しかも時間は1時間と。合計4時間あります。年間4時間しか質問ができないという今の仕組みの中で、ぜひ住民から寄せられる声に対し

て、しっかりと当局は受け止めて答弁、そうしたものをやっていただきたい。冒頭をお願いをしておきます。

今回、通告をしておきました点、7項目です。時間も限られていますので、答弁についても簡潔にお願いをするという立場でお願いをします。

まず、1点目の本庁舎移転ということについて、これまで私は平成18年3月議会、新しくなった議会でそれぞれの旧町、3町に対する本田市長の認識はどうかと。平成18年12月議会で、約1年経つての間、所信、そうして平成19年3月議会で分庁方式、また総合支所方式をいつまで残すのかと。農業委員会をはじめとしたケースワーク、それぞれの支所の問題等を質問をしまして、首長の考え、本田市長の考えをお聞きをしたところであります。これまで本田市長は、自分の言葉でその私の質問に対して答弁を1回もしておりません。1年4カ月経って、それぞれ十分に地域の声を聞いているというふうに、あなたは施政方針の中では述べておられますが、1年4カ月経って住民の声、そういったものをどう受け止められて今の方式がよいと認識されているのか、まず冒頭にお伺いをします。

○市長（本田修一君） 小園議員の一般質問にお答えいたします。

市長としまして、1年4カ月を経過して、その期間、改めてこの本庁舎の問題についてどう考えたかということですが、本庁舎の移転については、議員も御承知のとおり、合併に至ったこれまでの経緯、それから各町議会での承認、そして別館に建設至ったことの経緯、さらには、その本庁舎がどこにあるからといって特にその地域が発展するかどうかという問題、そういったものも総合的に判断しまして、本庁舎がこの地に決まったということですが、その経緯等を含めて、そのことにつきましては、1年4カ月経った今では、誠にそのことについては正しい判断であったというようなふうに考えておまして、このことはこれまでもそのような形で答弁申し上げているとおりでございます。どうぞ、そのようなふうに御理解していただければと思います。

○25番（小園義行君） いろいろな経緯を経て、それは正しいというふうにあなたは認識しているということであります。これまでの答弁で、あなたがされてきたのは、合併協議会で論議をされたから、そして次は行財政改革推進委員会、そこに委ねているということで、市長としての考え方、市長として答弁を1回もしておりません、あなた自身の声で。なぜなら、合併協議会というのは、合併をするかしないかを含めて、その是非を含めて、いろんな3町で論議されて、合併に向けての廃置分合議案という形で議会に出てきました。それをすり合せをするまでの間の協議会であります。17年12月31日をもって、あなたは失職したんですよ。そして、合併協議会も無くなったんですよ。合併協議会で論議されたから、いろいろな経緯だってあなたはおっしゃるけど、合併協議会はまだそれで終わったんですよ。そしてその後、新市に引き継がれたものっていうのを全部見ましても、決まったこともあるけれども、新市で検討、新市で何々、すべてそういったことがたくさんあって、今新たにあなたが首長として、そのことを新しい市長としてこれはやられているんですよ。だから、合併協議会で決まった。そのことで、絶えず答弁をするということではなくて、新しい市長として、この町をつくっていくトップとしてあなたがどうなのかということを考えて、私はお聞きしているんですよ。2回目、3回目の時も財政、行財政改革推進委員会に委ねている、そこで論議していただいている、いいか悪いか含めて、そういう答弁をあなた

は3月なされていますよ。だから、本田市長としてこの1年4カ月経って、いろんな所を回られたんでしょ。だけどね、昨日岩根議員とのやり取りの中で僕も感じたのは、まだあなたは有明町の町長と思っているんじゃないかという気がしてならなかったですね。1年4カ月もですよ、旧有明町のイメージソングを流してて、僕たち、有明町のイメージソングと知らなかったもんですから、当然そういうことに気付かないわけですけどね、その時間にいないからですよ。こういうことがね、もっとあなたは真剣に新しい市長として、このまちを旧3町の融和を取りながら、まとめて新しいものをつくっていくという姿勢が欠けているのではないかというふうに思うわけです。

そこで、再度聞きます。この1年4カ月、大きなイベント、それはほとんど志布志市文化会館でいろんなものが行われていますね、そういったこと。そして、経済の中心地は志布志町であると。そして、あそこに立地している企業との雇用契約等を見る中で、経済の中心地は志布志町であるという、そういった答弁も過去されました。この1年4カ月を経て、いろんな議会の中で、同僚議員も水産部門は志布志に返すべきじゃないかと、そういった質問も合併協議会の委員をされた方々の中からも質問をされていますが、この1年4カ月、いろんな声を聞かれて今正直にあなたの言葉としてどういうふう感じておられるかお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

冒頭の答弁でお答えしたつもりでございますが、さまざまな経緯を経て、この本庁舎が決まったと。そしてこのことについては、今1年4カ月を振り返ってみて、本当にその決定の仕方、そしてその現在の機能性というものを考えたときに、いい結論を出したなというようなふうに思っているというふうに答弁したというふうに思います。ただいま、議員の方からありましたように、経済の中心というものは志布志のまちの繁華街ということではないということでございます。私どもは、この合併は農業振興を中心にやってきた地域と、そして港の振興を中心にやってきた地域が合併して、それぞれの役割を發揮しようと、補完して發揮しようというような形のまちの振興をしていこうということで、この志布志市ができたということでございます。そんな意味で、港の振興ということ自体は、ここに立地している企業を考えてみましたときに、当然それは農業が主となっている企業が中心になっているわけでございます。そのような意味から言えば、この志布志というのはまさしく農業振興を一生懸命頑張っていかなきゃならないんだなというようなことでございます。そういう意味で、経済の中心は志布志の商店街ということではありえないということございまして、振興を図るために私どもはそういった形でバランスよく振興を図っていきながら、新しい志布志市の振興はどうあるべきかというのを市民全体で協議しながら、そして共に歩んでいかなきゃならないというふうに私は考えるところでございます。

○25番（小園義行君） 共に歩むという点では一緒ですよ。住民の要求はどこにあるかと、ケースワークが多い所に私は本来そういったものは置くべきだというふうに思います。これは、市長と私はせんだんの関係ですね。せんだんというのはですよ、せんだんの花がありますね。あの花言葉は、意見の相違という意味だそうです。今はそうでしょう。でも、あと2年8カ月後に、やっぱりこういう意見をしながらですね、本当にいいまちをつくっていくために、きちんとした花を咲かせるために、残りの2年8カ月、あなたとこの問題では意見の相違ありますけどね、ずっとやっていきたいとします。基本的に

私は、その立場ではないと。有明町、また松山町の農業振興を図る、それぞれに商店の方もおるし、いろんなことありますよ。そういうことは、当然理解をしています。そういった意味で、住民の利便性、いろんなもの考えたときにどうなのかと。国の行政との関係、県との関係、そういったことで私はそういう立場であります。分かりました。

次に、消費生活相談員の設置ということですね、今、ここに座っておられる方々も住民税の通知が来て、たぶんびっくりされてるんだらうというふうに思いますね。すごい上がりでしょう。定率減税の廃止で、これ2005年から今の自民党・公明党の連立内閣の定率減税の廃止ということで、年金に至っては100年安心と言ったんですよ、そのとき。そういったことですね、定率減税の廃止によって、所得税は1兆3,000億円から増税です。住民税は4,000億円。これは、税源移譲によって所得税は3兆円のマイナスですね。そして、住民税は3兆円増えます。よって、国民には1兆7,000億円という大增税になってるんですね。たぶん、これから税務課の窓口、支所も含めて大変なことになっていくのではないかと心配をしています、そういった中で、金融庁が4月に多重債務問題で改善プログラムというのを決定したんですね。貸金業規制の関係、12月に国会通ったんですけど、そこでその改善プログラムを送ってもらいました。自治体の役割、そしてまた一方で教育委員会に対しての役割等も、これうたっています。その中で、なぜこういう質問をするかといいますと、私は全国商工団体連合会、鹿児島県の商工団体連合会、通称民主商工会といいますけれども、その民主商工会の役員もしております。そこで、この消費者金融、このですね、サラ金、クレジットの問題で悩んでおられる方々、たくさんおられますけれども、その相談に毎日のように乗っていると、うちの事務局を含めてですよ。その中で、この多重債務、これ本当に多いんですね。何でも相談会をやりますと本当に来られます。そういった中で、本当に自殺しないでよかったですねって、事務所で話をするとき、その方、わんわん泣かれるんですよ、本当に。いろいろして、もう心配しないでいいですよっていうことでちゃんと対応してあげます。そういったことをですね、ずっと考えたときに、この志布志市でも、本来この多重債務問題というのは、行政の方々が一番この住民と接する機会多いわけで、そこでそういう発見をし、次の対応をしていくということ、もう国が責務としてこれが決めたんですね。そのことで、この多重債務問題の改善プログラム、当然届いていると思いますが、この掘り起こし等を含めて、どういう認識ですか。このサラ金、クレジットの関係で、それだけではないでしょう、自殺者が3万人を超える、これをテレビ、新聞等で報道していますが、市長、そのことに対する認識、いかがですか。

○市長(本田修一君) 全国的に自殺で亡くなられる方が3万人を超える時代になってきたというのは、本当に大変な時代だなというふうに思っております。その原因は、さまざまなものがあるかというふうに思いますが、今議員が御質問なさいました多重債務者の改善のプログラムについて、お答えしたいと思います。

平成18年度、市が対応しました相談件数は35件であります。その内訳としましては、架空請求に関する相談が8件、金融に関する相談が1件、訪問販売に関する相談が21件、不当請求に関する相談が1件、SF商法に関する相談が2件、その他の相談が2件となっております。相談者への対応としましては、市で対応できる内容につきましては、その場で解約手続等の処理を行い、その他複雑な内容につきましては

ては、県の消費生活センターと連携し、問題解決に努めております。また、被害の防止策としましては、防災無線や有線放送を利用し、悪徳業者への注意を喚起する内容の放送を定期的に行っているほか、高齢者の方々を対象とした消費生活講座を開催しているところでございます。今後もホームページ、広報等の活用や行政事務連絡員へのチラシ配布等により啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

御質問の要旨にあります多重債務者の問題解決につきましては、政府が4月20日、多重債務者対策本部を開き、消費者金融などからの多額の借金に苦しむ人の救済を目的とした「多重債務問題改善プログラム」を決定したところでございます。多重債務問題では、国の方で貸手規制を行う貸金業法が昨年未成立し、上限金利の引下げなどが2009年末をめどに実現することとされております。今回の多重債務問題改善プログラムは、多重債務者の相談に対し、2009年末までに全市町村で対応できる状態を実現し、全国の500以上の市町村に相談窓口を設置するとあります。また、相談窓口や消費生活センターの無い市町村は、他の自治体のカウンセリング機関への適切な紹介・誘導を行うよう要請されております。

本市では、先に述べましたように、職員が対応できる範囲は窓口で行い、対応の難しい相談につきましては、専門的知識を有している県若しくは鹿屋市の消費生活センターや県サラリーマン金融苦情相談所を紹介して、相談していただいているところであります。

○25番（小園義行君） 今、市長の前段の答弁は、過去小野議員の質問に対する答弁と全く同じであります。僕が聞いているのは、もう小野さんの質問でそのことはよく分かって、多重債務問題について認識を問うたんです。市長、なぜこれを僕が言うかということですね、僕たちが今まで相談に乗った方、この多重債務と併せて、税金も滞納になっているんですよ。当然そうでしょう。だから、僕たちが相談に乗って解決しますね、調停含めて自己破産。でも税金はこれでちゃらにならないからねって、きちんと納めないといけませんよって。計算してあげて、過払いになってりゃ取り戻しますよね。ちゃんと税金を納めるんですよってということも含めて、これ、ちゃんと対応するわけです。今ですよ、嘱託徴収員ということで、滞納整理指導班を含めて、一般会計と国保で333万円、292万円ね、お金出しているじゃないですか。徴収とかそういったことだけではなくて、困っている住民に対してきちんとやると住民からも喜ばれるわけですよ。そうして、徴収率も上がるということなわけです。だからこの多重債務に対する専門の相談員というのを、国がもう本当に大変だということですよ、プログラムを置いて、2009年末にはどこの自治体においても対応できるようになっていうことですね、やっているわけです。全国では、私たちにこういうデータファイルというのを送ってきますね。こういう、送ってくるんですよ、日本はね。それとか、うちの民商の商工新聞、これでもですよ、本当に全国でね、岩手県、長野県、岐阜県、鹿児島県では奄美市、これテレビでも放映されましたね。見られたでしょう。そうしてその横のつながりをちゃんとやりながら、生活保護に導くもの、そして調停にかけるもの、いろんなことをして、税金の滞納という、そのことをやったときに、横の連携を取ってきちんと対応してあげる。そして、その人の生活を安定に導き、営業されているんなら営業をちゃんとやっていただく。そういった意味で、この専門の相談員を置くということとはとてもいいなと。もちろん、民商の事務局は会員さんがいますから、そこまで手が回らない分もあるんですよ、正直言って。だからぜひですね、そのそういった立場に

ね、やれんかな。このデータファイルで滋賀県の野洲市って、去年の、今年でしたかね、サッカーで優勝した高校がある所ですよ。ここで、もう7年間やっているっていう、この相談員のことがですね、書いてありますが、生活保護の開始とか税滞納、そうして役所、各部で横の連携を取って、真剣にそこに住んでいる住民に対して対応をしてあげているということが書かれていますよ。こういったことを、このまちでもちゃんとやって、すごい税の滞納があるわけですけど、そこに僕は導いていくことが、安心してここに住み、そして税の回収も進んでいくというふうに思うんですがね、市長、いかがですか。2009年という、あと2年先ですよ。急にその人が育つわけじゃないですよ。この人も多分苦勞されたと思うんです。僕なんかもすごく苦勞した、勉強もしましたよ。その中で、そういうのを導いて行って、きちんと生活を守ってやるという立場です。いかがですか。

○市長（本田修一君） 今、お答えしましたように、2009年までには消費生活相談員を設置するという事になっております。県の方でも、そのような形で今年からするということになってますが、現実的には公募というような形で募集されたというようなことで、このことにつきましては、かなりの専門家が不可欠なというふうには思ったところでございます。今お話になられましたように、野洲市の場合につきましては、たまたま私もそのテレビを見てまして、すごいなというふうに感じたところでございます。担当の方が、綿密に聞き取りをして、そして専門家に確実につないでいくというやり方をとっておられた光景がありまして、やはりこれは相当専門的な形で処理しなきゃならない問題だなというふうに認識をしたところでございます。そんなことで、市としましても、今後は消費生活相談員を置くというふうなことになるかと思いますが、今申しましたようなことを十分考えながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） ぜひ、そういう近くに先進的な所もあるわけですし、そこに研修に行くとか含めて、いわゆるそういう住民の一番接することの多い役所の職員として、生活の安定、そして税金の支払、そういったもので、やっぱり住民の安全を守るのは行政の責任だと、仕事だというそういう意識をすべて高めてもらうようなことになっていくというふうに私は思います。今、前向きにやるということでありました。ぜひ、そういう研修を大に行っていくいいじゃないですか。ぜひ、そういう専門的な、今環境省にも送ってあるでしょう、職員を。そういった問題も大事でしょう。それも良としますよ。ぜひ、こういう国が定めている、そういった立場での研修、奄美市に職員を派遣し、研修させるとか、そういったこと等もとても私は大事なことだと思いますが、先ほどの答弁に、再度もう1回、そういう職員をきちんと配置をして適切な対応ができる、どっかに頼るんじゃなくて、ここの窓口、支所でもいいでしょう、きちんとそういうのできるような体制を、いかがですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、18年度で対応しました件数が35件ということでありまして、さまざまな内容だったということでございます。そして、職員で対応できない分につきましては、それぞれの専門の機関に相談を向けたというようなことになっておりまして、現在そういったことで対応しているわけでございますが、今後さらに、こういったものにつきましては件数が増え、そして中身が深くなるというふうに考えるところでございます。そんなことで、2009年までに、そのことにつきましては、先ほども申しましたように、十分対応できるような体制をとっていきたいというふう

に思います。

○25番（小園義行君） ぜひ市長、そういうことですね、徴収に行かれるだけではなくて、逆にそのことで税金を納めてもらうという、そういうこともこれまでも私も何件もやってきましたよ。そういうことですね、ぜひ対応をしていただきたい。今、そういう方向だということでありました。よく分かりました。

これ、通告をしてないんですが、教育委員会、学校における取組というものもプログラムの中でうたっているんですが、教育長、その認識はおありですか。

○議長（谷口松生君） 答弁できますか。

○教育長（坪田勝秀君） 突然でまとまっておりますが、納税の大切さ、あるいは今、市長も答弁しておられましたけれども、学校といたしましても国民の義務ということにおいて、租税教室というようなことで、切り口で教育はしておりますし、また一方では、やはり自分たちが何ていうんでしょう、正しい認識を持って、すべての義務、責任を果たすというようなことを語っておりますので、小学校あたりでは無理かもしれませんが、中学校の社会科あたりではやはり取り組んでいかなきゃならん課題かなとは思っております。以上でございます。

○25番（小園義行君） 突然で大変申し訳ございません。これプログラムではね、学校教育における取組として、「社会に出る前に、高校生までの段階で、すべての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策、債務整理などの制度や相談窓口の存在、等の知識を得られるように取り組む。そのため、まず、当面の対応策として、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題について取り上げるよう促すことを検討する。」というふうに、このプログラムが、学校現場で取組としてですね、出しています。ぜひ、そういう対応も考えておいていただきたいと思います。

次に、国民健康保険についてお願いをします。これは、昨年も少し質問をしたんですが、今、国保の、いわゆる給付を受けたときに一部負担ですね、1割だったのを2割、2割だったのを3割ということで、大変負担が大きくなっていきます。高齢者についても、後期高齢者医療保険制度で、来年からまた新しくなるわけですが、非常にこれ、病気になったときですね、大変ということで、昨年9月議会で、この一部負担の減免制度、こういったものについて市長に質問をしました。その中で、市長は質問に対して、周知徹底していくというふうに答弁をされております。国民健康保険法の第44条は、もう私が読まなくても分かっておられるでしょう。この一部負担金減免の、また徴収猶予の関係ですけど、そこで、日本語で変な揚げ足を取るつもりはないわけですけど、周知徹底していくということは、きちんと知らせをして、そのためにはその準備をしておくということが大事なわけで、そのときは、いわゆる窓口でそういう申請もありません、尋ねもありませんということでしたけど、そういうお知らせしてないからこれ、聞かれないわけで、ぜひですね、ぜひ、この国民健康保険医療機関の窓口で支払う医療費、これについてですね、この法が求めているこれについて、周知徹底していくというふうに、周知していくというふうに述べられているわけですが、そのための準備として、いわゆる要綱等の作成、そういったもの等についてですね、私が知る限りでは、今まで広報等含めてですよ、そういったものについては出てきて

ないわけですが、そういったものが検討されて、担当のところできているのかということをお聞きします。昨年9月議会の答弁以降ですね、どうなのかということをお聞きをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

周知徹底をしていくというふうに答弁しているということですが、その後の取組につきましてです。

このことにつきましては、昨年の9月議会で、世帯の収入の中心におられる方が、事故や病気により入院されたりして、毎日の生活費や保険税の納付も大変な上に、入院費の負担が家計を圧迫し、大変な状況であるとの質問でありました。そして、国保法第44条に基づき、周知を行う方向で答弁いたしております。その後、担当課の方に周知を図るために必要な事項を準備するよう指示をしたところでございます。

現在、担当課を中心に取扱要綱案を作成して、内部において協議を行っているところであります。当然、この要綱案につきましては、先進地の事例などを参考としながら、国保財政の健全な運営に支障を来さないかなど、さまざまな観点から検討しているところでございます。また、施行日の時期につきましては、クリアしなければならない問題点を協議、解決しなければならないことから、協議が整い、国保運営協議会など所定の手続を踏まえ、担当部署の体制などを整備し、広報を通して周知したいと考えております。

○25番（小園義行君） ということは、今まで何もやってこなかったよということですね。先進地のそういう状況等調査含めてですよ、議会で答弁をするということは、きちんとですよ、今度の議会は職員が仕事をちゃんとやっているのかということがよく言われているんですけど、ちゃんとやっているものというふうに、前提で僕たちはものを考えるものですからね、そういった意味で、議会で答弁したらそれで終わりよって。これではですよ、いけないんじゃないかなと。私は今から約16年前に議員になりましたけど、議員になった最初にですね、役所のOBの方からこういう言葉をいただきました。私が議員になったときですよ。小園君って、役所の人間が勉強をせんと住民に被害が及ぶからねと。このことは今でも肝に銘じております。役所のOBの方ですよ。役所の人勉強をしなければ、住民に被害が及ぶからねって、こうおっしゃったんです。それは小園君、議員も含めてだよって。君もそういう特別地方公務員としてきちんとやりなさいという、私に対しての教え、激励もあった、それ以上にちゃんとやりなさいということを私にその先輩は教えていただいたというふうに思っております。議会で答弁したら終わりよって、そういう姿勢であつたらね、住民の皆さんにとっては大変な被害が及ぶってことですよ。本来、法が求めていることをちゃんと知らしとつたらそういうふうにならなかった。でもそれをやってないがゆえに、知らないでそのまま、例えばさっきの話じゃないけど、サラ金に出したりとかいうこともあるわけでしょう。ぜひですね、先進地のそういった所の調査、そういうのされたんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○市民部長（嶋戸貞治君） そのことにつきましては、先進地の事例をいろいろ研究をしております。

○25番（小園義行君） 具体的に、どこら辺をされたんですか。

○市民課長（竹之内宏史君） 先進地の事例ということですが、まず、鹿児島県の中では先般

ありました、昨年の激甚災害の適用になりましたさつま町あたり、それと北薩方面、その中でも出水市が、昨年この減免を行っておりましたので、その内容を把握しております。また、県内では霧島市が平成17年の11月17日に、この規定を盛り込んで施行しているようでございます。県内では約2件でございますが、他の都道府県等におきましても、今手元の方では京都市の方、京都府が14の市のうち13件あるということでございまして、京都市の方を調べさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○25番（小園義行君） 今、課長から答弁がありましたように、出水市も10月から要綱を作って、これやっとならということ。そして、この霧島市の国民健康保険一部負担金の減免等の取扱要綱、これとてもいいですよ、中身が。ただ残念ながらですよ、これ外の市のことを言うわけいけないですけど、法は6カ月というふうに、所得の関係は、この2点ですね。3カ月というふうになってますけど、それでもいわゆる国保税を滞納していないこととか、そういった要綱、一切求めてないです。とても素晴らしい要綱です。ぜひ、後でこれ、持ってますか、ありますね。ぜひ、こういったことを含めて、地方税法の減免というのは、法でできるよというふうにならっているわけ。そのことをですね、本当に住民の立場に立って仕事をするという立場でやっておられると思うんですよ。もう忙しくて大変だろうから、そこまで手が回らないということもよく分かりますけど、きちんと、そういう立場でこれ取り組んでいただきたい。ぜひ、議会で答弁したら終わりというものでは、首長、ないですもんね。だからぜひ、これ霧島市の国民健康保険一部負担金の減免等の取扱要綱、僕取り寄せてみましたけど、とてもこれいいです。こういったものありますので、身近にね。ぜひ考えて、こういう住民の皆さんが置かれている状況、これこの市ですね、少しあることはあるんですよ、そういう税の減免はちょっとやりますね。でも、この一部負担金の減免制度というのは法が求めている。これ、できることだから、条例、要綱を作ればできるわけですよ。ぜひ、その立場で再度周知徹底していくということでしたけど、その徹底していくという意味は、要綱の作成、そこまでやるというふうに市長、考えてよろしいですか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えいたしましたように、この問題につきましては、さまざまな問題があるということでございます。先ほど御提案がありましたように、先進事例等も十分勉強をさせていただきます。そして国保運営協議会とも協議をしなければならないという所定の手続がございますので、それらのものも加えまして、担当部署の方で速やかに対応していきたい。そして、そのことができたら広報をしたいというふうに考えております。

○25番（小園義行君） これは、すべての市民を対象にして、国保に加入されている方々の、その生活の安定を含めてありますので、今市長おっしゃったような立場で、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことは、よく理解をいたしましたので、分かりました。

それでは、次にいきます。環境行政についてということをお願いをします。

市長は、この環境行政についてということで、施政方針で、本議会に、これ施政方針ですよ。志布志市環境基本条例を提案いたしておりますがうんぬんということで、京都議定書に基づく二酸化炭素の排出の削減に取り組むため、「志布志市地球温暖化対策推進実行計画」を策定したいということですね。そして、計画の目標年度である24年度までに、二酸化炭素の排出量、17年度6%の削減に向けて取り組

んでまいりますということで、併せて、その中でこういう生活排水の適正処理につきましては、単独浄化槽及びくみ取り便槽を設置している方を対象に、合併浄化槽及び農業集落排水施設への転換を促すことを目的とした「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を創設し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいりますというふうに述べられております。当然、そういう方向で今年度やりますよということでありませぬ。

そこで、この前段となる、いわゆる流末が無いと、これ換えたくてもできませんよね。くみ取りのものをちゃんと合併浄化槽に換えたいと思ってもですよ。そういった、今回この提案がなっている。施政方針にも述べられているこのことについて、各課、それぞれ建設課等々、また産業振興部、そういったところを含めてですね、議論になってこういう施政方針と予算の提案になっているのか、ちょっとお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことの提案につきましては、当然、各課調整いたしまして提案しているというようなことでございます。そして、そのことによりまして、さまざまな問題が発生するということは、十分考えられることでございますので、そのことについての対応も協議ができていくということでございます。

○25番（小園義行君） ぜひ、連携しているということではありますが、例えばそういう側溝の未改修地区、これたくさんあると思うんですよ。もちろん、有明町、松山町は集落排水導入されてますのでね、そこをつなぐための努力をされるんでしょう。志布志町地域は公共下水道無いから、合併浄化槽、いわゆる単独浄化槽から合併浄化槽に換えていく。そうすると、新たに志布志市は10万円を余計にですね、補助金を出されて、積極的に環境保全のためにお金も使いますよということとされているわけですね。そこで、この流末が無い所には流せないわけで、換えたってしょうがないじゃないですか。そういった意味で、そういう未改修地区については、住民からいろんな要望があった際に、市民部とも建設部との間でのそういう連携というのをきちんとやらないとですよ、ここには書いてあるけど、とても今年はいくみ取りの関係でいくと150件、そうですね。そしてあと、合併浄化槽の整備で合わせて240基の予算計上がされているわけですが、そういうものをですよ、どんどんやるということは環境リサイクル、市の段階で1位だということでありましたけど、ぜひ、全国で4位ということとね、この240基、併せてこの一方150基のくみ取りに換えたときにそうしていきますよってことなんかも合わせると、非常に積極的に取り組んでいるというふうに理解するんですね。そういった意味で、その側溝の未解消、解消されていない所についてのその連携というのは、建設部きちんとやらないと、これ進まんじゃないですか。そうしないとですね、側溝がある所に住んでいる人は、二重に恩恵を受けるでしょ。単独浄化槽を合併浄化槽に換えること、これは国・県のそういう補助金と、ここの市の補助金もらえますね。側溝が無い人は、一切できないということですよ。不公平感が、そこ100mも離れていない所でそういうことになったら、わっぜい、おいげえは損をすらいなということになりませんか。そういうことを考えたら、全部しなさいという意味じゃないですよ。順次、されていくんでしょうけど、その環境政策と併せて、それと付随したものが無いといけない。そういうことに対しての取組として、建設部との連携というのをきちんとやって、住民から上がってきたら、対応していくという考え方があるかということです。ただ、現在

ある側溝、そこの地域だけでいいんだという考え方だったら、これはもう問答無用ですよ。市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

側溝が無い所にこの合併浄化槽の設置ということが、当然おき得るわけでございますので、そのことにつきまして、市道についてはその重要性をかんがみ、計画的に舗装及び側溝整備を行っているところです。排水が困難な場所、側溝を設置できない路線も報告を受けているところでございます。側溝を計画するとなると、困難な地形、莫大な費用がかかる場所や新たに排水を計画する際には、周辺住民の協力も重要であることから、住宅環境の変化に可能な限り対応できるよう民間の宅地造成に関連するものや密に住宅が形成された場所の生活道路、排水路整備について、志布志市集落道等整備事業などの実施要綱を踏まえて検討させていただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） そのことはよく分かります。市道にですよ、今行くと志布志の場合は、市道、現道ですね、市道の真ん中に側溝を通していただいて、それぞれそこに流される、排水をですよ。という方法がよくとられているんですよ。だから、道路を大きくするとか、そういうことじゃなくて、そこに例えば50mひいてくれたら、もう替えられないっていう、そういうこともあるわけじゃないですか。だからぜひ、その市道の、志布志をあんまり歩いてないでしょう、細かい所までは。市道、現道のね、真ん中に側溝があるんですよ。私も議員で、小園さん、どげんかでけんとなってよくそれは来ます。でもそれは、いろいろ財源の問題とかあるから、当局と相談をして回答をしますよって。真ん中によくできてるんですよ。そうすると、換えられるわけですよ、今あなたがおっしゃるように、この合併浄化槽にね。だから、道路を広くしてくれとかじゃなくて、今のその市道の真ん中に側溝を入れてあげるとかですよ、そういうことでいち早く合併浄化槽、そういう単独から合併浄化槽、くみ取りから合併浄化槽ということで、したいと思っている人たちも、そこをしてくれることだけで同じ補助金を受けられるという公平性ですよ。そういうことを問うているんですよ。確かにえらく難しくなっちゃってますよね、様式がですよ。そういうことじゃなくて、そういう現道に真ん中という形とれませんかねっていうこと。そういうことに対しての連携をやって、住民の要求に公平感をちゃんと保つというそのことをいかがですかって市長、言ってるんですよ。

○市長（本田修一君） 今、お答えしましたように、それぞれの地域でそれぞれの状況があるかと思えます。それぞれのケースに基づいて志布志市集落道等整備事業というものを組み組みながら、その問題の解決に結び付けていきたいと。そのことは当然、関係課、部の方に、市民の方々が要望に、そして請求に来られるということになります。その中で、関係課の方で十分連絡を取り合うような体制を採っていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） そういう対応をしていただきたいと思います。そういう方向だということでありましたので。

環境行政ということで、通告はしてないんですが、非常に今有明、松山、農業集落排水の関係で接続が難しいという状況が出てますね。これ、よく私も何で進まないのかなということ考えていましたが、例えば5人世帯でね、集落排水の管理費というのは幾らかかるのかって調べてみましたら、3,880円で

すね。そうして、これ掛ける12で4万6,560円ですよ、管理費がですよ。一方、合併浄化槽にこれするとすね、月払で2,750円の12回で3万3,000円で、1万3,560円です、差がですよ。これ10年したら10何万円なっちゃいますね。ここに何らかの手をしてくれることで、もちろんつなぐという意味ですよ、つながないかん。そこで合併浄化槽やったらまずいわけだから、その差を少し何か補助できたらすごく、いわゆる集落排水の加入率も上がるんじゃないかというふうに、そしてそのことが、環境、今あなたがおっしゃっている公共の環境を守っていくというふうになるんですが、そういった問題等というのは、議論は全くされてないんですか。

○環境政策課長（立山広幸君） お答えいたします。

今ありましたように、世帯の人員が多くなりますと、合併浄化槽とのその差があるというようなことで、公共下水道におきましては、均等割みたいに掛けている所もある、使用料をもらっているという所もあるというふうなことで、いろいろ議論をしておるんですが、今の使用料と比較した場合にぐんと下がると。今でも一般会計から繰入をしていただいているというような経緯もございまして、その実施というのをどのようにするかというようなことで、一応議論はしていると。担当課といたしましては、議論をしているところでございます。

○議長（谷口松生君） 合併浄化槽については、その程度にとどめてください。いいですか。

○25番（小園義行君） はい。ありがとうございます。通告との関係ですね。

○議長（谷口松生君） そうです。

○25番（小園義行君） 議長、分かりました。環境行政ということでちょっとしたもんですから、関連があります。すみません。

次に、市長が二酸化炭素排出量、これどういった削減の取組をされているのかですね、具体的な取組、ちょっと聞かせてくれませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、二酸化炭素排出削減のために、市民にさまざまな提案と啓発を行っているところでございます。まず、生活様式の在り方についてですが、「我が家から始めようエコライフ55」運動を展開しております。今年度も説明会を開催し、この運動の参加者を増やしていきたいと考えております。また、28品目の分別収集による埋立ごみの減量化、資源化率のアップへの取組、廃食油から軽油代替燃料への取組、生ごみの堆肥化への取組、サンサンひまわりプランの推進、牛乳パックを回収してのトイレトーパーへの循環取組、マイロードクリーン大作戦と地域通貨を併せた「共生協働ごみゼロまちづくり事業」、環境学習少年団育成事業、環境学習の出前講座の実施、市広報紙の活用などを行い、環境に優しい生活様式の在り方を提案してます。このことが、市全体に広がっていき、二酸化炭素排出削減につながっていくのではないだろうかと考えております。

○25番（小園義行君） これ、地球規模の問題ですけど、そのことに我が市も貢献したいということで、市長がこういう計画、施政方針を出してるんですが、それは一般的に今そういうことですね。それと併せてですよ、二酸化炭素をいかに排出しないかということを考えてとき、もちろん、この化石燃料を使って、電気をどんどん消費する、発電することで、どんどん消費するとかいろんなことありますね。そ

ういったところで、自動車通勤の方に対しての通勤手当、出てますね。車に乗って来るとですよ、二酸化炭素を出すわけじゃないですか。ところが、今、市長のこの施政方針からしたときに、我が市の通勤手当ね、歩いて来る人には出ないんですよ。もちろん、人間が活着ていることで二酸化炭素出しているわけですけど、歩いてくる人には出ませんよって。逆にですよ、歩いてくる人に通勤手当をたくさん出したら、二酸化炭素の排出っていうのは、とても僕は効果があると思いますよ。いいですか、これ、環境ルネッサンスとって、新聞に書いてるんですけどね、「こいで通勤、職場が応援」っていうことで、これ名古屋市ですよ。通勤手当をね、自転車で来る人を倍にして、車で来る人を減らしたんです。したら、たくさん増えた、自転車通勤の人が。そのことで、この二酸化炭素の排出を減らすという、いわゆる市役所がその先頭に立ったんですね。それで、この関係があったんで、僕、通勤手当をよく見たら、これ歩いて努力してしてくる人にはゼロですよ。500円とかね、これあるんですけど。本来は、二酸化炭素をたくさん出す人にはお金がたくさん出て、努力している人には出ないという、逆のことがあって、こういう施政方針で、取り組むというときに、そこまでちょっと議論したことはないんじゃないかって思うんですね。だから自転車通勤、こういったものを市が提唱して、この有明町の人たち来られて、昼も帰られるとかいう人おられるわけでしょう、車でね。そうった人に対しては、大変申し訳ない、通勤手当を無くせてことじゃないですからね。歩いて来る、自転車で来る、そういった人については、少しこの通勤手当の見直し、そういったのをしてあげて、あなたが目指しているこの二酸化炭素の排出、これについては、すごい効果大と思うんですよ、僕。いかがですか。

○市長（本田修一君） 庁舎内では、ただいま昼休みの消灯とか、それからクールビズ、ウォームビズの励行、それから冷暖房の適切な設定、公用車運転時のアイドリングストップ、それからコピー紙の両面使用とか節水などを職員に一応呼びかけてやっているところでございます。ただいまお話にありましたような徒歩通勤、あるいは自転車通勤というものに対しての通勤手当の支給というものについては、別段協議はしてなかったところでございますが、その提案につきましては、すばらしい提案だなというふうに今思ったところでございます。私が、職員にさまざまな形の意見を求めたときにも、そのような形で自転車通勤というものに取り組んだらどうかという提案があったことはありました。そのときにまた、その通勤手当ということまでは考えなかったわけでございますが、そのような取組が今後必要かなというふうには思っているところでございます。

○25番（小園義行君） ぜひですね、この条例の改正というのは出てくるわけですけど、そういったものを含めて、きちんと検討していくということで理解していいですね。再度、お願いします。

○市長（本田修一君） この二酸化炭素排出削減につきましての数値目標はございます。それにしながら、さまざまな計画も立てていくわけでございます。その中に、当然そういった項目が出てくれば、十分決定していきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） ぜひ、そういうことで、これ公有車としてもね、自転車、支所とかですよ、近くまで行くのに、車で行くんじゃないくて自転車で行けばいいじゃないですか。そういうことも検討してくださいよ、併せて。いかがですか。

○市長（本田修一君） 自転車、あるいは徒歩というものにつきまして、実はそういった温暖化防止と

いうのもあろうかと思いますが、別の意味でも健康づくりと、健康推進というような意味でも、そういったものが効果があるのかなという気はするところでございます。まあ、総体的にそういったものも含めて検討させていただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） 今、環境問題に大変造りも深いわけですし、市長は。そういう対応をすることですから、分かりました。あと1点だけ、この問題については。

今、志布志は「志のまち」を宣言されたんですよ。そこでね、この環境行政との関係ですが、志のともし火というのが24時間、二つランプがともってますね。これは、市長大変、市長のそれに対する異を唱えているわけだけど、二酸化炭素を排出しているという、昼間ね、あそこで燃やし、それで玄関入口で燃やし、そして職員の人は、昨日も受動喫煙の防止のちょっと質問がありましたけど、あれが中で燃えてると臭くてですよ、だから今外に出されてるでしょう。これ維持費、年間の維持費とその二酸化炭素を排出するというのを考えたとき、少し僕は市長が言ってるこのことと、こう乖離がある。どうにかあれ、イベントの時だけとかですね、そういうふうにならんのかなって、非常に守衛さん方も僕は大変だと思うんですよ、あれ。二つ管理して、小さくしないといけないです。小さくすりゃ不完全燃焼ですよ、臭いですよ。そのことを考えたときに、この志のともし火、どうにかこの環境行政、環境を守るという観点から、しかも化石燃料ですよ、あれ。灯油でしょう、でしょう。だから、そういった意味で、少しどうなんですか、それ逆行してると思うけど。

○市長（本田修一君） 確かに、灯油をたいておまして、そういう意味で、少し配慮が足りなかったかなというふうに思っております。ただ、今お話がありましたように、あのともし火につきましては、今回の志宣言に取り組む中で、非常に思い入れがあった形で採火して持って来て、そしてともし火をつけているというようなことございまして、そのことを市民の皆様方に意味を十分、分かっていたきたいという想いで、こうしてともしているわけでございます。もう相当な期間が経ちましたので、そのことにつきましては、検討させていただきようお願いします。

○25番（小園義行君） はい、ぜひそういう今市長の答弁ありましたので理解しました。そういう対応をですね、できることをお願いをしておきます。

次に、農業行政についてということをお願いをします。今、農業公社、それぞれ志布志、松山、有明、研修されるわけですが、これ独立していかれる方々が、たくさんおられるわけですね。この中でですね、私はここの、いわゆる産業振興部は、公社で研修されて独立していく人にですよ、いわゆるUターンじゃないですね、Iターンですよ、ほとんどがね。この地域にほとんど、独立した人たちはよそから来られた人ですよ。その人に関して、農地も家も全部自分でやれて、こんなはないと思うんですよ。やっぱり、来てくださって言った以上、最後までちゃんとして独立をきちっとできるようにしていくという支援としてですね、あまりなされてないと。僕はやられてると思ったんですけど、そこについての支援というのは、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業公社の研修事業による研修を終了し、農家として独立していく新規就農者への支援といたしましては、就農時に必要となる土地及び施設の建物が重要な課題であると思われまます。まず、土地の確保に

つきましては、研修の期間中に、土地の確保を農業公社において土地所有者等のリストアップをしまして、農産物生産に適する土地の交渉を行い、確保している状況であります。また、施設の建設につきましても、研修期間中に、市、畑かんセンター、農協等関係機関と内容等を協議いたしまして、就農時に対応できるように支援をしております。

次に、就農時の住宅についてですが、研修期間中におきましては、研修用住宅を確保しているのですが、そこに入居しておりますが、就農のときには、新たに生活拠点となるべき居住用住宅の確保が必要となりますが、民家の空家及び市営の住宅等を調査し、研修修了生の相談に対処するとともに、これらのあつ旋を農業公社及び市の担当者において行っている状況でございます。なお、今後におきましても、このような支援なり対応を新規就農者等の確保のために行ってまいりたいと思います。

○25番（小園義行君） 確かに市長、そう答弁されるんですけどね、現実にはなかなかじゃないですか。相談があつてですよ、家探し、大変だというようなことですよ、現実にはですね。そこで、その人たちがどういった貢献をしているか。今、松山、志布志、有明、Iターンで入って来られたら、Uターンも含めて、どれくらいの家族、世帯の人数になってるんですか。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

松山町、特に志布志町については、その研修等事業を農業公社でやっておりますので、松山の方が現在まで研修して就農した人間でございますが、松山町の6組11名が就農をし、現在2組の4名が研修中であります。それから、志布志につきましては、32戸の48名ということで、研修を終了いたしております。現在、研修生が3戸の5名でございます。家族の数字までは、ちょっと現在把握しておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○25番（小園義行君） この人たちの貢献というのはですよ、大変ピーマンに関しては、この人たち来なかったら、産地、ブランド、産地化は解除ですよ。現実には、私はちょっと都合で行けなかったんですけど、この前、5月の17日、市町村議会議員研修会、研修があつたんですね。そのときに、東京大学名誉教授、今村奈良臣先生、この先生のこの資料の中にもですね、人材が地域を変えるということで、志布志市とJAそお鹿兒島のこの農業公社、ここのピーマン、これがね、先生のこれではちょっと時期がいろいろですよ。これまで24戸、46名で家族数で68名の方が住んでおると。これは、その資料にもきちんと大変評価されてます。その人たちが地域を変えていくということでですね、私も今その人たちと少し交流、相談あつたりして、もってますけど、本当にですね、前向きに規模拡大していきたい。そのために、支援をいっぱいしてくれって。それは、別にお金くれって意味じゃないですよ。それ、さっき言った住宅の確保だとかいろんなことを含めて、自分たちがやらなきゃならないという、そこに人も知らないという状況の中で大変だということがあつて、ああそういうのきちんとされてるっていう、答弁ではそうでしたけど、やっぱりほら、足りない部分というのがあつてですね、そうなんだなと思って。もちろん私なんかも努力はしますが、行政としてもですね、きちんとやっていただきたい。これは、農業・農村活性化の特別委員会ができてますけど、一つのその担当課だけにこのことを支援という形で任しているんじゃないくて、産業振興部、そうして教育委員会、含めてですよ、これやらないといかんと思うんですね。その特別委員会で、私たちがふるさとづくり委員会をいろいろ回りました。田之

浦、森山のふるさとづくり委員会の方々が、こういうことで構想を持っていると、あの地域にですね。そういうピーマン研修されている人たちをぜひ、うちの地域に住んでいただいて、ここにそういう住宅も造っていただいて、学校にも出していただいて、そういう想いを持って構想を、お話しを熱くされたんですよ。こういった問題について、当局、ふるさとづくり委員会をきちんとですね、提言、いろんなことがされるでしょう。昨日も出てましたけど、真剣にこのことを受け止めているのかなと、僕は気がしてならないんです。この一つの例ですよ。支援として、地域が頑張っているそういう提言と、今度は行政が本当にやらなきゃいけない、そうして定住してもらおうという、そういった意味でのふるさとづくり委員会、森山のふるさとづくり委員会からは、私なんか現地で聞かせてもらった。そういったものの取扱いというのはどんなふうになっているんですか、今。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も、先日この農業公社の修了生、そして研修生との意見交換会並びに懇親会にも参加させていただいたところでした。その中で、2名の修了生の方から今お話があったように、少し対応が足りないというようなお話を承りまして、すぐさま担当の方にそのことを確認したところでもございました。今、はじめにこのことにつきまして答弁いたしましたようなことで、十分対応ができているというようなことでございますが、その方々がお話される内容というのは、今後、家族として定住されようとしている方々の子女がだんだん学齢期になってきて、今の経営面積では足りなくなるんだと。その経営面積をさらに増やすための手だてをさらにしてほしいというような内容のお話でした。そのことは私どもは十分考慮いたしまして、この方々が、きちんとそれぞれ地域の少子化対策にも役立っていただけると、地域でも核になっていただく存在だということも深く認識しておりますので、十分対応していきたいというふうに関係課の方には申しております。そういうようなことで、私どもとしましては、このことにつきましては十分対応しているということでございますが、今ありましたように、森山地区につきましても、その方々を新しい団地を造成して定住させていきたいというような申出があったところでもございました。そのことにつきましては、要望という形で出てきておりますので、関係課と今キャッチボールしながら、このことも事業化に向けて取組を協議をしているところでございます。

○25番（小園義行君） 昨日、特別委員会が開かれてですね、これまでの経緯も全部委員長の方で報告ちょっとされたんですけど、きちんと行政に対して、いわゆる議会の特別委員会のそういうことをちゃんと調査した上でいろいろ出ているということを含めて、今の市長の答弁で前向きにきちんとそういうことを対応していくということでしたので、ぜひですね、地域も頑張る、そして行政も一緒に頑張ってますよ、定住してもらえば一番いいじゃないですか。このことで、とてもその地域なり活性化していくということですのでね、ぜひ、そういう対応をするということでありました。分かりました。

次に、志布志市農業生産対策事業補助金の考え方についてということで、合併になってからね、僕は非常にいろんなものが後退をしているというふうには、少し条例、そういったものを見たとき、これまでもそうでしょう。私たちに合併するとき、負担は低い所に、サービスは高い所というふうにあなた方は進められてきたんですよ。市長、それそうですね。そこをちょっと確認させてください。

○市長（本田修一君） 合併を協議するとき、そういったことを前提として協議は進めたということ

でございますが、すべてがそういった形にならなかったというのも確かでございます。

○25番（小園義行君） 私もそれはよく分かります。全部そうしろとはね、それはもう財政的なこともありますから。でも、私がこういろいろと見ると、本当にですね、いろんなものが後退しているという気がしてならない。そこで、今回これ、そのことだけに、ちょっとごめんなさいね。新しく志布志市農業生産対策事業補助金交付要綱、これね、別表です、例えば暖房機、自動開閉装置、いろんなものこうありますね。ここにね、この補助の対象設備ということで出てるんですけど、これね、補助の対象設備の導入について新設のみとし、過去に補助事業等により導入した設備の買換え等を除くものとする、こうあるんですね、これね。これ告示がですね、18年7月3日、18年12月14日、19年5月1日、3回ほど変わっているんですね、この1年間に。そして、僕はこの同じもので旧町、松山町、そして有明町の場合はちょっと茶とかいろいろあるんでごめんなさいね。松山町と志布志町、これ見たけど、同じ暖房機、これについてね、松山町も志布志町も旧ですよ、新設ってということじゃないんですよ。やっぱりこの暖房機ってというのは、ちょっと値段も張るということで、それぞれ頑張ってくださいということで、旧志布志町、松山町、その暖房機については買換えのときもちゃんとやるよということになってたんですね。これがなぜかですよ、この志布志市のこれでは新設のみとし、今年買って来年買い換えるって、そういうことにはならんでしょ。故障したとしてもきちんと修理して使うはずなんですよ。そういったことを考えたときに、新設のみとしということで、この別表のこの告示の日が1年に3回も変わる。これ以前どういう要綱だったのかってちょっと私たちにも見えないじゃないですか。こういうことでは、果たしていいのかなという気がするんですね。大きく後退してますよ。いかがですか。これ、そのまんま旧町がやってたようなことでしてあげたら、金額はもちろん上限あったとしてもですよ、ピーマン農家の人に聞いても、それは5年で買い換えるなんてないよって。やっぱり10年、長ければ10何年使いますって。そのときにちゃんと次もやっていくよという、規模拡大をしていくという意味でのですね、そういうこともありますので、この後退をどういうふうに市長、考えたらいいですかね。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

この市の単独事業でございます。旧町時代、それぞれ3カ町ともやっておった事業をすべて持ち寄って新しく市の事業として要綱を改正をしたところでございます。3回ほど改正した中身につきましては、それぞれの機械の単価等が見直されたということで、その基準額の関係で3回は改正をいたしております。先ほど議員の方からお話ございましたように、新規のみというのが旧町、松山、志布志にはうたってなかったというのが、今回市の方でうたってあるということでございますが、私どもの補助事業に対する考え方というのは、あくまでも国・県の補助金が優先をすれば、当然国・県の補助事業で対応させていただきたいと。なおかつ、補助事業に該当のならない部分を市の単独事業でやるんだという考え方でございます。当然、国の補助事業についても、新規の分ということで買換えというのは補助事業の対象になってないわけでございますので、当然市としてもやはりそこらあたりと整合性を持っていかなくちゃならないという考えの中で、整備をさせていただいたところでございます。

○25番（小園義行君） 市の単独事業だからですよ、国から外れたものをやるんでしょう。それを国に合わせたら何もいらんないじゃないですか、単独でやるなんて。こんな要綱を作る必要ないでしょう。国

の事業から外れているから、だからわざわざ要綱を作ってやるんでしょう。これ読むと全くそのとおりですよ。それを国がそうだからそれに整合性を持って合わせたっていったら、要らないでしょう、そんなの。

○市長（本田修一君） お答えいたします。今、部長の方で申しましたように、合併のときの経緯がありまして、新設のみというふうな形に今回、交付金要綱を定めたということでございます。さまざまな事業がございまして、そしてさまざまな要望があるということでございます。その中で、私どもは農業振興というものを確認して、この地域を振興していかなきゃならないということでございますので、特に新しく始めようとする方々につきましては、そのような意味で補助をして、そしてその方々の助成をしていかなきゃならないというふうに思うところでございます。ある程度、経営的に進んでこられた方々につきましては、自助というような形で対応していただければというようなことで、限られた財源の中での農業振興というようなことになろうかと思っておりますので、そんなふうに御理解していただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） この問題、最後に一つね、三反歩作ってますね、その人が規模拡大をしました。もう一つ暖房機を入れます。新設ですよ、こういう場合は該当するんでしょう。

○市長（本田修一君） 該当いたします。

○25番（小園義行君） ぜひね、国の事業というそれから外れてですよ、やる所に補助しますよって旧町作ってある。この新市のやつもそうじゃないですか。正しく読めばですよ、正しく読めばそのとおりですよ。それをね、こういう新設のみとしていって、こんなの僕はおかしいと思う。この要綱はね、全くおかしいですよ、ね。国と整合性って、外れるからやるんでしょう、市の単独事業として。そのことを考えてくださいよ。これは少し僕は納得いかない、それは。時間も無いですので、次、いきます。ぜひですね、この問題については、少し検討をしていただきたいというふうに思います。

高齢者福祉ということでお願いをします。まず、今回この地域ふれあい交流事業補助金ということで、当初予算では全く無かったんですよ。これは、岩根議員の方からも議案上程で質疑もありましたが、私なんかもびっくりして、校区公民館のそれでは1年限りということで18年度、私なんかもあって、あまり要らないけどなというような意見もいろいろありました。だって、校区公民館主体じゃなくて、うちらは集落自治会だったもんですからね、そういうことで。そこで、ちょっとお聞きをします。市が考えている高齢者という意味は、何歳からなんですか。

○市長（本田修一君） 一般的には、65歳以上からというふうに、高齢者というふうに考えております。

○25番（小園義行君） そうですね、65歳は高齢化率、国が示している基準ですね。それで、老人クラブ連合会、こういったところも入ってくださいって、65歳以上入って人数が30名以上ないと駄目よとかいろいろありますね。だけどこの予算書見てくださいよ、説明書。70歳以上ですよ、このふれあい事業。しかも出席率70%、こう見込んで、あとはもう来ない、来ないよって。こんなのは、おかしいじゃないですか。ここに仮に、在宅寝たきりの人、そうした人たちは来れないでしょう。行きたくても来れない人は、もう最初からカットしてるという、これって予算計上の在り方も問題です。しかもそこに、うちの集落、65歳以上の人来てくださいということで寄せますよ。そして、敬老の日を祝う。70歳以上だ

けってなってるんですね。こういうの、どういうふう理解したらいいんですか、市長。それと併せて、当初でできなかったっていう理由は、それぞれ論議がどうだったということだったんですが、そこについてもですね、僕はね、ある日突然、こういうふうな補正予算で、2カ月しないうちに出てくるっていうのはね、仕事のことをいったら、仕事の怠慢としか言いようがないですよ。当初予算でこういうの出さないと、絶対いかなですね。その二つお願いします。

○市長（本田修一君） 初めに、昨年の敬老行事につきまして、この事業に取り組んだときに、70歳以上を対象にするということで取組をしたところでした。それによって、今回も改めてふれあい交流事業というような形で御提案するところがございます。そのような意味から、今回は70歳以上としたということでございます。

それから、今回改めて皆様方にこうして御相談をするということにつきましては、当然当初に盛るべき内容かというふうには十分考えるところでございます。しかしながら、このことにつきまして関係課の協議が十分できなくて、そのことをもって、こうして補正で提案をさせていただくというようなことでございます。今回提案しましたふれあい交流事業は、従来は敬老行事のみを対象として取り組んでおったわけですが、改めて、敬老行事を含めた高齢者との地域ふれあい交流事業というふうな形で今回お願いしようということができましたので、補正で対応させていただきたいということでございます。

○25番（小園義行君） 今の答弁はね、とっても矛盾だらけですよ。いいですか。高齢者とふれあうんでしょう。これ、多分ね、敬老の日にやるはずなんですよ。平成19年9月17日現在満70歳以上でしょう。そしてね、出席率70%とみている。これね、高齢者とふれあう敬老の日、そのことだけじゃないよということであれば年中でしょう、1年中でしょう。そういうのでね、これ出席800円って、どうやってそのカウントできるんですか。しかも、65歳以上が高齢者だって、あなたが今言ったじゃないですか。70歳以上ってしたら65歳以上の人たちは、そこに行っても俺たちはカウントされんとやじ、交流にならないでしょう、これ。そういう苦しい言い訳じゃなくてね、1年限りというふうに僕も集落の役員をしてたから、そのとき。小組合長さんから今年1年限りですよ。もちろん、そういうふうに分かりましたって言って、もちろん予算でもそうだったもん。これ、今のあなたの言うその答弁ですよ、矛盾だらけでしょう。これ、出席率70%ってどうやって1年間のうちですよ、来たとき分かるんですか。その校区にどういうふうに配分するんですか。これ、きちんと敬老の日にやるということでは、そういうふうにならうたの方がいいですよ、これ。別に反対するつもりはないんですよ、これ。だから、変な言い訳をしてね、高齢者という意味と年間やるんだって、それは9月17日現在でないといけないという。そして、出席率70%、こんな予算の提案というのはおかしいと思いませんか。きちんと敬老の日に校区公民館が主催してやるということでありゃ、これは理解しますよ。でも、年間を通じてっていうことでしょう、あなたが言うのは。そしたら高齢者っていうふうに、ここね、書換えた方がいいよね、そういう提案の仕方としたら。苦しい言い訳ですよ、これ。僕はそう思います。いかがですか。その矛盾点について、ちょっと納得いく説明してくださいよ。

○市長（本田修一君） 70歳以上としたというのは、先ほどもお話ししましたように、昨年もこの事業に

つきましては70歳以上の方々を対象にした事業だというようなことで、今回もそのようなふうにしたところでございます。そして、改めて昨年の実績を考えまして、昨年もこの6月議会で提案をしたというふうなことでございまして、なじみのない事業だったということで、それぞれの地域が、対応が遅れてしまったというようなことであるようでございます。それらの反省点を踏まえまして、今回はその敬老の行事というものを限定しない形で、このような形の交流事業を取り組んで、各地域で取り組んでいただきたいというようなことで提案するところでございます。

○25番（小園義行君） 今の市長の答弁でね、そうでしたって。昨年もしたっておっしゃいましたね。そのとき、今年は少し名称を変えないとさ、納得がもう皆さんいかないわけですよ。そういうことで、したということでしょう。もちろん、悪いというんじゃないですよ、これ。ぜひですね、そういうことであれば、敬老祝金含めてですね、ちゃんとやらないといかんですよ、これ。あっちは切っとなってですよ、こっちはある日突然、もう1年限りよと言われたにもかかわらずまた復活してくるって。こういうね、予算の提案の仕方というのは、僕は非常に、住民も戸惑いますよ。集落、校区の役員の人たちもそうだと思うたのに、また今度あつたげなどって。こういうふうになっていくわけでしょう。これ、財政のところでもちゃんと当初でヒアリングとか、そういうのされたはずなんですけど、どうだったんですかね。

○福祉部長（蔵園修文君） 私の方から、若干補足させていただきます。まず、70歳以上ということにしたのは、昨年度も敬老行事がベースになった事業ということでございました。この補助金の対象を70歳以上ということで算定をしたということで御理解いただきたいと思います。なお、この市単独の事業につきましては、高齢者も含めましてでございますが、福祉部内で一応すべて見直しの対象とするということで検討を進めてまいったわけでございます。そして、18年度中に本来ならば見直しをした結果を19年度予算に反映させるという対応をしてきたところでございます。当然この、昨年度実施しました地区公民館敬老行事、これにつきましても当初予算の段階で公民館主体の事業にすべきでないとか、そういった意見も出た関係で、今しばらく検討させてくれということで、財政とは協議をした経緯がございます。当然、議員がおっしゃいますとおり、当初予算で皆様方にお示すをすべきところでございますが、こういった経緯で今回の補正ということになったということでございます。

○企画部長（持富秀明君） 当初予算の段階で確かですね、見積りのヒアリングの際に一応協議はしたというふうに記憶いたしております。その点については、協議したかどうかまではちょっとはっきり記憶にないんですが、確かにそういったのは当初予算の段階でも出てきたというふうには記憶しております。

○25番（小園義行君） せっかくこう事業されるならですね、気持ちよくやらないかんですよ。1年限りといって、校区公民館のそういう中で私たちにちゃんと説明があつてそうだと思うてる。こうでしょう。本当にそうするならですよ、別にこう復活させていいじゃないですか。気持ちよくですよ、皆さんが来られて、65歳以上みんな集うわけだから、そういう形にして上げるようにした方が、僕はいいと思います。別にこれ、反対してるわけじゃないですよ。そうしないと、変なですよ、ことになるじゃないですか。岩根議員の言葉借りると、大きな力働いたのって、こういう質疑されてましたけど、やっ

ぱりね、みんなが楽しくやれるということにしたら、こういう高齢者っていったら65歳以上だって認めてるんだから、きちんとそうしてあげなさいよ。僕はそういうふうに思いますね。何かちょっとよく分からないことです。去年とはちょっと違うけど、幅が広がったのね。そういうことなんですね。じゃ、そういうふうに決算のときまた、よく分かりました。

次に、この志布志地区の乗り合いタクシー、これ松山、有明方式、とても僕はすばらしいというふうに思ってるんですけど、昨年11月から始まるということで、委員会の中でもとりあえず走らせて検討したいということであったんですね。それで現状、今またルート決まって、循環バスという形での物言いになってるわけですけど、松山、有明、この松山でやっておられるように、予約してそこに行って運んでいただくと。こういったものというのは、検討になっていないのかですね。検討するというふうに委員会では答弁されているんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志地区の福祉タクシーにつきましては、昨年11月より運行開始しました。路線方式を採用しております。四浦・田之浦～志布志支所、馬庭・八野～ボルベリアダクリの2路線で、午前、午後、それぞれ1便の運行形態であります。

志布志地区の運行を開始するに当たりまして、御質問の有明、松山方式の導入について、関係課と検討を開始し、運行方法を市内全域で統一できないか協議いたしました。有明・松山地区につきましては、自宅から目的地までという運行方法で、志布志地区で実施するためには、志布志市街地のニーズを考えると莫大な経費が必要と予測されました。さらに、この協議を進める中、大隅交通ネットワークのバス路線廃止問題が浮上し、11月8日からの廃止が決定されました。福祉タクシーの予定路線も廃止対象となり、住民の不便を招かぬよう一刻も早い対応が必要となりました。よって、次の理由により路線方式を採用し、松山、有明地区とは異なった運行方法で実施することに決定いたしました。1、有明、松山方式で運行すると、既存のタクシー業者の顧客が減少する恐れがある。2、志布志地区は広範囲であるため、市街地で自宅又は自宅付近まで送迎すると、路線以外に市街地巡回専用を数台確保しなければならない。3、市内にはNPO法人の車による輸送もあり競合する。このような事情を勘案し、運行方法を決定いたしました。現在、運行を開始し、約半年間が経過しております。運行当初から委託業者へは路線方式ではありますが、予約の状況や時間の許す限り、個別の入り込みにも融通を利かせて弾力ある運行をお願いしてまいりました。開始直後の混乱もありまして、最初のうちは路線に関する意見等が寄せられた経緯もありましたが、その都度、委託業者と協議を行い、最近ではそのような声も聞かなくなり、サービスが浸透してきたのかと思っております。

○25番（小園義行君） 今おっしゃるけど、そういう会社はですよ、NPOができ、それぞれやってますね。年間払うから、その人たちは全部そのNPOで運ばれるわけですよ。あと、残りの人たちを考えたときに、今吸収とあったように、2社に何かなっているということで、それぞれエリアを分けてですよ、されたら僕がかえってその方が予算的にも少なくて済むというふうに思うんですけどね。そのみなと交通とも一つですか。エリアを分けてですよ、そこから来た人にちゃんと委託契約してやっつけば、十分それで僕は莫大なものになるというふうには思わないですがね。だからぜひ、そこらについては、

志布志方式に松山や有明を変えるということは毛頭考えておりませんよね。それが一つとぜひ、志布志のそれも松山、有明方式を考えられて、NPO等がやっているそのことも含めてですね、考えたときに、本当にそういうたくさんの人じゃない、そこから漏れた人たちが今度はお願いをされるというふうに、僕はなると思うんです。そういった検討、調査をするということも含めていかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それらの点につきましても、十分検討してきた上でのただいまの答弁ということでございますが、今後さらなる路線バスの廃止の問題もまた控えてるんじゃないかなというようなことは危ぐされるところでございます。曾於市でもコミュニティーバスというような形で運行しております。そのような事例等も十分参考にさせていただきながら、このことについては取り組まさせていただきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） NPOに登録されている人、そういったもの等の調査もしてですね、そして残りどれくらい高齢の方がおられるのかっていう、その条例に基づいたところでの後の対策、検討というのをぜひしてくださいね。お願いします。

最後に、教育長にお尋ねします。給食費の還付の問題で、運営審議会の方にもう1回会長さん含めて、議会でこういうことがあったということで、これを届けて対応していただくということで、当然、運営審議会というのは要綱で2回開くとかいろいろあって、期日もあるでしょう。そういうことを含めて、住民の皆さんへの回答というか、その返しもあるわけで、そこらについての教育委員会、いわゆる委員の先生方の考え方っていうのは、どういうことになっているのかお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

昨年度の給食費還付に係る経緯につきましては、議員も御案内のとおりでございますが、本年度につきましては、近く学校給食センター運営審議会が開催されますので、その中で昨年の決定事項について再確認していただきたいと、こういうふうに考えております。なお、必要でありますれば、審議会の結果につきましては、学校長を通じて保護者の皆様方にお知らせいただくようお願いをしてみたいと。なお、教育委員会につきましても、このことは運営審議会と別に、教育委員会が委嘱した委員会でございますので、その委員会の結果につきましても、委員の方々も大変感心深くございますので、お伝えをしておきます。今回、今月の25日にこの会を開く予定にしておりますので、現在準備しておりますので、その結果はまた、教育委員の方々にもお知らせも当然したいというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 教育委員の先生方が、この問題についてどういうふうに、委嘱されているからそこを尊重するよということでしょうか、きちんとそのことで結論がどう出るか分かりませんよ。そして、保護者への再度ですね、これ給食センター長が文書発送してますね。僕は、とてもこれおかしいと思います。教育委員長でしょう。委員会の方でやらないとですよ、とても現場サイドでね、やるというのはおかしいじゃないですか。担当の課長さんが文書出すようなこと、市長飛び越えてですよ、そこについてもありますのでね、再度住民、いわゆる保護者の方々への回答の在り方としても、僕は不親切だというふうに思います。その保護者への対応として、再度やりますね。どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） 今回、給食センター所長で出しておりますが、これは給食センター所長が事

務局長ということになっておりますので、本当は審議会のやはり委員長さん名で出すのが筋だろうと思っております。そのときは、センター所長の名前を出したことは、今議員おっしゃるように誤解を招いたりおかしいなと思っておりますが、これはしかし私の解釈は、事務局長というんですかね、そういうことで、本当は審議会の会長名で出すべきだったかもしれないということは反省しております。いずれにいたしましても、そのことを再度、間もなく開く審議会で検討をして、保護者にはそういうふうに連絡すべきことはしたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（谷口松生君） 先ほどの農業公社の研修生の質問について、産業振興部長の方から答弁いたします。

○産業振興部長（永田史生君） 先ほどの農業公社の研修生の家族数についての報告を申し上げたいと思います。志布志が32家族の71名、松山が8家族の18名、有明が1家族の4名、総体で93名ということでございます。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

○7番（鶴迫京子さん） みなさんこんにちは。今日は一般質問の最終日となり、残すところあと2人です。今日は足元の悪い中、雨にもかかわらず傍聴席には傍聴者の方がお見えです。本当に感謝申し上げます。最後まで、執行部の皆さんとともに気を抜かずやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

市長、単刀直入にお聞きいたします。私たち住民は、市長に何を望んでいるのかと思われませんか。お分かりでしょうか。それは、私は安心だと思います。裏を返すと、住民はとても不安だということです。合併して3町の思いが、まだまだいろいろと入り混じっているように感じます。そういうときこそ、トップのリーダーシップが問われます。不安を安心に変えることができる最も力のある人、それは首長である市長です。これから不安な気持ちで一般質問をしてみたいと思いますが、安心できる答弁を期待いたしまして、執行部の方によろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に沿って順次質問してみたいと思います。平成16年3月の旧志布志町議会、平成18年9月議会、平成18年12月議会での一般質問のその後の経過と方向性について、再度質問いたします。合併しても行政は継続しております。

まず、平成16年の3月議会におきまして、志布志文化会館のバリアフリー化について質問いたしました。文化会館の玄関と2階への階段についてであります。玄関入口を障害者の方や高齢者の方が、雨の日に濡れなくて乗り降りができるようにひさしを伸ばしてもらえないかと質問いたしました。玄関横にスロープがあり、ひさしがついてないので、そこを工夫すれば何とかなる。1階ロビーから2階へ通じる階段部分についても手すりを付けてスロープにするとかあるが、2階へのバリアフリー化をどうするのかというのは、専門的に検討させていただきたいとの答弁でありました。それから早いもので3年以上も過ぎてしまいました。その間、何人もの人が雨に濡れ、何十人もの人が痛いひざや足を抱えながら生涯学習や研修など通われたことと思います。また、やむを得ず休まれたり、講座に入れなかったりされたのではないのでしょうか。皆さん、文化会館が変わりましたでしょうか。残念ながら、そのときから

変わっていないのです。3年間ほおっておいた自分も議員としてとても反省しています。3町が合併して人口も増え、文化の熱の高い本市では、今後ますます利用度は膨らんでいくことと思います。築後30年ということで、老朽化もいたる所で進んでいます。今度こそ、文化会館のバリアフリー化ももちろんのこと、ユニバーサルデザインによるリニューアルが必要ではないのかなと思っていました。正しくそのようなときに、今年の3月、第一次志布志市振興計画が策定されました。基本計画の目標として、「伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」ということで、その施策に、具体的には、築後30年を経た志布志市文化会館のリニューアル事業を計画し、バリアフリーの推進、空調施設や座席いすの改修、駐車場不足の解消などの課題に取り組むとあります。

そこで、このリニューアル事業計画は、どのような方向性を持ったものなのか、内容がお示しできるものでしたら、具体的にその内容をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の一般質問にお答えいたします。

志布志市文化会館は、昭和51年開館以来、多くの住民の皆様にご利用され、平成18年度の施設利用者は、6万9,642人となっております。会館は、築後31年を経過しており、これまでも通常の小修繕のほか、近年、舞台照明機器の取替え、建物外装工事などの大規模な改修工事を行ってまいりました。会館のバリアフリー化の問題につきましては、旧町時代から施設改善の各種要望があり、これまでに身障者用トイレの整備が完了したところではありますが、このほかに、玄関車寄せ、2階へのスロープ、ホールへの導入路等の課題が残されております。本年度執行します耐震度調査の結果を踏まえ、バリアフリー化の問題につきましては、文化会館リニューアル事業の中でも優先的に対処してまいりたいと思っております。事業の詳細については、教育長に説明させます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長も答弁いたしましたけれども、実は、この文化会館に関するリニューアル、その他行う予定でございましたところ、この文化会館も実は耐震度の対象になるという建物であるということですので、ただいま市長が答弁いたしましたように、今年度は耐震度調査をまずやらなきゃいけないと。それを済ませないと、前後してまたリニューアル等、私どもはやりたいわけですが、それをしますと、結局また再度手を入れなきゃならないということになりますので、耐震度調査の結果、大きな、何て言うんでしょうか、耐震度の改築とかですね、そういうものをする必要はないよっていう答えが出ることを、実は願っているわけですが、そうしますと、その耐震度のある程度の改築と同時に、耐震度改築と同時にリニューアルも、あるいはバリアフリーの工事も並行してできるのではないかと、実は今思っているところでございます。ですから、学校校舎と同時にそういうことになりましたので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時10分から開会いたします。

○
午前11時56分 休憩

午後1時08分 再開
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鶴迫京子さんの一般質問を続行します。

○7番（鶴迫京子さん） 先ほどの教育長の答弁によりまして、公共施設、文化会館のバリアフリー化に向けての改修ということに対しましては、耐震度調査の結果を待って、今年度はバリアフリー化に向けての改修とはならないという返答でございました。2枚ほど、私も要望書を書いてまいりましたが、耐震度調査の結果を踏まえないとなんとも言えないということでございますので、少し要望だけ、簡単に申し上げておきます。もし、耐震度調査の結果によりましては、そう大きな工事もしなくても、すぐこのバリアフリー化に向けてできるやもしれませんので、簡単に申し述べたいと思います。

まず、1階から2階に通じる階段のことですが、エレベーターにはできないものでしょうか。この文化施設ができるときに4階以上でないとエレベーターは取り付けられないという経緯もあったそうですが、その当時と今の状況とはちょっと違ってきているのではないかと思います。そこいらへんのことは、今でもやはり4階以上でないとエレベーターは取り付けられないのでしょうか。まず、お聞きします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のように、やっぱり3階以上でないとエレベーターはできないということでございます。それで、少なくともこの文化会館につきましては、私ども考えておりますのは、バリアフリー工事がございますが、それとか、あるいはホールや音響施設設備の改修、それから空調、それから給排水の改修工事、それからホール及び会議室の内装工事、ホールいす取替工事、ロビー改修工事、駐車場整備等と、まあまだほかにエレベーターもそうでございますが、できるものならこんなものもやりたいなという思いもあるものでございますから、とりあえずは、先ほど申しましたようにこの耐震度調査が軽微で済むことを祈りつつ、そちらの方に移ればよいなど。この年度の当初予算で、この耐震度調査の予算も計上してございますので、その結果を待ちたいと、こういうことでございます。

○7番（鶴迫京子さん） よく理解いたしました。また、その結果を踏まえたときに再度質問するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。平成18年の9月議会におきまして、志布志運動公園周辺の整備について、ふれあい広場、多目的広場の南側に水飲み場の設置を、そしてまた、その下の公園の階段に手すりをとということで質問いたしました。

2点目の手すりの件は、担当課の皆さんのスピーディな対応によりまして、安全性の高い、要望以上のすばらしいものができました。行政はスピードなりと、本当にこのことは実感いたしました。また、住民の方も大変喜ばれています。住民に代わりまして、感謝申し上げます。

1点目の水飲み場の設置につきましては、市長は、平成19年の県民体育大会も開催され、運動場がメイン会場になろうと思う、この地については、スポーツゾーンとして活用が図られていく方向になろうかと思う、新若浜地区についても、周辺緑地整備について志布志運動ゾーンの一環としての活用や市民が利用できるような形態もお願いしているところである、そういう答弁がありました。あれから9カ月過ぎ、県民体育大会も9月に迫っています。水飲み場設置を含め、アピア下の緑地公園のトイレ設置な

ど細かなこともあります。スポーツゾーンとしてのこの公園周辺の整備は、どのように検討されたのでしょうか。まず、検討結果をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市運動公園周辺の整備につきましては、昨年の9月議会で御答弁申し上げましたとおり、今年度は県民体育大会も開催されますので、総合的に何が必要かという観点から検討いたしまして、陸上競技場の芝の張替え及びトイレの改修、そして多目的広場の土の入替え、ふれあい広場のフェンスの設置を行ったところでございます。ふれあい広場と多目的広場周辺の南側に、水飲み場の設置又は洗い場の設置についても検討をいたしましたが、設置することによって利用者の利便性が図られることは理解しておりますが、配管や排水溝の設置などの経費面を考えると、同じ敷地内に改めて設置する緊急性は今のところないのではないかと判断したところでございます。今後は、県と協議中の新若浜地区緑地整備と併せて、長期的な志布志市運動公園周辺の施設整備として考えてまいりたいと思います。

なお、多目的広場から緑地公園への階段につきましては、すでに担当において手すりが設置されているところであります。

○7番（鶴迫京子さん） おととも同僚議員と市長のやり取りの中で、ここの公園のことがいろいろありましたね。その中で、平成19年度後半に緑地の整備が始まり、新若浜地区が平成20年夏以降に供用開始ということで、市としては市民を交えた30名の方によるワークショップを組み、議論して県に要望書を出した。この地を新生志布志市のメッカとして全国へ発信していきたいという、市長は答弁されました。

そこで、お伺いいたします。市長の答弁にはなぜかしら矛盾がありませんか。新生志布志市のメッカとして全国へ発信していきたいという強い思いの一方で、30名の方によるワークショップということ。市長の想いは、この30名のワークショップをされた中に入っているのでしょうか。何も入っていないのではないのでしょうか。そのワークショップの中に丸投げされたのではないのでしょうか。新生志布志市のメッカという言葉にふさわしいものに、果たしてなるのでしょうか。私は、今のままではならないような気がしてなりません。なぜかという、先ほども何度も言いますが、市長の想いを何かしらどこにも何一つ感じられないからです。市長はまず市長として、この新生志布志市のメッカとは志布志市のどこだと思いでしょ。か。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のワークショップにつきましては、新若浜地区の緑地帯の整備についての市民の意見を聞く場として、国・県の港湾事務所の方で主催されてワークショップが行われたところでございました。その中で、私どもの市の意向というものをその場で申し上げまして、緑地公園として整備してほしいというような形の意見を述べたところでございます。そのワークショップの協議の内容というものを取りまとめて、県は環境省の方にそのことについて、今後の整備計画についての地域の要望として取りまとめしたところでございます。そのようなことで、少し市が主催しましたワークショップとは違うということをお認めいただければというふうに思います。

それから、市のメッカはどこかというようなお話でございしますが、当然、私どもの新生志布志市は、

この志布志港を中心として、この鹿児島県、そして日本、世界へ発信して行くことになろうかと思いません。その志布志港が来年の夏以降供用開始されると。そして、供用開始後も引き続いて緑地公園の整備が行われるということですので、この緑地公園の整備に合わせて、市の振興が図られていけばいいというようなことで、先ほどのワークショップの中に意見を申し述べているわけですが、それを通して、この志布志市が日本中に、世界に知られていって、そしてそれが発信できればいいなというふうに思っているところがございます。そのような意味で、メッカというような言葉を使っているわけがございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市長にとってのメッカは、志布志港、港を中心にしたということであります。私にとってのメッカも港であります、志布志港であります。その志布志港の受入口である大浜の緑地公園は、港があるからあのような広大な公園が志布志にはできています。その公園ですが、どのような位置付けで認識されているのでしょうか。その公園としての現状認識をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 現在、整備されております新若浜港の開設に伴って、その周辺緑地の公園の整備がされるということがございます。それ以前に、若浜港、あるいは本港が整備された折に、緩衝地帯として、その緑地帯として公園が整備されたというふうに聞いております。そのような意味で、非常に広大なすばらしい公園が志布志町にはあったんだなということを実感しているところがございます。

○7番（鶴迫京子さん） すばらしい公園があったんだなと市長も実感されたそうですが、志布志市には公園が、市長、幾つあるのか御存知ですか。

○市長（本田修一君） 公園にもいろいろ種類があるということがございますので、後ほど調べましてお答えしたいと思います。

○7番（鶴迫京子さん） そうですね、志布志にも公園が幾つもあって、20から30ぐらいいろいろあると思います。その一つ一つの公園は、おしなべて公園ですが、一つ一つ機能、地域性もあり特性もあり、違うと思います。そしてこの、先ほども言いますメッカである港のある志布志港の、この大浜緑地の公園という、この公園の位置付けは、いろいろな公園の中でも全然違うと思います。その有効利用の仕方も当然変わってくるのではなかろうかと思えます。ただ、広大な緑地公園があるということだけでなく、同僚議員も何人もこのことで質問をされましたが、やはり世界に向けての港であります。志布志港であります。そして、その志布志港の中に公園があるわけですね、広大な。だから、全然違うと思えますよ、ほかのいろんな20、30の公園の中の、またここは全然違うと思えますね。そこの認識ですね。そして、それをどう生かしていこうかということで、先ほど水飲み場の設置とかトイレの設置とか、そういうのは大きな公園の今からの行方の中で考えていく、そのとおりだと思いますね。こそこそ小さいことを工事してたりしたら、そういう機能はですね、そこの緑地公園の機能がまた違ってくると思えますので、そういう大きな視点に立った公園の設備の在り方、スポーツゾーンとしての活用を図ってほしいという同僚議員の質問もありました。そして、サッカー協会からの陳情も出ております。新聞にもここに載ってましたが、奄美市のスポーツ合宿経済効果6億円突破ということで載ってましたね。本当に正しく、このことを皆さん、同僚議員もおっしゃっているんじゃないかなと思います。いろんな観光産業、いろいろありますが、今ですね、今の時代は何が観光にまずなるか、人が来るか。昨日も入込客を多くしな

ければいけないという議論がありました。そのとおりだと思いますね。そのためには、やはりスポーツだと思いますね。もうここに、現にこういう効果が出ていますよね。だから、もうくどういようですが、ぜひ、そのことを真剣に市長は受け止めて、ここの公園はほかの公園と違うんだという認識の下で、真剣にこの公園整備を含め、スポーツ振興などを含めて考えていってほしいなと思います。いかがですか。

○市長（本田修一君） この地区につきましては、新市のメッカにしたいというようなことを十分考えているところでございます。そのようなことで、特にスポーツゾーンというような位置付けで、この地域が、志布志の名が知られる地域になればいいなというようなふうを考えているところでございまして、昨年、私市長になりまして、夏のサッカーフェスティバルが開催されて、その盛大さにびっくりしたところでございました。その経済効果は250万円ほどあったということでございます。そのサッカーフェスティバルなるものも、民間の方々が自主的に取り組んで、10年ほど取り組んでこられた成果がそういったふうになってきたと。そして今後は、さらにそれが広がっていくんだということで、私どもはこの地がそういった形で利用される、ますます利用される可能性が高いというふうに感じたところでございます。そのような意味で、この地域のスポーツゾーンとしまして、少しずつできる範囲内で整備していこうというようなふうを考えているところでございます。今までの議論にもありましたように、今年には県民体育大会が開催されます。その県民体育大会の開催に向けて、諸設備の整備を行ってきたところでございます。これからも、順次そのような形で目的が達せられるような形での整備をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） よく理解いたしました。先ほど、午前中の質問の答弁におきまして、市長が一番重要な産業というか、重要なことは、農業を中心に、主体として考えている。そしてそれはなぜかという、港があるからその農業を中心にしないと、その港も生かすことができないというふうな答弁でありました。鶏が先か卵が先かとかいうような議論になろうかと思いますが、私やっぱり、港が重要だと思いますね。港があって、まずいろんな施策を考えたりする中では、港があって、あってと言うか、無い所もありますが、志布志は志布志港という港を持っていて、中核国際港湾があるということで、その港がほかに無いものですね、財産ですね。そういう港があって周りが動く。そういう港町ですね、志布志は。だから、その農業が主なんですけど、港があって、そしてその農業が背後地にある、その農業を一生懸命やることで、その港を生かしてその農業でできたもの、それを船に乗って、世界各国へ流通するという、それができるわけですね。港が無かったら半分になるわけですね、その外国、そういう外国航路とかですね、コンテナが来ないわけですのでね。だからそういう意味で、この港を中心にした考え方、そういうのにまず、市長、もっと立ってもらいたいなと思います。もちろん、本当は農業も大事、港も大事、水産業も大事、全部大事ですが、やはり産業振興を図る上では、その港を生かして、そこが大事だという思いに立たないと、施策がスピード感が無くなりますね。昨日も長岡議員がおっしゃいました。10年ひと昔でなくて、1年ひと昔になっています。いかがですか。

○市長（本田修一君） 港の振興というものは、当然なされなきゃならないということで、来年の夏以降、新若浜が供用開始になるということでございます。そして、当然そこはコンテナヤードに利用されるということになりますので、そのコンテナの取扱高が増えていくことが志布志港の振興になろうかと

いうふうになります。さらに、その新若浜港には分譲地が用意されております。その分譲地にさまざまな工場が、会社が来てくれて、そこで操業がされることが港の振興になるということでございます。ただ、今現在、この港で取り扱われている品目の中身を見たときに、ほとんどが農業関係の品目だという意味で、農業振興が大切だというふうに申し上げているわけでございます。そして、私どものこの志布志港は、実にほとんど輸入に頼っている港だというようなことでございます。いつもお話を聞くところによりますと、この帰りの便に何か地域のものが欲しいよねというようなお話をいつも聞くところでございます。このようなことで、16年度の国土交通省の発表によりますと、1,430億円ほど志布志港の経済効果があったということでございますが、そのうちの9割が輸入であったというようなふう聞いております。そのような意味で、帰りの便の中に何か乗せるものがあれば、さらに港の振興が図られるということで、それは何かというふうに考えたときに、やはり農業振興が果たされて、そしてそこにある農産物、そして加工品というものがあれば、振興はさらに図られるというような意味合いでお話しているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） まさしくそのとおりですね。輸出対輸入の割合が1対9ということで、入るのは9だけ出ていくものは空コンテナで出ていくのだということで、その空コンテナの中に何を積んで外国にうって出るかということで、やはり農産物、畜産ですね、そういう加工品とか合わせて、その研究が必要だということで、やはり農業が大事だという結論になろうかと思っておりますので、そこも理解するところであります。総合的に、この公園も含めまして、みんなの思いは一つですので、いろいろ総合的にですね、このことを十分踏まえてやっていただきたいなと思ひまして、次に移らせていただきます。

平成18年12月議会におきまして、スクールカウンセラーについて質問をいたしました。本市独自の事業として、ハートセンターを立ち上げ、本市在住のスクールカウンセラーを配置させる考えはないか、また、職員にはいないのか、小学校にも配置はできないのかなど、携帯やパソコンなどを使ってのメール相談などの質問に対して、点検し、見直しを早急にやっていきたいと答弁されました。その後の検討結果をお伺いいたします。

○建設部長（宮苑和郎君） すみませんが、先ほど公園の数は幾らかということでございましたが、都市公園が15団地あります。うち墓地公園が四つということでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

平成18年の12月議会におきまして、鶴迫議員からこのことについて大変積極的な御意見をいただいて、ありがとうございました。そのことにつきまして教育委員会といたしましても、小学校からすべての学校にスクールカウンセラーを配置したらどうかというようなこと。それから、ハートセンターという温かい名前もいただきましたし、そういうことも併せて検討いたしました。今のところ、それほどすべての学校に配置するほどにはないという結論に達しました。私も個人的に、スクールカウンセラーは配置しなくて済めば、もうそれに越したことはないわけでございまして、これはあくまでもどうにもならない、何とか学校の現先生方ではなかなか生徒指導、その他困難であるというようなことが生じた場合にですね、予算措置していただいて配置していくというのがやっぱり筋だろうと思っております。です

から、まあ、今の状況では、皆さまの御協力、それからまたPTAの方々の御協力によりまして、特にすべての学校にということがないものですから、今年度は一応前年度と同じような形で配置をお願いをしているところでございます。

そしてもう一つ、この前いただきました意見の中で、教育相談体制の課題として、子供の心の教育にかかわる関係者が一堂に会して、情報交換などしたらどうかという御指摘もございましたので、早速平成18年の12月末に、それから平成19年に入りましてから、1月でしたか、情報交換会を開いたところでございます。出席しました学校長はもちろん、ふれあい教室の指導員、それから教育相談員、民生委員等、皆さん心配していただいている子供のことについて、いろいろな立場から意見交換ができて理解が深まったということでもございました。そして、スクールカウンセラーにつきましては、これまで県から調査研究という形で委託を受けて実施してまいりましたが、本年度はちょっと継続はもう難しいのではないかと、予算措置は難しいのではないかとという情報もありましたので、ちょっと心配しておりましたけれども、志布志市の現状と熱意を県の方としても理解をいただきまして、県からの予算措置がなりましたので、委託契約を昨年と同じように結ぶことに至ったところでございます。極めて貴重なスクールカウンセラーでございますので、志布志中学校を拠点校といたしまして、志布志中学校だけでなく、これを拠点校といたしまして、市内七つの中学校の相談活動に対応できるようにしたところでございます。今後とも、配置されたスクールカウンセラーの助言をいただきながら、子供たちの健全な教育活動に寄与してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 一つだけ、答弁漏れがあると思いますが、スクールカウンセラーの本市在住の者。

○教育長（坪田勝秀君） 失礼いたしました。カウンセラーを本市に在住の方から、どなたかわざわざ、現在のカウンセラーは、鹿屋の体育大学から来ていただいておりますが、そういうことよりも市内の方を誰かお願いしたらどうねという御意見でございましたが、実際にそういう方がいらっしゃるのかどうか、私もはっきり把握しておりませんが、校長等などとの話合いをして聞いてみますとですね、やはりこの相談というのは、大変プライバシーでありますし、デリケートな問題を含んでいるものですから、特に感じやすい子供たちにとりましては、顔見知りの隣の方とかいうことになりますとですね、どうも相談しにくいみたいなどころもあったりいたしましてですね、やはりある意味では、あまりこのかわりのないようなですね、ちょっと表現がまずいですが、よそから来ていただいて、分け隔てなく相談できる人の方がいいみたいですね、ああ、なるほどなど。やはり、そういう現代の若者たちの心理というのは、そういうこともあるのかもしれないと思ったりもいたしました。いずれにいたしましても、予算措置をしていただいて配置するということになると、臨床心理士の資格等も持っておられるような方がやはり望ましいでしょうから、今後どうしても配置が必要だという状況が出てまいりましたら、また予算措置もお願いをいたしまして、人選も考えていかなければならない事態が生じるかもしれないと考えております。以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） スクールカウンセラーについて質問いたしました。答弁でしたが、るる、早急にスピーディに対応されて意見交換会を2回ほど持ったということは、大変良かったんじゃないかな

と有り難く思います。そしてまた、スクールカウンセラーを小学校にも配置する必要がない、ない状態であるということもお聞きしまして、大変一方では安どいたしております。そのスクールカウンセラーですが、やはり外部の方の方がプライバシーとか、そういう問題もありまして、そちらの方がいいという御意見でありました。なるほど、まあそうかなともうなずけますが、本市在住にそういう方は検討がないということでしたが、職員の中にはいらっしゃらなかったですか。ちらっと耳にしたことがあるんですが、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市職員の中に、そういう臨床心理士の資格等を持って、なおかつ、子供たちの相談あるいはまた教職員に対する助言、援助の在り方が可能な方がいらっしゃれば、またお願いすることもあるかもしれませんが、いずれにいたしましても、その方はもちろん仕事を持っておられるわけでございましょうから、現在のこのスクールカウンセラーに来ていただいている方は、1回4時間、年間25回という形で来ていただいておりますので、勤務時間等の関係やあるいは子供たちとの相談の時間等々、調整をしなければ、資格を持っているからすぐ来てくださいというのもまた、大変過重負担になるのかなということもありますので、必要なことにつきましては、今後研究していかなければならないかなと思っております。

○7番（鶴迫京子さん） 今年度のスクールカウンセラーの県の予算が教育委員会サイドでの一生懸命な声掛けによりましてなったということですが、来年度はまた分からないわけですね。そうなったときに、もうだめだよと、県の方が予算は付けられないよとなった場合、正しく必要ではなかろうかと思えます。そういう中で、本市職員の中にもそういう資格を持って、そしてまた実績のあられる方がいらっしゃるといことをちょっと耳にしたものですから、やはりそういうところまで全部質問いたしておりますので、調べられて、この臨床心理士だけではないですね、スクールカウンセラーだけではなくて、社会福祉士とかですね、ほかの保健師とかです、そういうのにも当てはまると思えますが、この本市内で、そういう専門的な資格ですね、有資格者の人材リストなど作られて、やはりそういうところは無いんでしょうかね、この本市は。一目で分かる、この方はこういう資格を、専門職を持っているというのは、あればそういうのをリストアップして、すぐ分かるというような仕組みにされてたらいかがでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 今の御質問につきましては、どうも教育委員会サイドだけではできないのかなと。市民課、あるいは福祉課であったり、総務課であったりという所とタイアップしていかないと。確かにそういう人材バンク的なものを手元に置いてですね、そして臨機応変に応援いただくと、助っ人いただくということは大変大事なことだと思いますので、これはまたどっかの、市長部局のどこかで統一的にやっていたらいいかなと思いますけれども。

○7番（鶴迫京子さん） そうですね、そのことを提案しときまして、すぐ一目で有能な本市の職員の方の資格といいますか、そこを一目で見分けるように、そういう仕組みを作っていただきたいなと要望しておきます。お願いいたします。

では、次に移らせていただきます。平成18年12月議会におきまして、自動体外式除細動器、AEDについて一般質問いたしました。平成19年度当初予算にて、4台のAEDの導入が決まりました。そこで、

AEDの執行状況をまずお伺いいたします。今どうなっているのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

AEDにつきましては、平成19年度当初予算に4台分を計上いたしました。先日、入札を実施しまして、納入業者が決まったところであります。納入期限は、7月10日となっております。設置場所につきましては、本庁及び各支所の庁舎入口の目に付きやすい場所にそれぞれ1台を設置いたしまして、残り1台につきましては、各種のイベント時の救護用として活用したいと考えております。また、広く市民の皆様にも活用していただくために、AED貸出要綱を定め、貸出ししていきたいと考えております。そして、このAEDの取扱いには、AED講習を取り入れた普通救命講習の受講が推奨されておりますので、大隅曾於地区消防組合南部消防署と連携しながら積極的に啓発してまいります。まずは、市役所の職員が、積極的に救命に取り組めるようにし、職員の普通救命講習会を今月中に計画する予定であります。

○7番（鶴迫京子さん） 入札日はいつだったんですか。

○総務部長（井手南海男君） 入札執行日のことだろうと思いますが、6月8日でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 入札日が6月8日、今日は6月14日ですね。執行が遅れた理由は何でしょうか。当初予算で計上されて、ちょっと時間がかかっているのじゃないかなと思いますが。

○総務部長（井手南海男君） 当初予算で計上いたしておりますので、速やかに執行すべきというところでございましたが、いろいろカタログ等を取り寄せまして、どの機種がいいかということ等の検討をしたりという経緯がございまして、少々遅れたということでございます。遅れたことにつきましては、申し訳ないことだと考えております。以上です。

○7番（鶴迫京子さん） いろいろと検討された結果だと思いますので、大変すばらしいAEDが設置されると期待しています。人の命を救うためのAEDですので、それこそ急いでやってほしかったなど、一応思います。AEDはそれこそ1分、1秒を争います。近ごろ全国で子供の命がAEDによって救われた事例が相次いで報告されています。皆さんも御存じだと思いますが、高校生が野球の試合中に突然倒れ、たまたまその試合を見に来ていた方が消防士であった。そしてAEDは無いかということで声をかけ、学校にあったAEDで救命処置をし、一命を取り留めたと。そしてそのAEDは、その卒業生が卒業記念に善意で学校に寄贈したものであったという話でした。これこそ、本当にシンクロニシティだと思います。偶然ではなく、必然的に起こったのだと感じました。命を大切に思う人たちの心のリレーがつながり、この野球少年は生還できたと思います。本当に近ごろ感動する報道が無い中で、心が洗われる報道でありました。AEDが学校にあったというこの事実こそが、人の命を救った一例ではないかと思います。

このことを踏まえまして、今回再度質問いたします。6月に入り、学校ではプール授業も始まろうとしています。もう始まっている所もあるかもしれません。子供の命を救い、守るためのAEDを本市でも全小学校、全中学校の25校に配置する考えはないか、まずお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

19年度で4台購入していただいたということですので、各学校25台、どのくらいだったか、30万か50

万、4、50万するのでしょうか。それをすべての学校に配置していただければ、それに越したことはないわけでございますけれども、現在は、私どもといたしましては、今回、各種のイベント用にも1台は確保されると聞いておりますので活用をし、そしてまず市内の教職員に対して、AEDの講習を取り入れた普通救命講習の受講も、まず指導していきたいと、こういうふうを考えているところでございます。以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） ここに、小さいんですけど切り抜いてきましたので、6月6日の南日本新聞に出ています。小・中学校、全19校にAED配置へって、小林市ですね。ここに書いてあるんですね。小林市は、市内の小学校11校、中学校8校の全校にAEDを導入するため、8日の6月定例会に提案する予算案に盛り込んだということですね。本年度リース代約88万円を19校で盛り込んだと。宮崎県の9市のうち日向市に続く取組である。教職員らの研修を経て、8月には各校に配置するというところでここに載ってます。そこで、鹿児島はどうであろうかなと思ひまして、早速県の教育委員会に聞いてまいりました。問い合わせましたら、県立高校では導入予定も含め、導入されている所も入れ全校、9月末には配置済みになる予定だそうです。そして、小・中学校はどうでしょうか聞いてみましたところ、小・中学校の統一した一斉調査を行われたんですかと聞いたら、行ってない。今から急いで行きますという、電話を私がしたもんですから、そうおっしゃいましたね。そして、まあそこで分かっている所一つ、二つ言いますけどということで、近隣では鹿屋市を教えていただいたんですね。鹿屋市では、小学校は半数以上がもう設置済み、設置・導入予定ということでした。そして、中学校は全校設置済みということでありました。鹿児島市がいろいろで、特別まだ調査は手元に無いということで教えていただけなかったのですが、そういう近隣と申しますか、県内の状況でありました。そして、いつこの県内の一斉の調査はされるんですかと聞きましたら、今からですので、6月中にはちょっと間に合わないかもしれないというようなことをおっしゃっていました。そこで、今度は小林市に尋ねてみました。この予算措置を、議案に上程しているこの小林市に電話してみましたところ、その職員の方がですね、最初は救急車が到着するまでに時間がかかる遠隔地ですね、その小学校から配置しようといろいろと協議されたそうです。そしていろいろ協議して予算は幾らかかるとかされたそうですが、最終的には協議を重ねていくうちに、やっぱり子供たちの命は本当に大事なことから、救える命があるかもしれない、そう思って、思い切って小・中学校、全19校に配置しよう、最終的に決断されたそうです。私の知り合いの退職された校長先生にちょっと聞いたことがあるんですね。先生、退職されて一番ホッとされたことは何ですかと尋ねたんですね。すると、そうね、何はさておき、一人の子供の命も失わなかったということだね。もうこのことが一番うれしいことだねと。そのとき私は、命の根源に触れたように、大変深く感銘を受けました。この校長先生の言葉は、すごく重たいものがありました。そして、この小林市の職員の方が、電話で話してたんですが、していながらこの言葉を思い出しました。そして、強くよみがえってきたんですね。年間の学校行事の中で一番気になるのは、今ごろですね、今からプールが始まるこれからの夏場、夏場の水難事故、もうそのことが一時も気掛かりで、氏神様、仏様、神様すべてに毎日拝みながら、学校に行かれたそうです。そういうことを思い出話にいっぱい語っていただきました。そういうことを思い出しました。そこで、市長にもお尋ねしますが、特に教育長にもしっかりとこのところをお伺い

したいと思います。教育長の現役時代の体験を踏まえまして、どのようにこのことを受け止められますか、AEDのことから発してですね、お聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私38年教職にありましたけれども、おかげさまで生徒の命にかかわる事故に幸いにして遭わずに済みました。ただ、私が転勤した後に、最後に担任したある学校で、担任した子供が、これはもう病気でございましたけれども、骨肉腫で足を切断いたしましたけれども、もう体に転移していて助からなかったという例はありましたけれども、それ以外にはおかげさまでありませんでした。ただし、鶴丸高校に行きましたときに、ちょうど行きました前の年に突然死で一人生徒が亡くなっておりまして、そのまだ後処理が完全に済んでいなくて、いろいろと保護者の方と対応したという経験がございます。いずれにいたしましても、私がいつも校長に申し上げているのは、学校から子供を死なせないこと。そして施設を焼かないこと。学校から火事を出さないこと。この二つだけは気を付けてくださいといっているわけですが、子供の命が最近軽くなっておりますので、救えるものならあらゆる手を使って救ってほしいというような、今議員御指摘のように、このAEDも各学校にすべて配置されるということになりますと、またそれで命が助かることも十分考えられるわけがございますので、今後またひょっとしてまあ、虫のいい話であります、リースでもあるものでないかとか、というようなことも考えながら今おるところでございますが、財政担当課ともよく相談を、来年度あたりいたしまして、配置ができないものは、また私どもの方でも近隣の市町村調べて考えてみたいと、こういうふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 前向きな返答が返ってまいりましたが、もちろんAEDが設置しても永久に使われないことを望みますが、万が一ということも起こりうるということを想定しておかなければならないと思います。AEDを25台購入し設置となると、1台が30万円以上かかるということで、大変な額になるかと思えます。補修や管理上の面で不安材料となりますが、先ほどの小林市のようにリースにしたらいかがでしょうか。リース料は携帯型なので月6,000円。リース会社はセコムというところで見積りを取られたということでした。本市でも小林市のようにリースで設置するという。先ほども私が質問する前に教育長の方で答弁もありましたが、リースなどを検討して、財務課あたりで検討したらどうだろうかというとても前向きな意見がもう先に出てしまいましたのであれですが、もう1回お尋ねします。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 今年度、どうにかこうにか4台が導入できたということでホッとしていたところですが、さらに25台ということになりますと、また財政とも十分詰めていかなきゃならない課題だなというふうに思いました。いずれにしましても、今お話がありますように、少子高齢化というような時代でございますので、一人も子供たちの命が失われてはいけないというような基本的な考え方だというふうには思っているところがございます。そのことを十分踏まえまして検討させていただければというふうに思うところがございます。

○7番（鶴迫京子さん） それで良しとしないですので、もうしばらく意見を言わせてください。いつも保健室に置いていてですね、そのAEDを、小林市ですけど、携帯型のAEDなので、運動会、イベント、プール、遠足などの行事の折には常時携帯するということです。常に持ち運ぶことのできる救

急箱の感覚でAEDを使っていけたらと私も考えています。本市においては、救急箱プラスAEDは当たり前となるくらい子供から大人までみんなの意識化ができればと考えています。子供たちの命の教育を、とよく言われますが、これこそ生きた教育ではないでしょうか。子供たちもAEDがいつも一緒なんですよ。遠足に行くときも救急箱とAEDと一緒に付いていく。そういう、そのAEDの機器をいつも見ることになるので、子供たちはいつも自分たちの命がこんなにも大事にされているのだと、子供なりに考えるのではないのでしょうか。市長は施政方針で、子育て日本一のまちづくりをときっぱりと言い切っていらっしゃいます。大隅半島一でもなく、鹿児島県内一でもなく九州一でもなく、日本一ですよ、日本一と市長はうたわれています。そのスケールの大きさに最初施政方針を聞いたときにですよ、ただだもうびっくりしました。いっど、すっど、やっどの精神がモットーの市長ですので、私もこの日本一という言葉を目にしたとき、市長はもうやる気が十分満々だと思って、もうきつといろんなことにやいやっどねと思いました。しかしどうでしょうか、AED、ほかのこと、いろいろ。もうやって、これはまあこれくらいでいいかなと思うのを一生懸命やられていることもありますよね。それはもう自分の、首長ですので、思うようにやられたらいいと思います。そういうのを期待してます、みんな、住民も。議員もいろいろありましたよね、市長は顔が見えないって、自分の言葉で言ってくださいって。今日も午前中もそういうことありましたよね。私は、自分の言葉で言っていらっしゃるんじゃないかなとは思いますが、形として表れないんじゃないかなと思います。思いはいっぱいあられると思います。ですので、この子育て日本一のまち、まちづくりをするという市長のやる気をですね、どうですか、このAEDですよ。この掛け替えのない命ですよ。命より大事なものありません。ですので、ここにですね、市長の想いをですね、表してもらいたいなと思います。子供の大切な命、これはですね、やはり市長も気が付いていらっしゃるじゃないですか。少子化対策、少子化、貴重な子供の命を失うということは、少子化、もう人口が減るということですのでね。減らなくていい命が減ることになりますので、そこを何よりも優先させて予算化すべきものだと思いますか。本当にさっき、ここに水飲み場を造ってくれとか、いろんなこと私も言いました。言いましたけど、本当は実際問題は、このAEDが真っ先だと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 心肺の突然停止というような形に対応するためのAEDということでございます。そんな意味で、じゃ、私どもの地域の子供たちが過去にそのようなケースがあったのかどうかということも一つの参考事例にしなきゃならないかというふうに思います。例えば、学校の子供の問題でいけば、いじめとか、それから引きこもりとか、それから学校の先生の問題とか、さまざまな問題がありまして、それらを解決するための予算措置も必要かというふうに思います。別の議員からも学校の学習環境は、どうなんだということもあったわけでございます。だから、そんなことも総合的に含めた形で、私は子育て日本一のまちをつくりたいなという思いで、あのような形の施政方針を述べたわけでございます。このAEDにつきましても確かに緊急性があって、じゃ明日そういった子供ができるんだよという可能性が高いということであれば、すぐさま臨時議会で開いて予算化しなければならない課題だというふうには考えますが、そういったことも含めまして、十分検討させていただければということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市長の答弁で、よく分かりました。やはり、よかったですね。志布志一とか県内一とかじゃなくって、やっぱり日本一でよかったです。子育て日本一のまちづくりをするという市長の想いですので、ぜひこのことは予算化されるべきものだと思っております。全小・中学校にAEDを配置することができたなら、子育て中の親はもちろんのこと、市民も一緒になって安心して喜ぶことに違いないと思います。市民の喜びは市長の喜びですよね、安心ですよ。ですので、このことは前向きに本当に緊急的にやって検討していただけると信じています。市長、最後にもう1回、思い切った決断をお願いいたします。

○市長（本田修一君） 私ここで、はい、やりますというふうにお答えできたら本当によろしいかと思いますが、先ほども言いましたように、さまざまな子供を守るための、命を守るための懸案事項があるということは、十分御承知かと思っております。その中から、私どもは厳しい財政の中でできることを取り組んでいくということが前提かと思っております。そしてそれらの結果、さまざまな取組を本当遅いようではございますが、積み重ねてきた結果、日本一の子育てのまちができるんだというふうに私は信じておりますので、そんなふうに御理解していただければと思います。十分検討はいたします。よろしく申し上げます。

○7番（鶴迫京子さん） 新生志布志市が子育て日本一を目指して頑張っていく姿を思い浮かべまして、このAEDのことですが、年次的でもいいですので、最初は小・中学校全校一緒に来年度、ぱっと予算化というのがどうしても無理なようでしたら、防災無線のように年次的でもいいですので、リースでもいいですし、そこいらへんをですね、いろいろと考えられて、途絶えることなく予算化して行ってほしいなど要望しておきます。よろしく申し上げます。

では、次に移ります。少子化対策として、子育て支援策には、本市はもうずいぶんいろいろ経済援助ですね、そういうことをやっていらっしゃいますが、現役世代への支援が最も急がれるんですが、年次的にも基本計画にのっとってしっかりとやってほしいと思います。子育てに関しましては、もういっぱい質問したいことがあります。今日はちょっと視点を変えまして、少子化対策の拡充ということで提案したいと思います。少子化対策としては、少子化になる要因を消す方法を考えればよいということになろうかと思っております。そういう観点もありまして、ここにまた新聞ですが、独身男女に出会いの場ということで新聞に載っていたんですね、御覧になられましたか。ちょっと読みますと、鹿児島県は少子化対策の一環として、独身男女が自然な形で出会えるイベントなどの企画案を募っている。締切りは5月31日だったんですが、今年2年目となるかごしま出会いサポート事業で、応募できるのはNPO法人などの非営利団体。採用団体には30万円以内で企画の実施を委託する。昨年度は、3月に徳之島町で即興演劇と交流会、指宿市で知林ヶ島の砂州を渡るイベントを開催。合わせて約130人が参加し、10組のカップルが誕生したとあります。本年は、2月に7企画を募集中ということで出てました。そして募集要項は、県の出先機関や市町村役場などで配るほかここに書いてあります。そこで、本市でも準備されたと思いますが、どのようにこのことで対処されましたか。また、このことで市の方に募集しているということで問い合わせなどはなかったですか、お聞きします。

○市長（本田修一君） 県のかごしま出会いサポート事業につきましては、議員も御承知のとおり、少

子化対策はもちろん、知事のマニフェストである「活力あるコミュニティの再生を目指した共生と協働の地域社会づくり」を進めるとともに、事業の目的であるNPO法人やその他の営利を目的としない団体が、県から委託を受けて事業を実施いたしました。

これを受けて、本市では共生・協働・自立のまちづくりの観点から、この事業に取り組む市内の団体を全面的に支援する予定をしていたところ、現在市内の1団体から事業実施に向けて、市を通して県に申請が出されたところです。また、この事業の内容につきましては、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会とも連携して、さんふらわあを活用した「クルージングパーティINしぶし」というキャッチフレーズの予定で、出会いサポート事業が計画をされているところであります。

○7番（鶴迫京子さん） 今、1団体が応募しているということで、2団体が県で採用されるわけですね。まだ分からないわけですよ、応募しているだけの段階ですよ。

そこですね、私はこの新聞見たときには、ああ、これは本当、本市で独自ででき得るものかなということでした。それというのもですね、日常的な世間話の中で20代、30代、40代の離婚後子供いる親御さんはもちろんのことですが、そうでもない子育てが終わったおじいちゃん、おばあちゃん世代の人が孫のことを心配してですね、どっかに誰かうちの孫に嫁さんはおらんのだろうかとか、お婿さんになる人はいないのかという話をですね、どこそこ行けばすぐこの話になるんですね。そして、今度はお母さんたちと話すれば、うちの息子には、どっかにいい人いないと。娘にはどっかよか人おらんとか、そういう話になるんですね。本当に当の本人たちは何でもないですよ、表面的にはですね。でも、親やおじいちゃん、おばあちゃん、親戚など周りの人にとってはですね、もうこのことが一番の、ごみ問題の次ぐらいですかね。もうすごく大事な問題なんですよ。次じゃないですね。ごみ問題よりも優先ですね。一番ですね。もうとっても心配して心を痛めていらっしゃる状況なんです。私の周りだけでなく、皆さんの周りもそうではないですか。皆さんどうですか、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 私も市長という立場上、特にそういった御相談が多いふうに感じております。

○7番（鶴迫京子さん） そうですね、本当にそうだと思います。平成17年の国民白書によりますと、ここにも書いてあるんですね、このことをお読みしますが、結婚しない理由を30代から40代の未婚の男女に尋ねたところ、何だと思いませんか。適当な相手に出会えないからです。このことがちょっと不思議ですが、出会えないからと回答した割合が、なんと6割を占めたそうです。6割です、10人に6人はもう出会えないという。6割が出会えないわけですので、ここに素敵なお人に出会いたいということで、先ほどの県のサポート事業が計画されたわけですね。そして、このままいくと近所のおばさん、おせっかいおばさんなど、昔はお見合いを持ってきて成立していた、そして結婚というパターンが多かったのだけど、個人個人の価値観が多様化したり、コミュニケーションの形態が変ぼうする中、おせっかいおばさんも影を潜めざるを得なくなったのだろうかとあります。私も何人かの人に頼まれ、このおせっかいおばさんをやってみたものの、おせっかいになりきれなかった私がいけなかったのでしょうかね、なかなかうまくいきません。そんな苦い経験から今度の一般質問に提案してみようということになりました。このことは、本当にですね、ここにも男の方の事業企画された方がありましたが、ふざけているように見えて意外に真剣なんですって書いてあります。本当にふざけた話ではないんですね。もうせっぱ詰ま

った話なんです。この少子高齢化の時代に緊急かつ重要な問題であろうと思っています。それは、いろんなことに影響してまいりますね。今までずっと一般質問もありましたが、産業、農業の担い手農家とかですね、いろんなこと、後継者問題、そういういろんなことに波及していきます。それで、このことをこの結婚に向けた若者の出会いの場を提供するという取組ですね、本市ではお釈迦祭り、みなとまつり、やっちくまつりなど、その祭りがいろいろありますね、イベントもありますね、1年を通じて。その祭りのときを利用して、こういう出会いの場を企画したらいいのではと思いますが、そうすると、あえて県の事業みたいにですね、何かこういう事業をするんだよ、だからみんないらっしゃいとなるとですね、なかなか20代、30代、40代でその年齢になりますと、やはり足が進まないのではないかと思いますね。すると、このお祭りというのは、それだけでお祭りは行きますね、行きやすくなりますね。そういう面が大変ありますので、そしてまた、遠くにいる子供とか孫さんをお祭りだからちょうど帰っていらっしゃいよというような形でですね、いろんなことができるんじゃないかなと思いますが、この出会いの場を企画するという若者の出会いの場をですね、どのように思われますか。市長、ぜひ実現させてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

少子高齢化という言葉の背景には、子供が生まれないということがあろうかと思っています。子供が生まれないのは何でかということで、議員の方もお話があったところでございます。そして、じゃ何で結婚しないのと言ったときにさまざまな要因がある。むしろ独身の方が気楽だというような、そういった社会的風潮もあるというのがあろうかというふうに思います。しかしながら、そのようなことが20年、30年、40年続いていくと、日本には日本人がいなくなるというような数字も出ているようでございます。私どもの地域もそういった意味で非常に独身の男性、女性が多いなというように実感して、そのような方々をいかにして結び付けて、できれば出会いの場を設置して、そして結婚してもらおうというのはどうすればいいのかというのは、歴代のそれこそ皆さん方、議員の方々も関係職員の方々も苦心された課題ではなからうかと思っています。今、そのことはさらに深刻化しているというような状況でございますので、私としましては、本当に今御提案がありましたような、そういったさまざまな場所ですさまざまな出会いの場を作ってやるのも一つのやり方だなというふうには思うところではございますが、じゃあ、それをどういった形でやれるかというのは、本当にいろんな方々の御意見を賜りながら進めなければ、いわゆる個人の生き方を尊重していつている時代というようなことでございますので、その方々の尊厳を尊重して、そして気持ちよく参加してもらおうというやり方をしなきゃならないということにならうかと思っています。そのような意味で、本当に十分そのことについては研究させていただければと思います。ただ、今お話がありましたように、この鹿児島県のこういったサポート事業もそうですが、例えば、石川県とか、それから茨城県とかいう所で、地域の方々に御協力をいただきまして、昔のそれこそ仲立ちのようなことを委嘱するというような事業も取られておりまして、それなりの成果が出ているというのもあるようでございます。こういったのも、ちょっと私どもの地域でも参考にできないかなというのも考えているところでございます。いずれにしましても、そういう場を作っていきたいというふうに思っております。

○7番（鶴迫京子さん） 今、市長の答弁がありました。全面的にやっぺいこうという言葉とは、まあ中ぐらいかなと思ったんですが、いかがですか。ちょっと伝わらないんですよ。どれぐらいのあれですかね。こう、私の感覚がちょっと鈍っているのか分かりませんが、やっぺいこうということですかね、それとも研究をしよう、研究という言葉も出たしですね、今度は何か違う形のやり方でとかあると、それ総合的に見ると、中ぐらいの熱意かなとを感じるんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） この事業につきましては、やるということですね、施政方針か何かで述べていると思いますが、ちょっとその中身を見たときですね、本当によく考えて取り組まなきゃならない内容だなというふうに思ったところでした。特に、最近、個人情報保護の関係がございまして、そういった意味で慎重にやっぺいきたいと。しかしながら、力を入れてはやっぺいかなきゃならない課題だというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 今、やるということのお言葉をいただきました。そのやり方は、いろいろ慎重にならざるを得ないということであろうかと思ひます。この提案をする前にですね、男女共同参画社会ということにおきまして、少し逆行するのかなとか一瞬思ひましたが、勉強不足で思ひますが、やはり待たなければならない研究課題だと思ひまして、提案させていただきました。そのようなことですので、慎重に慎重を重ねることは大事だろうかと思ひますが、先ほど私が提案したように、まず準備段階というものもありますよね。県はしっかりいろいろ準備してやられるでしょうけど、そこにもまた市から一つ、1団体だけは応募しているということで、その応募団体が決定になればいいかなという願ひも持っています。それはまた一応別にしておきまして、考えていっぺいいただきたいなと思ひますね。本市独自でやるということですので、このことを準備期間もあつたりしますよね。だから、軽い、まずホップ、ステップ、ジャンプじゃないですけど、助走状況のような感じで、この祭りがありますので、やっぺいだけたならなど。この祭りとの関係はいかがですか。

○市長（本田修一君） 申し訳ございませぬ。今ちょっと副市長とですね、打合せしておりまして、最後の方はちょっと分からなかつたんで、もう一回お願いします。申し訳ございませぬ。

○7番（鶴迫京子さん） 祭りやイベントがある、その中でこのことを企画したらいかがですかという事です。

○市長（本田修一君） 申し訳ございませぬ。先ほど御提案があつたところだということでございませぬ。祭りの中でこの出会いの場を作るといふことは、たくさん集まってくる祭り、それで華やいだ気分になるという、そして誰もが来たくなる場所とございませぬので、当然、適当な場だというふうには思ひます。しかし、それは別にまた、出会いの場、設置できるかと思ひますので、これはこれで検討させてください。

○7番（鶴迫京子さん） 大変うれしい答弁が返ってきました。祭りは祭りで考えて、総合的にいろいろ検討して違う形もあろうかという事でお返事がありましたので、本当にこのことはやるということとでしっかり受け止めて、住民の皆様にもそのようにお伝えしてよろしいんですね。そうしたら、何か少し、おせっかいお婆さんもしなくてすむんじゃないかなという思ひもありますので、本当にこのことは松山町のふれあい移動市長室とかあつたときにも、こういうお話が出たのではないですか、いかがです

か。

○市長（本田修一君） お答えいたします。ふれあい移動市長室の尾野見で開催したときに、そのお話が出たところでした。今、議員とこうしてやり取りがあったみたいなお話になりまして、とにかく出合いの場というのは設置しなきゃならないけど、どういう形ですればいいかということは、ちょっと検討させてくださいというようなことになったかと思います。そういう方向で、この課題については真剣に取り組んでいきたいと思っています。

○7番（鶴迫京子さん） これ以上質問いたしますと、答弁がちょっと雲行きが悪くなるといけませんので、いい答弁をいただいたところで、やるということできっと受け止めて質問を終わらせていただきます。よろしく、どうかお願いいたします。

○議長（谷口松生君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩いたします。



午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○1番（下平晴行君） 最後になりましたが、通告書に基づいて質問いたします。

初めに、農業政策についてお伺いします。災害対策及び農地有効利用として、中山間地域総合整備事業を導入するための行政指導はできないかについてであります。3月議会の質問の中で、昨年7月5日の災害は、今までかってない大きなもので、特に志布志地域での災害発生件数が多かったのは、ほ場整備がされてないことも大きな原因の一つであります。対策として、中山間地域総合整備事業の導入が緊急課題だと申しました。松山地域は、平成8年ごろから事業を実施して、今年度で終わるということでありますが、いかに旧松山町が農業に真剣に取り組んできたかがうかがえます。21年度に志布志地域が採択されているということですが、この事業をできるだけ早く導入するために、私も個人的に公民館や集落単位で説明をしておりますが、この事業に対して、地域の方々が大変な関心を持っておられます。そのことは、維持管理、体力、負担金を含めて、大変な状況であるためではないかと思われまます。このようなことから、この事業を早急に立ち上げるために行政指導していただきたいと思いますが、市長の考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の一般質問にお答えいたします。中山間地域総合整備事業を導入するために行政指導はできないかということでございます。

志布志市では、現在、中山間地域総合整備事業で松山町のやっちく松山藩宮下地区を実施中でございます。この事業は、地区内の林野率が50%以上で、主傾斜が100分の1以上の農地面積割合が50%以上の地区で事業実施でき、農業生産基盤整備と農村生活環境基盤整備を総合的に行う事業です。生産基盤整備としまして、農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農地防災、暗きょ排水等の事業と環境

基盤整備としまして、農業集落道整備、集落排水施設整備、集落防災安全施設整備、用地整備等の事業を実施できることにより、自然的、社会的制約から生産性の向上、構造政策上、不利な状況にある中山間地域をそれぞれの立地条件に沿った農業の展開方法を探り、生産、生活環境基盤整備等を総合的に行えるため、志布志市主要事業実施計画の中で、志布志地区を平成21年度事業採択希望地区として計画しております。このため、事業採択に向けて関係農家、関係地権者、関係機関等の御理解と御協力を得ながら、自治会等に事業説明会を開催しております。なお、県営事業採択基準は、同意率95%以上と、その採択基準のハードルは高く、厳しいものがあります。このことは、とりもなおさず、地元の熱意、協力なしには事業採択はありえないものであります。地域の事業推進の機運の醸成のため、地域事業推進協議会等の推進体制を組織化し、事業申請、事業採択、事業実施となるよう推進してまいります。

○1番（下平晴行君） 内容については、よく理解できました。私が聞いているのは、この地域をいつから行政指導で取組をされていかれるのか、そのことをお伺いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○耕地課長（上原 登君） 本件につきましては、本年度から県と事業推進についての協議を始める方向で検討いたしております。

○1番（下平晴行君） そうしますと、今私が申しました志布志地域での行政指導の実際、その地域に入って指導する時期はいつごろになるわけですか。

○耕地課長（上原 登君） 本年、県並びに地域団体と協議を進め、本年中には地元の各自治会等への説明会も可能かと考えております。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、そのような取組をしていただきたいと思います。

そういうことで、次に移らせていただきたいと思います。2点目でございますが、公選法違反事件、志布志事件について御質問申し上げます。

初めに、住民の人権を考える会の要請についてお伺いします。このことについては、3月議会で同僚議員からも質問はありましたが、検討するとの答弁であります。その後、どのように取り組まれたか伺ってみたいと思います。毎日のようにテレビや新聞等でこの事件が報道されております。今日の新聞紙上でも、ずさん、強引捜査露呈、アリバイ、踏み字、裁判対策生々しくと一面、三面記事に大きく掲載されております。また、ニューヨークタイムズ紙一面で、無実の人自白、志布志の公選法違反事件を報道ということで、捜査手法の問題点を指摘しております。ちょっと読んでみます。小さな町で起きた公選法違反事件の容疑者は、しつこい取調べを受け、長期間拘束された人もいた。記事は、5月11日付けのニューヨークタイムズ紙一面などに約280行にわたって掲載され、日本の捜査当局は長年、容疑者を起訴するのに裏付けを取るよりも自白に頼ってきたと捜査手法の問題を指摘したと。同紙、東京支局長は、日本の自白強要問題は、海外でも注目されており、以前から関心があった。裁判員制度の導入が迫る中、志布志の事件だけでなく、富山や佐賀でも冤罪や無罪事件が相次ぎ、周防正行監督の映画、「それでもボクはやってない」も話題になったことが、取材のきっかけになったということであります。記事はさらに、取調べ中に親族の名前などを書かれた紙を踏まされた川畑幸夫さんや、連日の取調べに悩み自殺未遂をした懐俊裕さんらの話を紹介。自白は更生に向けた第一歩という前提で、容疑者は罪を認

めるよう強い圧力をかけられるとした。取材のために、実際に志布志市の懐集落に足を運んだ大西支局長は、「高齢化が進むこんな小さな集落で？」と疑問を感じたと振り返る。容疑者とされた人たちは、警察に信頼を寄せていた素直な人たちばかり。まるで映画のような事件だと漏らす。明らかに強制的に自白をさせたのに、警察、検察はまだ責任を取っていないとも語った。取材を受けた川畑さんは、海外メディアも注目しているということは、一連の事件がいかに異様なものだったかということをお話しております。ニューヨークの人たちもまだこんな取調べがされているのかとびっくりしたはず。日本の警察の恥だと。また、懐さんは、控訴を断念しておきながら、警察、検察は直接謝罪しようとしなかった上、海外の新聞までもが事件の異様さを感じているのに、県警はまだ自分たちが正しいと思っているのかと声を強めた。一面に顔写真が大きく載っております。また、テレビ等でも現職警察官が当初から事件はなかったと、こう証言をしております。この事件は御承知のとおり、ありもしなかった事件をあたかもあったように作り上げた警察によるねつ造事件であります。この事件は存在しなかった、したがって全員無罪という裁判所の判決を県警は受け入れて、今後の捜査の在り方に生かしますと言っているが、このことは許されてよいのでしょうか。連日、朝から夜遅くまで虚偽の自白を追及、脅迫的に取り調べる、体調不良で点滴を受けながらも仮設のベットに寝かされて、7時間も取調べを受けた事例など、被告人とされた12名の皆さんは、4年間の苦しみは言葉では表せない大変なものであったらと推測いたします。当時私は職員でありましたが、住民の人権を考える会の第1回から真実を知りたいために参加してきました。住民の人権を考える会の存在は、この事件の控訴断念までに計り知れない大きな役割をしてきたと思います。

そこでお伺いします。3月5日に住民の人権を考える会の一木会長ほか13名が、5項目について市長へ要請しました。被告とされた11名の一人一人の訴えを聞いて、市長は初めて聞くことばかりで、市とできることは前向きに実施したいと答弁されておられるが、どのように取組をされたか、項目ごとにお伺いします。

まず1点目でございます。控訴断念の要請であります。要件として、被告人とされた12名の人たちは全員志布志市民である。高齢者であること。判決の主文が、被告人12名はいずれも無罪と言われ渡されており、理由として、アリバイも供述の信用性も客観的証拠もすべて否定される。この事件そのものが作り話に等しいこと。つまり、えん罪に等しいこの事件についての行政の長としての意思を伝えてくださいという要請であります。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人権を考える会からの要請につきましては、平成19年3月5日に本市で要請があったところでございます。その内容につきましては、5項目に分かれてまして、今お話の一つ目が、検察庁に対して控訴断念の要請をして欲しいということでございます。私どもは、五つの項目が要望があったということで、その中で市としてできることというものが何なのかというようなことを考えまして、その中で今申しましたこの1項目のみにつきましては、市として対応ができないのではないかというような判断に至ったところでございます。

○1番（下平晴行君） 要は、このことについて、協議は一応されて、この中でこの1点については、

市がやることではないと、そういう判断をされたということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この要請を受けまして、直ちに関係課とも協議いたしまして、ただいま申しましたように、市として対応はできないということで結論としたところでございます。

○1番（下平晴行君） この時点で、被告人12名はいずれも無罪となっていたわけですよ。それはもう市長も御存じだと。内部でこれは対応するべきではないということであったということでもあります。この1点目はいいです。

次にいきます。2点目ですが、今回の事件の取調べは、県警捜査二課の捜査員が志布志警察署に派遣されて執り行われました。それらの取調べの内容は、公判及び新聞、テレビ等で余すことなく伝えられておりますが、このような不幸な事件で、市民の人権侵害が二度と起きないように、鹿児島県、鹿児島県警及び志布志警察署への要請であります。このことについて、どうですか。

○市長（本田修一君） このことにつきましても、先ほどもお答えしましたように、市としてのこういった要請はできないというようなことで結論としております。

○1番（下平晴行君） 先ほど言いましたように、警察のでっちあげ、いわゆるえん罪事件であるわけです。市民の人権が侵害されたわけですよ。市長、行政は市民の生命、財産を守る義務がある、こういう観点からやはり私は要請すべきではないかというふうに思うんですが、どうですか、もう一遍。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、確かに人権が侵害されたというようなことであるようでございます。そのようなことは十分認識するところでございますが、行政としてこのような形でこのような機関にそのことについて要請ができるかという、できないというような結論を出したところでございます。

○1番（下平晴行君） 市長、だったらいつ、いつやれるんですか、行政の立場として。どれだったらやれるんですか。これ、本当に12名の皆さんがですね、4年間ですよ、自分の身内だったらどうしますか。自分の身内だったらどう考えますか。私はそれじゃないと思うんですけどね。何か、あまり真剣に考えておられないような気がしてならないわけでありまして。何回言っても一緒でしょう。

3点目にいきます。今回の被告人とされた人たち、その家族に与えた影響は大きく、失職、不眠、家族間の断絶、集落における人間関係と、さまざまな傷跡を残しています。一日も早く行政のできることで、再就職のあっ旋、心のケア、住民との懇談会を地元四浦で開催してください。このことについてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしましては、この三つ目のことを中心に今後できるというふうに考えているところでございます。心のケアにつきましては、保健課において対応ができると。そして、健康相談というふうに受けなければよろしいかというふうに思います。そして、住民との懇談につきましては、私自身がふれあい移動市長室というのを設けておりますので、このことは今後計画を立てているところでございます。

○1番（下平晴行君） ということは、この件についても今まで何ら対応してないということですか、ですよ。何かちょっと対応が遅いなという気がしてならないわけでありまして。

市長、もう2カ月半経ってますよね、3月5日ですから。市長が先ほどおっしゃったふれあい移動市長室を実施されておられます。当然、要請がある所には行かれるでしょう。しかし、このように四浦地域が、特に懐集落の方々が大変な思いをされておられるわけですよ。こんなときこそ、職員を引き連れて、構えるんじゃないくてですね、市長一人でもいいんじゃないですか。市長が、一人はあれでしょうけど、記帳している職員、記帳する職員それを連れ、それと言うか、職員を連れて行く。私はそういうざっくばらんに市長と話をする、それだけでもですね、地域の住民はいやされるんですよ。またいろんな相談ができると思いますよ。部長、課長が行って、十何人ももし前にいたら何を話せますか。あなたが、市長が一人だったら何でも話せますよ、地域の方々は。今まで2カ月半、それをやってないこと自体が、市長どうも私は納得できない。もう8番議員ですかね、が、質問された、それからもう3月ですから、それも3月議会ですか、2カ月は十分経っているわけですけども、何かされてるんだろうなど、今3点目ですが、あと期待をしますけども。そういうふうにはですね、みんなと行くんじゃないくて、構えるんじゃないくて、自分から自ら行くつもりがありますか。

○市長（本田修一君） 新年度になりまして、ふれあい移動市長室を開催したところでした。そのときに、松山の方が先に日程が作られておったものですから、それをやりながら今までできているところがございます。確かに、お話のようにもっと早く対応すればよかったかなというふうには、今思っているところがございます。今日が終わりました時点から、すぐできれば計画を立てて、そのような形でして、取り組みたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） 市長、ぜひですね、それをやってください。本当に、先ほど市長は言われたじゃないですか、最初来たときに。初めて聞くことばかりで、市にできる福祉は前向きに実施したいと、答弁された。口ばかりですか、これ。そんなふうに見えないですよ、市長、もうちょっとまじめな方かとも思いましたけどね。本当に、もっと真剣に取組をしてほしいなと思います。

4点目であります。控訴期間は3月9日です。検察庁が控訴断念した場合、市主催のこの事件の被害者ともいえる12名の人への激励会を開催してください。このことについては、当然市としてはできないという考え方でしょうね、多分。もうこれはいいです。懇談会が開催してないから、激励会されるはずはないと思います。一応、聞いてみましょう、どうですか。

○市長（本田修一君） 今、議員の御質問のとおりでございます。激励会につきましては、公益上できないということでございます。それから先ほどの心のケアにつきまして、担当の方で少し補足して回答させていただきます。

○福祉部長（蔵園修文君） 人権を考える会の要請につきまして、その中の心のケアの対策でございます。市としてできる、私ども保健課の方で対応できる部分として、この心のケアの対策ということで若干説明をさせていただきます。

心の問題でございますので、慎重な取扱いが必要ということでございます。したがって、積極的な相談会等は開催はしていないということでございます。ただ、志布志の方に地域包括支援センターがございますので、その中の介護予防支援事業による見守りということで、2名の方については、見守りを今継続して実施しているという状況でございます。以上でございます。

○1番（下平晴行君） 今、部長申された介護予防支援センター、支援ですかね、包括支援。ぜひですね、今二人ということですが、恐らく心のケア、これで大変な方が相当いらっしゃると思うんですよ。ぜひ、部長、率先してですね、それを行っていただきたいというふうに思います。

5点目であります。この事件を教訓に、人権侵害を無くすための市民への活動、啓発活動を広報紙等で周知されるようお願いいたします。広報されたかどうか、お願いいたします。

○市長（本田修一君） この事件に関しまして、広報紙の掲載につきましては、公共性にかんがみまして、差し控えさせていただきました。人権に関する事項につきましては、別な形で人権週間や人権擁護委員の方々の日を見て、広報紙に掲載しております、これは人権尊重という意味では広報をしているところでございます。

○1番（下平晴行君） それはもう当然、市長がおっしゃるとおりだというふうに思います。やはり、行政は市民の生命、財産を守る義務があると、先ほど申しました。やはり、待つ行政ではなくてですね、やはり市長自らがどんどん進んでいく行政を。私もよくお前は走りすぎやと言われるぐらいだったんですけども、やっぱりそういうふうですね、本当に市長が指揮すれば、指示すれば動くわけですよ、職員の皆さんは。市長はそういう権限を持っていますから、自分の考えをどんどん指示してくださいよ。そうするとまちも変わると思いますよ。ぜひですね、そのことを取り組んでほしいというふうに思います。やはりそうすることによって、市民の皆さんがいろんなことで協力をですね、してくださいというふうに私は思います。どうですか。

○市長（本田修一君） 私に対する期待というのは、当然そういったものがあろうかというふうに思います。私は、その期待に十分こたえ得るように行動していくというのは当然でございます。しかしながら、そのことに対しましては、別な意味で慎重さをもって取り組んでいかなきゃならないということでございますので、そのことについても理解していただければと思います。

○1番（下平晴行君） それは重々分かっております。自分の信念を持って、取り組むことによってですね、次があるんじゃないかと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。この件については、これで終わります。

次に、人権尊重都市宣言の制定について、お伺いします。58年前の1948年、国連総会で世界人権宣言が採択されました。その採択された日の12月10日を人権デーと定めました。その宣言は、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。これだけの簡単な言葉であります。人権の問題は、子供たちのいじめや家庭内暴力、高齢者、障害者の福祉の問題、職場でのセクシャルハラスメントなど数限りない問題が山積しております。またこの志布志事件は、ある日突然、罪もない一般市民を犯人にされたという意味では、不幸な事件でもあります。しかし、この事件を契機にマスコミの報道もあって、全国的に取調べの可視化を求める動きが強くなりつつあります。そういう意味では、この志布志事件は大きな意味を持ちます。ぜひ、この志布志事件の司法改革の芽を全国的に広げるためにも、また二度とこのような事件が起こらないためにも人権尊重都市宣言の制定はできないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、現在市内の小学校で「人権の花運動」を展開しております。花を栽培することで優しい心や思いやりの心を育て、相手の立場・相手の身になって考え行動し、感謝することなどを理解しながら、児童等の情操を育て、豊かな人間関係を体得させ、人権尊重思想の普及・高揚を図っております。また、人権の花ひまわりは、単に人権の花にとどまらず、市の花として子供から大人まで広く親しまれており、太陽をイメージさせる明るさや空に向かってまっすぐ伸びる姿勢は、未来に向けて躍進する「わがまち志布志」の姿を示しております。

私は、人が心豊かに明るく正しく生きていくためには、人としての在り方、まさに人権尊重思想の普及・高揚を図っていくことが大事であり、ある意味でこのことは永遠に取り組むべきテーマだろうと考えております。このようなことから、市として、「人が生き生きと輝く住みよいまちづくり」を行っていきたいと思っております。

人権尊重都市宣言につきましては、このような取組が市民一人一人に浸透し、本市が自治体の責務として、人権尊重の理念に基づき、まち全体がその機運にあふれることが、単に人権尊重の宣言をすることよりもとても大事なことだというふうに考えております。この人権尊重都市宣言につきましては、今後とも他の団体の取組なども参考にしながら、研究させていただきたいと思っております。

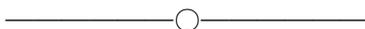
○1番（下平晴行君） 市長がおっしゃいましたとおり、これは我が国における人権尊重、啓発活動は、法務省が主管して行われているわけですが、その啓発活動のシンボルとしてもひまわりの花が用いられているということですよ。志布志市の花も、ひまわりの花。私はこれは偶然ではなく必然であると思っております。市長は、形からしていこうという考え方ですよ。そういうのを広めながら、そして制定を後でしていくと。私は逆じゃないかなというふうに思っております。それも大事ですよ。まず、制定をして、そして皆さんに分かっていただいて、やはりひまわりの花が志布志市の花であり、そして人権を尊重する都市だと。そこから進むべきじゃないですか。もう1回すみません、お願いします。

○市長（本田修一君） ひまわりの花をこの新市の花としたのは、本当にある意味では偶然かというふうに思います。しかし、別な意味で言えば必然だったのかなということも考えるところでございます。このことは、去年のさんふらわあの問題が起きたときに、そしてその中でひまわりの花を決めた。そして、あたかも時を同じくして志布志事件があったというようなことを考えたときに、何かしらそういった流れは感じるところでございます。しかしながら、今すぐさまこういった形で人権尊重都市宣言をしまして、皆様方にまたそういった意味で、その従来ある人権運動について再確認して、そしてこの地域がどこよりもそのことを尊重して生きていくんだというまちをつくっていくというのには、まだ少し市民の皆さん方の理解を得るための時間が必要かなというふうに思うところでございます。そのような意味で、先ほど言いましたように、もう少し時間をかけさせていただき、研究をさせていただきたいというふうに回答したところでございます。

○1番（下平晴行君） 何度聞いても一緒だと思うんですが、私、この宣言都市の制定と申しますのは、市長は分かっているから、やはりこういう大きな事件が出てですね、みんな関心持っているから、だからこそ今制定するとその意味は深いんですよ、意味はあるんですよ。それは分からないわけですね。まあ、何度言っても一緒ですから、もうやめますけど。内部でよく、研究っておし

やいましたけど、ひょっとすると来年されるかも分かりません。今年はされないかというようなことですけれども、ぜひですね、本当に真剣になって、今までこういう先程もお話しましたように、12名の皆さんが大変な御苦労されたと。そして、私どももいつどういうときに、こういうかわりがくるか分からない。そういう時代である。そういうことからしても、私はこの制定はしていただきたいというふう思っているわけですが、ぜひ、十分な協議をしていただいて、早急にですね、立ち上げもしていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から6月27日までは委員会審査等のために休会とします。

6月28日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑・討論・採決などあります。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後3時16分 散会

平成19年第2回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成19年6月28日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 平成18年陳情第19号撤回の件
- 日程第4 議案第48号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第55号 大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合格約の変更について
- 日程第9 議案第56号 大隅曾於地区消防組合の財産処分について
- 日程第10 議案第57号 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第58号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
(国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台)
- 日程第12 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
(海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫)
- 日程第13 議案第60号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第61号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第15 議案第63号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第64号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第65号 平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 陳情第2号 新若浜地区緑地整備に係るサッカー場施設の整備に関する陳情書
- 日程第19 陳情第3号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書
- 日程第20 陳情第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書
- 日程第21 陳情第6号 「取り調べの可視化」を求める陳情書
- 日程第22 議案第66号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第23 議案第67号 字の区域変更について
- 日程第24 発議第4号 日豪経済連携協定交渉において国内農業に影響を与えないことを求める意見書の提出について
- 日程第25 発議第5号 教育予算確保に関する意見書の提出について
- 日程第26 発議第6号 取り調べの可視化を求める意見書の提出について
- 日程第27 議員派遣の決定

日程第28 閉会中の継続審査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長)

日程第29 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行
3 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎
7 番 鶴 迫 京 子
9 番 迫 田 正 弘
11 番 立 平 利 男
13 番 立 山 静 幸
15 番 長 岡 耕 二
17 番 林 勇 作
19 番 岩 根 賢 二
21 番 上 野 直 広
23 番 東 宏 二
25 番 小 園 義 行
27 番 鬼 塚 弘 文
29 番 丸 崎 幹 男
31 番 野 村 公 一
33 番 若 松 良 雄

2 番 西江園 明
4 番 八久保 壹
6 番 坂 元 修一郎
8 番 藤 後 昇 一
10 番 毛 野 了
12 番 本 田 孝 志
14 番 小 野 広 嗣
16 番 金 子 光 博
18 番 木 藤 茂 弘
20 番 吉 国 敏 郎
22 番 宮 城 義 治
24 番 宮 田 慶一郎
26 番 上 村 環
28 番 重 永 重 久
30 番 福 重 彰 史
32 番 谷 口 松 生

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一
教 育 長 坪 田 勝 秀
企 画 部 長 持 富 秀 明
福 祉 部 長 蔵 園 修 文
建 設 部 長 宮 苑 和 郎
志布志支所長 山 裾 信 博
総 務 課 長 中 崎 秀 博
財 務 課 長 溝 口 猛
水 道 局 長 徳 田 俊 美

副 市 長 瀬戸口 司
総 務 部 長 井 手 南海男
市 民 部 長 嶋 戸 貞 治
産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
松 山 支 所 長 白 坂 照 雄
教 育 次 長 上 村 和 憲
企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明

事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、金子光博君と林勇作君を指名します。

日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市観光開発公社から、平成18年度事業報告及び決算書、平成19年度事業計画及び予算書が提出されましたので配付をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。

日程第3 平成18年陳情第19号撤回の件

○議長（谷口松生君） 日程第3、平成18年陳情第19号撤回の件を議題とします。

本陳情につきましては、総務常任委員会で継続審査中ではありますが、去る6月25日、提出者〇〇〇〇氏より取下げの申出がありました。

お諮りします。本件は申出のとおり、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、平成18年陳情第19号撤回の件を承認することに決定しました。

日程第4 議案第48号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第48号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第48号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席のもと、企画部長、次長、港湾商工課長及び職員が出席し、審査を行いました。

説明といたしまして、3月定例会におきまして、志布志市蓬の郷及びダグリ公園施設に利用料金制を

導入するため、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例を提案し、可決していただいたところですが、今回、両施設につきまして、利用料金の減免について、指定管理者の裁量による弾力的な運用を図るため、利用料金の減免の取扱いに関する事項を改めるものであります。

内容といたしましては、利用料金の減免規定の中から「市が主催する行事に利用するとき。」を削るものであると、概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市が主催する行事に利用するときと、市長が公益上特に必要があると認めるときを削り、公益上特に必要があると認めるときに改正するが、裁量権はどちらが大きいのか質したところ、司法上の権限としては、利用料金制度を採っている以上、減免については指定管理者の自由裁量となる。公の施設の利用に当たって、市民の方々の公平性を確保する意味で、一定の歯止め策として改正するものであるとの答弁がありました。指定管理者を実施している所、今後実施する所で、利用料金の減免等については、市民から見て公平であるべきであるが、指定管理者の裁量によって市民から苦情等が無いよう守られるか質したところ、条例が可決されますと、当然9月1日以降、指定管理者はこの条例に基づき実施する。協定書を締結する段階で、このことについては注意を喚起したいとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第48号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例及び志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

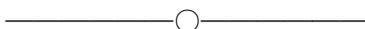
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第50号 志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第50号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第50号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席のもと、執行部から建設部長、管理課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、今までは使用料の額を志布志市活性化住宅管理規則第8条で定めておりましたが、使用料に関する事項は条例事項であり、したがって地方自治法第228条第1項に基づき、条例で定めるべきものでありまして、今回、これを正しく改めて、現行の条例第12条と管理規則第8条の規定を統合、整理するものです。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中学校になれば出費も多くなり、家計的に保護者の持ち出しが多くなる。3万5,000円は高いような気がするがと質したところ、有明町の芝用にある特定公共住宅の家賃が3万5,000円の固定家賃であり、その家賃を基準にしている。また、川辺町など先進地の金額を参考にしながら定めておりますとの答弁でありました。

市内の若者を入居させる基準を考えてほしいがと質したところ、市外の子供のいる家庭を基準に入居していただき、小学校の児童数を確保することで活性化住宅ができたと聞いている。変更が必要であれば検討しなければならないと思っている。松山、志布志にも増やすことはできないか。PFI方式で始まったと聞くが、経緯が分かるかと質したところ、松山、志布志にも要望がありますので、都市計画課でマスタープランを策定して計画すると聞いている。公共住宅を造るより、活性化住宅で造る方が市の持ち出しが少ないことから計画された経緯があるとの答弁であった。

PFI方式で地域の業者が活性化されるのではと質したところ、オーナーがいらないとできないことでもあります。18年度は二人しか応募がなかったこともあり、状況を見極めながら住宅政策に取り組むとの答弁であった。

この方式はいつまで続くのか質したところ、オーナー制ですので、15年経ってみないと分からないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第50号、志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第51号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第51号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第51号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、農政課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、宿泊施設の開館時間が24時間であったのを、午後4時から翌朝の午前10時までとする利用時間の変更と、会議室、加工室及び温室を条例から削除し、減免、免除の規定を設けたとの説明でありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

質疑といたしまして、宿泊施設の利用料金はどこに入るのか質したところ、利用料金制度に移行したので、利用料金は指定管理者に入りますとの答弁でありました。

委託料を支払ってほしいのか、ダグリや蓬の郷みみたいな収入はないのか質したところ、利用料金制度の収支については、指定管理者が行います。委託料の580万円は、周辺の外灯の電気料等の実費だけのものでありますとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第51号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第52号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第52号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第52号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、6月15日、委員全員出席のもと、執行部から教育次長、生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、執行部から、ハローワーク跡が整備され、志布志地区公民館の分室として、地区の方々の公民館活動の使用に資するためと、併せて公民館条例の字句整理及び規定の整理をするため、条例の一部改正をしようとするものであるとの補足説明がありました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

料金表に図書室の欄が無いのはなぜかと質したところ、図書室は会議室のように使用料を徴収する所ではないということで、料金表から除いたとのことであります。

職員の身分の保障はされているのかと質したところ、職員は臨時職員としての雇用であるとのことあります。

旧条例には、事業という項目があったのに、今回その条項が削除してあるが、骨抜きになるのではないかと質したところ、事業については社会教育法の法定事項であり、今回は分室を設置するための条例改正であるとのことあります。

地域の活動と社会教育行政の連携がとれなくなるのではないかと質したところ、社会教育法にもうたわれているし、教育委員会としても積極的に取り組むように指導をしているとのことあります。

仕事の内容や事務量に応じた人員配置をと質したところ、そのように取り組みたいとのことあります。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第52号、志布志市公民館条

例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

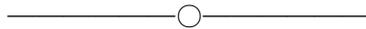
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第55号 大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合同約の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第55号、大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合同約の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第55号、大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合同約の変更について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月15日、委員全員出席のもと、総務部長、総務課長及び職員が出席し、審査を行いました。

説明といたしまして、地方自治法の改正により、助役、収入役制度の見直し等がなされたこと及び鹿屋市が平成20年4月1日から大隅曾於地区消防組合を脱退することに伴い、第2条及び第3条中の「鹿屋市」を削るものが主な改正であるとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、鹿屋市が平成20年度から大隅曾於地区消防組合を脱退するということであるが、次年度の消防組合負担金にも影響してくるのではないかと。総務課長会等において、2市1町での議論はなかったか質したところ、消防組合の負担金については、総務課長会議で検討されている。先般の消防組合の臨時議会において、負担金については、20年度も均等割を20%、人口割を80%と、19年度と同じ負担金を徴収する説明がなされたと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第55号、大隅曾於地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大隅曾於地区消防組合規約の変更については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第56号 大隅曾於地区消防組合の財産処分について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第56号、大隅曾於地区消防組合の財産処分についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第56号、大隅曾於地区消防組合の財産処分について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月15日、委員全員出席のもと、総務部長、総務課長及び職員が出席し、審査を行いました。

説明といたしまして、鹿屋市が平成20年4月1日から大隅曾於地区消防組合を脱退することに伴い、大隅曾於地区消防組合の財産処分について、関係市町の協議が必要であるとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、輝北分署がなくなることにより、南部消防署の管轄になる地区で、到着時間はどうなっているのか質したところ、大崎町野方地区については、通報から現地到着までの時間であるレスポンスタイムについては、輝北分署が鹿屋市に移管されるため、南部消防署が出動することになりますが、到着時間が輝北分署より時間が掛かる地域があるということで、一部北部消防署が対応するなど、現在見直しを実施中であるとの答弁がありました。

その地域は大崎町であり、志布志市とは関係ないと思うが、全体的な見直しは検討されていないか質

したところ、輝北分署より5分程度遅れる地域があるようであり、志布志市には関係ないということですが、本地、水之谷集落の飛び地が該当する。南部消防署からと北部消防署からの時間の調査をしており、検討中であるとの答弁がありました。

高規格救急自動車の購入年度について質したところ、平成12年11月購入であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第56号、大隅曾於地区消防組合の財産処分については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

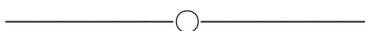
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第57号 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第57号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第57号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席のもと、企画部長、次長、港湾商工課長及び職員が出席し、審査を行い、その後、市長、副市長に出席を求め、総括質疑を行いました。

説明といたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであり、公の施設の名称は、志布志市蓬の郷、指定管理者となる団体は、志布志市有明町蓬原351番地3、蓬の郷管理組合であり、指定の期間は、平成19年9月1日から平成22年3月31日までであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、蓬の郷の収入実績を見ると、平成17年度で797万4,693円赤字である。この施設については、800万円の委託料を導入しているが、5万円でも10万円でも納付させるべきではないかと質したところ、直営部門と委託部門により運営を実施してきている。さらに、湧水公園、民宿村等

の管理の委託部分を含めての委託料の算定をしているとの答弁がありました。

蓬の郷の役員は、どういう方々がなっているか質したところ、蓬の郷管理組合の運営委員は、議会から正副議長、各常任委員長3名の計5名、あおぞら農協組合長、そお鹿児島農協組合長、志布志市商工会長、志布志漁協組合長、曾於地区森林組合長、志布志酪農組合長、有明町老人クラブ連絡協議会長、有明町婦人団体連絡協議会長、有明町青年団連絡協議会長、地域興しグループ有明べぶんこ村村長の10名で、計15名である。監査役については、市の監査委員2名とあおぞら農協代表監事1名、計3名であるとの答弁がありました。

800万円の管理委託料を支出しても、なお赤字になった場合の役員の責任はどうなるのか質したところ、現時点での考え方ではありますが、今日まで責任についての取扱いはしてきていないので、当然、役員の方々に責任を負わせる形にはなりません。赤字等については、相互の協定書の中で締結したい。また、募集の段階では、赤字が発生した場合、管理者の責任ですとの説明を行ったところであるとの答弁がありました。

指定管理者制度を導入する目的、意義は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応することと、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ること、それと経費の節減を図ることとあります。経営ノウハウ、財務的な体質、それらを専門的にチェックされたのか質したところ、選定委員会の中に専門家として税理士を1名お願いしているとの答弁がありました。

申請期間が5日間で、最終的に3社が参加し、選定委員会に資料を配付したが、選定委員会まで何日間あったのか質したところ、5月25日に申請受付を終了し、申請書類を委員宅へ配付し、5月28日、第1回の選定委員会が開催されたとの答弁がありました。

選定委員長が副市長になった経緯を質したところ、選定委員会の設置要綱に基づき、委員の互選により委員長の選任をしたとの答弁がありました。

先ほども質疑がされたが、2年7カ月は委託金800万円以上は支出しないわけであるが、それでも赤字が出た場合は、指定管理者の業務停止等はどうなるのか質したところ、説明会の時点でリスク分担表を提出している。その中で物価変動、金利の上昇等やむを得ない場合は市が負担する。この部分については、指定管理者に支出することを指示しているとの答弁がありました。

指定管理者制度の目的とは別に、この蓬の郷が建設された目的があるので、制度の目的だけで進めていくと、いろいろな今後問題が出てくると思うが、親方日の丸的な考えでなく、しっかりと経営していくことが大事であり、今後経営についていろんな対策が必要になってくると考えるかと質したところ、今回の管理者制度は、法律として出てきたものであるが、当然、蓬の郷は市民のふれあい交流の促進、地域間交流の促進、健康ライフの増進、青少年の自然学習ゾーンとかの目的を持って設立された施設で、これらを今回の指定管理者制度にどう融和させるかということも当然、検討しなければならない。そういう考えで進めるべき、設置目的を失わないため、公の施設として目的を持って移行すべきと答弁がありました。

管理組合は、法人登記がしてあるのか質したところ、法人でなく、定款を定めたみなし組合である。今回の指定管理者への申請については、運営委員会で協議されたのか質したところ、運営委員会では、

制度の説明だけで、議案としては諮っていないとの答弁でありました。

これで、港湾商工課の質疑を終了し、市長、副市長に出席を求め、総括質疑を行いました。議案第57号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定については、質疑はありませんでした。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決は、起立により行い、議案第57号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定については、起立全員をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 1点だけ、お願いします。この運営委員会の委員に、議会の関係の方も入っているわけですが、この指定管理者制度を導入するというにあたって、その成否を議会としては判断をしなければならない立場であります。そうしたところで、今回のこうした指定管理者を導入することにあたって、この運営委員として、議会からの、その委員の辞退といえますかね、そういう選出については、妥当なのかどうかと。また、この委員に今後はお願いをしないと、そういった考え方は持っていないのかという質疑はなかったのか、ちょっとお聞きをします。

○総務常任委員長（立山静幸君） そのような質疑、答弁はありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 先の本会議の中で、市長の答弁の中に、この管理組合の役員構成については、随時変更していく意向であるという答弁がありました。したがって、委員会では行政から関係者が出ている役員、それから議会から出ている役員、これらについては、どういう役員の変更をするという当局に質した経緯というのはありませんか。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま質疑がありましたとおり、本会議でそのような質疑は市長にされたわけですが、委員会の中でもそういう質疑がございました。逐次、市長が本会議で申されたとおり、委員について改正をしていくという答弁がありました。

○31番（野村公一君） 逐次、変更していくということのようでございますので、そういうふうに期待をするわけですが、それでは、変更をされるまでに仮にこの組合が赤字を伴うというような事態になった場合、現在の執行者、あるいは議会からの代表の役員の方、その方は、その補てんの責任があると、私は考えますが、そこらの協議がなされましたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） そのような質疑も何人かの方が質疑をされました。その回答につきましては、現在もそういう責任を負わせていない。今後については、協定書の中でそれを詰めていくという回答でございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第57号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第58号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について（国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台）

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第58号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第58号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についての総務常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席のもと、企画部長、次長、港湾商工課長及び職員が出席し、審査を行い、その後、市長、副市長に出席を求め、総括質疑を行いました。

説明といたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、ダグリ公園の公園施設の指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであり、公の施設の名称は、ダグリ公園の公園施設のうち、国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台、指定管理者となる団体は、志布志市志布志町志布志2丁目20番2号、有限会社大黒、指定の期間は、平成19年9月1日から平成22年3月31日まで。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、採点結果表の団体A、団体Bは、市内か市外か質したところ、応募については、指定管理者募集要項で選定結果の公表の際は、指定管理者候補以外の申請事業者名は、公表しないとなっておりますので、公表できないという答弁がありました。

選定委員会の審査段階では、会社名を出して審査したのか質したところ、選定委員会には、会社名や関係書類が提出され、それに基づいて選定したとの答弁がありました。

5月25日に申請書類を委員宅へ配付、28日に第1回選定委員会、30日に第2回選定委員会が実施されているが、採点表は30日につけたのか。また、指定管理者候補と団体Aと比較すると、団体Aが2項目について点数が上がっている。点数が接近しているが、指定管理者候補と団体Aの話合いはなかったのかと質したところ、採点は30日に3団体の面接後、実施した。あくまでも総合点数であるので、話合いはなかったと答弁がありました。

国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台と海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫は、一体的に運営した方が良いと思うが、分離した理由を質したところ、現在も園地事業として、谷口製作

所に運営をさせてきている。特殊性、専門性があったので、分離した。宿舍と遊園地は、非常に関連がありますので、指定管理後、市を含めた3者で十分検討をしたいとの答弁がありました。

9社が説明に来られて、応募は3社になったのは、6,500万円の納付金のハードルが高かったのではないかと質したところ、説明会の時には、業務内容等ホームページでお知らせしておりましたが、説明会の中で、ある人は本当に6,500万円納付しなければならないのか尋ねられた方もいた。申請者の中にも、かなり難しいのではないかと申された方もありました。6社の方々の考えは、把握できない状況であったとの答弁がありました。

観光開発公社の職員について、市長は区切りをつけると答弁されたがと質したところ、説明資料にもあるとおり、現在国民宿舎に勤務している職員のうち、希望者は引き続き雇用しますとの答弁がありました。

以上で、港湾商工課分の質疑を終了し、引き続き、市長、副市長に出席を求め、総括質疑を行いました。

蓬の郷管理委託料800万円、ダグリ公園施設は750万円、ボルベリアダグリは納付金6,500万円という答弁があったが、管理を請け負った業者が倒産等した場合、市には責任は無いと言われたが、指定管理者候補のはっきりとした担保が必要ではないか。また、蓬の郷では、市長は団体A、Bは市外と答弁されたが、ボルベリアダグリについては、A、Bは市外か市内か答弁してもらえない。答弁してもらえないと、審査できない状況であるが、市長、考えを示していただきたいと質したところ、市長の答弁として、倒産等した場合の担保であります、議決いただきましたら、協定書を策定することになっております。その中で盛り込んでいくことになります。蓬の郷のAとBは、市外であると答弁しましたが、2社が市外のため、事業者が特定できませんが、市内、市外と言いますと、指定を受けようとした業者名が特定できるということで、要項の中に公表しないとなっておりますとの答弁がありました。

副市長は、選定委員長であります、なぜ公表できないのか説明願いたいと質したところ、市長からも答弁がありました、公募する場合において、選定結果の公表の際は、指定管理者候補以外の申請事業者名は公表しない前提で募集しておりますので、公表できないわけであり、公表した場合は、社会的なリスクを負うことが考えられるためでありますとの答弁がありました。

ボルベリアダグリについて、指定管理者候補が、議会で仮に否決になった場合は、影響は計り知れないものがあり、一方では、そのような不利益もあるかもしれないのに、候補者以外は公表しないのはおかしいではないか。また、仮に再度公募した場合、A、Bが逆転するようなことはないかと質したところ、今議会で否決された場合の前提の質疑であります、このことについては、いろいろな手立てがあると思いますが、仮に否決になりますと、指定管理者候補につきましては、再応募もありますが、今議会で判断が大きく影響する可能性は考えられると答弁がありました。

副市長が、選定委員長ということで、委員の方々の考えを右でも左でも変えることができると考えられるが、委員会の進行について、原稿等があって、そのとおり進行されたのか質したところ、公募制を採っておりますので、その選定のプロセスとか、手続の透明性、公平性の確保といったような観点から、厳格な運用が求められているのは御承知のとおりであります。質疑のあったことについて、原稿はあり

ませんでした。単なる議事進行を行ったのみであるとの答弁がありました。

以上で総括質疑を終了し、討論に入りましたが、次のような要旨の反対討論と賛成討論がありました。

反対討論として、指定管理者制度を導入する一番の目的は、住民ニーズに応える住民サービスの向上と財政的な問題の二本立てがあらうかと思いますが、先ほどの総括質疑を含め、競争原理と住民ニーズ選択の問題について質疑した結果、今回の指定管理者の中では、その討論もなされていない。そして、質疑するシステムにもなっていないような答弁であった。したがって、一番大事な根本的なことに対して、今回の指定管理者に限っては、住民に対しても不利益をもたらすと判断いたします。したがって、再度の指定管理者制度の審議なり、されることが良いかと考え、反対いたします。

賛成討論として、指定管理者に関する制度の目的の流れがあり、民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図るという観点、そして公募した理由は、民間のノウハウと住民サービス向上、管理経費の節減が期待できる施設に関しては公募するとはっきりうたっておりまして、そうした方向性は、我々議員も既に昨年8月に確認しているところであります。そうした観点から、現在の観光開発公社では無理であると思われる。せつかく民活をしっかりと入れて、この2年7カ月、そうした方向でボルベリアダグリの再建、今後の発展ができるように、この指定管理者候補に対して賛成するものである。

また、反対討論として、指定管理者選定委員会の審査内容等が不十分であるので、指定管理者の指定には反対であるとの反対討論があり、討論を終結いたしました。

採決は、起立により行い、議案第58号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定については、起立少数により、否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、賛成討論からです。

○14番（小野広嗣君） 私は、今回市長より議会に提案された原案に賛成の立場で、まず討論を行いたいと思っております。

この議案第58号は、ダグリ公園の公園施設のうち、国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台の指定管理者を有限会社大黒に指定するため、議会に議決を求められたものであります。

そもそも、この指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、公の施設の運営に係る住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図るため、従来の管理委託制度に代わって管理できるものの範囲を従来の自治体の出資法人等から民間事業者やNPO法人も含めた団体にまで広げたものであり、今後行財政改革を推進していくためにも、私は大変に重要な取組であると考えております。

今回の指定管理者の選定方法は、公募によるものと非公募によるものとに分かれておりましたが、市長がボルベリアダグりを公募による選定を推進する施設として位置付けられていることは、ただいまの委員長報告にもありましたように、昨年8月の臨時会で既にその方向性は示されており、議会もそのこ

とは承知のことでありました。

この公募による選定を推進する施設のとらえ方としては、公の施設に係る指定管理者制度に関する指針の中でも、民間のノウハウにより、サービスの向上や管理経費の節減が期待できる施設となっておりまして、現在、管理受託者となっている本市の出資法人等の自立に向けた自助努力を促すとともに、本市においても出資法人の在り方の見直しを実施することにより、公募による選定を推進するものとされております。

私はまさしく、今回議会に提案されたこの議案は、その流れに沿って提出されたものであると理解をいたしております。

しかし一方、タイムスケジュールが決まっているのもかわらず、ダグリだけではなく、蓬の郷ややちくふるさと村の公募の周知の在り方や公募期間の短さなど、その手法に稚拙さが見られたことは、本会議や委員会でも質疑をし、指摘したところであり、今後予定されている指定管理者の導入計画の推進にあたっては、慎重を期すよう注意を促しておきたいと思っております。

さて、総務委員会では、委員長の報告にもありましたように、多くの質疑が行われ、採決にあたっては反対、賛成それぞれ討論があり、真剣な審議がなされました。ここでは、私なりに委員会で展開された主な反対意見の中の2点について言及しておきたいと思えます。

その一つは、これまでダグリと指定管理者に選定されている大黒さんは、あの隣接した地域でそれぞれレストラン、宴会場、宿泊、結婚式など似通った事業を展開されており、それがあの隣接した地域で、今後一つになることを想定すると、市民の選択肢がなくなるのではないかというものでありました。私も、そういったことが懸念されることは当然であると思っておりますが、一方で、新しい指定管理者がこれまでのダグリの事業形態や歴史、伝統を最大限に尊重し、その上で自らのノウハウを展開できれば、その懸念はクリアできるものと思っております。何よりも従業員の雇用も、御本人たちの希望により、引き続き雇用されることになっており、納入業者等についても、これまでの経緯が尊重されることを考えれば、二つの施設が全く同じ形態になるとは思えません。

また、国民宿舎ボルベリアダグリは、市民のみならず、日本国中あるいは海外からも宿泊客を呼び込むための努力を今後最大限に行うべきであり、また、スポーツ団体等の合宿等を促進する上でも、二つのホテルの形態の中で、互いに調整することで、これまで以上に宿泊体制などはうまくいくのではないかと考えております。

二つ目には、選定委員会で十分な議論がなされたとは思えないとの発言がなされましたが、このことについては、選定委員には事前に指定管理候補者の事業計画として、経営方針に関する事項や組織及び人員に関する事項、施設運営に関する事項等、多岐にわたる書類やそのほか前年度決算書等が届けられ、十分熟読期間が設けられており、その上で書類審査が行われ、その2日後に面接審査が行われたことは、総務委員会で確認されておりますし、ただいまの総務委員長の報告のとおりであります。その流れからも、選定委員長の副市長より、選定委員会は、あくまでも議論する場ではないので、誤解をされないでいただきたいという発言もあったところであります。

さらには、書類審査や面接での印象、学識経験者である税理士さんの参考意見等も聞き、それらを十

分に参考にされ、各委員が選定にあられた結果であることも述べられたところであり、選定委員会での審議が十分でなかったのではないかと意見は、あたらな思っております。それよりも不思議なことは、先に可決いたしました蓬の郷の指定管理者の指定のときの選定委員は、ダグリの時と全く同じであり、そこでの選定委員会の在り方については、あまり問題にもされず、ダグリのときだけ十分な審議が尽されていないのではないかと、あるいは専門家が少ないのではないかとこののであれば、それは蓬の郷についても同じ指摘がなされるべきであり、全くつじつまの合わない採決であったと私は思っております。

また、私がどうしても不思議でならなかったことは、先ほどの質疑の中でもあったように、仮に否決した後、ダグリを市の財産として維持させるための今後の在り方についての意見がほとんど皆無であったことでもあります。

さらに、現在のままの観光開発公社でいくべきであると、そういった意見もほとんどなく、ただ目の前の議案を否決するだけで、あとは執行部で検討しろといったような在り方は、議会人として大変に無責任な姿勢であると、私は感じております。

指定管理者に6,500万円の納付金が課せられた以上、これをどうクリアする方法があるのか、もっと議論をし、市民に負担をかけない最善の道筋を見出すのが、議会の本来のあるべき姿であると考えております。こういったことを考える時、今回、6,500万円という高いハードルにもかかわらず、指定管理者に応募され、指定管理者に選定された地元企業である大黒さんの決断は、私自身、厳粛なものを感じているところであります。

実は、旧志布志町時代より、このような事態に陥った時、果たして民間で受けてくれる所があるだろうか、ほとんどの議員がまずそのことを心配してきたところであります。今後の歩みは、決して平坦ではないと思うところであります。

しかし、このような状況にもかかわらず、市民の中には指定管理者制度に関する情報が少なく、ダグリが売却されるとか、譲渡されるなど、間違った情報が流れているきらいもあり、当局はもっと丁寧にそのことの説明に努めるべきであると思っております。6,500万円の納付金を納めることができなければ、指定取消しになることや、原則2年を基本として指定管理者を見直すことなどを含め、今回提案されたもの、この議案が可決されれば、指定管理者の努力により、そのことが遵守されれば、市民への経済負担も最小限に食い止めることができるものと、私は考えております。

以上のことを申し上げ、今回の提案は、指定管理者制度の目的に合致したものであり、市で直接執行すべきサービスの必要性、費用対効果、サービスの質の確保及び市としての適切な事業執行の確保が十分に検討され、適切な判断を下された上での提案であるものとして、この原案に賛成するものであります。

議員の皆さんの御賛同を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。反対討論ですよね。

○8番（藤後昇一君） 私は、今回提出されました議案第58号に反対するものとして討論を行います。

まず、昨年3月、志布志市は公の施設に係る指定管理者制度に関する指針というのを出され、その

一番目に、制度の目的として、この制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図るものであるとなっております。

したがって、今回の指定管理者の選定に当たっては、これに沿って選定がされていなければなりません。

まず、本市の現状を考えますと、本市、特に旧志布志町におきましては、先ほど賛成討論の中でもありましたように、今回の指定管理者候補になっております大黒とダグリの二つの業者による切磋琢磨、競合によって従来の住民のニーズに応え、住民サービスを競い合ってきた関係にあります。それが近接する大黒さんがダグリを指定管理者として運営していきますと。市民としては、いやおうなしの市場の独占、競争原理が働かない、さらにサービスの選択の余地がなくなります。このことは、指定管理者のそもそもの目的に相反するものであり、市民の利益に反するものだと考えます。

さらに、この制度のもう一つの目的であります経費の節減であります。このダグリの指定管理者の要項を読みますと、直近の事務諸表のみ提出されて、審査の対象となっております。当局が私たち議員に示された国民宿舎のダグリの業績内容の説明資料は、直近だけでなく、6期分の細かな実績内容分析が提出されており、また指定管理者の業者に対しても、そのような説明がなされております。

ということは、直近の1期分だけでは、その事業者の財務体力を判断するには非常に乏しい、またそれのみで結論を出すことは、非常に危険である。

さらに、以上2点が選定委員会の中のこの四つの項目の中にはっきりと入り、審査、討論、討議されたのかと質疑しましたらば、それは、入ってないと。それと、選定委員会は先ほども賛成討論にありましたように、討論、討議する場ではないということでもあります。当局は、この選定委員会は、十分な審査をしたと申されますが、その具体的な内容に対して、私どもが納得できる説明はございませんでした。

以上の二点をもちまして、私は今回の指定管理者制度の選定結果に対して、反対するものであります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第58号は、否決されました。

—————○—————

日程第12 議案第59号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について（海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫）

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを

議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についての総務常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席のもと、企画部長、次長、港湾商工課長及び職員が出席し、審査を行い、その後、市長、副市長に出席を求め、総括質疑を行いました。

説明といたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定より、ダグリ公園の公園施設の指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであり、公の施設の名称は、ダグリ公園の公園施設のうち、海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫、指定管理者となる団体は、志布志市志布志町志布志327番地3、株式会社谷口製作所、指定の期間は、平成19年9月1日から平成22年3月31日までである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者を非公募にした理由について質したところ、特殊性、専門性がある施設であり、設立当初から谷口製作所に運営をお願いをした経緯があり、説明資料の非公募による選定理由のとおり、業務の内容に特殊性があり、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条により、公募によらず、指定管理者の候補者として選定したと答弁がありました。

谷口製作所と指定管理者について協議する中で、700万円という数字が出てきたのか質したところ、委託料の金額は、議決後、協定書の中で決定します。平成18年度の実績で、園地事業は約1,000万円の赤字であります。今後協定の中で約750万円の委託料を考えている。谷口製作所と申請の話を行う中で、指定管理者として、非常に意欲的な意見等について話がされました。

国道の入口から宿舎までの道路について、どのへんまでで区分するのか質したところ、侵入道路については、ボルベリアダグリで管理するとの答弁がありました。

土地開発基金で購入した土地と、借用している休憩所について、どうなるのか質したところ、指定管理する範囲は、市が所有する土地、建物であり、基金で購入した土地については、夏場だけ臨時駐車場として利用することになる。借用している建物については、本年度までは観光開発公社が借り上げて休憩所、駐車場として利用する。

ボルベリアダグリと園地事業との連携を密にしないといけないのではないか。一緒にイベントを行うとか、別々にイベントをするときには、協力するなど両方の連携が今後大事になってくるので、協定書作成時が大事であるかと質したところ、協定書作成時に十分協議し、ボルベリアダグリとの連携等について、協定書を締結したいという答弁がありました。

以上で港湾商工課の質疑を終了し、引き続き、市長、副市長に出席を求め、総括質疑を行いました。議案第59号に対する質疑はありませんでした。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、引き続き採決に入りました。

採決は起立により行い、議案第59号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定については、起立全

員をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） さっきの第58号との関連で、今回第58号が仮に否決になったということを受けて、第59号があるわけですが、その一体的な運営というのが、指定管理者をした施設とそうでない施設、そして賛成討論の中でも、今後の方向性が全く議論されていないという討論の中身がありましたけれども、そういった問題について、この第58号と第59号との関連で、今後のそういった方向性というのは質疑がなかったのかどうかお願いをします。その2点だけ、お願いします。

○総務常任委員長（立山静幸君） 否決になった場合の関連については、質疑はございませんでした。

先ほども申し上げましたとおり、二つの施設は、現在は観光開発公社が実施しております、運営だけを谷口製作所に運営させている。今後は、二つとも指定管理をされた場合は、相互の連携について十分三者で協議していただけるのかという質疑はございました。

○25番（小園義行君） あと一点だけお願いします。

現在、海水浴場施設の中にある有限会社大黒さんの土地を100万円ほどで財団の方で借り上げているわけですが、その委託料の関係は、この指定管理の議案が仮に通った場合に、その借上料という、そこについては、どういった対応がされるのかということについて、どういう議論があったんですかね。

○総務常任委員長（立山静幸君） このこともいろいろと質疑がされたところであります。

まあ、先ほどの報告でも申し上げましたとおり、今年まではボルベリアダグリが借り上げるということでもあります。

そして、指定管理をする場合には、先ほども報告に申し上げましたとおり、市の所有する土地、建物だけであって、そのほかについては、関係ないというんですか、それだけにしか今回の指定管理についてはしていないというようなことであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第59号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第60号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第60号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月15日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、農政課長ほか担当職員の出席を求め、現地調査を行い、6月18日に提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者となるダチョウ牧場の村留武文さんは、平成11年6月に設立され、ダチョウの生産飼育、食肉処理、販売、加工食品、革製品の製造販売、一般食堂の経営などが主な事業であります。

現在、村留さんをはじめ、7名の農家の方がダチョウを飼育されているが、その方々の食肉加工も一緒に商品化の研究をされてきております。今回の応募した理由は、販売に向けての事業展開をしていく中で、ぜひやってみたいとの説明でありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、募集説明会で4団体あったようだが、どんな団体だったか、申請まで至らなかった理由を質したところ、あとの3団体は、ビルメンテナンスの会社でありましたので、運営方針が違ったことから、申請に至らなかったとのことでした。

指定管理者となった場合、地元雇用を優先的にするということが、何人雇用するのか。評点が1,200点満点のうち、934点である。これが満足する評点が質したところ、食堂経営等もあり、前の株式会社ふるさと村らしいの人数にはなるのでは。また、評点は7割の840点が基点でありましたので、評価しているとの答弁でありました。

ダチョウ牧場だけでは厳しいのではないかと、行政もいろいろ施策で支援する考えはないか質したところ、日南海岸、志布志、都城、霧島の一体の中で観光誘致ができないか。オーストリッチという貴重な製品もあるので、行政も一体となった支援が必要だとの答弁でありました。

建物は、天井も高く改修もあると思うが、現状のままで貸し付けるのか、またふるさと村は赤字だったが、どのような支援をしていたのか、選定委員会では、どのような議論がなされたのか質したところ、建物については当然、市の建物ですので、改修があれば市ですべきであろうと思う。ふるさと村の支援は、あくまでも管理の委託であって、運営の支援はしてなかった。選定委員会の議論については、申請書の確認、経営方針などの聞き取りを行ったとの答弁であった。

手足を縛っては、黒字も出ないと思うので、成功していただくのが指定管理者の目的ですので、必要な限り、利便性を図っていただき、松山の人たちが理解できるように行政も支援してほしいと質したところ、公の施設ですので、制約ばかり多くつけても経営しにくいだろうと思います。行政として何が支

援できるのか、地域の活性化を考え、支援していきたいとの答弁でありました。

高規格道路のアクセスを考えれば、今後利用が増えるのではと質したところ、高規格道路のインターチェンジから道の駅に行くには、勾配がきついことから無理だとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第60号、志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 指定管理者制度の中には、委託料制と利用料制があるわけですが、少しでも納付金があるような利用料制の取扱いはできないかというような質疑はなかったかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午前11時27分 休憩

午前11時27分 再開



○議長（谷口松生君） 再開します。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） 議論されなかったと記憶しています。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 1点だけ確認をさせてください。

今回、管理委託をされる施設の名称の中で、海水浴場施設というふうにございます。

間違いました、すみません。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第60号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第61号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第61号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

13番、立山静幸総務常任委員長。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第61号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について、総務常任委員会における審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月15日と18日、委員全員出席のもと、関係部長、担当課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

まず、税務課分の主な説明によりますと、統合型土地情報管理システム業務については、旧志布志町、有明町については、既に事業が完了し、各種業務が幅広く活用されている。旧松山町については、平成17年度から地籍の数値情報化に取り組んでいるところであります。平成19年度に事業を完了させ、3地域の情報を統合して、本庁、各支所で地籍図等の発行を可能にするためであるとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

事業年度と予算を質したところ、計画年度は平成20年度で、予算としては280万円を予定しているとの答弁がありました。

旧3町分について、本庁、各支所で利活用ができるとのことであるが、各課の利活用についてもできるのか質したところ、各課の利活用までは、この予算には含まれていない。各課の利活用については、今後検討したいとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、企画政策課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、市企業立地補助金であります。市内に工場等を新設又は増設した場合に補助の交付を行うものであり、用地取得、工場建設、雇用の促進を実施した事業主体に補助するものである。

地方公共交通特別対策事業であります。廃止路線の代替バス路線の運行にかかわる費用を補助する事業で、県も2分の1補助し、必要な路線についての対応策の経費分であるとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

馬庭線等4路線が廃止になり、昨年11月から福祉タクシーで対応されているが、70歳以上と制限があり、福祉部と企画部と調整する必要があるかと質したところ、福祉タクシーだけでは、廃止4路線のほか、市内の交通利用に対して対応できないため、企画部を中心に市内の交通面から見たとき、どうあるべきか、検討委員会を設置し、市民の交通体系はどうあるべきか、検討していくとの答弁がありました。

検討委員会を立ち上げ、実施まで期間がかかるようであれば、福祉タクシーの年齢を引き下げたり、利用しやすいように改善すべきと考えるかと質したところ、関係課と早急に検討委員会を立ち上げて結論を出し、市民の要望に応えるように努力するとの答弁がありました。

今回の過疎計画の変更は、3月の当初予算に計上され、可決されたものばかりである。過疎計画と予

算との整合性がまったくない。整合性、統一性について質したところ、御指摘のとおり、予算は3月の当初予算で議決いただいております。予算議決後、県との協議を重ね、協議が整ったので、今回提案いたしました。今後は過疎計画、予算計上については、整合性のある提案にしたいとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、情報管理課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明といたしまして、移動通信鉄塔設備整備事業についてであります。この事業は、携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地域において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助するものである。

現在、市内の広域的なエリアで、携帯電話の利用ができない地域がいくつかあります。この地域は、通信事業者が採算性の問題から、携帯電話サービスを提供しておりません。

地域からの要望と、万一災害が発生した場合、孤立する可能性もあり、今回、四浦、潤ヶ野・八野地区を計画している。

次に、市ホームページ改修事業についての説明であります。志布志市のホームページは合併当初からすると、行政情報の提供も増加してきておりますが、まだ十分とはいえない状況である。

現在のホームページは、いろいろな課題を抱えている。その一つは、ホームページを訪れた人が、自分の見たいページにすぐ行けるよう、使いやすさの工夫が必要であること。二つ目には、市が提供する行政情報をさらに充実させる必要があること。三つ目には、文字の拡大機能などの機能がなく、人に優しいホームページとして、まだ改善の余地が残っていること。四つ目には、依然として更新が遅れているページも数多く存在すること。以上の問題点を解決するための事業である。

次に、住民基本台帳ネットワークシステム機器更新整備事業について、現在稼働しているシステムは、合併前の旧町時代に導入したものであるが、今年度中に更新するものであり、運用中の住基ネットシステムは、ソフトウェアのサポートが平成20年5月末をもって打ち切られるため、システムの安定運用とセキュリティ維持を目的に新しいシステムへ移行するものである。

また、国がIT戦略の一環として、重点的に取り組んでいる電子自治体の推進を進めるものであるとの説明があり、概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、移動通信用鉄塔施設整備事業の事業主体と事業年度を質したところ、事業主体は市で、事業年度は平成20年度の計画であるとの答弁がありました。

四浦、潤ヶ野・八野地区の希望者の実態調査は、どこが実施するのか質したところ、市でこの3地区を想定して県に要望している。県は、通信事業者に対して、この3地域が事業参画できるか協議することになっている。最終的には、通信事業者が利用者数を判断して決定されることになっているとの答弁がありました。

3地域の携帯電話の地域間の情報通信格差を是正するため、市も地域の人たちへ利用促進の説明会等を実施すべきと考えるが、また実施可能な場合、予算金額はいくらか質したところ、3地域の実態調査を今、通信業者が調査中である。調査の結果についての資料は、市へ提出するようお願いをしている。

総体事業費につきましては、3地域で1億1,000万円を見込んでいるとの答弁がありました。

市のホームページ改修事業及び住民基本台帳ネットワークシステム機器更新整備事業の事業年度を質したところ、二つとも平成19年度で実施するとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、港湾商工課分の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明といたしまして、地元購買促進対策事業であります。商品券や地元特産品等を歳末大売出し等で提供することで、商店街の活性化を図るものであります。

次に、商工観光戦略会議であります。商工業と観光産業との調和のとれた産業振興策を、市民参加により、また市民協働による提言と実践の両面で推進し、地域の活性化を進める事業であります。

次に、「さんふらわあ」志布志航路利用促進協議会補助金であります。さんふらわあ志布志航路の利用促進を図るため、次のような事業実施に対して補助するものであります。

一つに、水道使用料金の一部助成。二つに、さんふらわあを利用した旅行、エージェントとの商品販売促進。三つに、さんふらわあを利用した団体に対する助成。四つに、その他、さんふらわあの利用促進を図る事業。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第61号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてのうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、19番、岩根賢二文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となっております議案第61号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてのうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分について、審査の経過と結果を報告いたします。

当議案の関係課は、教育総務課、文化振興課、環境政策課の3課であります。

当委員会では、6月15日、委員全員の出席のもと、執行部から教育次長、市民部長、担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査日程順にしたがい、まず教育総務課分について申し上げます。

主な質疑といたしまして、過疎計画の変更の中には、当初予算で計上しているものがあるが、なぜその時点で変更しなかったのかと質したところ、過疎計画の変更は、この時期に県との協議を終えて提出するため、当初予算の段階では提示ができなかった。当初予算は、変更を前提として予算を計上しているとのことであります。過疎計画の変更を前提として当初予算を計上するのであれば、計画の変更そのものも当初の段階で提案すべきではないかと質したところ、今後、企画政策課と十分協議をさせていただきたいとのことであります。

以上で、教育総務課分について、質疑を終結いたしました。

次に、文化振興課分について報告をいたします。

執行部の説明によりますと、歴史のまちづくり観光基盤整備事業の駐車場の公有化及び整備については、当初22年度に位置付けていたが、近年、状況に進展があり、年度を繰り上げて事業をさせていただきたい。庭園が国指定になれば、来訪者も多くなると予想されるので、近くに3箇所用地を取得して、駐車場を整備するものである。予算的には、20年度に3箇所、1箇所当たり1,000㎡を計3,000万円用地取得し、21年度に簡易舗装して整備する予定である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、買収の価格は何で決めたのかと質したところ、路線価により判断しているとのことであります。

駐車場の用地取得には、補助はないのかと質したところ、補助はないとのことであります。

借地でということは考えなかったのかと質したところ、駐車場となれば舗装もしなければならないし、案内板やトイレ、ベンチ等も整備しなければならないので、借地ということは考えなかった。また、いつまでも空き地であるかという不安もある。3箇所のうち、2箇所は売買ということで内諾を得ているが、1箇所については、借地ということになるかも分からないとのことであります。

指定文化財と登録文化財の違いを質したところ、指定は、国の文化財審議会で、地域文化を代表するにふさわしい内容を持つものが指定され、文化財そのものの公有化に8割の補助、整備事業に5割の補助がある。登録は、それに準ずるものということになるが、補助の制度はないとのことであります。

年間の来訪者は、どれくらいかと質したところ、山城については、平成17年度までは200名ぐらいだったが、指定を受けてから倍増している。庭園については、3、400人ぐらいであるが、倍増すると考えているとのことであります。

実施計画はどうなっているかと質したところ、史跡活用事業、その他の中に含まれている。担当課としては、企画政策課のヒアリングを受け、その後、企画政策課が財務課と協議をしているとのことであります。

過疎計画の変更が次から次に出てくると、最終的にはどれくらいになるのか疑問が残るかと質したところ、この事業は文化財の保護、活用だけではなく、観光の基盤整備や住環境整備、景観形成と多岐にわたる総合的な事業であるので、将来的にどこまで実現できるか申し上げられない。それぞれの分野の担当者が集まって協議をしていけば、加速度的に成果も出てくると思うとのことであります。

市長や教育長は、このことを理解しているのか。この事業の位置付けをしっかりとってほしいと質したところ、市長、教育長を交えて全体的に事業の在り方について検証、検討をした方が良いと思う。実施の段階になると、文化振興課だけでは対応できないと思うとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、文化振興課分の質疑を終結いたしました。

次に、環境政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、当初で予算計上しているものがあるがなぜか。また、計画の変更は議決案件である。整合性をどのように考えているかと質したところ、計画の変更をしてから当初予算で計上すべきであったが、県との協議が済んでからということで6月定例会に提案という流れになったところである。本来なら過疎計画の変更の議決が先に必要であると考え。今後は計画と予算の整合性が取れる

よう提案をしていきたいとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

続いて討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてのうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となっております議案第61号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要と、その結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、建設部長、担当課長ほか担当係長の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

土木課分の説明によりますと、生活環境の整備の中の県単砂防事業負担金については、志布志の東谷地区を県で事業をしていただくため、新規追加するものであります。

概略、以上のような説明受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、場所はどこかと質したところ、田之浦の下東谷バス停から四浦方面へ100m入った所の県道の左側の谷である。この場所は、志布志町時代から要望をしていたが、今回認められたものであるとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、都市計画課分の説明によりますと、消防法の改正に伴い、すべての住宅に火災警報機の設置が義務付けられたことで、新規の変更である。新築については、平成18年6月1日からの施行であり、既に始まっている。既存住宅は、5年間の猶予措置を受け、平成23年6月までに設置の義務が発生することで、公営住宅におきましては、平成20年度から随時、警報装置を設置していきたいと考えているとの説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終了しました。

次に、耕地課分の説明によりますと、資料の中で、産業振興の基盤整備の農業の分野の中の農地・水環境保全向上対策事業につきまして、10地区について事業計画を追加するものであるとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、この事業の申込方法、事業の活動内容はと質したところ、土地改良区や自治会、さらに地区が意思表示し、申込みして事業を採択いたします。実施期間、活動内容は、維持管理作業や農業用施設の長寿化を図る手入れ作業の共同作業と、自然と環境を守る地域活動を支援する事業である。実施期間は、5年であるとの答弁でありました。

自治会への説明は、どのような説明をしたか質したところ、各自治会長、校区単位での説明と、土地改良区理事等への説明会を実施したとの答弁でありました。

今後、新しく事業をしたい地区がある場合、新規を認めるのか質したところ、新規は認めないとの答弁でありました。

改良区等と自治会の参加がなく、排水路の無い地区はどうなるのか質したところ、ほ場整備事業を推進して整備を図っていききたいとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分の説明よりまずと、家畜指導センター雨天審査場建設工事を新規追加するものであり、場所は有明家畜指導センターで、工事内容は鉄筋スレート葺きで、建築面積は200㎡を計画している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志の家畜指導センターはさびが出ているが、管理はどのようにしているか、予算化はできないか質したところ、建設後相当の年数が経っている。これまでも維持、修理をしてきたが、状況を把握しながら適切に処理したい。手当てが必要であれば、当初予算に計上したい。家畜指導センターは女性の利用も多く、また古くなってきているので改修はできないか質したところ、志布志の家畜指導センターなど、小用の便器がないので改修の必要性がある。今後、検討するとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、林務水産課分の説明によりまずと、志布志漁港の加工施設改修補助事業分を追加するものと、林道関係では、県単林道改良事業の境屋・柳井谷線の改良舗装を200m追加するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、境屋・柳井谷線の改良舗装は、どこの部分か質したところ、上大性院近くの起点に近い部分ですとの答弁でありました。

志布志漁港の加工施設改修補助事業の内容はと質したところ、排水設備、窓の設置等、既存施設の改良工事ですとの答弁でありました。

作業員の暑さ対策、魚等の鮮度保持の面からも施設内に冷房が必要ではないかと質したところ、次年度において空調施設、冷房施設の整備を計画しているとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分の説明によりまずと、経営近代化施設の環境にやさしい農業総合推進事業は、減農薬を図るために、フェルモン剤を使った安心・安全な茶産地づくりを目指すもので、新山村振興等農林漁業特別対策事業は、無人ヘリの導入、鹿児島県茶業振興大会は、平成19年11月に本市で開催されるもので、いずれも追加するための変更であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ハマキコンN設置面積と効果を質したところ、面積は109haです。効果については、集団茶園であればあるほどフェルモン剤の効果が出てくるとの答弁でありました。

鹿児島県茶業振興大会の審査、今後の日程を質したところ、審査については、9月の月上旬に計画されているとの答弁でありました。

以上ですべての課の質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、議案第61号、志布志市過疎地域

自立促進計画の変更についてのうち、産業建設常任委員会に付託となりました分につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第61号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、1時10分から再開いたします。



午前11時57分 休憩

午後1時09分 再開



日程第15 議案第63号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月15日と18日、委員全員出席のもと、関係部長、担当課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

税務課分の主な説明によりますと、税務総務費で479万2,000円の減額であります。これは4月1日の職員異動の人件費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特殊勤務手当の支給が計上してあるが、今特殊勤務手当は廃止するようになっていると思うがと質したところ、条例により、税務手当として支給するようになっているとの答弁

がありました。合併して約1年6カ月が経過しようとしているが、徴収等に問題はないか質したところ、納税未加入者や徴収低下が懸念される。納税組合に対しては、奨励金を導入し、今年度口座振替の推進を図っている。421件の新規加入者があり、18年度で45%の加入率である。今後も嘱託徴収員による臨戸徴収、差押え等実施して、徴収率向上に努めたいとの答弁がありました。

給食費未納者問題も報道されているが、税とその他の納付金と連携して納付する取組を提言したが、実行されているかと質したところ、保育料、給食費、水道料、住宅使用料を含め、今年度において債権対策特別委員会（仮称）を設置して、財務課を中心に債権のある関係課と連携を図り、その対策に取り組むことにしているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、財務課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、地方債補正として、現年補助災害復旧事業を追加し、変更については、一般公共事業を過疎対策事業への変更等で、全体で5,600万円減額している。

志布志支所庁舎改修事業として、818万5,000円計上、予備費として5月5日の豪雨により、グリーンロードの災害復旧費として、5月7日付けで予備費を充用したために、今回増額補正した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志支所改修によって、包括支援センターが2階に下りることになったが、スペースは十分確保されているか質したところ、2名の増員予定と相談スペースを確保するため、現在の約1.5倍のスペースになる計画であるとの答弁がありました。

1階に障害者支援センターを持ってきたのは良いが、5階の会議室は使っていない部屋もあったはずだが、必要なか質したところ、これまで5階会議室では、法律、行政相談等を実施していた。今回、教育委員会を3階に移すため、3階の会議室で行っていた会議等も5階の会議室を利用するようになるとの答弁がありました。

3階と5階の空調設備は、単体でやるのか質したところ、旧志布志町時代、各階年次的に単体導入しており、今回も単体で設置するとの答弁がありました。

支所長室が地域振興課と同じ部屋になるが、応接室はどこになるのか質したところ、支所長室の応接室はなくなるが、庁議室の円卓を5階へ移すため、応接可能となるとの答弁がありました。

さまざまなお客様がこられるわけだが、応接セットは5階に持っていくのか質したところ、改修により応接セットは置けない。他の部屋で対応する方向で検討する。3階の現教育長室に隣接する会議室はテーブルがあり、この部屋も利用できるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、企画政策課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、臨時職員賃金につきましては、地方公共交通特別対策事業の交通検討委員会等の資料作成のため、アンケート等をするための配布、分析等の賃金である。その他業務委託料の減額は、男女共同参画計画プラン作成費用を計上していたが、旧志布志町で実施した分が参考になるため減額し、報償費で一部対応する。役務費については、5月から女性支援相談室を実施している。女性の方々

が相談しやすいように、専用のフリーダイヤルを設置するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、フリーダイヤル制にしても、専門的な相談員が出ないと電話を受けるだけではないか。現在まで何件の相談があったか質したところ、5月から1件である。専門家でないので、相談電話があった場合は、よく内容を聞き、専門家に相談して対応するようにしたいとの答弁がありました。

予算可決後、速やかに市民に周知するように質したところ、そのように市民に十分周知してまいりますとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、総務課、選挙管理委員会分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、給料、職員手当等の減額は、4月1日の異動分で、報償費については、沢津ヶ峯集落埋立地裁判取下げによる弁護士への謝礼金であります。

旅費、使用料及び賃借料については、職員1名を環境省へ研修派遣しており、これに伴う研修旅費と宿舍の借上料であります。

選挙管理委員会費の共済費は、地方公務員共済組合等負担金で、非常備消防費の負担金補助及び交付金は、市町村消防補償等組合負担金と消防団員弔慰救済基金負担金であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、環境省への派遣の勤務内容は1年間か、所属課はと質したところ、1年間で、所属課は環境政策課であるとの答弁がありました。

旅費の内訳を質したところ、旅費の130万円の内訳ですが、東京までの着任、帰任の旅費と1年間分の日額旅費であり、13万円程度は既定予算で対応するとの答弁がありました。

消防団員の退職に伴う補充について質したところ、補充につきましては、志布志方面隊が9名、有明方面隊が11名、松山方面隊が6名入団されている。480名の定員に対し、16名の不足であるとの答弁がありました。

現在の職員派遣状況を質したところ、環境省へ1名、鹿児島県へ3名派遣し、県から4名志布志市へ派遣されているとの答弁がありました。

今後の消防団員の退職金はどうなるのか質したところ、合併前の平成17年12月31日に在籍していた団員につきましては、その日で退団したとして旧町ごとに退職金の積算をしている。その後の在籍による加算と、合併後に入団した団員については、退職金はない。县市町村消防補償等組合の退職報奨金は、合併に関係なく支給されるとの答弁がありました。

以上のような質疑、事務局答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、監査委員事務局分の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明によりますと、人件費は4月1日の異動分であり、当初予算で、諸会議出席負担金を需用費で計上していたが、負担金補助及び交付金へ組み替えるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議会事務局分の提案理由の説明を受けたところです。

主な説明といたしまして、人件費については、職員の昇給による分と扶養手当のうち、高校になったため特別扶養手当の増額分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、港湾商工課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、歳入で蓬の郷振興基金利子の増分について計上しております。商工総務費の人件費につきましては、4月1日異動分であります。積立金につきましては、蓬の郷振興基金利子分であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、蓬の郷振興基金について、新しい指定管理者になった場合、基金の運用はどうか質したところ、基金条例の第5条に処分の規定がありますが、施設の設備にしか運用できないことになっております。指定管理料の中の年間30万円の修繕料については、協定書の中で締結するようになっており、30万円以上の修繕なり、天災等の修繕については、運用できるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となっております議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、6月15日、委員全員の出席のもと、執行部から教育次長、市民部長、福祉部長、担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順にしたがい、はじめに教育総務課、学校教育課、給食センター分について申し上げます。

主な質疑といたしまして、びろうの鉢植えについては、その後検討したかと質したところ、これから十分研究をして、把握をした上で進めていきたいとのことであります。

特別支援教育について、先生の配置はどうなっているかと質したところ、特別支援学級を松山中学校に2学級、県に配慮してもらった。今後もきめ細かい配慮をしていきたいとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課、文化振興課、図書館分について申し上げます。

主な質疑といたしまして、家庭教育支援総合推進事業の県委託金は、家庭教育学級と同じで、保護者の支援として社会教育総務費で支出すべきと思うが、なぜ青少年教育費で支出するのかと質したところ、

この事業は、将来親となる中・高校生を対象とした子育ての理解の促進を図るという内容であるため、青少年教育費に計上しているとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

市民課及び環境政策課分につきましては、ほとんどが人件費の補正であったため、質疑はありませんでした。

次に、保健課分について申し上げます。

主な質疑といたしまして、地域ケア体制整備モデル事業のネットワークの再構築とはと質したところ、現在、近隣福祉ネットワークで地区社協で見守り活動をしてもらっているが、この事業では、老人クラブ等の身近な所で高齢者同士の見守り活動の構築を図るものであるとのことであります。

委託料の40万円は、どこに支払うのかと質したところ、マップづくり等の手助けをしてくださる老人クラブ等に支払う。1万円の40箇所を40万円と考えているとのことであります。

また、老人クラブより自治会の方が実情を把握しているのではないかと質したところ、高齢者同士の仲間づくりをしながらということを含んでいるので、老人クラブ等にとということ考えているとのことであります。

この事業は何年続くのかと質したところ、1年限りの事業である。今回の事業は、その動機付けであると考えているとのことであります。

母子保健費の90万円の内訳はと質したところ、全国保健センター連合会の補助金を利用して、母子保健用の車を購入するもので、147万円のうち、57万円を補助してもらい、残りの90万円を負担するものであるとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、生活保護者に係る人工透析については、平成19年2月までは生活保護扶助費により支出をしていたが、3月以降は自立支援費で対応することになり、生活保護費を減額し、自立支援費を増額した。

また、地域ふれあい交流事業の説明資料では、19年9月17日現在で70歳以上としてあるが、当該年度内に満70歳以上となる者に訂正をしたいとの申入れがありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域ふれあい交流事業が、今回補正になった理由はと質したところ、市の単独事業の見直しをする中で、廃止するもの、内容を変更するもの、そのまま継続するものに区分することで検討をしてきた。関係課と協議を重ね、当初予算で計上すべく準備をしていたが、どうしても協議が整わず、今回の補正になったということでありました。

公民館単位でやるのかと質したところ、やりやすい方法での見直しを行ったところである。実施日に幅を持たせるなど要綱を作成し、公民館に説明をしていきたい。敬老行事も含めた交流事業、校区の運動会等で交流のプログラムを組むとか、様々な交流事業を対象としたいとのことであります。

昨年の実績はどうかと質したところ、対象参加者2,852名、来賓277名の合計3,129名、予算執行率は

69%であったとのことであります。

自治会で実施して、公民館が取りまとめるというやり方で、実態の把握ができるのかと質したところ、校区公民館が取り組みやすい方法を検討し、名簿だけで実態がないというようなことがないよう、今後も見直しをしていきたいとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となっております議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日に委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、建設部長、担当課長ほか担当係長の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

土木課分の説明によりますと、歳入の土木費国庫補助金の臨時交付金事業ですが、これは当初から3路線を計画していたものに、2,000万円の追加補助されるものである。

歳出の土木総務費と道路橋梁総務費は、4月の職員の異動による増減額である。道路新設改良費は、2,000万円ほど補助が付きまして、市道の弓場ヶ尾・佐野原線等の測量設計監理業務委託料と工事請負費にそれぞれ1,000万円ずつ増額するものと説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、弓場ヶ尾・佐野原線の架橋は、これで終わりか質したところ、路線名は、昭和・弓場ヶ尾線で、県の代行路線である。今年から2年かけまして、全部の橋の桁を渡す工事と聞いている。それが済みまして21年度までに、駒水商店の交差点まで改良すると聞いているとの答弁でありました。補助事業の3路線はどうかと質したところ、弓場ヶ尾・佐野原線、吉村・山ノ口1号線、六月坂・安良線の3路線です。

松下病院の所は、後ろの山を通り、ベスト電器の所を工事するのか質したところ、香月小学校側については、22年度以降、二期工事として実施計画の予定である。設計の中では、交差点を一本化にしたいところから、ベスト電器の方の交差点に移って行くことになるとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、都市計画課分の説明によりますと、歳入ですが、市債の河川債の450万円は、予算の一般単独事業を合併特例事業に組み替えるものであり、歳出は、町原都市下水路の工事請負費で、都市下水路を160m張りコンするものであるとの説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、都市下水路の場所はどこになるのか質したところ、町原から水ヶ迫団地ま

での市道で、沿線の水路については張りコンをしていくとの答弁でありました。

今後開発が進むとますます水量が多くなっていく。そうなると、下流は蓋板がかぶせてあるが、オーバーすることは考えられないかと質したところ、下流は問題はないと思っている。今回の計画は、既存の三面張りがオーバーする可能性があるので、オーバーフロー対策と道路の維持管理、法面の崩壊防止、やぶ払いの必要性をなくすることで考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、管理課分の説明によりますと、歳出の住宅管理費は、4月の職員の異動による増減額である。共済費については、毎年あります財源率の見直しですとの説明でありました。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終了しました。

次に、耕地課分の説明によりますと、歳入の農業費補助金の農地・水・環境保全向上活動推進事業は、当初予算を雑入で計上していたものを組み替えるものです。

歳出の農地整備費は、農地・水・環境保全活動推進交付金市町村推進事業等に増額補正するものです。

現年農林水産業施設災害復旧費は、1億1,740万円補正計上しましたが、補助分は1億513万円で、市持ち出しは1,227万円ですとの説明でありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地・水・環境保全の関係で、作業賃金の支払方法はと質したところ、今回の補正分は市町村の推進事業、それにかかわる事務費です。作業賃金については、それぞれの実施地区に交付される交付金の中で賃金の支払いをすとの答弁でありました。最初の説明では、賃金は含まれていないと聞いたが、賃金の支払いをしないとおやつだけでは予算の執行は困難ではないかと質したところ、賃金の執行は活動の基礎部分、向上対策、環境対策の三つの項目があり、そのうち基礎部分は認められず、あとの二つについては支払いができることになっている。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、林務水産課分の説明によりますと、歳出は林業総務費、水産業総務費、漁港建設費のいずれも4月の職員の異動による増減額であるとの説明でありました。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新規就農・就業支援システム推進事業の減額の理由について質したところ、県の交付決定が4月にあり、248万8,000円の確定がありましたので、それに伴い減額したとの答弁でありました。

農業・農村活性化推進施設等整備事業は、県費の縮減と出ているが、事業内容の変更、一般財源から大きく持ち出しをしなければならぬ。その経緯はと質したところ、県費の減額の関係ですが、昨年度の単年度協議で、概略、県と協議を終了し、当初予算を計上した。今回の減額は、それを基に新しく見積りを取って県に申請をし、申請した金額に沿って県費が減額になったとの答弁でありました。

担い手アクションサポート事業の研修については、海外研修もできるのか質したところ、認定農業者の協議会で、研修を取り組み、そしてそれに対して研修費が出ていますが、海外研修費までは農政局に聞いてみないと分からないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、議案第63号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託になりました分につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○27番（鬼塚弘文君） 1点だけ、確認をさせていただきたいと思いますが、産業建設委員会で御審議をされました、この農地・水・環境保全向上活動推進交付金市町村推進事業というのが当初予算から出ております。先の過疎計画の中でも新規に組み込まれてきたわけでありますけれども、問題はこの推進の在り方。私どもの地域でも、この事業に着手した地域もあれば、してない所もある。してない所は、どうも地域の方々が分かってないんですね。よって、この推進の手法、これを行政当局が地域にどういう方法で流したのか、そこらあたりの議論はなかったものかですね、そのことを1点だけお聞かせください。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） 予算の中では出なかったわけでごさいます、過疎計画の中で出たと記憶しております。先ほど、過疎計画の中で私が説明いたしました、自治会、それに改良区の理事あたりの方々との協議をしていったということで、この事業はある程度のボランティアということで説明があったわけでごさいますので、今回の一般会計補正予算の中では出ませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第64号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第64号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第64号、平成19年度志布志市国

民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、6月15日、委員全員が出席のもと、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

訪問調査員の費用を一般管理費で減額し、疾病予防費で増額しているのはなぜかと質したところ、4月に国の補助事業で保健事業費が全額補助されることになったため組替えを行い、さらに1名を増員して計上したためであるとのことでありました。

車両購入の計画があるが、国保だけでこの車を使うのかと質したところ、国の保健指導事業を適用するもので、来年4月に法律で義務化される特定保健指導に使用するため、今年度から調査して準備をするために専用の車を購入するものであるとのことでありました。

特定健康審査とは何かと質したところ、メタボリックシンドローム対策である。来年4月から40歳から74歳までの人に健診と保健指導を義務付け、肥満者対策に国が本格的に取り組むことになったとのことでありました。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第64号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

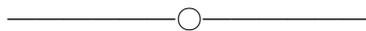
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第17 議案第65号 平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第65号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第65号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、6月15日、委員全員が出席のもと、当局から市民部長、市民課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

はじめに、執行部から、歳入では、国庫負担金の過年度分、県支出金の医療費県負担金、18年度の繰越額の確定による補正、歳出では、同様に18年度の医療費等の精算に伴う償還金、また繰出金が計上してあるとの補足説明を受け、質疑、討論を行いました。質疑、討論ともなく、採決の結果、議案第65号、平成19年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

（若松良雄君退場）



日程第18 陳情第2号 新若浜地区緑地整備に係るサッカー場施設の整備に関する陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第18、陳情第2号、新若浜地区緑地整備に係るサッカー場施設の整備に関する陳情書を議題とします。

本陳情は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました陳情第2号、新若浜地区緑地整備に係るサッカー場施設の整備に関する陳情書の総務常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、6月15日、委員全員出席のもと、副市長、企画部長、次長、企画政策課長及び関係職員

が出席し、現地調査を実施しました。

調査は、今回陳情が出されている地区において、鹿児島県大隅地域振興局建設部志布志港支所長及び市企画政策課から現在までの当該地区の整備方針について、また整備の方向決定の経過と今後の予定等について説明を受けました。

今回の陳情は、新若浜地区の旧堤防側の緑地帯にサッカー場施設を整備してもらおうというものであるが、現在までの当該地区の整備の方針として、県は平成18年11月末に市内の各団体から新若浜地区緑地利用検討ワークショップ委員30名を選出し、緑地の利用等についての意見、アイデアを出してもらい、取りまとめを行っている。

また、ワークショップで検討された計画方針やゾーニングを審議するとともに、植栽方法や施設整備にかかわる専門的な意見交換を行うことを目的とした検討委員会、委員19名を立ち上げ、検討を重ねてきているところであるとの説明がありました。

ワークショップは今まで3回開かれ、一部をサッカーコートやグランドゴルフができる芝生広場と、現在の自然を残しておくような意見があり、7月に最後となる会が行われる予定である。

検討委員会は、6月末に第2回目が開催され、7月末に3回目が開催されることになっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

事業の計画変更について、環境省との協議は特に必要がなく、地元検討委員会の取りまとめを尊重することで間違いないのかと質したところ、間違いないが、適宜状況を報告していくとの答弁がありました。

埋立地以外の国有地については、環境省との協議が必要なのか質したところ、緑地からアクセス道路までの国有地については、県の環境政策課等、県の判断を重視するとのことである。この部分についても、7月末の検討委員会で結論を出したいとの答弁がありました。

今回の陳情は、サッカー関係者が多いが、ワークショップ内のスポーツ関係者は一致しているのか。また、他のスポーツ団体とのすり合せが、ワークショップ内で検討されているのか、7月に決定されるが、方向は定まっていないのかと質したところ、専用コートを造ってほしいという希望があったが、いろいろなスポーツができるようにという意見があったとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、陳情に対する検討を行いました。

自然を残したままということも必要であるが、今の状態のままであると、ごみの不法投棄があるのではないか。管理のためには、いつも人がいるように、また管理経費が掛からないように整備すべきではないか。新若浜地区の緑地帯は、大きな財産であり、サッカーができるような芝生広場が必要であり、行政一体となって強く要望し、採択し、実現ができるよう努力すべきと考える。

以上のことから、この陳情は採択すべきものとの意見が多く出され、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、陳情第2号、新若浜地区緑地整備に係るサッカー場施設の整備に関する陳情書については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本陳情は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は所管委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

（若松良雄君入場）



日程第19 陳情第3号 日豪EPA／FTA交渉に対する陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第19、陳情第3号、日豪EPA／FTA交渉に対する陳情書を議題とします。

本陳情は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました陳情第3号、日豪EPA／FTA交渉に対する陳情書について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、農政課長ほか担当職員の出席を求め、説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、今回の陳情の内容、日豪EPA／FTA交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の主要品目を除外するとともに、万一これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。

二つ目に、農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と、国内自給による食料安全保障の確保を基本に、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めている。

この日豪EPA／FTA交渉に当たっては、国においても現在の重要な国政課題の一つとして位置付けられ、国会等においても慎重な議論が重ねられてきたところである。

今後の交渉の基本として、重要な農林水産物が除外又は再協議の対象となるよう多様な農業の共存を目指し、粘り強く交渉をすること等を衆参農林水産委員会でも決議がなされており、また政府としても、段階的消滅、さらには除外、再協議、中断という柔軟性を持って対応するとの方針確認がなされているようではありますが、政府の今後の交渉に当たっては、さらに強い意志で臨んでいただき、本市の基幹産業である農業及び日本農業の持続的経営が確保されるよう、農業生産現場の切実な思いを政府関係機関

に、本市議会の意見書として、ぜひ提出いただきたくお願いをいたしたいということでもあります。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りましたが質疑もなく、討論に入りましたが討論もなく、陳情第3号、日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本陳情は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は所管委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



日程第20 陳情第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第20、陳情第4号、教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書を議題とします。

本陳情は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第4号、教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、6月15日、委員全員出席のもと、当局から教育次長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

当陳情の審査に当たって、執行部の意向を問うたところ、国として義務教育についてはしっかり予算を確保してほしいという願いを持っており、当陳情について特段異論を挟む余地はないということでありました。

その後討論を行い、討論では次のような賛成討論がありました。

これまで旧町でも義務教育費の国庫負担の制度を維持してもらいたい旨、国に要望してきた経緯がある。今回も採択をして、意見書を提出すべきである。

以上で討論を終え、引き続き採決に入り、採決の結果、賛成多数で、陳情第4号、教育予算の拡充を

求める意見書の採択についての陳情書は、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

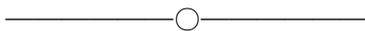
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第4号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本陳情は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は所管委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



日程第21 陳情第6号 「取り調べの可視化」を求める陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第21、陳情第6号、「取り調べの可視化」を求める陳情書を議題とします。

本陳情は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました陳情第6号、「取り調べの可視化」を求める陳情書について、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月15日、委員全員出席のもと、審査を行ったところであります。

委員会の中で論議されたことは、今回の一般質問でもありましたが、陳情提出者の住民の人権を考える会は、約4年にわたる、いわゆる志布志事件を、表裏両面から支えてきた組織であり、この裁判の意義は、ただ本市にとどまるのではなく、もはや全国的な事案となっており、その影響も全国的なものになっている。現在もいろいろな報道がなされているが、取り調べの可視化を求める声はますます高まっており、この陳情書は、採択すべきものであるとの意見が多く出され、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第6号、「取り調べの可視化」を求める陳情書については、賛成多数をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第6号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本陳情は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は所管委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第22、議案第66号から日程第26、発議第6号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号から発議第6号まで、以上5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第66号 新たに生じた土地の確認について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第66号、新たに生じた土地の確認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、新たに生じた土地の確認について、説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県が行っている志布志港整備事業及び志布志港改修事業における公有水面埋立のうち、第1工区、第1-1-1工区及び第2-1工区が竣工したことに伴い、本市の区域内に新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 補足説明を申し上げます。

鹿児島県が行っている大字志布志町志布志の公有水面埋立地に新若浜地区、計画面積約84.6haのうち、今回45.6haが完成し、平成20年の秋ごろ、一部供用開始の予定であります。したがって、新たに生じた土地の確認で、市町村長は、議会の議決及び告示を経た後に登記手続などを行い、必要な建物、管理棟、多目的上屋、税関検査場などを整備するものであります。

その土地の所在、土地の面積について、説明を申し上げます。

大字志布志町志布志字若浜3326、大字志布志町安楽字水溜201の30及びこれらの区域の介在する水路である国有地並びに字水溜201の20、29、30、41、字外間瀬202の1、字汐掛292の1、294に隣接する国有地の地先公有水面埋立地、土地の面積45万3,436.1㎡、それからもう一つありますが、その土地の所

在、大字志布志町安楽字汐掛292の1に隣接する国有地の地先公有水面埋立地、土地の面積3,080㎡であります。

なお、土地の面積が二つに分けて表現してありますが、これは竣功認可申請ごとに表を作成するため引き続いている土地であります。このように分ける必要があります。これは、県の市町村課と協議をし、指導があったものでございます。

説明資料といたしまして、埋立現況写真、それから字界変更図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○30番（福重彰史君） 1点だけお伺いをいたします。

今回、こういうことで志布志市の面積が増えるということは、非常に喜ばしいことであるわけですが、このことで地方交付税にどのような跳ね返りがあるというふうに認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（宮苑和郎君） 地方交付税につきましては、1km²当たり235万7,000円で加算されます。したがって、今回は0.45km²でございますので、約100万円程度増加する予定でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○25番（小園義行君） 今、交付税の算入のことがありましたが、逆に港湾改修負担金というのは、志布志市は大分出しているわけですね。これが、今回すべて完成した後に、どれくらいまで影響があるのかですね、そこをどういうふうに予測されているのか、ちょっとお願いします。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後2時12分 休憩
午後2時28分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

○企画部長（持富秀明君） 今後の負担金の推移でございますが、平成19年度から一応、今の現計画でいきますと、平成24年までということになっておりまして、6年間の負担金が7億3,932万2,000円という計画の中でございます。これにつきましては、国の直轄事業並びに県事業も含めた額でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○26番（上村 環君） 24年度まででほぼ計画を達成をするというような、ただいまの説明でありましたが、20年の秋に一部供用を開始されると。具体的にはどういった形での供用開始がされるのか、その点についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） この新若浜港の供用開始は、来年秋以降ということで県の方で示されております。その供用開始の方法につきましては、現在のコンテナ埠頭を順次移していくというようなことになるということでございまして、現在のコンテナ埠頭の機能を新若浜埠頭に移していくというふうに説明

を受けております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第66号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は可決されました。



日程第23 議案第67号 字の区域変更について

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第67号、字の区域変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、字の区域変更について説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県が行っている志布志港整備事業及び志布志港改修事業における公有水面埋立てに伴い、本市内の字の区域を変更する必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 補足説明を申し上げます。

先ほどの議案第66号で説明いたしました新たな土地が生じますので、字の区域変更をお願いするものであります。

変更後につきましては、大字名、志布志町安楽、ここは変わっておりませんが、字名が汐掛でございます。

左側ですが、左に包括される区域ということで、大字志布志町志布志字若浜3326、大字志布志町安楽字水溜201の30及びこれらの区域に介在する水路である国有地並びに字水溜201の20、29、30、41、字外間瀬202の1、字汐掛292の1、294に隣接する国有地の地先公有水面埋立地、それからもう一つが、大字志布志町安楽字汐掛292の1に隣接する国有地の地先公有水面埋立地でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第67号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は可決されました。



日程第24 発議第4号 日豪経済連携協定交渉において国内農業に影響を与えないことを求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第24、発議第4号、日豪経済連携協定交渉において国内農業に影響を与えないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第4号、日豪経済連携協定交渉において国内農業に影響を与えないことを求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第3号、日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書は、産業建設常任委員会に付託になっていましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定しました。それを受け、産業建設常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由といたしましては、日豪EPA/FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一これが認められない場合は、交渉を中断する。農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本にし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを強く要望するため、別紙のとおり、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三、外務大臣、麻生太郎、農林水産大臣、赤城徳彦。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ただいま、提出者から趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第5号 教育予算確保に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第25、発議第5号、教育予算確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました発議第5号、教育予算確保に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第4号、教育予算の拡充を求める意見書の採択についての陳情書は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があることから、教育予算に関する事項の実現について、格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、文部科学大臣、伊吹文明、総務大臣、菅義偉、財務大臣、尾身幸次でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願います。

○議長（谷口松生君） ただいま、提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第26 発議第6号 取り調べの可視化を求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第26、発議第6号、取り調べの可視化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました発議第6号、取り調べの可視化を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第6号、「取り調べの可視化」を求める陳情書は、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、一連の志布志事件は、裁判を通じて捜査の取調べは適正さに欠けたものであったことが明らかとなるなど、全国的な広がりを見せている。今後、再びこのようなことが繰り返されることのないよう、取調べの録音・録画などの可視化を各警察署でも実施されるよう、別紙案のとおり、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三、法務大臣、長勢甚遠、衆議院議長、河野洋平、参議院議長、扇千景であります。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ただいま、提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議決されました発議第4号から発議第6号まで、以上3件についての字句整理及び提出手続については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

日程第27 議員派遣の決定

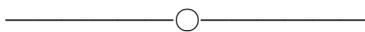
○議長（谷口松生君） 日程第27、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は配付してある内容のとおり決定

しました。



日程第28 閉会中の継続審査申出について

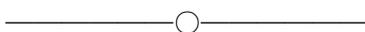
○議長（谷口松生君） 日程第28、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申出のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第29 閉会中の継続調査申出について

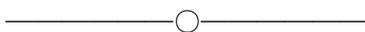
○議長（谷口松生君） 日程第29、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（谷口松生君） これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午後 2 時44分 閉会